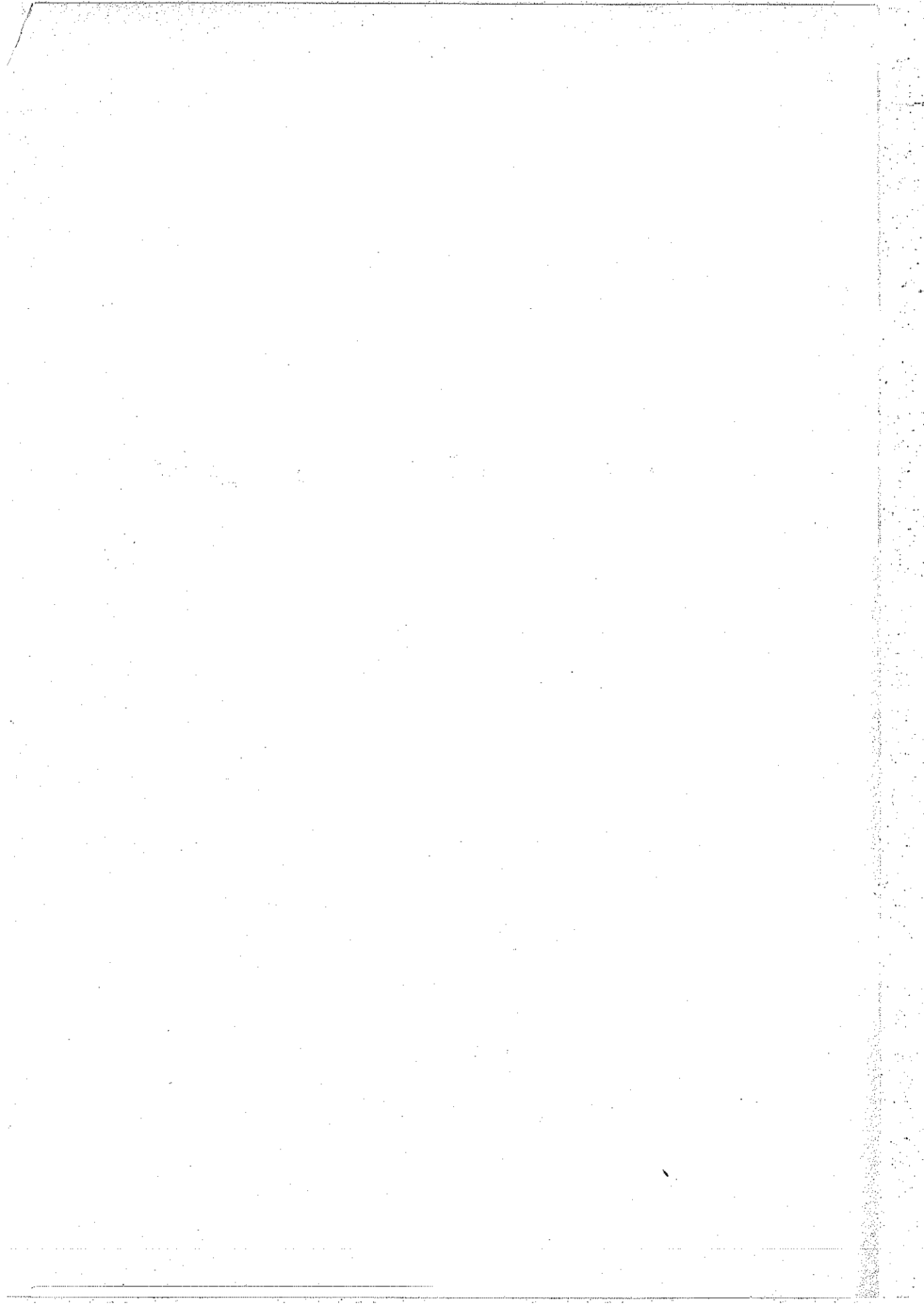


昭和53年 3月10日開会
昭和53年 3月29日閉会

和泉市議会第1回定例会会議録

第 1 号

和 泉 市 議 会



和泉市議会第1回定例会会議録目次

昭和53年3月10日（金曜日）第1日目

○ 出席議員・欠席議員	1 頁
○ 議事説明員その他	1 頁
○ 議事日程	3 頁
○ 開会宣告（午前10時32分）	4 頁
○ 会議録署名議員指名（天堀博君、橋本佳行君、仁井明君）	4 頁
○ 市長開会あいさつ	4 頁
○ 会期の決定（3月10日～3月29日 20日間）	5 頁
○ 日程第1 和泉市公共下水道事業特別会計設置条例制定について	}
○ 日程第2 和泉市下水道条例制定について	
○ 日程第3 和泉市高額療養費資金貸付金条例制定について	
○ 日程第4 和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について	
○ 日程第5 和泉市職員の育児休業に係る給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について	
○ 日程第6 和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	
○ 日程第7 和泉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例制定について	
○ 日程第8 和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定について	
○ 日程第9 和泉市営住宅条例の一部を改正する条例制定について	
○ 日程第10 青年学級の開設について	
○ 日程第11 和泉、泉大津都市計画事業第二阪和国道葛の葉土地区画整理事業施行に関する事務委託の廃止について	64 上頁
○ 日程第12 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	}
○ 日程第13 昭和53年度和泉市一般会計予算	
○ 日程第14 昭和53年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算	
○ 日程第15 昭和53年度和泉市土地区画整理事業特別会計予算	
○ 日程第16 昭和53年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算	
○ 日程第17 昭和53年度和泉市公共下水道事業特別会計予算	

5
括頁

64
上頁

程

○ 日程第18 昭和53年度和泉市水道事業会計予算	
○ 日程第19 昭和53年度和泉市病院事業会計予算	
○ 昭和53年度和泉市長施政方針	68頁
○ 日程第1から日程第19まで提案理由説明	72頁
○ 散会宣告(午後2時40分)	104頁

昭和53年3月13日(月曜日)第2日目

○ 出席議員、欠席議員	105頁
○ 議事説明員その他	105頁
○ 開会宣告(午前10時30分)	107頁
○ 一般並びに総括質問	
1番に5番 仁井 明君	107頁
2番に10番 山口 義一君	112頁
3番に3番 橋本 佳行君	117頁
4番に13番 赤阪 和見君	122頁
5番に22番 勝部津喜枝君	134頁
6番に12番 藤原 要馬君	150頁
○ 散会宣告(午後4時16分)	155頁

昭和53年3月14日(火曜日)第3日目

○ 出席議員、欠席議員	157頁
○ 議事説明員その他	157頁
○ 開会宣告(午前10時26分)	159頁
○ 一般並びに総括質問	
1番に21番 直村 静二君	159頁
2番に20番 田中 包治君	178頁
3番に8番 成田 秀益君	185頁
4番に28番 坂上 國治君	188頁
5番に15番 横田憲治郎君	196頁
○ 予算審査特別委員会設置並びに選任について	
日程第1より日程第19まで予算審査特別委員会に附記	196頁

○ 散会宣告（午後4時34分）	210頁
-----------------	------

昭和53年3月16日（木曜日）第4日目

○ 出席議員、欠席議員	211頁
○ 議事説明員その他	212頁
○ 議事日程	214頁
○ 開会宣告（午前10時30分）	216頁
○ 日程第1 昭和51年度和泉市歳入歳出決算認定について （決算委員長報告）	
○ 日程第2 例月出納検査結果報告（収入役扱昭和52年11月分）	} 227 — 頁 括 } 上 295 程頁
○ 日程第3 “ （水道部企業出納員扱昭和52年11月分）	
○ 日程第4 “ （市立病院企業出納員扱昭和52年11月分）	
○ 日程第5 “ （収入役扱 昭和52年12月分）	
○ 日程第6 “ （水道部企業出納員扱昭和52年12月分）	
○ 日程第7 “ （市立病院企業出納員扱昭和52年12月分）	
○ 日程第8 定期監査結果報告（第2次分）	} 296 — 括 } 上 程318 頁
○ 日程第9 財産取得について（市立鶴山台南小学校校舎）	
○ 日程第10 財産取得について（市立信太中学校水泳プール）	
○ 日程第11 財産取得について（不燃性廃棄物埋立処分用地）	
○ 日程第12 前収入役に係る退職手当の加給について	319頁
○ 日程第13 昭和52年度和泉市一般会計補正予算（第6号）	321頁
○ 日程第14 昭和52年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	360頁
○ 日程第15 昭和52年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第2号）	365頁
○ 日程第16 昭和52年度和泉市水道事業会計補正予算（第2号）	372頁
○ 日程第17 昭和52年度和泉市病院事業会計補正予算（第3号）	400頁
○ 日程第18 教育委員会委員の任命について	422頁
○ 日程第19 工事請負契約締結について（〔仮称〕和泉第四団地Eブロック建設工事）	} 425 括 } 上 程444 頁
○ 日程第20 工事請負契約締結について（〔仮称〕和泉第四団地Dブロック第2期建設工事）	
○ 日程第21 工事請負契約締結について（〔仮称〕和泉市立図書館新築工事）	
○ 散会宣告（午後9時36分）	444頁

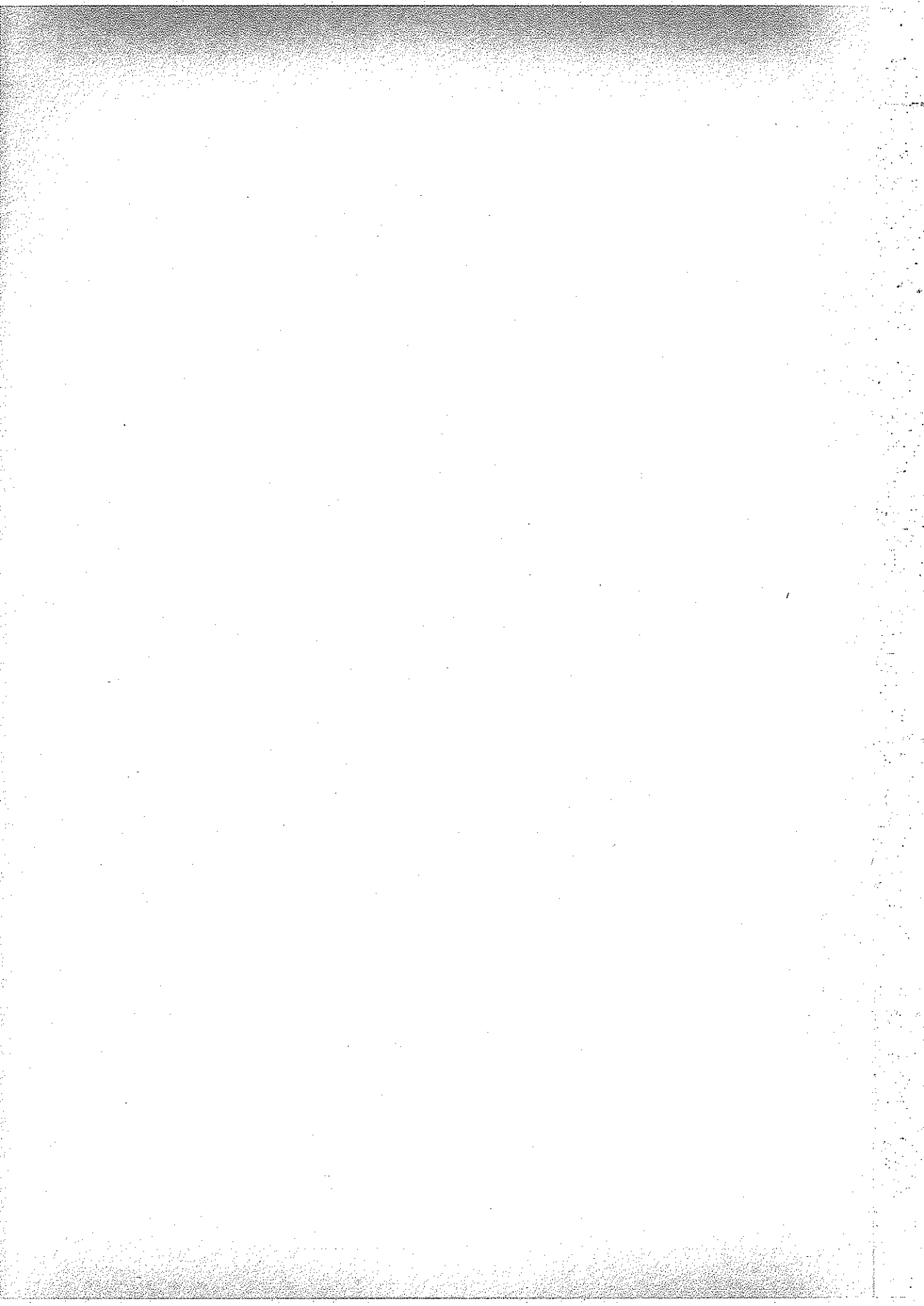
昭和53年3月17日(金曜日)第5日目

○ 出席議員、欠席議員	445 頁
○ 議事説明員その他	446 頁
○ 議事日程	447 頁
○ 開会宣告(午前11時40分)	447 頁
○ 日程第1 工事請負契約締結について(〔仮称〕和泉第四団地Eブロック建設工事)	447 頁
○ 日程第2 工事請負契約締結について(〔仮称〕和泉第四団地Dブロック第2期建設工事)	448 頁
○ 日程第3 工事請負契約締結について(〔仮称〕和泉市立図書館新築工事)	449 頁
○ 散会宣告(午前11時55分)	450 頁

昭和53年3月29日(水曜日) 最終日

○ 出席議員、欠席議員	451 頁
○ 議事説明員その他	452 頁
○ 議事日程	453 頁
○ 開会宣告(午前10時27分)	454 頁
○ 日程第1より日程第19まで予算審査特別委員会委員長 田中包治君報告	454 頁
○ 日程第20 和泉市土地開発公社昭和53事業年度事業計画書類の提出について	486 頁
○ 日程第21 和泉市心身障害児(者)の福祉に関する請願	500 頁
○ 日程第22 元号制の法制化に関する決議	502 頁
○ 市長閉会あいさつ	504 頁
○ 議長閉会あいさつ	505 頁
○ 閉会宣言(午後4時37分)	506 頁

第 1 日



昭和53年3月10日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	寺田	茂君	16番	木下	甲子三君
2番	天堀	博君	17番	富山	敏治君
3番	橋本	佳行君	18番	池辺	秀夫君
5番	仁井	明君	19番	貝淵	博治君
6番	大谷	昌幸君	20番	田中	包治君
7番	金沢	勝君	21番	直村	静二君
8番	成田	秀益君	22番	勝部	津喜枝君
9番	松下	定君	23番	三井	正光君
10番	山口	義一君	25番	竹内	修一君
11番	上代	卯之松君	26番	柳瀬	美樹君
12番	藤原	要馬君	27番	竹下	義章君
13番	赤阪	和見君	28番	坂上	國治君
15番	横田	憲治郎君	29番	藤原	利一君

○

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職名	氏名	職名	氏名
市長	池田忠雄	同和対策部長	佐原行雄
助役	坂口禮之助	“ 次長	生田稔
収入役	中塚白	市民部長	内田繁
市長公室長	西川喜久	“ 次長兼福祉事務所長	青木孝之
“ 次長兼企画室長	杉本弘文	産業衛生部長	山本俊兼
秘書広報課長	竹田明郎	“ 次長	富田宏之
財務部長	宇沢清	建設部次長	森保
“ 次長兼財政課長 事務取扱	麻生和義	改良事業部長	林徳次

改良事業部次長	逢野一郎	教育委員長	堀内由延
解放総合センター所長 兼総務課長事務取扱	萩本啓介	教 育 長	葛城宗一
用地担当参事、土地 開発公社事務局次長	岩井益一	“ 次長兼管理部長	広岡史郎
“	中西淳富	“ 次長兼指導部長	乾 武俊
病 院 長	竹林 淳	管 理 部 次 長	松村吉堯
病院事務局長	平野誠蔵	指 導 部 次 長	橋本昭夫
“ 次長兼管理課長	藤原光夫	選挙管理委員会 委 員 長	味谷日吉
水道部長	田中 稔	“ 事務局長	岸田秀仁
“ 次長	福本喬久	監 査 委 員	西口喜一郎
消 防 長	和田増義	監査事務局長兼 公平委員会事務局長	向井 洋
“ 次長兼消防署長	湯川行雄	農業委員会事務局長	信田種行

※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

○

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野 満 男

○

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事 務 局 長	吉岡昭男
次 長	吉田種義
議 事 係 長	西垣宏高
議 事 係	佐土谷茂一
議 事 係	山本雅俊

○

本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和53年和泉市議会第1回定例会議事日程

(8月10日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1	議案第12号	和泉市公共下水道事業特別会計設置条例制定について	P. 3
2	議案第13号	和泉市下水道条例制定について	P. 5
3	議案第14号	和泉市高額療養費資金貸付基金条例制定について	P. 25
4	議案第15号	和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について	P. 29
5	議案第16号	和泉市職員の育児休業に係る給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 33
6	議案第17号	和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	P. 36
7	議案第18号	和泉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例制定について	P. 44
8	議案第19号	和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定について	P. 48
9	議案第20号	和泉市営住宅条例の一部を改正する条例制定について	P. 51
10	議案第21号	青年学級の開設について	P. 54
11	議案第22号	和泉、泉大津都市計画事業第二阪和国道葛の葉土地区画整理事業施行に関する事務委託の廃止について	P. 56
12	議案第23号	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 57
13	議案第5号	昭和53年度和泉市一般会計予算	別冊
14	議案第6号	昭和53年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
15	議案第7号	昭和53年度和泉市土地区画整理事業特別会計予算	別冊
16	議案第8号	昭和53年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算	別冊
17	議案第9号	昭和53年度和泉市公共下水道事業特別会計予算	別冊
18	議案第10号	昭和53年度和泉市水道事業会計予算	別冊
19	議案第11号	昭和53年度和泉市病院事業会計予算	別冊

(午前10時32分開議)

- 議長(柳瀬美樹君) 皆さん、おはようございます。議員の皆さんには、年度末を控え何かと御多用の中を多数御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは、22名でございます。欠席、遅刻の届け出の議員さんはございませんので、その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになるものと思います。現在、22名でございます。

- 議長(柳瀬美樹君) ただいまの報告どおり、出席議員数22名をもちまして議会は成立しておりますので、これより昭和53年和泉市議会第1回定例会を開催いたします。

○

- 議長(柳瀬美樹君) 会議録の署名議員を2番 天堀君・三番 橋本君・五番 仁井君、以上3名の方をお願いいたします。

なお、本日の議事日程及び議場に出席を求めた者の氏名は、お手元に印刷配布してあるとおりでありますので、御了承賜りたいと存じます。

○

- 議長(柳瀬美樹君) この際、市長のあいさつをお願いいたします。

(市長あいさつ)

- 市長(池田忠雄君) 昭和53年第1回定例会の開会に当たりまして一言、ごあいさつを申し上げます。

議員の皆さん方におかれましては、公私何かと御繁忙の折にもかかわりませず、多数御出席をいただきまして、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。

本定例会に御提案申し上げます議案は、昭和53年度一般会計予算、特別会計予算を初め病院事業会計予算並びに水道事業会計予算と、これに関連いたします条例制定等多数御提案申し上げ、御審議をお願い申し上げます次第でございます。議案の内容につきましては、別途御説明させていただきますが、何とぞよろしく御審議を賜り、御議決、御承認くださいますようお願い申し上げます。

はなはだ簡単でございますが、開会に当たりましてのごあいさつにかえさせていただきます。

よろしくお願いを申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 市長のあいさつは終わりました。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議院運営委員会の決定に基づき、本日より3月29日までの20日間と決定いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、本定例会の会期は、本日から3月29日までの20日間と決定いたします。

○ 議長（柳瀬美樹君） 日程に入る前に、市長公室長より広報「いずみ」の製作に当たり議場風景の撮影と、盲人広報製作に当たり市長の施政方針の録音許可の願い出がありましたので、これを許可いたします。

○ 議長（柳瀬美樹君） それでは、本日より日程審議に入ります。日程第1「和泉市公共下水道事業特別会計設置条例制定について」より、日程第19「昭和53年度和泉市病院事業会計予算」までは、いずれも昭和53年度予算に関連する議案でございますので、これを一括議題といたします。

各議案については表題のみ朗読し、逐一の朗読を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、表題のみ局長より朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第12号

和泉市公共下水道事業特別会計設置条例制定について

和泉市公共下水道事業特別会計設置条例を次のように制定する。

昭和53年3月10日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市公共下水道事業特別会計設置条例(案)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項し規定により公共下水道事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第2条 この会計においては、公共下水道事業収入、国庫支出金、府支出金、一般会計繰入金、市債及び附属収入をもってその歳入とし、公共下水道の事業費、職員給与費、借入金の元利償還金及びその他の諸支出をもってその歳出とする。

附 則

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

理 由

本市の下水事業の施行に伴い、同事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、特別会計を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第13号

和泉市下水道条例制定について

和泉市下水道条例を次のように制定する。

昭和53年3月10日提出

和泉市長 池 田 忠 雄

和泉市条例第 号

和泉市下水道条例(案)

目 次

- 第1章 総則(第1条、第2条)
- 第2章 排水設備の設置等(第3条-第10条)
- 第3章 公共下水道(第11条-第17条)
- 第4章 使用料及び手数料(第18条-第23条)
- 第5章 行為の許可及び占用(第24条-第28条)

第6章 都市下水路（第29条、第30条）

第7章 在来下水路（第31条—第33条）

第8章 罰則（第34条—第36条）

第9章 雑則（第37条）

附 則

第1章 総 則

（この条例の趣旨）

第1条 市の設置する公共下水道、都市下水路並びに在来下水道の管理及び使用については、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）その他の法令で定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この条例において「下水」、「下水道」、「公共下水道」、「流域下水道」、「都市下水路」、「紙末処理場」、「排水設備」及び「除外施設」並びに「特定事業場」とは、それぞれ法第2条第1号に規定する下水、同条第2号に規定する下水道、同条第3号に規定する公共下水道で市が設置するもの、同条第4号に規定する流域下水道、同条第5号に規定する都市下水路で市が設置するもの、同条第6号に規定する終末処理場、法第10条第1項に規定する排水設備（屋内の排水管、これに固着する洗面器及び水洗便所のタンク並びに便器を含み、し尿浄化槽を除く）及び法第12条の10第1項に規定する除害施設並びに法第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。

2 この条例において「在来下水道」とは、公共下水道及び都市下水路以外の下水道をいう。

3 この条例において「管きょ」とは、排水管又は排水きょをいう。

4 この条例において「使用者」とは、下水を公共下水道に排除してこれを使用する者をいう。

5 この条例において「水道」及び「給水装置」とは、それぞれ水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道及び同条第8項に規定する給水装置をいう。

6 この条例において「使用月」とは、下水道使用料徴収の便宜上区分されたおおむね1月の期間をいう。

7 この条例において「排水区域」とは、法第2条第7号に規定する排水区域をいう。

8 この条例において「処理区域」とは、法第2条第8号に規定する処理区域をいう。

第2章 排水設備の設置等

（排水設備の接続方法及び内径等）

第3条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次の

各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 合流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、公共下水道のますその他の排水施設（法第11条第1項の規定により、又は同項の規定に該当しない場合に所有者の承諾を得て、他人の排水設備による下水を排除する場合における他人の排水設備を含む。以下この条及び次条において「公共ます等」という。）に固着させること。
- (2) 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水を排除すべき排水設備にあっては公共ます等で汚水を排除すべきものに、雨水を排除すべき排水設備にあっては公共ます等で雨水を排除すべきものに固着させること。
- (3) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で、市の規則で定めるものによること。
- (4) 汚水のみを排除すべき排水管内径は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水きょの断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水きょと同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、1の建物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

排水人口（単位人）	排水管内径（単位ミリメートル）
150未満	100以上
150以上300未満	150以上
300以上600未満	200以上
600以上	250以上

- (5) 雨水又は雨水を含む下水を排除すべき排水管内径は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水きょの断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、1の敷地から排除させる雨水又は雨水を含む下水の一部を排除すべき排水管で延長3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

排水面積（単位平方メートル）	排水管内径（単位ミリメートル）
200未満	100以上
200以上600未満	150以上
600以上	200以上

(公共下水道に直接接続しない排水施設の新設等)

第4条 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設(排水設備及び法第24条第1項の規定によりその設置について、許可を受けるべき排水設備を除く。以下この条及び次条において同じ。)の新設等を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 合流式の地域にあっては、汚水、雨水とも公共ます等でこれを排除すべきものに流入させるように設けること。
- (2) 分流式の地域にあっては、汚水は公共ます等で汚水を排除すべきものに、雨水は公共ます等で雨水を排除すべきものに流入させるように設けること。
- (3) 陶器、コンクリート、れんがその他の耐久性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。

(排水設備等の計画の確認)

第5条 排水設備又は前条の排水施設(これらに接続する除害施設を含む。以下これらを「排水設備等」という。)の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより申請書に必要な書類を添付して提出し、市長の確認を受けなければならない。

- 2 前項の申請書は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定による市長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を市長に届け出ることをもって足りる。

(排水設備等の工事の実施)

第6条 排水設備等の新設等の工事(規則で定める軽微な工事を除く。)は、規則で定めるところにより市長が排水設備等の工事に関し技能を有する者として指定した者(以下「指定排水設備工事業者」という。)の監理の下において施行しなければならない。ただし、市において工事を実施するときはこの限りでない。

(排水設備等の工事の検査)

第7条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から5日以内に到達するようにその旨を市長に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、市の職員の検査を受けなければならない。

- 2 前項の検査をする職員は、同項の検査をした場合において、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めたときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、検査済証を交付するものとする。

3 前項の検査済証の様式は規則で定める。

(指定排水設備工事業者)

第8条 指定排水設備工事業者は、次の各号に掲げる条件を備えた者のうちから、そのものの申請に基づき、市長が指定する。

(1) 市内に営業所を有すること。

(2) 専属の責任技術者を有すること。

(3) 前各号のほか、市長が必要と認める条件を有すること。

2 前項第2号の責任技術者は、市長の行う試験に合格した者でなければならない。

3 指定排水設備工事業者及び責任技術者は、それぞれ市長に登録を申請し、証書の交付を受けなければならない。

4 前2項に規定する責任技術者の試験並びに登録及び証書の交付については、第21条に定めるところによりそれぞれ手数料を徴収する。

5 その他指定排水設備工事業者に関する事項については、市長が別に定める。

(従来排水設備の認定)

第9条 従来排水設備等を使用する者は、市長に対して規則で定める排水設備等認定額を提出し、検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の検査をした場合において、その排水設備等が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めるときは検査済証を交付する。

(特別の必要による公共下水道の新設等)

第10条 使用者の特別の必要のため公共下水道の新設を行うときは、当該使用者は、その新設等に要する費用を負担するものとする。

第3章 公共下水道

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第11条 特定事業場から下水を排除して、公共下水道(終末処理場を設置しているもの又は終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。以下第13条において同じ。)を使用する者は、次に定める基準に適合しない下水を排除してはならない。

(1) 水素イオン濃度

水素指数5を超え9未満

(2) 生物化学的酸素要求量

1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満

(3) 浮遊物質

1リットルにつき600ミリグラム未満

(4) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量

1リットルにつき5ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

(除害施設の設置)

第12条 使用者は、次に定める基準に適合しない下水(水洗便所から排除される汚水を除く。)

を排除するときは、除害施設を設けてこれをしなければならない。

- (1) 温度 せつ氏45度未満
(2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
(3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

- (4) 沃素消費量 1リットルにつき220ミリグラム以下

(特定事業場の除害施設の設置)

第18条 次に定める基準に適合しない下水(水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第

1項又は、第5号の規定により公共下水道に排除してはならないとされるものを除く。)を排除するために公共下水道を使用する者は、除害施設を設けてこれをしなければならない。

- (1) 温度 せつ氏45度未満
(2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
(3) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間600ミリグラム未満
(4) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム以下
(5) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

- (6) カドミウム及びその化合物 1リットルにつきカドミウム0.1ミリグラム以下
(7) シアン化合物 1リットルにつきシアン1ミリグラム以下
(8) 有機磷化合物 1リットルにつき1ミリグラム以下

(9) 鉛その他化合物 1リットルにつき鉛1ミリグラム以下

(10) 六価クロム化合物 1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム以下

(11) 砒素及びその化合物 1リットルにつき砒素0.5ミリグラム以下

(12) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 1リットルにつき0.005ミリグラム以下

(13) アルキル水銀化合物 検出されないこと

(14) PCB 1リットルにつき0.003ミリグラム以下

(15) フェノール類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下

(16) 銅及びその化合物	1リットルにつき銅8ミリグラム以下
(17) 亜鉛及びその化合物	1リットルにつき亜鉛5ミリグラム以下
(18) 鉄及びその化合物(溶解性)	1リットルにつき鉄10ミリグラム以下
(19) マンガン及びその化合物(溶解性)	1リットルにつきマンガン10ミリグラム以下
(20) クロム及びその化合物	1リットルにつきクロム2ミリグラム以下
(21) 弗素化合物	1リットルにつき弗素15ミリグラム以下
(22) 汚濁消費量	1リットルにつき220ミリグラム以下
(23) ほう素含有量	1リットルにつき2ミリグラム以下
(24) 色又は臭気	放流先で支障をきたすような色又は臭気を帯びていないこと

2 製造業又はガス供給業の用に供する施設から下水を排除して、公共下水道を使用する者については、前項第1号から第4号までの規定にかかわらず次の各号に定める基準に適合しない下水とする。

- | | |
|----------------|------------------------|
| (1) 温度 | せつ氏40度未満 |
| (2) 水素イオン濃度 | 水素指数5.7以上8.7未満 |
| (3) 生物化学的酸素要求量 | 1リットルにつき5日間に300ミリグラム未満 |
| (4) 浮遊物質 | 1リットルにつき300ミリグラム以下 |

(特定事業場管理責任者の選任)

第14条 公共下水道を使用する特定施設の設置者は、次の各号に掲げる業務を統括する者(以下「特定事業場管理責任者」という。)を選任し、市長に届け出なければならない。

- (1) 特定施設の使用の方法の監視並びに特定施設から排水される汚水又は廃液を処理するための施設及びこれに附属する施設並びに使用に関すること。
- (2) 特定事業場から、公共下水道に排除される下水の水質の測定及び記録に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか規則で定めること。

2 特定事業場管理責任者は、当該事業所においてその業務を統括管理する者をもって充てなければならない。

(し尿の制限)

第15条 使用者は、し尿を公共下水道に排除するときは、水洗便所によってこれをしなければならない。

(使属開始等の届出)

第16条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、又は廃止し、若しくは現に休止している

その使用を再開したときは、当該使用者は、規則で定めるところにより遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。ただし、雨水のみを排除して公共下水道を使用する場合はこの限りでない。

2 法第12条の3、第12条の4又は第12条の7の規定による届出をした者は、前項の規定による届出をした者とみなす。

(悪質下水の排除の開始等の届出)

第17条 使用者は、下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第9条第1項第4号に該当する水質又は同令第9条の7、第9条の8第1項第3号、同項第4号又は同条第2項に定める基準に適合しない水質の下水(以下「悪質下水」という。)の排除を開始しようとするときは、あらかじめ、当該悪質下水の量及び水質を規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

2 前項の使用者は、同項の届出に係る悪質下水の量又は水質を変更し、その排除を休止し若しくは廃止し、又は現に休止しているその排除を再開しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

3 前条第2項の規定は、前2項の場合に準用する。

第4章 使用料及び手数料

(使用料の徴収)

第18条 市は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 前項の使用料は、毎使用月、その使用月における公共下水道の使用について集金又は納入告知書により徴収する。

3 前項の規定にかかわらず、土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため公共下水道を使用する場合、その他公共下水道を一時使用する場合において必要と認めるときは、市長は、使用料を前納させることができる。この場合において使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったとき、その他市長が必要と認めたとときに行う。

(使用料の算定方法)

第19条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算出する。

区 分	基本料金	従量料金(1立法メートルにつき)
一般汚水	8立法メートルまで	9立法メートル～20立法メートルまで 35円
		21立法メートル～30立法メートルまで 40円
		31立法メートル～50立法メートルまで 45円

	255円	51立方メートル～100立方メートルまで	50円
		101立方メートル以上	60円

2 月の中途において排水区域外から排水区域になった区域については、その属する日数の多かった区域の料率をもって当該区域の料率とし、その属する日数が同じであった場合は、排水区域内の料率をもってその料率とする。

3 使用者が排除した汚水で、その処理に特別の費用を要するものについては、第1項に規定する料金の3倍の額の範囲内で市長が定める。

4 使用者が排除した汚水の量の算定は、次の各号の定めるところによる。

(1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を協同で使用している場合等においてそれぞれの使用者の使用量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。

(2) 水道水以外の水を使用した場合はその使用水量とし、使用水量は、使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。

(3) 氷雪製造業その他の営業で、その営業に伴い、使用する水の量が排除汚水量と著しく異なるものを営む使用者は、毎使用月、その使用月に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

この場合において、前2号の規定にかかわらず、市長は、その申告書の記載事項を勘案して、その使用者の排除汚水量を認定するものとする。

(資料の提出)

第20条 市長は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。

(手数料)

第21条 手数料は、次の各号に定めるところにより申込者からこれを徴収する。

- | | | |
|-----------------------|-------|--------|
| (1) 指定排水設備工事業者認可申請手数料 | 1件につき | 200円 |
| (2) 証明手数料 | 1件につき | 200円 |
| (3) 登録手数料 | | |
| ア 指定排水設備工事業者 | 1件につき | 5,000円 |
| イ 責任技術者 | 1件につき | 1,000円 |
| (4) 責任技術者試験手数料 | 1件につき | 2,000円 |

(5) 証書交付手数料

1件につき

200円

2 前項の手数料は、還付しない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の督促)

第22条 使用料及び手数料を納期限までに完納しないときは、督促状を発する。

(使用料等の免除、軽減又は徴収猶予等)

第23条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるものに対しては、使用料又は手数料を免除し、軽減し、又は徴収を猶予することができる。

第5章 行為の許可及び占用

(行為の許可)

第24条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、申請書に次の各号に掲げる図面を添付して市長に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも同様とする。

(1) 施設又は工作物その他の物件(排水設備を除く。以下「物件」という。)を設ける場所を表示した平面図

(2) 物件の断面を表示した図面

(3) 物件の配置及び構造を表示した図面

(許可を要しない軽微な変更)

第25条 法第24条第1項の条例で定める軽微な変更は、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件で同項の許可を受けて設けた物件(地上に存する部分に限る。)に対する添加であって、同項の許可を受けた者が当該施設又は工作物その他の物件を設ける目的に付随して行うものとする。

(占用)

第26条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件(以下この条において「占用物件」という。)を設け、継続して公共下水道の施設を占用しようとする者は、占用許可願を提出して市長の許可を受けなければならない。ただし、占用物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。

2 市は、前項の占用の許可を受けた者から占用料を徴収する。ただし、次の各号に掲げる占用物件についてはこの限りでない。

(1) 公共下水道に下水を排除することを目的とする占用物件

(2) 国の行う事業で一般会計をもって経理するものに係る占用物件

(3) 国の行う事業で特別会計をもって経理するもののうち、企業性格を有しない事業及び郵政

事業に係る占用物件

(4) 地方公共団体の行う事業で、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業にかかる占用物件

（占用料）

第27条 前条第2項に規定する占用料の額及び徴収方法については、和泉市道路占用料条例（昭和42年和泉市条例第21号）の規定を準用する。この場合において「道路」とあるのは、「公共下水道の敷地又は排水施設」と読み替るものとする。

（原状回復）

第28条 第26条第1項の占用の許可を受けた者は、その許可により占用物件を設けることができる期間が満了したとき又は当該占用物件を設ける目的を廃止したときは、当該占用物件を除去し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當であると市長において認めるときは、この限りでない。

2. 市長は、第26条第1項の占用の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について、必要な指示をすることができる。

第6章 都市下水路

（行為の制限）

第29条 法第29条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

（準用規定）

第30条 第10条、第12条、第17条及び第26条から第28条までの規定は、都市下水路について準用する。この場合において、これらの規定中「公共下水道」とあるのは、「都市下水路」と読み替えるものとする。

第7章 在来下水道

（供用開始の公示等）

第31条 市長は、在来下水道の構造が法第7条に定める公共下水道の構造に関する技術上の基準に適合し、かつ、公共下水道に接続することとなったときは、あらかじめ供用を開始する年月日、下水を排除する区域その他規則で定める事項を公示し、及びこれを表示した図面を一般の従覧に供するものとする。

2. 前項の規定は、在来下水道により排除する下水の終末処理場による処理の開始をしようとする場合に準用する。この場合において、同項中「供用を開始する年月日」とあるのは、「下水の処理を開始する年月日」と、「下水を排除する区域」とあるのは、「下水を処理する区域」と読み

替えるものとする。

(公共下水道に関する規定の準用)

第 3 2 条 第 2 章より第 5 章までの規定は、前条の規定により供用開始の公示のあった在来下水道(以下「公示に係る在来下水道」という。)に排水設備を設置し、使用しようとするものについて準用する。この場合において「公共下水道」とあるのは「公示に係る在来下水道」と読み替えるものとする。

(公共下水道の排水区域等となった場合の経過規定)

第 3 3 条 公示に係る在来下水道の下水を排除する区域又は処理する区域が、法第 9 条により公示された公共下水道の排水区域又は処理区域となった場合においては、前条の規定に基づき設置された排水設備等並びに同条の規定に基づいてなされた使用者の行為は、公共下水道に関する各相当規定に基づき設置され、又は行われたものとみなす。

第 8 章 罰 則

(罰 則)

第 3 4 条 次の各号の一に掲げる者に対して 1 万円以下の過料に処する。

- (1) 第 5 条第 1 項又は第 2 項の規定による確認を受けないで排水設備等の工事を実施した者
- (2) 第 6 条の規定に違反して排水設備等の工事を実施した者
- (3) 排水設備等の新設等を行って第 7 条第 1 項の規定による届け出を同項に規定する期間内に行わなかった者
- (4) 第 1 2 条及び第 1 4 条又は第 1 5 条の規定に違反した者
- (5) 第 1 6 条第 1 項又は第 1 7 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による届出を怠った者
- (6) 第 2 0 条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者
- (7) 第 2 8 条第 2 項の規定による指示に従わなかった者
- (8) 第 5 条第 1 項又は第 2 4 条の規定による申請書又は書類、第 5 条第 2 項前段、第 1 6 条又は第 1 7 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による届出書、第 1 9 条第 3 項第 3 号の規定による申請書又は第 2 0 条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者

第 3 5 条 偽りその他不正な手段により使用料、手数料又は占用料の徴収を免れた者は、その免れた金額の 5 倍の金額に相当する額以下の過料に処する。

第 3 6 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務に関して前 2 条の違反行為をしたときは、行為を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の過料を科する。

第9章 雑 則

(委 任)

第37条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

和泉市公共下水道として都市計画事業認可を受け整備中の新住宅市街地開発事業による日本住宅公団光明台団地並びに大阪府企業局による伏屋地区の公共下水道の完了に伴い一部供用開始のためこれが適正な管理運営に關する事項を下水道法第25条の規定により定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第14号

和泉市高額療養費資金貸付基金条例制定について

和泉市高額療養費資金貸付基金条例を次のように制定する。

昭和53年3月10日提出

和泉市長 池 田 忠 雄

和泉市条例第 号

和泉市高額療養費資金貸付基金条例(案)

(設 置)

第1条 高額療養費の支払資金(以下「資金」という。)の貸付けに關する事務を円滑かつ効率的に行うため、和泉市高額療養費資金貸付基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、1,000万円とする。

(貸付対象)

第3条 資金の貸付けを受けることができる者は、和泉市国民健康保険被保険者のうち高額療養費の支給を受けることができる者で、資金の調達が困難なものとする。ただし、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第64条に該当する者は対象としない。

(貸付要件)

第4条 資金の貸付けを受ける者は、次の各号に掲げる要件を備えなければならない。

- (1) 和泉市内に1年以上居住している者
- (2) 世帯の総所得金額の合計額が500万円以下であること。
- (3) 国民健康保険料を完納していること

(貸付金額)

第5条 資金の貸付金額は、高額療養費の10分の8を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、切り捨てる。)の範囲内で、市長が定める額とする。ただし、その額が1万円未満のものについては、貸付けをしない。

(貸付条件)

第6条 資金の貸付条件は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 貸付けの利率 無利子。
- (2) 貸付期間 高額療養費の支給日までとする。

(繰上償還)

第7条 市長は、資金の貸付けを受けた者が資金の貸付けの目的以外に使用したとき又は貸付条件に従わなかったときは、資金の全部又は一部を繰上償還させることができる。

2 資金の貸付けを受けた者は、必要に応じ資金の全部又は一部の繰上償還をすることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日以後の診療にかかるものについて適用する。

理 由

近年の医学、医術の向上、点数改正等に伴い、国民健康保険被保険者の一部負担金が高額になっていることにかんがみ、低所得の被保険者の高額療養費の支給を受けるまでの間の救済措置を講ずる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第15号

和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について

和泉市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和53年8月10日提出

和泉市長 池田 忠 雄

和泉市条例第 号

和泉市職員定数条例の一部を改正する条例(案)

和泉市職員定数条例(昭和47年和泉市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号を次のように改める。

(2) 市長の補助機関たる職員

ア 一般会計で給与を支弁する職員 875人(うち449人は、福祉事務所の職員とする。)

イ 特別会計で給与を支弁する職員 330人

第2条第1項第6号中「47人」を「46人」に改める。

附 則

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

理 由

市財政窮迫の実情にかんがみ、人件費の節減を図るため市職員の定数を削減するとともに、新たな特別会計からの給与の支弁のため所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第15号参考資料

和泉市職員定数条例の一部改正案新旧対照表

新	旧
(職員の定数)	(職員の定数)
第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるところによる。	第3条 職員の定数は、次の各号に掲げるところによる。
(1) 議会の事務局の職員 10人	(1) 議会の事務局の職員 10人
(2) 市長の補助機関たる職員	(2) 市長の補助機関たる職員
ア 一般会計で給与を支弁する職員 87	ア 一般会計で給与を支弁する職員 90
5人(うち449人は、福祉事務所の職員とする。)	5人(うち460人は、福祉事務所の職員とする。)

イ 特別会計で給与を支弁する職員 330

人

- (3) 水道事業に属する職員 112人
- (4) 選挙管理委員会の職員 5人
- (5) 監査委員の事務局の職員 3人
- (6) 教育委員会の事務局の職員 46人
- (7) 教育委員会の所管に属する教育機関の職員 213人
- (8) 公平委員会の事務職員 3人
- (9) 農業委員会の職員 4人
- (10) 消防職員 95人

2. 略

イ 国民健康保険事業特別会計で給与を支

弁する職員 22人

ウ 病院事業会計で給与を支弁する職員

308人

- (3) 水道事業に属する職員 112人
- (4) 選挙管理委員会の職員 5人
- (5) 監査委員の事務局の職員 3人
- (6) 教育委員会の事務局の職員 47人
- (7) 教育委員会の所管に属する教育機関の職員 213人
- (8) 公平委員会の事務職員 3人
- (9) 農業委員会の職員 4人
- (10) 消防職員 95人

2. 略

議案第16号

和泉市職員の育児休業に係る給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
和泉市職員の育児休業に係る給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和53年3月10日提出

和泉市長 池田 忠 雄

和泉市条例第 号

和泉市職員の育児休業に係る給与等に関する条例の一部を改正する条例(案)

和泉市職員の育児休業に係る給与等に関する条例(昭和51年和泉市条例第22号)の一部を次のように改正する。附則中第2項を第5項とし、第1項の次に次の3項を加える。

2 当分の間、育児休業法第3条第2項の規定に基づく育児休業の許可を受けた職員には、育児休業の期間中、育児休業給を支給する。

3 育児休業給の月額、次の各号に掲げる額を合計した額とする。

- (1) 給料の月額に、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第114条第2項の規定に基づき定められる割合のうち長期給付及び福祉事業に係るものを乗じて得た額を合計し

た額

(2) 健康保険法(大正11年法律第70号)第71条、第72条及び第75条の規定に基づき被保険者が負担すべき保険料額に相当する額

4 育児休業給の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

理 由

一般職の国家公務員に対する育児休業給支給制度の創設及びこれに伴う地方自治法の一部改正の趣旨にかんがみ、本市においても、当分の間、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の規定に基づく育児休業の許可を受けた職員に対し、育児休業給を支給する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第17号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和53年3月10日提出

和泉市長 池 田 忠 雄

和泉市条例第 号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)

和泉市国民健康保険条例(昭和35年和泉市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第6条の2中「40,000円」を「50,000円」に改める。

第7条中「10,000円」を「15,000円」に改める。

第14条を次のように改める。

(保険料の賦課総額)

第14条 保険料は、被保険者の属する世帯の世帯主(以下「世帯主」という。)から徴収する。

2 保険料の賦課額は、その世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、賦課額は、170,000円を超えることができない。

第15条第2項中「世帯主及び」を削り、「(昭和35年条例第16号)」を「(昭和35年和泉市条例第16号)」に改める。

第20条を次のように改める。

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動があった場合)

第20条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加した場合における当該納付義務者に係る第14条第2項の額又は第21条の2第1項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加した日の属する月から、月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅し、又は1世帯に属する被保険者数が減少した場合における当該納付義務者に係る第14条第2項の額又は第21条の2第1項各号に定める額の算定はそれぞれ、その納付義務が消滅し、又は被保険者数が減少した日の属する月の前月まで、月割をもって行う。

第21条を削る。

第21条の2中「(第21条の規定により減額した場合は、当該減額した額とする。)」を削り同条を第21条とする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の和泉市国民健康保険条例(以下「新条例」という。)第6条の2及び第7条の規定は、昭和53年4月1日以降の出産並びに死亡から適用し、新条例第14条第2項の規定は、昭和53年度分の保険料から適用する。

理 由

地方税法及び国民健康保険条例準則の一部改正並びに医療費の点数改正等にかんがみ、国民健康保険料の負担の公平と給付改善を図るため、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第17号参考資料

和泉市国民健康保険条例の一部改正(案)新旧対照表

新	旧
(助産費) 第6条の2 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、助産	(助産費) 第6条の2 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、

費として50,000円を支給する。

(葬祭費)

第7条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として15,000円を支給する。

(保険料の賦課額)

第14条 保険料は、被保険者の属する世帯の世帯主(以下「世帯主」という。)から徴収する。

2 保険料の賦課額は、その世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、賦課額は170,000円を超えることができない。

(所得割額の算定)

第15条 略

2 前項の場合において、その世帯に属する被保険者に係る前年度分の市民税がないときは当該被保険者に係る他の市(区、町、村)の前年度分の市(特別区、町、村)民税額(当該他の市(区、町、村)における市(特別区、町、村)民税額の算定の基礎となる税率が和泉市税条例(昭和35年和泉市条例第16号)第12条第1項及び第14条に規定する税率と異なる場合においては、当該税率によってこれを算定した額とする。)をもって、前項の市民税額とする。

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動があった場合)

第20条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加した場合における当該納付義務者に係る第14条第

助産費として40,000円を支給する。

(葬祭費)

第7条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として10,000円を支給する。

(保険料の賦課額)

第14条 保険料の賦課額は、被保険者の属する世帯の世帯主(以下「世帯主」という。)

及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、賦課額は、150,000円を超えることができない。

(所得割額の算定)

第15条 略

2 前項の場合において、世帯主及びその世帯に属する被保険者に係る前年度分の市民税がないときは、当該被保険者に係る他の市(区、町、村)の前年度分の市(特別区、町、村)民税額(当該他の市(区、町、村)における市(特別区、町、村)民税額の算定の基礎となる税率が和泉市税条例(昭和35年条例第16号)第12条第1項及び第14条に規定する税率と異なる場合においては、当該税率によってこれを算定した額とする。)をもって、前項の市民税額とする。

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動があった場合)

第20条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、若しくは1世帯に属する被保険者数が増加した場合における当該納付義務者に係る

2項の額又は第21条の2第1項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加した日の属する月から、月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅し、又は1世帯に属する被保険者数が減少した場合における当該納付義務者に係る第14条第2項の額又は第21条の2第1項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が消滅し、又は被保険者が減少した日の属する月の前月まで、月割をもって行う。

(保険料の減額)

第21条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を

第14条の額、第21条各号の合計額若しくは第21条の2第1項各号に定める額の算定又は保険料の賦課期日後に世帯主が被保険者でなくなった場合における当該納付義務者に係る第21条各号の合計額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、被保険者数が増加し、又は世帯主が被保険者でなくなった日の属する月から、月割をもって行なう。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅し、若しくは1世帯に属する被保険者数が減少した場合における当該納付義務者に係る第14条の額、第21条各号の合計額若しくは第21条の2第1項各号に定める額の算定又は賦課期日後に世帯主が被保険者となった場合における当該納付義務者に係る第21条各号の合計額の算定は、それぞれ、その納付義務が消滅し、被保険者が減少し、又は世帯主が被保険者となった日の属する月の前月まで、月割をもって行なう。

(世帯主が被保険者でない場合)

第21条 世帯主が被保険者でない場合に、当該世帯主に対して課する保険料の額は、第14条の賦課額から、次の各号に掲げる額の合計額を減額した額とする。

- (1) 当該世帯主の均等割額
- (2) 当該世帯主の所得割の額
- (3) 当該世帯主の資産割の額

(保険料の減額)

第21条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の賦課額(第21条の規定により減額した場合は、

減額した額とする。

(1)、(2) 略

当該減額した額とする。)から、それぞれ

当該各号に定める額を減額した額とする。

(1)、(2) 略

議案第18号

和泉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例制定について

和泉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和53年3月10日提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例(案)

和泉市立小学校及び中学校設置条例(昭和39年和泉市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中「同 南池田小学校 同 納花町181番地」を

「同 南池田小学校 同 納花町181番地
同 光明台南小学校 同 光明台三丁目8番1号」
に改める。

第2条中「同 石尾中学校 同 万町930番地」を

「同 石尾中学校 同 万町930番地
同 光明台中学校 同 光明台一丁目28番1号」
に改める。

附 則

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

理 由

市内における学校規模の適正化を図るとともに、地域開発による児童、生徒の増加に対処するため、小学校及び中学校を新設する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第18号参考資料

和泉市立小学校及び中学校設置条例の一部改正(案)新旧対照表

新	旧
第1条 和泉市立小学校を次のとおり設置する。	第1条 和泉市立小学校を次のとおり設置する。
和泉市立国府小学校	和泉市立国府小学校
和泉市府中町2丁目5番20号	和泉市府中町2丁目5番20号
同 和気小学校	同 和気小学校
同 和気町100番地	同 和気町100番地
同 伯太小学校	同 伯太小学校
同 伯太町2丁目24番22号	同 伯太町2丁目24番22号
同 黒鳥小学校	同 黒鳥小学校
同 黒鳥町704番地の1	同 黒鳥町704番地の1
同 芦部小学校	同 芦部小学校
同 芦部町224番地の3	同 芦部町224番地の3
同 北池田小学校	同 北池田小学校
同 池田下町1.670番地	同 池田下町1.670番地
同 南池田小学校	同 南池田小学校
同 納花町181番地	同 納花町181番地
同 光明台南小学校	同 緑ヶ丘小学校
同 光明台3丁目8番1号	同 緑ヶ丘21番地の1
同 緑ヶ丘小学校	同 北松尾小学校
同 緑ヶ丘21番地の1	同 唐国町827番地
同 北松尾小学校	同 南松尾小学校
同 唐国町827番地	同 久井町430番地
同 南松尾小学校	同 横山小学校
同 久井町430番地	同 北田中町183番地
同 横山小学校	同 南横山小学校
同 北田中町183番地	同 父鬼町1.506番地
同 南横山小学校	同 幸小学校
同 父鬼町1.506番地	同 幸町61番地

同 幸小学校
 同 幸町 61 番地
 同 信太小学校
 同 上町 754 番地
 同 鶴山台北小学校
 同 鶴山台 1 丁目 9 番 1 号
 同 鶴山台南小学校
 同 鶴山台 4 丁目 1 番 1 号

第 2 条 和泉市立中学校を次のとおり設置する。

和泉市立和泉中学校

和泉市伯太町 1 丁目 2 番 1 号

同 郷荘中学校
 同 寺門町 2 番地の 1

同 石尾中学校
 同 万町 930 番地

同 光明台中学校
 同 光明台 1 丁目 28 番 1 号

同 南松尾中学校
 同 春木町 615 番地の 4

同 横尾中学校
 同 仏並町 198 番地

同 富秋中学校
 同 富秋町 123 番地

同 信太中学校
 同 鶴山台 1 丁目 1 番 1 号

同 信太小学校
 同 上町 754 番地
 同 鶴山台北小学校
 同 鶴山台 1 丁目 9 番 1 号
 同 鶴山台南小学校
 同 鶴山台 4 丁目 1 番 1 号

第 2 条 和泉市立中学校を次のとおり設置する。

和泉市立和泉中学校

和泉市伯太町 1 丁目 2 番 1 号

同 郷荘中学校
 同 寺門町 2 番地の 1

同 石尾中学校
 同 万町 930 番地

同 南松尾中学校
 同 春木町 615 番地の 4

同 横尾中学校
 同 仏並町 198 番地

同 富秋中学校
 同 富秋町 123 番地

同 信太中学校
 同 鶴山台 1 丁目 1 番 1 号

議案第 19 号

和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定について

和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和 53 年 3 月 10 日提出

和泉市長 池 田 忠 雄

和泉市条例第 号

和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例(案)

和泉市立幼稚園条例(昭和34年和泉市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項及び第2項中「5,500円」を「6,500円」に改める。

附 則

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

理 由

市立幼稚園の運営経費の増加に伴い、入園料及び保育料の額を改定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第19号参考資料

和泉市立幼稚園条例の一部改正(案)新旧対照表

新	旧
(入園料及び保育料)	(入園料及び保育料)
第4条 幼稚園の入園料は、園児1人につき 6,500円とする。	第4条 幼稚園の入園料は、園児1人につき 5,500円とする。
2 幼稚園の保育料は、園児1人につき月額 6,500円とする。	2 幼稚園の保育料は、園児1人につき月額 5,500円とする。

議案第20号

和泉市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

和泉市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和53年3月10日提出

和泉市長 池 田 忠 雄

和泉市条例第 号

和泉市営住宅条例の一部を改正する条例(案)

和泉市営住宅条例(昭和35年和泉市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表中幸団地の項の次に次のように加える。

王子第一団地	” 王子町188番地の1
王子第二団地	” 王子町103番地
幸第二団地	” 幸町138番地

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

理 由

市営住宅の管理範囲を明確にするため、新設する住宅を同範囲に加える必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第20号参考資料

和泉市営住宅条例の一部改正(案)新旧対照表

新	
(設置等)	
第1条 本市に市営住宅及び共同施設を設置し、その名称及び位置は次のとおりとする。	
名 称	位 置
横 山 住 宅	和泉市北田中町185番地の1
坊 城 川 住 宅	“ 伯太町1丁目9番1号～25号 (中 略)
和 泉 第 一 団 地	“ 旭町87番地
幸 団 地	“ 幸町22番地の1
王 子 第 一 団 地	“ 王子町188番地の1
王 子 第 二 団 地	“ 王子町103番地
幸 第 二 団 地	“ 幸町138番地

旧	
(設置等)	
第1条 本市に市営住宅及び共同施設を設置し、その名称及び位置は次のとおりとする。	
名 称	位 置
横 山 住 宅	和泉市北田中町185番地の1
坊 城 川 住 宅	“ 伯太町一丁目9番1号～25号 (中 略)
和 泉 第 一 団 地	“ 旭町87番地
幸 団 地	“ 幸町22番地の1

議案第 21 号

青年学級の開設について

青年学級振興法（昭和 28 年法律第 211 号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、青年学級を次のとおり開設する。

昭和 53 年 3 月 10 日提出

和泉市長 池 田 忠 雄

青年学級

- 1 名 称 和泉市立和泉青年学級
" 北池田青年学級
" 南池田青年学級
" 横山青年学級
- 2 開 設 者 和泉市
- 3 開 設 期 日 昭和 53 年 4 月 1 日
- 4 開 設 期 間 自 昭和 53 年 4 月 1 日
至 昭和 54 年 3 月 31 日
- 5 開 設 場 所 和泉市立市民会館
" 北池田小学校
" 南池田公民館
" 榎尾中学校
- 6 学 習 内 容 一般教養（一般社会、書道）
家 事（茶道、華道）
- 7 学 習 時 間 各青年学級ともに年間を通じ 1 人 100 時間以上

議案第 21 号参考資料

青年学級振興法（昭和 28 年法律第 211 号）抜すい

（開設及び実施機関）

第 5 条 青年学級は、市町村が開設する。

2 市町村の教育委員会は、青年学級の開設を決定するには、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

3 青年学級の実施機関（以下「実施機関」という。）は、原則として、市町村の設置する公民館又は学校（大学及び高等専門学校を除く。）とする。

議案第 22 号

和泉、泉大津都市計画第二阪和国道葛の葉土地区画整理事業施行に関する事務委託の廃止
について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 の規定により和泉市と泉大津市間の
和泉、泉大津都市計画事業第二阪和国道葛の葉土地区画整理事業施行に関する事務委託を廃止昭
和 53 年 3 月 31 日をもってする。

昭和 53 年 3 月 10 日提出

和泉市長 池 田 忠 雄

議案第 23 号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
一般職の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和 53 年 3 月 10 日

和泉市長 池 田 忠 雄

和泉市条例第 号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 35 年和泉市条例第 14 号）の一部を次のよ
うに改正する。

第 21 条第 1 項中「診療収益の額から手術料、給食料、看護料及び寝具料を控除した額の 100
分の 4.5 以内の額を支給する。」を「支給し、その手当の月額は別表第 2 に定める額の範囲内と
する。」に改め、同条第 2 項を削る。

第 28 条第 2 項中「別表第 2」を「別表第 3」に改める。

別表第 2 を別表第 3 とし、別表第 1（その 2）の次に次の 1 別表を加える。

別表第2

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の診療手当月額

職務の等級 号 給	1 等 級		2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	甲	乙				
1	—	—	—	4,800	4,500	—
2	6,000	5,600	5,200	4,900	4,600	3,900
3	6,100	5,700	5,300	5,000	4,700	4,000
4	6,200	5,800	5,400	5,100	4,800	4,100
5	6,300	5,900	5,500	5,200	4,900	4,200
6	6,400	6,000	5,600	5,300	5,000	4,300
7	6,500	6,100	5,700	5,400	5,100	4,400
8	6,600	6,200	5,800	5,500	5,200	4,500
9	6,700	6,300	5,900	5,600	5,300	4,600
10	6,800	6,400	6,000	5,700	5,400	4,700
11	6,900	6,500	6,100	5,800	5,500	4,800
12	7,000	6,600	6,200	5,900	5,600	4,900
13	7,100	6,700	6,300	6,000	5,700	5,000
14	7,200	6,800	6,400	6,100	5,800	5,100
15	7,300	6,900	6,500	6,200	5,900	5,200
16	7,400	7,000	6,600	6,300	6,000	5,300

職務の等級 号 給	1 等 級		2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	甲	乙				
1 7	7,500	7,100	6,700	6,400	6,100	5,400
1 8	7,600	7,200	6,800	6,500	6,200	5,500
1 9	7,700	7,300	6,900	6,600	6,200	5,600
2 0	7,800	7,400	7,000	6,700	6,300	5,600
2 1	7,900	7,500	7,100	6,800	6,400	5,700
2 2	8,000	7,700	7,200	6,900	6,500	5,800
2 3		7,800	7,300	7,000	6,500	5,900
2 4			7,400	7,000	6,600	5,900
2 5			7,500	7,100	6,600	6,000
2 6			7,600	7,200	6,700	6,000
2 7			7,700	7,200	6,700	6,100
2 8			7,800	7,300	6,700	6,100
2 9				7,300	6,800	6,200
3 0				7,300	6,800	6,200
3 1						6,200
3 2						6,300
3 3						6,300

イ 医療職給料表（一）の適用を受ける職員の診療手当月額

大学医学部卒業後経過年数	診療手当月額
4年未満	60,000
4年以上 8年未満	80,000
8年以上 10年未満	100,000
10年以上 15年未満	120,000
15年以上 18年未満	140,000
18年以上 22年未満	160,000
22年以上	180,000

備考 上表に掲げるもののほか、次に掲げる職員には、それぞれ次のとおり加算する。

院長 月額 50,000円以内

副院長 月額 30,000円以内

医務局長 月額 20,000円以内

ウ 医療職給料表（二）の適用を受ける職員の診療手当月額

号給	職務の等級		1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
	特 1 等級	円				
1	6,400	円	5,700	5,000	4,500	円
2	6,500		5,800	5,100	4,600	4,000
3	6,600		5,900	5,200	4,700	4,100
4	6,700		6,000	5,300	4,800	4,200
5	6,800		6,100	5,400	4,900	4,300
6	6,900		6,200	5,500	5,000	4,400
7	7,000		6,300	5,600	5,100	4,500

号 給	職務の等級				
	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
8	7,100	6,400	5,700	5,200	4,600
9	7,200	6,500	5,800	5,300	4,700
10	7,300	6,600	5,900	5,400	4,800
11	7,400	6,700	6,000	5,500	4,900
12	7,500	6,800	6,100	5,600	5,000
13	7,600	6,900	6,200	5,600	5,100
14	7,700	7,000	6,200	5,700	5,200
15	7,800	7,100	6,300	5,800	5,300
16		7,200	6,400	5,900	5,400
17		7,300	6,500	5,900	5,500
18		7,400	6,500	6,000	5,600
19		7,500	6,600	6,000	5,600
20		7,600	6,600	6,100	5,700
21			6,700	6,100	5,800
22			6,700	6,200	5,900
23					5,900
24					6,000
25					6,000
26					6,100
27					6,100
28					6,100
29					6,100
30					6,100

エ 医療職給料表（三）の適用を受ける職員の診療手当月額

職給	職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級
1	5,900円	—	5,000円	4,300円	4,100円	
2	6,000	5,400	5,100	4,400	4,200	
3	6,100	5,500	5,200	4,500	4,300	
4	6,200	5,600	5,300	4,600	4,400	
5	6,300	5,700	5,400	4,700	4,500	
6	6,400	5,800	5,500	4,800	4,600	
7	6,500	5,900	5,600	4,900	4,700	
8	6,600	6,000	5,700	5,000	4,800	
9	6,700	6,100	5,800	5,100	4,900	
10	6,900	6,200	5,800	5,200	5,000	
11	7,000	6,300	5,900	5,300	5,100	
12	7,100	6,400	6,000	5,400	5,200	
13	7,200	6,500	6,000	5,500	5,300	
14	7,300	6,600	6,100	5,500	5,400	
15	7,400	6,700	6,200	5,600	5,500	
16	7,500	6,800	6,200	5,600	5,500	
17	7,600	6,900	6,300	5,700	5,600	
18	7,700	7,000	6,400	5,800	5,600	
19	7,800	7,100	6,500	5,800	5,700	
20	7,900	7,200	6,500	5,900	5,800	

職給	職務の等級	特 1 等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
2 1			7,300	6,600	5,900	5,800
2 2			7,400	6,600	6,000	5,900
2 3			7,500	6,600	6,000	5,900
2 4			7,600	6,700	6,200	6,000
2 5					6,200	6,000
2 6					6,200	6,100
2 7						6,100
2 8						6,100
2 9						6,100
3 0						6,100

附 則

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

理 由

一般職の職員の特典勤務手当のうち、市立病院に勤務する職員に対し支給する診療手当について、手当額の増高抑制及び支給方法の合理化等を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 28 号 参考資料

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正（案）新旧対照表

新	旧
<p>(診療手当)</p> <p>第 21 条 診療手当は、診療施設に勤務する職員に対し支給し、その手当の月額は、別表 2 に定める額の範囲内とする。</p> <p>(当直勤務手当)</p> <p>第 28 条 略</p> <p>2 前項の手当の額は、別表第 8 に定めるところによる。</p> <p>別表第 1 (その 1) 略</p> <p>別表第 1 (その 2) 略</p> <p>別表第 2 略</p> <p>別表第 8 略</p>	<p>(診療手当)</p> <p>第 21 条 診療手当は、診療施設に勤務する職員に対し、診療収益の額から手術料、給食料、看護料及び寝具料を控除した額の 1.00 分の 4.5 以内の額を支給する。</p> <p>2 前項に規定する手当の支給範囲等の細目は、規則で定める。</p> <p>(当直勤務手当)</p> <p>第 28 条 略</p> <p>2 前項の手当の額は、別表第 2 に定めるところによる。</p> <p>別表第 1 (その 1) 略</p> <p>別表第 1 (その 2) 略</p> <p>別表第 2 略</p>

議案第 5 号

昭和 58 年度 和泉市一般会計予算

昭和 58 年度和泉市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 17,581,800 千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は 4,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

昭和 58 年 3 月 10 日提出

和泉市長 池 田 忠 雄

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1. 市	税	4,646,884 円
	1. 市 民 税	1,991,887
	2. 固 定 資 産 税	1,686,841
	3. 軽 自 動 車 税	41,822
	4. 市 煙 草 消 費 税	328,861
	5. 電 気 税	242,980
	6. ガ ス 税	9,771
	7. 特 別 土 地 保 有 税	45,237
	8. 都 市 計 画 税	349,935
2. 地 方	与 税	102,763
	1. 自 動 車 重 量 議 与 税	75,058
	2. 地 方 道 路 議 与 税	27,710
3. 自 動 車 取 得 税	交 付 金	124,520
4. 国 有 提 供 施 設	等 所 在 金	124,520
市 町 村 助 成	交 付 金	78,520
	1. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 金	78,520

款	項	額
5. 地方交付税		3,121,796円
	1. 地方交付税	3,121,796
6. 交通安全対策特別交付金		19,000
	1. 交通安全対策特別交付金	19,000
7. 分担金及負担金		262,901
	1. 分担金	14,998
	2. 負担金	247,903
8. 使用材料及手数料		217,593
	1. 使用材料	180,916
	2. 手数料	36,677
9. 国庫支出金		3,813,406
	1. 国庫負担金	1,753,931
	2. 国庫補助金	2,025,783
	3. 国庫委託金	33,692
10. 府支出金		1,477,130
	1. 府負担金	121,691
	2. 府補助金	1,276,531
	3. 府委託金	78,464
	4. 府交付金	444

11. 財	入			266,767	円
產	收	入	用	收	入
			運	10,977	
			產	255,790	
12. 寄	附	金	賣	83,000	
			私		
			收	83,000	
13. 繰	入	金	附		
			金	1,000	
			繰	1,000	
14. 諸	入	入	入		
			金	1,989,804	
			及	5,000	
			加		
			算		
			金	13,670	
			利		
			子		
			入	186,180	
15. 市		債	元		
			利		
			收	20,000	
			入		
			入	1,814,954	
				1,876,766	
			債		
				1,876,766	
			合	17,581,800	
			計		

歲 出

款	項	額
1. 議	會	181,724
	費	円
1. 議	會	181,724
	費	

款	項	額
2. 總務費	1. 總務管理費	1,502,845
	2. 徵稅費	823,628
	3. 戶籍住民基本台帳費	385,668
	4. 選挙費	124,079
	5. 統計調査費	31,822
	6. 監査委員費	15,089
	7. 同和対策費	15,079
3. 民生費		157,535
		4,786,410
	1. 社会福祉社費	1,759,557
	2. 児童福祉社費	1,623,846
4. 衛生費	3. 生活保護費	1,401,607
	4. 災害救助費	1,900
		1,233,193
	1. 予防衛生費	317,401
5. 労働費	2. 環境衛生費	846,994
	3. 墓地管理費	44,578
	4. 上下水道費	24,220
5. 労働費		77,593
	1. 失業対策費	77,593

6. 農 林 水 産	業 費		225,494
	1. 農 業 費		221,759
	2. 林 業 費		3,735
7. 商	工 費		178,876
	1. 商 工 費		178,876
8. 土	木 費		3,708,279
	1. 土 木 管 理 費		120,477
	2. 道 路 橋 梁 費		876,841
	8. 河 川 水 路 費		41,558
	4. 都 市 計 画 費		896,587
	5. 住 宅 費		2,267,871
9. 消 防	費		415,785
	1. 消 防 費		415,785
10. 教 育	費		2,771,436
	1. 教 育 総 務 費		880,056
	2. 小 学 校 費		1,856,044
	3. 中 学 校 費		468,528
	4. 幼 稚 園 費		250,375
	5. 社 会 教 育 費		854,462
	6. 保 健 体 育 費		16,971

款	項	額
11. 公	債	2,203,525
	費	円
12. 諸	支	2,203,525
	出	
	金	201,640
	1. 開 發 公 社 貸 付 金	90,000
	2. 災 害 援 護 資 金 貸 付 金	1,200
	3. 諸 支 出 金	110,440
13. 予	備	50,000
	費	50,000
	1. 予 備 費	
	合 計	17,531,800

第2表 債務員担行為

事	項	期 間	限 度	額
(仮称)池上小学校	建設事業	昭和58年度 }	512,844	円
(仮称)光明台第一小学校	建設事業	昭和58年度 }	76,073	
(仮称)光明台中学校	建設事業	昭和58年度 }	95,091	
改良住宅	建設事業	昭和58年度 }	840,852	
同和向公営住宅	建設事業	昭和58年度 }	402,591	
共同浴場	建設事業	昭和58年度 }	116,748	

事 項	期 間	限 度	額
幸 保 育 園 遺 設 事 業	昭 和 5 8 年 度 }	2 3 4, 9 0 4	円
	昭 和 5 4 年 度		
南 松 尾 幼 稚 園 建 設 事 業	昭 和 5 8 年 度 }	3 2, 1 3 0	
	昭 和 5 4 年 度		
学 校 用 地 取 得 事 業	昭 和 5 8 年 度 }	1, 1 0 8, 8 4 1	
	昭 和 5 6 年 度		
環 境 改 善 整 備 事 業 用 地 取 得 事 業	昭 和 5 8 年 度 }	2, 2 2 0, 9 4 3	
	昭 和 5 6 年 度		
和 泉 市 土 地 開 発 公 社 に 委 託 し、 先 行 取 得 す る 上 記 用 地 取 得 事 業 資 金 の 元 金 及 び そ の 利 子 (債 務 保 証)	昭 和 5 8 年 度 }	元 金 3, 3 2 9, 7 8 4	及 び そ の 利 子
	昭 和 5 6 年 度		
和 泉 市 土 地 開 発 公 社 が 取 得 す る 用 地 の 事 業 資 金 の 元 金 及 び そ の 利 子 (債 務 保 証)	昭 和 5 8 年 度 }	元 金 1 3 2, 0 0 0	及 び そ の 利 子
	昭 和 5 6 年 度		
合 計		5, 7 7 2, 0 1 7	

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法			その他
				資金区分	償還期間	左のうちの据置期間	
国民年金保険事業	666	普通貸借又は証券発行	年%以内 無利子	大阪府	年以内 6	年以内 5	左記の条件の範囲内において借入先の融通条件がある場合、その条件に従うことができる。但し、財政の都合により償還期限及び据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借り換えることができる。
災害援護資金貸付事業	1,200	同上	8.5	政府 その他	20	3	年賦又は半年賦元利均等元金均等又は当初発行額の3%以上半年賦償還。
農道整備事業	1,180	同上	8.5	同上	25	3	同上
道路橋梁整備事業	66,900	同上	8.5	同上	25	3	同上
河川整備事業	3,200	同上	8.5	同上	25	3	同上
水路整備事業	15,000	同上	8.5	同上	25	3	同上
環境改善道路整備事業	35,600	同上	8.5	同上	25	3	同上
防衛施設整備事業	8,400	同上	8.5	同上	25	3	同上
都市計画事業	118,400	同上	8.5	同上	25	3	同上

起債の目的	現 度 額	起債の 方 法	利 率	債 還 の 方 法				
				資金区分	償還期間 年以内	左のうち 据置期間 年以内	償還方法	そ の 他
改良住宅建設事業	千円 644,000	同 上	年% 8.5 以内	同 上	25 年 以 内	8	同 上	同 上
消防施設整備事業	17,000	同 上	8.5	同 上	25	3	同 上	同 上
義務教育施設整備事業	414,200	同 上	8.5	同 上	25	3	同 上	同 上
社会教育施設整備事業	45,400	同 上	8.5	同 上	25	3	同 上	同 上
合 計	1,376,766							

議案第6号

昭和53年度 和泉市国民健康保険事業特別会計予算

昭和53年度和泉市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出それぞれ2,791,272千円と定める。

2. 事業勘定の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、400,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の流用。

昭和53年3月10日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算(事業勘定)

歳入

款	項	金額
1. 国民健康保険料		983,805
2. 一部負担金	国民健康保険料	983,805
	一部負担金	10
3. 使用料及手数料		201
4. 国庫支出金	手数料	201
	国庫支出金	1,641,670
	国庫負担金	1,413,900
	国庫補助金	227,770
5. 府支出金		42,820
	府補助金	42,820
6. 諸収入		73,266
	1. 延滞金及過料	200
	2. 預金	5,000
	3. 雑収入	68,066
7. 繰入金		50,000
	1. 一般会計繰入金	50,000
歳入	合計	2,791,272

歲 出

款	項	金額
1. 總務	費	112,968.00
	1. 總務管理費	28,768
	2. 徵收費	82,619
	3. 運営協議會費	766
	4. 趣旨普及費	810
2. 保險給付	費	2,640,080
	1. 療養諸費	2,608,875
	2. 助産費	27,800
	3. 葬祭費	8,405
3. 保健施設	費	1,200
	1. 保健施設費	1,200
4. 公債	費	4,308
	1. 一般公債費	4,308
5. 諸支出	金	2,721
	1. 償還金及還付加算金	2,721
6. 予備	費	30,000
	1. 予備費	30,000
歲出	合計	2,791,272

議案第7号

昭和53年度 和泉市土地区画整理事業特別会計予算

昭和53年度和泉市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,194千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

昭和53年8月10日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算

歳		入	
款		項	額
1. 繰	入		1,194千円
		金	
1. 繰	入	金	1,194
歳	入	合	1,194
		計	

歳 出

款	項	金額
1. 土地区画整理費		1,194千円
	1. 土地区画整理費	1,194
歳出	合計	1,194

議案第8号

昭和53年度 和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算

昭和53年度和泉市の公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,193,6千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2

表 地方債」による。

昭和53年8月10日提出

和泉市長 池田 忠 雄

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	額
1. 線	金	4,236千円
	1. 線 入 金	4,236
2. 市	債	87,700
	1. 市 債	87,700
歳 入 合 計		91,936

歳 出

款	項	額
1. 公共用地 先行取得事業費		91,936千円
	1. 公共用地 先行取得事業費	91,936
歳 出 合 計		91,936

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				その他
				資金区分	償還期間	左のうち 据置期間	償還方法	
公共用地	千円	普通貸借	年% 以内	政 府	年 以内	年 以内	年賦又は半年賦元 利均等元金均等又 は当初発行額の8 %以上半年賦償還	左記の条件の範囲内 において借入先に融 通条件がある場合、 その条件に従うこと ができる。 但し、財政の都合に より償還期限及び据 置期間を短縮し、若 しくは繰上償還又は 借り換えることがで きる。
先行取得事業	87,700	又 証券発行	8.5	その他	20 年以内	8		

議案 第9号

昭和58年度 和泉市公共下水道事業特別会計予算

昭和58年度和泉市の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ488,800千円と定める。

2. 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第280条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2

表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第285条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

昭和58年3月10日

和泉市長 池田 忠 雄

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	額
1. 分 担 金 及 負 担 金		8,750 千円
	1. 負 担 金	8,750
2. 使 用 料 及 手 数 料		5,250
	1. 使 用 料	5,250
3. 国 庫 支 出 金		24000
	1. 国 庫 補 助 金	24,000
4. 府 支 出 金		1,500
	1. 府 支 出 金	1,500
5. 繰 入 金		155,400
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	155,400
6. 市 債		298,400
	1. 市 債	298,400
歳 入 合 計		488,800

歲 出

款	項	金 額
1. 下 水 道 事 業 費		4 7 0, 0 6 1 卅
	1. 下 水 道 總 務 費	4 2 8, 0 5 2
	2. 下 水 道 整 備 費	4 2, 0 0 9
2. 公 債 費		1 7, 2 3 9
3. 予 備 費	1. 公 債 費	1 7, 2 3 9
	1. 予 備 費	1 0 0 0
歲 出	合 計	4 8 8, 0 0 0

議案第10号

昭和58年度和泉市水道事業会計予算

(総則)

第1条 昭和58年度和泉市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	34,800 戸	
(2) 年間総給水量	10,488,897 m ³	
(3) 一日平均給水量	28,594 m ³	
(4) 主要な建設改良事業	和泉市水道第3回拡張事業	382,000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第1款 水道事業収益	1,376,558 千円	収 入
第1項 営業収益	1,202,858 千円	
第2項 営業外収益	174,100 千円	
第3項 特別利益	100 千円	
第1款 水道事業費用	1,345,225 千円	支 出
第1項 営業費用	1,056,280 千円	
第2項 営業外費用	287,695 千円	

第3項 特別損失	300 円
第4項 予備費	1,000 円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	
第1款 資本的収入	495,500 円
第1項 企業債	359,000 円
第2項 工事負担金	93,000 円
第3項 負担金	4,500 円
第4項 補助金	39,000 円

支出	
第1款 資本的支出	621,249 円
第1項 建設改良費	553,312 円
第2項 企業債償還金	67,937 円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	資金区分	償還の方法
和泉上水道 第8回拡張事業	325,000 円	証書借入 又は 登録公債	8.5%以内	府	借入れた日から据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等償還する。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還し又は、低利債に借換えることができる。
配水管整備事業	18,000 円			政	
配水管厚生事業	16,000 円			庫 銀 行	

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

項	目	金額
1. 営業費用	原水及び浄水費	462,655円
2. 営業外費用	支払利息及び 企業債取扱諸費	287,645円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は

議会の議決を経なければならぬ。

1. 職員給与費 390,678円
2. 交際費 500円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産購入限度額は、132,153円と定める。

昭和53年3月10日提出

和泉市長 池田忠雄

議案第111号

昭和53年度和泉市病院事業会計予算

(総則)

第1条 昭和53年度和泉市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	201床		
(2) 年間患者数	入院	62,050人	外来 106,326人
(3) 一日平均患者数	入院	170人	外来 358人
(4) 主要な建設改良事業	入院	病院増改築事業費	135,100円
		看護婦宿舍増設事業費	177,000円
		器械備品購入費	15,000円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第1款 病院事業	収益	収入
第1項 医療	収益	1,411,374円
第2項 医療外	収益	1,339,995円
第3項 特別	利益	30,899円
	利益	40,480円

支	出
第1款 病院事業費用	2,055,889円
第1項 医療費用	1,728,013円
第2項 医療外費用	327,526円
第3項 予備費	300円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収	入
第1款 資本的収入	349,416円
第1項 出資金	72,626円
第2項 企業債	276,790円

支	出
第1款 資本的支出	389,896円
第1項 建設改良費	328,333円
第2項 企業債償還金	61,563円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債方法	利率	償還の方法				
				資金区分	償還期間	左のうちの償還期間	償還の方法	その他
病院増改築事業	107890 円	普通貸借又は証券発行	7.5%以内	政 府 そ の 他	30年以内	5年以内	半年元償 半年均等償	据置期間及び償還期間を短縮し若しくは、繰上償還又は、低利に借替することが出来る。
看護婦宿舍増設事業	168,900	同	同	同	同	同	同	上

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は1,800,000円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

(1) 医 業 費 用

(2) 医 業 外 費 用

(議会の議決を経なければ流用することが出来ない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費を、その経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職 員 給 与 費 978,795円

(2) 交 際 費 720円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計から、この会計へ補助する金額は54,074円と定める。

(棚卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は46,653円と定める。

昭和53年3月10日提出

和泉市長 池 田 忠 雄

○ 議長（柳瀬美樹君） それではこの際、市長より昭和五十三年度の施政方針について披瀝願いたいと思います。

○ 市長（池田忠雄君） 本日、ここに第1回定例市議会の開会に当たり、昭和53年度の各会計予算案並びに関連諸議案の御審議を煩わすに際し、市政全般にわたり所信の一端を申し上げる機会を得ましたことは、私の最も喜びとするところであります。

昭和52年度は未曾有の深刻な地方財政の危機の中にあつて、本市財政の最悪事態回避に真剣に取り組み、事務事業の見直しと財源の確保に懸命の努力を重ねてまいりました結果、市政多年の懸案事業である市立病院の増築を初め、市民生活に直結した各般にわたる諸施策を実現することができ、心の温かい人間回復のまちづくりを目指して市政の推進に寄与し得ましたことは、これひとえに市議会初め、関係各位の深い御理解と絶大なる御支援、御協力のたまものと存じ、ここに改めて厚く感謝申し上げる次第でございます。

最近のわが国経済の動向は、御承知のとおり、世界的な不況下にあつて依然として低迷が続けており、雇用情勢は悪化し、企業の倒産が増加するなど長引く不況の影響が深刻化しつつあります。政府もこの難局を乗り切るために、巨額の国債発行によって公共事業費を大幅に増額した景気浮揚型の超大型予算案を編成し、景気の回復を図ろうとしております。また、引き続き巨額の財源不足が見込まれる地方財政に対しましても、建設地方債の増発などによって対処しようとしております。しかしながら、地方財政の運営は、今後ともまことに厳しいものが予想されるところであります。

本市におきましても、地場産業である繊維業界の不況により市税収入の低下を来とし、昭和51年度決算におきまして、実質収支7億8百万円余の大幅赤字が生じた次第であります。さらに、生活環境の整備と福祉の向上に伴いまして、人件費を初めとする管理運営経費、扶助費、公債費など義務的経費の累増が予測されるところでありまして、このまま推移いたしますと、本市の財政構造はさらに硬直の度を加え、近い将来、最悪の事態に陥るといふ、きわめて憂慮される段階にまいっております。

このような情勢を踏まえまして、昭和53年度の予算編成に際しましては、財政再建団体転落回避を至上目的とした前年度の厳しい基調を堅持いたしまして、経費の節減や、事務事業の徹底的な見直しを行うとともに、市民の深い御理解と御協力を得て、一部使用料等の改定によって応分の御負担をお願いし、極力収入の確保を図り、また、他方、国に対しましても、引き続き地方交付税の増額、超過負担の解消、同和对策事業特別措置法の抜本的改正等積極的に働きかけ、要望し、行財政難局打開に全力を傾注し、健全均衡財政樹立のため努力してまいり所存でございます。

それでは、昭和53年度の予算編成に当たりましての基本的な考え方並びにその内容について御説明申し上げたいと存じます。

本年度は、

1. 行財政の健全化を推進し、財政構造の改善を図る。
2. 生活環境の整備と住みよいまちづくりを促進する。

を基本指標として予算案を編成いたしました。一般会計予算は175億3,180万円で、昨年度当初予算と比較いたしますと16億8,210万円の増額となり、比率では10.6%の伸びとなっており、特別会計予算は総額33億7,270万2千円で、昨年度の当初予算と比較いたしますと11億9,488万8千円の増額でございます、その比率は49%の伸びとなっております。また、企業会計予算は総額44億1,220万9千円で、昨年度当初予算と比較いたしますと2億9,570万1千円の増額で、7.2%の伸びとなっております。

まず、第1の指標「行財政の健全化を推進し、財政構造の改善を図る!」でございますが、本市の財政構造は、中心産業である繊維業界の不振と相まって財政基盤が脆弱である半面、地域開発の進展に伴い、都市基盤整備による財政需要の増高を初め、人件費、公債費等の経常経費の増大をもたらし、経常収支面で歳入不足が生じるという深刻な事態に立ち至っていることは御承知のとおりであります。

こうした中で、当面の財政硬直化打開策を講ずるに当たっては、低成長経済構造への移行により、従来のような財源増加がもはや期待し得ず、現行税財政制度の抜本的改善並びに超過負担解消等、国に向けて政策転換の要求を掲げ、他団体と一致結束して政府に訴え、かつ、働きかけていく覚悟でございます。また、内部要因として挙げられる公債費、人件費等の義務的経費の増高対策といたしましては、昭和40年代の飛躍的な高度経済成長期において、その財源不足を補うため多額に発行された地方債が償還期を迎えた現在、財政運営上多大の圧迫要因となっている現状にかんがみまして、「事業の実施による財源不足は地方債で……」といった従来の考え方は再検討を余儀なくされております。本年度におきましては、ことに事業計画を精査吟味し、長期的な視野に立って厳しい選択をいたした次第であります。一方、給与関係費等人件費対策につきましては、確かに財政の硬直化の主たる要因の一つであります。半面、地方自治体の業務はすぐれた人材により支えられ、住民の信託にこたえて、効率的かつ合理的な行政の実現を図ることが何よりも大事であろうかと存じます。そこで、職員の執務意欲の高揚策を具体化し、さらに効果的な研修訓練により資質の向上を図るとともに、社会経済情勢の変貌に対応した組織や機構の点検あるいは人材の適材適所の配置による行政体質の改善と能率向上について、積極的に加えてまいり所存であります。

また、地方自治体の本来的任務は、住民生活の場を整備し、豊かな地域社会を建設することにあります。ことに関西新国際空港設置問題を中心とする一大プロジェクトの動向いかんによりましては、好むと好まざるとにかかわらず、地域社会の新たな対応に迫られることが、十分に予測されるところであります。いまこそ、地方自治の源点に立ち返って、行財政のあり方を抜本的に検討する必要があるかと存じます。

次に、第2の指標「生活環境の整備と住みよいまちづくりを促進する。」でございます。本市は、総合基本構想に基づき自然環境を守り、公害のない秩序ある都市づくりを目指しております。ことに本市は豊富な緑に恵まれており、このすばらしい自然環境を損なうことなく、いかにして生活環境を整備し、住みよいまちづくりを促進するか……、私は、この点を心に置き、市内に残された樹木地の保全、都市計画公園の整備等を根幹とした、健康で安全でかつ文化的な魅力ある街づくりを進めてまいりたいと存じます。

こうしたことから、本年度におきましては、肥子池公園等の整備について所要の措置を講じ、さらに、都市機能の向上と生活環境の改善に努めるため、生活に関連した道路、水路の整備並びに都市計画街路泉大津阪本線等都市施設の整備のほか、交通安全対策面につきましても、所要の措置を講じた次第であります。

なお、本年度は、車両通行量が飽和状態にある府道大阪和泉南線の交通事故、騒音等の問題解決のため、また、和泉市民のみならず、泉州地区住民へのはかり知れない商業的、生活的利便のためにも、第二阪和国道の開通へ向けて積極的に取り組んでまいっている所存でございます。

下水道事業につきましては、浸水の解消、水洗化の普及等都市の健全な発達を図るべく、南大阪湾岸北部流域下水道、小田等二幹線、府中北幹線等に所要の措置をいたし、また、上水道事業につきましては、昨年12月、水道料金等の改定について御議決賜り、おかげをもちまして、財政の再建のめどが付き、また、事業面におきましても、水質保全等に対処すべく、和田浄水場排水処理設備工事を中心とした事業を実施し、第3回拡張事業の完遂を期しております。

次に、市民生活や産業活動によって排出される廃棄物の量は、文化水準の向上と経済成長に伴って激増の一途をたどっており、快適な都市環境を維持するためには、これらを適切に処理することが不可欠な条件の一つと相なっております。このため、ごみ、尿尿等、市民に直結した生活環境整備のため意を配した次第であります。

また、同和行政は、申すまでもなく、憲法に保障された基本的人権にかかわる重要な国民的課題であり、本市におきましても、同和对策事業特別措置法にのっとり、最重点施策として、行政の主体性をもって教育文化の向上、生活環境の改善、福祉の増進等、多岐にわたる施策を総合的に講じているところであります。本年度におきましても、引き続き改良住宅の建設、地区内

道路、公園等の整備をいたすほか、新規事業として、幸保育園並びに青少年センター建設のための所要の措置を講じたものでございます。

次に、社会福祉面でございますが、諸環境の整備充実等、改善を要する問題が山積しております。これらの問題については、一朝一夕にして解決できるようなたやすいものではありませんが、本年度は、「行財政の健全化の推進、財政構造の改善」と有機的に絡み合わせ、取り組んでまいりる覚悟でございます。具体的施策といたしましては、重度心身障害者等への給付金について若干の増額措置を行ったほか、身体障害者に対する軽自動車税の減免措置についても、対象の拡大を図りました。

また、幼児保育の重要性和市民需要の要請に応えるべく新発足いたします民間保育所に対しまして、運営に係る助成措置を講じ、さらに市民医療の拡充のため、昨年未完成の市立病院新館増築に引き続き、本館の改築並びに看護婦宿舎の増設等を行うべく所要の措置を講じた次第であります。

また、国民健康保険事業では、市民の生命と健康を守るという見地から、かねて実現要望の高かった高額療養費に対する資金貸付制度を創設するための所要の措置を講じました。

また、市民の生命、財産を守る消防行政につきましては、防火水槽の新設を初め、人命救助活動の機動性を高めるための救助工作車の購入等、一連の措置を講じた次第であります。

近時、教育行政に対する住民要請は非常に大きく、社会の進展と情勢の変化による教育内容の多様化に対応した文教施設が要請されております。これがため、小学校、中学校を初めとする各種教育施設につきましては、児童、生徒が快適な教育環境のもとで勉学にいそしむことのできるよう各種施設の整備充実を図り、また、住宅建設等に伴う人口の急増により、大幅な児童生徒の増加が見込まれる地域には新たに小・中学校を開設した、各校区においても、児童数の増加に応じて学級数を増加させるなど、教育水準の維持向上に配慮いたしました。特に老朽木造校舎の改築や児童の急増に対処するため、横山小学校、芦部小学校及び北松尾小学校校舎の増改築、南池田小学校体育館の改築等所要の措置を講じ、幼児教育につきましては、南松尾幼稚園園舎の改築を行うことといたしております。また、余暇活動の一環として、市民体育の向上のため、各種スポーツの振興にも配慮いたしました。

最後に、豊かな都市づくりへのかぎであるとともに、市財政基盤強化に寄与する産業振興策でございます。本市の産業実態は、いずれも経営基盤の脆弱な小規模零細企業が中心であり、加えて現下の厳しい長期不況と構造的難問題を抱えて、きわめて至難な情勢下にあります。繊維の街として広く知られた本市も、今日の厳しい不況の中で工場の操業短縮、織機の廃棄処分等、深刻な状況を呈しております。このため市商工会との相互緊密なる協力のもと

に、経営改善指導を初め、融資対策、異業種間の関係と業界の組織化等、きめの細かい施策を講じてまいる所存でございます。さらに泉北ニュータウン背後地開発に伴う急速な商圏立地条件の変化に対処して、地元商業の保護育成を図るため、広域商業診断調査の実施、準大型小売店舗出店指導要綱の制定や、小売商業活動調整協議会発足に伴う所要の措置を講じた次第であります。

また、農業振興策につきましても、前年度に引き続き第二次構造改善事業を中心とした農道等関連基盤の整備、防災ため池の補修工事、農免道路の整備等に対しまして、それぞれ所要の措置を講じた次第であります。

以上、昭和53年度における市政運営の方針について申し述べてまいりましたが、先ほども申し述べましたように、国、地方とも非常に厳しい財政状況のもとでの編成であります。しかし、私はきわめて限られた乏しい財源の中でいかに市民福祉の向上に努めるか、これが市民から課せられた命題であると信じ、最大の努力を傾注いたしました。また、御存知のように、本市財政は非常に重大な局面に立ち至っております。このため現状を直視した行財政の抜本的な見直しと経費支弁の効率化に徹し、市に課せられた役割を着実に実行いたすべく、私はもちろん、職員一同打って一丸となりこの難局に立ち向い、12万市民の福祉向上のため、市政執行の大任を果たしてまいる決意でございますので、何とぞ議員皆様方の深い御理解と温かい御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 昭和53年度の施政方針要旨の説明が終わりました。

先ほど一括上程いたしました議案について提案理由の説明を願いたいと思います。

まず、財務部所管の議案から説明願います。

- 財務部長（宇沢清君） ただいま御上程いただきました議案第12号「和泉市公共下水道事業特別会計設置条例制定について」、本冊3ページでございます。本議案は、議案第13号「和泉市下水道条例制定について」と関連するものでございまして、公共下水道事業の施行に伴い、同事業の円滑な運営と、その経理の適正を図るため、特別会計を設置いたしたく御提案申し上げました。

条例案第1条は、特別会計設置の根拠を明らかにするもので、地方自治法第209条第2項の規定に基づくものであります。

第2条は、本会計の歳入歳出の主要な科目を定めるもので、公共下水道事業収入、国庫支出金、府支出金、一般会計繰入金、市債及び附属収入をもってその歳入とし、公共下水道の事業費、職員給与費借入金の元利償還金及びその他の支出をもってその歳出とし、本会計運営に当たりたく存じております。

なお、本条例は、本年4月1日から施行いたしたく附則で定めるものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第12号の提案理由並びに内容の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、建設部所管の議案の説明を願います。

○ 建設部次長（森保君） 提案理由を申し上げます前に、まことに恐縮ではございますが、御提案申し上げました原案に一部修正箇所がございました。深くおわび申し上げます。きょう、配布させていただきました原案で御審議くださるようお願い申し上げます。

それでは、ただいま御上程いただきました「和泉市下水道条例制定について」の提案の理由及びその内容の御説明を申し上げます。

かねてから造成されております新住宅市街地開発事業による日本住宅公団光明台団地及び大阪府企業局による泉北ニュータウンの開発に伴う関連公共施設のうち、雨水及び汚水の排水施設を本市公共下水道として都市計画事業の認可を受け、整備してまいりましたが、本年4月に一部入居され、公共下水道が供用開始されるに伴い、適正な維持管理を図るため、下水道法第25条の規定並びに地方自治法第244条の2の規定により、議会の議決を受けるべく御提案申し上げるものでございます。

その内容でございますが、第1章、総則、第1条では、この条例の趣旨を定めたものでございます。

続いて第2条、用語の定義ですが、第1章から第9章までの各章中出てまいります用語の定義づけを定めております。

第2章、排水設備の設置等、排水設備の接続方法及び内径等により、具体的な内容に入ります。第3条、排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という）を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 合流式につきましては、汚水、雨水も同時に流すよう公共ますに固着させることです。
- (2) の分流式の場合には、汚水と雨水のそれぞれの管に流すよう規定したものです。現在工法は、ほとんど分流式を採用して実施しております。

次に(4)汚水のみを排除すべき排水管の内径と延長の規定でございます。

続いて、(5)では、雨水又は雨水を含む下水を排除すべき排水管の内径及び延長を規定しております。

次に第4条、公共下水道に下水を流入させるための排水施設についても合流式と分流式を規定づけ、汚水は汚水管に、雨水は雨水管に入れるよう、その行為をさらに明確に規定づけました。

続いて第5条、排水設備等の計画の確認ですが、排水施設の新設の申請に基づき、市長の確認を受けるべく規定づけたものでございます。

第6条、排水設備等の工事の実施でございますが、個人及び法人等排水工事は、市長が指定した指定排水設備工事業者により施行するよう規定しております。

第7条では、市の職員による検査及び検査済証の交付等を明確にしたものでございます。

続いて第8条、指定排水設備工事業者ですが、次の各号に掲げる条件を備えた者のうちから、その申請に基づき、市長が指定することを定め、第2項では、責任技術者は、市長の行う試験に合格した者とし、さらに三項で、指定排水設備工事業者及び責任技術者は、市長の登録を受けべきことを明確にし、登録及び証書の交付には、次の21条で手数料の徴収を規定したものでございます。

続きまして、第9条でございますが、従来の排水設備等を使用する者の申請に基づき、規定の適合の検査済証の交付と、さらに10条で、使用者の特別の必要のため公共下水道の新設についての費用負担を明確にしたものでございます。

次に、第9章、公共下水道、特定事業場からの下水の排除の制限でございますが、特定の工場などから排出される化学汚水の基準を示し、さらに12条では、除害施設の義務づけを規定し、13条では、12条以上に各(24)までの化学物質を含む排水は除害施設を設け、それぞれの含有量を一定の基準まで薄め公共下水道に排水するようとの規定を定めております。

続いて第14条は、特定事業場管理責任者の選任ですが、特定事業場管理者を定めて市長に届け出を義務づけ、(2)で特に下水の水質測定の記事を規定つけております。

次の第15条は、し尿の制限及び第16条では、使用開始の届け出義務を定めたものでございます。すでに届け出をしている法第12条の3、第12条の4又は第12条の7とともに届け出の義務を定めたものでございます。

続いて第17条、悪質下水の排除の開始等の届け出を義務づけており、次に第18条、使用料の徴収、市は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収すると規定し、下水道使用料の各市の徴収状況ですが、ほとんどの市町村が水道部及び局に委任しているのが実態でございます。本市も水道部へ委任いたしたく考えております。

次に第19条、使用料の算定方法、使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算出する。使用料の算出方法は、各市の実態及び少なくとも汚水に係る年間維持管理相当額を基本に考えるべきであり、今後の各市の動向、下水料金の改正等を考慮の上、なお、徴収方法を考慮し、本市水道部の基本料金及び従量料金システムにより料金案を作成しております。一般汚水は8立方メートルまで255円、9立方メートル～20立方メートルまで35円、21立方メートル～30立方メートル40円、31立方メートル～50立方メートル45円、51立方メートル～100立方メートル50円、101立方メートル以上

60円と決めました。

その他水道水以外の水を使用した場合の水量の認定を市長が行うよう規定し、20条では、使用料算出の資料の提出規定を設け、続いて、21条の手数料については、先の8条での指定排水設備工事業者の手数料ですが、各市の手数料を勘案の上作成いたしました。

(1)指定排水設備業者認可申請手数料1件につき200円、証明手数料1件200円、登録手数料では、(ア)指定排水設備業者1件につき5千円、(イ)責任技術者1件につき1千円、(4)責任技術者試験手数料1件につき2千円、証書交付手数料1件につき200円。

第22条では使用料の督促。

第23条では、使用料等の免除、軽減又は徴収猶予等を定めております。

続いて第24条、行為の許可法第24条第1項の許可規定を定め、25条では、許可を要しない軽微な変更を示しております。

次の26条、占用ですが、公共団体及び公共的な団体が占用する場合の免除の規定を定めております。

続いて27条、占用料ですが、和泉市道路占用料条例(昭和42年和泉市条例第21号)の規定を準用し、さらに28条、原状回復を定め、29条は行為の制限、30条は、都市下水路についての準用規定を定めております。特に10条、12条、17条及び26条から28条までの規定中「公共下水道」とあるのは、「都市下水路」と読み替えを定めております。

第7章、在来下水路、31条は、使用開始の公示等として、在来下水道の構造が、法第7条に定める公共下水道の構造に関する技術上の基準に適合すれば、一般の従覧に供し、紙末処理の開始の場合に使用できるよう規定しております。

第32条では、公共下水道に関する規定の準用。

第33条では、公示に係る在来下水道の下水を排除する区域又は、処理する区域が、法第9条により公示された公共下水道の排水区域又は処理区域となった場合においては、前条の規定に基づき設置された排水設備等並びに同条に基づいてなされた使用者の行為は公共下水道に関する各相当規定に基づき設置され、又は行われたものとみなすよう決めました。

第8章、罰則は34条で定め、続いて35条及び36条では、不正な手段と違反行為に対する過料の規定を示しております。

なお、附則として、この条例は、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、内容の説明でございますが、よろしく御審議くださいます、原案どおり可決御決定いただきますようお願い申し上げます。

次に、「和泉市営住宅条例の一部を改正する条例制定について」の提案理由及びその内容に

ついて御説明申し上げます。

本提案の住宅は、環境改善整備事業の一環として、住宅地区改良法に基づき昨年3月より着手されたものでございます。市営住宅の管理範囲を明確にするため、新設の住宅を加えようとするものでございます。

その内容でございますが、第1条第1項の表中、王子第一団地とは王子町188番地の1で、現在の、第1団地の北側で、中層鉄筋コンクリート4階建2棟で、1棟は24戸、1棟は16戸、計40戸でございます。間取りは3DKで完成予定は3月中旬でございます。

次に、王子第2団地とは、王子町103番地で、府道と泉南線チャリティ幼稚園の北側、鉄筋コンクリート4階建1棟、住宅24戸、店舗6戸、間取りは同じく3DK、完成は本年6月に予定しております。

続きまして、幸第2団地とは、幸町188番地で、現在の幸会館の北側で1号線沿いです。中層鉄筋コンクリート4階建2棟で、1棟40戸、1棟は16戸、計56戸で、間取りは3DKです。完成は本年7月の予定でございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、規則で定める日から施行しようとするものでございます。よろしく候審議くださいます、原案どおり可決御決定いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、「和泉、泉大津都市計画第2阪和国道葛の葉土地区画整理事業施行に関する事務委託の廃止について」の提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

本件は、第2阪和国道の建設に関する葛の葉土地区画整理事業に関するもので、施行区域に存する泉大津市の飛び地を含めて事業の施行をすべく、地方自治法第252条の14の規定によりまして、昭和40年5月28日に開かれました本会議に提案、原案どおり御議決いただきました。和泉市、泉大津市の両市長名で大阪府に届け出をしております。

本市ではその後、事業を施行すべく鋭意努力を払い、また、議会に第2阪和国道特別委員会を設置していただき、御尽力をいただいたのでございますが、最終的に第2阪和国道の早期完成を初めとする諸般の事情により、残念ながら本事業の施行が困難となりましたので、本事業の施行期間が終わる本年3月31日付で本事業の計画を廃止することになりましたので、これに従いまして、泉大津市と行ってきた事務委託を廃止しようとするものでございます。

なお、本件につきましては、泉大津市でも本市と同様、議案を提出しております。御議決をいただければ、両市長名をもって大阪府知事あて報告するものでございます。本事業の経緯等を御参酌くださいます、原案どおり可決御決定くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、市民部所管の議案の説明を願います。

○ 市民部長（内田繁君）：ただいま御上程いただきました議案の中で、市民部所管の議案について御説明申し上げます。

まず、議案第14号「和泉市高額療養費資金貸付基金条例制定について」（25ページ）提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

高額療養費支給制度につきましては、昭和50年度より実施いたしておるところでございますが、これにつきましては、被保険者が同一の月に同一の病院、診療所で受けた診療費の一部負担金の額が3万9千円を超えた場合、その超えた額を高額療養費として支給する制度でございます。本制度の支給につきましては、療養費払いが原則となっております、医療機関にかかってから2.3カ月後に支給することになっているものでございます。

近年の医学、医術の向上あるいは医療費の引き上げ等によりまして、一部負担金の額が相当高額になっている現状であります。医療機関の支払いに困難を来す実態になってきているものでございます。こうした現状にかんがみまして、国民健康保険の加入者に対しまして、高額療養費が支給されるまでの間の救済措置といたしまして、資金貸付制度を創設いたしたく御提案申し上げた次第でございます。

続いて、内容の説明を申し上げます。

第1条は設置目的。

第2条は、基金の額をそれぞれ規定させていただいたものでございます。

第3条及び第4条は、貸付対象者と貸付要件を規定するものでございますが、対象を本市国民健康保険の被保険者に限定させていただきます。

第3条ただし書きの対象除外につきましては、第三者行為に該当するものといたしたものでありまして、これは加害者負担が原則のため、除外いたしたものでございます。

第5条は、貸付金額を規定するものでありまして、高額療養費支給額の決定前に貸し付けを行うために、支給見込額の八割以内の額を貸し付けるものといたした次第でございます。

第6条は貸付条件でございますが、本制度の趣旨から貸し付けの利率を無利子といたしたものでございます。

第7条は、資金の目的外使用等の場合における繰上償還を規定いたしたものであります。

第8条は、本制度の管理に伴う細目につきましては、規則委任をさせていただくようにいたしましたものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は、公布の日から施行させていただきたく存じておりまして、昭和53年4月1日以降の診療にかかるものについて適用するものでございます。

以上、簡単でございますが、提案の理由並びに内容でございます。

続きまして、議案第17号「和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」(37ページ)の提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

国民健康保険事業につきましては、年々医療に対する需要の増加、医療技術の向上と設備の充実並びに医療機関の増設等が著しく、また、老人医療費無料化等の公費負担制度あるいは高額療養費支給制度等の充実によりまして、保険給付費も当然増加の一途をたどっている現状でございます。さらに、本年2月1日より医療費の点数改定が実施され、平均して9.6%の引き上げが行われたものでございます。

これらの現状と、地方税法及び国民健康保険条例準則の一部改正の趣旨にかんがみまして、保険料負担の公平を図るべく賦課限度額の設定をお願いするとともに、あわせて助産、葬祭に対する給付改善をいたしたく御提案申し上げる次第でございます。

続いて、内容の御説明を申し上げます。

第6条の2は、助産費給付額、第7条は、葬祭費給付額のそれぞれ改定であります。これにつきましては、昨今の助産、葬祭にかかります諸費用の高騰にかんがみまして、被保険者の負担の軽減を図るため、助産費の現行4万円を5万円に、葬祭費については、現行1万円を1万5千円にそれぞれ給付を改善いたしたいとするものでございます。

次に、第14条ただし書きでございますが、賦課限度額を15万円から17万円に改正するものでございます。これにつきましては、被保険者の所得の状況等によりまして、中間層の保険料負担が増大する現状にあり、保険料負担の不均衡が生じてまいっております。こうした被保険者間の不均衡を是正し、負担の公平を図りたいとするものでございます。

また、医療費につきましては、今回の引き上げ分と自然上昇分を合わせまして、21.6%、高額療養費は31%の上昇を示しております。

その他諸要素を勘案いたしますときに、国保財政は、このままでは相当厳しい状況に立ち至ることが予想され、相互扶助による保険料負担が余儀なくされております。このような観点から賦課限度額を改正いたしたいとするものでございます。

次に、第14条第1項及び第2項本文から第21条の2までにつきましては、擬制世帯主に対する保険料査定に係る規定の整備を行うべく改正しようとするものでございます。擬制世帯主に係る保険料査定については昭和52年度より金額減額措置を講じているところでありますが、このたび国におきましても、擬制世帯主を保険料査定対象から除外すべく法律改正を行ったものでございます。したがって、国民健康保険法及び同条例準則の一部改正に伴いまして、保険料査定についての擬制世帯主に係る規定の整備を行うべく改正をお願いする次第でございます。

次に、附則でございますが、この条例は、公布の日から施行させていただきたく存じておりま

すが、助産費及び葬祭費は、昭和58年1月1日以降の出産及び死亡について適用し、保険料については、52年度分は従前どおりとするものであり、53年度分の保険料から適用するものでございます。

以上、簡単でございますが、提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君）次に、市長公室所管の議案の説明を願います。

○ 市長公室長（西川喜久君）それでは、ただいま御上程をいただきました市長公室関係の議案第15号及び議案第16号についての提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

まず、議案第15号「和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について（29ページ）から御説明申し上げます。

ここ数年来、地方財政危機は厳しく、ことに本市財政の窮迫の実情にかんがみまして、市職員の定数を見直し、減員することにより、人件費の削減を図るとともに、費用を支弁すべき新たな特別会計の発生による所要の規定の整備を行う必要が生じたので、ここに御提案申し上げる次第でございます。

その内容でございますが、条例第2条第1項第2号の市長の補助機関たる職員のうち、一般会計での給与支弁職員の現行定数905人を30人減員して875人に、なお、そのうち福祉事務所の職員460人を11人減員して449人にし、また、同じく市長の補助機関たる職員のうち、国保事業特別会計での給与支弁職員22人、病院事業会計での給与支弁職員308人とあるのを、この2つの特別会計のほか、公共下水道事業特別会計など新たに給与を支弁する他の特別会計の職員の定数を330人とし、同項第6号、教育委員会事務局の職員47人を1名減員して46名とすることにより、合計現行定数1,727人から、31人減員して1,696人とするものでございます。

なお、この改正条例は、昭和58年4月1日から施行するものとしております。

次に、議案第16号「和泉市職員の育児休業に係る給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について」（33ページ）の御説明を申し上げます。

一般職の国家公務員につき義務教育小学校等の女子教育職員及び医療施設社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律、いわゆる育児休業法による育児休業職員に対し、当分の間、育児休業給を支給すること等を内容とする一般職給与法の一部改正が昨年12月に行われ、地方公務員についてもそれに準じて措置するよう、地方自治法の一部改正もあわせて行われました。その趣旨にかんがみまして、本市においても国における同様の措置を講ずる必要がありますので、ここに御提案申し上げる次第でございます。

その内容でございますが、新しく設ける第2項は、ただいま申し上げましたように、当分の間、

育児休業法による育児休業職員に対し、育児休業の期間中、育児休業給を支給する旨を定めたものでございます。

新しい第3項では、その育児休業給の月額を定めておきまして、育児休業給の月額は、地方公務員等共済組合法第114条第2項の規定に基づき定められる割合のうち長期給付及び福祉事業に係るものに乗じて得た額を合計した額、すなわち共済組合の本人掛金月額に相当額と、健康保険の被保険者負担保険料の月額相当額とを合算した額とし、また第4項では、育児休業給の支給に関し必要な事項は、市長が定めるものといたしております。

なお、以上の改正条例は、昭和58年4月1日から施行するものといたしております。

以上、簡単でございますが、市長公室関係の2議案についての提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 続いて、教育委員会所管の議案の説明を願います。
- 教育次長（広岡史郎君） それでは、ただいま御上程いただきました教育委員会関係の諸議案につきまして、順を追って提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

議案第18号「和泉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例制定について」（44ページ）の御説明を申し上げます。

御提案申し上げました理由ですが、本件は、本市における学校規模の適正化を図るとともに、地域開発による児童生徒の増加に対処するため、すでに皆様方御承知のとおり、今般、新設いたしております学校について現行条例に加えたく御提案申し上げるものでございます。

内容につきましては、（仮称）光明台第一小学校と申しておりました小学校を第1条に光明台南小学校と名づけ、その位置を光明台8丁目8番1号といたすものでございます。

現行条例第2条は、中学校の名称と位置について規定しておりますが、（仮称）光明台中学校と称しておりましたのを光明台中学校と名づけ、その位置を光明台1丁目2番1号にと追加をお願いするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、昭和58年4月1日から施行いたしたく存じます。

次に、議案第19号「和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定について」（48ページ）の御説明を申し上げます。

御提案申し上げました理由でございますが、義務教育就学前幼児教育の重要性にかんがみ、本市では、入園、5歳児就園で幼稚園運営をしまっておりませんが、人件費を初めとする管理運営費が年々累増してまいっております。ちなみに昭和51年度決算を見ますと、幼稚園費は総額2億4587万5千円を要し、うち消費的支出額は1億9997万3千円、消費的経費

から園児1人当たりの経費は、21万7千円と相なっております。また、昭和52年度決算見込み額からは、総額3億384万円、消費的支出額は2億3153万円、消費的経費から園児1人当たり経費は23万5千円と相なり、なお、園児1人当たり16万9千円の市費負担が見込まれている状況でございます。

幼稚園の保育料等は過去2カ年改定をお願いし、常々、保護者の負担軽減について御指摘、御教示を賜っておるところでありますし、保護者の負担増を求めることは大変心苦しいのはございますが、幼稚園運営の経常費が年々かさむ上、現下の財政事情が窮迫しておる中、何とぞ御協力、御理解を賜るべきだと判断しておるところでございます。

次に、内容でございますが、第4条中第1項、幼稚園の入園料は、園児1人につき5,500円とあるのを、6,500円に、第2項、幼稚園の保育料は、園児1人につき月額5,500円とあるのを6,500円に改めていただくべくお願い申し上げる次第でございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、昭和53年4月1日から施行いたしたくお願いするものでございます。

次に、議案第21号「青年学級の開設について」（54ページ）の提案理由及び内容の御説明を申し上げます。

御提案申し上げました理由ですが、本件は、昭和53年度において開設しようとする青年学級を決定するについて、青年学級振興法第5条の規定に基づき、議会の議決を経なければならない法的手続を要するものでございます。

開設の内容といたしましては、勤労青少年を対象といたします青年学級は、昭和53年度においては和泉青年学級、北池田青年学級、南池田青年学級、横山青年学級を予定し、4月1日から翌年3月31日にかけての開設期間といたしたく存じております。

開設場所は、市民会館、北池田小学校、南池田公民館、槇尾中学校とし、学習内容は、一般教養、家事を予定いたしております。

なお、学習時間は、各学級とも年間を通じて1人100時間以上を計画いたしております。

以上、教育委員会関係3議案につきまして、提案の理由並びに内容の御説明を終わります。

よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定いただきますようお願いを申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 最後に、市立病院所管の議案の説明を願います。

○ 病院事務局長（平野誠蔵君） 議案第23号「一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」（67ページ）の提案の理由及び内容について御説明申し上げます。

この条例改正案は、特殊勤務手当のうち、市立病院に勤務いたします医師、その他の職員に

支給いたしております診療手当についての改正案でございます。診療手当は、旧組合病院当時の昭和43年4月に医師の給与是正の必要から創設されまして、47年4月市立病院発足後もほぼ同じ内容で引き続いておるわけでございます。

この手当は、診療報酬収入の一定率を医師、看護婦、医療技術員、事務員、その他に配分支給いたしますことから、診療収入の増加に比例いたしまして手当額も増大いたしております。

また、直ちに収入を伴わない新設診療科の医師への支給の方法、診療各科の収入のとりえ方並びに診療各科間の格差、医師以外の職員の職種別配分率等々におきまして、さまざまな矛盾点問題点が生じてまいっておりまして、この際、改正の必要がございます。

従来の診療収入の一定率を配分する方式を改め、医師につきましては、大学医学部卒業後の医師経験年数に応じ、その他の職員につきましては給料額に応じていずれも定額制といたしまして、診療収入の増収に関係なく、過去の実績額をもって固定化し、内部矛盾の解消とあわせ手当額総額の増高の抑制を図ろうとするものでございます。本件につきましては、医師団並びに職員団体の理解を得まして、ここに改正条例案を御提案申し上げた次第でございます。

改正案の内容でございますが、条例第21条第1項に規定のとおり、従来は、診療収益から手術料、給食料、看護料及び寝具料を除きました額の4.5%相当額を手当額算定の基礎額といたしまして、4.5%のうち医師3.15%、看護部門0.7%、医療技術部門0.25%、事務、給食、その他0.4%の部門別の配分を行いまして、さらに、各部門ごとに医師では40%を給料額割り、60%を診療各科の収入割り、その他の部門では60%を給料額割り、40%を人頭均等割りをもって算定しておりまして、52年度1年間の支給状況につきましては、総額で3,千57万7,960円、月当たり平均額は254万8千円で、職種別の月平均額は、医師178万8千円、看護部門33万6千円、医療技術部門14万3千円、事務、給食、その他27万9千円でございます。全体額の70%が医師、看護、医療技術19%、事務、給食、その他11%の割合となっております。

昭和49年から昨年52年までの4カ年の状況につきましては、診療手当の算定の基礎となります診療収益は、49年4億1千9百万円、50年5億3千4百万円、51年6億2千8百万円、52年では7億4百万円と年々増加いたしまして、49年を100といたしますと52年は168となりまして、68%上昇いたしております。

また、診療手当支給総額も49年1,600万円、50年2,180万円、51年2,564万円、52年では3,050万円と累増いたしまして、49年に比較し、52年では85%増となっております。

今後におきましては、現下の諸情勢から大幅な診療報酬の引き上げが再々行われることはあ

り得ないとは思いますが、増改築に伴う増床、施設整備、診療内容の充実により、外来診療の強化等による診療収益の増加を見込んでおりまして、経営改善のためにも高度医療、高収入を果たさねばならないと期しておるところでございます。この際、医業収入にスライドする手当算定方式から定額固定方式に改め、長期的に手当額増高を抑制いたしたく存ずるものでございます。

改正案は、別表第2として各表を記載いたしておりますが、60ページのイ医療職給料表(一)の適用を受ける職員、すなわち医師の診療手当月額、大学医学部卒業後の年数を3年ないし4年を1段階と刻みまして、4年未満で6万円、4年以上8年未満は8万円、8年以上10年未満10万円、10年以上15年未満12万円、15年以上18年未満14万円、18年以上22年未満16万円、22年以上18万円といたしまして、院長、副院長及び医務局長につきましては、院長が5万円、副院長3万円、医務局長2万円のそれぞれの額の範囲内で加算の措置で調整いたしたく存じておるものでございます。

医師の職制といたしましては、医務局長、診療部長、医長を設けておりまして、内規的に医長は大学卒業後8年以上、診療部長は15年以上といたしております、手当案の卒業年数の段階区分のめどといたしたわけでございます。

また、定額手当額は、52年1年間の各医師個人別の支給額を調査いたしまして、原則的に月額平均実績額を下回らないよう配慮いたしました。

58ページ記載のA行政職給料表は、事務、給食、その他。60ページのウ医療職給料表(二)は、薬剤師、放射線技師、検査技師、栄養士及び理学療法士、はり、マッサージ師等の医療技術員。62ページのエ医療職給料表(三)は、看護婦、准看護婦及び見習看護婦が適用を受けるものでございまして、それぞれの診療手当月額は、52年1年間の平均実績額を算定いたしまして、各給料表の等級、号給ごとに100円刻みで設定したものでございます。

これらの診療手当定額は、医師の場合は大学卒業後の経過、その他の職員の場合は、昇格または昇給によります号給の移動の場合を除きまして固定化されるところで、ペースアップによります給料日額の改定には関連しないことになりまして、原則的には、最近の実績額をもって定額凍結とする考えであります。

条例第21条第2項は、細目規則委任規定でございますが、今回、各職種、診療手当額表を条例化いたしましたために削除するものでございます。

なお、本改正条例案は、本年4月1日から施行いたしたく存ずるものでございます。何とぞよろしく御審議下さいまして、原案を可決御決定賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

- 議長（柳瀬美樹君） 説明が終わりました。

それでは、お昼のため暫時休憩いたします。

なお、予算関係の提案説明は午後からいたします。

（午前11時48分休憩）

（午後1時25分再開）

- 議長（柳瀬美樹君） 午前に引き続き会議を開きます。

それでは、予算の説明に入ります。まず、一般会計予算並びに特別会計予算を続いて説明願います。

- 財務部長（宇沢清君） それでは、先ほど御上程いただきました財務部所管の予算関係議案を、日程に基づきましてまず議案第5号「昭和58年度和泉市一般会計予算」より、その内容の御説明申し上げます。

初めに、国の予算編成の基調を見ますと、経済、財政の状況をかんがみ、財源の重点的かつ効率的な配分を行うため、経費の節減、合理化に努める半面、投資的経費については、国民生活充実の基盤となる社会資本の整備を一層推進するとともに、景気の着実な回復を図ることを最優先施策といたしてございます。

本市の財政は、国の各般の政策からくる影響を敏感に受けとめるものでございますから、今後の経済情勢を十分考慮しながら住民福祉の向上を図るとともに、住みよい街づくりの建設のため、財源の有効的配分に努めながら、予算の配分を行ったものでございます。

本年度各会計の予算編成に当たりましては、先ほど市長が申し述べました施政方針に基づき財源の重点的配分と経費支出の効率化を図り、節度ある財政運営を図るとともに、一日も早く健全なる財政を取り戻すべく、限られた財源でもって創意と工夫をこらし、諸経費の節減を図り、真重な配慮のもとで昭和58年度の予算編成を行ったものでございます。

昭和58年度一般会計の歳入歳出予算総額は、175億8千180万円と相なる次第でございまして、前年度当初と比較いたしますと、16億8千210万円の増でございます。予算増加の主な理由は、扶助費、公債費、建設事業費の増加でございます。

それでは、予算書に基づきまして概要を御説明申し上げます。まず、予算書の1ページをお開き願います。

一般会計予算でございますが、第1条にございますように、歳入歳出予算の総額は、175億8千180万円と定めるもので、この予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表のとおりでございます。それぞれの内容につきましては、後ほど、事項別明細書により御説明

申し上げたいと存じます。

第2条につきましては、債務負担行為でございまして、債務を負担することができる限度額等を定めるものでございます。(仮称)池上小学校建設事業費5億1,234万4千円を初め、(仮称)光明台小学校、中学校等建設事業費1億9,788万9千円、また、学校用地等の用地購入費3億2,978万4千円及び債務保証1億8,200万円、計5億7,201万7千円を計上いたした次第でございまして。

第3条につきましては、地方債でございまして、事業目的、借入限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるもので、その内訳明細は第3表のとおりで、1億7,676万6千円を計上いたしました。

第4条につきましては、一時借入金の最高限度額を定めるものでございまして、財政調政資金といたしまして、40億円といたしたく存じております。

第5条につきましては、歳出予算の各項の経費を流用できるように定めたもので、職員の給与費を対象といたしてございまして。

以上が一般会計の予算でございまして。

続きまして、歳入歳出予算について事項別明細書により、歳出からその内容について御説明申し上げたいと存じます。45ページをお開き願います。

まず初めに、議会費でございまして、議員各位の報酬及び職員手当等といたしまして1億8,351万1千円。事務局職員の給与費及び議会運営経費といたしまして、4,821万3千円、総額1億8,172万4千円を計上いたしてございまして。

次に、47頁の総務費でございまして、総務管理費の一般管理費につきましては、特別職を初め、人事、秘書、企画等各課の職員の給与費といたしまして6億534万8千円、秘書、庁舎管理、人事管理、職員福利厚生費並びに職員研修費といたしまして、6,871万9千円計上いたしました。

文書費につきましては、市例規集追録並びに文書管理費に必要な経費1,250万円。

広報広聴費として、市民と行政を結ぶ「広報いずみ」の発行経費を初め、市政広報活動に必要な経費として1,218万3千円。

また、財務会計管理費といたしまして、予算編成事務、資金管理及び出納事務経費として、495万3千円を計上いたしました。

また、財産管理費といたしまして、市有財産の維持管理経費、財産評価委員の運営経費並びに車輛の集中管理による経費5,568万2千円。

企画費といたしまして、団地築造に伴う行財政に及ぼす影響調査等の経費並びに事務管理経

費として、208万1千円を計上いたしました。

公平委員会費につきましては、委員会の運営経費81万9千円を計上いたしました。

次に、交通安全対策費といたしまして、北信太駅前の自転車の整備経費を初め、市民の交通安全対策経費として391万3千円。交通傷害補償費として525万8千円。また、交通公園費として、9千円をそれぞれ計上いたしました。

次に、交通安全施設費であります。市民の交通安全施設である歩道、防護さく並びに反射鏡設置経費として、2,338万円を計上いたしました次第でございます。

また、公害対策費といたしまして、各種公害測定関係経費として、879万8千円を計上いたしました。

次に、諸費でございますが、防犯対策費256万1千円、町会等活動費742万9千円、償還金として、市税過誤納還付金として1千円をそれぞれ計上いたしました次第でございます。

続きまして、徴税費でございますが、税務総務費として、徴税職員の給与費を初め、固定資産評価審査委員会及び農地課税審議会費の運営経費として、2億5,010万5千円を計上いたしました。

賦課費につきましては、市民税並びに固定資産税を賦課するに必要な経費3,224万4千円。また、徴収費といたしまして、市税納期前納付報償費等、直接市税徴収に必要な経費5,273万8千円をそれぞれ計上いたしました次第でございます。

次に、戸籍住民基本台帳費でございますが、関係職員の給与費を初め、戸籍事務及び住民基本台帳事務等諸証明の事務経費といたしまして1億2,211万6千円。また、住居表示整備費として、地番調査の委託料等として、395万5千円を計上いたしました。

次に、選挙費でございますが、事務局職員の給与費を初め、委員会運営経費として2,452万2千円。また、本年は、農業委員会委員の改選に伴う経費105万円。光明池土地改良区総代選挙費33万7千円。また、来年4月に行われる大阪府知事並びに府議会議員選挙の経費の一部591万3千円を計上いたしました次第でございます。

次に、統計調査費でございますが、職員の給与費、一般統計事務費、事業所統計調査費、工業統計調査費等、1,503万9千円を計上いたしました。

監査委員費につきましては、事務局職員の給与費及び監査事務運営費として、1,507万9千円を計上いたしました。

次に、同和対策費でございますが、同和対策費といたしまして、職員の給与費及び一般対策経費として、6,464万2千円。同和対策促進費として108万円。同和更生資金運営費として108万8千円。解放総合センター運営経費として、4,419万5千円を計上いたしま

した。

次に、隣保館費でございますが、職員の給与費、各種隣保館の活動経費を初め、幸会館、王子会館の維持管理経費4千874万5千円を計上いたしましたものでございます。

以上が総務費でございます、総額1億284万5千円と相なる次第でございます。

次に、84ページ、民生費にまいりたいと存じます。社会福祉総務費につきましては、職員の給与費を初め、国民健康保険事業特別会計繰出金5千万円並びに今年度新たに設けました高額療養資金貸付基金への繰出金1千万円等、事務経費といたしまして2億4千202万9千円を、民生児童委員費として、委員さんの活動経費及び運営経費といたしまして370万4千円。身体障害者福祉費につきましては、主に扶助費でございまして4千847万1千円。また、身体障害者解放会館の運営経費として、813万1千円をそれぞれ計上いたしました。

次に、精神薄弱者福祉費につきましては、精神薄弱者施設収容措置費が主で2千852万9千円。老人福祉費につきましても、老人収容措置費を初め、老人福祉向上のための補助金等1億831万9千円。また、老人解放センター運営経費として、1千390万3千円をそれぞれ計上いたしてございます。

老人医療助成費につきましては、老人が診療を受けた場合、自己負担金を扶助するものでございまして4億4千539万円を。また、身体障害者医療助成費につきましても、医療扶助として、2千958万5千円を計上いたしてございます。

国民年金費につきましては、職員の給与費を初め、福祉年金、拠出制年金事務経費として7千717万7千円。また、印紙購入費として、7億3千841万円をそれぞれ計上いたしました。

共同浴場運営経費につきましては、各共同浴場の維持運営経費でございまして1千589万5千円。また、日雇健康保険費につきましては、事務費として、1万4千円を計上いたしました次第でございまして。

次に、児童福祉費でございますが、児童福祉総務費につきましては、職員の給与費を初め、助産施設収容者扶助費等として、5千658万8千円を計上いたしました。

児童措置費につきましては、児童手当に要する扶助費でございまして、1億9千446万4千円を計上いたしました。

保育所費につきましては、保母職員の給与費を初め、保育所21園の保育材料並びに給食費等の運営経費と、ことし4月に開設予定の民間保育所に対する措置費負担金並びに運営費補助金等1億4千225万8千円を、また、維持補修費として、1千680万円を計上いたしました。

母子寮費につきましては、職員の給与費のほか、運営経費として1千27万8千円。

児童遊園管理費につきましては、児童遊園の新設並びに既設遊園の管理経費として、245万

8千円を計上いたしました。

母子福祉費48万5千円及び児童扶養手当費1万5千円につきましては、それぞれ事務費を計上いたしましたのでございます。

次に、生活保護費でございますが、生活保護総務費につきましては、職員の給与費のほか、生活困窮者見舞扶助等6千996万円を計上いたしました。

次に扶助費につきましては、生活保護法に基づく各種扶助費でございまして、13億3千164万7千円を計上いたしてございます。

次に、災害救助費につきましましては、最小限度の経費にとどめ、190万円を計上いたしました。

以上が民生費でございまして、総額47億8千641万円と相なる次第でございます。

次に、109ページ、衛生費でございます。予防衛生費の予防衛生総務費につきましては、職員の給与費を初め、市立病院に対する補助金並びに妊産婦対策扶助費等、2億1千505万3千円を計上いたしました。

予防費につきましては、結核、成人病、インフルエンザ等の各種接種費として2千986万7千円。診療所並びに休日急病診療所運営経費といたしまして、7千248万1千円をそれぞれ計上いたしました。

次に、環境衛生費でございます。環境衛生総務費につきましては、職員の給与費を初め、そ族昆虫駆除等の経費並びに公衆便所維持管理経費を合わせて、1億4千251万3千円を計上いたしました。

伝染病予防対策費として4万9千円を、また、清掃費につきましては、泉北環境整備施設組合分担金等、4億4百万4千円を計上いたしました。

塵芥処理費につきましては、ごみ収集、尿尿くみ取り関係の経費といたしまして、3億42万8千円を計上いたしました。

次に、墓地管理費でございます。墓地火葬場費につきましては、職員の給与費を初め、いずみ霊園の関係経費、下の宮墓地等の管理経費並びに市営葬儀運営経費、合わせまして4千457万8千円を計上いたしてございます。

次に、上水道費でございます。泉北水道企業団並びに本市水道事業に対する補助金といたしまして、2,422万円を計上いたしました。

以上が衛生費でございまして、総額12億3千319万3千円と相なる次第でございます。

また、労働費でございますが、7千759万3千円を計上いたしてございます。

これは職員の給与費を初め、一般失業対策経費でございます。

続きまして、124ページ、農林水産業費でございます。農業費の農業委員会費につきまし

ては、職員の給与費並びに委員会の運営経費でございまして、2千185万5千円を計上いたしました。

農業総務費につきましては、職員の給与費を初め、一般農業経費として、5千8万7千円を計上いたしました。

また、農業振興費につきましても、農業振興経費を初め、農業関係団体経費並びに農業構造改善事業費といたしまして、8千441万6千円を計上いたしました。

次に、畜産業費でございまして、家畜診療等に要する経費として、218万7千円計上いたしてございます。

農地費につきましては、土地改良事業関係経費でございまして、農道、ため池防護さく、農免道路整備事業費として、6千326万4千円を計上いたしました。

林業費につきましては、林業関係の事務経費及び林道の整備事業費として873万5千円を計上いたしました。

以上が農林水産業費でございまして、総額2億2千549万4千円と相なる次第でございまして、

次に商工費でございまして、商工総務費につきましては、職員給与費のほか、計量器検査、自動車運転免許等技納習得費及び一般商工事務費として、8千990万1千円を計上いたしました。

また、次の商工振興費につきましても、中小企業経営指導育成費、その他振興費、消費経済費及び観光費等として、1千808万2千円を計上いたしてございます。

雇用対策費につきましては、就職者の定着率向上のための経費として、雇用対策費、中小企業従業者福祉共済対策費及び勤労青少年ホーム運営費を合わせまして1千509万3千円を、また、金融対策費につきましては、中小企業金融等のための経費として、6千80万円をそれぞれ計上いたしました。

以上が商工費でございまして、総額1億7千887万6千円と相なる次第でございまして、

次に、140ページの土木費でございまして、まず、土木管理費では、職員の給与費初め、土木建築関係及び管理関係の経費として、1億2千47万7千円を計上いたしました。

次に、道路橋梁費でございまして、道路橋梁総務費につきましては、職員給与費として2千212万6千円。道路維持費につきましては、市内一円の一般維持費のほか、市内掘削に伴う路面復旧委託事業費等といたしまして1億1千317万7千円。道路橋梁新設改良費につきましては、唐国池田線道路改良事業費といたしまして900万円。環境改善施設整備事業費といたしまして、地区内道路整備事業費、信太16号線（地区内3号線）道路整備事業費並びに細街路整備事業費1億7千472万1千円を、防衛施設周辺整備事業費といたしましては、上代伏屋線整備事業費として、5千781万7千円をそれぞれ計上いたした次第でございまして、

次に、河川水路費でございますが、河川一般維持管理費として403万3千円。東松尾川河川改修事業費1千216万円及び市内一般水路改修費として、2千536万円を計上いたしました。

次に、都市計画費でございます。まず、都市計画総務費につきましては、関係職員の給与費として6千170万2千円。都市計画審議会委員報酬として10万2千円。公共用地先行取得事業特別会計繰出金及び一般事務経費として、505万1千円をそれぞれ計上いたしました。

また、公園費につきましては、既設公園の管理費のほか、肥子池公園、旭公園、光明池公園王子西公園、王子東公園の整備事業及び自然公園の管理費として、8億4千48万7千円を計上いたしてございます。

次に、街路事業費でございます。継続事業といたしまして実施しております和泉中央線、和泉府中北通線、光明池春木線、泉大津阪本線並びに光明池1号線等の街路整備事業費として、2億3千407万2千円を計上いたしました。

また、下水道総務費につきましては、公共下水道事業特別会計繰出金及び菱池水路事業の償還金等の経費として、1億5千915万2千円を計上いたしました。

次の浸水対策費につきましては、伯太東排水路整備事業費並びに信太山演習場水路全体計画調査事業費といたしまして、3千446万2千円を計上いたしてございます。

土地区画整理調査指導費では、特別会計への繰出金等といたしまして、442万3千円を計上いたしてございます。

開発費につきましては、建築確認等の経費として、85万5千円を計上いたしました。

また、都市下水路費につきましては、府中北幹線整備事業費といたしまして、5千623万1千円を計上いたしました。

次に住宅費でございます。住宅管理費につきましては、既設住宅の維持管理費といたしまして3千123万1千円を、また、住宅建設費といたしまして、(仮称)和泉第4団地建設に係る継続費の53年度年割額9億2千58万4千円及び改良住宅建設事業費として、13億1千605万6千円を計上いたしました次第でございます。

以上が、土木費でございまして、総額37億327万9千円と相なる次第でございます。

続きまして、169ページの消防費でございます。常備消防費につきましては、消防職員の給与費を初め、消防本部及び署の活動経費として、3億5千38万4千円を計上いたしました。

非常備消防費につきましては、消防団の活動経費として、2千709万1千円を計上いたしてございます。

消防施設整備費につきましては、救助工作車を初め、防火水槽新設等消防施設の充実を図る

べく2千985万円を、また、消防団の施設充実のため、小型動力ポンプ付積載車等非常備消防施設費といたしまして、820万円をそれぞれ計上いたしてございます。

水防費につきましては、水防用器具といたしまして、31万円を計上いたしました。

以上が消防費でございまして、総額4億1千578万5千円と相なる次第でございまして。

続きまして、175ページの教育費でございまして。その内容につきましては、まず、教育総務費の教育委員会費につきましては、教育委員さんの報酬を初め、委員会の運営経費といたしまして336万9千円。事務局費といたしましては、職員の給与費並びに事務局運営経費等といたしまして1億9千691万6千円。教育指導費につきましては、指導主事関係経費を初め、府立養護学校通学児童生徒用自動車借上料並びに小中学校のクラブ活動費等といたしまして2千965万5千円。教育研究所経費として47万6千円。同和教育指導費につきましては、就学奨励費を初め、同和教育推進関係経費といたしまして、9千964万円をそれぞれ計上いたしました。

次に、182ページ小学校費でございまして。校務員及び給食調理員の給与費のほか、学校運営管理費及び校舎の維持補修費合わせまして4億4千260万8千円。学校保健費につきましては、児童の保健管理、給食費、教材設備費を初め、要保護、準要保護児童の就学奨励扶助費並びに養護学級経費として、1億2千636万1千円をそれぞれ計上いたしてございます。

次に学校建設費につきましては、(仮称)光明台第1小学校の校用及び給食用備品費として2千296万9千円。緑ヶ丘小学校については、校舎建設費として1億15万3千円。南池田小学校の屋内体育館の増改築事業費として1億4千527万2千円。鶴山台北小学校の校舎及びプールを日本住宅公団から買い取りいたすべく8千309万3千円。鶴山台南小学校の給食室を同じく日本住宅公団より買い取りいたすべく679万4千円をそれぞれ計上し、(仮称)光明台第1小学校につきましては、屋内体育館を建設すべく496万円。横山小学校校舎増改築事業費1億8千578万6千円。芦戸小学校校舎増改築事業費1億1千71万5千円。北松尾小学校増築事業費8千535万円。幸小学校既設校舎改装事業費5百万円をそれぞれ計上いたしてございます。

次に、191ページの中学校費でございまして、まず、学校管理費としましては、校務員及び給食調理員の給与費を初め、学校の一般管理運営費並びに校舎等の維持補修費等といたしまして2億6千221万4千円。

学校保健費につきましては、学校医報酬を初め、生徒の健康管理費及び給食関係経費といたしまして5千404万4千円。

教育振興費につきましては、教材設備費を初め要保護、準要保護生徒の就職扶助、養護学級経費並びに遠距離通学経費として、8千188万3千円をそれぞれ計上いたしました。

また、学校建設費につきましては、(仮称)光明台中学校の校用及び給食用備品購入費等として2千614万3千円、石尾中学校の校舎増築並びに給食室等建設事業費として8千384万9千円、(仮称)光明台中学校の屋内体育館を建設すべく、589万5千円をそれぞれ計上いたしました。

次に、幼稚園費でございます。幼稚園管理運営経費といたしましては、職員の給与費を初め一般管理運営経費並びに園舎維持補修費として、2億4千816万9千円を計上いたしましたほか、園児の健康管理費といたしまして、220万6千円を計上いたしてございます。

次に、社会教育費でございますが、社会教育総務費につきましては、関係職員の給与費を初め、社会教育委員会の運営経費、青年学級及び家庭教育学級の各講座及び各種行事並びに運営事務費として、7千7百96万9千円を計上いたしました。

青少年対策費につきましては、青少年問題協議会及び指導員関係経費、子供会、留守家庭児童会運営経費等といたしまして、876万4千円を計上いたしてございます。

また、各種社会教育施設の運営管理費でございますが、青少年会館の運営経費として17万4千円、公民館費につきましては、44万7千円、市民会館費につきましては586万7千円、青年の家費につきましては178万9千円、青少年指導ルーム運営費につきましては77万6千円を、それぞれ施設管理費として計上いたしてございます。

同和教育費につきましては、隣保館活動の一環としての社会同和对策経費及び(仮称)幸青少年センター整備事業費等として、2億4千451万6千円を計上いたしました。

文化財保護費といたしましては、南王子村文書刊行経費、府中遺跡発掘調査事業費並びに一般保護経費といたしまして、1千3百万4千円を計上いたしてございます。図書館費の自動車文庫費につきましては、図書充実並びに運営費といたしまして、110万6千円を計上いたしました。

次に、保健体育費につきましては、各種体育大会の経費、市民グラウンド、市民体育館及び市民プールの維持管理経費並びに地域スポーツ育成事業経費として、1千697万1千円を計上いたしました。

以上が教育費でございまして、総額2億7千143万6千円と相なっております。

次に、221ページの公債費でございます。前年度以前に借り入れた市債の元利償還金並びに一時借入金の利子等といたしまして、22億352万5千円を計上いたしてございます。

次に、諸支出金につきましては、土地開発公社への貸付金並びに災害援護資金貸付金及び一

部事務組合に係る地方交付税の配分金といたしまして、2億164万円を計上いたしてごさいます。

最後に、緊急または不測の経費に充当いたすべく、予備費といたしまして、5千万円を計上いたしてごさいます。

以上が歳出の事項でございまして、総額175億3千180万円と相なっております。

それでは、引き続きまして、これら歳出予算に充当いたします歳入予算について御説明申し上げたいと存じます。事項別明細書の8ページでございまして。

まず初めに、市税でございまして、前年度決算見込み額を勘案いたしまして、46億4千688万4千円を計上いたしてごさいます。

次に、地方譲与税1億276万3千円。自動車取得税交付金1億2千452万円。国有提供施設等所在市町村助成交付金7千852万円につきましては、それぞれ実績等を勘案いたしまして計上いたしました。

地方交付税につきましては、前年度交付基準額及び伸び率を勘案いたしまして、31億2千179万6千円を計上いたしてごさいます。

次に、交通安全対策特別交付金につきましても、前年度実績等を勘案し、1千9百万円を計上いたしました。

分担金及び負担金につきましては、2億6千290万1千円を計上いたしてごさいますが、分担金につきましては、農林施設整備事業施行による受益者負担金といたしまして、1千499万8千円を計上いたしてごさいます。

負担金につきましては、精神薄弱者並びに老人福祉施設収容者負担金、保育所措置費負担金につきましても、平均11%改定を見込んで計上いたしてごさいます。

その他林道整備事業負担金、光明池関連事業日本住宅公団負担金の土木費負担金及び日本学校安全会負担金の教育費負担金といたしまして、2億4千790万3千円を計上いたしてごさいます。

次に、使用料及び手数料でございまして、使用料につきましては、各種行政財産の使用料に係るものでございまして、1億8千91万6千円を計上いたしました。

なお、幼稚園使用料につきましては、現行5千5百円を6千5百円に、入園料につきましても、1カ月分の6千5百円に改定を見込み計上いたしました。

手数料につきましては、戸籍住民基本台帳の手数料等といたしまして、3千667万7千円を計上いたしてごさいます。

次に、国庫支出金38億1千340万6千円及び府支出金14億7千713万円、合わせまし

て52億9千53万6千円を計上いたしてございます。これらはいずれも歳出予算の事業経費と関連いたしますものでございまして、現行基準に従い、前年度実績等を勘案し、それぞれ計上いたした次第でございます。

次に、財産収入につきましては、2億6千676万7千円を計上いたしてございますが、この主なものは、不動産の売り払い収入でございます。

次に、一般寄附金でございますが、一般寄附金として、8千3百万円を計上いたしました。

繰入金につきましては、用品調達基金から百万円を繰り入れるべく措置いたしましたものでございます。

次に、諸収入でございますが、19億8千980万4千円を計上いたしてございますが、その主たるものは、歳計現金の預金利子1千367万円。診療所貸付元金収入3千百万円。学校給食費運転資金の元金収入1千5百万円。開発公社貸付金の元金収入9千万円。市道掘削による復旧費受託事業収入2千万円。国民年金印紙売捌金7億3千841万円。過年度補助金8億3千412万8千円。開発事業収入6億2千万円等でございます。

最後に、市債でございますが、13億7千676万6千円を計上いたしてございます。これは歳出の事業予算と関連いたしまして、適正事業に対し、充当率等を勘案しそれぞれ計上したものでございます。

以上が歳入予算の事項でございますが、総額175億8千180万円と相なる次第でございます。

以上が昭和58年度一般会計予算の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定いただきますようお願いいたします。

それでは、引き続きまして議案第6号「昭和58年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算」につきまして、提案の理由並びに内容の説明を申し上げます。

国民健康保険につきましては、制度発足以来、わが国の医療保険制度の中核をなし、地域住民の健康管理と医療の確保に重要な役割を果たしてまいりましたが、財政基盤の脆弱な上に立つ本事業は、医療需要の増加、医療技術の向上あるいは老人医療等の公費負担制度及び高額療養費支給制度等の充実により、これが国保財政に及ぼす影響はきわめて大きく、もはや市町村段階では解決しがたい危機に立ち至っております。

本年2月に医療費改定が実施され、その他諸要素を勘案いたしますと、本年度におきましても、医療費が依然として高騰傾向が予想され、以前にも増して厳しい内容に立ち至るものでございます。

しかし、いかに厳しい情勢下にございまして、市民の生命と健康を守るという重大な使命

を持つ本事業は、一刻もゆるがせにできないものでございまして、本年度予算におきましても、この意を十分体し、本事業運営に必要な最低限度の保険料を確保すべく、賦課限度額の改定及び応分な料率改定を基礎に計上させていただいたものでございます。当面する国保財政の危機打開のため、国に対し即刻強力な施策を立てるよう求め、あわせて保険制度の抜本的改定を要求してまいるとともに、事業運営に一層の努力を傾注する所存でございます。

以下、内容について御説明申し上げます。予算書の14ページでございますが、第1条でございますように、歳入歳出予算総額27億9千127万2千円と定めるものでございます。この歳入歳出予算の款項の区分及び金額は、第一表のとおりでございます。

第2条につきましては、一時借入金の最高限度額を4億円と定めるものでございます。

第3条につきましては、歳出予算の同一款内での各項の経費の流用を規定するものでございまして、当該会計といたしましては、職員の給与費並びに保険給付費を定めるものでございます。

続きまして、事項別明細書によりましてまず、歳出予算から御説明申し上げます。予算書の250ページでございます。

まず、総務費でございますが、総務管理費につきましては、保険給付企画事務関係職員の給与費及び一般管理経費として、2,876万8千円を計上いたしました。

徴収費につきましては、賦課徴収関係職員の給与費及び賦課徴収事務費として、8千261万9千円を計上いたしましたものでございます。

運営協議会費につきましては、国民健康保険運営協議会の運営経費として、76万6千円を計上いたしました。

趣旨普及費につきましては、納付組合総会開催経費及び啓蒙活動経費として、81万円を計上いたしました。

保険給付費につきましては、診療報酬の保険者負担金、高額療養費負担金、審査手数料、助産費並びに葬祭費といたしまして、26億4千8万円を計上いたしてございます。

次に、保険施設費につきましては、保険衛生普及費といたしまして、120万円を計上いたしました。

公債費につきましては、一時借入金の利子として430万8千円。

諸支出金につきましては、保険料の還付金等として、272万1千円をそれぞれ計上いたしました。

最後に、予備費3千万円計上いたしました次第でございまして、歳出の総額は、27億9千127万2千円と相なっております。

これらの歳出に充当いたします歳入につきましては、247ページに記載いたしておりますと

おりでございます。

まず、国民健康保険料でございますが、事業に必要な最低限度の御負担を願うべく、賦課限度額の改定も含めて、1人当たりの保険料にいたしまして、前年度対比23%上昇の措置を講じさせていただきました次第でございます。

一部負担金につきましては1万円。使用料及び手数料につきましては、20万1千円をそれぞれ計上いたしました。

国庫支出金につきましては、事務費並びに療養給付費負担金14億1千390万円を、助産費補助金及び財政調整交付金として、2億2千777万円を計上いたしました。

府支出金につきましては、国民健康保険事業の補助金並びに老人医療、障害者医療波及分補助金として、4千232万円計上いたしてございます。

繰入金につきましては、保険料減免、給付改善及び事務費の補助金等といたしまして、一般会計から前年度同様5千万円を繰り入れいたすべく措置いたしました。

最後に、諸収入につきましては、保険料延滞金、預金利子並びに雑入等といたしまして、4千326万6千円を計上いたしました次第でございます。

歳入の総額は、27億9千127万2千円と相なる次第でございます。

以上で国民健康保険事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決御決定を賜りますようお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第7号「昭和53年度和泉市土地区画整理事業特別会計予算」についての内容の御説明を申し上げます。

予算書の17ページ、第1条にございますように、歳入歳出予算119万4千円と定めるものでございまして、この予算の款項の区分及び金額は、第1表のとおりでございます。

内容につきましては、本会計は、第2阪和国道の建設に関連して、沿道の市街化形成を目的として設けておりました。しかしながら、事業着手以来十年余りを経ており、この間、議会におかれましても、第2阪和国道対策特別委員会を設置していただき、委員の皆様のお助力を得ながら、関係権利者との意見調整に鋭意努力を続けてまいりましたものの、意見調整が整わないまま本事業の施行期間満了とともに、遺憾ながら、施行を断念せざるを得なくなった次第でございます。

以上のことから、本年度は、経常経費のみを計上させていただいた次第でございます。

以上、簡単でございますが、土地区画整理事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、議案第8号「昭和53年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算」に

ついて御説明申し上げます。予算書の19ページでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を9千193万6千円と定めるものでございまして、予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表のとおりでございます。

第2条は、地方債の起債の目的限度額等を定めるものでございまして、その内訳明細は、第2表のとおりでございます。

次に、事項別明細表により予算の内容を御説明申し上げます。予算書の268ページでございます。

まず歳出から御説明申し上げます。公園用地の先行取得事業費でございまして、用地購入費8千770万円、職員の給与、その他事務費等といたしまして423万6千円、合わせて9千193万6千円を計上いたしました。

場所は、黒鳥山公園でございます。

これに充当いたします財源としましては、市債で計上いたしております用地購入費分8千770万円及びその他事務費等の経費423万6千円を、一般会計よりの繰入金として措置いたしました次第でございます。

その他事務費等の経費につきましては、後日、用地購入費とともに補助対象事業となるものでございます。

以上、簡単でございますが、公共用地先行取得事業特別会計予算についての内容の説明を終わります。

引き続きまして、議案第9号「昭和53年度和泉市公共下水道事業特別会計予算」について御説明申し上げます。予算書の22ページでございます。

さきに御提案申し上げました議案第12号の条例案に基づきまして、公共下水道事業に係る事業の歳入歳出予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億8千830万円と定めるものでございまして、予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表のとおりでございます。

第2条は、地方債の起債の目的、限度額等を定めるもので、その内訳明細は、第2表のとおり、2億9千840万円を限度として起債いたしたいと存じております。

第3条は、一時借入金の限度額を定めるものでございまして、本会計調整資金として、5千万円を定めようとしたしてございます。

第4条につきましては、歳出予算の各項の経費を流用できるように定めたもので、職員の給与費を対象といたしてございます。

次に、事項別明細書に基づき、予算の内容を御説明申し上げます。

予算書の277ページでございます。

歳出の方より御説明申し上げます。

まず、下水道事業費でございますが、下水道総務費につきましては、職員の給与費といたしまして1千256万8千円。下水道総務費といたしまして、南大阪湾岸北部流域下水道事業負担金、泉北環境整備施設組合分担金を初め、下水処理業務等の費用など、合わせまして4億1千548万9千円を計上いたしました。

下水道整備費につきましては、小田第2幹線整備事業費といたしまして3千6百万9千円。光明池地区公共下水道整備事業費といたしまして6百万円をそれぞれ計上いたしました次第でございます。

次に、公債費でございます。前年度以前に借りました市債の元利償還金並びに一時借入金の利子といたしまして、1千723万9千円を計上いたしました。

次に、予備費につきましては緊急または不測の経費に充当いたすべく100万円を計上いたしまして、歳出合計が4億8千830万円と相なる次第でございます。

これら歳出に充当いたします歳入につきましては、275ページより記載いたしております。

分担金及び負担金につきましては、下水道使用料の差額分といたしまして、公団よりの負担金375万円を計上いたしてございます。

次に、使用料及び手数料でございますが、使用料につきましては、下水道使用料といたしまして、525万円を計上させていただいております。

次に、国庫支出金2千400万円及び府支出金150万円につきましては、いずれも歳出予算の事業経費等と関連するものでございまして、現行基準、前年度実績等を勘案し、それぞれ計上いたしました次第でございます。

繰入金につきましては、公共下水道事業費の一般財源分等といたしまして、1億5千540万円を一般会計より繰り入れいたすべく措置いたしました次第でございます。

最後に、市債でございますが、これは歳出の事業予算と関連いたしまして、2億9千840万円を計上いたしました。

以上、歳入総額4億8千830万円と相なる次第でございます。

以上簡単でございますが、公共下水道事業特別会計予算の内容の説明を終わります。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 続いて、水道事業会計予算の説明を願います。
- 水道部長（田中稔君） 議案10号「昭和58年度和泉市水道事業会計予算」について御説明申し上げます。

まず初めに、財政計画についてでございますが、昨年12月、議員皆様方の深い御理解によりまして御議決賜りました改定水道料金により、本市水道事業は、いよいよ本年度より財政健全化に向けて歩み出したのでございます。すなわち昨年度までは、年度当初において、すでに単年度赤字予算調製という異常措置がとられておったところでありましたが、本年度は、単年度収支において3千万円余の黒字となり、昭和52年度末において見込まれる累積不良債務約4億6千万円を、健全化計画にのっとり昭和55年度末に解消すべく、初年度の予算として上程させていただいた次第でございます。これもひとえに議員皆様方の温かい御配慮を厚く御礼申し上げます。

また、付帯御意見の企業努力等につきましてもさらに徹底し、かつ、市民サービス向上に一層努力いたす所存でございますので、よろしく御指導いただきますようお願い申し上げます。

それでは、予算の内容について御説明申し上げます。

まず、第2条において、本年度業務の予定量を給水戸数3万4千8百戸、年間総給水量1千43万6千897立米と予定、1日平均給水量を前年度より1千823立米(6.8%)多い2万8千594立米といたすものでございます。

また、主要な建設改良事業といたしましては、第3回拡張事業でございます。これは昭和52年度当初計画において、昭和52年度中に完成予定いたしておりましたが、大阪府との協議等により1カ年延長、本年度を最終年度と計画変更させていただき、本年度も引き続き3億8千200万円をもって施行予定いたしております。

その主なものは、前年度に引き続き和田浄水場排水処理設備工事、坪井配水池築造工事と、各地区への配水管布設工事でございます。

なお、計画変更に伴う継続費の総額及び年割額の変更につきましては、別途、本会期中において、昭和52年度補正予算(第2号)で提案させていただきますので、よろしく御了承賜りますようお願い申し上げます。

次に、第3条の収益的収入及び支出でございますが、これは前条の(1)から(3)までの業務を行うために要する費用と、そのサービスの給付として、需要家より納入される使用料金等の収入でありまして、収入面より申しますと、水道事業収益13億7千655万8千円に対し水道事業費用13億4千522万5千円で、収支差し引きいたしますと、当年度純利益3千133万3千円予定しておるものでございます。

次に、第4条でございますが、これは主として施設の新設並びに全般的な給水能力の向上を図るための施設の増改設に必要な資金収支であります。

収支面より申しますと、まず、企業債3億5千9百万円を予定しておりますが、この内訳は、3億2千5百万円で第3回拡張事業債、1千8百万円で配水管整備事業債、1千6百万円で配水

管更生事業債をそれぞれ予定いたしておるものがございます。

次に、工事負担金として、光明台水道施設建設及び計画路線外配水管布設等で9千3百万円、消火栓新設に伴う一般会計負担金450万円、和田浄水場排水処理設備のうち、国庫補助対象となる機械設備約1億5千6百万円の4分の1、すなわち3千9百万円を補助金と予定し、資本金的収入4億9千550万円といたすものであります。

一方支出につきましては、建設改良費5億5千831万2千円を予定いたしまして、先ほど申し上げました第3回拡張事業費に3億8千2百万円、改良工事費に4千8百万円、配水管整備事業費に千9百万円、光明台水道施設建設費に6千723万円、出水不良及び赤水対策地区の配水管更生事業費に千6百万円並びに量水器の購入等、営業設備費に2千108万2千円をそれぞれ予定いたしておるものがございます。

次に、企業債償還金6千793万7千円でございますが、これは前年度までに建設改良のため、政府等より借り入れた企業債の償還元金でございます。

以上、合計いたしますと、資本金的支出の予定額は6億2千124万9千円となり、収支差引きいたしますと、1億2千574万9千円の資金不足が生じるものがございますが、これは営業費用中の内部留保資金、すなわち減価償却費で補てんを予定いたしておるものがございます。

次に、第5条でございますが、これは本年度において、借入れを予定いたしております企業債の目的、限度額、方法、利率及び償還について定めておるものであります。

次に第6条は、一時借入金の最高借入限度額を20億円と定めており、第7条は、予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合を定めるもので、営業費用中の原水及び浄水費より職員給与費を除いた金額と、営業外費用中の支払利息及び企業債取扱諸費の全額を予定いたすものがございます。

第8条は、流用禁止項目として、職員給与費及び交際費を定めております。

第9条は、営業用及び建設用資材並びに量水器等貯蔵品を購入し、実際に使用または取りつけなければ予算の執行が伴わない資産の購入限度額を1億3千215万3千円と定めるものであります。

以上が今回、上程させていただきました昭和53年度水道事業会計予算案の概要でございますが、これら前年度対比等詳細につきましては、30ページ以下に記載いたしておりますので、何とぞよろしく御審議くださいますて、原案御可決くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 続いて、病院事業会計予算の説明を願います。

○ 病院事務局長（平野誠蔵君） 議案第11号「昭和53年度和泉市病院事業会計予算」につ

きまして御説明申し上げます。

病院の増築新館は、議会の絶大な御支援のおかげをもちまして無事竣工オープンさせていただき、新設の産婦人科は1月9日から外来診療を開始、新年度には病棟も開く手はずを整えておりまして、そのほか各船運営を速やかに軌道に乗せまして、全稼動に向け取り組んでおるところでございます。

また、52年度から継続事業といたしております既設本館の改造事業並びに看護婦宿舍増設事業についても、52年度内着工の上、新年度秋には完了を期し、諸手続を鋭意進行させておりまして、53年度は病院整備計画完結の年度でありますので、困難を克服し、速やかに計画を達成地域医療の充実向上を目指しますとともに、病院事業の経営の安定改善に向け全力を挙げる所存でございます。何とぞ一層の御支援、御指導を賜りますよう、切にお願い申し上げます次第でございます。

昭和53年度は、前期は新館201床、後期には、本館改造後の102床を加えまして303床の予定でございますが、改造後の本館102床の運営につきまして、また、これに対応いたします要員充足計画等につきましては、今後の新館運営の状況、実績を十分に点検しつつ、慎重に調製の上対処いたしたい考えでございまして、この102床運営に伴います収支予算は適時に補正をお願いいたしたく、当初予算案は、すでに開設の新館201床に対する経常収支並びに本館改造、看護婦宿舍増設事業関係費を計上、編成いたしました次第でございます。

予算第2条の業務の予定量であります。申上げましたごとく、予算調製の方針によりまして、病床数は新館収容の201床とし、診療患者数は、入院1日平均170人、年間延べ6万2千50人、外来で1日平均358人、年間延べ10万6千326人と予定いたしました。新館の許可病床数201床のうち、未熟児7床、内科系、外科系各4床のICU、CCU、すなわち重症集中治療室8床、合計15床を除きました一般病床186床の90%稼動を見込みまして、年間患者は、1日平均170人と予定し、外来患者は、実績に対しまして新設の産婦人科を含め約50人増加を見込み、一日平均358人と予定したものでございます。

主要な建設改良事業では、52年度の継続費設定を御承認いただいております本館改造事業1億3千510万円、看護婦宿舍増設事業1億7千7百万円並びに両事業に付随いたしますベッド、診療用器具、調度備品等購入千5百万円を予算措置いたしました。

本館改造事業は、延べ面積3千680平米のうち、西端の鉄筋コンクリート造平屋建て部分324平米及びその上にありますプレハブ造134平米も看護婦宿舍用地に充てるために取り壊しまして、残ります西棟1801平米、東棟1420平米、合計3221平米につきまして改造工事を施行いたします。取り壊し予定部分につきましては、元の厨房、職員食堂、ボイラー機械室

等でありまして、いずれも新館に移転した部分でございます。

また、プレハブ等も元の医師室でございまして、いずれも除却については支障はなく、改造工事は除却工事、東棟改造、西棟改造の順序で進め、工事内容は、空調、電気、給排水等の設備更新、各階の区画の新設、自動火災報知器の防災、天井間仕切り、壁等の不燃化等の防災設備工事、館内塗装等ございまして、改造後の用途は、1階に整形外科外来診察室、理学療法室、救急外来手術室、洗濯室、保安当直室及び管理事務室、2階には病棟58床、3階に病棟44床及び医局を配置する計画であります。

看護婦宿舍増設事業につきましては、本館西端に接続いたしまして、鉄筋コンクリート造地上5階で、建築面積376平米、床面積1470平米、居室56室のほか教養娯楽室、作法室、更衣室、管理人室等を設ける計画で、本館の西端部分除却後基礎工事から着手いたしまして、工期は、改造工事6カ月、看護婦宿舍工事8カ月と予定いたしておるものでございます。

第3条は、経常収支に相当いたします収益的収入及び支出予算でございますが、うち大旨となります医業収支は、収益13億3千999万5千円、費用17億2千801万3千円、収支の差し引き8億8千801万8千円の欠損と見込まれます。

医業収益は、52年度決算の見込みに対しまして約4億4千万円、49%増収と見込み、医業業費用では、同約4億7千万円、38%の増加見込みであり、収益予算の内訳は、入院収益8億5千826万1千円、外来収益4億1千340万円、その他医業収益6千833万4千円であります。52年度1日入院患者見込み数は118人でありまして、53年度では、1日平均170人、1日平均52人、年間で1万980人の需要増加と、本年2月に前回の改定以来1年9カ月ぶりに平均約10%程度の診療報酬の引き上げに伴う増収を織り込み、その他室料差額収入5千948万7千円を見込みました。

医業費用は、給与費9億7千879万5千円、薬品、診療材料、給食材料等の材料費4億4千594万7千円、新館を主体とした既設設備の維持管理及び診療活動の経費1億6千446万3千円、減価償却費1億3千215万1千円、研究研修費665万6千円であり、費用の項目別構成比は、給与費で56%、材料費25%、経費9%、研究研修費0.3%となります。

給与費は、4月1日予定人員234人の年間必要額を計上。この職種別内訳は、医師28人、看護婦、准看護婦110人、医療技術員29人、事務員21人、給食調理員、看護、診療補助員等46人でありまして、

材料費は、予算額4億4千594万7千円のうち、薬品費3億7千301万4千円で、2月1日診療報酬の引き上げに付随いたしまして、薬価基準が約5%引き下げられましたために、従来の購買率を維持することに困難性が懸念されますが、極力使用効率を高めるべく折衝中で

であります。

経費につきましても、新館運営に光熱水費を初め各設備、器械類の保守管理等増高を来しておりますが、細部にまでむだを省き節減方策を立て、経費増加抑制に努力を尽くしてまいります。

減価償却費は、これまでの千5百万円程度から、新館並びに医療器械の充足によりまして一挙に1億3千2百万円強に増加し、単年度欠損金急増の要因となったものでありますが、実質的には内部留保が不可能なために現金支出を伴わず、医業収支上の不良債務額は、約2億5千5百万円となる見込みでございます。

次に、医業外収支につきましては、収益3千89万9千円、費用3億2千752万6千円、収支の差し引き2億9千662万7千円と大幅な欠損見込みと相なります。

医業外費用の大部分を占めます支払利息は、52年度見込み額に対しまして、1億3千8百万円の78%強の急増でありまして、今次の増改築、看護婦宿舍増設事業に必要な借入金、起債前借り等の支払利息増加によるものであります。

医業外収益は、一般会計から52年度同額の繰り入れ補助をいただきますものの増改築完了年度として事業費に一般財源相当額を充当いたしますために、医業外収益に組み入れます補助金が減少、収支大幅な欠損となる見込みでございます。

これらの医業、医業外を合わせました収益的収支は、病院事業収益14億1千137万4千円、事業費用20億5千583万9千円、差し引き6億4千446万5千円の欠損見込みであります。事業収益中の特別利益4千48万円は公立病院特例債元金償還に充当いたしますので、単年度欠損金は6億8千494万5千円、不良債務額は5億5千249万4千円と見込まれ、53年度末累積欠損金は19億9千858万8千円、累積不良債務額は15億8千540万1千円に達する見込みでございます。

52、53両年度ともに病院整備事業推進の過度的期間とも言えますために、収支のバランスが著しく悪化しておりまして、加えて借入れ企業債の元金償還が医療器械分で1年後、建築分は5年後に到来いたし、きわめて困難かつ深刻な財政事情が予見され苦悩するところでございますが、本年度後期の102床の開設とあわせまして速やかに全館フル稼働体制を整え、市民の御要望、御期待に沿い得る医療供給体制を実現いたしますとともに、経営改善の目標といたしまして、まず、医業収支の均衡を目指してあらゆる努力を尽くさねばならないと銘記いたしておるところでございます。

第4条の資本的収支につきましては、収入3億4千841万6千円、支出3億8千989万6千円、収支差し引き4千48万円の不足は、収益的収入中の特別利益をもって補てんいたすものであります。

支出の内訳は、本館改造工事1億3千510万円、看護婦宿舍増設事業1億7千7百万円、両事業に伴います器械備品購入千5百万円、看護婦宿舍割賦金、すでに借り入れの企業債償還及び公立病院特例債元金償還合わせて6千279万6千円でありまして、収入は、企業債2億7千679万円、一般会計出資金7千262万6千円であります。事業につきましては、52年度に設定を御承認いただきました継続費の53年度年割相当額を予算化したものであります。

第5条は、本館改造1億789万円、看護婦宿舍増設事業1億6千890万円の限度額をもって事業財源として起債を行いたく、起債方法、利率及び償還の方法等は、表に記載のとおりであります。

第6条は、一時借入金の限度額は18億円と定めたく、また第7条は、医業費用、医業外費用の各項の流用規定。

第8条は、職員給与費及び交際費につきましては、議会の議決を経なければ流用できない旨を定めたものでございます。

第9条は、一般会計からの補助金額。

第10条は、たな卸資産の購入限度額につきまして、それぞれの予算計上額を定めるものでございます。

5ページ以下に説明書、参考資料等を添付申し上げておりますので御参照賜りまして、よろしく御審議の上、予算案を可決御決定くださいますようお願い申し上げます。簡単でございますが、概要の御説明を終わらせていただきます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本日の議事日程は全部終了いたしましたので、これにて散会いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないようでございますので、本日はこれにて散会いたします。

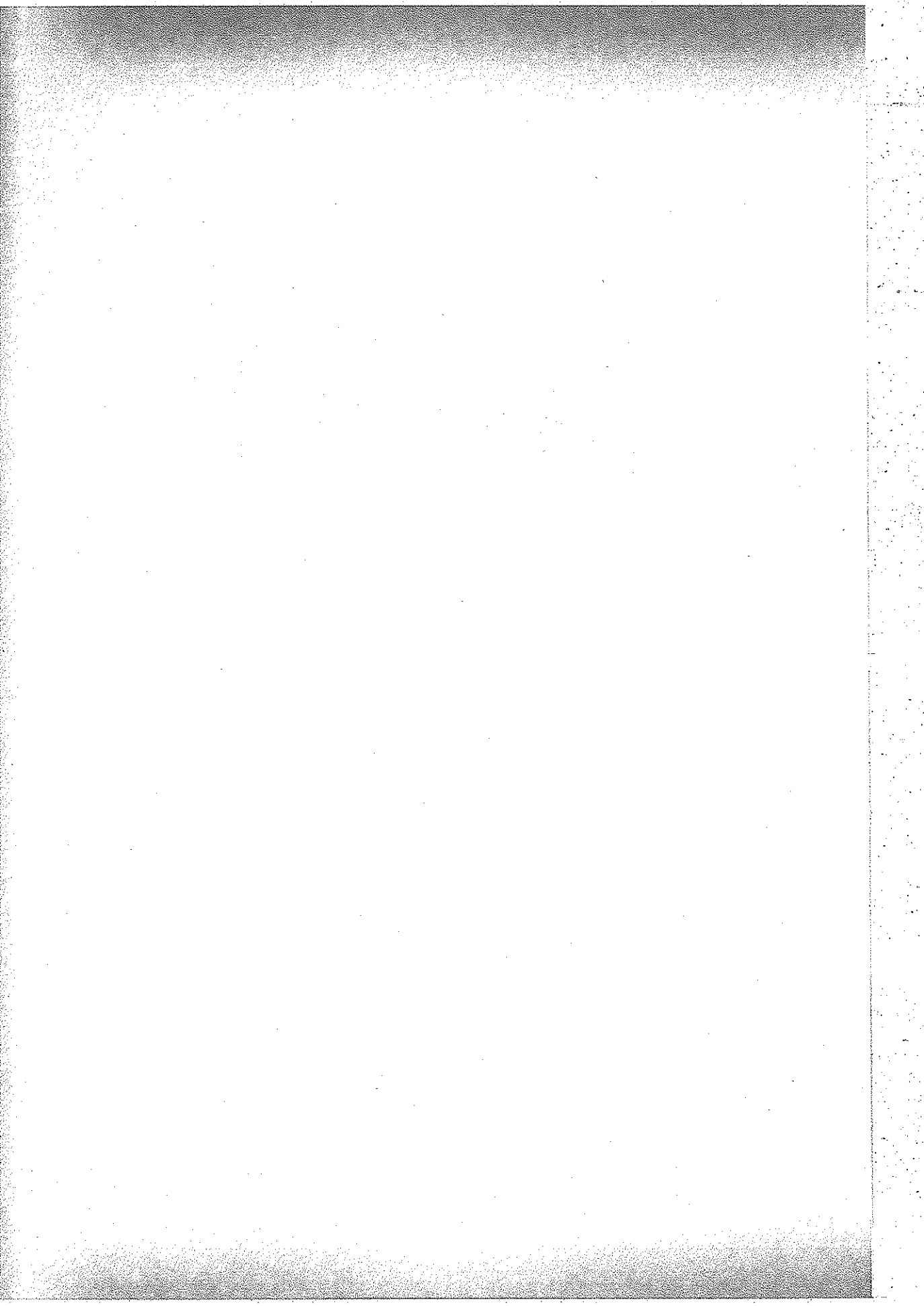
明11日、12日は休会とし、13日から一般質問並びに総括質問を行いますので、定刻御参集くださいますようお願い申し上げます。

なお、質問通告は、本日午後5時までとなっておりますので、よろしくお願い申し上げます。長時間まことにありがとうございました。

（午後2時40分散会）

○

第 2 日



昭和53年3月13日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1 番	寺 田 茂 君	16 番	木 下 甲子三 君
2 番	天 堀 博 君	18 番	池 辺 秀 夫 君
3 番	橋 本 佳 行 君	19 番	貝 淵 博 治 君
5 番	仁 井 明 君	20 番	田 中 包 治 君
6 番	大 谷 昌 幸 君	21 番	直 村 静 二 君
7 番	金 沢 勝 君	22 番	勝 部 津喜枝 君
8 番	成 田 秀 益 君	23 番	三 井 正 光 君
9 番	松 下 定 君	25 番	竹 内 修 一 君
10 番	山 口 義 一 君	26 番	柳 瀬 美 樹 君
11 番	上 代 卯之松 君	27 番	竹 下 義 章 君
12 番	藤 原 要 馬 君	28 番	坂 上 國 治 君
13 番	赤 阪 和 見 君	29 番	藤 原 利 一 君
15 番	横 田 憲治郎 君		

欠席議員(1名)

17 番 富 山 敏 治 君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	池 田 忠 雄	病 院 長	竹 林 淳
助 役	坂 口 禮之助	病 院 事 務 局 長	平 野 誠 蔵
収 入 役	中 塚 白	" 次長兼管理課長	藤 原 光 夫
市 長 公 室 長	西 川 喜 久	水 道 部 長	田 中 稔
" 次長兼企画室長	杉 本 弘 文	" 次 長	福 本 喬 久
秘書広報課長	竹 田 明 郎	消 防 長	和 田 増 義

財 務 部 長	宇 沢 清	" 次長兼消防署長	湯 川 行 雄
" 次長兼財 政課長事務取扱	麻 生 和 義	教 育 委 員 長	堀 内 由 延
同 和 対 策 部 長	佐 原 行 雄	教 育 長	葛 城 宗 一
" 次 長	生 田 稔	" 次長兼管理部長	広 岡 史 郎
市 民 部 長	内 田 繁	" 次長兼指導部長	乾 武 俊
" 次長兼 福祉事務所長	青 木 孝 之	管 理 部 次 長	松 村 吉 堯
産 業 衛 生 部 長	山 本 俊 兼	指 導 部 次 長	橋 本 昭 夫
" 次 長	富 田 宏 之	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	味 谷 日 吉
建 設 部 次 長	森 保	" 事 務 局 長	岸 田 秀 仁
改 良 事 業 部 長	林 徳 次	監 査 委 員	西 口 喜 一 郎
" 次 長	逢 野 一 郎	監 査 事 務 局 長 兼公平委員会事務局長	向 井 洋
解 放 総 合 セ ン タ ー 所 長 兼 総 務 課 長 事 務 取 扱	萩 本 啓 介	農 業 委 員 会 事 務 局 長	信 田 種 行
用 地 担 当 参 事, 土 地 開 発 公 社 事 務 局 次 長	岩 井 益 一	※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。	
用 地 担 当 参 事, 土 地 開 発 公 社 事 務 局 次 長	中 西 淳 富		

○
 本会の議事を速記法により記録したものは、次の通りである。

和泉市議会囑託速記士 中 野 満 男

○
 本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事 務 局 長	吉 岡 昭 男
次 長	吉 田 種 義
議 事 係 長	西 垣 宏 高
議 事 係	佐 土 谷 茂 一
議 事 係	山 本 雅 俊

(午前10時30分開議)

- 議長(柳瀬美樹君) おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには、公私何かとお忙しいところ御出席賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま出席されている議員さんは、18名でございます。貝淵議員さんから遅刻の届け出が出ております。その他の方につきましては、間もなくお見えになるものと思います。現在、18名でございます。

- 議長(柳瀬美樹君) ただいまの報告どおり、出席議員数18名をもちまして会議は成立しておりますので、本日の会議を開きます。

○

- 議長(柳瀬美樹君) これより一般並びに総括質問に入ります。まず、5番、仁井明君。

- 5番(仁井明君) 泉大津市、和泉市行政境界の適正化について、2番目、市民グラウンド環境について質問させていただきます。

私の第1番目の質問といたしまして、和泉市富秋町268番地周囲の飛び地問題でございます。地元の人といたしましては、新学期を迎えるに当って非常に困っている次第でございます。そこで、理事者は飛び地問題についてどう考えているのか、どういう計画をされておるのか、具体的な答弁をしていただきたい。また2番目に、教育関係についてはどういう連絡をとっておるのか。新学期を迎えて、地元の人には非常に心配されておるわけでございます。連絡一つとるにしても、学校では、泉大津の子供には連絡書は届いても、和泉市の子供には連絡がない。そこで子供に与える劣等感は非常に大きいのでございます。

3番目に、池上小学校の開校時点において、校区の編成をどう考えておるのか、理事者の具体的な答弁をお願いいたします。

2番目に市民グラウンド環境について、なるほど近隣周囲の市民グラウンドに比べてグラウンドはりっぱではございますが、周囲の環境は零に近いものでございます。駐車場ではこぼこ、あるいは入り口の坂のところ、雨が降れば車のタイヤが半分ぐらい水につかっております。それと、外野席のセンター、レフトのへの向こう側は水がいっぱいたまり、ボールが飛んでも拾えないという状態になっております。そこで、市民グラウンドの環境整備についての計画は、どういうぐあいにされておるのか、具体的な答弁をお願いいたします。以上、簡単ではございますが、答弁いかんによっては再質問させていただきます。

- 議長(柳瀬美樹君) 理事者答弁。

- 市長公室次長（杉本弘文君） ただいま仁井議員さんからの御質問の和泉市泉大津市の行政境界の適正化についてお答え申し上げます。

泉大津市、和泉市の市域には多数の飛び地が点在してございまして、この飛び地に居住する住民の方々に対しましては、御指摘いただきましたように、教育関係を初め行政サービスについていろんな問題がございまして、何かと御不便をおかけいたしている点につきましては、私どもといたしましても十分承知し、認識いたしているところでございます。

これらの問題につきましては、行政協定等をもって解消に努めているところでございます。しかしながら、抜本的な解消を図るためには、何を申し上げましても、行政境界の適正化の推進以外にございません。私ども事務担当者といたしましても積極的に取り組んでいるところでございまして、その基本的な考え方といたしましては、地域住民の意識を十分尊重してまいりたい。領土意識については固執しない。将来の住民の生活権を十分考慮して検討を行う、という三点を基本的な考え方といたしておるものでございます。

すでに本市と泉大津市においては飛び地の実態調査又、飛び地周辺の住民の意識調査等も進めてまいりました。そのほか事務レベルでの両市の協議も回を重ねているところでございます。今後さらに両市間で積極的に調整を進めてまいりますとともに、市議会で構成していただいております行政境界適正化協議会とも十分協議させていただきます、本問題の早期解決に向かって鋭意努力してまいりたい。かよう考える次第でございます。よろしく願いいたします。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 教育次長（広岡史郎君） 教育関係の御質問にお答え申し上げます。

泉大津市と和泉市の境界線上付近に点在する飛び地上に居住される世帯の児童生徒につきましては、教育委員会では、その実態から名簿を把握し、泉大津市教育委員会に就学の委託を行っております。現在、豊中、板原を含めまして国府小学校、伯太小学校、黒鳥小学校へ就学の委託を受け、和泉中学でもかなりの人数が就学されております。本市からは、泉大津市へ富秋、尾井、池上から条東小学校、穴師小学校、上条小学校、条南小学校、中学校では東陽中学校へ合わせて135名の児童生徒をお願いしております。それらの中で、行政協定に基づいた確な運営を図っているというように御理解願えれば結構かと思えます。

なお、（仮称）池上小学校の開校に際して校区編成をどのように考えているかとの御質問でございますけれども、いずれ近い時期に本市の適正就学対策審議会に御諮問申し上げ、いろいろと御審議をいただいで御答申をいただくという形で進めたい、かよう思っているわけでございます。

以上でございます。

- 5番（仁井明君） そこで、池上小学校が開校され、校区編成については、地元との話し合い

は十分できておるのかどうか。地元の人意見では、いまお世話になっている条東小学校に長男が行ってるのに、あとの次男が池上小学校にやられると非常に困る。やはり参観日なんか、池上小学校にも条東小学校にも行かなければならないという問題で、この新学期が始まる2月、3月時点ですべてこういう問題が出る。連絡も手紙もなかなか届かない。あの地区はどういう関係か知りませんが、手紙なんか和泉市内から出しても3日ぐらいかかる。和泉市在住の子供さんには、何日と指定して学校に届けなさいという大津の学校の受け入れ体制である。しかし、手紙がもらえるので、手紙が着いてすぐ持って行っても、和泉市の受け付けは終わりました、ということがたくさんある。

それと、池上小学校ができるというのは昨年12月に聞いたが、地元の方は、それまでに早く教育委員会の方と話し合いをしたいということで、何遍も教育委員会の方に来ておる。ところが理事者の方は、いまは予算とかで忙しい、4月以降にならないと説明はできないとかいう返事ももらってる。2月下旬に話し合いをしていただきたいということで、自治会長さん、その他が教育委員会に来ておるわけでございます。ところが、何と言っても自治会長さんは泉大津の人で、和泉市のことにはさほど力を入れてくれない。これはひとつ議会で取り上げてもらって、1日も早く解決していただきたいというのが地元の方の念願でございます。その点、この飛び地に在住する市民の方々の意向も十分聞いて説明もしてやらなければならないと思うのでございます。その点いかがでしょうか。

- 教育次長（広岡史郎君） 過去富秋中学校の校区再編成の段階におきまして、地元、特に富秋町、池上町の住民の方々といろいろ折衝の中で御意見等をお聞きしております。その段階で、（仮称）池上小学校の校区編成をいかに考えてるかという御質問も種々ございました。今回、建設する規模等々から、富秋町並びに池上町を含んだ校区の中での学校運営をいまの段階で計画している。いずれ適正就学対策審議会の御答申を得て決定されるんだという考えがございますので、富秋町の住民の方々は、池上小学校へ就学という形でお考えになってるんじゃないかと推察できるのでございます。

それから、御質問の就学通知等の問題でございますが、住民の利便を図る上で徹底した施策をやっていききたいと思います。

なお、助松団地の会長さんからいろいろ各項目に分けて陳情書を預かっておりまして、現在、鋭意検討中でございます。いずれ住民の皆さんに御不便をかけないよう配慮していききたいと思います。

- 5番（仁井明君） そこで、もう2、3点お聞きしたいんですが、この飛び地問題について泉大津市と和泉市の話し合いというか、この表にも出てるんですが、昭和47年ですか、そのころ

から話し合いを持っておるといふことで、48年、49年、51年と6回、報告書が私の手元に資料がございますが、泉大津市との話し合いは年に何回ぐらいされておるんですか。お聞きしたい。

○ 市長公室長(西川喜久君) その点につきましては、私ども事務レベルでは、年に何回か協議を重ねてまいっております。確かに御指摘のとおり、住民に非常に御不便をおかけしております、まことに申しわけなく考えております。先ほど、次長からもお答えいたしましたように、住民の意識調査もすでに済んでおりまして、また、特にきょうこのごろになりまして、地域の住民からいろいろ要望も出てまいっております。それらを十分精査検討する中で当委員会の御意見も賜りながら、1日も早く要望にこたえるべく最善の努力をさせていただきたいと思っておりますので、御理解賜りたいと思っております。

○ 5番(仁井明君) 理事者の方も忙しくても、この問題について地元の皆さん方の納得のいく説明会もやってもらわんと、地元の人が言うには、市の広報さえ回ってこない。一体、和泉市がいま何をしてるんか、さっぱりわからんというような声も出ております。広報が入れば泉大津市の広報ばかり。選挙があっても、市長選、議員の選挙があっても全然わからんということです。飛び地なので、ほとんど大津にお世話になっており、大津のことはようわかるが、和泉市の内容は全然わからんということですので、理事者の方々も考えてやっていただきたい。

自治会の会長さんが泉大津の人ですから、泉大津の広報はどんどん隣組に配ってくるから泉大津のことは全部わかる。ところが和泉のことは全然わからない。いつ和泉市がどういう計画で、どういうことをやっておるかはさっぱりわからない。その点、広報関係でも、十分和泉市の内容が聞き届くようにしっかりと飛び地問題についてやっていただきたい。

和泉市にお世話になってるのは税金を払いに来ることと、新学期が始まるころに役所に来るだけ、ほかはほとんど市のお世話になることはないという、これでは本当に十分な市の内容もわからんし、苦勞するので何とかしてほしい。印鑑証明1つ取りに来るにしても、警察に免許証の切りかえに来るのでも、いちいち泉大津へ出てバスに乗って来ると半日以上かかる。役所へ住民票をもらいに来るにしても同様です。何とか早く飛び地問題を解決していただきたいわけがございます。地元の人たちとの話し合いの上で、解決できなければ出張所を作るとか、何とか考えてやってもらわなければ地域の住民が非常に苦勞しておるといふことでございますので、理事者もその方面に十分力を入れて解決の方向に持って行っていただきたいということを最後に要望いたしまして、この泉大津市和泉市行政境界適正化についての質問を終わります。

○ 議長(柳瀬美樹君) 次の答弁。

○ 指導部次長(橋本昭夫君) 2点目の市民グラウンドの整備につきましてお答え申し上げます。

市民グラウンドの周辺の環境が非常に不十分であるという御指摘、まことに痛み入ります。常々、請願等にもございますように、市民グラウンドの周辺を整備し、市民の皆さん方に心よくスポーツ振興の場として御使用願いたいと念願しておるものでございます。当面の策といたしましては、このようなことを考えておりますので、御理解願いたいと思います。

まず、駐車場の整備でございますが、この点につきましては、追加議案として52年度補正予算を御上程申し上げる予定でございますが、その中に市民の方々の温かいお志をいただきまして、一部御寄付を受ける予定でございます。その御寄付をもとにいたしまして、100人程度の方が観覧できますスタンド等を設置したいと考えております。そのスタンドの整備工事とあわせまして、いま御指摘の駐車場、周辺地の整備につきまして、十分とまではいきませんが、できるだけ可能な限り御使用に御不便にならないように準備したいと考えております。

なお、外周部でございますが、特に寺門第2団地の住宅供給社の予定地が周辺にございまして、すでに御承知のように、農耕地として使用されずに現在、宅地予定地としてそのまま置いてございます。そのために農業用水路の整備が非常に不十分で、水がグラウンドの周辺に流れ込んでくる実態でございます。当面の措置といたしましては、素掘りの水路を掘りまして、できるだけスムーズに排水できるよう努力しておりますが、抜本的な対策につきましては、やはり団地の造成計画とあわせて排水が完全にできる体制を供給公社と十分協議の上、なおかつ、所管の委員会とも御相談の上整備をしてまいりたいと考えております。

以上、非常に簡単でございますが、当面の策と基本的な対策について申し上げました。よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

- 5番(仁井明君) そこで、去年12月24日に請願も出ておりますけれども、これからまたシーズンになってくるので、市民グラウンドを使う人がたくさんおられるわけでございます。応援の方もたくさん来られますが、非常に足元が悪い。グラウンドへ行くまでに足元が泥々になる。私も何回も市民グラウンドに行っておるんですけど、別にそんな大きな工事してもらわなくても、あの駐車場と入り口のところを何とか人間がすっと歩いて行けるような状態にしてください。

ところが、あそこはちょっと坂になって非常に足元が悪く、雨の降った翌日なんかは、野球を見に行くのに長ぐつをはいて行かないかん状態でございます。また、中央線から橋を渡って堤防を通ってくる車がたくさんありますが、あの堤防も道がでこぼこで通りにくい。和気の方から入るところも、あの入り口のところへ行くのに非常にたがた道で車が通りにくい。また、駐車場も広いんですが、水たまりが多くて不便を感じている。

そこで、昨年12月24日に請願も出ておりますが、シーズンオフの間にできなかったのかど

うか。これからシーズンに入ると、日曜、祭日はもちろんのこと、普通の日でも非常に市民グラウンドを利用する市民がたくさんおられますので、明るい住みよい和泉市を築くと市長は言っておられますが、市民グラウンド一つ見ても入り口はでこぼこだけである。まして外野席の方も、ボールが飛んでも拾いに行けん状態でございます。それで、この計画はいつまでに完成されるのかということをお聞きしたいと思います。

○ 指導部次長（橋本昭夫君） 先ほど申し上げましたように、追加議案として補正予算を御上程させていただき予定でございます。御承認あり次第、着工したいと考えておりますが、工期は約2週間でございますので、大体、今月末には整備が終わるだろうという予定でございます。

○ 5番（仁井明君） 観覧席の方も同時に工事にかかるということですか。

○ 指導部次長（橋本昭夫君） はい。

○ 5番（仁井明君） 以上でございますけれども、やはりこれからスポーツを楽しむ人がたくさんございますので、市民グラウンドが1つだけではどうしても足りない。最後の要望でございますが、ミニグラウンドでも結構ですから、もう1つ市民グラウンドを早急に実現できるよう要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に10番、山口君。

○ 10番（山口義一君） 私は、通告に基づきまして、まず、第1に教育施設の建設計画と危険校舎の認定の基準についてお伺いいたします。

今回の政府の53年度大型予算で地方自治体の財政健全化のための支出を大幅に増額し、中でも公共施設の小中学校の危険校舎に対する改築問題につきましては、積極的に取り組む方針を打ち出しております。これらの措置によりまして、本市におきましてはまだ鉄筋化されない老朽な木造校舎。また、危険な施設に対する今後の建設計画についてまずお伺いしたい。

次に現在、この問題につきましては、各関係機関にどのような働きかけをされておられるのか、この点をお伺いしたいと思っております。

次に、文部省が定めております危険校舎とは何を意味するのか、どの程度をあらわしておるのか。その認定の基準をわかりやすくお答えをお願いしたいと思います。

第2番目に、都市計画についてであります。先に泉北丘陵の新住宅市街地開発事業は、すでに光明池団地ができ喜ばしいことですが、本事業につきましては、私たち市民の最も関心の深い重要な施策であると思っております。光明池以南、今後、和泉中央丘陵開発により、やがそ延伸されようとする泉北鉄道、また、これに伴う道路整備、すでに計画の泉州山手線、また、関連すると思われる春木光明池線、これらの問題につきましても、現在の計画現況と、今後の見通しについ

て具体的に御説明を願いたいと思います。

なお、答弁の内容いかんによりましては、再度質問をさせていただきます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 教育次長（広岡史郎君） 山口議員さんの教育施設の建設計画と危険校舎の認定基準等についての御質問にお答え申し上げます。

御承知のように、政府は15カ月の大型予算を編成いたしまして、景気刺激策として小中学校の施設整備について補助金の増額、事業の拡大、国債の面でわずかですが、てこ入れを行い指導してまいっております。本市もこういう状況の中で、53年度新年度に向けていかに取り組んでいくか、鋭意検討した中で、今度の予算でいろいろ御審議を願うことになっております。

御質問の政府の公共事業推進の関連からいかなる施策を打ち出しているかということでございますけれども、義務教育施設整備の木造校舎について、鉄筋化を図っていくという形に主眼を置いております。1番目にその内容を見ますと、補助対象事業の拡大を図っているということでございます。その1つといたしまして、従来、危険校舎、老朽校舎と申しております耐久度認定点が4,500点から1,000点引き上げ、5,500点まで。2つ目に、木造校舎、体育館、給食室で30年建設経過しているものについても、特別配慮していこうという形で取り上げております。

2番目に、資金面で国債対策を打ち出しております。従来、補助対象事業の補助金外部分の75%について政府債を認めておりましたが、今回は、95%まで引き上げて政府債を認めるという形でございます。

それから、建設計画でございまして、新年度でいろいろ御審議いただきます事業は、横山小学校の10教室と給食室の改築等々でございます。それ以後、どういふふうに取り組むかということでございますけれども、あくまでも認定点が5,500点に達しているという改築の補助対象事業及び今後、社会増等によって教室増を必要とするものを主眼に取り組んでまいりたいと思っております。

それから、文部省などの関係機関にどのように働きかけているかという御質問でございますけれども、従来の認定を受け、それに1,000点プラスしても認定点が5,500点に達しないもので、その周辺の点数が老朽化しているという校舎につきましては、早急に検定を受け、補助対象事業に乗っかっていくよう働きかけをしていきたいと思っております。

○ 10番（山口義一君） ただいまの答弁ですが、私たちが数字的に4,500点から5,500点というような数字を出されても、私自身、内容がわからないわけです。たとえて申し上げますならば南松尾小学校、これは現在、和泉市におきましては、ただ1校の木造校舎でございます。以前に、老朽校舎の認定が下りないために鉄筋化されないということでございますが、その認定の

基準すら各父兄、PTA関係においてもわからないということです。これはもっともな話でございます。今回、数字的な面で5,500点まで1,000点引き上げる、教室増をかんがみて95%ですか、そういう数字も出ておりますが、具体的な面でわかりやすい資料がないわけですか。

○ 教育次長（広岡史郎君） 認定に当たっての検定にはいろんな項目に分かれておまして、最高1万点といたしまして、現在の木造の傾きかげん、破損、腐敗のかけん等を細かくデータに出し、最終的にそういう点数で認定をされるわけでございます。細かい項目に分かれておしますので、文部省が認定する基準の要綱等につきましてはいずれお手元に差し上げたい、かよう思いますので、御了承賜りたいと思います。

○ 10番（山口義一君） ただいまの資料の提供ということで、私は一応納得いたしますが、何を申しまして、単に木造老朽校舎で十分な用材を使っておるからできないということで不安感を持って現在まで至っておるわけですが、私も、現時点での教室の内容等について十分調査したということではないんですが、よく学校に行って職員室で校長さんとお話しておっても、上で生徒が運動をやっているということではないんですが、ものすごい騒音で地震かなと思う状態で勉強されております。鉄筋化すればいいということではないんですが、教育の成果を上げるためにはふさわしくないと思います。

かような面から、こういう現在の老朽校舎に対する教育委員会の平素の管理はどういう方向でやってきておるか、その点、もう1度お聞きしたいと思います。

○ 教育次長（広岡史郎君） 議員さんが暗に御指摘される学校はすでに42年経過、昭和11年に建設された学校でございます建設当初、りっぱな木材等をお使いになりまして、かなり堅固な校舎と私らは見ておりましたが、ここ3、4年前から老朽化が表面化してまいりまして、廊下のひび割れ等で子供さんのけがが頻発するとか、雨漏りが出てくるとか、階下におりましたいろんな音が聞こえるとかの問題が出てきております。これらを包含いたしまして今後鋭意取り組み、老朽校舎解消に主眼を置いてやっていきたいという覚悟をいたしております。

○ 10番（山口義一君） 以上のようなことでございますが、何を申しまして、この教育行政上からいって、今回の市長の施政方針の中にもあらわれておりますが、教育は伸び伸びと環境のよいところで学ぶ、これがやはり父兄、生徒の念願でございます。早急にこれを解決していただくべく要望しておきます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次の答弁。

○ 市長公室次長（杉本弘文君） 2点目の都市計画についてお答えいたします。

新住宅市街地開発事業に関連する和泉市域の整備に関しまして、御指摘の泉州山手線の和泉中央丘陵方面への延伸につきましても、南大阪地域整備の重要な課題であることを認識するととも

に、府・市相協力して関係機関に働きかけ、その実現に積極的に努力をいたしておるところでございます。

本市の総合基本構想にも示されてございますとおり、泉北鉄道及び山手線の延伸につきましては、念願の事業でございます。大阪府に対しても、強く要望を続けてまいっておるところでございますが、御承知のように、大阪府の財政も非常に苦しい状態に至ってございます。府直轄事業として事業を推進していくことに限界を来してございます。そこで、府としても、国の機関である宅地開発公団と相協力して事業の推進を図るべく、現在、いろんな角度から調査を進めておるところでございます。これら調査の結果を受けまして、本市が受け入れていく中でプラス面、マイナス面についても慎重を期するとともに、開発事業対策委員会にも御提起申し上げ12分に御審議をお願いしてまいりたい、かよう考えておる次第でございます。よろしく御了承のほどをお願い申し上げます。

- 10番(山口義一君) この都市計画につきましては相当大きな問題でございまして、私たち南部に住むものとしたしましては、最近、春木光明池線など関連事業だと思っておりますが、この件についても、一向に計画の見通しが立たない。かようなことから、やはり現在の和気父鬼線の交通の渋滞に対して、数年前ですか、産業道路の建設計画も立てておりましたが、これはどこへやらいつてしまった。交通事故対策面においても、この道路をよくする、そういう面で春木光明池線について、われわれ南部の方では問題化されておりますが、地元住民から聞かれても答弁すらできません。現状において計画がすでに持たれながら実施されておらない。これは非常に大きな問題でございまして、財政難だからとやむを得ないとして終わってしまっているものではないと思います。都市計画は大きな問題でございまして、泉州山手線を泉大津粉河線までの整備とか、この件についても数年前に聞いた話ですが、大阪府企業局と本市との協定が結ばれたということも聞いておりますので、その協定の内容についてちょっとお伺いいたしたいと思っております。

- 助役(坂口礼之助君) 私からお答えいたしたいと思っております。

議員さん御指摘のとおり、この南部、和泉中央丘陵等をめぐる総合的な都市計画の完成は、和泉市の将来に対し、非常に大きな影響力を持つ重要な課題であるとしてとらえているわけでございます。当面の問題といたしましては、泉州山手線につきましては、いわゆる大阪府企業局が開発しております泉北ニュータウン計画の一環の中に取り入れていただきまして、泉大津粉河線までは計画どおりでもって大阪府の財源で完成をしていただくということで、府企業局との協定の中で取り決めてございます。ここ昭和55年ごろをめぐって現在、用地買収にすでに入っております。連日、地主さんとの交渉が行われている現状でございます。

この泉州山手線につきましては、泉大津粉河線までは一応、そのようにして施行の見込みが立

ったわけでございますが、それから以西と申しますか、岸和田、北松尾方面にかけての施行の具体的な計画につきましては、現在、まだ確たるめどがついておらない実態でございます。

こういう泉州山手線の完成並びに御指摘ございました光明池春木線、これもいわゆる和泉の中央丘陵の外環状線寄りに横断する道路といたしましては、和泉市域を横に貫通する道路計画としても、非常に地域開発の大きな根幹をなす道路計画であるという理解を持っておるわけなんです。一方、当面一番大きな課題としておりますのは、近畿自動車道との関係にからんでまいっております。これは現在、道路公団が施行者となる予定で、いろいろ関係市町との間でルート等についても細かく詰めを行ってまいっております。本年9月ごろには公表できる段階になるだろうと思うわけでございます。それらのルート決定等ともかみ合わせますと、御指摘いただいております光明池春木線についても、そうした諸情勢を勘案しながら、一部計画変更等も必要ではないかという見込みも持っておるわけです。

特に地域開発との関連の中で都市計画決定されてございますので、その実現が早期に行われるためには、やはり周辺地域の開発とのからみで実施に踏み切っていくべきを得ない現状でございます。先ほど、市長公室次長からお答えいたしましたように、和泉中央丘陵の開発計画を現在、宅地開発公団に依頼しており、宅地開発公団が和泉市に進出してきてもらうためには、いろいろ大阪府が中心になって御苦労いただいているわけですが、この方向づけは53年中、まず、54年度の最終的な国の予算要求がほぼ確定する53年12月ごろにある程度宅地開発公団の考え方も明確になるんじゃないかということを期待しております。その間、地域の社会経済情勢、あるいは文化財の調査とか、農業政策が開発との関連でどのように維持、発展を期せしめるか等についても、部分的な諸調査を現在、鋭意進めておる現状でございますので、少なくとも、58年度後半には、これらの問題もすべて方向づけが決まってくるのではないかと存じておる次第でございます。

以上のような状態でございます。

- 10 (山口義一君) 私が申し上げてるのは、いまの助役さんの答弁でわかるのですが、現在の和気父鬼線のみではなく、和泉市の交通渋滞を早期解消するためにも、こういう路線を整備することによって交通の緩和ができる。また、児童生徒の通学の安全対策にも寄与するんじゃないかと思うわけです。現在、南松尾小学校、北松尾小学校でも同じことが言えますが、狭い道路を通学しており、一歩間違えば命がけということでございます。この交通難の解消も早期に図るべきではないかということを要望して、私の質問を終わります。

○

- 議長（柳瀬美樹君） 続きまして3番、橋本佳行君。
- 3番（橋本佳行君） 質問通告に従いまして質問させていただきます。まず冒頭、施政方針の中の同和行政の項について市長にお伺いいたします。

御承知のとおり、同和事業の特別措置法は、来年3月31日で10年の期限が切れるわけですが、この特別措置法の延長あるいは強化をめぐる今日、全国28府県の議会決議、さらには914市町村決議、また、国会議員の過半数を超える402名の強化延長要求署名など、国民的な運動が進められております。池田市長も全国市長会の同和对策委員長として、国会請願活動の先頭に立っておられる積極的な姿勢には心より敬意を表するものであります。しかし、政府に対しての同促法の強化延長を強く要求していく上でも、本市を初め地方自治体が不退転の決意をもって今日の和泉市の同和地域の実情に合った計画案、特に年次計画を示し、実行に移すことが必要であろうと思うわけであります。

この点でまず第1に、藤木前市長時代からの懸案である同和地域の改良計画がおくれにおくれしているわけでありますが、特別措置法の存廃いかににかかわらず、地方自治体の主体性をもっていかに実施されていくつもりであるかを、市長の責任ある御意見をお聞きいたしたいと思ひます。

第2に、本市の同和地区住民が自主的に昨年2月以来、非常に詳細な部落差別の実態調査を実施し、貴重な生々しい差別の実態報告書が完成していることは、市長もすでに御承知のとおりだと思ひます。

たとえば住宅につきましては、現在ある家屋の約46%が建設後5、60年以上を経ており、実に地域全体の家屋の87%が不良家屋であります。

さらに、同和地域の労働者は平均年齢41.8歳、平均賃金は月額で12万1,700円です。ちなみに大阪府下の平均年齢35歳、16万6,800円と比べても、約4万5,000円以上の差額があるわけであります。また、給料の形態も日給月給、また日給、出来高払い、週休などと不安定な雇用者が地域全体の約60%以上、さらに、失業保険のない者が約51.3%。労災保険のない者が52.5%と、最低限の保障すらない者が過半数を占めている状態であります。

その他婦人問題、老人問題、身障者（児）問題、教育保育問題など、さまざまな面で差別が浮き彫りにされているわけであります。

そこで、市長にお伺いいたしますが、こういう生々しい実態報告を市長はどのようにお受け取りになっておられるか。いままで以上に、いやいままでの計画に付け加え、さらに新しい市政を講ずる準備が必要ではないかと考えるわけであります。特別措置法を強化することはもちろん、政府の同和行政への財政的負担を強めるということが重要問題ではありますが、ただ単に事業面だけではなく、労働問題、福祉面でも本腰を入れた同和对策の強化が必要だと考えるわけであり

ます。この点について市長の御見解をお伺いいたしたいと思います。

次に、同和対策の中でも重要な位置を占める市民啓蒙活動と非常に深い関係のあります同和教育推進協議会のあり方や今後の方向について、教育長にお聞きしたいと思います。

いわゆる同推協活動は、実質的には約3年前から各校区の町会の皆さん方を初め、多くの各種団体の人々によって続けられておるわけですが、特に最近、特別措置法の問題をめぐって市民の理解を一層深めねばならないときに当たって、この同推協活動の強化は、焦眉の急を要する問題であります。しかるに今度の予算には、前年度並みしか計上されていないという実態であります。市や同推協並びに地域民主団体の協力によって、部落解放と人間平等の意識が広まると同時に、他方では、部落差別、地名総鑑なる悪質な差別事件や、一部の差別的なキャンペーンも広がっている中で、ぜひ各校区の同推協活動を強化する上で、さらに昨年以上の積極的な予算措置が講じられてしかるべきではないかと考えるわけであります。この点についても、教育長の御答弁をお願いいたしたいと思います。

次に、和泉市の地場産業の振興と、不況のもとでの厳しさを増す労働雇用問題について産衛部長にお尋ねいたします。

ここ数年来の深刻な不況や円高問題、さらに、外国農産品の輸入拡大といった政府の政策もあって、和泉市の伝統的な地場産業である綿スフ織物、模造真珠、みかん、林業等、軒並みに深刻な不況にさらされており、こうしたもとでの経営のもとにある労働者やその家族は、非常に厳しい雇用労働条件にあると言えます。

こうした中で、泉州労連を中心に、働く者の雇用と生活を守り、地場産業と地域経済を民主的に発展させるために、本市、泉大津市、高石市、忠岡町も含めて労働組合、企業団体、行政、さらには広域によって構成する雇用促進協議会の発足が提唱されております。私は、この提案は、和泉市にとってもまことに時を得た積極的なものであると高く評価しておるわけですが、こうした雇用確保のための協議会に対する和泉市の見解をお聞きしたいと思います。

特に泉州地方の地場産業の性格上、家内労働者が非常に多く、労働条件、また、工賃の点等でも厳しい実態が伝えられております。この問題に関して和泉市では、すでに家内労働の実態調査のために予算措置を講じたということを知っておりますが、この点について、特に本市の見解をお伺いいたしたいと思います。

以上、質問の趣旨を説明させていただきましたので、答弁のいかんによっては再質問いたしますので、明確なる御答弁をお願いいたします。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 橋本議員さんの同和行政推進についての御質問にお答えさせていただきます。

たいと存じます。

御指摘のとおり、非常に事業がおくれてございます。何とかして特に環境改善の主体である道路、住宅のおくれを中心として積極的に対処させていただきたい。ただ御案内のように、特別措置法が来年3月で切れるということで、先般も和泉市議会で御議決をいただき、また、全国的にも強化延長の決議が出ていることが示しますように、本市のみならず、全国的に同和事業が10年ではとても積み残しが多いという実態でございます。こういう中において、やはりこの措置法延長問題が、いま国会で論議されております。もちろん、自治体といたしましても、こうした決議の精神に沿って、当然事業量の積み残しの多いという現実立って強化し、超過負担をできるだけ解消する中で延長願いたいということを繰り返して政府に迫っている実態であります。

こうした点からいたしまして、今国会でも何らかの政府から方針が出てまいるやに聞いております。こうした動きと照らし合わせましても、本市においても、道路、住宅等のおくれを取り戻すために主体性のある計画を立て、御審議を煩わしいと存じておるわけでございます。特におかれております点、今後とも積極的に対処をさせていただきたい。そのためには、法の強化延長がぜひ必要でございます。何とか超過負担の解消に向けて努力する中で延長が可決される。こういうことをわれわれも期待し、御決議もいただいておりますので、その線に沿っていま政府に強く陳情し、当然、大きな課題でございますので、そうした動きとともに、主体性のあるおくれを取り戻すための努力を強くさせていただきたいと存じております。

また、第2点の実態調査の問題でございますが、いろいろと実情を一読させていただいて痛感しております。今後の行政を進める中でも参酌させていただきたいと存じております。よろしく御理解いただきたいと存じます。

○ 3番(橋本佳行君) 1、2点の質問に対して市長がお答えになったわけでございますが、地元の一般大衆は、それぞれの環境の整備事業なり、人間の命を位置づけた、いわゆるすべてを網羅したところの総合計画実現に向けての具体化、実現ということを強く望んでおりますので、いまの私の質問、指摘なりを十分受けとめていただきまして、即時具体化実現に向けた施策を展開していただくことを特に要望いたします。

○ 議長(柳瀬美樹君) 次。

○ 教育長(葛城宗一君) お答え申し上げます。

お説のとおり、差別のない明るい社会をつくらうということで、皆様方のお力添え、御理解をいただき努力してまいりました。しかし、現在なおその過程にあると考えるのであります。御指摘のとおり、同和教育推進協議会は、住民の方にその同和問題に対する理解と認識を深めていただくことを願いといたしまして、社会同和教育の推進の立場から16校区、16団体の同推協を

編成いただき、その活動に期待するところでございます。年間を通じまして先生も御承知のとおり、その活動内容については、市全体の夏季講座あるいは校区別の映画、座談会等、積極的に催しまして、一方では、冊子等による一般住民の方々に対する啓蒙活動を続けている実態でございます。

しかし、同推協を中核として、これらの目的改善のために取り組んでる状態の中で非常に予算が少ないのではないかという御指摘だと思っておりますが、現在の同推協予算の執行内容を検討いたしますと、その多くが冊子印刷代等に消費されてるような実態でございます。このような事情等を検討し、きめの細かい、より校区別に積極的な同推協の自主的な活動が促進できるような運用に切りかえていかなければならない。かよう考えるんでございます。過去の反省の上に立って、その活動促進の内容についても検討いたしますとともに、予算執行上についても検討を重ね、その活動促進に努力してまいりたいと考へます。御理解願ひたいと思ひます。

○ 3番(橋本佳行君) ただいまの教育長の答弁の中で、積極的に今後、より一層きめ細かい啓蒙活動の取り組みについても検討し、いろんな面に多目的にわたってやっていくということでございますが、特にこの際、要望しておきたいことは、本当に同和問題を12万市民のすべての皆さんに正しく御理解をいただくためには、もっともときめ細かい同推協活動をさらに一層展開していかなければならないのではないかと考へます。非常に教育長の強い決意の中で御答弁をいただいてるかのように受けとめますので、今後、より一層そういう面にわたる教育長の今後の同推協のあり方、運営等についても十分点検してまいりたいと思ひますので、よろしく願ひいたします。

○ 議長(柳瀬美樹君) 次。

○ 産業衛生部長(山本俊兼君) 橋本議員さんの第3点目の御質問に対しましてお答え申し上げます。

お説のとおり、長引く不況経済の中で、かねがね関係団体、関係機関から雇用就労対策についての御意見をいただいております。本件につきましては、わが市といたしましても当然、取り組むべき問題であると存じております。

ただ、雇用就労対策等につきましては、本市だけの施策では効果が上がらないといった面もあるわけでございます。少なくとも、職業安定所管内、すなわち3市1町の中での行政同士との連携、さらには企業者団体、また働く方々との関係機関、この辺とも十分連携をとりながらやっていくべきであろうと、かねがねこれらの下打ち合わせというか、準備に努めているところでございます。お説のとおり、特に就労雇用問題につきましては、関係団体というか、協議会的な組織も必要かと存ずる次第でございます。今後、これらの問題についても、1日も早く効果の出てるよ

うな関係機関づくりにさらに取り組んでまいりたい。かように存ずる次第でございます。

それから、第2点目の家内労働者の関係でございますが、お説のとおり、本市におきましてはあらゆる地場産業、農業、林業関係も含め窮地に陥ってる現状でございます。特に家内労働者の実態を見ましても、市内の約760事業所の46%が家内労働企業であるということも早くから承知をいたしておるところでございます。御存知のとおり、昭和45年に制定された家内労働法という法律等を基本といたしまして、今後、これらの実態をさらに詳しくわかるような調査等に取り組んでまいりたいと考え、現在、その準備を進めてるのが現状でございます。今後とも、議会の皆さん方にもいろいろこういった不況の中での就労雇用対策にいかに取り組んでいくべきかの御指導を賜りたく存ずる次第でございますので、よろしくお願い申し上げます。

- 3番(橋本佳行君) 第2点目の特に和泉市の伝統的なそれぞれの地場産業という形成上の中で非常に問題になる点は、家内労働者が非常に多いという実態、特に和泉市としても、現課で把握をせねばならないかと思えます。ただ和泉市のみでなく、上部機関である大阪府、さらに望むならば、国に向けての全国的な家内労働者の実態というものを把握せねばなりません。

特に私、先ほど市長の施政方針の中での質問で申し上げましたが、私たち同和地域の部落大衆は、非常に組織外、未組織労働者が多い。たとえば一時盛んだった地元産業である模造真珠等の関係も、第3市場における販売競争、さらには、発展途上国の追い上げで非常に斜陽化している。当時、2、3,000人もいた労働者が現在、大阪湾岸臨海の中で就労を余儀なくされておりますけれども、非常に不安定な未組織労働者が多い。さらに、和泉市全市の立場で考えても同様のことが申されると思えますので、ぜひこの際、本市の方でそういった家内労働者の実態を把握するための何らかの予算措置という点について、どのように部長はお考えでしょうか。

- 産業衛生部長(山本俊兼君) 特に家内労働者の実態把握等を今後進める中での予算措置の関係のお尋ねでございます。当然、いろんな業務執行上においては、予算とも関連するところが多くあると思えます。ただこれこれといたしましては、できるだけ最少の経費で最大の効果の上がるような内容の精査も必要かと思えます。そういった調査を進める中で、その必要度に応じて十分内容を検討、予算措置の必要なものについては大阪府等にも申し上げ、何とか財源措置を図り、和泉市としても予算措置も考えていく必要があると存じますので、よろしくお願いを申し上げます。
- 3番(橋本佳行君) その点につきましては産衛部長の答弁にもあるように、早期にその方向で取り組みを実現することを特に強く要望して、以上で私の質問を終わらせていただきます。

○

- 議長(柳頼美樹君) お昼のため1時まで休憩いたします。

(午前11時55分休憩)

(午後1時8分再開)

○ 議長(柳瀬美樹君) 午前に引き続き会議を開きます。

それでは13番、赤阪和見君。

○ 13番(赤阪和見君) 質問通告に従いまして要旨の説明をいたします。

1番目の教育行政についてであります。教育にとって最も重要なのは、何をどのようにして教え、学ぶのかということにあります。子供の1人1人が理解し、成長できる教育を行うためには、それ相応の条件が整備されなければなりません。しかも、今日の学校教育のひずみは、たとえば新幹線教育、見切り発車授業、積み残しなどとも言われているように、小学校の低学年から多く落ちこぼれ、お客さんと言われる状態を生み出しております。そして、中学、高校と進学するにつれてますます集積される。ついていけない子供たちが、長い人生の初めの段階ですでに希望を失ってしまったり、あるいはその一部が最近の新聞、テレビ等で大きく取り上げられた野洲中殺傷事件に代表されるような非行に走ったりする状態も生まれております。さらに、教育のさまざまなひずみあるいは置かれている社会環境の中で、疲れ、傷ついた子供の中から多くの自殺者が出ている現実も忘れてはならないと思うのであります。

幸い、わが市は表面にはまだ出されておりませんが、最近のニュースの中で、近畿管区警察局作成中の少年白書、その資料の一部を見ると、近畿の刑法犯の少年の数字は、50年2万9,230人、51年2万9,522人、52年3万8人とふえております。

また、いまの少年非行の大きな問題の1つとして、校内暴力の激増を取り上げ、近畿6府県で事件処理されただけでも421件、生徒数374人、先生68人が殴られたり、金品を奪われた。今回の中学生殺傷事件も、Aの自供によれば、何度も仲間殴られ、その仕返しが惨忍な事件を招いております。きっかけは、やはり校内暴力事件であったとあります。

また、岸和田市でも少年犯罪をまとめ上げた結果、「最も多い中学生」という見出しで、52年の検挙、補導したのは650人、このうち犯罪少年は324人、犯罪少年の内訳は、中学生170人と全体の66%、断然トップであります。高校生58人、有職少年44人、無職少年の順で、小学生も21人含まれており、犯罪のローティーン化傾向がはっきりあらわれていると発表しております。

こうした1連の資料、また、15歳の悲劇に苦悩する滋賀県野洲中学校の堀井治一郎氏が「この事件を今後の教育にどう生かしますか」というインタビューに、「不幸な事件がたまたまわが校で起きた。これはうちの学校だけの問題ではなく、教育を考え直す一つのきっかけだと受けとめております。じっくり時間をかけて事件の背景などを追跡し、全国の教師、父兄に知ってもらいたい」と語っております。

そこで、本市教育委員会として①校内暴力をどの程度実態把握しているか。②校外補導実態はどうなっているか。③本市における犯罪少年、少年事件の検挙等の数はどうか。④教師、父兄、警察、教育委員会等の連携はどうなっているか。⑤対岸の火と見ず、一連の事件に対する認識と対応はどうしているか。⑥文部省が7日に出した通達をどのように受けとめ、また、どのようにしようとしているか。⑦今後の心構えはどうか。以上、7点につきましてお答えを願いたいと思います。

次に、市民部窓口行政であります。その前に、市役所とは何だろうと考えたとき、大半の人は、市の役人がおるところ、こう頭の中で考えると思います。私は、どこの市か名前は忘れましたが、ある市長が名刺の右肩に「市民に役に立つ人がいるところ」と印刷し、市役所の看板にもそう書いたと、何かの本で読んだことを思い出すわけであります。特に窓口業務は市民と直接接するところである以上、親切丁寧であるのはもちろんのこと、心のなごむ雰囲気をつくってほしいと切に願うものであります。

そこで、2、3点御提案を申し上げたいと思います。その1つとして、印鑑証明、住民票等で連日、たくさんの人たちが窓口を利用いたしますが、申請書類を書くとき、小さな子供を抱いた若い婦人のためにベビーベットを待合室に設けてはどうか。そして、安心して申請書が書けるように配慮してはどうかと思うのであります。

2点目に、聾啞者、難聴者にとっては、窓口の受付の呼び出しにはずいぶん気を使うわけがあります。そうしたところから、手招きシール及び手招きカードを作成し、カードには顔写真を添付して申請書類とともに出し、シールは診察券や貯金通帳に張ることによって、聾啞者、難聴者が受付業務の窓口の不便さが解消できる。これまでのように、自分の書類がどこへ行くかをじっと見ていなくてもいいし、受付の人の口の動きを注意しなくても、手招きによって温かい市民との触れ合いが生まれることを確信いたします。そうしたことで、聾啞者、難聴者に手招きシール及び手招きカードを作成し、配布することを提案いたします。

3点目に、年金相談室の月2回の実施を願うものであります。基本的な問題は別にして、拠出制年金制度は現在8つに分かれ、複雑この上もなく、国民年金担当者であっても、国民年金はわかるが、他の制度は全然といっていいほどわからない。そういう現況であります。年金特例法も実施されようとしているいま、この機会に社会保険の専門家を招いて相談所の設置を強く望むものであります。

私たちの婦人の暮らしの意識調査によりますと、そのアンケートの中に「あなたはどの制度の年金に加入していますか。」との問いに、国民年金52.7%、厚生年金18.8%、各種共済組合金3.5%加入していない人は23%となっております。

また、「過去に加入した各種共済についてどのようにされていますか。」との問いには、「国民年金に切りかえた。」26.3%、「一時金の支払いを受けた。」15.1%、「そのままにしている。」47%。ここで問題になるのは、そのままにしている婦人が、実に10人に5人弱いるということであり、これらの人々は、制度のはっきりした実態がわからないままになっているのであり、本市の血の通った行政の中で相談日を設け、将来の老後の保障を考え、日の当たりにくいところへ日を当てていく市政を持ってもらいたいと思いますが、その点、市長並びに理事者のお考えはどうでしょうか。

以上、3点市民部窓口行政についてお伺いいたします。

最後に、福祉関係であります。健康な子供を持った母親でも育児に自信をなくし、わが子を殺すという悲しい出来事が起こっている中で、心身障害児、重度心身障害者(児)を持つ親たちは、生きる喜びを与えようと懸命に闘っている姿は非常にとうとい姿であり、私たちに生命の大切さを教えてくれるものであります。

しかし、その父母、父兄の心配は、自分の宿命、業と知りながらも、せっかく義務教育を終らし、卒業できたが、自立できにくい場合。1日24時間家に閉じ込め、いままで養ってきた教育、養育の退化をしていく姿を見るに忍びないと思うのであります。

そこで、昨年、1昨年に市内の中学校、養護学校の高等部、中等部、特殊学級の卒業生は何人ほどになるのか、それらの人の今後の動向はどうか。また、昨年の卒業生であればことしの動向はどうなっているかという実態を把握しているのかどうか、その点をお伺いいたします。

次に、授産所の設置はどう考えているのか。市は総合福祉会館を建て、その1部を授産所という構想があると聞かすが、その点、この福祉総合会館の建設計画、その他実態はどうなっているか、詳しくお聞きしたいと思います。

以上で私の質問内容の説明を終わります。理事者各位におかれましては、誠意ある答弁をよろしくお願いいたしますとともに、再質問を保留して終わります。

- 議長(柳瀬美樹君) 理事者答弁。
- 教育次長(乾武俊君) ただいまの赤阪議員さんの1番目の御質問についてお答え申し上げます。

7点の質問をお出しになられましたけれども、第1番目の校内暴力の実態把握。2番目の校外補導の実態把握。3番目に本市における児童生徒の検挙数ということでございますが、その3つの問題を一括してお答え申し上げたいと思います。

各中学校に生徒指導主事というのが配置されておりまして、その生徒指導主事を毎月集め、各校における非行問題行動のささやかな芽生えも全部一諸に全部情報交換をいたしまして、それを

集計、分析し、その対応の仕方等を月々、そういう会議を持ってございます。

その結果、いろんな形のデータが出てございますが、大きく申しまして、51年度の12カ月間の集計、52年度につきましては、まだ12月までの集計しか出ておりませんが、12月までの数に基づいて3月までの推計を立ててみますと、若干、ごくささやかな問題行動も含めてでございますが、問題がふえてきている傾向が見られます。特に喫煙のような問題行動は減少しておりますけれども、家出とか無断外泊とかの形の件数がかなりふえてきておりまして、問題行動がどちらかという校外、家庭外に出ていっておる。こういう傾向が見られます。特に男女の比率を見ましても、51年度と比べて52年度におきましては、女子の問題行動の比率がやや多くなってきている。こういう実態も見られるわけでございます。

なお最近、問題行動が非常に低年齢化しておると言われますが、幸い、本市におきましては現在のところ、小学校では、中学校ほどの問題行動はほとんど皆無、と申したいんですが、若干、軽微な万引き等がございますが、小学校においては現在、まだそういう形で出ていないということでございます。

3番目の検挙数ということですが、直接、警察に検挙されたという形ではなく、私どもの小中学校におきましては教助員さんというのをお願いしておりまして、警察と密接に連携しながら、できるだけそういう事件にするというのではなく、指導上の問題としていろいろ御協力を賜っておるわけでございます。この教助員さんのお世話になった子供が52年度8名、市内の全中学で3名、男子1名、女子2名ということでございます。

それから4番目の御質問で、教師、父母、警察、教育委員会の連携の問題でございますけれども、これも非常にたくさんございまして、特に小中学校の生活指導連絡協議会とか、それぞれ生活指導研究部会、中学校の生徒指導研修会、市内の小中学校、高等学校の生徒指導主事の連絡協議会、補助教助員の連絡協議会、その他ずいぶんいろんな機関がございまして、それぞれ毎月1回あるいは各月1回のような形でいろいろ事例を持ち寄り対策を協議し、実際の補導上の活動もしていただいているわけでございます。

先ほど、議員さんの冒頭のお話に出ましたが、過日、滋賀県の野洲中で非常に困った憂慮すべき事件が起こったわけでございますが、その事件の直後にもその問題を取り上げ、校長会も開き、PTAなり婦人会の研修会でもたまたまそういう場がございまして、問題行動の発生、その対応についてお話し申し上げたことでございます。

全市的な取り組みにつきましては、その他いろんな資料集等も発行しておるんですが、時間の関係で後刻、議員さんのお手元に御参考にお届けしたいと思っております。警察青少年指導員、中学校生徒指導主事の教職員等による街頭補導あるいはまた問題がある都度、教育長の方から各学校長

あてに通知等も出し、校長会でも周知指導をしております。また泉北段階では、家庭裁判所との連絡協議会、堺にあります青少年補導センターへの教員派遣も行っておりますし、各学校におきましては、それぞれ学校の指導計画に基づいて、きめ細かい指導をやっておるわけでございます。

5番目の御質問でございますが、市教委がこういう問題についてどういうふうに認識し、どう対応するのかということでございますが、最近、全国的に非常に激増しております子供の問題行動というものは、これの要因は簡単な1つのものではなく、非常に多くの要因が複雑にからみ合っております。

大きく分けると、1つは社会的な要因と、もう1つは、教育的な要因に分けられるんじゃないか。社会的に申しますと、物が非常に豊かになり、欲求自制力が子供たちにめがめられている。あるいは急速な都市化によりまして、地域における連帯感、大人が子供を見る目が非常に希薄になってきている、あるいはともすれば、一部に大人のモラルの低下が子供に悪影響を及ぼしている。あるいは映像や出版物あるいは商業的な営利主義で不健全な娯楽、自動販売機とかあるいは自動車、単車等の大衆化が子供に悪影響を及ぼしている。

また教育的な側面では、まず、教育に対する親の期待が非常に片寄った形で大き過ぎる場面が一つございます。それが子供に非常に過重な負担を強いている。同時に一方では、過保護が子供を甘やかしているということもございましょうし、2番目に、家庭生活の変化によりまして、子供が心理的に不安定な状態に置かれている。

また3番目に、御指摘のように、学校における学習内容というものが、非常に不消化のままに終わって子供の学習意欲を失わせ、学校生活の中における安定感が見出せなくなってきている。あるいは5番目に、進路につきまして展望の欠如と申しますか、あるいは生徒の人間関係、連帯感が阻害されておる、あるいは学校における指導体制の不統一、先生と生徒の本当の対話とか信頼感が失われている。

6番目に、思春期における自我の目覚め、性的成熟などに対する対応する適当な指導がなされていない。

その他働くこととか、物をつくることの喜びとかが教育の場面でどうも抜けがちになっている、こう私どもは考えております。

以上のことを踏まえて今後の対応でございますけれども、いま、文部省の通達をどういうふうに受けとめたかという御質問もございましたが、文部省の通達については、過中の新聞で了知しておりますけれども、正式な文書はまだ受け取ってございません。しかしながら、府の教育委員会から3月10日付で、府教委の教育長名で各市町村教育長あてにかなり細かい通達がまいて

おります。

そういうことも踏まえて今後の心構えでございますが、いま申し上げましたように、本市の実態を見ましても余り表面化はしておりませんが、かなり非行がふえる傾向あるいは家庭、学校から外に出る傾向、女生徒の問題行動の増加あるいは低年齢化等を考えましたとき、いままでの対処というものは、ともすれば対症療法的な対策が主でございまして、かえって問題の生徒を孤立化させる要素を持っておった。だから先ほど申し上げましたように、非常に複雑な大きな社会的要因もあるわけですが、そういう要因を科学的に分析し、それを取り除く、より積極的で明るい生徒指導を具体的に展開する必要があると思います。

そういうことからまず第1番目に、議員さんがおっしゃいましたように、どうも子供たちがついていきにくい、落ちこぼれの出てくる教育内容になってるんじゃないか。文部省も御承知のように、新しい指導要領を施行するというので、この53年4月からその移行期間に入るわけですけど、そこでゆとりのある、充実した学校づくりを目指し、学校の自由裁量時間を設けていくわけでございます。この学校の自由裁量時間をどのように活用して、つくる教育、あるいは地域と結合した教育、そういうものを具体的にどういう中身で展開していくかということ。それからまた、平常の授業をわかりやすく、落ちこぼれない楽しい授業にするには、授業の指導方法をどういうふうに改善すべきであるか。さらに、進路指導面で進学するにしても、就職するにしても、すべての子供が疎外されずに、展望と喜びを持って進路についていけるようにする。

以上のようなことを来年度の教職員のさまざまな研修の機会で管理職並びに一般教職員に計画を具体化していきたい。

それから2番目として、何か生徒指導の研究校と申しますか、あるいは環境浄化のモデル地区と申しますか、そういうものの設定についても、現在検討中でございますが、何とか具体化させてその成果を全市に広げていきたい。

それから、教職員の研修の中で子供の悩みに答えていく教育相談の具体的な研修会。それから最近、性に関する問題行動がふえておるのにかんがみまして、純潔教育についても、ひとつ教職員を対象に具体的な研修講座というものを考えていきたい。

それから、社会教育面というか、社会的要素のようになりますが、過日来、市内に設置されております自動販売機等についても、議員さん方の御協力も得ております青少年問題協議会その辺でも専門部会でいろいろ取り上げられまして、私どもの指導員の方でもこの自動販売機の調査等もできておるわけでございますけれども、子供たちが健全に育っていくための環境浄化について、地域市民の御協力を得て何とか具体化していきたい。あわせてPTAとか婦人会、家庭教育学級等、社会教育の場におきまして、青少年問題のきめ細かい問題を具体的に掘り下げ、子供を真中

に置いて、地域、家庭と結合する具体的な課題と方法というものを教育委員会で具体化していきたい。こういうふうに考えてございます。

非常に大きな問題でございますので、くどくどと早口で申し述べましたが、以上のように考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

- 13番(赤阪和見君) いま指導部長よりいろんな形で言われたわけですが、どうも納得がいかないと思う。こういう大きな問題であれば、こういう場で言い争うことはしたくありません。和泉市の未来を背負うであろう。また、背負っていかなければならない小中学生。いま、全国で新聞をにぎわしているが、そうした中で、幸いわが市は先ほども言いましたが、いまだ新聞には一遍も載っておりません。それでいいのかと言いたいわけでありませう。

僕の質問に対して乾部長がお答えくださったわけですが、喫煙傾向が減っていると、憂慮すべき段階にある。あるいはふえつつあるとか。抽象的なものでは、私たちがやらなければならない素材にも何にもならないと思います。そういう実態を確実に把握して、そういう表面に出た問題は氷山の一角ととらえ、その点をどうやっていくか。現況、どのような実態になってるかということを経済責任者として、また、教師を指導する立場としてどのように踏まえているか、その点をちょっとお伺いしたいと思います。

- 教育長(葛城宗一君) お答え申し上げます。

いま部長からいろいろ毎月、学校の生徒指導主事等を交えてのそれぞれの市の実態調査、経過の背景等を分析いたしまして、指導対策を立てるところでございます。その問題傾向を分析している部長が、社会的な背景あるいは学校等の要因あるいは指導行政の欠陥点等々を含めて申し上げたと思うのでございます。

行政指導の立場から客観的に申しますと、家庭や地域関係諸機関すなわち御指摘のような警察の御協力あるいは地区補導員、先生方のお力、青少年協議会との連携を密にする、PFAのお力もいただいて、いずれも広域的な指導推進の上に立って努めなければならない。かよう考えるのでございます。

問題の焦点をしばりますと、どういうことでも早期発見、早期指導ということが最も大事だと考えるのでございます。問題行動の予防とあわせて早期に発見して力を入れる。したがって、学校相互間の連携を密にし、効果的な指導に生徒指導主事の先生を中心として、本市行政機関も積極的に取り組み、今後、家庭との一連の連携を密にして指導行動を活発に展開しなければならない。かよう考えるのでございます。お答えになってないと思うのですが、今後、力の限りこの問題に取り組んでまいり所存でございますので御理解いただきたいと思ひます。

- 13番(赤阪和見君) むずかしい大きな問題で、ここで答えを云々できないことはわかりま

す。しかし、実態をこうだ、ああだという、単に評論的なものではなく、教師を教育委員会、また家庭と父兄、学校と全部が一体にならなければならないという、先ほどから教育長、部長が言われるのはわかるんです。しかし、この問題をたなに上げ、後ろに隠して進むことはできない問題であると私は思うわけです。

たとえば言うならば、こういう実態が出ております。ある学校で兄貴が中学校へ行き、弟もことしからその中学校へ行く。弟はちょっと気が弱いために、兄貴は「うちの学校へ来るな。おれはもつけれど、お前はもたん。」こういう現実があるんで悩んでる。弟にそう言わなければならぬ学校の指導体制も現実にあるわけです。

そして、乾部長は、喫煙は減ってる傾向にあると言いますが、私の資料によれば、51年に244人、52年度は331人が補導され、増加の傾向にある。認識不足じゃないかと思うわけです。そして、家出が61名警察に保護願がなされております。これは警察の公式見解でなく、私個人で聞いたわけですのでいろいろあると思いますが、粗暴犯16名、侵入犯など合計で82名、その他刑法犯13名、触法が2名あるので合計で15名、特別法11名、福祉犯8人、去年で合計134件という、非公式な実態として警察に挙がってるわけです。

これは氷山の一角ですが、現実に表面に出てきてからでは遅過ぎる。表面に出る前にということで非常に悩んでるわけです。私のお願いすることは、こういう実態を踏まえて、これは教育ではありませんが、先ほど乾部長から自動販売機云々と言われておりましたが、この問題については、本当に教育委員会が真剣になって、古い校舎を建て直すことも大事ですが、こういう基本的な問題から出発して、そして校舎の増築、青少年グラウンドの整備に向かっていただきたい。まず、基本的な問題をしっかりと把握していただき、総合的に一校だけモデル地区というのではなく、全市の児童育成のモデル地区になる形で、教育委員会全体で1つずつの学校へ入り込んで指導を進めるようにやっていただきたい。それだけ値打ちのある事業、仕事だと思っわけです。

最後に、文部省が7日出した通達、これは新聞で知ったわけですが、大阪府がそれを踏まえて10日各市町村の教育委員会に向けて通達を出されたと聞きましたが、そうしたことで、本当に批判、評論の対岸の火を見てるような形ではなくね、私もびっくりしてるんです。これだけの資料、何も資料ではなく、新聞を切り抜いただけですが、読めば恐ろしいような実態が浮かび上がってる。それをしっかりと踏まえてやってもらいたいと思うんですが、その心意気をちょっとお聞きしたいと思います。

- 教育次長（乾武俊君） 御指摘のとおりでございまして、非常にこれは重要で大事な問題だと思っております。教育委員会指導部の最も重要な問題として取り組んでいきたいと思っております。
- 13番（赤阪和見君） ひとつよろしく願いいたします。これは教育委員会だけでなく市長、

われわれ子供を持つ親としての全般の悩みであります。12万7,000の市民が本当に心配していることであります。毎日の新聞を見ながらうちの息子は大丈夫や、という感覚は捨ててもらわなければならない時期にきてると思います。

そこで市長、ひとつよく教育委員会と検討の上、市を挙げてやるという形をお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

- 市長（池田忠雄君） はい。
- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 市民部長（内田繁君） それでは、市民部が所管いたします問題提起が2番、3番でありましたので、私よりお答えいたします。

まず、市民部の窓口行政について問題提起が3点ございました。ありがとうございます。われわれとしても、それに向けて考えなければならないと事前にわかりつつ、やらないことを申しわけなく思っております。まず、窓口にベビーベッドの設置の御要望でございますが、お説はよく理解いたします。しかし、ベビーベッドの設置につきましては、ある程度のスペースが必要でございますので、どこへどのように置くかということも、少し問題点が残っておると感ずるわけでございます。庁舎管理の部局と十分協議し、御要望に沿えるよう善処してまいりたいと思っております。

それから2番目に、聾啞者に対するいわゆる手招きカードあるいはシールを発行してはどうかという御要望でございます。これも御趣旨はよくわかります。われわれも聾啞者対策については、前向きに取り組むべきであると承知いたしておりますが、かなりおこなっていることを申しわけなく思っております。

こういったカード、シール等を発行している都市で現在、把握しておりますのは、盛岡市が実施されてるように聞き及んでおりますので、この市に照会し、それらの内容等をひとつ研究し、これも前向きに検討してまいりたい。かように存ずるわけでございます。

3番目に、年金関係に対する相談事務を月2回やっていただきたいという御要望でございます。年金事業につきましては、年々複雑多様化してまいりまして、国民年金の被保険者は、何かとわかりにくくなってきておることは、われわれとしても理解いたしておるわけでございます。

そこで、年金事業の専門的な指導監督を受けております社会保険事務所に対しまして、相談事務の一定の日時を決めて出張していただけるよう現在、これについての申し入れを行っております。相談に応じていただけるよう現在、その指導監督事務所である社会保険事務所に申し入れいたしております。現在そういう状況の中で、私の方といたしましては、できるだけ実施できる方向でひとつ努力してまいりたいと思っております。

それから3番目に、福祉一般の中身でございますが、いわゆる市内の養護学級とかを卒業される数について把握してるかということでございますが、まことに申しわけなく存じますが、現在、本年度に卒業される障害児の数はつかんではございません。ただ、私の方のつかみ方としては、身体障害者の手帳発行数によってでございますが、これも20歳未満以上というような把握の仕方でございます。現在、総数が身体障害者の手帳発行数では一級から全部申し上げればいいんですが、ちょっと時間的な都合もございますので別にお渡しいたしたいと思いますが、現在、2,012人の手帳発行をいたしております。20歳未満と20歳以上分けて把握しておりますが、現在、そういう数字になっているわけでございます。

それから2番目に、授産所施設を設置する気持はないかということでございますが、授産施設といえば、これはほとんど都道府県が設置主体でございます。たまに法人組織で民間でございますが、当市では見当りません。最近、小規模な、本当に10人か、15、6人程度のものを民間でやられてる都市が最近、ちょこちょこ出てまいりました。本市においても、そういう動きはございます。

私の方といたしましては、それらの授産施設については、できるだけ援助というか、温かい手を差し伸べていくべく、府等にも補助金の要請等も申し上げてる次第でございます。大規模な授産施設については都道府県が実施主体でございますので、あくまで府に対してその設置の要望もいたしたいと思っておりますし、いま申し上げました小規模な授産設備については、府の補助も踏まえながら市の財政事情もございますので、それらを勘案しながら対処していくように今後検討してまいりたい、かように考えております。

それから3番目に、総合福祉センターの設置云々の問題でございますが、たびたび一般質問等でお答えしておるわけでございますが、私の方は一応、総合福祉会館というものの構想は持っておるわけでございますが、何分にもこれに対する補助制度がないために、構想に終わるような状態でございます。現在、総合会館に対する補助制度を関連づけたものが、かなり最近では研究の結果見出してまいっておりますし、補助金の確保を重点に置いて今後十分考えてまいりたい。無論、総合会館の中には、御要望にございます授産施設なり、あるいは身障者のためのものを含めての総合会館としての構想を練っておるわけでございますので、その点ひとつ御理解賜りたいと思っております。

- 13番(赤阪和見君) 若い子供を抱いた婦人のためにベビーベッドの提案をいたしました。スペースの関係で善処するというお答えでしたが、現実の悩みなんです。そういうささいな悩みなんです。それはわかっていただけだと思う。雨が降ればかさを持って来るから、かさ立てが必要だ。自転車が来れば、自転車置き場が必要である。だから、ベビーベッドも必要なんです。

たばこを吸うから灰皿が必要なんです。

しかし、ここで一点言いたいことは、そういういろんな施設ができて、その使い方を本当に教えてあげなければならない。全然使ってないところがあるわけです。その下を見てごらん下さい。自転車置き場ができて、だれが使ってますか。横へ自転車を置いてある。あの管轄はどこですか。あれも窓口だと思わんですが……。

○ 財務部次長（麻生和義君） 庁内並びに庁内周辺の管理は、財務部管財課で行っております。

○ 13番（赤阪和見君） 施設ができて、その使い方を教えてあげなければならない。あれは、少ないスペースでたくさんの自転車が置けるという利点がある。ハンドルとハンドルを交差して置けるようになってるが、全然使ってないわけです。設置してからたとい1、2カ月でもそこへ行って、こう乗せるんだとね。きれいな和泉市の玄関を保っていくんだと教えてあげなければならないと痛感するわけです。

そうした点で、この年金相談室の月2回、月1回でも結構ですが、実施できるような希望もあるそうですが、市民広報を見れば毎月載ってます。何日は何、何日は……と、たくさんの人が利用してると思います。そうしたところから、そういう窓口も定期的に設けてほしい。これは僕の主観ですが、たとえば45歳の奥さんが以前、わずか2年間厚生年金に入ってたが、その会社もつぶれてあるかないかわからない。そんなものはないと思ってる。そして国民年金へ加入してる。どこから聞いたのか知らんが、何とかならんかとね。この下の窓口へ来ても、何にも用をなささんわけでしょう。現実には、そういう窓口をつくって、広く市民にこういうのをやっています。ということをしてPRもして、その実態をしっかりと把握してもらいたい。たとえば、2年間あれば5万円違うわけです。単純計算でね。5万円以上も違う。毎年、5万円の収入が多いか少ないかとなるわけです。これだけ日本の老後の福祉の安定してない中で、せっかく掛けた年金がもらえるか、もらえんかの瀬戸際でね。

これは何も和泉市のぜいを使うわけじゃない。市長は、貧乏だ、金がない、金がないとけちったことばかり。値上げ、値上げと言いますが、私の提案してるのは、そんな大きいぜいにやない。本当に市民に役に立つ人がおると言うて市民が役所へ来るように、市の役人がこわいという市役所をつくるんか。本当に私たちの役に立つ人がいると、生き生きと市役所へ来るようにするのは、私たち議会、理事者の一念にかかっていると申し上げて過言ではないと思います。

くどくど言いましたが、本当に心の潤いのある市役所の窓口をつくるために、どうか4月からやってもらえませんか。何とかスペースを取って、あの奥は物入れになってるんでしょ。あれを引っ込めてね。

○ 市民部長（内田繁君） 私の所管いたします中で、庁舎関係の部局もともに考えていかなけれ

ばならない問題でございますし、どの程度のスペースでいけるか、非常に私の方も問題点があると思いますが、要望にこたえるように十分考えていきたいと思っております。

- 13番(赤阪和見君) ひとつよろしく願っておきます。4月からあそこの窓口へ来て喜ばれるのを楽しみに待っております。

年金相談室の設置問題、これも何とかひとつその費用の負担はかからず、そして、市民がその制度に乗ってやれることを喜ぶ顔をともに見ようではありませんか、市長。

最後に、身体障害者の福祉関連で福祉会館の建設については先ほど、答弁をいただきましたが、この前、新聞に載ってましたね。市民福祉会館を建て、その一部を授産所に、との構想、いつ実現するかからんという記事がありました。総合福祉会館を建てれば、その一部を授産所をつくるという構想もあるんですか。

- 市民部長(内田繁君) 授産所ということではなく、身体障害者向けの何らかの施設をその中に入れていきたいという構想です。それもやはり身体障害者のニーズ、要望等も十分的確につかんでいきたいと、並行してやってるということです。

- 13番(赤阪和見君) それともう1つは、その中で教育委員会の所管する問題で、昨年、1昨年、市内の中学校特殊学級を卒業した子供の動向、また養護学校などを出たあとの1年間は教育委員会も関係してますね。学校を卒業したら教育委員会は終わりということではなく、今後の指導の面もどのように把握しているか。

- 教育次長(乾武俊君) 養護学級並びに養護学校の卒業生のその後の進路、就職の状況等の御質問でございますが、相にく手元に数字の資料を持ち合わせてございませんので、具体的なものは後ほどお渡ししたいと思います。

養護学級、養護学校の目的は、とにかく社会へ出て、その子供の力をフルに生かして自立するというのが大きな1つの主眼になっておりますので、自立可能な子供につきましては可能な限り指導し、就職、進学面でも最高度の各学級、学校とも指導してございます。どうにも就職、進学もできない重度のお子さんにつきましては、残念ながら、現在の段階では、各家庭でそのまま入ってるお子さんもあろうかと思いますが、それぞれの就職先等の業種につきましてはさまざまでございますが、企業主の温かい御理解等もございまして、それぞれ可能な限り就職してございます。また、高校へ進学してる者もございまして、その点、数字的に議員さんのお手元にお届けいたします。

- 13番(赤阪和見君) 最後に、もう1点お聞きいたしますが、総合福祉会館の中で授産所に近いものという答弁がありました。いつかは建てたいという構想、その中で希望を見出してるというわけですね。建てようという意欲はあるわけでしょう。そうした中で、建物ができて、極

論すれば、今度の図書館でも中へ本を入れる、指導員を雇ってくるという形、こういう重度身障者を持つ親の切実な願いとしては、中学校養護学級、養護学校を卒業し、その後の教育、療育によって、いままでいい調子だったのが、だんだん学校とか施設とかを離れることによって低下していく、そう言っておれない現況にあるわけです。そして、総合福祉会館を建てようという熱意があるならば、市長、ここでまず養護学級の教員としていってる有能な人物を1人雇っていただき、そして和泉市全体の福祉の充実を図るために基本的に現場の立場から一つ一つやっていただきたいことが一つ。

もう一つは、現在、家庭在宅中の重度身障者のために、1人の人が月1回ないし週1回家庭を訪問していく、ホームヘルパー的なものではなく、親の気持をよくその人がくみ取っていく。そして、ともに力を合わせて生きる。とうい命を守る市政をつくっていただき、行く行くは総合福祉会館へつなげていくのが常道だと思いますが、市長はどうお考えでしょうか。

○ 市長（池田忠雄君） お答え申し上げます。

る建設的な御提言をいただき感謝をいたしております。先ほど来、市民部長からお答えいたしておるところでございますが、こうした構想についても御指摘のとおり、いろんな角度からの検討と努力を要するわけでございます。こうした趣旨に対しまして、理事者といたしましては、いろんな意味で今後ともあらゆる角度から検討させていただきたい。また、現実的な福祉の充実発展の角度から今後とも取り組んでまいりたい。このように思います。

○ 13番（赤阪和見君） 最後に、そういうことでひとつよろしく願いいたします。いままで3、4点にわたって提案もし、お願いもいたしました。結局私の申し上げてるのは、何もいま言うてどうのこうのという問題ではなく、行く行くそういう構想があるならば、まず、第1歩から進めていくのがあたりまえであろう。そして、少ない予算の中で、本当にこのような手当をだんだんとするという実態の姿を見て、ともに市民が和泉市政に取り組んでいく姿勢を持ってもらいたい。その指導的立場で市長、今後ともこういう問題を真剣に考えていただき、教育、福祉問題、窓口行政等、いろんな点で大変多忙なときであると思いますが、ひとつ真剣にお考えいただきたいと思います。

以上で終わります。

○

○ 議長（柳瀬美樹君） 引き続きまして22番、勝部津喜枝君。

○ 22番（勝部津喜枝君） まず第1点に、先般発表されました市長の施政方針の中から2、3お尋ねいたしたいと思います。

第1点は福祉に関することですが、昨年12月議会でも母子家庭医療費無料化の議会決議が出

されております。本年の大阪府予算案の中にも、準備金として若干の予算計上がされていると聞いております。しかし、大阪府衛生対策審議会等で若干の問題点と、市町村の協力体制などが問題として出されていると聞いております。ことしの2月、実は大阪府の母子家庭の大会がありまして、本市和泉市からも長年御苦労された中谷けい子さんという方が、自分の経験に基づく非常に感動的な訴えをされております。「なぜまじめに働いているのに、このような底なしの沼へ突き落とされるのか、死んだ方がよっぽど楽だと思った。」という発言が大変多くの方々の感動を呼んだと報道されております。

私はまず第1番目に、母子家庭医療費無料化を早期実現させるために、本市といたしましても、府と対策審議会に早期実現と協力を惜しまない旨の意思表示をぜひしていただきたい。そういうことをお尋ねいたしたいと思います。

さらに、福祉の基本は、経済的保障のみならず、自立と生きがいを保障することだとはずで言われております。そういう意味からとりわけ生きがいをどのように福祉に反映させていくのか、お尋ねしたいと思います。

第2点に、教育問題でございますが、先ほどからも非行問題については、るる質問、答弁等がございました。教育委員会でも現状認識と一定の分析、対策等も答弁されておりますが、私は、今日の非行問題は、学校教育の課題のみならず社会環境を整え、さらに、今日のすべての大人たちに突きつけられている課題であると考えております。

こうした中で、よりよい環境づくりが、これらの非行解決の1つの道として早急に急がれていると思います。その中の具体策として一つは、自動販売機等の撤去につきましては、すでに進んだところでは、条例制定などもされております。具体的な方法としてのこれらのお考えがあるかどうか、お尋ねしたいと思います。

さらに、51年の第3回定例議会では、図書館建設の暁には、さらに、身辺に子供たちによりよい本を与える施策の一環として図書分室制度を訴え、市長さんからも検討課題としてのお約束をいただいております。いよいよ図書館の開館も市民的に日程に上ってくる事態になっております。ぜひこの図書分室で子供たちの手の届くところによりよい本を与える環境、これらの具体的な検討を進めていただきたいと思います。この点についてのお考えをぜひお聞かせいただきたいと思います。

さらに、農業の振興策ですが、ことしも政府から強制的な米作減反の押しつけが示され、すでに3カ月余がたっております。現在、個別に農家への割り当て等が進みつつあると聞いております。

こうした生産調整は、本来、農民の自主性や積極性に依拠して、またその地域の特殊性から転

作は対象作物や転作条件が大きく左右されると聞いております。こうした時期に、市町村段階でもぜひ農民の要求を十分くみ、農協や農業委員会の意見もよく聞き、転作のための具体的な援助の方策が望まれているのではないかと思います。本年はとりわけ、この減反の押しつけが、非常に和泉市における農家を苦しめているとも聞いております。この点のお考えをぜひお伺いしたいと思っております。

最後に、住みよいまちづくりについてであります。新興住宅やミニ開発住宅の道路舗装に要望がたくさん出されております。さらに、下水排水対策等の切実な要望も絶えず問題にされております。

こうした中で、担当の所管や職員の皆さんには、非常に熱心な検討と実態調査等を行い、5人のグループをつくって具体化と中味の検討に取り組んでいることも聞いております。しかし、ここで大切なことは、まちづくりの一環として、これらの問題を市長自身の基本政策のあり方としてどのように考えておられるのか。さらに、早期実現のためのもっと大きな援助と方策が必要ではないかと思います。その点についてのお考えをお尋ねしたいと思っております。

以上、市長の施政方針の中からの若干の質問ですので、市長さんみずからの御答弁をいただきたいと思っております。

さて、個別的な質問ですが、第1点、教育行政の中の老朽校舎の建てかえですが、これは国府小学校の講堂の建てかえ要望はすでに出されております。非常に老朽化し、バレーボール等が十分できない点は、教育委員会では把握されていると思っております。この点について、どのような進捗状況になってるか、お尋ねしたいと思います。

第2点、池上小学校の開校予定ですが、午前中からも質問がありましたが、開校の予定はいつになってるか、まずお尋ねしたいと思います。

次に、鶴山台南北小学校の校区再編成ですが、この点については前回議会でも取り上げておりますが、教育委員会では、児童数については、社会現象の変化による大幅な増加が見込まれないということでの再校区編成と言うふうに聞いておりますが、こうした方針の変更につきまして、地元小学校の教職員、PTA等に対して、どこまで納得のいく事前の話し合いがなされてるか、まず、お聞きしたいと思います。

第2に福祉行政についてですが、(1)保育所につきましては、第1点、53年度の申し込み状況、また、各園ごとの年齢別、それらの資料を提出いただきたいと思います。また、全体として、ことしの待機者数の見込みなどはどのような状況になってるでしょうか。さらに、決定通知は、いづろ各家庭に配布されるような取り組みになってるでしょうか。さらに、保育所については非常に要望も強く、建設の年次計画は、すでに議会等でも言われておりますが、新年度、この点に

ついてはどのようになってるでしょうか。

(向)老人福祉対策ですが、新年度の予算を見る限りでは、例年の年次計画となっておりました老人憩の家の建設計画が具体化されておられません。この点につきましてはどのような状況であるのか、御説明いただきたいと思います。さらに第2点、ひとり暮らしの老人と寝たきり老人の実態把握はどのようにされてるか、お尋ねしたいと思います。

第3点、衛生行政ですが、(イ)先月2月に和泉市の市民会館で、和泉市16校区の予防衛生が一堂に会してやられたようです。この点については本来、最低でも各校区でやられてるように思いますが、この2月に行われた一堂に会しての予防接種は、どのような事情のもとでやられたのか、まずご説明いただきたいと思います。

(ロ)勤労青少年ホームですが、この点につきましては、共産党の寺田議員がすでに協議会にも参加し、弾力的で効率的な青少年ホームの利用方法について質問し、一定の前向きな答弁をいただいているとも聞いておりますが、本会議におきまして、要望の強いこの勤労青少年ホームの弾力的な使用についての前向きな御答弁を再度、お願いしておきたいと思います。

4番目の広報活動ですが、第1番目に、毎月発行されている「広報いずみ」は、市民の暮らしに役立つお知らせとして大変喜ばれております。先ほど、御質問もありましたが、年金問題は、ぜひ広報でもさらに詳しく役立つような取り上げ方をさせていただきたいと思います。

第2点に、昨年12月の議会で御質問し、市政だよりを詳しくつくっていくことをお約束いただいておりますが、このことにつきましては、本年当初の中でどのように具体化されてるのか、お聞きしたいと思います。

以上、再質問の権利を留保して終わります。

○ 議長(柳瀬美樹君) 理事者答弁。

○ 市長(池田忠雄君) 勝部議員さんの御質問に対して大要、お答え申し上げます。

施政方針についてということの中で、数点の御指摘をいただいてまいりました。まず、第1点の母子家庭の医療費無料化の大きな課題もございました。この件につきましては、担当セクション等でいろいろ考えていることだと存じますが、議員さんの御指摘のように、大阪府の方の対応については、まだ細かなものはできておらないと聞いておりますので、こうした諸点につきましては、大阪府との協議の中で今後、対処していかなければならない課題だと存じております。

それから、非行少年に対するいろんな点についての御指摘、ごもっともでございまして、先ほどからの赤阪議員さんの御質問の中でも、所管の教育委員会としてお答えいたしておりますとおり、いろいろと対策を積極的に立ててまいらなければならない。あすの和泉市民を育てる大切な教育でございますので、こうした点についても教育委員会のみならず、市政としても取り組みを強化していく中で、具体的な措置につきましては、所管の教育委員会といろいろ協議してまいり

たいと存じております。

それから、御指摘いただいております懸案の図書館でございますが、今後とも議員皆様方の御理解をいただき、いよいよ建設に取りかかっていくわけでございます。分室についての御質問でございますが、やはり本体の図書館の建設について、まだいろいろと考えてやらなければならない、こういうように存じております。

読書の普及によって青少年が健全に育っていく、ひいては、非行青少年対策の大きな一つの一環にもなるかと存じます。この点についても、担当課としてもいろいろ考えていることだと存じますので、今後とも協議をしてみたいと存じます。

それから、農業の問題の中の転作につきましては、やはりいろいろ問題も大きかろうと存じます。この点につきましては、所管の産衛部の方でいろいろ農協の皆さんとの協議を通じてお願いをさせていただいてるわけでございます。今後とも、こうした農業問題につきましては、いろいろ農民の方々の御意見、御意思もあろうかと存じます。実施する中でいろいろ協議されるだろうと思えます。そうした点についても対処していかなければならない、かように存じております。

以上、数点にわたりましての私へのお尋ねに対しまして概括、お答え申し上げます。細部の問題につきましては、所管からお答えさせます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 教育次長（広岡史郎君） 御質問ございました教育行政の中で、かねてPTA等からの御要望のあります国府小学校の講堂の建てかえにどのように対処するかの御質問でございますが、御承知のように、いろいろ景気浮揚策等で政府が打ち出しております特別配慮の緩和策を見ますと、木造校舎並びに給食室、体育館の建設30年経過という形と、一方では、耐久度認定点数が5,500点以上という形で示されております。

御承知のように、当該校の体育館は鉄骨造りでございまして、この対象から外されるということが、第1番の大きなネックになるわけでございます。しかし、現国府小学校の講堂は大変床に傾斜がございまして、体育館として不適格な建物だという判断もされるわけでございます。加えて、国府小学校の就学区域には大規模な開発が予想され、いわゆる300戸以上の住宅開発が54、55年にかけて計画されてるようでございますので、そこから持ち上がってくる社会増による教室増等もあわせて体育館の資格の不足が出てまいりますので、その体育館の社会増から見た不足の面積の増築もあわせて危険認定もお願いするという中で考えていきたい、かように思うわけでございます。

2番目の池上小学校の開校予定でございますが、いろいろ用地買収等に取り組んでまいり、議員皆様方の格段の御配慮を賜り、ようやく事務裁定を含めまして現在、基本設計に取り組んでお

ります。現時点から見まして、明年4月開校はぜひともいたしたく念願して鋭意取り組んでると
いうことでございます。

3番目に、鶴山台南北小学校の就学区の再編成の御質問でございますけれども、教育委員会
といたしましては常々、鶴山台団地内の人口動態等を把握しながら、両校相均衡のとれた学校運
営をしてまいりたいという判断で、昨年10月時点で鋭意その考え方で取り組んだわけでござい
ます。過去、2校で運営し、3校目は建設しない。2校で運営不可能である。3校目は建設する
とかの結論はまだ出していないでございますが、いろんな人口動態の中で対処してまいらな
ければならない、かように思うわけでございます。

方針の変更をいかにPTA、教職員に納得するよう説明するのか、また、したことがあるのか
との御質問でございますけれども、鶴山台南小学校のPTA、鶴山台北小学校のPTA会長さん
から常々、私たちがそういう機会を持っていろいろ説明し、御希望もお伺いするという判断に立
っておりましたが、南北両PTA会長から、それらを含めた中で、マンモス化の解消にいかに取り
組むかという説明をいただきたいという文書をいただきまして、ことし1月に南北小学校の校
長室で、学校長、教頭、PTAの役員の方々等といろいろ御相談申し上げた経過がございます。

いずれにしても、PTAの役員の方々は、学校運営等、また学校のいろんな行事、教育内容の
発展等、いろんな角度で御協力を賜ってる直接関係の深い方々でございますので、前段、その要
請にこたえて御説明申し上げたという経過がございます。今後、校区再編成が行われるとするな
らば、もちろん町会、当該対象の住民の方々に御理解、御協力を賜るように、いろいろ機会を持
って説明を行いたい、かように思ってるわけでございます。

- 22番(勝部津喜枝君) 耐久度の5,500点は、校舎も体育館も同じ判定ですか。それぞれ
の建物によって違うんですか。先ほどの御説明の中で、危険認定をお願いしたいということとし
たが、まだ具体的にはされておらないわけですか。
- 教育長(葛城宗一君) お答え申し上げます。

午前中からの質問にもいろいろ木造校舎の改造とあわせて、今回の国の施策の予算の方向と相
まった危険認定基準が取り上げられておりますが、今回、認定基準が改正されたものではござい
ません。今回は、国が景気浮揚策としての特別施策として、従来の認定基準に1,000点上積みす
る、1,000点特別配慮してゆるめるということで予算措置されたということでございます。こ
れが持続性のあるものかどうかにつきましては、今後、われわれは継続するように努めてまいら
なければならぬと考えます。

なお、認定基準については、体育館あるいは校舎についても同じ要領で技術的に認定されると
いうことでございます。

なお、国府小学校の問題につきましては、認定がてこずっておったということですが、御承知のように、非常に運動場が狭いいな事情に加え、鉄骨瓦吹き造りでございますので、あわせて天井も比較的低い。床も後ろに行くほど高くなって傾斜がついておるといふ実態から踏まえて、現在の体育館としては非常に不適格であるという建築の基準に基づいて、不適格認定の申請を行っているということでございます。しかし、この認定は、天井が低いといふものの、実際は基準よりもやや高いわけでございます。果たして認定が得られるかどうかは、今後の私どもの努力にあるわけでございますので、積極的に御期待に沿うように対処していきたい、かよう考えるのでございます。

- 22番(勝部津喜枝君) 先ほど、景気浮揚策としての5,500点になったということですが、この点につきましては、昨年、政府が53年度予算編成に向けて各党首会談を行っております。そのときに、共産党の宮本委員長が教育施設の改善の点でいろいろ要求を出し、その中から4点、そういうふうにしたいということで、昨年末に返事が来てるわけです。その中の1つは、補助基準面積を16%アップしたいということ。2番目は、いまおっしゃった4,500点を5,500点にまですること。第3番目が、人口急増地の学校建設費の補助率を3分の2にすること。第4番目には、50年前に建てられた鉄筋校舎はすべて建てかえ、補助基準を大幅に改正する……、ということで私の方も報告を受けております。だから、先ほどおっしゃった5,500点は、15カ月予算の中での補助制度の改善ということで、永久的なものだとは私も理解しておりません。

そこで、かねてから要望が強くさらに、和泉市の中心地としての学校、国府小学校の講堂の建てかえにつきまして、不適格認定はされていると理解し、危険認定はされていないということですか。そう受け取ってよろしいでしょうか。

- 教育長(葛城宗一君) そのとおりでございます。
- 22番(勝部津喜枝君) そうしたら、危険認定がされなければ建てかえはできないということですか。
- 教育長(葛城宗一君) お答えいたします。

危険認定も不適格認定も、要は、国庫補助と結びつけることを基本として考えております。不適格認定というのは、幾年経過しても一応、基本として木造30年、鉄筋50年としても、その腐敗、ゆがみ等を技術的に審査されて非常にむずかしいという当該校舎の実態も考え、不適格認定が的確であろうと認められるだろうという望みをかけております。

- 22番(勝部津喜枝君) 実際に現場の声としては、講堂を使って十分に授業もできず、非常に狭あいであるという意見もたくさん出されてる中で、いまの教育長の御答弁では、どこで教育的配慮をしてるのか、十分な子供たちの教育の機会均等をどこら辺に熱意を置いてやられてるの

か、疑問に思います。すでに不適格認定をされてるのであれば、もっと強力な働きかけと熱意をもって、この中心地にある小学校の講堂の建てかえ問題については、もう少しはっきりしためどを示すべきではないかと思うわけです。まだ具体的でない大規模開発の社会増を待ってるというようなことは、鶴山台の校区編成にも見られるように、そのときどきの社会情勢の変化で子供たちの教育施設がなおざりにされていく姿が現状になっていると思います。そのことを強く指摘しておきます。

次に、池上小学校の開校予定ですが、54年度の4月開校を目指して取り組んでるということですが、当然、校区編成問題が地元としても無関心ではないわけです。すでに原案というか、そういうものを持っておられて、いつごろからそういう問題の対策協議会を開こうとしているのか。

もう1点、非常に住民の方々からの御質問やお話が多い中で、池上小学校は同和指定校になるのかということをございますが、この点についてお伺いしておきたいと思います。

- 教育次長（広岡史郎君） 過去、富秋中学校の校区再編成の段階で、富秋町、池上町を加え外四町会ばかりが、いろいろ校区再編成について御相談もいたしました。その時点では、中学校よりも小学校が先だ、（仮称）池上小学校はどうだという中で、通学区域についても御希望を伺っております。

今回、池上小学校の債務負担でいろいろ御審議を願いますが、校舎の資格等では、富秋町、池上町を含めた中で発生する児童生徒を就学させていただく中で規模を考えております。当然、富秋町、池上町ということになれば、同和地区が含まれないわけでございます。それらから見ますと、同和教育推進校ということには当てはまらない。ただし、本市は義務教育の課程の中で、小学校、中学校23校すべてについて同和教育を推し進めてまいっております。中でも同和地区の一部または全部を含む学校では、日常教育活動の中で同和推進校として配慮し、実践活動に取り組んでまいっております。今回、池上町、富秋町という中では、名称づけた上では、同和教育推進校とはつけられないということでございます。

- 22番（勝部津喜枝君） いまの時点からは、葛の葉は入らないということは、はっきりしてらるでしょうか。
- 教育次長（広岡史郎君） 現時点では、いずれ適正就学対策審議会に御諮問申し上げ、いろいろ御審議を願いますが、教育委員会といたしましては、富秋町、池上町ということを中心的にして、その周辺を含むとか、含まないということは断言できませんが、富秋町、池上町を中心に考えるということでございます。
- 22番（勝部津喜枝君） 結構です。池上小学校開校に伴う校区編成につきましては、富秋中学校のときの校区編成の教訓も生かして、十分地元との話し合いの場と時間を持って、さまざま

な意見も出るかと思いますが、そうしたこともくみ上げることができる準備を教育委員会はとっ
とかないかと思う。その点は意見として申し上げておきたいのですが、いかがでしょうか。

- 教育次長（広岡史郎君） 御教示のとおり、取り組んでまいりたいと思います。
- 22番（勝部津喜枝君） 鶴山台の南小学校と北小学校の校区編成問題ですが、いまの御答弁
では、もう1校建てるか、建てないかということについては、結論を出していないということ
でしたね。
- 教育長（葛城宗一君） お答えいたします。

過日、鶴山台南小学校の何か職員組合の方から出されたものを見ますと、私があたかも1校建
てることを約束したというふうに冒頭に書いております。ここで先生に御理解いただきたいのは、
南北2校の規模適正化につきましているいろいろ検討を重ねて参りその検討の過程におきまして新設
が必要か否かと言うことも検討したことは事実でございます。しかし、最終的にその必要を認め
て、方針として新しく1校を建てることを決定したことはございません。又、約束したこともご
ざいませぬ。この点まず、御理解いただきたいと思うんでございます。今後、いろいろの条件を
検討し、当該団地内の入居入口の推移あるいは定着等々を勘案いたしまして、精査いたします段
階の中では、開発当初の計画のとおり、校区を1部手直しすることによって、2校で十分受け入
れられるという結論を出しているわけでございます。

- 22番（勝部津喜枝君） いたずらにこの財政難の中で、小学校を1つ建てないかん、建てる
ことに目的を置いて言ってる、教職員もそうではないと思います。やはり適正規模800名、約
1,000名近くという、教育委員会自身の基本的なお考えも明らかにされた中で、それでは、も
う一つ要るのではないかということ。さらに、本当に安全で子供たちの教育の向上のためには、
現状のままでは狭あいだという現場の声の中から出されたときに、やはり1校必要という教育長
のそういう気持を持たせる御発言があったんじゃないかと思うんです。何もどうしても建てない
かんということではなく、どうすれば子供たちの教育を本当によくするために必要かどうかとい
うことだと思えます。

先般、光明台の小中学校の校区編成問題で審議会が開かれたときに、光明台の第1、第2小学
校の仮称、そのことについての名称問題で質問が出されたとき、第3、第4と建てる考えのない
ときは、鶴山のように南、北とやります。という広岡さんのお話もあったと思います。そういう
点で私は、その都度、3つ目が要るか、要らないかということが、教育委員会自身、何を基準に
しているのか、財政問題なのか、本当に場所がないからなのか、子供たちにとってこれでいい
から要らないのか、必ずしも、はっきりしていないと考えるわけです。せんだっての適正就学対
策審議会の中でも、はからずも、そういうふうに当初からもう1校要らんために南、北という名
前にしてあるんだというお話もあったわけです。

その点では、先ほど教育長のおっしゃったことは、若干、子供の教育の現場を預かるところと
ころとしては、現場の教職員と父兄の納得のいく、確固たる確信を持ってやってるというふう
には思えないわけです。すでに増築の予算措置等もされておりますし、地元ではどのような校区編
成がされるか、とりわけ新入1年生を持つ父兄は心配されております。こういう心配事がいたず
らに拡大することはいけないと思いますので、早急に南、北小学校の役員さんと1月に話し合い
されたということですが、全父兄なり住民に対する話し合い、説明の場はまだ持たれていないと
思いますので、その点についての教育委員会のお考えをただしておきたいと思います。

- 教育次長(広岡史郎君) 鶴山台団地内での児童発生による増加は今後も予想されますが、こ
の直接の機会でもございますので御理解賜りたいのは、南小学校及び北小学校の就学区域は、団
地開発当初から将来計画のもとに定めておたつたわけでございます。しかし、2校一斉に建設され
たものではなく、南小学校が最初に建設され、北小学校へ就学していただく児童も、北小学校が
建設されるまで南小学校に就学を許可したという過去の経過がございます。今回、地元に入りま
していろいろ御説明等を申し上げ、御理解を得るわけでございますが、それらも十分理解してい
ただきたい、かように前段思ってるわけでございます。いろいろと資料等を整え、納得してい
ただくような機会を持って御説明に入りたいと思うわけでございます。
- 22番(勝部津喜枝君) 再度、確認したいと思いますが、資料等を持って納得のいく機会を
持つ、そのことは、お約束として受けとめておいてよろしいでしょうか。
- 教育次長(広岡史郎君) 当然、住民の皆さん方の理解なくして就学区域の一部変更はでき
かねると思いますので、そういう機会を持つべきだと判断しております。
- 議長(柳瀬美樹君) 次の答弁。
- 市民部長(内田繁君) 福祉行政の中で、まず第1点目の保育所関係で2点ほど問題提起をい
ただきました。まず、53年度の保育所の入所の申請数と、それに対する措置決定の状況等をお
尋ねだろうと思います。53年度の入所申請数につきましては、時間の都合もありますので後刻
資料をお渡しいたしますので参考にしていただきたいと思います。総数2,429人の申請がこ
ございました。

それから、措置決定の状況でございますが、現在、保育課挙げて審査中でございます。今週末
を目途に全部終了するよう鋭意作業に入っております。できるだけ今週中に終了したいと思っ
てるわけでございます。

2点目に、いわゆる今後の保育所の建設計画の問題提起をいただきましたが、保育所の建設計
画につきましては、現在の本市の財政事情からいたしまして非常に困難でございます。しかしな
がら、現在の保育需要を見ると、このまま放置することはできないことを痛感するわけでござ

います。したがって、今後の保育園の建設構想といたしましては、財政事情を勘案しながら、新設につきましては、民間保育所の導入をもってやっていきたい。あと増改築につきましては、財政事情も踏まえてですが、年次的に計画を立てていきたいという構想を持っております。構想の中では一応、校区にないところを第1に考えておりますし、また、保育需要の高い地域についても考えてはおります。今後、市の財政状況を勘案しながら、保育需要の高いところ、校区にないところを考え構想を持っておりますので、御理解賜りたいと思います。

- 市民部次長（青木孝之君） 老人福祉の中で第1点目の老人憩いの家のことで、53年度予算計上しておられないではないかとの御質問でございますが、昭和53年度老人憩いの家の予算計上につきましては、大阪府の財政事情の悪い中、補助の見通しが現在ついておられない現状でございますので、予算措置はいたしておりません。府の補助の内示があった段階で補正をお願い申し上げたく存じておる次第でございます。

それから、第2点目の独居老人、寝たきり老人についてでございますが、独居老人につきましては、その対象者は259人、うち生活保護家庭が12人でございます。生活保護家庭につきましては、週2回のヘルパー派遣により、十分とは言えませんが、措置を講じさせていただいてる実態でございます。

寝たきり老人につきましては241人、この把握につきましては、地区民生委員さんをお願いいたしまして、日常生活の実態等を把握している現状でございます。

以上でございます。

- 22番（勝部津喜枝君） 一つは、ことしの申し込み状況と、各園の年齢別の申し込み者数ですが、これは後で資料としていただけるのなら、それで結構だと思います。この点につきまして先般、公立保育所父母の会の何名かの方と保育課の方々との話し合いがありましたときに、昨年でこりたので発表はしないということだったわけです。この点、かねがね保育所の入園問題については、行政側にも非常にむずかしい点があると思いますが、ペールに包まれた部分が多い。昨年の議会でも、入園基準については、個人の秘密もあるから発表できないと、ガンとして明らかにできないということでした。不公正な面があるんじゃないかという市民の声に対してもね。ことしも、さらに各園の年齢別の申し込み者数について、父母の会の皆さんが聞かれても、文句が出るからいま言えないということなんです。

今回、大幅な保育料の値上げが提示されておりますが、そのときの説明でも、国の基準と実際の保育単価の大幅な違いが、運営費の超過負担等になってやむを得ないという説明がありました。その点については、単に和泉市の行政だけの責任ではなく、政府のやり方にも手をつないでいくんだ、お互いの認識を深めていきたいということですが、それならば、いざ当市の事情につ

いて詳しく説明してほしいということになりましたら、文句が出るからと明らかにされないわけなんです。これでは、非常に切実な要望の強いところで皆さんに協力、納得をしてもらおうといってもなかなか理解できないのではないかと。どの辺のところ、そういう年齢別の申し込み者数を教えてほしいという声に対して言えないのか。こんなことは隠しだてすることなく、とりわけ、申し込まれた人たちが、父母の会としてお願いに行ってるのになぜ発表できないのか。市民部長の指導方針として出されているのかどうか。

- 市民部長（内田繁君） 御指摘痛み入ります。私の方の指導といたしましては、一定の期間の中での発表は、ちょっと申しかねるわけなんです。この間の父母の会との交渉の中では、時期的にははっきりと精査いたしておる段階でございまして、年齢別にもいま精査している期間中のため、申し上げたわけでございます。措置決定をした時点で、われわれとしても申請者数、いわゆる年齢別に公表していくという気持ちがございまして、そういうことで、何も隠しだてするような気持は持っておりません。ただ、そういう期間によって申し上げられない時期がございまして、たまたま本年度、父兄の方との交渉の時期が、まだはっきりと出てないということで申し上げたんだろうと思います。われわれとしては、何ら申請者数については、隠しだてするような気持は持っておりません。
- 2番（勝部津喜枝君） ちょっと実情と違うことをおっしゃってますよ。はっきりわかっていますけれども申し上げられないということだったんです。もちろん、時期があることは、議会等の関係があって、はっきりと把握してないから発表しないんだということではなかったわけです。議会に早く報告しなければいけないでしたら、担当の常任委員会等もあるわけですので、すでに話し合いがあったのは8月に入ってからです。まだ、年齢別の把握ができてないということでは、納得のいく時期ではないと思います。当日の実情と、いまおっしゃった話とは若干食い違っております。これははっきり申し上げておきます。私も余りくどくど言うつもりはありませんが、やはり入園問題については非常に関心も高いし、公正にやってほしいという希望から、どのぐらいの申し込みがあったんだろうかと聞いておられるわけですから、そういうあいまいな、現場の実情と違うようなお話をされるのはよくないんじゃないかと思えます。ぜひ一定の時期があることは認めますが、来年度からは、そういう父兄の方々の質問に対しては、誠実になるべく早く答えていくようにするべきではないかと思えます。

建設の年次計画ですが、校区にないところ、また、要望の強いところとおっしゃっていただいておりますが、すでに寺田議員の本会議の質問でも、黒鳥校区等もないところとして認識されておると思っておりますので、その点、早期実現に向かって努力していただきたい。また、協力できる点は、地元や議員の方もいろんな点でともにやっていく。ないところ、また、需要の強いところ

ろの建設を目指していただきたいと申し上げておきます。

老人福祉で老人憩の家の問題ですが、府に対して年次計画の要望を出されてるのかどうか。たしかこれは上と下、という言い方はおかしいのですが、阪和線沿いと山手の地域ということで、年に2カ所の建設を当初、くじ引きなどで老人クラブの代表者等で決めて年次の建設をしていくということでした。今回、いまの答弁ですと、全くどこに建てるかという希望が出されていないのか、それとも要望も出してないのか、その点ももう少し詳しく御説明いただきたい。

- 市民部次長（青木孝之君） お答え申し上げます。

昭和51年度までは、申されておりますように、2カ所の予算措置を行ってまいりましたが、昭和52年度より大阪府の財政事情並びに申請件数の枠のオーバー等によりまして、申請件数を年に1カ所に限定されてまいったわけでございます。

それから、昭和53年度での老人集会所といたしましては、大阪府に対する申請は、1カ所提出しております。

- 22番（勝部津喜枝君） どこですか。
- 市民部次長（青木孝之君） 現段階で申請の出ているのは、緑ヶ丘老人クラブより土地の確保ができておるということで一応、私の方は申請をいたしております。
- 22番（勝部津喜枝君） 補助がつけば補正でということですが、これはどうですか。すでに土地も決まっておるということで、補正予算に計上できるように、府に足を運んだりして努力することを約束いただけるでしょうか。
- 市民部次長（青木孝之君） 努力いたします。
- 22番（勝部津喜枝君） もう1点、老人憩の家の問題につきましては、かねてから土地の問題もあると思いますが、黒鳥、国府校区は和泉市の中心地として御要望も強く、直村議員等も本会議で取り上げたことがあります。この点の状況は、年次計画ではどのようになっているでしょうか。
- 市民部長（内田繁君） 国府校区につきましては、52年度事業で一応、建設をいたしております。
- 市民部次長（青木孝之君） それから、黒鳥方面につきましては、現在のところ、老人クラブから何ら土地の提供がございません。しかし、いろいろと音さたされてることについては聞き及んでるわけですが、いまのところ、まだ老人クラブから何らの正式なものはきておりませんので、現在の計画としては、一応、われわれの構想の中には入れてございますが、そんな状況でございますので、御理解賜りたいと思います。
- 22番（勝部津喜枝君） 土地の提供が具体的にあるということで、緑ヶ丘の老人クラブから

の設置の要望にはぜひ努力していただきまして、次期補正予算に計上されますように要望しておきます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 産業衛生部長（山本俊兼君） 第3点目の衛生行政について御説明申し上げます。

まず、予防接種の関係でございますが、御存知のとおり従来は、ジフテリア、破傷風、百日咳の3種混合ワクチンによる予防接種は、生後3カ月から24カ月となっておりますが、法の改正で生後24カ月から48カ月ということになりまして、本市の場合、51年度の実績を見ましたところ、1校区の当時の平均約30人であったわけです。これがために52年度の計画樹立時におきましては、ほとんどの方々が何らかの当時の理由等によりまして、受けていなかった子供さんだけが対象になるという見通しのもとに、52年度に限って、市民会館で一括行うようお願いした次第でございます。

しかし、年度途中におきまして、一般的に副作用の多いと言われる百日咳については、当分の間、大阪府下では接種を見合わせということに相なったわけでございます。このことによって、すなわち百日咳を除いたジフテリア、破傷風の2種混合による場合につきましては、以前、何らかの形で接種漏れ等、さらに、希望者等がある場合は、24カ月から72カ月まで広げて接種を行っていくという、一部の指導がございましたので、本市の場合、予防普及に努める見地からこの2月、現在3月でございますが、対象者につきましては72カ月としたために、市民の方々にはいろいろと御不便をおかけしておる現状でございます。53年度からにつきましては、以前同様、各校区に会場をセットして予防接種を推進してまいりたい、かように考えてる次第でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

第2点目の勤労青少年ホームの関係でございますが、勤労青少年ホームの施設の利用につきましては、原則として、市内居住者または市内の事業所で働く25歳未満の勤労青少年であればいいことになっております。当市の場合、50年10月開設以来、30歳までの方も御利用願えるようにやっております。また、福利厚生活動、社会教育活動、その他法令等に定められてる範囲内におきましてできるだけ限り活用願えるよう、目的外使用の道も開いております。

ただ、これらの御利用願う詳細な問題につきましては、和泉市の勤労青少年ホーム運営委員会の皆さん方にも御相談申し上げ、御指導も得ながら、より効率的な利用をしていただけるように今後も努めてまいる所存でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

○ 22番（勝部津喜枝君） 予防接種の方で、計算違いがあったという言い方でいいかわかりませんが、そうではないんですか。実情の把握が違ったというか、2月に市民会館で一括接種を受けられた人数は何名ですか。

○ 産業衛生部長（山本俊兼君） 校区によって違うわけですが、第1回目の接種、鶴山南、北においては462名、第2回目は400名と、3回に至るまではずっと減ってるわけでございます。これが本年度行った実績でございます。

先ほど御説明申し上げましたように、年齢の改正、さらには2種混合という中で、以前の接種漏れ、さらに希望等によって72カ月まで広げてよしいということが年度に入ってから大阪府の指導等がございましたので、私の方もその線に沿うために人員等がふえてきたという関係でございます。

○ 22番（勝部津喜枝君） ことし2月に市民会館でやったときには、ずいぶんたくさんの方が予想外に来られたという実情を把握しておられると思いますが、その点、私の方にも声として上がっておりますのは、広大な和泉の地域で、一括して市民会館で予防接種をやるというようなやり方は、いろんな副作用、その他で幼児、乳児に予防接種するという状況で、予防接種の精神からいって、やはり校区ごとにやることを基本に置いて実施すべきではなかったかということです。どうい実情でそうなったのかという質問と、今後、やはり市民会館で一括して16校区全部の予防接種をやるのはいけないのではないかとお聞きしてるわけです。その点、もう一度はつきりお聞きしておきたいと思います。

○ 産業衛生部長（山本俊兼君） 先ほど申し上げましたように、法の改正、さらには、百日咳が非常に副作用が多いといった諸般の事情の中、年齢の引き上げ等もありました。さらには、2種混合による場合、48カ月を72カ月という行政指導もありました。結果論からいたしましたら、非常に市民の方々に御不便をかけたことに相なるわけでございます。もとより、各校区ごとに接種を行うのが本旨でございまして、53年度からは、そのような計画で実施してまいりたいと考えております。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 秘書広報課長（竹田明郎君） 第4点目の広報活動について、年金問題の掲載と、窓口案内のパンフレットの発行についてお答え申し上げます。

まず、第1点目の年金問題につきましては、先ほど、赤阪議員さんからも相談所の開設など御要望がございました。本当に両議員さんの御指摘のとおり、いまの年金制度は複雑多岐になっております。このようなことから、私たち広報編集では、これまで国民年金を中心に必要に応じ掲載してまいりましたが、今後、関係課と協議して、年金制度全般にわたる解説的なものを掲載してまいりよう、検討したいと思っております。

次に、2点目の窓口案内パンフレットの発行でございますが、12月の一般質問で御指摘いただきましたとおり、現在、市役所の窓口の手続は、本当に広範多岐にわたりにまして、その手続も

複雑化しております。また一方、地域開発が進み、新しい市民もたくさん迎えており、1人でも市政を理解していただくために必要なものと存しております。そこで、53年度では市民課の窓口等、市民生活に関連の深いものをまとめまして、簡単なものですが、パンフレットにして発行するように考えております。すでに現在、編集内容等については、後で編集会議等を持ちまして検討を進めてるという段階でございます。

- 22番(勝部津喜枝君) ぜひ暮らしに役立つことを基本に置いて、早期に実現していただきたいと思っております。とりわけ、今日の不況の中で、福祉関係の諸制度が非常にせつかくありながら内容がよくわからないという声もありますので、盛り込めるならば、窓口案内の中に入れていただくことを要望しておきたいと思っております。

最後に再度、市長さんに申し上げておきたいことがあります。施政方針の中では、職員の執務意欲の高揚、また、資質の向上を図るということの一つの柱として出されておるわけですが、実は、せんだってこういうことがありました。

私の方に話に来られたわけですが、町会を通じて御希望されるところに殺虫剤の配布をやりまして、これを受け取ったその方が、各組に小分けして従来どおりの作業をしたのですが、それが終わるや否や、非常に呼吸が苦しくなり、ちょっと起きておれない状態になりまして、指先と手のひら等にかゆいような湿疹の感じが出まして、すぐ家でやってたので横になられたんです。

たまたま、そこへ市の広報を配布に来られた職員の方が、非常に顔色も悪いし、びっくりされ、直ちに市役所へ電話で伝えたところ、すぐに様子を見に向かいましたということだったそうですが、今日に至るまでおいでにならないそうです。

その方は、自分の体の調子もあり、一般的に殺虫剤でそうなったとは言われなかったのですが、向かっておりますと言いながら、いまだに来ないのはどういうことか、というお話なんです。適切なかかりつけの親しいお医者さんの御指示で、数時間の安静で大したことはなかったのですが、今日まで、まだ手がかゆい状態が少し残ってるということです。

原因は、殺虫剤が蒸発して揮発が起こって吸い込んだということですが、原因がわかって安心したそうですが、出発したと言いながら来ないということで、非常に市政不信の一端として嘆いておられます。全般的なことだとは言いませんが、本当に熱意をもってやっていただくという点で、一つの事例としてあったことを申し上げておきたいと思っております。

本当に今日の地方財政危機の中で、市の職員ともども、和泉市政の発展を目指して、財政危機打開の方向を市長さんも見つけ出すとともに、市民本位の市政、不公正な同和行政解決の方向を見つけ出すことも必要だと思っております。そういう中で、執務意欲の高揚も出てくるのだと思っております。財政危機の中、仕事に対する熱意、資質の向上を図ることが大きな課題だと思っております。

先ほど、施政方針の中から若干の質問をさせていただきましたが、非常に不本意に思っております。母子家庭の医療費無料化等も、具体的に市としての協力が十分あるという意志表示を、ぜひ衛生審議会等にしていただくことが具体化を早めると、黒田知事も言っているので質問させていただきましたが、図書館分室問題も含めて、もう少し熱意のある答弁を得たかったと思います。長時間ありがとうございました。

○

○ 議長（柳瀬美樹君） ここで暫時休憩いたします。

（午後 3 時 25 分休憩）

○

（午後 3 時 50 分再開）

○ 議長（柳瀬美樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは 12 番、藤原君。

○ 12 番（藤原要馬君） それでは、お許しを得まして一般質問をさせていただきます。

53 年度の予算を見ますと、どうも政府の景気浮揚策、不景気をなくする大型予算に乗った予算ではないと思うんですが、そこらももう少し市長として考えなければならぬんじゃないかと思えます。

それでは、財政問題についてお聞きいたします。

53 年度の予算では、起債についても 200 億を突破すると思います。その償還期がきて、すでに 22 億以上の公債費を組まなければいけない現段階でございます。市税は 46 億 4,683 万 4,000 円、交付税は 31 億 2,179 万 6,000 円、これを合わせますと 77 億 6,863 万円となっておりますが、公債費等を引きますと、余すところはないんじゃないか。人件費は、すでに 50 億なんなんとするだろうと思います。そうすると、わずかに 4、5 億しか残らないと思います。それでは、平常の市民生活に関連する事業等は、ほとんどできないんじゃないかと考えるわけでございます。

その財政に合わすために、保育料は全部値上げをしております。すべての助成とか人件費において均衡財政の均衡を保つてと言っていますが、保育料等については、その均衡は保たないらしいです。近郊都市の倍以上の幼稚園入園料等を取っているとありますが、どういう関係でそう高くなるのか、取らなければならないのか。そこらは納得いかないであります。十分なる御答弁を願わなければいけないと思います。

幼稚園の保育料、国保は去年も上げ、ことしも上げる。市長さんは、議会に提案したならば何でも通るんだという感覚でやっていると、もってのほかだと思います。われわれはロボット

でもなければ、市長の諮問機関でもありません。市政の最高機関にあるものです。それにもかかわらず、そういう値上げについては、市長は独断的にどんどん上げていってるように思われます。それらについて、市長の本当の考えはどうか、私は疑わざるを得ないと思います。

この予算の内容を見まして、また、財政状態から見て、和泉市を本当に救うにはどうすればいいか。本当に真剣に考えなければならぬ時点だと思えます。しかし、市長の考えは甘いではないか。後にも出ると思いますが、市長さんはあらゆる役職に没頭してるらしいですが、そんなことよりも、本当に真に和泉市民を救うことをお考えにならないといけないと思えます。

53年度の予算については、予算委員会にお願いしなければいけませんので余り触れませんが、予算の内容から見て、この予算は与野党を問わず、安易に通過させることは、市民を無視した形になるのではないかと心配してる次第でございますので、その点、市長さんはどうお考えになってるのか、ひとつお聞かせ願いたいと思えます。

財政問題は終わります。

次に、環境整備事業につきましては、内容については、午前中の橋本議員さんからの申し上げ、答弁をいただいているので深くは申し上げませんが、ただ、私は51、52、53年度の予算についてお聞きしたいのでございます。

ということは、51年度の19億円の事業繰り越し、それをいま、4ブロックかやってるらしいですが、それらを合わすと、52、53年度の予算は、110億を突破すると思えます。それらについて、市長はどのような財源で、どのような方法をもってこの予算を消化していくのかということでございます。それをはっきりと御答弁願いたいと思えます。

これは簡単に終わらせていただきます。

次に、3番目の保育行政についてでございますが、保育所というものの性格を私は疑うのでございます。和泉市の保育所は、保育所本来の業務を行っておらないということでございます。ということは、旧7ヶ町村当時に建てた保育所は本当に見るに忍びないように老朽化しております。それで、新規に建てた保育所と同じ保育料を取ってるように思うんです。これについては、大きな格差があると思えます。それらを是正しようとするような53年度の予算ではないと思えます。今後、保育所としての本来の業務を行うような行政を行うについて、市長は責任上、1年に2、3カ所の改築をしていかなければならないが、それをあなたがやろうとする意志がないために、ことしの予算等にも出ておりません。非常に困ったもんだと思えます。今後、格差をなくすように、市民に平等の権利を与えるという趣旨から、ぜひやらなければならない問題ではないかと思うんです。

来年度の政府の予算を見ても、大型の公共事業をうたっているわけです。だから、これに乗っかってなぜやらないのか。この浮揚策というものは、長年は続かないと思うんです。ことし、来

年ぐらいは続くかも知れませんが、それ以後は続かんとします。あなたは、実際にそれに乗っかって市民に利益、便宜を与える政策をしないのではないか。そこらのことを十分お考えになって政策をやっていかと、われわれも今後、あなたに対する支援はできなくなってくるのではないかと考えております。

余りくどくど言うとも時間もないので簡単に終わりたいと思いますが、今後は、この保育所についても十分お考え願わんと、幼稚園についても、あなたはやらざるばかりの政策です。そんな政策をやられては、市民はたまりません。血の出るような税金を納めてるんですから、市民には十分なことをしてしかるべきじゃないですか。今後、あなたは血みどろになって国、府から金をもらってきて、市民に便宜を与える政策をやってもらいたいと思います。それはほとんどないと思いますので、特にお願ひしておきます。

そして、第4の問題で市長の姿勢をただしておりますが、これは取りやめます。

私の一般質問の説明を終わります。

- 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁、市長。
- 市長（池田忠雄君） 藤原議員さんの3点にわたりいろいろの御指摘に対しまして、お答えさせていただきます。

御心配いただいております財政問題についての考え方、特に53年度予算のむずかしい財政実態の中、非常に公債費比率も高まっており、いろいろ精査させていただいた結果、予算案を提案させていただいた次第でございます。基本的には、落ち込んでおります和泉市の財政について、何とか再建団体転落だけは回避したい中で、あらゆる精査を行い、国、府にもいろいろとお願いをし続けてまいったわけでございます。

御指摘の政府の超大型予算の中で盛りが少ないのではないかとのご意見でございますが、教育、下水道の問題で可能な限り、こうしたことにおこたえさせていただきたいと考えてございます。和泉市の財政実態の中、思うように生まれなかった点もございます。御了承いただきたいと存じます。今後、御指摘を胸に置きまして、財政再建については、国、府に対して財源の獲得、超過負担の解消を迫ってまいりたい。このように考えております。どうか議員皆様方におかれましても、本市の重要な財政の時期でございますので、いろいろと相談も申し上げ、何とか議会のお力もお借りいたしたいと存じております。精査すべきは精査し、乏しい予算の中でございますが、ひとつ前向きで市民のサービス向上のために取り組んでいきたい。このように考えております。

2点目の環境改善整備事業につきましては、御案内のとおり、非常に道路、住宅を中心として仕事のおくれがございます。これを何とかして取り返し、環境改善の実を上げてまいらなければならぬという現状の中で、来年度も対処させていただいてる次第でございます。

こうした中で、予算の裏づけとしてできる限り財源の確保を図ってまいりたい。この点についても、国、府の補助金獲得を初め、起債の確保が大きなかなめでございます。今後とも、財源の裏づけを確保する中で、おくれいております環境改善の道路、住宅を中心とする整備について全力を挙げてまいりたい、このように存じております。

なお、3点目の幼児教育の問題でございますが、非常に新旧の保育所で格差がございます。これらについても、何とかひとつ今後とも乏しい予算の中でございますけれども、いろいろと精査検討を重ねてまいりたい、このように存じております。

なお、細部につきましては、幼稚園、幼児の保育料については心苦しゅうございますが、御負担をお願いしたいという案件を出ささせていただいておるわけでございます。非常に財政苦の中、こうした保育所につきましては、国の基準に近づけるように措置する中で対処していきたいと存じております。非常に持ち出しが多い中、何とかこれだけの御負担をお願いしたいという切なる気持で提案をさせていただきました。御指摘ごもっともでございます。心苦しく存じておるわけでございますが、御理解を深めていただき、御論議をいただきたい、このように存じます。

以上、3点につきましてはの断的な御指摘、深く肝に銘じながら今後、和泉市の行政再建に向かっががんばってまいりたい決意でございます。皆様に対しましてもいろいろ御相談させていただきたいと思っておりますので、格別のお力添えをいただきますようお願い申し上げます、3点の御指摘に対する考え方の一端を申し上げます。よろしくようお願い申し上げます。

- 12番(藤原要馬君) 時間的なこともあって内容は省略させていただきましたが、予算委員会でもやっていただきますが、ちょっとお尋ねしておきます。

52年度は13億円になんなんとする赤字になってくると思います。それで、この歳入の雑収入の中の開発事業収入6億2,000万円とありますが、開発に伴う収入というのはどこから入るんですか。51年度にも6億2,000万円組んでおりました。しかし、その当てはあったわけでしょう。というのは、光明台開発に伴って公団から金をもらえるだろうという憶測に基づいてやられた。

ところが、その金が取れなかったので、翌年度6億9,000万円というのは赤字で専決処分したと思うんです。それを合わせると、52年度は13億になんなんとする赤字、52年度の開発事業収入として5億2,000万円組んでおられますが、ことしは光明台の締結ができましたので、公団からいただけると思います。

しかし、53年度は、どこから6億2,000万円という大きな金が取れるのか、もらえるのか、私らは見通しはつきませんが、市長さんは予算を組んだ限り、その見通しはついておるんだろうと思います。この見通しがつかず、その金が入らなかった場合、すでに13億の赤字と6億円余、

20億余は赤字になってくるんじゃないか。そうなれば、必然的に赤字再建団体の限度額14億余に触れるんじゃないか。

もう一つ、市長は議会とも血みどろになってもっとやらないかと思うのですが、あなたは1日見ておってもやっておらない。それでは困ると思います。そこらについて、市長はどのような私案を持ってこの予算を編成したのか、疑わしいと思います。6億2,000万円はどこからくるんですか。

○ 市長（池田忠雄君） 非常に端的な御質問で恐縮でございます。何とかして雑収入の中の6億2,000万円は、開発事業収入として計上しているところでございます。御指摘のとおり、非常にしんどい点がございまして。何とかして、今後の公的機関による開発に伴う事業収入として、全力を挙げて対処させていただきたいと存ずるわけでございます。卒直な話、見込みとしてはしんどい予算でございます。よろしく……。

○ 12番（藤原要馬君） 見通しはないでしょう。ないのは当然です。収支を合わすために上げてあると思いますが、そういうことになれば、市長ももう2年になる。地場産業は繊維を初めだめ、それにかわるべき税収入はどうすればええのかという計画性があるんですか、あったらお教え願いたい。

それにかわるべき財源獲得はやらなければならないでしょう。和泉市は土地が広いから、開発については、どういう方向のものにしていくかということです。幾ら開発要綱をついたかてくそにもならない。公共的にやるなれば負担金も入るが、民間はやみからやみでやってる。収入の道の一つも講じていないということです。だから、一番取りやすい保育料、幼稚園料を値上げしてどんどん取る。大津の倍額以上値上げしているということです。

それでは、市長、われわれは困るわけです。市民に過重な負担をかけないようにするにはどうしたらええんだというビジョン的なことも何もありません。こういう計画でもって税収を確保していくんだというね。何もやってないでしょう。ただ、議会に議案を出したら、うちの議会は全部通してくれるんやという、それでは困ります。

私は、何も市長が憎くて言うてない。われわれは市民の利益代表者ですから、市民に損失を与えることになったら黙っておれないということです。われわれは市民から負託された議員ですから、その点は十分お考え願って議案を提案してもらわんと困る。予算委員会でもっていただけるといいますので、くどくど申し上げませんが、今後、早急に計画性を持って議会に示すべきだと思います。

環境改善事業については、市長、いままで一体何ができてるんですか。公共事業的なものもできてますが、肝心の環境ということについての地区内の整備ができてるんですか。ぐるりだけり

っぱなものを建てたって、中が汚くては困るわけです。そういうことを1つもあなたは考えてやっておらない。2年もたったら、何か形が変わったものを出さなければいけないと思いますが、何も出てません。池辺市長から引き継いだものをそのままやってるにすぎない。それでは、われわれは困ります。これも余りくどくど申し上げません。過日の同和対策特別委員会に出しましたが、あれが本当に実施できるかどうか。はっきりしたものを出示してもらおう。きょうは、私は再度質問しませんから、次は、必ず議会にそういうものを出示していただきたい。市民が信頼できるようなものを出示していただくようお願いして、私の質問は終わります。

○

○ 議長（柳瀬美樹君） お諮りいたします。

本日はこれにて一般質問並びに総括質問を終わり、散会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

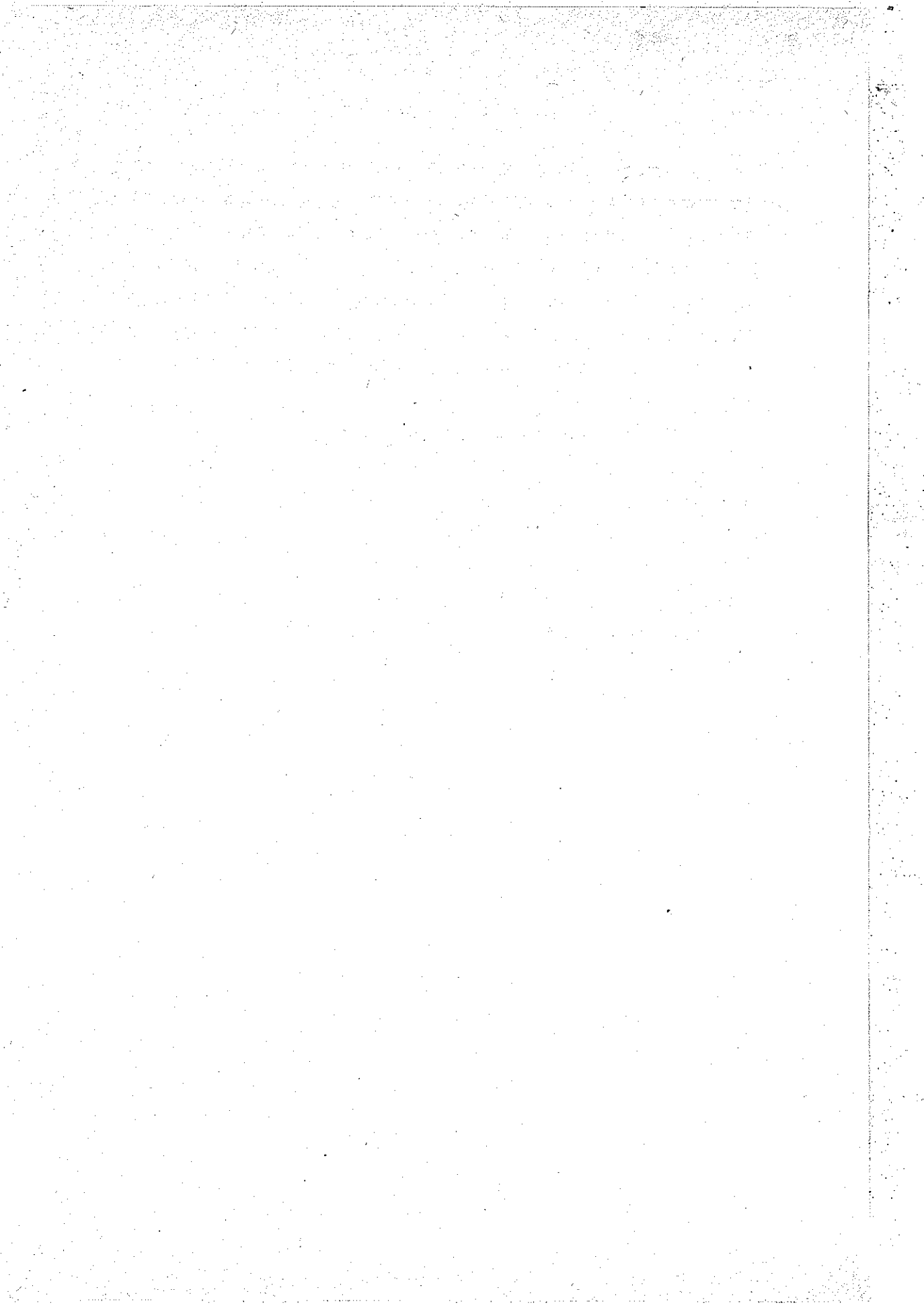
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、本日はこれにて散会いたします。

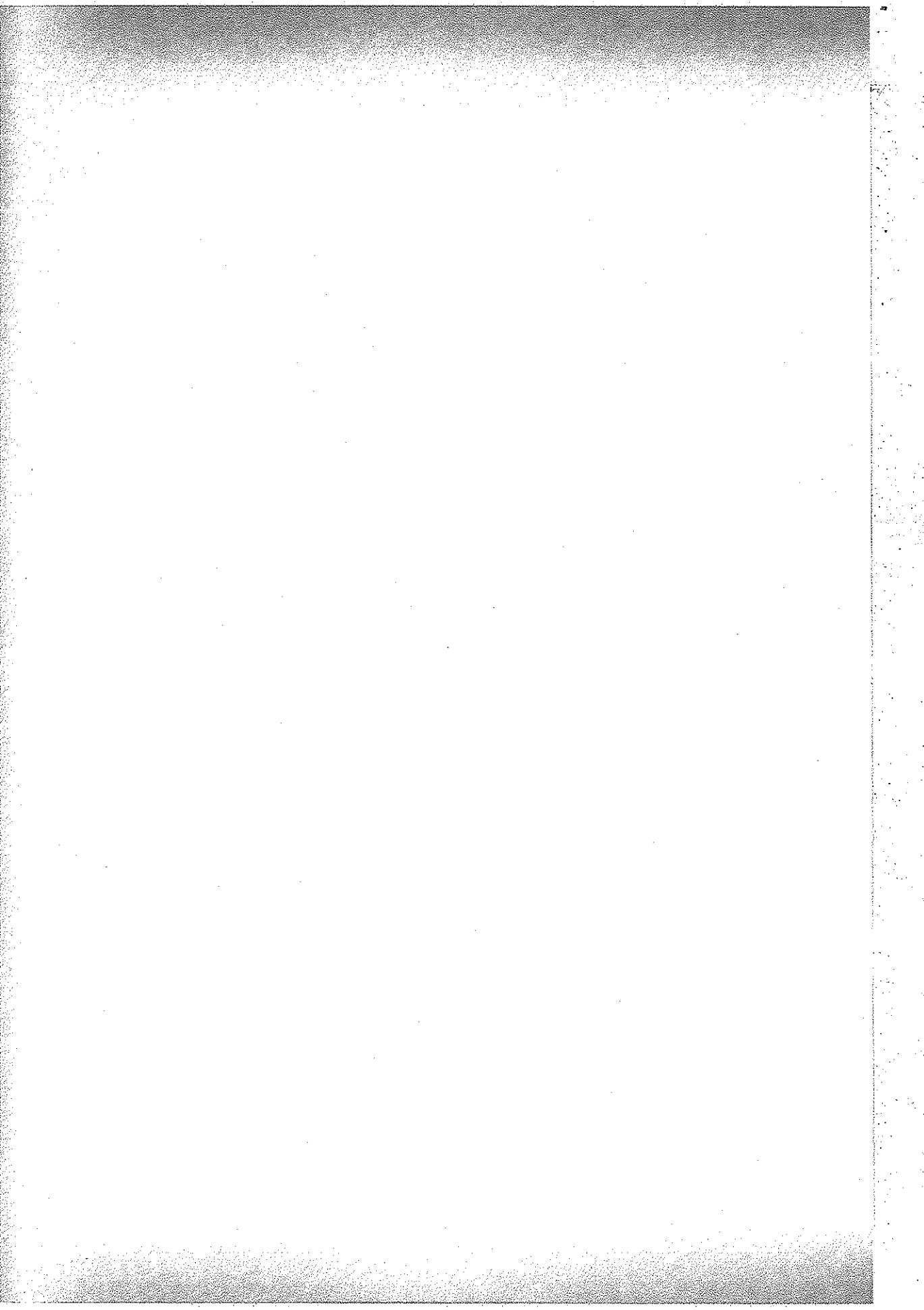
なお、明日も会議を続行いたしますので、定例御出席くださいますようお願い申し上げます。長時間まことにありがとうございました。

（午後4時16分散会）

○



第 3 日



昭和53年3月14日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

(出席議員 25名)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1. 寺田 茂君 | 16. 木下 甲子三君 |
| 2. 天堀 博君 | 18. 池辺 秀夫君 |
| 3. 橋本 佳行君 | 19. 貝淵 博治君 |
| 5. 仁井 明君 | 20. 田中 包治君 |
| 6. 大谷 昌幸君 | 21. 直村 静二君 |
| 7. 金沢 勝君 | 22. 勝部 津喜枝君 |
| 8. 成田 秀益君 | 23. 三井 正光君 |
| 9. 松下 定君 | 25. 竹内 修一君 |
| 10. 山口 義一君 | 26. 柳瀬 美樹君 |
| 11. 上代 卯之松君 | 27. 竹下 義章君 |
| 12. 藤原 要馬君 | 28. 坂上 國治君 |
| 13. 赤阪 和見君 | 29. 藤原 利一君 |
| 15. 横田 憲治郎君 | |

(欠席議員 1名)

17. 富山 敏治君



地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	池田 忠雄	秘書広報課長	竹田 明郎
助 役	坂口 禮之助	財 務 部 長	宇 沢 清
収 入 役	中塚 白	同 次 長 兼財政課長事務取扱	麻 生 和 義
市 長 公 室 長	西川 喜久	同 和 対 策 部 長	佐 原 行 雄
同 次 長 兼 企 面 室 長	杉 本 弘 文	同 次 長	生 田 稔

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 民 部 長	内 田 繁	水 道 部 次 長	福 本 喬 久
同 次 長 兼 福 祉 事 務 所 長	青 木 孝 之	消 防 長	和 田 増 義
産 業 衛 生 部 長	山 本 俊 兼	消 防 次 長 兼 消 防 署 長	湯 川 行 雄
同 次 長	富 田 宏 之	教 育 委 員 長	堀 内 由 延
建 設 部 次 長	森 保	教 育 長	葛 城 宗 一
改 良 事 業 部 長	林 徳 次	教 育 次 長 兼 管 理 部 長	広 岡 史 郎
同 次 長	逢 野 一 郎	教 育 次 長 兼 指 導 部 長	乾 武 俊
解 放 総 合 セ ン タ ー 所 長 兼 総 務 課 長 事 務 取 扱	萩 本 啓 介	管 理 部 次 長	松 村 吉 堯
用 地 担 当 参 事、土 地 開 発 公 社 事 務 局 次 長	岩 井 益 一	指 導 部 次 長	橘 本 昭 夫
用 地 担 当 参 事、土 地 開 発 公 社 事 務 局 次 長	中 西 淳 富	選 挙 管 理 委 員 長	味 谷 日 吉
病 院 長	竹 林 淳	選 挙 管 理 委 員 会 長	岸 田 秀 仁
病 院 事 務 局 長	平 野 誠 蔵	監 査 委 員	西 口 喜 一 郎
同 次 長 兼 管 理 課 長	藤 原 光 夫	監 査 事 務 局 長 兼 公 平 委 員 会 事 務 局 長	向 井 洋
水 道 部 長	田 中 稔	農 業 委 員 会 事 務 局 長	信 田 種 行

※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は 次のとおりである。

事 務 局 長 吉 岡 昭 男

次	長	吉	田	種	義
議	長	西	垣	宏	高
議	係	佐	土	谷	茂
議	係	山	本	雅	俊

○

(午前 10時 26分開議)

○ 議長(柳瀬美樹君) おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆様には何かとお忙しい中、連日、多数御出席賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

○ 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

えだいま御出席されております議員さんは、16名でございます。欠席届け出の議員さんはいません。藤原利一議員さんから遅刻の届け出が出ております。その他の方につきましては、間もなくお見えになるものと思われまます。現在、16名でございます。

○ 議長(柳瀬美樹君) ただいまの報告どおり、出席議員16名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○ 議長(柳瀬美樹君) きのように引き続き一般質問並びに総括質問を行います。それでは21番、直村君。

○ 21番(直村静二君) 一般総括質問を行いたいと思います。

まず、同和対策特別措置法と和泉市の同和行政という点では、イ、ロ、ハとございますが、最初に、同和対策特別措置法は、53年度末で時限立法の期限が切れるということで延長問題が出ておりますけれども、私どもは、過去の同和事業の実績などを見ながら、無原則的な延長では問題があるという立場をとっております。池田市長は、同和行政は国民的課題だ、また本市では、同和事業についても最重点施策だと述べており、さらに、行政の主体性を持って臨んでいこうと述べておりますので、その点から最初に1、2点、お尋ねしたいと思います。

現在、解放センターの大ホールは、正式に何という名称になっておるのか、その点をお尋ねいたします。

第2点は、昨年議会で私が指摘いたしました、解放センターという名称で狭山裁判のことを書いてある小冊子が発行されました。この解放センターそのものは公共施設であり、あわせて市の機構の1部であると解釈しておりますが、これが裁判闘争ということで、公式な地方

自治の一機関がそういう裁判闘争をやるという決意に受け取られてしまうと、それは行政の中立性に違反するのではないか、その点を指摘いたしました。その後、それについての措置は具体的にどのようにされておるのか、これはひとつ最初にお答え願いたいと思います。

次に、本論であります。同和関連財政の中で、和泉市が昭和46年度から実際的に同和事業を始めた中で、52年度事業を含めて約330億円の同和事業をやってきました。そして、この330億円の同和事業の中で、起債が約108億から110億円になろうとしております。これが和泉市の財政を圧迫している大きな要因であることは明白であります。ですから池田市長が全国市長会の同和部会長という役を受けてはるという点からいって、このままでやった同和事業の起債約108億円を全部たな上げしてくれるんか、それとも半額にしてくれるんか、そういうめどがあってやろうとするのか、具体的なそういう措置が期待できるのかどうかこの点をひとつお答え願いたい。

第2点は、これからの同和事業。昭和53年度から57年度まで、これも去る委員会の報告では、440億円の同和事業をやるんだと公表されました。その中で市の負担は32%、数字に直すと140億円となります。現在の180億円の起債に加えて、これからの事業で140億円も加わりますと、何と250億にも市の借金、同和起債が達するわけです。

こういうことから推定しますと、市長は施政方針で健全な均衡財政、行財政の健全化、財政構造の改善も図るなどと言ってますが、果たしてそれができるんかどうか。この点の明快な手段方法をお答え願いたい。私は、これについては再検討すべきだと思っておりますが、さしあたり、お答えの方を先にしてください。

それから、53年度の予算を見ましても、同和関連予算の中で解放同盟支部助成金2700万円が依然として組まれております。これも昨年などに再々、指摘しましたが、これは偏向行政のあらわれであります。第1に労働運動、裁判闘争、政治闘争を行う団体、これは支部大会議案書などにも明確になっておりますが、こういうところに2700万円もの多額な市費を出すことは偏向行政である。

また實際上、解放同盟は解放会館の中に支部事務所を置き、そして、解放同盟推薦の職員がそこにおる。これは市長が、明るい公正な同和行政とは言いがたい。事実上、解同会館になっているのではありませんか。このような団体にこういう費目で支出する内容にも問題があれば、地方自治法にももとるのではないかという点で、これは打ち切るべきである、大幅に見直すべきである。このたびの市長の言う事務経費の見直しという点では、真っ先にこれが上がってしかるべきではないか、私はそう思いますが、ぜひとも出さなければいかんという法的根拠、あわせて地方自治体の中立性の原則を明快にしなごらお答え願いたいと思います。

次は、市民合意の第3者機関であります、これはいつ発足するのか。また、それにはどういう団体が入ってくるのか、この点もぜひあわせてお答えを願いたい。

また、個人給付についても、教育、税、その他の個人給付の減免についても、給付の窓口一本化をこの際、改めるべきではないか。具体的には、市民から申請があった場合どういうふうに措置してるか、その点もあわせてお答え願いたい。

次は、同和向け公営住宅が今度新しく予算化されたので聞いておきたいのですが、戸数は幾らか。そして、この同和向け公営住宅の財源内訳、あわせてこの同和向け公営住宅が建った場合、どうい入居基準をつくるのか。はっきり言って、入居問題は他市でも問題があった。つまり住民が等しく権利があるという点からいって、公平な募集、そして、住宅困難度に合わせての公正な入居ということをきちんとされてやるんかという点をお尋ねいたします。

次は、2点目の市財政の危機打開。今日、等しく議員各位を含めて市財政の危機が唱えられておりますが、理事者もまたそれをトップに書いておるわけです。端的にお聞きしますが、52年度の赤字見込み額はいかほどになるのか。

さらに、来年度の幼稚園料、保育料の値上げによる純増は幾らになるのか。

3点目は、同和関連の件費は総額で幾らか。人数は何人か。

4番目、隣保館、解放センターの運営費等この見直しはどの程度行うのか。前年度対比として見直し分の数字をお答え願いたい。

さらに、同和関係以外の節減経費、事務費等この見直しはどうか。具体的な科目と金額をお答え願いたい。

次に3番目、市民生活防衛のための福祉行政、これは老人見舞い金などについて、高石、泉大津に比べてどうか。私は資料を持っておりますが、ここでお願いしたいのは、老人関係、児童、身障関係については、昨年度より見直してふやしたというようなことが施政方針に出ておりますので、他市並みに格差縮小にどのぐらいやったか、具体的な事例を挙げて報告してもらいたいと思います。

4点目の公社運営につきましては、これは議会で昨年、私も含めて9名の議員が100条調査ということを提案いたしました。そのときは、ある段階では過半数になる賛同者もございましたが、事情によって、議会では成立しなかったわけです。問題は、それが成立しなかったからといって、今日いま、和泉市の公社が健全になっておるかどうか、決して私はそう思いません。また、反省してるかどうかもう一向にわかりません。

したがって、今議会で提案されてます予算関係では、明確に本会議で質問いたしますが、きょう、ただいまは一般質問質問でございますので、この公社運営の赤字の発生についての

責任は、公社の理事長ほか各理事が、その段階でどういう責任をとるのか。市民的に明らかにこの責任のとり方について明快にお答え願いたい。これが第1点。

第2点は、それとあわせて、どの物件が当初計画から変更になって売らなければいけないか。その分の中での損失というものについては、今度提案されてる物件は7件と聞いておりますが、これは過日もなかなか物件の名称は言えないということですが、本会議ですので、百条調査でも出ましたのでぜひともここで責任を果たす立場から明快にお答え願いたい。

次に開発行政。これについては、現在の大規模開発の状況、今後、どの程度の開発希望の規模があるのか、端的にお答え願いたい。

さらに、この大規模開発が地方自治体に対してどういう大きな負担をしてくるのか。いままでの市政のあり方を見ますと、大規模開発がくれば、それに乗っかって開発収入金で和泉市の赤字財政を穴埋めする、こういう手法であります。これは変則で、本来、大規模開発がくれば、自治体は当然負担がふえる、行政需要も高まる。端的に言えば、山手の方に団地ができると、市のサービス出張所の機構もつくらないかんとするが、そういうことを考えているのか。単に開発ブームに乗って市の赤字の穴埋め、ということでは、住民サイドの行政ではないと言わざるを得ません。その点 公共下水、その他関連の自治体負担についてどうお考えなのか、明快にお答え願いたい。

なお、ミニ開発につきましては、現在、まだ要綱作成中でございますので、わが党議員団が委員会でも提言し、意見も申し上げておりますので、あえてここで追及し、答弁を求める気持はありませんが基本的には、良的な環境の確保、下水排水を中心とした市民の暮らしよい町づくりの姿があるべきではないか。お金を取るという目的だけに走るミニ開発規制はだめだということで、基本的なことだけお答え願いたいと思います。

以上、端的に質問申し上げましたが、明快なお答えを願いたいと思います。あわせて議長さんにお許しを得て、この再質問させていただく中で、あらかじめ時間延長もお願いしたいと思っております。議会運営委員会においても、総括質問なのでもっと大幅に思っておりましたが、大体1時間、延びても1時間半ということですので、私はその方向でがんばりたいと思っております。

- 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁
- 市長（池田忠雄君） 直村議員さんの御質問にお答え申し上げたいと存じます。

前段の解放センターの大ホールの正式名称は何と言うかというお尋ねでございますが、市民文化ホールと相なっております。

それから狭山裁判云々のことにつきましては、担当の方からお答えさせていただきたいと

思います。

いつも御論議をいただく同和関連行政の中の財政的な問題でございます。御指摘のとおり、措置法なり同対審答申の精神、国民的課題からいたしましたら、本市の最重点施策としていままで取り組んでまいりました。しかし、道路、住宅を中心として非常におくれがございます。これらについては、やはり同対審答申あるいは特別措置法の精神からして、部落差別をなくしていくためには今後、やらなければならないことがたくさんございます。

この中で、措置法が来年3月末で切れるわけで、これは本市のみならず、全国的に対象地区を抱えている自治体として共通の悩みでございます。こういう意味合いからいたしまして、何とかしてこれの強化延長が大きな政治日程に当然上ってまいります。本市としても、強化延長の御決議もいただいております。私も国に対しまして当然、いままでも起債等については、10条規定の拡大をお願いし、交付税に算定を願いたいということを強く迫っているわけでございます。今後の課題といたしましても、これら道路、住宅等のおくれを取り返すために事業をやっていかなければならない。この中で御指摘のとおり、起債等を初め、いろいろと本市の財政についての問題点がございます。こうした意味合いでも何とか国の責任をもっと明確にし、超過負担のない形で延長願いたいということで、いま、国に対しまして、各自治体ともどもに迫っておるわけでございます。国会論議の中でも、措置法の延長問題はいま、クローズアップされております。政府としても、こうした点について配慮されている現状でございます。近いうちに、1つの政府としての強化延長についての考え方が出てまいりやに承っております。本市のみならず、全国の自治体においても大きな課題でございます。今後も、なお鋭く迫ってまいりたいと存じておりますので、議員皆様方の一層の御支援、御協力のほどをひとえにお願い申し上げたいと思います。

それから、2点目の公正な第三者機関についてのお尋ねは、おくれしております市同促の点でございます。この点については、非常におくれしておりますことを深くおわび申し上げたいと存じます。46年に条例制定以来、今日まで未設置でございます。何遍も御質問をいただいておりますが、昨年3月、市同促の準備委員会を設置していただき、鋭意発足に向けて取り組みをしていただいているわけでございます。あと一息で準備委員会としての作業を終わっていただく段階に差ししかっております。こうした意味合いから、何とかして今月中には市同促の発足に向けて準備委員会の皆さんの御答申をいただく中で設置をさせていただきたい、このように存じております。あと一息でございますので、よろしく御理解いただきますようお願い申し上げます。

○ 21番(直村静二君) 市長の答弁では、解放センターの大ホールは、正式には和泉市立

市民文化ホール。この間、教育委員会推薦のハンコを押して張ってあるポスター、何か子供の芝居ですか、「劇団クラルテ・ゴンペーさんの赤ちゃん」「3月19日(日)解放総合センターホール」とあるので、どこにあるのか、国府第2保育園の子供が見に行くとかで、おかしいやないかと思ったんです。市の議会で通過した正式な名称は要りまへんのか。担当の方は、ああいうのを見たらピンときまへんか。議員としては、ほんまにつまらん質問ですがね。実際にそんなもんが張ってあるのに目が通ってないですね。

- 解放総合センター所長(萩本啓介君) 通常、大ホールを使用される場合には、利用者、主催者の方でポスター等をつくられますが、われわれの指導といたしましては、条例に規定されてる名称を正式に使っていただくよう、日常的には指導してるつもりでございます。
- 21番(直村静二君) 言うても聞かなんだんですか。日常的に指導してると言うが、いまから電話かけて確認したらわかりますよ。あんたは現物を見てないでしょうから、ここにも行政の主体性のなさが、小さいことですが出ている。私は間違ってると言う。あんたは日常的に指導してるから間違いないと言うんなら、はっきりと確認してください。後でまた聞きます。

狭山事件の小冊子について質問しましたが、行政機関、地方自治体の中立性にもとるんではないかということで、その点、市長として注意されたのかどうか。私は、ああいうものについては、運動団体がやるのはいいだろう。しかし、地方自治体の執行機関がやっては困るということです。市から金払ってるんでしょう、市民の税金で解放センターを運営してるんでしょう。

- 解放総合センター所長(萩本啓介君) 狭山の小冊子につきまして御説明申し上げます。この事件につきましては、議会でも公正審理の御決議をいただいておりますし、内容的には、部落差別の生きた教材と解釈しております。ところが実際には、市民の方々には余り御存知ない人が多い。こういう意味で、われわれは啓蒙の一環として、より広く事件の周知というか、そういうものを知っていただくということで、闘争とかいうことではございません。いろいろ御指摘いただいておりますけれども、内容的には、そういうふうな形でつくらせていただいたということでございます。
- 21番(直村静二君) 市長、ああいう答弁が出てくる。あれがいわゆる行政と運動との癒着、あめやもちやわからん。市が言うてんかとなる。それなら、裁判闘争をせないかとなる。広報の場合は、こういうことがありますということです。解放センターが裁判闘争、市挙げてやるんかとなるから、それはいかんということです。市長は、前にも明快な答弁をしなかったのであえて聞いたが、強く指摘しておきます。

それから、いまの市長のお答えを聞いておって、私はちょっと臍に落ちない。私は2つ言ってる。1つは、108億円については、大きな市財政の圧迫になっておりますよ。この分を強化延長というとき、全部たな上げしてくれるんか、あるいは当面半分にしてくれるんか、そこまでの詰めをやるんかどうかです。

第2点は、これからまだ57年度まで440億の事業、32%、140億円は市負担、起債だと言ってるが、われわれ議員としてはどうもでけへんぜと。

市長、10条といっても、和泉市が同和事業をやってから救ってもらったのは、正直言って1億円ないんじゃないですか、10分の8や言うてね。明快な答えを願いたい。

108億でさえ目むいている。公債費を含めて1日600万円払う。その分をたな上げしてもらおうとか、半分にしてもらわんことには財政の均衡はできない。さらに、その上に440億円のうち32%の市費負担の計画は、当然、再検討してもらわないかんということです。市長はまじめに答えてるつもりだろうが、私の質問の端的なお答えになってないんじゃないか。10条とか言うが、1億もないんじゃないか。それ以外の抜本的なことを考えてるのかどうか、決意を披瀝してもらいたいと思います。

- 市長（池田忠雄君） 先ほどもお答え申し上げましたが、確かに大きな課題でございまして、私といたしましても、いままでに落としました数年間の起債問題につきましては、何とか国で救済措置をとっていただきたいと強く迫っているわけでございます。

問題点は、やはり措置法の10条がございまして、いまは、その救済が自治大臣の認定したものだけにしぼられておりますので、10条による交付税の算定額はわずかでございます。この10条規定の拡大を何とか願って、そして、交付税に大幅な算定をしていただきたいということで現在、国に迫っているわけでございます。しかし、これは国の制度の改変の問題もございまして、非常にむずかしいわけでございますが、本市の実態からいたしましても、強く迫っております。

また、これは本市のみならず、同和対象地域を抱えている200数拾市の共通課題でございまして、それら自治体の方々とともに、いま、国に対しまして、いままでのつけをどうしてくれるんだというお願いの仕方、それから、同和事業は本市のみならず、各市にもございまして、単なる延長では困る、何とか超過負担を少なくするため、国の責任をもっと明確にする形の中で、積み残しの事業量を消化して環境改善を進めていくためにも、措置法の延長とあわせて強化を進めて迫っているわけでございます。

これは大きな課題でございまして、また、相手のある国のことでございまして、いま、ここでどうだ、こうだということについての明確な御答弁はできませんが、鋭意今後とも努

力してまいりたい。また、卒直な話、本市の重大な課題でございますので、議会の皆様方の御支援、御鞭撻をいただく中で、この問題について国に迫ってまいりたいと存じております。よろしくお願ひ申し上げます。

- 21番(直村静二君) そういう答えですので、私はあえてこれ以上追及しても同じ答えだろうと思っておりますので、こう言うておきましょう。このような膨大な計画をこれからやっていく、440億円もね。そして、32%、140億の市負担を出すことの無神経さ、前のつけがどうもなっていないのにこれを出す。そういう旗を掲げてちょっとでも金を取って来る。下からはどんどん責められる。私は、以前の藤木市長のときも言ったが、解放同盟との約束で2566戸の住宅を約束して今日1600になってますね。大きいやつは上げてしもうたから、これが錦の御旗になって責められますよ。

そこで私は、行政の主体性として、12万市民の財政から見てやりたいが、だめだ。国は出してない。実際の事業ももっと納得のできるものにしていこうという基準をもってやらんと、ただ金取りの計画ばかりで協力せよ、協力せよではいかんのではないかと思います。

私の言っていることがおかしいのではなく、各市ごとに同和の実態が違うでしょう、正直言っただけ。人口的な問題、そこの市長さんの政治姿勢によって変わる場合もあります。その点、あなたは全国市長会の部会長をやっ、うちは窓口一本の同和行政を掲げている、その市長でしょう。よそは、窓口一本をやめてるところもある。問題は、行政の主体性と財政ですな。

意見を言うときます。まず、市の財政負担を軽くすることが第1点ですね。これはわかるでしょう。

第2点、公正な同和行政という点は、逆差別をなくすことなんです。デラックスなものをつくって人件費を払い、市民から批判を受けている。仲よく共同で交流していけるようにすること。

この2本立てが地方自治体の同和行政の基本ではなからうかと思います。そういう点で意見を申し上げておきます。

次に、第3者の公正な機関につきましては、私はもっと期待しておったんですが、きょうの段階でまだ、ということになりますと、あなたが市長に就任されてからもう大分なりますね。あなたが公約された市財政の危機打開、福祉優先、明るく公正な同和行政、これらを期待した市民が多かったと思う。これはどこに問題があるのか知りませんが、毎回毎回、おわびしますということでは、市長の政治姿勢が問われます。もうしばらく待ってくれということですが、まだきょう、発表の段階ではないんですか。

○ 市長（池田忠雄君） 先ほど御答弁させていただきましたが、おくれて申しわけないということですが、あわせて準備委員会で鋭意取り組みを強化していただいております。何とか今月中に発足させていただけるようめどもついてまいったということを御答弁させていただいております。あと一息ということで、いましばらく御猶予をいただきたいと思っております。

○ 21番（直村静二君） 一応、3月中ということで、私がお聞きしましたが、どういう団体が参加するんかということです。

○ 同和対策部長（佐原行雄君） お答えいたします。

事務局の関係もございまして、現在の市の事務局としての構成の基本的な考え方につきまして、御提案申し上げてる構想を申し上げたいと思います。

議会代表、市内各種団体代表、学識経験者代表、地元代表、行政代表という5つのパターンを引いて、この構想を提案申し上げてるわけでございます。議会代表は一応4名、市内各種団体代表7名、学識経験者代表4名、地元代表11名、行政代表4名の30名をもって御提案申し上げております。

○ 21番（直村静二君） 議会代表4名、地元代表11名、それに各種団体の中で、いわゆる解放運動をやってる自主団体も入れてもらいたいということを申し上げて、終わっておきます。

支部助成金などのお答えを願えますか。

○ 同和対策部長（佐原行雄君） それでは、団体助成金の関係と、個人給付の関係につきましてお答え申し上げます。

まず、団体助成金の関係でございますが、これは従来、本会議、予算委員会等で御答弁申し上げてることの繰り返しになるかもしれませんが、一応、同和行政の推進は、何をにおいても同和地区住民の理解と協力が必要だということを申し上げてきたわけでございます。地区住民の意向と主体性を特に尊重しなければならない。そのためにも、解放運動団体の協力、連携を強めまして、市行政と地区とのつながりを円滑化しなければならないわけでございます。その活動に対する助成のため、財政措置を行ってきたところでございます。

その法的根拠ですが、地方自治法第232条の2「普通地方公共団体は、その公益上の必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」という根拠に基づきまして支出をしております。

なお、事務手続といたしましては、「和泉市費単独補助金交付事務取扱規定」に基づきまして補助しております。

個人給付の関係でございますが、これは一応、われわれは統一見解というものをもちろん持っておりまして、それをひとつ申し上げますので、御理解いただきたいと思います。

従来から和泉市におきましては、同和対策として諸施策、いわゆる生活環境、教育人権、産業労働等の諸施策を行ってまいりました。これは個々に申し上げますと、対象地区住民の経済力の培養とか、住民の生活の安定等を図るために、実施していることが基本でございます。

そのために市が具体的に諸施策を遂行するわけでございますが、現在、府同促の協力を得まして説明会、学習会を行っております。府同促の場合、たまたま本市の市長が府同促副会長で、私も協議員になっており、さらに、地元代表3名をもって合計5名が現在、和泉市、本市における府同促の協議員あるいは役員になっております。この府同促の協力を得て説明会を行い、この説明会にみずから対象地区住民であることを自覚され、説明会を受けられた方々に対して、自主解放のかて市が執行するものでございます。この場合、市はその説明会の場所を設定いたしまして、府同促の評議員の中から地元の事情に明るい人を講師に招いて説明会を開き、そして、府同促の過去25年の歴史的経過をもって、この事業執行のための推進になっておる府同促の経由を得るものとする。これが現在、和泉市がとってる方策でございます。

なお、説明会の中身につきましては、当然、府同促の意義、目的あるいは根幹となる同和対策事業の目的、内容、これは一番大事なことでございますので自助努力に役立ってほしい。そして、部落の完全解放に役立ってほしいという意味合いで、ただ単なる一般施策ではないんですよ、という意味合いのことを説明申し上げております。そして、対象地区住民であるかという確認も含めまして、この説明会が最終、府同促の協議を経て実施しているわけでございます。

- 21番（直村静二君） さらば端的にお聞きいたしますが、いままでより内容がちょっと明らかになった説明をしておりますが、解放同盟の以外に支給したことはあるんですか。
- 同和対策部長（佐原行雄君） 解放同盟に所属してるということではなく、まず、前段は対象地区住民である。そして、言葉に語弊がございますが、いわゆる目覚めた方々、そして、この制度を受けて自助努力あるいは自主解放することを要求するという形で改めて出てきた人々に対して、その対象地区住民の要求者に対して、この施策を行っていくということでございます。解放同盟とか運動団体云々は、施策の実施段階におきましては、直接の関係はないわけでございます。
- 21番（直村静二君） そういうことで措置したことがあるかということですか。

○ 同和対策部長（佐原行雄君） 措置はいたしております。

○ 21番（直村静二君） 解放同盟の2,700万。私は初めて言うてるんやないが、この前も指摘したが、当然、泉州労連との共闘、松原など他市へも行き、それから選挙闘争、春闘などもやってます。そういうものを私は除けと言ってる。あなたは地方自治法282条の2、私は138条の2の厳正な立場でやってるかということ、当然、法令に基づいて問題があれば外さないかん。2,700万円の内訳も見直していかないかん。市長、選挙闘争とか春闘学習会とか、いろいろありますわな。これあんた、私は、あんたの施政方針では、当然、これも見直してやると思った。私は、全部削除せよと初めから言ってる。そうせんと、新しい第三機関ができれば、恐らく解放センターに入るでしょう。そして、実際の給付等についての権限を持って指示するでしょう。そういう運動団体ですから、何も行政の執行機関がメンバーにならなくてもええ。運動団体が本当に同和事業に対してのアドバイスじゃなく、全般的な政治闘争、選挙闘争、労働運動が入ってるじゃないですか。そういうものは見直してしかるべきだと言ってる。この点のお答えが不的確なんです。

○ 同和対策部長（佐原行雄君） 改めてお答え申し上げます。

当然、御指摘の関係につきましては、従来から御説明申し上げましたけれども、支部団体助成につきましては、本来の目的に沿うものに対してのみ、補助しておるものでございます。運動団体みずからのいろいろな活動がございますが、それらはもちろん、市として制約はできません。その費用につきましては、当然、支部の中で支出されてるものと解釈しております。区分けははっきりすると、われわれは確認しております。

○ 21番（直村静二君） ああいう答弁やったらどないなる。結局、金は出すんだが、その団体が、どんな運動をしようと勝手だ。市から出す金は、当然、同和事業として市に必要なものに使ってくれてるやろう、それ以外の運動は勝手だ、よう言わんということでしょう。

支部助成金のほかに会費も値上げしてます。会費も取ってる団体でしょう。選挙では、日本社会党一党支持で走ってます。そこへ金渡して何をしようと関係がない。同和事業についてだけ金払ってますと。それやったらどうなるか。私は、同和の特権、逆差別をなくさないかんと言ってる。これを行政の主体性で見直しをようせんようではあかん。その点では、これは予算関係費目ですから、わが党の議員団も予算委員に入ってますから、もっと明確に追及していく立場から、意見でやめておきます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次の答弁。

○ 改良事業部長（林徳次君） お答え申し上げます。

住宅に関して3点ほど御質問がございましたが、まず、計画戸数ということでございま

すが、現在、48戸の建設計画を持っております。

次に第2点、その事業費の内訳の御質問でございますが、一応、計算書を持ってありますが、率で申し上げた方がわかりやすいと思います。4つの項目に分けて、まず、総事業費が8億4,400万円余、これに対する国府補助の見込み額は約25・9%、起債43・2%の見込み、大阪府の補助金27・8%、最後に市費負担3・1%という一応の試算をしております。

それから、3点目の入居基準をつくるのか。また、それは当然、困窮度等によるのではないかと、この御質問でございます。この点、いささか特定目的住宅ということで、従来も御説明申し上げた記憶はございますが、法令に細かく根拠規定が示されております。この際、簡単に申し上げ、御理解を得たいと思います。

まず、お説のとおり、公営住宅でございますので、あくまでも、住宅の困窮度ということが選考の基準、原則でございます。ところが、幾つかの特定目的住宅が法の中で定められております。その入居基準に関しても、その目的に沿うように、それぞれ特段の定めがございます。特に同和向け住宅に関しましては、公営住宅の補助要綱がございまして、この中で一部読み上げますと、「同和向け住宅の入居に際しては、不良住宅の居住者について、特定入居させるものとする。」という定めがございまして、本市の場合は、明らかに環境改善整備事業との関連で必要となって建設する公営住宅でございますので、この条項の規定に基づきまして、公正な入居基準をつくりたいと考えます。

以上、簡単にお答え申し上げます。

○ 21番(直村静二君) 私の意見では、いままでは地区改良法に基づくことですから、思想、信条に関係なく、対象地区の中の既存住宅で除却した場合など、ストレートで改良住宅へ入れると理解しています。公営住宅の場合、いわゆる公募せないかんというのが原則だと思うが、公募しないんですか。同和向け公営住宅は、対象地区住民に対して募集しないんですか。

○ 改良事業部長(林徳次君) ただいま簡単に申し上げましたので、さらに詳しく申し上げます。

根拠法令に基づき公正に、という御趣旨でございます。私も同感でございまして、法16条は、入居者の募集等については、原則は公募である。ただし、不良住宅の撤去とか公営住宅の建てかえ事業、その他政令に定める特別な理由がある場合、むしろ特定の者を入居させるという、特定入居の定めがございます。

それからこの16条では、一般公募あるいは本件のように特定向け目的住宅の場合でも、

対象者が建設戸数を上回る場合には、たとえば御指摘の抽薦とかの方法が基準の中で定められておるわけでございます。それとも必ずしも抽薦によらなければならないということではございません。選考により、その点、法の選考の基準が幾つかあるわけでございます。

本件は、先ほどの繰り返しになるかと思いますが、特に環境改善と並行してやられております同和向け公営住宅の建設事業でございまして、明らかに先ほど一部朗読いたしましたように、不良住宅の居住者について、法16条の規定により特定入居させるという項目に100%該当するものであると判断しております。この点につきましては、大阪府、建設省ともすでに計画を提出し、協議を整えているところでございます。

以上でございます。

- 21番（直村静二君） 一応、同和向け公営住宅については、その程度にしておきます。

ここで意見を言うときですが、市長、昭和53年度で旭、山手、幸三町の世帯数が1,351ですか、人口は3,580名。昭和45年には、世帯数が1,585、人口5,700人ですので、この間に世帯数で234、人口で2,120人の減です。通常、同和地区というのは、社会通念上ということで幸町以下3町、あと王子町も含まれるが、これは正直言って混住地区かと思います。その王子地区についても、45年から53年にかけて859世帯が907世帯になってます。

現在の同和関係の事業の基礎になってる三町で1,351世帯、ここで私がおかしいのは、市の発表してる建てる戸数が1,690戸のうちから522戸引くと1,100余、幸町以下三町で1,300余ですから、大半は改良住宅に入れる予定になってます。この点、数字上の疑義については委員会でやってもらいますが、実態調査から上がってくる1つの概要だろうと思いますが、この数字でいくと、混住地域についてはどういう判断をしているか。同和向け公営住宅でも、地区改良法の住宅でも何ら反対じゃないが、負担とか逆差別があったらいかんで言うてます。大半が鉄筋アパートに入ってしまう、持ち家もありますが、この際、本当に公正な立場から、地元住民を含めた中で第三機関をつくって市民に公表すべきではないか。大変不満足な答弁ですが、これは終わっておきます。

それで、先ほどの第2保育園の分は……。

- 解放総合センター所長（萩本啓介君） 先ほど御指摘の件ですが、「劇団クラルテ」が今度の日曜日にやる催しでございます。私の方で調べましたところ、クラルテの方で勝手に使っておりまして、私の方と十分協議してないということでございます。今後、こういうことのないように、私どもも指導を強めていきたいと考えます。
- 21番（直村静二君） 勝手にやっておったわけですね。指導してなかったということ

ですね。

- 解放総合センター所長（萩本啓介君） はい。
- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 財務部次長（麻生和義君） お答え申し上げます。

52年度の赤字額ということですが、現在、議会の御議決をいただいております予算は、185億9,446万4,000円となっております。それから、51年度から繰り越してまいりました事業予算が28億4,228万2,000円を加え、現計執行可能な予算は、現在、214億3,674万6,000円ということになってございます。さ

さらに、今議会で御提案申し上げております一般会計の補正予算8億1,622万1,000円の追加を加えますと、222億5,296万7,000円の予算になる見込みでございます。

この執行につきましては、歳出が、補正予算の中に繰越明許費として繰越措置を提案申し上げてるものを除き、216億3,780万1,000円になります。これに対する歳入の見込みは、現時点で概算203億8,729万6,000円と立ててございます。差し引き歳入不足12億5,050万5,000円という一般会計の赤字になる見込みでございます。

以上でございます。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 市民部長（内田繁君） 今回の保育園の保育料の値上げに伴う見込みといたしましては、まだ、措置の要綱も決定しておりませんのではっきりしませんが、見込みといたしましては、1,400万円程度と見ております。
- 教育次長（広岡史郎君） 幼稚園の保育料改定を願った場合の純増は、約1,000万円を見込んでおります。
- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 財務部次長（麻生和義君） 全体の削減の点でございますが、私からお答え申し上げます。

まず、人件費でございますが、本年3月31日をもって退職予定の方々並びに52年度中に退職された方の見込みが31名でございます。この方たちの年間計上給与費は、約1億4,850万円でございます。それらが人件費の節減ということで、53年度以降削減可能でございます。

それから、組合との協議を必要とするわけですが、いわゆる昇給の延伸問題、市長から組合に申し入れをいたしてございます。今後、協議を重ねてまいるというところでございます。その中に諸手当も含んでございますが、計画どおり実行いたしましたら約2,200万円。それから、物件費でございますが、まず、旅費では、52年度で条例措置を御議決いただきま

したいいわゆる旅費条例の改正で、国鉄のグリーン料金の廃止がございまして、53年度も引き続きグリーン料金の廃止の見込みで予算計上しております。さらに、グリーンのみならず、出張回数を精査検討し、52年度よりもさらに108万6000円の削減を行っております。前年度のグリーン料金廃止による542万3000円を加えると、650万9000円の削減、節減になってございます。

それから、需要費関係でございまして、いろいろ義務的な光熱水費、燃料費等についても、極力削減をお願いいたしましたが、これは一応、実績を踏まえて計上しております。約1000万円の削減でございまして。

- 21番(直村静二君) 同和関連の件費は。
- 財務部次長(麻生和義君) 私からお答え申し上げますが、一般会計で支弁いたします市職員の給与費中、同和関係施設、それから事務部門等を加え、52年度の見込みは314名、それを基礎として概算試算いたしますと、年間10億1655万5000円という関係当局の資料がまいっております。

それから、備品購入費でございまして、新規の備品購入は、極力削減ということで協力をお願いしてはいるわけですが、原則として、買いかえ等にとどめたわけでございまして、平年ベースと比較いたしますと、371万円の削減。

委託料の関係につきましては……。

- 21番(直村静二君) それはよろしい。隣保館と解放センター関係の見直しは何か聞いてる。細かい点は予算委員会でやってもらいます。
- 解放総合センター所長(萩本啓介君) 隣保館にしても、解放センターにしても、非常に流動的な状況でございまして、金額的な見直しの表示は困難でございまして、市全体の予算編成方針ののっとりまして、物件費の据え置きだとか、そういう意味で、全般的に支出を押えてる、そういう形で予算措置をしております。
- 21番(直村静二君) 私が聞きたかったのは、解放同盟の支部助成金27.00万円、あれを削れば値上げせんでもええ、まだ300万円余ってくる。これをひとつ指摘しておきます。

それから、人件費については、私の計算では、支部推薦職員だけでも83名、青少年会館、診療所13人、共同浴場19人、合わせて32名、総計で110余名、12億ほどになります。こんなものは精査検討の対象になってない。

それから、隣保館、解放センターについても見直ししてない。

あと見直しするのは、一般会計で旅費やらね、片方では3年連続の値上げです。市長、あなたは施政方針で力を入れたように書いてますが、肝心かなめのところをやっていないと思います。

ので、深く反省を求めておきます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次の答弁。

○ 市民部次長（青木孝之君） 市民生活向上のための福祉行政、各種給付についてお答え申し上げます。

御指摘いただきました福祉関係各種給付額の内容につきましては、いろいろと段階がございまして、個々に申し上げたのが本意でございますが、時間の関係もございまして、後日、資料をお渡し申し上げたく存じております。理解賜りたいと存じます。

阪南各市の給付額を私の方で調査しておりますが、いずれもかなりの格差がございまして、十分私ども、了知してるところでございます。何とか近隣都市並みに近づけたく努力すべく存じております。当面、身体障害者に対する給付額の若干の増額と、新しく3級まで支給しておりましたのを4級を追加させていただきたく、予算計上させていただいております。今後、御指摘いただいておりますように、老人並びに生活保護関係の各種給付金についても増額するよう、最大の努力をしていきたいと存じておりますので、御了解賜りたいと存じます。

○ 21番（直村静二君） 端的に泉大津の身障者児の場合、1級で2万9000円で、わが和泉市は1万5000円で、1万4000円の差が出て。母子関係については、泉大津は児童1人につき1万3000円、和泉はない。高石もない。あと大津、忠岡、貝塚など皆あります。児童関係では、和泉市が5000円、高石が1万5000円、泉大津、その他が若干出て。

問題は老人関係で、寝たきり老人の敬老祝金が和泉5000円、高石8000円、泉大津8400円、忠岡の町段階で7000円とかです。

これでは、格差が広がっていくんじゃないかと思えます。財源確保のため値上げ、半面各種給付金については身障関係など据え置き、そして、むだな金が出て。市長、内部の体制をきちんとしないと、国に金をもらいに行っても、市民に批判されたら申しわけないと思えます。

その点で市長にお聞きしますが、3年連続値上げに対して、私は非常に不満を持っております。前の予算議会で富山議員が「来年は値上げはないやろうな」と発言していましたが、富山議員の方が先見の明があった。あなたはこの値上げをやろうとしてるが、この金額はしれてると思えますよ。2700万円の分を削って2400万円に回したら、まだ300万円浮いてくる。あなたは3年連続値上げについて、この際、修正する気はありませんか。さらに見直しして、これら福祉の給付金等について、増額する考えがないかどうか、そのお答えだけ聞いておきましょう。

○ 市長（池田忠雄君） 今回、御提案してお願い申し上げます幼稚園、保育園の保育料の厚生省基準に近づける措置の点についてのお尋ねでございます。いろいろ提案理由でも御説

明かせていただきましたように、非常に財政危機きわまる中、幼児教育、保育は大切でございますが、これらを推進していくためには、やはり市の持ち出しと言いますか、幼稚園、保育園とも高くなっております。こうした実態にかんがみ、非常に心苦しくございますが、応分の御負担をお願い申し上げたい、こういうことで、非常に連続値上げて恐縮でございますが、何とか保育料の実態を御賢察いただき、御理解をいただきたい、このように存じますので、よろしくお願い申し上げます。

○ 21番(直村静二君) 細かい点は予算委員会でやっていただくとして、老人関係とか各種給付を引き上げていくよう、資料提供してもらいたいということで終わっておきます。

○ 議長(柳瀬美樹君) 次。

○ 助役(坂口禮之助君) 公社運営につきまして、私からお答え申し上げたいと存じます。

まず、3点ほど質問の内容がございましたが、1つは、公社の健全なる運営ができてるかということでございます。公社の運営につきましては御承知のとおり、公社の財政再建と申しますか、財政の健全化を図ることは、最も緊急な課題ということでとらえております。そのためには幾つかの問題がございまして、まず、一番大きな課題といたしましては、現在、公社で保有しております財産のうち、不急不要と思われる財産につきまして、できるだけ効率的な形で早急に処分の体制に持っていき、資金の回収を図ることが大きな課題だと認識しております。そのような方向で現在、鋭意処分を進めていく努力をしておるわけでございます。

なお、借入金等に対する金利も非常に多額に上ってございますので、低利の融資等を導入することによって金利負担の軽減を図り、いろんな角度から健全なる公社財政の立て直しについて現在、種々検討し、推進を図ってるのが実態でございます。

しかしながら御承知のとおり、非常に経済情勢がこのような状況でございますので、かつての高度経済成長時代のようにはまいりません。公社の保育財産につきましては、個々の内容につきましては、それぞれ現在価格と相マツチするもの、あるいは帳簿価格によって現在の時価と非常にかけ離れて高くなっているものでございます。それぞれの物件処分につきましては、その都度、関係委員会等との協議を重ねながら、厳正公正に取り扱っていきたく存じておる次第でございます。

それらの財産処分に関連して赤字が発生した段階で、その責任はいかに明確にしていくかという御指摘を受けてるわけでございますが、それらの関係については、その都度協議を重ね、明確な責任体制の中で職務を行っていきたく存じてございます。

さらに、第3点目の物件につきましては、過日、公社関係の特別委員会の席上でもお話申し上げましたように、今回の公社予算の中では、いわゆる公社保有の独自の処分予定地につま

しては、換地対策用地として約23億余を予定しております。これは現在、まだ公共目的を廃止する手順が終わっておりませんので、53年度中には、それぞれ公共目的を廃止していただいて処分できる方向に持っていくように現在、市当局なり関係機関と協議を重ねておる段階でございます。それらの物件で、いわゆる公共目的が廃止になった段階では個々に処分価格を算定し、公正な競争入札等の方法を厳守しながら処分に当たりたいと考えております。

以上でございます。

○ 21番(直村静二君) この点、はっきり申し上げておきましょう。私は公社運営について責任を問う根拠は、頭の中に入れて聞いてほしいのですが、公社の予算関係は議会に対する報告案件で、議会の承認案件でございません。だから、どんぶり勘定で報告されたという経過もあり、その中で赤字が発生した、目的外のものも買うたので処分せないかん。この責任は当然とるべきだと思う。議会が賛成したことはないでしょう、基本的にね。だから、赤字が発生すれば、市長に市民から批判がきます。最終的には、市が全部持たないかん。その責任を問うてます。すでに1200万円の赤字が発生した。これからもメジロ押しに赤字が発生するでしょう。その点の責任として、不要物件を買った当時の開発公社の理事、その他については、すべて一定の責任問題として処分してもらわないかんと言ってる。うやむやにしてもらうたら困りますよ。市長、助役さんが答えましたが、処分について、市長からひとつ明快に聞かんと、処分権を持ってるのは助役さんじゃない、市長たる理事長でしょう。

○ 市長(池田忠雄君) 公社運営についての直村議員さんのお尋ねでございますが、他の理事についての処分についてでございます。本件は、前回も坂上議員さんから御質問をいただいたところでございます。非常に私自身も、この件につきましては、いろいろ人事当局を初め、それぞれ法的な問題についても調べるようにということで、実は精査をさせてまいりました。御指摘のとおり、非常にむずかしい問題でございます。いろいろ法的な、あるいは事実関係について、また、その他のことについても私なりに精査をさせていただき、一つの見解についてのお尋ねでございますので、お答えさせていただきたいと存じます。

卒直な話、いろいろと前回の開発公社の特別委員会の中で御審議をいただき、御心労を煩わした経過がございます。そうした中に立ちまして、当時、46年から49年にわたる期間のときの1つの問題でございます。非常に高度成長下、土地騰貴が大きな問題になっておった時期でございます。もうもろの御審議をいただいた物件がございます。こうした事実関係についていろいろ調査し、また、法的な面も研究させたわけでございます。

その当時の状況として、土地を取得するについては、いわゆる三役体制で取得してまいった事実関係がございます。理事会はもちろんございました。いろいろ協議する機関であるわけで

ございますが、問題になっている土地取得についての事実関係としては、当時の三役が当たってきたという経過がございます。

こうした意味合いから、専務理事で事務局長でありました西川事務局長については昨年、一定の処分をすることによりまして、一つの処分対象としたわけでございます。ただ、他の理事諸氏については、事実関係、その他をいろいろ調査したわけでございますけれども、それらの数件の物件についての用地取得について、これらの理事が相談に乗っていなかったという経過もございます。いわゆる三役体制の中での用地取得の執行体制をとっておった、これはまあ、46年3月の協会の理事会でも、高騰していく用地取得については迅速な体制を要するという、1つの申し合わせをしていたこともございます。そういう経過にのっとって、理事長初め専務理事の中で用地取得を行ってまいったという経過がございます。

したがって、私なりにいろいろ御指摘をいただきましたが、法的な調査、研究もさせたわけでございます。いわゆる現在の私の見解としては、こうした事実関係あるいはそうした運営の形態からして、西川専務理事以外の他の理事については、何らかの処分を行う対象にはなりにくいというわけでございます。

もちろん、理事会としての道義的な責任はございます。本理事会としても、こうした過去の経過に照らし合わせ、当時の理事に嚴重注意し、また、反省決議もいたしまして、公社の明朗な運営について、また、再建について当たっていきたい。今後、いろいろ特別委員会の御指示もいただいてやっていきたいと考えております。

以上のような経過で、西川専務理事については処分いたしました。他の理事についてもいろいろ調査もし、法的な研究、事実関係を調べた結果、処分対象にはなりにくいというように存じております。

こうした点について卒直な見解というものを御答弁申し上げますとともに、過去数年来の経過の中で、責任の重大さは痛感しております。また、他の理事も、道義的責任は痛感しております。何とかひとつ今後の公社運営についていろいろと御指導をいただく中、一生懸命再建に当たってまいりたい、こういうふうに存じております。御理解いただきたいと思っております。

○ 21番(直村静二君) 答弁は一応、聞きおくことにしておきます。

あとの開発問題は、大規模開発を言ってるので、それはどれぐらいのものがあるか、一応、コピーして文書として提出していただくことを要望しておきます。これは企画ですか。

○ 市長公室次長(杉本弘文君) 文書で御報告させていただきます。

○ 21番(直村静二君) 時間も迫りましたが、答弁を聞きますと、今回の予算は、市民のために何んもならない。市長の政治姿勢が、全部言うとおりになってない。公正な同和行政、市

財政の危機打開になってない。住民福祉中心になってない。この3点を強く指摘しておきます。

さらに、委員会で修正、その他の問題について追及していきます。

以上で私の質問は終わります。

- 議長（柳瀬美樹君） ここでお昼のため1時まで休憩いたします。

（午前11時54分休憩）

（午後1時4分再開）

- 議長（柳瀬美樹君） 午前に引き続き会議を開きます。

それでは20番、田中君。

- 20番（田中包治君） 一般質問の通告に基づきまして、財政運営のあり方について質問を行いたいと思います。

実は、私は現在、和泉市の財政運営について、いささか疑問を持つものでございます。一般予算にしても、あるいは、公社予算運営にしても、何かしらわからないまままで終わっているというのが現実ではないかと考えております。

たとえば、先ほど市長が言われた公社問題一つにしても、昭和45年ごろに、解放同盟との話し合いの中で、和泉中学の北、池上にかけてを予定地として、50億円の債務負担行為として購入したと思います。ところが、いろいろな問題で土地ブローカーが入り、そして全然やっていない。そういう関係上、あの周辺に散々とした土地を買っておくことは事実だと思います。

それがどういふうにしてやられてきたか。それができないということで、いわゆる消防署の跡だとか、ヘリコプター基地とか、あるいは青少年グラウンドとかの買収に手を貸すことになっております。そしてこの運営が、結局、理事会、その他の正規の機関を経ずして、三役一任というどんぶり勘定の中で行われてきた。したがって、現在の公社運営を一言にして言うならば、破産したものではないかと考えております。したがって、私は現在、公社でこの処分に当たっている人々の、何とか市民の負担を軽くしたいという努力に対して感謝するとともに、こういう運営をしてきた問題点を、再び一般財源の中でもやろうとしているところに問題があるのではないだろうかと考えております。

そこで、今度の予算に計上されました歳入の問題でございますが、歳入に組んでいる6億から10億程度の歳入ができない予算を組んでると思うんです。そういう運営が行われた場合にどうなるか。もし、この53年度予算案が可決決定され、執行されるとするならば、大体30

億程度の赤字となり、赤字再建団体転落は必至の状況ではなからうかと考えております。

そこで私が言いたいのは、いま、赤字再建団体に転落するのはええとしても、問題になるのは、いわゆる同和起債が100億を超そうとしていることでもあります。そうなってくると、100億の同和起債で和泉市が赤字に転落したんだという認識が市民の中にあると思う。私たちが考えなくてはならないのは、いま、池田市長が赤字に落とすとすれば、一般市民に対して、現在考えておる予算ではなくして、どういう還元で理解と納得を得る予算を組もうとしないのかということです。前の横田市長の時代においても、やはり何億という生活道路の補修をやって、そして赤字に落ちていると思う。この点、市民を置き去りにした同和行政のために赤字に落とそうとすると、今回の予算編成に大きな誤りがあるのではないかと。まず、ないとするならばどうだということで、市長の答弁をお願いしたいと思っております。

第2に、私たちがいかに地方自治体であっても、国の施策に沿わないとなると金が出ない。無理をしてやる場合、地方自治体が独立しておるんだと言っても、すべてが国によって出されておることは事実なんです。したがって、国の施策に反対していくとするならば、やはり赤字再建団体に落ちることも、これまた必然だと思えます。

そこで、同和予算を考えたときにおいて、当初から総理府で同和予算を組んでおりますが、最初、大体200億円程度だったと思えます。昨年は380億、今年は知りませんが、大体、その程度の同和予算が国会に提案されてきておると思うんです。その中で和泉市がまあ、2割負担と仮定しても、100億のそれ以外のものをおるということなんです。そうすると、必然的にそういうことが起こってくるのではないかと。市長が10条規定どうか言っておりますが、現実にはいまの政府がそういう考え方でおるだろうか。もし、持っておるとするならば、自治省、その他の関連があるけれども、関連しておらないと思う。こういう問題を根本的に見直さず、ただ同促協もつくりたくない、何もつくりたくない、2、3人の人々によって同和行政を行っておると言われても過言ではないだろうと考えております。

そういう意味合いにおきまして、いろいろ具体的な質問に入りたいと思っておりますけれども、財政運営の問題について一つ不思議に思っていたんですが、過日の決算委員会で私が指摘いたしました、いわゆる非常勤嘱託の退職金でございます。これは明らかに不法支出であると言わざるを得ないと思う。もし、不法支出でないとするならばその理由をはっきりと認めてもらいたいと思えます。

もう一つ教育行政の中で、わしは委員長だからということで言われておりますけれども、幼稚園の値上げの問題でございます。今回、5500円が6000円、入園金が6500円、1000円ぐらい値上がりし、7,800万円の増収を見込んでおります。そこで問題になって

くるのは、私立幼稚園に2500円の措置を講じておりますが、この関連がどうなるのかというごと、私立幼稚園の人々に対しては、所得の段階によって最高7万円、大体5万円程度の補助金が出ております。たとえば5万円の補助金、6万円の補助金が出るとするならば、年間突き合わせて5000円、2500円で私立幼稚園に行けるという事態が起こってくると思います。こういう問題をどう考えておるのか、これこそ、どんぶり勘定でやっておるんじゃないかと考えておるんであります。そういうことをもう少し明確に、理論的に御説明願いたいと考えます。

最後に、この問題につきましては、直村議員も質問しておりましたけれども、いわゆる解放同盟の支部助成金の2700万円の問題ですが、私たちは、それは補助金の条例、その他に基づいて払ってるということはわかっております。しかし、私はいつも言っており、いまだに返事がないのですが、和泉市として、解放同盟をどういう取り扱い、どういう地位、どういう方向で認定しておるかというところに問題があると思うんです。通常言われるならば、これは要求団体、大衆団体と思うわけです。その点はよくわかるんです。しかし、和泉市としてどう位置づけしているか、ここらについてわからないので、明確にしたいと思います。

その他もう1つ、私がさっぱりわからないのは減免措置なんです。御存知のとおり、市新的減免がやられたらしいのですが、これはどういう方向でやられたのか。これは闘争ですからね。しかし、そうなったら、8月なら3月に職をやめた人にも減免しておるのか。

もう1つは同和減免問題。これも全然わからない。やってることはわかってるが、どういう方向で、どういう基準で、どういう所得水準でやっておるのか。そこらをもう少し市民に報告する義務があると思います。保育料、固定資産税等の減免問題をつまびらかに報告し、市民が納得する同和減免なり、減免措置を講じてもらいたいと思う。

これらの問題について十分御返答をお願いし、簡単でございますけれども、質問要旨を終わります。再度、質問させていただきます。

- 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。
- 市長（池田忠雄君） 田中議員さんの御質問にお答え申し上げたいと思います。

財政運営についていろいろ御指摘をいただきましたが、その中で、特に53年度予算に基づく歳入の問題で、開発事業収入等を中心とするお尋ねではなかったかと思えます。御案内のとおり、53年度予算も財政窮迫の中でやりくりし、御提案させていただいたわけでございます。何とかして6億余の開発事業収入を獲得いたしたい。こういう気持で計上させていただきました。いろいろ公的な機関の大規模開発に伴う事業収入等を見込んでるわけでございます。

非常にしんどい予算でございます。しかしながら、卒直に申し上げまして、再建団体に転落

せずに自主再建の立場から、53年度予算もあらゆる点を精査する中で御提案させていただいたわけでございます。再建団体云々の御指摘もでございます。いま、再建団体に転落すれば、かつての高度経済成長時代と違い、なかなか再建団体から脱却することは至難な現下の経済情勢と、自治体を取り巻く情勢がございますので、何とか再建団体に転落せず、自主的な努力で再建させていただきたいという気持から、あらゆる点を精査する中で組ませていただいた予算でございます。

いろいろ御指摘もあろうかと思いますが、こうした財政運営の中で、ひとついろいろ御指導もいただきつつ、ぜひ市民サービスの低下だけはしないように、意欲を持って取り組んでまいりたいと存じておりますので、ひとつよろしく御鞭撻をいただきたい、このように存じます。

- 20番(田中包治君) 市長はそう言っても、実際、もうどうにもならないと思うんです。市長が言うような気持があればいいが、精査してやっておられない、はっきり言いましたらね。そして、野たれ死にみたいなかっこうでどうにもならない。それでは市民がもたんと言ってる。だから、思い切って市民のサービスのために10億なら10億の金を注ぎ込んで、そして、落とすならええと思う。どうせここまできてしまった、公社問題だってはっきりしてる。何億という金をどうしても損せないかんことははっきりしてる。こういう実態の中で、私は、落とすなら落としてしもうてええと思う。見解の相違と言えればそれまでですが、こういうふうには、何かしら専決みたいなかっこうで、野たれ死にみたいにストンと落ちる、後に何も残らない。民間の倒産でもこんなことはありませんよ。1日機械動かして100万円損するのをいつまでも持っていてしょうがない、閉鎖せなしょうがないんです。そこらが理解できない。それもせんと入ります。ということなら結構です。職員の給料だって高いだろうし、圧力団体といえればそれまでかもしれませんが、いろいろ大阪府にしても同様なんです。70を65でやったが、国に予算をにぎられてるので、赤字になってくるのは当然ですよ。

問題は、入金と出る金を考えなければならない。入金を考えず、出る金だけ考えて予算運営ができますか。同和事業一つでもそうだ。何でもそうです。入金を考えない。出る金ばかり考えてる。それやったら倒れます。この点をどう思ってるかと言ってる。

- 市長(池田忠雄君) いろいろ田中議員さんから御指摘をいただいて恐縮でございます。もちろん、財政運営の原則は、御指摘のとおり、入るを削って出るを制することだと理解いたします。ただ、現下の厳しい財政運営の中、もろもろの市民サービス、市民要求がございますので、これらに対して、最小限おこたえしていかなければならないのが自治体運営でございます。そうした意味合いから卒直な話、入るを削って出るを制する基本原則に立ちつつも、やはり最小限おこたえする意欲をもって予算編成をしなければならないという自治体の立場がございます。

非常にしんどい予算でございますが、何とかやりくりして収支の均衡を図っていかねばならないのが、現下、置かれている財政実態ではなかろうかと存じます。

もちろん、再建団体に転落するんだったら、思い切って予算を組んで転落したらどうかという一面の御論議もございます。しかし、やはり市民に対する責任を考えましたとき、これは自治体の行財政でございますので、自主的な努力で再建していく、あるいは自治省のひもつきになって再建団体に転落する、いずれにしても、自治体の行財政は再建していかねばならないという実態でございます。いわゆる再建団体に転落するに至らずして、何とか自主的な努力で再建してまいりたいという気持で、理事者一同、予算編成に苦慮してるわけでございます。この辺ひとつ御賢察いただきたいと思えます。

○ 20番（田中包治君） この問題については、これ以上論議しても仕方ないから言いませんが、結局、歳入には自信がないんでしょう。そして、支出は執行させないかんから、どうせ落ちることははっきりしてる。だから、野たれ死にだと言ってます。意見で終わります。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次の答弁。

○ 同和対策部長（佐原行雄君） 3点につきましてお答え申し上げます。

第1点の支部の団体助成の関係でございますが、午前中にも直村議員にお答えしたわけでございます。なお、その取り扱いとか地位、方向、基本的な考え方を述べよということでございますので、御理解いただくためにお話申し上げたいと思えます。

まず、民主団体であるということは、もちろん変わらないわけでございます。ただ1点、他の団体と違うところは、同和対策事業の根本は、答申にもうたわれておりますけれども、寝た子を起こすことが非常に大事である。行政の施策は手だてであって、やはり主人公は、地域の対象住民である。そのためには、寝た子を起こさなければいけないということがうたわれております。その意味合いで日ごろ、権利要求をする以前に、寝た子を起こすことによって、なぜその原因が発生したかということで、われわれとしては、他の団体と同じ位置づけをするのではなく、その点では、違った考え方で対処するものでございます。

それから、非常勤嘱託の退職金の関係でございますが、過日の決算委員会で強く議員さんから御指摘いただきました。これにつきましては、現在、市内部で精査検討しておりますので、当初予算には、その意味合いにおいても計上いたさなかった理由でございます。その精査検討段階におきまして、改めて御答弁申し上げたいと思えます。

それから、減免措置の関係でございますが、特に同和減免についての御指摘でございます。同和減免につきましては、午前中の御質問にもお答え申し上げましたけれども、基本的には、同和対策あるいは同和行政の方向として、特に部落の完全解放のための現状を改善する実態の

中から、教育、就職の機会均等を1日も早く保障していく、その中で自助努力が解放の手になるんだということから、減免あるいは個人施策を行ってというのが内容でございます。

以上でございます。

- 20番(田中包治君) 同和問題一つにしても、市としての位置づけはどうかと聞いている。何もいさら、措置法がどうかこうとかなんか言わなくてもわかっている。町内会の位置づけ、解放同盟の位置づけ、皆位置づけをやってる。教育委員会にしても、婦人会とかやってるが、その位置づけをどうしてるのか聞いているんです。

もう1つは、非常勤の退職金問題、やってませんと言うが、だれが考えても不法支出です。つかみ取りです。当初予算に組んでおらんというのでええとしても、これからどうするのか、まだ金が残ってるんでしょう。この問題の処理をどうするか考えなければならぬ。

それから、私は減免措置はどうやってるのかと聞いている。日本には三大義務がある。納税、働く義務、教育とね。この義務の中で、所得制限でやってるのか、ずんべらぼうでやってるのか、ここらをはっきりしてもらいたい。そして何ぼやってるんだと聞いているので、具体的に説明してください。

- 同和対策部長(佐原行雄君) 減免措置の関係でございますが、たとえば保育料の減免ですと、現在、一般対策としての保育料の徴収をしております基準額から保育料の減免をしている。もちろん、たとえば生活保護世帯につきましては、一般対策も同和対策も零でございますが、それを各階層ごとの所得制限から、同和対策としての減免を行ってのが実情でございます。

- 20番(田中包治君) それではわからない。どういう方向でやってるのか。たとえば300万円の所得のある人が、まあ、同和地区というのは相当高低があると聞いてますが、年間300万円なら300万円の人は何ぼでやってますかと聞いている。

- 同和対策部長(佐原行雄君) 現在の所得制限、たとえば御指摘のように年間300万円の場、最高額が2100円でございます。

- 20番(田中包治君) ちょっと答弁がおかしいと思う。最高額2500円、2100円ですか、そうなってくると、同和行政というものの考え方が変わってくると思う。同和行政というのは差別をなくすこと、結婚、就職の自由、この獲得が原則である。これがうたわれておるわけです。その方策としていろいろ問題が出てきておる。

そこで、私たちが不思議に思うのは、400万円の年収で2500円で済むとすれば、われわれで200万円ののものであっても、2万、3万円要りますわな。ここらについて、いわゆる民主主義は平等、いまの社会は、税金が全部そうだと思う。所得に対して税金がかかるが、これは国民的義務なんです。この同和減免は市長権限やと思う。各市各様で違うと思う。だから、

言われるからやるんだということか。市新の問題は別としても、言われない方はほっとくんか。市長権限で何でもかめへん、理屈もへちまもない。税金はよろしい、こういうことですか。これが和泉市のやり方ですか。わしは全然知らないので、同和減免とは何か聞いている。どうなるか聞いても教えてくれない、だれもね。質問しても、だれも答弁してくれる人がいない。三大義務はどうなるのか。

- 同和対策部長（佐原行雄君） たとえば固定資産税の減免について、一つの形で申し上げて御理解を願いたいと思います。この場合、大阪府市長会を通じて、大阪府下的に実施している事業でございますが、現行、地区内に所在する固定資産につきましては、税額の3分の1額とする。たとえば、その固定資産の課税標準額からくる税額の3分の2を減免するという基準ははっきりしております。

なお、70平米以下の土地及び家屋については免除する等この措置要綱に基づき規定しているものでございます。

なお、地区外に存在する固定資産につきましては、その減免額の金額に応じて、3ランクに分かれているということでございます。

- 20番（田中包治君） 詳しくわからんが、3分の1ということですか。そうすると、3分の2の金はどこからきてますね。どこからかもらわなやっつかれへん、理論的にね。答弁できなけりゃええわ。

- 議長（柳瀬美樹君） 次に教育委員会。簡単に。

- 教育次長（広岡史郎君） 幼稚園保育料の御質問にお答え申し上げます。

私立幼稚園の児童に対しまして、国の施策でございます幼稚園就園奨励費の補助金等の制度がございます。これらは53年度に向けてかなり大幅な改正がございまして、生活保護世帯等から、市民税の所得割税額が5万3000円以下というような形で、4段階に分けてそれぞれ補助されるようになっております。最高7万円、最低2万5000円ということでございます。

私立幼稚園に市が行っております1人月額2500円という補助金は、これらの就園奨励費補助金の受給者との併給を避けて行っておりますので、これらの各層の4段階の中で、最低2万円を受ける者については1人5000円を追加し、それ以外の何ら受給しない場合については、3万円をお渡しする形になるわけでございます。仮に私立幼稚園の保育料が月額1万円とすると、年間12万円になりますが、それらの中で、私立幼稚園に就園されてる方が最高7万円いただいている場合、月額3500円の12ヶ月、3万円は支給しない形をとってきております。それらの関連から、公立幼稚園との比較で、公立幼稚園の保育料が上回ることはないかと存じております。

○ 20番(田中包治君) 1000円でしよう、開きは1000円。7500円と6500円
でしよう。国の補助は全然もらえないの。公立保育料は大阪府下で1位、6500円というの
はね。私立の保育料7500円で、開きは1000円、2500円もらうならね。どこももら
えないということですか、そんなことないでしよう。最高7万円となってる。そんな理屈はあ
りっこない。就園補助金は別ですよ。所得制限によって私立へ入ったら最高7万円から2万5
000円の範囲で、所得によって変わってくるでしよう。2500円は受給でしよう。そして、
1000円上げて大阪府1、金にしたらわずか1000円、そしたら、ひっくり返ってけえへ
んかと言ってる。確実にひっくり返る。ひっくり返らんと、全部就園補助金はもらえない。

○ 教育次長(広岡史郎君) 当然公立幼稚園においても、その所得の状況等によって減免措置
もございます。質問の最高7万円から2万5000円の国の制度の補助金を受けている方々につ
いては、当然、その不足額を併給しないということでございますので、今回、改定をお願いし
ても、公立幼稚園の保育料が上回ることは考えてないわけでございます。

○ 20番(田中包治君) わからんな、さっぱりわからん。結局、公立幼稚園の場合、保護世
帯とかについてはいただけますわね。ところが、普通の家庭の場合、わずか年間200万円前
後の家庭で問題になる。これらは補助があるはずですよ。そうでしよう。格差が1000円に
なってるんでしよう。何でもこっちを上げたら片方を削らないかん。公立との差額を補助するた
めに2500円出してるんでしよう。大体、私立幼稚園へ行く家庭は、一般にはブリジョア階
級なんです。あんた方もよく考えてごらんなさい。気がつかんと提案したなと思う。そんな理
屈は合わない。だれが考えてもわからない。

私が言いたいのは、質問してもまともに答えない。私も予算委員会でやるとしても、よう考
えてもらいたいのはどんぶり勘定で、しかも、圧力団体があるから出す給料も一諸です。力が
弱いやつはほっとく。こんなどんぶり勘定のな財政運営をやってるから、現在の状況に追い込
まれるんです。わしはそれを言いたい。もう少しお互いに信用しながらやるべきだ。何でもか
んでも隠したらええんだということですよ。橋本さんが怒るのも無理ないと思う。同和問題にし
ても、何でもかんでも隠したらええんだと考えてる。何も隠す必要はない。そのために市の広
報を使ったらええ。この点が欠けてると思う。時間の関係上やめます。

○

○ 議長(柳瀬美樹君) 次に8番、成田君。

○ 8番(成田秀益君) 先ほどからいろいろ各議員から御質問もございまして、それが私のお
聞きすることとだぶっておりますので、財政問題、公共事業均衡の考え方、公社運営について
の3点を質問させていただくつもりでございましたが、いままで大分いろいろ聞きましたので、

この3点を一括してお伺いしたいと思います。

このたびの予算案を拝見いたしまして、提案理由も簡単に伺ったのでありますが、非常に努力された跡がある。財政窮迫の折から非常によくわかるんでありますが、私がお伺いしたいのは、今度の予算、いままでもそうですが、市長初め理事者の答弁、お約束の中でいろいろ申されておりますが、市長さんが就任されたとき、私ら議会にお約束されたことは、自主財源の拡大を国、府に求めるという、非常にこれは重大なところだと思うんですが、その辺の内容がよくわかりません。所管がえをするのかわかりませんが、施政方針で約束されております。就任されてすでに2年たっておりますので、その成果がどういふぐあいにあらわれておるかお伺いしたい、かように存じます。

次に、今度の施政方針の中で、経費の節減、事務事業の徹底的見直しという、予算委員会でいろいろ御説明があるだろうと思うんですが、私、予算委員ではありませんので、その徹底的に見直した具体的な例を一つありましたらお願いしたい。

それから、公社運営につきましては、直村議員さんからいろいろ質問があり、答弁されて大体わかりましたが、できましたら、私が委員長をやめた後の公社運営の経過、現在、どういふ方針で進んでおり、また将来、どういふぐあいに進められるのか、方向づけなり実績をお伺いしたいと思います。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

- 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。
- 市長（池田忠雄君） 成田議員さんのお尋ねに御答弁申し上げたいと思います。

就任当時に申し上げましたのは、自主的な財源を何とか拡大していかなければならないという趣旨でございます。また、その拡大のためには、何が自主財源に該当するのか、議論が分かれる点でございますが、私は交付税を初め超過負担の解消等、いろんな点について国、府に猛運動を展開してまいりたい、こういう趣旨で申し上げた経過がございます。そうした点に沿いまして、交付税の拡大、交付税率のアップあるいは特交の格別の配慮などの点について猛運動を展開しており、また、超過負担の解消についても、措置法10条の拡大等を通じて、国、府に激しくお願いしてきている経過がございます。今後ともがんばっていきたいと思います。

自主財源は、市税収入が基本でございます、この辺の課税客体の把握などの点につきまして、従来、いろいろ市民の皆さんにお願いをしてきているところでございます。よろしくお伺いを申し上げます。

- 8番（成田秀益君） よくわかっていますが、その方針の成果が何か出てるかどうか、お伺いしたいと思います。

○ 市長（池田忠雄君） 問題は、国、府に対するいろんな要請でございますので、一朝一夕にお願いしたからこう、とはいきませんが、特交なんかは、おかげで増額いただいているわけでございます。制度の改正などは、日時を要するわけでございます。その辺も絶え間なくお願いしていきたいと思います。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 用地担当参事（岩井益一君） その後の公社経営の経過並びに方針、将来の方向づけについて簡単に御説明申し上げます。

公社運営に当たりましては、市議会を初め住民各位の深い、かつ厳しい御批判、御指摘のあった点を謙虚に反省してございます。この上に立ちまして、今後は、公有地の推進に関する法律を厳重に運用してまいりたい、このように考えてございます。

それで、今後の公社の経営、再建方針でございますが、当面、不利用地の計画的な処分による資金回収を図ってまいりたい。それによって金利負担の軽減を図ってまいりたいと存じます。さらに、公共事業用地の買い戻しについても見直しを行い、事業の繰り上げ等についても、関係機関と積極的に協議してまいりたいと考えております。

さらに今後、不利用地の処分に伴って当然、何らかの赤字も出てくるのが予測されるところでございますが、これらについても、私どもといたしましては、できるだけ有利な形で処分できるならば処分していきたい。そうした中で、損失金額が出た場合、市財政とのからみで、何らかの形で長期解消財源を見つけ、長期再建計画を立てた上で解消を図っていききたい、かように存じておりますので、今後何かと市議会のコンセンサスを含めまして私ども、積極的に取り組んでいきたいと考えておりますので、お力添えを賜りたいと思います。

○ 8番（成田秀益君） 公社運営につきまして、いままでの経過、将来のお話をいろいろお願いいしましたが、これは行政財産としての取り扱いでございますので、普通財産として処分できないということもあると思います。いろいろとそれに関連して法律がからんでくるだろうと思うんですが、その辺について、いろいろ紛争が起こったりすると困りますので、特に今度の予算の雑入でも6億余出ておりますが、多分、そういう処分金が充当されるんじゃないか。それができん場合は歳入欠陥が起こるという私の想像です。もし、そういうことがあると非常に困るので、そういうことのないようにひとつ善処していただきたい。財政法、地方財政法、その他の問題についても、いろいろ疑義が起こることがあると思うんですが、これは理事者の方が本職ですので、私が長々と言うべき性質のものではないと思います。しかし、非常にむづかしい問題だということがあるので、十分運営に手落ちのないようにやっていただきたい、かように存じまして、私の質問を終わらせていただきます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に 28 番、坂上國治君。

○ 28 番（坂上國治君） 市長の政治姿勢についてという題目でございますので、これは市長さんのみお答えをいただきたい。

久々の一般質問ですので、たっぷりとやらせていただきたいと考えておったのですが、私は予算委員として選ばれておりますし、そして、いままで各議員さんからの一般質問と重複する点も多々ございますので、ある程度省略して時間内で済ませたいと思いますので、市長の的確な御答弁をお願い申し上げます。非常に幅広い質問になるとは思いますけれども、できるだけ簡明瞭にひとつお答え願うようお願いしておきます。

まず第 1 番目に、懸案の第 2 阪和国道の問題でございます。3 月 6 日に市長が葛の葉地区の皆さん方といろいろ話し合いされたように承っております。しかし、そのときに、実は、市長と対策委員会との中でいろいろと約束がされてるように聞いております。10 何項目かの約束事を相談せずに、そのままの状態で開催までこうしてきたのと、議案第 22 号「和泉、泉大津市都市計画事業第 2 阪和国道葛の葉土地区画整理事業施行に関する事務委託の廃止について」というのが上程されておるわけでございます。これもマスコミが取り上げ、いろいろむずかしい問題に現在、進展しておるわけでございます。このことについて、今後、第 2 阪和国道の見通しというものがあるのかどうかのように私は考えるわけでございますが、この点について、市長はどうお考えになっておられるか、お伺いを申し上げたい。

次に、同和事業の問題でございますけれども、来年 3 月末に時限立法が切れるわけでございます。これはもう皆さん方、十分おわかりのことだと思うんですけど、先般の建設委員会におきまして、理事者の方から現在、30%しか事業が進んでおらないという答弁があったわけでございます。来年 3 月に期限が切れるという時点で、現在、まだ 30%しか進んでいない。議会側からいろいろと国に対して運動しなければならないということで、超過負担の解消について決議されたと思うんです。にもかかわらず、市長の動きが全く鈍いと思うんです。本当に賢かったら、大阪府の同和の部会長とか、そんなんで、下から政府にこうせ、あせと運動してこそ、わが和泉市の利益になると思うんです。しかし、これは私がそう考えてるだけで、市長自身、部会長になったためにこれだけプラスになったんだというお考えがございましたらお聞かせ願いたい。

それと、先ほど来の各議員さんに対する答弁の中では、一生懸命取り組んでおるということでございますが、同和の部会長になられたあなたが、国とどういう交渉をして、どこまで煮詰めてきてるのか、あるいは国のどなたとお話して煮詰めてるのか、そこらの辺をひとつお聞

かせ願いたいと思うんです。心配してくれるな、私はここまで話し合いして、ここまできてるんだという、恐らく私は憶測でものを言うたら悪いかもしれませんが、そこまでの確信はなからうと思うんですけど、私は、まずそれをお聞きしたいと思うわけでございます。

次に、和泉市の納税組合の件でございますけれども、先日、組合長さんから私の方へ話がございまして、和泉市の皆さんが条例を守っておらないと言うてきたんです。ところが、私も不勉強のために、「条例を守ってないとは非常におかしいじゃないか、どういうことですか」、といういろいろ問い詰めたところ、納税組合の役員さんが各町におられると思うんですけど、それらの方々が過去1年に1回ずつ、視察あるいは慰労を兼ねたところのレクリエーションあるいは1泊で行ったのか知りませんが、1回ずつやっておった。しかし、私が会長になってから、これが実は減らされたので、皆さん方に御苦勞かけても、慰労という意味で何もできない。だから、私が代表で市の事務局の方へお願いに行ったところ、「絶対にできません」ということで、それを各役員さんにお話し上げた。

しかし、役員さんが承知せず、婦人部の方々が市長のところへ行ったら、そのとき市長さんは「それは御苦勞です。あんた方にいろいろ御苦勞かけてることは十分承知しております。ひとつ何とか考えさせてもらいます」と婦人部に対して返答した。それで会長が突き上げられた。前の会長さんは力があつたけれど、今度の会長さんは力がないために減らされてるんだ、あかんやないか、ということで非常におしかりを受けてる。いろいろ市のために協力させてもらいながら、皆さんから非難を受けるのは残念だ、ということでございます。

以前の会長さんは和泉府中の長らく町会関係等を担当していただいた田所さんでございまして、現在の会長さんは多分聖ヶ丘だと思いますが、松田金之助さんというお方だと思う。その人からわれわれ26名の中の議員の一員として、市が条例を守らんやないかということ言われてるわけです。

それで、市長さんは余りにもええかっこうし過ぎると非難されるわけです。そこらの辺は、今後、いろいろ問題が出てくると思いますが、自分だけええかっこうしないでやってもらわんと、あんたはどうもええかっこうし過ぎますよ。ちょっときついかもわかりませんが……。

それとね、あんたは手前勝手なことばかりやってるということでいろいろあるんですが、市財政が悪化してることは周知のとおりでございまして。あんたは声を大にして「何とかします」と言われてるんですが、これは私たち26名の議員諸氏が、仮にどこかでお葬式があると仮定したときに、弔電は全部自分の費用で打ってますよ。1日に3つも4つもお葬式があつても、どこへもかしこへも市長さんの弔電が届いているという、市民の一部から声が出るが、これは果たして市長の私費で打たれてるのか、あるいは市民の血税、いわゆる市の金で打たれてお

るのか、こころもひとつ明快にしてほしいと思うわけです。電報1本打ったら700円かかる。本当に市長が自分の金で打ってるんなら、「ああ、どうもすみませんでした」とおわびもする必要があると思いますけれども、まず、それを確かめておきたい。一步一步進んではい上がらないかんという現状の和泉市がございまして、ささいなところも節約していただき、12万市民にこたえていただくことが市長の政治姿勢でなかりうかと考えておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

これで一般質問は終わりたいと思いますが、再質問を留保して、私の質問を終わります。

- 議長（柳瀬美樹君） 理事者登弁。
- 市長（池田忠雄君） 坂上議員さんの市長の政治姿勢についての御質問にお答え申し上げたいと存じます。

まず、第1点の第2阪和国道についてのお尋ねでございます。この件につきましては、坂上議員さんには、特別委員会の委員長としていろいろ御尽力、御支援をいただいておりますので、まずもって、心から御礼申し上げる次第でございます。特別委員会とも御協議させていただいた結果、10数年にわたる葛の葉地区における区画整理事業で、これ以上区画整理で行うわけにはいかん、国道、府道分については用買で行う、ということの特別委員会の御協議、御決定もいただき、去る8月に地元権利者の皆さん方に、諸般の事情、とりわけ地元のコンセンサスがなかなか12年間余、特別委員会の皆さん方の御協力によっても得られなかった過程、現下の本市の財政実態、それと、タイムリミットと申しましょうか、その周辺が整理できてきたのに、それにおくれることが交通地獄を激化していくという諸般の事情等から、国道、府道分については用地買収でという特別委員会の御決定の上に立って、先般、文書で市長名で出させていただいた経過がございます。

その後、地元から説明にこいということで3月6日、私たちそろって寄せていただき、地元権利者の皆さんに事情の御説明を申し上げ、何とか国道、府道分についての御理解と御協力をいただきたいということでお願ひをさせていただいた経過がございます。皆さん方にも御報告したとおりでございます。

ただ、こういう中で、やはり10数年の歳月は重とうございまして、地元では用買やむを得ないという方もおれば、また、区画整理を進めてほしいというお気持ちの方もおられることは事実でございます。いろいろ御協議をさせていただいたわけでございますが、私たちといたしましても、とりあえず国道、府道分については用地買収でぜひ御協力をお願ひしたいということでございます。いろいろ御質問、御要望もいただきましたが、これだけは曲げて御承知いただきたいということでお願ひするとともに、いろいろ今後の課題について、いままでいろいろと

御協議をさせていただいた特別委員会の議員さん方、地元の皆さんとも御協議させていただきたいということでお別れした経過がございます。

そうした上に立って今回、現下の財政実態あるいはいままでの経過等の中から、国道、府道分は用買で臨ませてほしいということで、泉大津市と委託を受けておった点の変更に伴って議案を御提案させていただいております。

今後、国道、府道分を用買でいくことの地元の御協力をいただきつつ、10数年間の歳月につきましても、非常にむずかしい問題がございます。ぜひ特別委員会の皆さん方の御協力をいただき、地元の話し合いを通じて解決させていただきたいと存じておりますので、第2阪和国道に伴う説明会云々の問題、これから起きてくる問題についてのお尋ねに対して、私なりの基本的な考え方を申し上げます。よろしく願い申し上げます。

- 28番(坂上 國治君) 市長さんは上手に答弁されてますけれども、これは結論から申し上げたら、私はそんなくどくど言うつもりはない。しかし、やはり人間性のあるやり方をしてくれということです。一言で言うたらそうです。6日に行って、そんならあんた方、うちも十分話し合いして話を進めていきましょう。という中で、その翌日でも行って、先方と市の理事者との話し合いが、これは真っ向から反対になってもええと思う。ところが、そういうふうな約束を申し上げて、その後、何にもなしで、ずんべらぼうでほっておいて、そして、今度は泉大津との廃止の議案を出してきたんです。

ここでマスコミが取り上げた。これは大分進んでると私は思ってた。大分明るみが見えてきたなと感じてたやつが、一変してやみ夜に陥ったような状態です。いかにだれであろうと、話し合いの中でわかりましたと、そんならうちも帰って十分相談してくる。その結果がよかれ悪しかれ、先方に持って行ってもらうて、その後これを出してももらうたら、私は筋が通ると思う。ところが、今度はわれわれ委員会の方から、このことについて、地元権利者と市理事者の間に入って話をしようとしても、全然できん状態です。できるだけ委員会の協力を、と市長さんは言うてくれますけれども、われわれはのどから手が出るほど出しやばりとうても、現在は行けない状態に追い込まれたと判断して申し上げてるんです。

一遍、第2阪和国道の委員さん方々とも十分話し合いをせないかん、報告もせないかんと思うのですが、まだ議会中ですのでできませんが、近々のうちに御相談申し上げようと思うんです。その御相談申し上げるまでに一つ理事者の方では、はっきり申し上げて、また種を刈りとってもらわないかんと思う。できるだけ御努力をひとつお願いして、1日も早く第2阪和国道の完成を見るように努力願いたいと思います。

- 市長(池田忠雄君) いろいろ御指摘いただき恐縮でございます。理事者努力を続けさせて

いただきますと共に、10数年来の課題でございますので、特に地元の御協力、ひいては特別委員会の御協力のほどをひとえにお願い申し上げる次第でございます。

引き続き、第2点目の同和事業に対する考え方という点あるいは市長の動きということのお尋ねにお答え申し上げたいと思います。

御指摘のとおり、来年3月末で措置法が期限切れになりますが、積み残し量が非常に多い本市の場合、過般の市議会でも強化延長の御決議をいただいております。こうした御決議に沿って、あるいは全国的な声が上がっております中、単なる延長では困る。何とか超過負担をなくすよう、国の責任を明確化しての延長に持ち込みたいということで、私も行き届きませんが、一生懸命がんばってるわけでございます。

たまたま、市長会の同和对策特別委員長という重責も、本市が有数の対象地区を抱えてる関係で持たせていただいております。私は、特にこの問題が、1市だけで解決できない法の問題でございますので、多くの全国の市長さん方との協調の中で強化延長願いたいということで、過般も全国市長会の立場から福田総理に直訴に参り、あるいはこの措置法延長の元締めでございます稲村総務長官、黒川同対室長さん、自治省の関係のお役人の方々にもお目にかかり、全国的な課題である、特に和泉市の立場を強く訴えさせていただいたわけでございます。国会においても、この措置法の問題についての論議がなされ、近く政府の見解が出されるやに期待をしております。

こうした点に立ちまして、何とか和泉市の実態、超過負担のない形の延長によって同和事業が、特におくれております道路、住宅が解決できるように今後もがんばってまいりたいと存じております。非常に大きな問題で、かつ本市の重点施策でございますので、どうか今後とも議会の皆さん方の御理解をいただかなければならないと存じておりますので、よろしくお願い申し上げます。

- 28番(坂上國治君) この同和事業の問題についても、努力されてることはわかりますが、だれもかれもが、日本全国に6,000の部落があると聞き及んでますが、皆が欲しいわけですが、ところが皆の頭をなでて、皆に喜んでもらうだけの国にも金がないわけです。

そこで、私は、あんたが大阪府下の一番えらいさんになられたことに対して反対するべきでないと思うんですが、私が考えてるのは、大阪府下では、わが和泉市が一番大きな地区を持ってるんです。だから、よそをほっといてもうちだけしてくれ、これがやはり政治家のやるべき仕事だと思うんです。これだけ大きなものを、ああそうか、と皆が喜ぶだけの財源は、とてもやないが、国にもないと思います。だから、よそはほっとけ、12万人という小規模の和泉市が、全国で1、2の大きな地区を抱えてるんだ。どんなことがあっても、和泉市だけは何とか

拾い上げてくれということで国へ働きかけるのがあなたの仕事やと思う。

そのあなたが1番のえらいさんになって、そして、よそのやつをかさに着てうちだけ得することはできんと思う。それやったら、親が子供に食べさせんと、親が全部食べてしまうことになる。それは人道許せないことになるので、和泉市の一市長として、あなたの力で及ばなかったら、これは議会の各議員さんにも協力してもらって国に当ってこそ、私は目的達成の可能性があると思うんです。あなたの言うように、もし仮に多少いただけたにしても、微々たるものしかもらえません。よそはほっとけ、うちだけひとつ助けてくれという戦法でいってほしいために、あなたにそんなことをしてもらわなかったらよかったと思うんです。

理事者としては、がむしゃらにいけなにかもしれんが、われわれ議会人として行ったらどんなことでも言える。そこまでのことをせんと、現在、あとしれた期間の中で、まだ30%しかできてない。あと70%残ってるというが、この70%をいかにするか。これをしない限り、同和事業が完了したとは言えません。あなたに何ほ言うても、上手にのりくらりとと言われて、これ以上質問しても仕方ないので、そこらをひとつ肝に銘じて、和泉市長として恥ずかしからんとところの成果を上げていただきたいと思います。

- 議長（柳瀬美樹君） 次の答弁。
- 市長（池田忠雄君） 御指摘胸に抱いてがんばりたいと思います。

それから、3点目の問題と4点目の弔電の問題についてお答え申し上げます。

納税組合の問題につきましては、議員さんの御指摘、ちょっとわかりにくうございますのは、私は、納税組合の婦人部の方とお会いした経過はないんです。直接一緒に来られたという記憶がないわけです。ただ、そういうことは別にして私を感じておりますのは、昨年度から補助金等いろいろ精査を願う中、御協力をいただいた経過がございます。会長さんがどなたということじゃなく、市政全般にわたって、団体に対する補助金は一定の節約ということで御協力願ったときと、たまたま、会長さんが交代されたときがぶつかり、現会長さんに御迷惑をおかけしてるんだと、恐縮しながら聞いておりました。

いろいろ自主財源の納税に御協力いただいている組合でございますので、市なりに御無理もお願い申し上げ、いろんな行事もあることだと存じております。費用の問題等で御迷惑をかけ、申しわけなく存じております。視察云々につきましては、私も詳しく存じませんが、組合長さんがおかわりになったとき、たまたま、補助金等の精査の時期であったので、行事ができなくなったので、何とかしてほしいという要望が現課に参ってるということは、現課の部課長からお聞きした経過がございます。そして、納税に御協力いただいている団体については、乏しい予算の中ですが特に考えておきなさい、と言った経過がございます。時期的な問題で納税組合長

さんに御迷惑をおかけしたことは申しわけないと痛感するところでございます。御賢察いただきたいと思います。

- 28番 (坂上國治君) 先ほども申し上げましたように、条例云々という話が出たわけですが、いろいろ私も突っ込んで聞いたんです。仮に10万円までの3%、以前は20万円の3%であったものが、10万円だけ3%、だから、計算したらわかるが、現在2%余になってると思うんです。だから、全部の税金の3%ということならば、組合の役員諸氏に十分とは言えないけれども、簡単なことができるということですよ。

私もいろいろその筋へ聞いたんですが、それで間違いないということですよ。しかし、条例では3%とうたわれてる。だから条例に違反していると言われてもいたし方ないと思う。そこらの辺を十分考えてもらわんと、先ほども言うたように、市長は、男の人には余りやさしいことはないが、特に婦人方に対してはやさしい市長さんでございまして、ひょっとして口を滑らして、「あなた方の御期待に沿うように……」というお言葉があったんじゃないかと受け取ってるんです。人気取りも結構ですが、余り人気取りばかりやなく、やはり12万市民の子供がおるんだ、これらを全部育ててやらないかんだというお気持ちになって、男性の団体であろうと、婦人の団体であろうと、差別なく今後やってほしいと思うんです。そこらのこと事務局の方でも一遍検討してほしいのですが、税金の集まった分に対する条例にうたわれている3%という数字の手数料、それが全部出てるのかどうか。

- 財務部長 (宇沢清君) お答え申し上げます。

坂上議員さんの御指摘のとおりでございます。一応、条例の規定では、10万円以上の分も年3%となってるんですが、納税制限額が1期で10万円、市民税、固定資産税ともで年間税額トータルで40万円でございます。たとえば15万円の方は、10万円の率しかいただけないという矛盾があります。それで総額で出すと、2.7%ぐらいということは事実でございます。その点は、十分今後の課題として、納税組合長さんの御意思を尊重して検討してみたい、かように思ってる次第でございます。

- 28番 (坂上國治君) 財務部長から概略聞かせていただき、よくわかりました。現在の補助は非常に少ないと思うんです。これは皆市のお手伝という意味で、各種の団体がやられてる行事が非常に多いと思うんです。だから、これらについては、十分行政の方でも心してやってもらわんと、この補助のバランスはとれてないと思う。12万市民平等の見地に立ってやってもらいたいと思いますが、市長、ひとつ約束してもらえますか。

補助の多い団体、また、1年に1回 慰労に行くのも事欠く団体、事務局もその当時、非常に困ったやろうと思います。男性の方には多少の記念品でも、ところが婦人部の方は、いまま

でどおり皆そろって行きたいという。そこで、事務局の方へひとつ観劇券でも手配してもらえんかという話もあったらしいです。そこらの辺、十分1年間の苦勞に見合う程度の考え方で、条例どおり3%出してやったら文句なしにもう100万円ぐらい出るらしいです。それなら、その人らが納得できる額になる。われわれから見れば100万円は大金やけど、和泉市の財政も貧乏のしついでに100万円ぐらいはみてやっても、それだけの活躍をしてもろうたらええと思う。

それと弔電の問題、ひとつお願いします。

○ 市長（池田忠雄君） 最後になりましたが、御指摘のとおり、弔電を秘書課の方で打たせております。私なりに特に市民の皆さんの中でお亡くなりになることは、その一家にとっては大変なことでございます。やはり市長として、弔意をあらわさしていただくのが礼儀だと存じております。市民の方がお亡くなりになった場合、一々参るゆとりがございませんので、弔電だけお届けさせていただきたい、ここへ打ってあそこは打たないということではなく、ずっと打たせていただいているわけでございます。1日、2、3件はあるだろうと存じます。そうした意味合いから、交際費から支出させていただいているわけでございます。御理解いただきたいと思えます。

○ 28番（坂上國治君） 市長も選挙で出てきた、議会人も皆こうして公職にあるわけです。市会議員をしていなかったら、弔電を打たなくてもええところが何ほでもある。しかし、市会議員をするがために弔電を打つ方がほとんどやと思う。議員だけが私費で、市長は交際費でとなると、ここにもある程度のアンバランスが出てくると思うんです。

市長さんは、市会議員よりもはるかに月給が高いわけです。月給の高い人が市の交際費でどんどん電報を打ち、月給の安い議員は自分の金で打たないかん、不合理きわまると思う。この際ひとつ改めていただき、これはどこへ打って、どこへ打たんからどうということはない、あべこべに怒ってるところがある、市長は顔も出さんと、弔電1本打ったら事が済んだと思ってるんかとね。ちょいちょい聞きますよ。

昔から「ちりも積もれば山となる」と同じで、現在の和泉市はこんだけ貧乏して落ち込んでるんやから、これからはい上がるためにはいろいろ工夫して、多少でも節約して行ってこそ浮かぶ瀬もあるんやから、ここらの点もひとつ考えてほしいと思うんです。

市長さんがあくまでも続けていくということならば、これからは遠慮なく、議会の方もそうさしてもろうたらええと思う。だから、そこまでやると事が大げさになるので、各議員さんはいままでどおりしんぼうして、市長だけ改めてもらえたら1番ええと思うんです。ほかのことを仕末しても全市民に、と言うんなら、あんたの月給の中から弔電あるいは祝電を打ってもら

うようにしていただきたいと要望して、私のつたない一般質問でございましたが、これで終わります。

○ 議長（柳瀬美樹君） ここで暫時休憩いたします。

（午後 2 時 41 分休憩）

（午後 3 時 20 分再開）

○ 議長（柳瀬美樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは 15 番、横田君。

○ 15 番（横田憲治郎君） 一般質問のしんがりでございます、昨日来の質問でかなり重複する面がありますので、角度を変えて端的に質問要旨を申し上げたいと思います。

まず、最初に財政問題でございます。市長は施政方針の中で、財政構造硬直化の実態を憂慮して、厳しい情勢を踏まえて 53 年度予算編成を行った旨、冒頭に述べられているわけでございます。午前中の質問でも明らかになりましたように、52 年度決算見込みで 12 億 5 千万円余の赤字が見込まれる実態は、まさに異常と言わざるを得ないと思います。

そこで、52 年度、さらに 58 年度における財政再建団体転落回避という立場から、まず第 1 点として、両年度におけるガイドラインをお聞かせ願いたいと思うわけであります。

第 2 点目としては、もはや自主再建と言いますか、財政運営の基本的な行政運営に全責任を持つ市理事者の立場から、財政再建計画を速やかに樹立すべきであろうと思いますが、市長の存念をお伺いいたしておきたいと思います。

さらに続きまして、本市の脆弱な財政基盤構造の改善を図ることを第一の指標として施政方針で述べられておりますけれども、これの具体的な指標、目標については、触れられていないわけでございます。どのような指標、目標を設定されようとしているのか、それらについての御所見をお伺いしておきたいと思います。

国に向かっての現行税財政制度の抜本的な改善あるいは巨額に上る超過負担の解消等と、一応、運営方針で述べられはおりますが、私どもも全く至極当然のことと理解いたします。問題は、それら国に対する具体的な市民的な立場での対応をどのように展開するか、どのようなプロセスを持っているのが問題であろうと思います。現在、中央国会次元では、各野党を中心とした超過負担解消法案の提出があると聞き及んでおりますが、具体的に本市の運動した立場で対応策を考えていくべきであろうと思いますが、これらについても、お考えを承っておきたいと思います。

さらに、52年度における経常収支の実態と、53年度の目標数値をどのように設定されているか、それらについてもお伺いしておきたいと思ひます。

続いて、債務負担行為の本年度における累計額、さらに、その償還内容。また、地方債が221億余に及ぶわけでありすが、これらが市財政圧迫の大いなる要因になることは論を待たないわけでありすが、これらの地方公営企業金融公庫等の改組等を迫りながらの長期低利債への借りかえ、一定の基準設定の中で一般財源の義務的絶対支出の限度額を設定する中で、これらの借換債等でも配慮していかなければならないと考えるわけでありすが、これら具体的な対応策をどのように持っているかも、あわせてお伺いしておきたいと思ひます。

ともあれ、財源基盤の拡充策を模策する段階から具体的指標の設定、そして、それらに向かつての十二分の準備の中からの対応が現実の課題となっておるわけでありすが。そのような立場から、私は、いまこそ大胆な発想、新機軸というものを市長みずから可能な限り打ち出す中、市民的な次元での自治を守る立場からの対応が必要だろうと思ひます。

その意味で、本市に位置している信太山演習場あるいは400ヘクタールになんなんとする中央丘陵の実態等々、単に住宅政策という立場ではなく、住民自治を守り、市域発展を中心とした立場で取り組むべきであろうと考えますが、これら関連の公共投資等も考える中、非常に心配をするのは、私一人ではないと思ひます。そういう面から、まずは53年度を中心とした短期的な財源確保、財政対策、さらに、中長期にわたるところの本市における財政構造充実への具体的な対応が必要であろうかと思ひますので、これらに対しまして、より誠意のある御答弁をお願いする次第でございます。

さらに、各種料金改定の問題でございますが、幼稚園、保育園の保育料、特別会計の国保料金、今回もまた、改定が出ておるわけでありすがけれども、各種料金改定については、適正負担ということが常に論議の中心になるわけでございます。今回の改定における適正負担の根拠、市費の持ち出しを中心とした算出によって常に説明されているところでありすがけれども、市民受益者の公的負担は、おのずと、その適正基準を合理的に備えていかなければならないことは当然ではないかと思ひます。行政水準の一定基準の維持あるいはまた市民生活を保護するという基本的な目標の中から、国民健康保健料あるいは幼稚園、保育園の保育料等を考えていかなければならないかと思ひます。

その意味で、ただ単に従来から繰り返されておる応分の負担の原理を抽象的に説明するだけでなく、きわめて無責任なそのような態度を繰り返すのではなく、現今の実態を無視した厚生省基準、それらのものを基盤とするのではなく、多額にわたる超過負担の解消あるいは市民生活を守る立場での市民とのコンセンサスを得る中で努力を中心的に持ってこそ、これらの問

題に対処できると思います。そういう観点に立って、今回の料金改定についての考え方をお伺いしておきたいと思います。

財政問題の最後には、国民健康保険会計の問題であります。財政調整交付金が不元的次元の枠組みの中で、それを基調として配分されているように聞いておりますが、全く実態にそぐわない配分のように考えられます。これら本市の国保会計の実態から、被保険者の実態等についても強く厚生省に要望しながら、この財政調整のための交付金という位置づけに見合うような措置を図るべきであろうと思いますけれども、これらにはどのように対応しているのか、お伺いしておきたいと思います。

次に、教育行政の関係についてお伺いをいたします。校舎、講堂等々の増改築計画は、財政問題もさることながら、1日もゆるがせにできないという教育現場充実の立場から、補助裏などの問題もありましょうけれども、それよりもなお優先すべきは、教育現場の充実という課題ではなからうかと思えます。もちろん、財源的な裏づけを無視するわけにいかないことは当然でありますけれども、教育委員会の主体性のある機会均等、格差是正という実態的な目標の次元から、本市に残存する木造校舎、木造講堂、木造施設等々の現実を把握する中で、これが改築の具体的な計画を樹立すべきであると思えますが、市教委の考え方をまず第一点、伺っておきたいと思えます。

以下、具体的にまず、現在の文教施設、小中学校の全施設の中に木造校舎等の占める割合はどのようになっているのか、面積、構造別にお示し願いたいと思えます。それと、大体教育委員会の方針としては、木造施設の解消に向かって、基本的に何年ぐらいの計画、目標をされているのか、その辺のお考えがあれば聞いておきたいと思えます。

次に、父兄負担軽減措置についてでございますけれども、この件で特に見過ごすことのできないのは、税外負担の問題でございます。暖房費あるいは補助テキスト代あるいは学校現場によっては、建設費等々の名目で毎月徴収されてるのが実態でございます。現在、小学校では3,500円から3,600円、中学校では平均4,500円の父兄負担があるわけですが、この中で約40%内外が、全く公費負担当然の費用が含まれている実態を市教委は把握しているかどうか。そのような実態を踏まえての本年度当初予算措置であるかどうか、この点についてお伺いしたいと思います。

さらに、小学校では、年間PTA予算が約170万円から250万円、中学校では、250万から三百数十万円というふうに年々、PTA会計の規模がふくらんでる実態がございますが、この中にまた、月々徴収の父兄負担と同様、PTA会計から負担している建設費あるいはテキスト代等が約それらの会計の2,3割を占めている実態について把握し、適切な措置をしてい

るのかどうか、お伺いしておきたいと思います。

さらに、就学援助の申請の実態でございますが、52年の実績と、53年度予算書における小・中学校それらの予算計上は、本年度実績とどのような状態になってるのか、プラスになってるのか、マイナスか、どのような目標数値になってるのか。52年度分については申請と決定数、そして、53年度の申請と決定数の枠組みをお聞かせ願いたいと思います。

それから、福祉事務所の機構問題についてお伺いいたします。

憲法第25条に、健康で文化的な最低生活を営む権利がうたわれているわけですが、すべての人が、どのような条件のもとに生まれてこようとも、人間らしく、しかも、生きがいを持って生きるために当然保障されるべきことを原点としながら、福祉面については、考えねばならないことは当然であります。

そういう意味でまず一つは、各福祉施策の受給対象者が、自立した一人の人間として社会的に生きていくことが可能な諸条件を整備すること、これが大変大事な問題になってこようかと思うわけでありまして。そこで、まず市長に福祉の原点という立場でのお考え方を披瀝していただきたい。

そういうことを前提としながら次に現行の本市の福祉の中心である福祉事務所の実態について以下お尋ねをしておきたいと思います。

昨日来の質問で寝たきり老人が二百数十人、雑居老人も250余人、ところが、これらに対応する職員の張りつけがわずか2名、身体障害者20歳未満が2,000名と答弁がございましたが、それらの方々の直接間接にお世話する職員の張りつけがわずか2名、生活保護が800余世帯あるように聞いておりますが、担当ケースワーカーが9名、平均90件、複雑多数の現今の生活実態に対応して、自主更生への具体的な相談活動がなおざりにされざるを得ない実態でございます。「算術ワーカー」と俗称されるような形式的、事務的に陥らざるを得ない実態を市長はどのように考えているのか。近隣の堺、高石、岸和田等には、コンピューターの導入あるいは受付職員の配置等々で充実しているように聞き及んでるわけがあります。

生活保護世帯の例をとると、その構成の実態は、傷病者、障害者、その他事故世帯が46%、高齢世帯が30%、母子家庭9.2%などから見るように、障害者あるいは傷病者あるいは事故家庭等々がその中心を占め、これらの家庭に対する適切な自立更生への指導が欠くべからざる問題だと思っております。その意味に立って、53年度機構充実させる立場から、福祉事務所機構充実への具体的なプログラムを市長は持ってらっしゃるのか、お伺いをいたしておきたいと思います。

最後に、新関西空港問題についてでございます。施政運営方針の中で市長は、地方自治の原点に立ち返り、地域社会として新たな対応が迫られるであろうと予測され、行財政のあり方を抜本的に検討する必要がある、と関西新国際空港存置問題について述べられているわけでありまして、現在、54年度を最終年度とした環境アセスメントの設定、それがための環境調査が行われているわけでありまして、市長も大阪府の環境調査懇話会に委員として参画されております。一方また、地域整備に関する調査等々も専門家の手によって活動が期待されているようにも聞き及んでおります。空港存置の是非は別として、12万市民の生活と将来を担う立場から、泉州沖関西新国際空港問題に対して、市長としてどのような立場をおとりになるのか、お考え方を披瀝願いたいと思ひますし、大阪府の懇話会に委員として出席されている立場から、それらに参画された模様の報告等々、この議会を通じていたされたい、このように思うわけでありまして。

三点目には、これら空港問題に対する具体的な対応を事務局段階で取り組みを始めるべきであろうと思ひますが、これらについても、御所見を伺っておきたいと思ひます。

以上、通告申し上げ、御答弁をお願いいたします。答弁の内容によっては再質問をお願いし、終わります。

○ 議長(柳瀬美樹君) 答弁。

○ 市長(池田忠雄君) 横田議員さんからの財政問題について、財政基盤の充実等々を中心として、まず、基本的な考え方について私から御答弁申し上げ、細部については、担当からお答えさせていただきたいと存じます。

ガイドライン、いわゆる再建団体転落の限度額の問題でございますが、御案内のとおり、標準財政規模の2割を超えますと、昭和53年度では、14億6,622万1千円が限度額でございます。これに至らない範囲内での財政運営をしていかなければならないと存ずるわけでございます。そのためにも御指摘のとおり、財政の充実あるいは再建についての計画を示すべきではないかという御意見ももっともでございます。基本的な、地に足のついた和泉市の現況に立って、財政再建への具体的なプログラムを早期に完成しなければならないと存じております。この点についての作業も進め、また、議会にも皆さん方の御協力を賜りたいと存じておりますので、その節、よろしくお願ひを申し上げたいと存じます。

それから、基本的な財政基盤の充実策については、まず、基本的には自主財源の増加を図り、税については、課税容体の適正な把握、徴収率の向上はもちろんのことでございます。あらゆる経費を精査、自主財源の確保に向かって今後も努力させていただきたいと存じます。

また、国に対しましては、現行の地方交付税率32%を何とか40%に近づけるよう、近隣

各市と手を携えてやっていかなければならない。また、本市の置かれてる実態から、大都市近郊でございますが、種地が現行乙の6となっておりますのを、何とかうちだけでなく、大都市近郊の種地を乙の7に上げていただくことによって相当な増収が見込まれる、こういう具体的な問題がございます。これに向かっても、議会の皆様方の御協力をいただきつつ、国会の先生方の御支援もちょうだいして、大都市均衡並みということでの種地の改正も迫る中、今後も強く当たってまいりたいと思います。

その他信太山開発等についての御提案もございました。膨大な面積を有しておりますので、何とかこれの交換払い下げを理事者としても考えておったわけでございますが、公社の現状からして、特別委員会でいま御論議をいただいているわけですが、やはり公社財政の再建がまず第一でございます、議会の皆さん方と御協議、コンセンサスを得ながら進められればと存じております。

また、中央丘陵の総合計画に基づくマスタープラン、泉北鉄道の延伸問題を中心として、議会の特別委員に大変お世話になっております。いま、宅建公団とも折衝を重ねてるわけでございます。やはり本市の将来にわたる計画、財源措置としてもいろいろ考えながら、重箱のすみをほじくるばかりでなく、大胆な構想を立てて取り組みをしていかなければならない現況でございます。

流動的な住民税に対し、固定的な固定資産税の増収をどう図るか、これが一つの大きな課題でもございます。一般的にやはり分譲宅地による持ち家、こうした考え方を積極的に推進し、公害を伴わない秩序ある町づくりを進める中、何とか固定資産の増収を図っていかなければならないと把握しております。

こうした意味合いに立ちまして、何とか国、府へも働きかけて自主財源の拡大あるいは今後の税収の充実に向かって意欲をもって取り組みたいと存じております。こうした諸点につきましては、いずれも議会の皆様方の御協力なしには達成できない問題でございますので、よろしく御指導、御協力のほどをお願い申し上げ、細部については、担当からお答えさせていただきたいと存じます。

○ 財務部次長（麻生和義君） 経常収支比率等についての数値の御答弁を申し上げます。

先ほどの52年度の経常収支比率ですが、現在、115%の見込みでございます。53年度当初予算の経常収支比率の計算では108%の見込みでございます、当初段階で7%の改善ということでございます。今後、補正等が出てくれば変わるかもしれませんが、この目標としては、経常収支比率を100以内に納めるべく努力いたす所存でございます。

それから、債務負担行為の残の関係でございますが、今回御提案申し上げます債務負

担行為約57億円、52年度までの残を含めると、合計が158億3,035万円の見込みでございます。一般会計の買い戻しなどいろいろあるわけでございますが、国・府の補助金が49億4,100万円の見込み、起債は46億300万円、それから、いわゆる大阪府等で買い上げていただくものもございます、その他の財源とわれわれは呼んでるわけですが、それが6億9,200万円、差し引きして、最悪一般会計がかぶった場合、55億9,329万2千円ということございまして、これらを元金及びその利子ということであらわした債務負担行為ですが、そういったことで、一般財源相当分という表現で予算書に調書として記載してございます。

それから、長期債の残高等について、いわゆる公営企業金融公庫の改組問題が新聞紙上等ですでに御案内のとおりですが、公営企業金融公庫の名称はそのままで、内容は、53年度から枠の拡大が図られたということでございます。この公庫を利用して長期低利に切りかえる具体的な方策でございますが、これは一人本市だけで運動を展開できません。あくまでも、所管の上級官庁、すなわち大阪府知事の認可を必要とするものでございますので、担当の部の地方課に積極的に働きかけてもらいたいと考えます。

それから、公共料金改定等の問題でございますが、市民的コンセンサスをとるべく客観的な基準を申されておられましたが、現時点での公共料金改定については、原価意識が全面に出ていたといった事実がありますが、今後は市民的なコンセンサスをとるべく、そういった客観的な基準を求めているような方策を講じてまいりたい、かよう考えております。

以上でございます。

- 15番（横田憲治郎君） 市長から御答弁いただきましたが、53年度14億6千万円のガイドラインということですが、施政方針で再建団体転落回避を至上目的と述べられております。当初予算は、これだけの規模に縮小というか、かたく踏んだわけですが、52年度の現計実態から考え、かなり補正で予算規模がふくれるのは当然でしょう。現在、当初予算を拝見する中でも、昨日来の質問にも出ておりましたが、定かな歳入措置ができない実態がある中で、非常に大変な問題であろうと思うんです。再建団体転落必至という論議が出るのも当然かと思う。

そういう観点で、これはタブー視できない問題ですので、議会、理事者ともどもに、学識経験者、市民などいろんな各層の立場の方々からの全市民的な課題として、本市の財政問題を検討し、追究するプロジェクトが必要ではないか。単にやみくもに形をつくらなければいけないというわけではないと思いますが、行政次元ということはもちろん、いまや地方自治の原点の立場から、住民次元、市民的な次元で、だれかれの責任というのではなく、中央政府に当たらねばならないことは当然だと思えます。従来からの発想だけでなく、新たな緊張感に立った発想が求められるんじゃないかという意見を持っておりますので、さらに御所見があれば伺って

おきたいと思います。

それから信太山開発、中央丘陵の問題ですが、これらは表裏一体の関係があると思います。いたずらに人に増加で行政需要が増大するだけでは、持ち出しが多くなってどうにもならない。これとても一つの大きな課題であろうと思います。だから、議会と協議するのは当然としても、やはり市政改革への橋頭堡というか、先ほど新機軸という表現で申し上げましたが、市長の強烈なリーダーシップというか、そういうものが必要であろう、そういう面で要望しておきたいと思います。

経常収支比率の問題ですが、100%以内に何とか抑えたい、非常に結構ですが、聞いているだけではね。しかし、現実には不可能に近いと思うんです。こちらで申し上げるよりも、そちらの考えを聞くのが当然だと思いますが、52年度の115%から7%ダウンして当初予算を組んでるわけでしょう。これはどういうところに中心課題を置きながら精査したのか。100%を目標にやれば、さらに補正を組んでいく中でどのようにやっていくか、この点もちょっと聞かせてもらいたいと思います。

それから、公債費、債務負担等々の一般財政圧迫の要因でございますが、私は自主的な運営という立場からのガイドラインというか、その設定がなければならぬと考えます。経常収支でこれ以上負担がふえてくれば、とてもじゃないがもたない。それを回避するために長期低利債への借りかえあるいはたな上げ措置等々、果敢な働きかけと努力を中央にされなければどうしようもない実態です。市長みずからそう言ってるわけですから、府の地方課へ頼みに行くんやと、これとても在来からの発想、次元ではなく、本市の主体性あるプログラムを樹立すべきだと思う。うちだけで考えても、上で認めてくれなければしょうがないという、中央集権的な発想があることは否めない現実だと思いますが、中央に地方財政制度の抜本的改正を迫っていくという基本的な指摘があるわけですから、そういうことも意見として申し上げますので、さらに御答弁があればおっしゃってください。

- 財務部次長（麻生和義君） 52年度に比べ7%の改善を図った理由につきましては、直村議員さんにもお答えいたしました。本年度末をもって退職される方、普通退職を含め、条例定数で31名の減を図っております。この方々の1年間の人件費相当分1億4,850万円、その他諸手当の改正、それから物件費、旅費を初め、需用費、備品、委託料の物件費関係、それから各種団体の補助金も、前年度に引き続き、本年度も前年度と同程度といった計上で7%の改善、それを100%以内にめどと申し上げましたが、これにつきましては、市長の先ほどの御答弁にありましたように、交付税の種地を大都市並みの行政需要を必要とするといった角度から繰り返し運動を展開してまいり、53年度におきましては、非公式ですが、種地の態様補

正の関係が改善されるということでございます。そういった面からして、53年度に普通交付税の算定方針がかなり変わるんじゃないかといった非公式の話も聞いております。さらに、中期的な再建計画での事務レベルでのすべての経費等についての見直し作業を現在、準備中でございます。そういったものを含め、53年度は100以内をめどにいたしたいと考えるわけでございます。

それから、いわゆる債務負担行為、公債費等の限度額ということでございます。現時点では過去30年の公債費比率の平均が20%以内にとどまるよう、元利償還金に抑えるといった現行地方財政制度上の制約がございます。当然、それに従うべきであるといった観点から、現時点では、債務負担行為がどれだけあると、どういったことの制限を受けるといったことは、いまのところございません。しかし、債務負担行為の残高についても少なくしていくのが、われわれの務めでございます。そういったことから、債務負担行為及び起債の元利償還金の軽減についても努力してまいりたいと考えます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 教育次長（広岡史郎君） 教育行政の2点にわたる御質問にお答えいたします。

最初の教育施設整備のお尋ねでございますけれども、常々、御指摘を受けております。木造校舎等々の保有、旧校と新校との格差問題については、かなり格差が生じてきておまして、これらの改築計画について鋭意、取り組んできているわけでございます。現状、木造校舎の占める割合でございますが、小学校では25%、総面積7,646平米、中学校では2.5%、672平米でございます。

年次計画は、当然、今回の政府の景気刺激策の補助拡大による対象に限って、いろいろ取り組んでるわけでございます。それらが今後、永続を希望するものでございますが、対象事業が拡大されたといっても、補助率、補助単価等は従来どおりで、相変わらず3分の2の補助で、超過負担を避けても、3分の1の事業費負担が出てくるという形でございます。財政に多大の負担をかけるものでございます。極力、木造校舎の解消計画を立てて取り組んでまいりたいと思っておりますけれども、教育委員会の一方的な計画では実現不可能でありますので、財政当局とも鋭意協議し、年次計画を立てていきたい、かよう思ってるわけでございます。いずれにしても、年次計画は、今回の政府の景気刺激策の補助対象に乗っかるという中で取り組んでまいることでございますので、政府の施策の動き等も勘案しながら、昭和54年度以降、早期に木造校舎の改築が実現されるよう、強く念願しておるということでございます。

次に、父兄負担軽減等についての御質問でございます。いろいろと細かいデータをお示しいただき、御教示いただいております。現状、小学校では、PTAの決算書等の内容からする調

査してまいりますと、相変わらず備品の修理費、教員教材の補助等を行っております。また、中学校でも、PTAの自主的な活動以外の中で、学校保健、体育、給食面でも、PTA会費から支出、援助しているという数字が上がっております。

財政的に苦しい中ではありますが、教育委員会では一定の基準を設け、小中学校、幼稚園にいろんな予算等の配当を行っておりますが、満足な額に至っていないという御批判を受けております。52年度の決算見込みでは、小学校では6,205万2千円、1校当たり387万8千円、児童1人につき4,770円、中学校は1,591万3千円、1校当たり327万3千円、生徒1人当たり2,791円、かような数字で配当を行い、極力、最小の経費で最大の効果を出していただくよう、指導面も相まって努力しております。各校園では教育効果を期待し、また一方で種々配慮される中で、PTA援助、いわゆる父兄負担という形で賄われてることは明白であります。今後、いろんな機会をとらえ、そういう父兄負担軽減等についての考え方、各校園に配当いたします消耗品費等の経費についても、なお一層力を入れていきたいと考えるわけでございます。

二点目の就園就学奨励等の御質問でございますが、52年度の決算見込みでは、給食費、学用品費、修学旅行費、入学用日用品費などで、小学校部門では、3,646万4,598円を見込んでおります。中学校でも、同じく2,102万6,697円でございます。これらを振り返りますと、申請件数に対する決定率でございますが、小中学校とも、いずれ92%の決定をいたしておる実態でございます。

なお、53年度に向けての就学援助等の経費でございますが、小学校では、約20%増の人員アップを見込み、予算措置では5,033万円、中学校では、同じく人員が20%増、3,268万5千円の予算措置をお願いしているということでございます。

以上でございます。

- 15番（横田憲治郎君） 文部省では、今度の国家予算の編成時点で、義務教育図書の有償化（一歩踏み出したような形で予算措置がされたわけですが、教育長、これは市教委の立場でどのようにとらえてはりますか。先ほど具体的なことを申し上げましたが、市長、私もPTAの決算書持ってます。月々、子供が学校へ持っていく袋等がございますが、特に中学校ではクラブ活動費、いまや、PTAという組織ではなく、学校援助会というか、学校後援会というような形です。義務教育の父兄負担の軽減から解消へと漸次前進していたのに、やむなき必要最小限度ということでPTA会計におもねなければならないのか。それとも、一連の過保護の延長次で措置せざるを得ないのか。そこに、やはり教育委員会の指導的な立場があるんじゃないかと思う。

施設格差の問題もさることながら、こういう内容格差が義務教育の小中学校にある。充実したPTA会計のところは施設も充実していく。こんな言い方をすると語弊があるかもしれませんが、PTAにおもねるのはよそうじゃないかということでがんばるPTA会計では、乏しい内容の状態で運営されるということがあれば、大いなる問題ではないかと思います。私は、現場では、必要最小限度に保護者の方々が、あるいは現場の教職員の人たちの連帯の中で、やむにやまれないPTA会計の予算措置ではなからうかと思うんです。

そういう立場で、いま、きわめて事務的に部長から答弁をいただいたわけですが、それはそれとして、やはりこれらの実態を精査検討する中で、教育委員会の果たす役割について、文部省の教育図書有償化への一連の動きと相まってどのように考えていらっしゃるか。具体的な対応もあるとするならば、賢明な教育長からお教えをいただきたいと思います。

それから、施設の問題については、巨額な超過負担を強いられ、さらに債務負担にゆだねなければしょうがない状態の中で、なかなか施設の拡充計画といっても簡単にできないと思います。しかし、教育委員会の主体性という立場から、常々要望されてきたわけでございますので、より緊急度の高いところから、特に昭和20年以前、いわゆる戦争以前の建物、たとえば南松尾小学校問題もきのう出てきましたが、本当にお気の毒だと思えます。緊急度を勘案しながらぜひひとつ御努力をお願いしたいと思います。

PTA会計について、ひとつ賢明な教育長の御答弁をお願いいたします。

○ 教育長(葛城宗一君) お答え申し上げます。

PTA会費の中に、当然公費で負担すべき性格と考えられるものが多く含まれている、これはもとより承知いたしております。これらの解消に向かっては、かねがね御指摘をいただき、48年でしたか、具体的な計画も立てたわけですが、以後3年間、年々増加しながらも、物価上昇からんで解消に至らなかったという実態でございます。

この解消については御承知のように、昭和35年に義務教育費における税外負担の解消ということで、財政法の一部が改正されました。その中で明確な規定かわれわれは望んだのですが、法の改正によりまして、負担させてはならないものという原則規定の中では、教職員の給与に関する経費あるいは学校の校舎及び運動場等の維持管理的な性質のものは、税外負担としてもたせてはいかんという抽象論に終わったわけでございます。自来、教科用図書の無償化とともに、義務教育を無償とするという全国的な高まりと相まちまして、その無償化に向かって努力してまいったのでございます。

しかし、現実には、多くの御負担をいただいていることは事実でございます。きのうも勝部先生から御指摘をいただきました。葛城は教育行政を職責としながらも、理想、理念を忘れてるん

じゃないかというおしかけでございます。私も、理想の実現は教育にあるんだ、理想のない教育は教育とは言えないという考え方の上に立って現行法令の理解に努め、その理想実現に向かって微力ながら努めるものでございますが、この義務教育の無償化を図る上においては、やはり、何と言っても、現在のPTAの本来の活動ということに期待をかけて多くの負担を解消することが先決である、かよう考えるのでございます。

しかし、泣き事を言うものではありませんが、今回の予算では、物価上昇に対処できていないような予算内容でございまして、加えて本市の人口急増等々の客観的な諸情と相まって、なかなかその理想の目標を果たすことができない実態でございます。しかし、たび重なる御指摘をいただいておりますので、何としましてでも保護者負担の解消と、PTA本来の活動、各校の均衡のとれた学校運営を目指してこの解消に努めてまいりたい、かよう考えるのでございます。

- 15番（横田憲治郎君） 時間が経過しますからよけいは言いませんが、泣き節で答弁してもらって残念ですが、市長も御認識をいただきたいと思えます。中学校では、クラブ活動費、特に進路指導等でのPTA会計からの予算措置は各校ともです。特に養護学級の関係、これは小学校ですが、これにPTA会計で措置しなければならないのは非常に残念だと思います。会しきはよく理解いたしますが、最善の努力で全き現場運営ができることを目標に懸命な御努力を教育長、お願いしておきます。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。

- 市民部次長（青木孝之君） 福祉行政の中の福祉事務所の機構充実についてお答え申し上げます。

御指摘いただきました福祉の機構の現況は、指導員1名と9人のケースワーカーで生活保護家庭741世帯、1,577人の保護を実施しております。1人平均83世帯を担当しております。国の基準では、一応、240世帯まで3人、それ以上は、80世帯を超えるごとに1人増員と規定されておりますが、この基準は、生活保護法が制定されました昭和28年のことで、最近のますます複雑多様化する福祉行政水準に対応するため、実施体制の整備を図りながらケースワーカーの資質の向上を図り、生活保護行政の適正かつ健全な実施体制の確立を図っていくよう、私なりに努力をしていく所存でございます。御理解賜りたく存じます。

- 15番（横田憲治郎君） これは市長からちょっと見解をお願いいたします。ケースワーカー1人で80人から85人持ってますから、調査に行く、記録もきちんとなさなければならない、そういう事務と調査に忙殺されて、新しく相談に来はっても、なかなかケースワーカーには会えない。会えても時間がなくて、ゆっくり話もできない。担当ケースワーカーにしても十分聞きたいが、どうしても事務的、形式的になる。まして、被保護世帯の方が自主更生、約半分

ぐらいは自立更生への客観的な条件のある方がおるわけです。そういう方々に適切なアドバイス、自立更生への助言あるいは指導ができない。日常の仕事を消化していくのに飽和状態になっている。これは受付の事務員がおって、受付は受付で別に担当職員がおってということでの、いわゆる28年の基準ですか、これとても関連があるわけです。

ところが、本市の場合は、単純にケースワーカーがすべてやってしまう、やらなければならない状態になっている。ひとつ現場を御認識いただき、職員配置の充実も考えていただきたい。それでなかったら、3カ月で更生できる人が半年、1年さらに悪い方へ陥ってしまう。たださえ、最低生活の最低基準しかできてない、薄っぺらな生活保護費の中で、生かされない結果が出てくることを憂慮する立場でございますので、市長に検討と、その充実の実現方を要請したいと思いますが、御見解をちょっと一言、披瀝してください。

- 市長（池田忠雄君） 横田議員さんの御指摘の点、十分踏まえながら、現場の実態を検討し、何とか対処していかなければならない状況です。十分現場の実態等を踏まえて検討させていただきたいと思います。

第四点目の新関西空港問題について、環境調査と地域整備についての見解を言えという御質問でございますが、議会でも新空港特別委員会をおつくりいただき、いろいろ御論議をいただいておりますことをまず、感謝申し上げるわけでございます。私も皆さん方の御支援、御協力を得、知事の委嘱機関である空港問題調査懇談会に地元代表で参加させていただいております。

端的に本会議上でこの問題について、市長の見解を言えということは、率直な話、むずかしゅうございます。ただ言えることは、私はまだ空港問題の是非を論ずべき時期ではない。いま、泉州沖4キロの海上に設置される候補地となっております新空港問題については、運輸省も大阪府も十分な事前調査が必要だと思えます。もし、空港ができた場合、付近住民の生活障害がどうあるのか、こういう点を中心としての事前調査にいま、かかっているわけでございます。

私は調査というのは、何も公害があるのかないのか、生活障害が地域住民にあるのか、あるいは通過公害はどうか、上空を飛ぶときの公害等、いろんな点があると思えます、したがって、そうした気象海象条件とあわせて、やはりこの空港ができたとき、泉州全域がどうなっていくのかという、地域の整備問題の調査が当然、並行してなされなければならないと思えます。自然条件、気象海象の調査のデータとともに、空港ができたとき全泉州がどうなるか、あるいは本市で言えば、どういう地域整備がなされるのか、これらの点の調査とかをならみ合わせてでないと、本当の調査にはならないと思えます。

こういう点からいま、新空港の是非を論ずる時点ではございません。十分な科学的データが出、生活障害が住民にあるのか、ないのか、もし、空港ができた場合の泉州全体にどうい

域整備が行われるか等の調査と相まって論議される中で、新空港の是非が論じられなければならない、かように存じております。

以上、お答えになったかどうかわかりませんが、非常に微妙な段階でございますので、市長としての見解は差し控えさせていただきたいと思っております。

- 15番（横田憲治郎君） 空港の是非を鮮明にしろというつもりで市長の見解を問うてはなりません。ただ、地元次元が置き去りになる中で、建設省あたりでは、景気浮揚の立場から浮体工法がどうの、埋め立て工法がどうのということが論議されており、あるいはまた、環境調査についても、2月末から3月にかけてやったそうですが、正式には各自自治体に対する照会というものが出ていない。だからといって、本市の立場で、地域整備を行うようにすべきだというメニューを先に出すところまでは、空港の是非につながる問題でどうかと思いますが、やはり現状の運輸省、建設省の本問題に対するあり方について、市長が述べられた中にもございましたけれども、本市の立場で生活障害があるのかないのか、あるいは地域整備が肝要であるということの正式な立場で、現在の懇話会の中で意見をおっしゃってるんじゃないかと思う。そういう意思表示をしていくべきであろうし、環境アセスメントの定期的な地元地域における報告とかも、私は市の立場で要望していかなければならない段階にきてるんじゃないかと思うわけでございます。

以上、意見として申し上げまして、結論的に対応をおくれないように、空港問題が着々と進む中で公害だけ残されたということになっても仕方がないので、ひとつそれらの検討も怠りなく進めていただきたいと思います。

議長、ありがとうございました。

- 議長（柳瀬美樹君） 皆さんの御協力によりまして、一般並びに総括質問は全部終了いたしました。

この際、お諮りいたします。日程第一「和泉市公共下水道事業特別会計設置条例制定について」より、日程第19「昭和53年度和泉市病院事業会計予算」までを、予算特別委員会を設置し、同委員会に付託の上、十分御審議を賜りたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。特別委員の選任につきましては、はなはだ僭越ではございますが、私から選任させていただくことに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないようですので、昭和58年度予算特別委員の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) ご報告申し上げます。

予算特別委員に寺田議員、天堀議員、松下議員、赤阪議員、木下議員、池辺議員、貝淵議員、田中議員、三井議員、竹内議員、竹下議員、坂上議員、藤原利一議員、以上18名でございます。

- 議長(柳瀬美樹君) ただいまの報告どおり選任するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

おはかりいたします。木下議員より病気により辞職願いが出ておりますが、辞職許可するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ただいま、木下議員の辞職に伴ない横田議員を選任するについておはかりいたします。

選任するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないようですので選任する事にいたします。

特別委員の皆さんには連日お疲れのところ、また御多用中、まことに御苦勞でございますが、よろしく願い申し上げます。

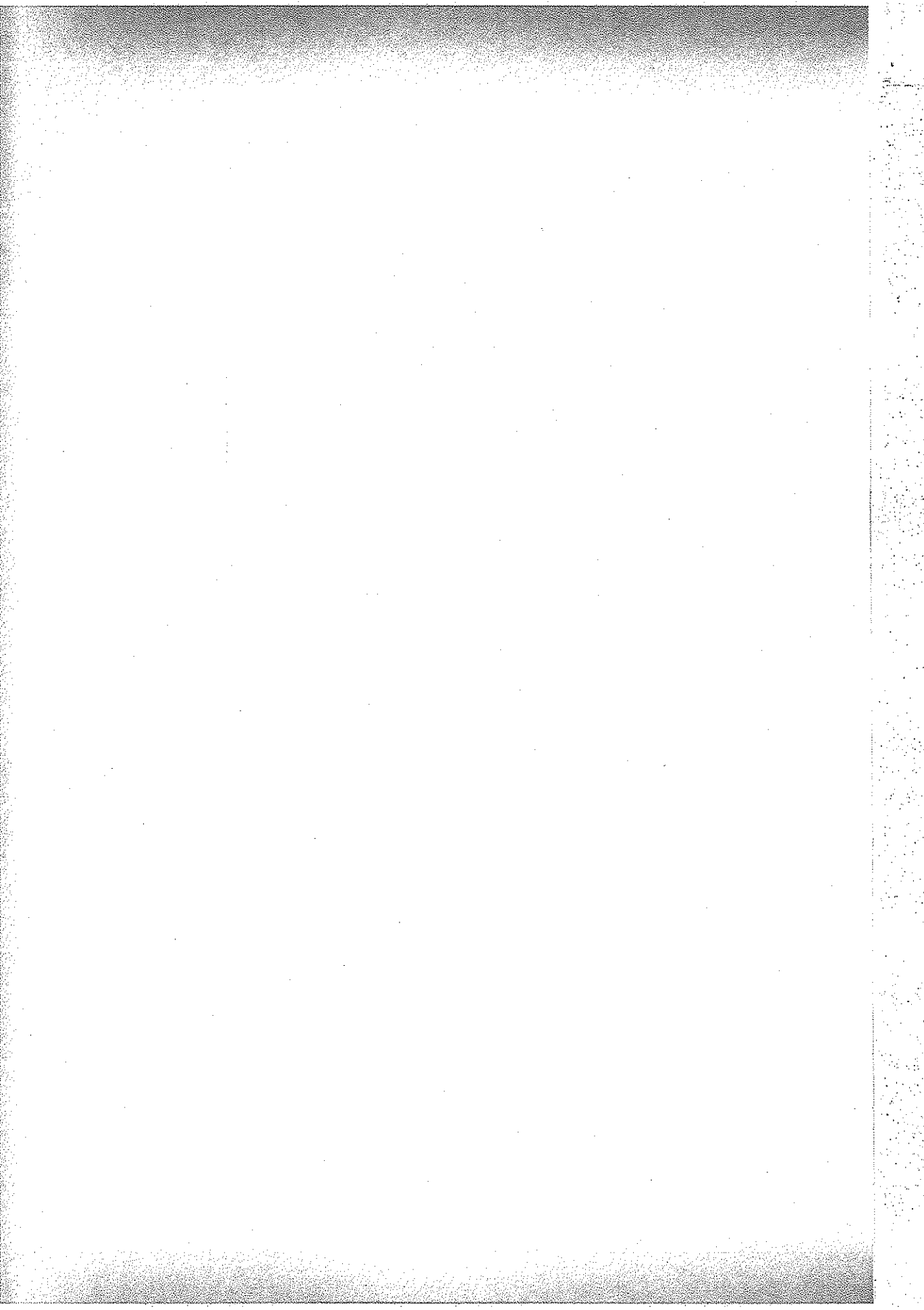
本日はこれにて散会いたします。

なお、明15日は休会とし、16日は昭和51年決算認定及び議案の審議を行いますので、定刻御参集賜りますようお願い申し上げます。長時間まことにありがとうございました。

(午後4時34分散会)

○

第 4 日



昭和53年3月16日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

1番	寺田	茂君	15番	横田	憲治郎君
2番	天堀	博君	18番	池辺	秀夫君
3番	橋本	佳行君	19番	貝淵	博治君
5番	仁井	明君	20番	田中	包治君
6番	大谷	昌幸君	21番	直村	静二君
7番	金沢	勝君	22番	勝部	津喜枝君
8番	成田	秀益君	23番	三井	正光君
9番	松下	定君	25番	竹内	修一君
10番	山口	義一君	26番	柳瀬	美樹君
11番	上代	卯之松君	27番	竹下	義章君
12番	藤原	要馬君	28番	坂上	國治君
13番	赤阪	和見君	29番	藤原	利一君

欠席議員(2名)

16番	木下	甲子三君	17番	富山	敏治君
-----	----	------	-----	----	-----

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市長	池田忠雄	病院長	竹林淳
助役	坂口禮之助	病院事務局長	平野誠蔵
収入役	中塚白	〃 次長兼管理課長	藤原光夫
市長公室長	西川喜久	水道部長	田中稔
〃 次長兼企画室長	杉本弘文	〃 次長	福本喬久
〃 秘書広報課長	竹田明郎	消防長	和田増義
財務部長	宇沢清	〃 次長兼消防署長	湯川行雄
〃 次長兼財政課長事務取扱	麻生和義	教育委員長	堀内由延
同和対策部長	佐原行雄	教育長	葛城宗一
〃 次長	生田稔	〃 次長兼管理部長	広岡史郎
市民部長	内田繁	〃 次長兼指導部長	乾武俊
〃 次長兼福祉事務所長	青木孝之	管理部次長	松村吉堯
産業衛生部長	山本俊兼	指導部次長	橘本昭夫
〃 次長	富田宏之	選挙管理委員会委員長	味谷日吉
建設部次長	森保	〃 事務局長	岸田秀仁
改良事業部長	林徳次	監査委員	西口喜一郎
〃 次長	逢野一郎	監査事務局長兼 公平委員会事務局長	向井洋
解放総合センター所長兼 総務課長事務取扱	萩本啓介	農業委員会事務局長	信田種行
用地担当参事、土地開発 公社事務局次長	岩井益一		
用地担当参事、土地開発 公社事務局次長	中西淳富		

※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

○

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中 野 満 男

○

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	吉 岡 昭 男
次 長	吉 田 種 義
議事係長	西 垣 宏 高
議 事 係	佐土谷 茂 一
議 事 係	山 本 雅 俊

○

本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和58年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月16日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	認定第3号	昭和51年度和泉市歳入歳出決算認定について (決算委員長報告)	
2	監査報告第1号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和52年11月分)	P. 1
3	監査報告第2号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和52年11月分)	P. 6
4	監査報告第3号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和52年11月分)	P. 12
5	監査報告第4号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和52年12月分)	P. 17
6	監査報告第5号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和52年12月分)	P. 22
7	監査報告第6号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和52年12月分)	P. 28
8	監査報告第7号	定期監査結果報告(第2次分)	P. 33
9	議案第25号	財産取得について(市立鶴山台南小学校校舎)	P. 4
10	議案第26号	財産取得について(市立信太中学校水泳プール)	P. 6
11	議案第27号	財産取得について(不燃性廃棄物埋立処分用地)	P. 8

日程	種別及び番号	件名	摘要
12	議案第28号	前収入役に係を退職手当の加給について	P. 10
13	議案第29号	昭和52年度和泉市一般会計補正予算(第6号)	P. 11
14	議案第30号	昭和52年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	P. 44
15	議案第31号	昭和52年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第2号)	P. 48
16	議案第32号	昭和52年度和泉市水道事業会計補正予算(第2号)	P. 54
17	議案第33号	昭和52年度和泉市病院事業会計補正予算(第3号)	P. 76
18	議案第24号	教育委員会委員の任命について	P. 1
19	議案第34号	工事請負契約締結について ((仮称)和泉第四団地Eブロック建設工事)	別冊P.1
20	議案第35号	工事請負契約締結について((仮称)和泉第四団地Dブロック第2期建設工事)	別冊P.3
21	議案第36号	工事請負契約締結について ((仮称)和泉市立図書館新築工事)	別冊P.5

(午前10時30分開議)

- 議長(柳瀬美樹君) おはようございます。議員の皆さん方には、公私とも何かと御多忙の中多数御出席賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま出席されている議員さんは、18名でございます。欠席届け出のある議員さんはございません。竹下議員さんから遅刻の届け出がございます。その他の方につきましては、間もなくお見えになるものと思われまます。現在、18名でございます。

- 議長(柳瀬美樹君) ただいまの報告どおり、出席議員18名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に印刷配布してあるとおりでありますので、御了承賜りたいと存じます。

○

- 議長(柳瀬美樹君) それでは、これより議案審議に入ります。日程第一「昭和51年度和泉市歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本決算認定については、昨年12月第4回定例会におきまして決算特別委員会に付託となっておりますので、審査の経過並びに結果の報告を坂上委員長よりお願いいたします。

(決算審査特別委員会委員長報告)

- 決算審査特別委員長(坂上國治君)

昭和52年12月開会の第4回定例議会におきまして、決算審査特別委員会に付託されました昭和51年度一般会計並びに特別会計につき、その審査を去る1月24日、25日の両日開会の委員会において慎重審議をいたしましたので、その経過並びに結果につき、概要を取りまとめ御報告申し上げます。

当日は市長、助役、教育長及び関係部課長の出席を求め、提案理由並びに内容説明は、本会議における議案上程時にされていることから、これを省略し、一般会計決算の歳出より款を追って審査に入りました。

まず、議会費につきましては、需用費の不用額は、内容的にどのように不必要になったか、また、議員に対する会議録の配付要望、議員の旅費等の質問がありました。

第1点目の需用費の不用額は、消耗品費、印刷製本費の節減による不用額。

第2点目の会議録の配付については、要望の趣旨に添えるよう十分検討いたします。

第3点目の旅費は、議員活動旅費と議員府外出張旅費の減によるものである。との答弁があり、議会費を終わります。

次に総務費につきましては、総務費の需用費約4千万円不用額が出ているが、その理由は何か。車輛管理費では、車輛管理をどのようなシステムでやっているのか。公私用のチャエックはどのようにしているのか。固定資産賦課費では、家屋一斉調査図面とは、具体的にどのようなことなのか。同和対策総務費では、非常勤嘱託員退職積立金とは何か。また、何名を対象にしているのか。退職した場合の金額は幾らか。市同促の不用額を出しているのはどうなっているのか。また、衛星都市で市同促の現況はどのようになっているのか。交通公園費とは何か。また、場所の明記等につき質問がありました。

第1点目の総務費需用額約4千万円については、各主管課の協力をいただいて節減の要請した結果によるものである。

第2点目の車輛管理では、管財課において集中管理しているのは現在5台で、その他の車輛については、関係各課に長期貸し付けという名目で貸し付けており、公私用については、運転日誌に記録させている。私的についてはないとの答弁がありました。

第3点目の家屋一斉調査図面は現況課税してある家屋の図面を写し取り、現場に持って行き、現況と変動がないか比較する図面である、との答弁がありました。

第4点目の非常勤嘱託退職積立金では、昭和46年度より同和対策事業の一環として毎年30万円を積み立てており、これの対象は5名であり、退職した場合の金額は、個々に年数等を勘案し、金額を計算して実施するものである、との答弁があり。

第5点目は、市同促の不用額については、市同促の決定につきましては、現在、準備委員会で着々と作業を進めており、近くセットさせてもらいます。また、衛星都市の市同促は、各市の実態を調査し把握していきたい、との答弁がありました。

第6点目の交通公園については、場所は、南池田中学校跡地でございまして、利用目的は、春と秋の交通安全運動の実施時期に合わせ、児童生徒の安全歩行訓練、自転車教室等を開催している、との答弁がありました。

その他、節における不用額の高額な科目について、その理由及び予算編成上の指摘があり、それぞれ説明を受け、総務費を終わりました。

次に、民生費であります。身体障害福祉費扶助費37万417円の不用額を出したが、その原因は、……

なお、身体障害者福祉会館運営費の利用と、その内容。また、この会館をどれだけの人が使用したのか。同和推進補助金200万円をどのような形で使用したのか。老人福祉費の老

人入浴費 347万 5710 円の使用目的はなにか。また、60 歳以上の対象に入浴券を発行しその差額は幾らか。老人医療扶助費が多額な不用額を出したのはなぜか。乳幼児解放教育講師及謝礼の内容はどのようなものか。児童遊園関係の補修の件は、どのようにして予算編成の中に位置づけするのか、等の質問がありました。

まず、第 1 点目の身体障害者福祉扶助費のことですが、当初、見積もつておりました人員が、実施面になってかなりの減となり、その 1 つは、身体障害者の夏季見舞金と福祉手当が、当初見積もり支給人員より減ったのが、不用額を出した主な原因である、との答弁がありました。

第 2 点目の身体障害者福祉会館運営費のことですが、この福祉会館で身体障害者の機能回復訓練を現在実施しておりまして、脳性麻痺系統、知恵おくれの子どもさん、また、重度の方々を対象にしており、現在、利用されている方は 8 名である、との答弁がありました。

第 3 点目の同和推進補助金 200 万円の問題ですが、乳幼児解放教育推進協議会という協議会に補助金として支出し、フィルム代、紙代に 14 万 7 千円、映写機、図書代、印刷機等に 165 万 5 千円等の購入に使われました、との答弁がありました。

第 4 点目の老人福祉費の老人入浴費扶助 347 万 5 千 710 円については、50 年 4 月までは 20 円、5 月から 30 円と料金が変わっております。また、対象箇所は 6 カ所で、60 歳以上対象人員は 625 名とのことである、旨の答弁がありました。

第 5 点目の老人医療扶助費については、当初、この老人医療につきましては、前年度の件数で 8 万件を見積もりいたしておりましたが、実際実施して見ますと 6 万 8 千 916 件で済み、当初見積もり数の老人診療数の把握困難さが、かような不用額を出した原因である、旨の答弁があり。

第 6 点目の乳幼児解放教育講師謝礼については、乳幼児解放教育講師謝礼は、同和保育の基本方針に基づき、保母、父兄、教育者が一体となって取り組んだ研究会の講師謝礼である、との答弁がありました。

第 7 点目の児童遊園関係の補修については、年末に担当者が各児童遊園を 1 通り回って修理箇所、特に緊急度の強いもの、弱いものを中心に修理箇所を点検し、それをもとにして翌年度の予算に反映さし、予算範囲内で緊急度の強いものから補修をしている。との答弁があり、厳しい財政事情の中で恵まれない人たちにしわ寄せをしないよう、より充実した方向を目指して取り組まれるよう要望があり、民生費を終わりました。

次に衛生費であります。診療所費で和泉診療所に現在職員何名で、和泉診療所運営費補助金 1,500 万円は、何に使用しているのか。また、これが運営費の補助金か運転資金な

のか。し尿処理費で、し尿処理中継措置委託料1,344万円は、委託の制度並びに業者はどこののか。し尿汲取業者の指導は、どのような形でなされているのか、との質問がありました。

第1点目の和泉診療所の職員数は、現在、16名でございます。それに伴う給与費につきましては、5,640万円でございます。そのうち1,500万円の補助金がございしますが、赤字補てんに使用させていただいております。

なお、貸付金の5,600万円につきましては、保険診療の保険療養費が3カ月おくれのための運転資金でございます。との答弁がありました。

第2点目のし尿処理費委託料1,344万円については、昭和47年、山間部地区住民のし尿くみ取りで地理的条件が平坦部とも違った点がございしますので、これを円滑な運営を図るという立場から、この制度が設けられたものでございます。業者については、南大阪環境株式会社でございます。との答弁がありました。

第3点目のし尿くみ取り業者の指導はどのようにされているかについては、し尿くみ取り業者並びにごみ収集業者等、毎月1回定例会を持ちまして、その中においてくみ忘れ、ごみ収集忘れ等なきよう、適宜指導いたしております。山間部については過疎地であり急勾配の多いところとか、車の入りにくいところについては、一般のくみ取りより多少おくれしていることについて、山間部の業者に絶対こういうことのないよう、厳重指導を行っている現状である。との答弁があり、それぞれ説明を受けて衛生費を終わりました。

次に、労働費、農林水産費については、別に質問がなく、次に、商工費につきましては中小企業経営指導育成費について、これを支出してあるが、どこへ支出し、また、だれがこれらを指導してあるのか。雇用対策費の職業転換準備資金貸付金の60万円ですが、どういうところへ、また、何人の人に支出しているのか、との質問に対し、まず、第1点目の小規模事業補助金347万円でございますが、これについては、和泉市の企業実態が零細企業が非常に多く、この経営指導に当たりまして、その指導経費の一部負担しており、商工会に経費を一部負担しており、商工会は、商工会等の法律に基づいて、国、府の補助金及び自己負担金で実施し、この算出基礎については、総事業費の1割を経営指導等の業務に対する経費として市から補助している、との答弁があり、第2点目の職業転換準備資金貸付金60万円については、同和対策の一環といたしまして、不安定就労者、特に行商パート等不安定な就労の人につきましては、常用就職の機会均等の意味からこれを容易にするため、常用就職しやすいための貸付金として、最高限度額1人10万円を限度として支出しております。貸し付け人員については5名でございます、との答弁があり、商工費を

終わりました。

次に、土木費につきましては、府中北幹線整備事業費の府中北幹線はどこからどこまでか、また、いつ完成するのか、買収なのか。住宅費の住宅使用料徴収委託料 83 万 6 千円は、どこに、だれに幾ら支払ったのか。不動産仮処分申請に伴う供託金の問題について、住宅管理費の不良住宅等賠償補償費とはどこの分であって、その賠償基準はどのようになっているのか。また、北信太駅前線の用地関係について、それぞれの質問がありました。

第 1 点目の府中北幹線の件でございますが、横尾川の繁和橋より府中市道と気西線を通りまして日鉄ロープ前を通り、府道粉河線を横断し、府中病院前を通り国鉄の府中駅南 1 番踏切を横断し、そこから府中駅前ロータリーを通り泉大津豊中、この市界までの 1,285 メートルであり、52 年度まで完了しておりますのが 455 メートル、約 40% 終わっており 53 年、54 年、55 年と工事をいたし、完成時期は 57 年でございます。主に市道を通って行きますので、用地売収等は全くございません、との答弁がありました。

第 2 点目の住宅使用料徴収委託料でございますが、市が管理している 19 カ所の市営住宅があり、これに 18 人の住宅管理人を置いておまして、その人たちにつきましては、市営住宅条例の施行規則の中から照らしまして、1 人当たり約 5,000 円程度の徴収委託料をお払いいたしている。との答弁がありました。

第 3 点目の不動産仮処分に伴う供託金でございますが、黒鳥町 210 番地の 2、黒鳥第 2 住宅の底地の問題でございまして、昭和 32 年建設当時からの一部、210 番地の 2 の所有権移転がなされていなかったということで、その地主と昭和 40 年、46 年、その都度移転について交渉いたしました。が、応じてくれず、昭和 51 年、この物件が担保に入りましたので、この担保を取った不動産業者から立ち退きを要求されたというようなことがあり、市としましても、これに対処し得る資料を多く持っておりますので、やむを得ず裁判に持ち込んだということでございまして、その裁判の費用である、との答弁がありました。

第 4 点目の不良住宅買収補償費でございますが、補償は不良住宅 136 戸、面積は 9,130 平米、金額は 8 億 1,707 万円で、その内今回の分として、不良住宅につきましては 13 戸面積は 690 平米、金額が 8,143 万で、借家人保証及び営業保証につきましては 91 件で、金額 6,514 万円であります。また、基準につきましては、公認の鑑定士に依頼いたしまして、実施調査に基づきまして、非常に細かい鑑定を出してもらっており、保証基準によってやっております。との答弁がありました。

第5点目の北信太駅前線整備事業費での用地費の件でございますが、この用地費につきましては、泉南線と北信太駅前線、現在、開通していますところですが、その交差した古墳側のところにあります用地で、その用地の面積等につきましては、公社有地より買い戻した分であり、366平米でございます。現在のところあります水路、里道等の境界明示まで進んでおり、何とか本年3月までに周辺の地主の御協力を得て、用地取得等に踏み込んでいきたいという見通しを持っており、との答弁がありました。

その他数点について質問が出されましたが、それぞれ当を得た答弁があり、土木費を終わりました。

次に、消防費については、府中出張所庁舎跡の今後の利用方法。また、ヘリコプター分担金82万8千円と、その運用効果についての質問があり、これに対し、第1点目の庁舎跡の利用については、かねてから職員の職場環境等の整備もございまして、現在、2階を職員の仮眠室及び事務所に使用させていただき1部を消防団の詰所に使っているところであり、消防業務を円滑に推進することを基本としながら、一部を他の方への利用につきましては、市有施設の全般な運営の中で適正な活用をいたしたい、との答弁がありました。

第2点目の分担金については、府下の消防本部が緊急の場合にこれらの運営につきまして、総合応援協定を結んでございまして、それに伴い各衛生都市での負担金でございます。82万8千円、これの半額を大阪府が負担しており、実質的に市の持ち出しは41万4千円でございます。

運用につきましては、緊急応援をいただくときには、薬剤等の積み込み等もございまして、消防本部の裏手のグラウンド、市の状態を見ると、山手の方が非常に多いので、学校の運動場等をお借りしまして、消火並びに薬剤等の運用に活用させていただいており、との答弁があり、消防費を終わりました。

次に、教育費であります。文化財保護費の中で、池上地区は、区画整理か用地買収か富秋、葛の葉の方で区画整理がなくなれば、富秋、池上が用地買収で買収したら税法上の恩典はどうなるのか。進捗状況の見通しはどうなっているのか。山手中学校跡の学校警備と使用関係は、具体的に今後どうするか。泉大津市との関係で、行政協定による小学校児童、幼稚園児数と、今後、どのようにして取り組んでいくのか等の質問がありました。

これに対し、第1点目の文化財保護費について、泉大津市、和泉市両域にわたりまして約11万平米、約3万5千坪が指定を受けております。その内和泉市が8万平米であり、第2阪和国道用地の予定地約2万平米はすでに建設省が取得しており、残り6万平米が民

有地であり、和泉市の方で買い取っているのは51年末実績で5千平米でございます。税法上の特典は、2千万でございます。

進捗状況については、積極的に進めるため代替資産、農耕地等複雑な点もございますが文化庁、大蔵省に要請してまいる所存である、との答弁がありました。

第2点目の山手中跡地問題については、山手中の整備の問題、防災上の問題、点検の問題等いろいろ設備を改善し、なおかつ、利用形態に即応するような設備の改善も必要でございます。教育委員会が責任を持って管理し、使用規程はすでにつくっており、社会教育上利用するという目的を基本として、十分検討を加えてまいりたいとの答弁がありました。

第3点目の泉大津市との行政協定については、泉大津市との行政協定によります小学児童数は、51年度で204名でございます。幼稚園児につきましては25名であり、今後の処理は本市と泉大津市の境界線の複雑さ、これらの発展伸長を見て、でき得る限り解消してまいりたいと考える次第である。との答弁がありました。

その他の質問事項については、それぞれ当を得た答弁があり、教育費を終わりました。

次に、災害復旧費、公債費、諸支出金、予備費、前年度繰上充用金を一括して審議し、まず、公債費については、公債費に占める元金、利子の割合と、同和関連起債はどれぐらいか。また、金利引き下げ、10条規定の申請でどれぐらい認められたか、等の質問があり、起債の残高は、昭和51年末の市全体の起債の残高につきましては、187億8,980万円の残高がございます。それに対し、常々、同和对策の関係でいろいろ議論のあるところですが、財政当局で財源確保の面から分析した同和对策関係の残高は、51年度末の残高として、82億5,561万円ということになっています。金利引き下げ等については、今後も引き関係各省に働きかけて努力しております。

10条規定の関係でございますが、82億に上り、そういった残高に対する同和関係の元利償還約5億5千万ほどあるが、これらについては、全額交付税に算入してほしいというのが、本市の切実な願いであり、同和对策事業促進特別措置法には、いわゆる自治大臣の指定する事業について、地方交付税の需用額に算入することになっているわけでございまして、これに指定され、交付税に算入されているのが、残念ながら、2,550万2千円という額であり、これの8割算入であります。昭和51年度では、実際に交付税として収入したのは2,040万2千円ということになっている旨の答弁がありました。

災害復旧費、諸支出金、予備費前年度繰上充用金については、別に質疑がなく、以上で歳出を終わりました。

続いて歳入決算を一括して審議いたすことにし、同和推進手当戻入について、同和減免の総額は幾らか、それについて、所得制限はどのようにするのか。また、それに伴う基準は、どのようにして決めるのか、特別交付税の内訳は、どのようになっているのか。主任手当制度の問題等について質問がありました。

第1点目の同和推進手当の戻入については、同和推進校の先生に対しまして、月額2千500円の割合で府より手当として出している。

第2点目の減免については、同和減免の総額は、1,830万3,400円を減免しております。

所得制限については、固定資産税は、所得制限はございません。

基準については、減免要綱の中で、地区内資産については70平米、自己が使用しているものについては、全額減免しており、その他については、3分の2減免しており、地区外資産としましては、年税額で10万円以下の場合10分の6、10万円以上30万円までは10分の5、30万以上50万円までは10分の3の減免をしている、との答弁がありました。

第3点目の特別交付税については、災害復旧、同和対策、伝染病等の関係、その他一切の財政事情ということが積み上げて、特別な財政需要額ということで要望するものである旨の答弁があり、第4点目の主任手当については、主任手当制度というのは、御承知のように学校運営の秩序を正すということで今回、一昨年立法措置が組み入れられたものであり、また府において実施されるに至らず、これは現在の教職員の給与改善、人格法に基づく改善とあわせて実施されるもので、性質は、当然、職員の手当として、国から立法措置の上で、法律に基づいて支給される制度のものである。との答弁があり、その他に数点にわたり質問がありましたが、それぞれの答弁を了承し、歳入を終わりました。

本決算、認定につきお諮りいたしましたところ、反対意見があり、採決の結果、賛成多数で認定することに決した次第であります。

引き続き国民健康保険事業特別会計決算について御報告申し上げます。本会計については、歳入歳出一括審議に入り、昭和51年度中で医療費はどれぐらい支出しているのか。国保における資産割課税（農地、宅地）の区別課税の考えがあるか、との質問に対し、第1点目については、医療費の支払い額でございますが、療養給付費といたしまして16億5千万円それと、療養費現金給付と申しまして、直接本人にお支払いをする分、これも7割であって保険証を忘れて急遽、緊急に医者にかかった場合には保険証で診断をされない。その場合には、直接市の窓口で領収書あるいは請求書等を持って給付の請求にまいった分として支払ったのが1,200万円であり、それと、高額療養費は、1カ月病院において3万

9千円を起える分としては、1億2,600万円を医療費として支給したものである。との答弁がありました。

第2点目の賦課問題については、現行の資産税の税額の算定基礎が、農地あるいは居住用主担、事業所主担ということで税額そのものが区別されておりませんので、固定資産税一本を課税標準額の対象にしており、現行の資産税の課税段階におきまして、保険料で農地あるいは居住用主担ということで保険料額を算定することが非常に困難な問題である。との答弁があり、これを終わりました。

本決算の認定につきお諮りいたしましたところ反対意見があり、採決の結果、賛成多数により認定することに決した次第であります。

次に、土地区画整理事業特別会計決算について御報告申し上げます。

区画整理事業としていままで幾ら支出したのか、の質問があり、現在までの執行額につきましては、1,680万円の予定である。との答弁がありました。

その他の質問事項については、それぞれ当を得た答弁があり、反対意見があったので採決をいたしましたところ、賛成多数により認定することに決した次第であります。

次に、公共用地先行取得事業特別会計決算について御報告申し上げます。

本会計については、どのように進めていこうとするのか。実際事例があったのか、概略説明を願いたい、との質問があり、住宅新築資金の貸付制度につきましては、昭和50年3月議会に特別会計の設置に関する条例を御提案申し上げ御審議を煩わし、51年度から一定の見込みを立て、本予算を認めていただいた経過がございます。国の制度でもあり、環境改善整備事業伸展に伴いまして持ち家対策が毎年拡大され、それらの見込を一定のケースをはじきまして予算を組ましていただいたのですが、現実に不執行に終わっております。

内容等については、ほぼ同種の制度があり、国の資金制度が変わり、大阪府同金公社扱いの住宅新築資金、宅地促進資金等の制度でございます。

昭和51年から52年までの実績については、同金公社へ取り付きました分で51年3件52年2件である。との答弁がありました。

本決算認定につきお諮りいたしましたところ、全員異議なく認定することに決したのであります。

以上が、本決算審査特別委員会で審査いたしました結果並びに経過の概要であります。何とぞ速やかに本決算を認定されるようお願いいたします、私の報告を終わります。

○ 議長（柳瀬美樹君） ただいま委員長より詳細な報告が終わりました。

お諮りいたします。委員長報告に対する質疑を省略し、討論に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、討論に入ります。反対の方からお願いいたします。

- 2番(天堀博君) 51年度決算委員長報告に対しまして、共産党議員団として反対の意見を申し述べたいと思います。

いま、インフレと不況のもとで市民生活は大変な状況であります。地場産業である繊維や農業、家内工業等が倒産したり、あるいは合理化などによってお先真っ暗という状況がありますが、そういうときにこそ、市民の生活を守っていく市政というものが、本当に十二万市民のお役に立っていかなくてはならないときであると考えます。

51年度当初にも池田市長は市財政の立て直しを図るということを表明されておりますところが、今回の決算の中身を見ますと、総額のうちやはり同和関係部分が38%ぐらいを占めております。しかも、その財源の内訳では、国が約20億円、府で約21億円、あと市債が21億円程度とほかに12億円となっておりますが、いわゆる市の持ち分が非常に高くなっているのが現状であります。府の補助金についても、府の方では、解放会館等の補助金については貸付金だという問題点もありますけれども、特に同和関係の決算の中身を見ますと、必要以上にデラックスな学校や建物、たとえば解放会館等、こういうものでは、いかに国の支出が少なく、市や府の超過負担になっているかということが今回の決算を見ても明らかになってると思えます。

また、これらの施設建設に伴って、あるいは同和対策ということで人件費が非常に増大してきているのですが、その人件費に対して、府や国の同和加配による補助金などがほとんどついていないものが多いことも実情であります。市財政の多くを市債に頼るということで、起債残高、公債費が増大してきております。そのためにさらに市財政を圧迫、その危機を切り抜けるということで、公共料金的大幅連続引き上げに頼ってきております。市民に犠牲を押しつけてやってきているわけですが、51年度決算での使用料、手数料、保育料等の民生費負担金などを合わせても、わずか2億4,245万円にしかありません。

1・24%です。肝心の同和行政や同和事業の見直しというか、これを公正、民主的に改めない限り何ともならないことは、この決算から見ても明らかだと考えるわけです。

以上、私どもは、この際市長が同和事業、同和行政の見直しや手直しを図るべきときだというふうに意見を申し上げたいと思いますとともに、わが党議員団は、51年度一般会計決算については、以上の理由により反対を表明いたします。

さらに、特別会計につきましては国保会計は、率の大幅引き上げなどを行って市民負担を増大させてきております。

さらに、土地区画整理事業会計につきましては、現在の結果から見ても、非常に見通しが甘かったんじゃないか。そういう点でのむだ遣いもあったというふうに考え、反対いたします。

他の特別会計の中で住宅資金貸付制度などにつきましては、利用者が少ないという結果も出ておりますので、運用面について、今後、検討していただきたいというふうに、これは意見を申し上げたいと思います。

以上、決算認定につきましては、特別会計の一部を除き、共産党議員団は反対を表明したいと考えます。

- 議員（柳瀬美樹君） 次に賛成の方の討論を願います。
- 39番（藤原利一君） 先ほど、委員長より報告がありました昭和51年度決算について私は賛成する立場から意見を申し上げたいと思います。

昭和48年のオイルショック以来、長期低迷を続けておりますわが国の経済は、公共事業の推進と、再度にわたる景気刺激策が講ぜられているところでありますが、依然として低迷を続けております。この不況は世界的なものであり、わが国の不況脱出も困難をきわめているのが実情であります。このような国家的な不況はますます地方財政を圧迫しており、とりわけ本年の本市の地場産業である繊維産業においては壊滅的な打撃を受け、本市財政を圧迫している現状であります。

このような状況のもととはいえ昭和51年度6億9,100万円余の赤字決算となったことは、非常に優慮すべきことであります。しかしながら、当市といたしましても、昭和50年度の赤字額を解消し、健全均衡財政を回復すべく、行財政健全化委員会の設置を初め各種健全化策を講じ、必死に赤字再建団体への転落回避のため努力している誠意は大きく評価されるものと思われまます。

このような観点から、私は各会計の決算について賛成をいたすものであります。終わります。

- 議長（柳瀬美樹君） 以上で討論を終わります。

ただいま反対、賛成の御意見がありましたので、採決を行います。

それでは、採決に入ります。昭和51年度和泉市歳入歳出決算認定について、委員長報告どおり認定するに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

賛成多数でありますので、よって、昭和51年度和泉市歳入歳出決算は認定されました。
委員の皆さんは、御審議まことに御苦労様でございました。

○

- 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第2より日程第8までは、いずれも例月出納検査並びに定期監査結果報告でありますので、一括議題といたします。

報告の表題のみ朗読させます。

（市会事務局長朗読）

例月出納検査・定期監査（第2次分）結果報告書

監査報告第1号	例月出納検査	収 入 役 扱	昭和52年11月分
" 第2号	"	水道部企業出納員扱	" "
" 第3号	"	市立病院企業出納員扱	" "
" 第4号	"	収 入 役 扱	" 12月分
" 第5号	"	水道部企業出納員扱	" "
" 第6号	"	市立病院企業出納員扱	" "
" 第7号	定期監査（第2次分）結果報告		

監査報告第1号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和52年11月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和53年1月30日

監査委員 西 口 喜一郎
同 竹 下 義 章

記

- 1 検査実施日 昭和53年1月30日
- 2 検査の対象 昭和52年11月 分の出納状況
- 3 検査の結果

11月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、11月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

収 入

区 分		収 入			前月末累計
		前月末累計	本 月 分	計	
一 般 会 計		7,390,114,327	△4,169,299 1,230,004,868	8,615,949,896	9,339,555,021
国民健康保険 事 業		1,354,345,324	△ 961,929 143,090,596	1,496,473,991	958,246,217
特 別 会 計	土地区画整理 事 業	202,214	0	202,214	11,782,542
	公共用地 先行取得事業	0	0	0	0
基 金	用品調達	15,167,190	116,364	15,283,554	10,031,667
	同和更生資金 貸 付	50,415,530	2,700,000	53,115,530	1,800,000
	財政調整				
	土地開発	1,101,351	0	1,101,351	0
特別歳入歳出外現金		3,407,796,993	297,913,657	3,705,710,650	3,189,631,145
歳入歳出外現金		340,489,805	37,210,426	377,700,231	297,962,086
府 税		512,126,189	△ 193,286 68,682,000	580,614,903	484,448,209
住 宅 敷 金		10,606,939	99,000	10,705,939	108,700
合 計		13,082,365,862	△5,324,514 1,779,816,911	14,856,858,259	14,293,565,587

計 算 書

昭和52年11月30日現在(単位円)

支 出		収支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高	摘 要
本 月 分	計		一時貸付金			
△ 8550,239 1,028,004,415	10,364,059,197	△ 1,748,109,301	1,970,000,000	△11,779,562	210,111,137	
△ 857,593. 185,078,463	1,142,467,087	354,006,904			354,006,904	
0	1,178,2542	△11,580,328		11,779,562	199,234	
0	0					
3,806,300	13,837,967	1,445,587			1,445,587	
0	1,800,000	51,315,530			51,315,530	
0	0	1,101,351			1,101,351	
267,357,792	3,456,988,937	248,721,713			248,721,713	
37,827,714	335,789,800	41,910,431			41,910,431	
80,159,844	564,608,053	16,006,850			16,006,850	
0	108,700	10,597,239			10,597,239	
△ 4357,832 1,602,234,528	15,891,442,283	△ 1,034,584,024	1,170,000,000		935,415,976	

現 金 の

区 分	現在高	内		
		普通預金	当 座	定期預金
一 般 会 計	210,111,137	190,111,137		
特 別 会 計	国 保 事 業	354,006,904	84,006,904	250,000,000
	土 地 区 画 整 理 事 業	199,234	199,234	
	公 共 用 地 先 行 取 得 事 業			
基 金	用 品 調 達	1,445,587	980,764	464,823
	同 和 更 生 資 金 貸 付	51,315,530	3,315,530	48,000,000
	財 政 調 整			
	土 地 開 発	1,101,351	1,101,351	
特別歳入歳出外現金	274,842,250	248,721,731		
歳入歳出外現金	41,910,431	41,910,431		
府 税	16,006,850	16,006,850		
住 宅 敷 金	10,597,239	2,153,546		8,443,693
合 計	961,536,513	588,507,460	464,823	306,443,693

保 管 方 法

昭和 52 年 11 月 30 日現在 (単位円)

訳				備 考
農 協	郵 便 局			
	20,000,000			
	20,000,000			
17,772,151	8,348,386			大阪公 137 8,347,690 大阪 24,223 696
17,772,151	48,348,386			

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 済	
		前月末累計	本 月 分
市 税	4,134,215,000	2,288,384,494	△ 980,865 196,457,909
地 方 譲 与 税	84,195,000	23,932,000	
自 動 車 取 得 税 交 付 金	118,159,000	48,755,000	
国 有 提 供 施 設 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	59,837,000		
地 方 交 付 税	2,833,057,000	1,993,163,000	576,761,000
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	16,900,000	19,133,000	
分 担 金 及 負 担 金	258,857,000	83,113,265	△ 124,500 890,1820
使 用 料 及 手 数 料	199,455,000	109,331,940	記 200 △ 3,061,240 16,319,360
国 庫 支 出 金	4,229,172,000	1,282,585,000	289,036,000
府 支 出 金	1,423,183,000	142,329,844	42,165,077
財 産 収 入	25,196,100	127,284,463	1,933,100
寄 附 金	30,000,000	4,000,000	
繰 入 金	100,000		
諸 収 入	2,650,620,000	579,288,364	記 △200 △ 63,630,602 2,694
市 債	3,056,954,000	262,300,000	34,800,000
繰 越 金	426,513,957	426,513,957	
合 計	19,773,178,957	7,390,114,327	△ 4,169,299 1,230,004,868

調 書

昭和52年11月30日現在(単位円)

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する収入割合
	過	不足	
計			
2,483,861,538		1,650,353,462	60.08
239,320,000		60,263,000	28.42
48,755,000		69,404,000	41.26
		59,837,000	
2,569,924,000		263,133,000	90.71
19,133,000	2,233,000		113.21
9,189,0585		166,966,415	35.50
122,590,260		76,864,740	61.46
1,571,621,000		2,657,551,000	37.16
18,449,4921		1,238,688,079	12.96
129,217,563		122,743,437	51.28
4,000,000		26,000,000	13.33
		100,000	
64,291,6072		2,007,703,928	24.26
297,100,000		2,759,854,000	
426,513,957			100.00
8,615,949,896		11,157,229,061	43.57

歳 出

科 目	予 算 額	支
		前月末累計
議 会 費	166,286,000	84,469,159
総 務 費	1,777,303,000	1,046,490,766
民 生 費	4,504,365,000	2,227,054,915
衛 生 費	1,300,262,000	647,357,348
労 働 費	67,885,000	39,038,625
農 林 水 産 業 費	208,263,000	43,517,911
商 工 費	151,752,000	113,410,730
土 木 費	4,860,520,957	1,218,835,071
消 防 費	380,402,000	202,239,633
教 育 費	3,416,950,000	1,758,965,740
公 債 費	1,981,684,000	1,060,480,833
諸 支 出 金	207,203,000	206,003,000
災 害 復 旧 費	5,303,000	44,784
予 備 費	50,000,000	
前年度繰上充用金	695,000,000	691,646,506
合 計	19,773,178,957	9,339,555,021

調 査

昭和52年11月30日現在(単位円)

出 済 額		予 算 残 額	予 算 対 ず る 支 出 割 合
本 月 分	計		
11,511,178	95,980,337	70,305,663	57.72
△ 1,205,230 7,430,948	1,119,589,484	65,771,3516	62.99
△ 609,756 288,527,558	2,514,972,717	1,989,392,283	55.83
△ 4,500 109,639,691	756,992,539	543,269,461	58.22
△ 3,8927 2,846,577	4,184,6275	26,038,725	61.64
4,693,723	4,821,1634	160,051,366	23.15
7,420,895	12,083,1625	3,092,0375	79.62
136,435,474	1,355,270,545	3,505,250,412	27.88
△ 16,840 24,671,963	226,894,756	153,507,244	59.65
△ 1,624,986 105,022,596	1,862,363,350	1,554,586,650	54.50
262,919,493	1,323,400,326	658,283,674	66.78
	206,003,000	1,200,000	99.42
11,319	56,103	5,246,897	1.06
		50,000,000	
	691,646,506	3,353,494	99.52
△ 3,500,239 1,028,004,415	10,364,059,197	9,409,119,760	52.41

監査報告第2号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和52年11月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和53年1月30日

監査委員 西 口 喜 一 郎
同 竹 下 義 章

記

- 1 検査実施日 昭和53年1月30日
- 2 検査の対象 昭和52年11月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による11月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、11月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

11 月分月次合計残高試算表

11 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 表

昭和 52 年 11 月 30 日 現在

借		方		勘 定 科 目	貸		方
残 高	合 計	本 月 計	合 計		本 月 計	合 計	
				資 産 の 部			
				土 地			
321262864	321262864			建 物			
188852469	188852469			構 築 物			
2268377141	2268377141			機 械 及 装 置			
283361574	283361574	84000		量 水 器			
94483101	94483101	340500		車 両 及 運 搬 具			
12955553	12955553			工 具 器 具 及 備 品			
22876707	22876707			建 設 仮 勘 定 権			
2180558493	2180558493	36039016		水			
360000	360000			電 話 加 入 権	111,000		
91500	202500			現 金			
210000	210000			普 通 預 金	108677755	2522549254	
59136037	2581685291	89667894		当 座 預 金	108677755	2479064486	
146018066	2479064486	108677755		未 収 品	70,748,133	418,706,637	
60227644	559,724,703	64213,144		貯 蓄 品	10934646	102159,735	
	162,387,379	25077,280		仮 払 金			
60000	60000			借 地 権			
135000	135000			投 資 有 価 証 券			
2300000	2300000			保 管 有 価 証 券			
	550,000,000			短 期 貸 付 金		550,000,000	
	157,870,210			負 債 の 部			
	20438,140			未 払 金	25,077,280	17,675,1010	18880800
				未 払 費 用			
	850,000,000			一 時 借 入 金		1552200,000	702200,000
	20846,000			前 受 金	1,801,000	420,14610	21,168,610
	50842,091			預 り 金	6,336,383	56,330,421	5488,330
				預 り 担 保 有 価 証 券		230,000	230,000
				減 価 償 却 引 当 金		47,995,4012	47,995,4012

							退職給与引当金				7,196,000	7,196,000
							資本の部					
							自己資本					
							借入資本				11,980,8235	11,980,8235
							資本剰余金				2,974,148,746	2,974,148,746
							利益剰余金			139,000	1,661,952,020	1,661,952,020
							費用の部					
							原水及浄水費					
							配水及給水費				50	50
							受託工事費					
							業務費				37,966	37,966
							総係費			9,083	21,070	21,070
							減価却費					
							資産減耗費					
							支払利息及企業債取扱諸費					
							雑支出					
							その他の営業費用				251,024	251,024
							過年度損益修正損				126,830	126,830
							収益の部					
							給水収益				64,171,084	64,171,084
							補償金					462,847,361
							受託工事収益				556,700	338,815,09
							その他の営業収益				298,306	26,787,355
							受取利息				85,3423	727,5466
							雑収益				188,760	1,440,545
							固定資産売却益					81,440
							過年度損益修正益					40,700,000
							加人			613,000		
							合計			41,229,4362	187,181,44868	653,647,9012

11 月 分 予 算 執 行 報 告 書 甲

昭和52年11月30日現在

(収 入)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		11 月	累 計	
① 水道事業収益	870,409,000	79,865,047	572,383,676	298,025,324
1 営業収益	704,809,000	72,692,864	523,516,225	181,292,775
1 給水収益	666,309,000	64,142,804	462,847,361	203,461,639
2 受託工事収益	30,000,000	5,567,000	3,881,509	△ 3,881,509
3 その他の営業収益	850,000	298,3060	26,787,355	△ 18,287,355
2 営業外収益	165,500,000	7,172,183	48,786,011	116,713,989
1 加入金	150,000,000	6,130,000	40,070,000	109,930,000
2 受取利息	250,000	853,423	7,275,466	△ 4,775,466
3 雑収益	3,000,000	188,760	1,440,545	1,559,455
4 他会計補助金	1,000,000	0	0	1,000,000
3 特別利益	100,000	0	81,440	18,560
1 週年度損益修正益	100,000	0	81,440	18,560

① 資本的収入	707,033,531	139,000	723,153,000	634,718,231
1 企業債	562,500,000	0	32,000,000	530,500,000
1 企業債	562,500,000	0	32,000,000	530,500,000
2 工事負担金	102,533,531	139,000	40,315,300	62,218,231
1 工事負担金	102,533,531	139,000	40,315,300	62,218,231
3 負担金	450,000	0	0	450,000
1 他会計負担金	450,000	0	0	450,000
4 補助金	37,500,000	0	0	37,500,000
1 国库補助金	37,500,000	0	0	37,500,000
収入合計	1,577,442,531	80,040,47	644,698,976	932,748,555

11 月 分 予 算 執 行 報 告 書 乙

昭和52年11月30日現在

(支 出)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		11 月	累 計	
① 水道事業費用	1,140,242,000	61,114,837	619,330,7919	520,934,081
1 営業費用	862,567,000	60,988,007	492,709,941	369,857,059
1 原水及浄水費	450,459,000	39,089,357	279,535,473	170,923,527
2 配水及給水費	116,124,000	9,229,452	6,294,8384	53,175,616
3 受託工事費	30,000,000	315,000	29,351,440	648,560
4 業務費	100,158,000	5,893,580	55,792,061	44,360,939
5 総係費	76,658,000	3,950,594	41,845,469	34,807,531
6 減価償却費	83,668,000	0	0	83,668,000
7 資産減耗費	510,000	0	0	510,000
8 その他の営業費用	5,000,000	251,024	23,237,114	△ 18,237,114
2 営業外費用	276,375,000	0	126,334,368	150,040,632
1 株主債取返利息及 業務債取返諸費	276,325,000	0	126,334,368	149,990,632
2 雑支出	50,000	0	0	50,000
3 特別損失	300,000	126,830	263,610	36,390

1 過年度損益修正損	300,000	126,830	263,610	36,390
4 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000
1 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000
① 資本的支出				
1 建設改良費	863,951,913	36,463,516	327,523,246	536,428,667
1 事務費	19,113,153	1,169,444	1,177,9906	7,333,247
2 擴張工事費	632,801,229	25,529,190	225,330,772	407,470,457
3 改良工事費	35,000,000	967,327	2,110,301	13,896,699
4 配水管整備事業費	30,135,000	0	3,150,000	26,985,000
5 光明台水道施設建設費	66,533,531	8,373,055	29,662,744	36,870,787
6 營業設備費	2,912,000	424,500	7,505,106	14,406,894
2 企業債償還金	58,457,000	0	28,991,417	29,465,583
1 企業債償還金	58,457,000	0	28,991,417	29,465,583
支出合計	2,004,193,913	97,578,353	94,683,165	1,057,362,748

和泉市水道事業損益計算書(11月分)

(昭和52年11月1日より 昭和52年11月30日まで)

1. 営業収益

① 給水収益	64142804円		
② 受託工事収益	5567000円		
③ その他の営業収益	<u>2983060円</u>	<u>72692864円</u>	

2. 営業費用

① 原水及び浄水費	39089357円		
② 配水及び給水費	9229452円		
③ 受託工事費	315000円		
④ 業務費	5893580円		
⑤ 総係費	3950594円		
⑥ 減価償却費	0円		
⑦ 資産減耗費	0円		
⑧ その他の営業費用	<u>2510024円</u>	<u>60988007円</u>	

営業利益

11704857円

3. 営業外収益

① 加入金	6130000円		
② 受取利息	853423円		
③ 雑収益	188760円		
④ 他会計補助金	<u>0円</u>	<u>7172183円</u>	

4. 営業外費用

① 支払利息及び 企業債取扱諸費	0円		
② 雑支出	<u>0円</u>	<u>0円</u>	<u>7172183円</u>

当月分経常利益

18877040円

5. 特別利益

① 過年度損益修正益	<u>0円</u>	<u>0円</u>	
------------	-----------	-----------	--

6. 特別損失

① 過年度損益修正損	<u>126830円</u>	<u>126830円</u>	<u>△ 126830円</u>
------------	----------------	----------------	------------------

当月分純利益

18750210円

資 金 予 算 表

昭和52年12月10日

科目		月次	11月執行済額	12月予定額	1月予定額	2月予定額
前月繰越金			78,355,898	59,346	16,375	14,375
収	営 営 収 益		78,974,198	67,711	65,000	65,000
	営 業 外 収 益		7,172,183	73,145	6,000	6,000
	前年度未収金		96,650	3,000	2,000	700
	企 業 債		0	0	0	0
	工 事 負 担 金		139,000	5,000	5,000	5,000
	一 時 借 入 金		0	100,000	0	43,000
	預 り 金		1,447,500	1,000	1,000	1,000
	前年度繰越金		0	0	0	0
	前 受 金		1,801,000	1,000	1,000	1,000
		計		89,630,531	250,856	80,000
支	営 業 費 用		56,885,721	110,000	55,000	55,000
	営 業 外 費 用		0	6,827	0	13,178
	前年度未払費用及未払金		0	0	0	0
	建 設 改 良 費		29,631,156	130,000	18,000	22,000
	貯 蔵 品		20,438,140	45,000	7,000	10,000
	企 業 債 償 還 金		0	0	0	8,024
	一 時 借 入 金 返 還		0	0	0	400,000
	預 り 金 返 還		1,148,550	1,000	1,000	1,000
	前 受 金		409,995	1,000	1,000	1,000
	過年度損益修正損		126,830	0	0	0
	計		108,640,392	293,827	82,000	510,202
収 支 差 引 額			59,346,037	16,375	14,375	12,873

監査報告第3号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和52年11月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和53年1月30日

監査委員 西 口 喜 一 郎
同 竹 下 義 章

記

- 1 検査実施日 昭和53年1月30日
- 2 検査の対象 昭和52年11月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による11月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、11月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

11 月分月次合計残高試算表

11月分月次台計残高試算表

昭和52年11月30日現在

和泉市立病院事業会計

残高	借		勘定科目	貸		残高
	累計	当月		当月	累計	
			資産の部			
15,099,865	150,995,865		土地			
240,415,659	240,415,659		建物			
2,848,487	2,848,487		構築物			
3,330,000	3,330,000		車両			
49,369,525	49,369,525		機械及備品			
138,124	138,124		有価証券			
9,499,235	9,499,235		投資			
			減価償却引当金	73,670,840		73,670,840
57,089,691	4,216,259,310	870,439,506	普通預金	85,954,961	4,159,169,619	
132,024,008	51,490,144	66,529,478	未収金	56,319,980	382,877,434	
15,438,091	208,332,127	23,285,310	貯蔵品	23,341,150	192,899,036	
81,2079	3,392,663		前払金		258,0584	
43,100,000	43,100,000		定期預金			
16,094,000	142,708,871		過年度未収金		12,661,4871	
			負債の部			
	2,050,000,000	100,000,000	一時借入金	100,000,000	3,050,000,000	1,000,000,000
	143,357,180	249,512,20	未払金	23,285,310	192,836,280	49,479,100
			仮受金			
	7,585,9252	9,162,910	預り金	9,485,013	83,909,254	805,0002
	9,270,000	1,200,000	予納金	970,000	1,027,8000	1,008,000
	616,068		固定負債		17,865,971	17,249,903
	20,240,000		公立病院特例債		283,440,000	263,200,000

	53,512,805			過年度未払金			53,512,805	
				資本の部				
				自己資本				
				借入資本	20,813,000		223,141,371	223,141,371
	6,998,835			繰越欠損	673,500,000		1,869,030,689	1,862,031,854
1,001,356,862	1,001,356,862			資本剰余			1,118,000	1,118,000
				収益の部				
	92,372	2,100		入院収益	4,447,717		337,655,330	337,562,958
	244,858	24,671		外来収益	28,705,958		235,859,919	235,615,061
	2,500			その他医療収益	201,471		15,031,622	15,029,122
				受取利息配当金			347,202	347,202
				他会計補助金				
				患者外給食収益	623,560		441,080	441,080
	540			その他医療外収益	62,830		672,595	672,055
				国庫補助金			1,275,000	1,275,000
				費用の部				
				給与				
391,076,872	391,076,872	430,657,332		材料				
208,736,913	208,736,913	247,079,54		経費	46,100		138,350	
55,054,903	55,193,253	407,9887		減価償却				
				資産減耗				
				研究費				
209,0920	2,090,920	445,340		利息及び雑費				
76,032,911	76,587,705	1,150,684		患者外給食材料			554,794	
4,480,270	4,480,270	562,583		特別利益				
				建設仮勘定			20,240,000	20,240,000
1,659,121,853	1,659,121,853	673,583,780		合計	1,843,191,155		11,339,130,366	4,114,101,268
4,114,101,268	11,339,130,366	1,843,191,155						

11 月 分 予 算 執 行 報 告 書

和泉市立病院事業会計

昭和52年11月30日現在

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		11 月	累 計	
病院事業収益	1,018,038,000	75,854,220	615,152,198	402,885,802
1. 医 業 收 益	923,928,000	75,167,830	588,207,141	335,720,859
1. 人 院 收 益	545,272,000	44,475,072	337,562,958	207,709,042
2. 外 来 收 益	345,850,000	28,681,287	235,615,061	110,234,939
3. その他医療収益	328,060,000	2,011,471	15,029,122	17,776,878
2. 医 業 外 收 益	58,630,000	686,390	6,705,057	46,924,943
1. 受取利息配当金	1,600,000		347,202	1,252,798
2. 他会計補助金	38,707,000			38,707,000
3. 患者外給食収益	9,868,000	62,8560	4,410,800	5,457,200
4. その他医療外収益	996,000	6,2830	672,055	328,945
5. 国庫補助金	245,9000		1,275,000	1,184,000
3. 特 別 利 益	4,048,0000		2,024,0000	2,024,0000
病院事業費用	1,479,663,000	78,966,080	732,472,789	747,190,211
1. 医 業 費 用	1,274,717,000	72,252,813	651,959,608	622,757,392
1. 給 与 費	750,836,000	48,065,732	391,076,872	
2. 材 料 費	379,829,000	2,470,7954	208,736,913	176,092,087
3. 経 費	128,174,000	4,038,787	55,054,903	68,119,097

4. 減價償却費	15,637,000				15,637,000
5. 資產減耗費	1				1,000
6. 研究研修費	5,240,000	445,340		2,090,920	3,149,080
2. 醫業外費用	20,464,500	1,713,267		8,051,318.1	12,413,181.9
1. 營業利息及 營業價取取諸費	197,213,000	1,150,684		76,032,911	121,180,089
2. 患者外給食材料費	7,432,000	562,583		4,480,270	2,951,730
3. 特別損失	1				1,000
4. 予備費	300				300,000
資本的收入	2,171,013,000	694,313,000		1,233,113,000	937,900,000
1. 他會計出資金	2,081,300	2,081,300		2,081,300	0
2. 企業債	2,150,200,000	673,500,000		1,212,300,000	937,900,000
資本的支出	2,357,303,000	673,583,780		1,244,326,883	1,112,976,117
1. 建設改良費	2,302,743,000	673,583,780		1,217,088,048	1,085,654,152
1. 看護婦宿舍割賦金	1,233,000			616,068	616,132
2. 器械備品購入費	515,700,000			8,957,000	511,743,000
3. 病院增設事業費	1,785,810,000	673,583,780		1,212,514,980	573,295,020
2. 企業債還金	1,408,000			6,998,835	7,081,165
3. 公立病院特例債	40,480,000			20,240,000	20,240,000

11 月 度 月 次 損 益 計 算 書

昭和52年11月30日

和泉市立病院事業会計

科 目	月		累 計
	当	月	
1. 医 業 収 益			
入 院 収 益	44,475,072		337,562,958
外 来 収 益	28,681,287		235,615,061
そ の 他 医 業 収 益	2,011,471		15,029,122
計		75,167,830	588,207,141
2. 医 業 費 用			
給 与 費	43,065,732		391,076,872
材 料 費	24,707,954		203,736,913
経 費	4,033,787		55,054,903
減 価 償 却 費			
資 産 減 耗 費			
研 究 研 修 費	445,340		2,090,920
計		72,252,813	651,959,608
3. 医 業 外 収 益		291,5017	△63,752,467
受 取 利 息 配 当 金			347,202

他 会 計 補 助 金					
患 者 外 給 食 収 益	623,560			4,410,800	
そ の 他 医 業 外 収 益	62,830			672,055	
国 庫 補 助 金				1,275,000	
計			686,390		6,705,057
4. 医 業 外 費 用					
支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	1,150,684			76,032,911	
患 者 外 給 食 材 料 費	562,583			4,480,270	
雑 損					
計			1,713,267		80,513,181
経 常 利 益			1,888,140		△137,560,591
5. 特 別 利 益				20,240,000	
6. 特 別 損 失					
当 月 分 純 利 益			1,888,140	当 月 迄 の 純 利 益	△117,320,591
上 記 当 月 分 収 益 中	健 保 未 収 金	665,294,780 円			
上 記 当 月 分 費 用 中	未 払 金	232,853,310 円			

資 金 予 算 表

昭和52年11月末

和泉市立病院事業会計

区分	科 目	11月の執行済額	12月 予 定	1 月 予 定
収	事業収益	65,671,493 円	70,000,000 円	72,000,000 円
	固定資産売却代金			
	企業債	673,500,000		
	過年度未収金			
	一時借入金	100,000,000	100,000,000	
	預り金	9,485,013	8,000,000	8,000,000
	他会計繰入金	20,813,000		
	前払金戻入			
	期間外収益			
	予納金	970,000	0	
入	仮受金			
	合 計	870,439,506	178,000,000.	80,000,000

区分	科 目	11月の執行済額	12月予定	1月予定
支 出	事業費用	5,651,701 円	150,578,000 円	77,967,000 円
	建設改良費	678,583,780		
	企業債償還金		4,793,000	1,683,000
	貯蔵品購入費	24,951,220	25,000,000	25,000,000
	過年度未払金			
	一時借入金返還	100,000,000		
	預り金還付	9,162,910	8,000,000	8,000,000
	前払金			
	期間外費用			
	予納金還付	1,200,000	1,000,000	0
差 引	仮受金還付			
	合 計	859,549,611	189,371,000	112,650,000
	収 支 差 引	10,889,895	△11,371,000	△32,650,000
	前年度又は前月より繰越	46,199,796	57,089,691	45,718,691
	翌年度又は翌月へ繰越	57,089,691	45,718,691	13,068,691

監査報告第4号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和52年12月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和53年2月28日

監査委員 西 口 喜 一 郎
同 竹 下 義 章

記

- 1 検査実施日 昭和53年2月28日
- 2 検査の対象 昭和52年12月 分の出納状況
- 3 検査の結果

12月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、12月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

収 支 計 算 書

收 支 計

区 分		收 入			支	
		前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分
一 般 会 計		8615,949,896	△ 2,299,881 1,550,138,418	10,163,788,433	10,364,059,197	△ 3,333,060 2,431,689,582
特 別 会 計	国民健康保険業	1,496,473,991	△ 421,552 60,487,283	1,556,539,722	1,142,467,087	△ 1,003,394 207,166,840
	土地区画整理業	202,214	0	202,214	11,782,542	0
	公共用地 先行取得事業	0	57,000,000	57,000,000	0	14,961,000
基 金	用品調達	15,283,554	283,090	15,566,644	13,837,967	359,710
	同和更正資金 貸付	53,115,530	503,250	53,618,780	1,800,000	2,100,000
	財政調整					
	土地開発	1,101,351	0	1,101,351	0	0
特別歳入歳出外現金		3,705,710,650	497,380,426	4,203,091,076	3,456,988,937	301,892,700
歳入歳出外現金		377,700,231	142,878,313	520,578,544	335,789,800	106,279,940
府 税		580,614,903	△ 715,406 70,163,107	650,062,604	564,608,053	44,280,017
住 宅 敷 金		10,705,939	64,800	10,770,739	108,700	0
合 計		14,856,858,259	△ 3,436,839 2,378,898,687	17,232,320,107	15,891,442,283	△ 4,336,454 3,108,729,789

算 書

昭和52年12月31日現在(単位円)

出 計	収支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高	摘 要
		一時貸付金			
12,792,415,719	△26,286,272,286	3,370,000,000	△11,779,562	729,593,152	
1,348,630,533	207,909,189			207,909,189	
11,782,542	△ 11,580,328		11,779,562	199,234	
14,961,000	42,039,000			42,039,000	
14,197,677	1,368,967			1,368,967	
3,900,000	49,718,780			49,718,780	
0				1,101,351	
3,758,881,637	444,209,439			444,209,439	
442,069,740	78,508,804			78,508,804	
608,888,070	41,174,534			41,174,534	
108,700	10,662,039			10,662,039	
18,995,835,618	△17,635,155,111	3,370,000,000		1,606,484,489	

現 金 の 保

区 分		現 在 高	内		
			普通預金	当 座	定期預金
一 般 会 計		729,593,152	379,593,152		310,000,000
特 別 会 計	国 保 事 業	207,909,189	17,909,189		170,000,000
	土 地 区 画 整 理 事 業	199,234	199,234		
	公 共 用 地 先 行 取 得 事 業	420,390,000	203,900		40,000,000
基 金	用 品 調 達	1,368,967	980,764	388,203	
	同 和 更 生 資 金 貸 付	49,718,780	1,718,780		48,000,000
	財 政 調 整				
	土 地 開 発	1,101,351	1,101,351		
特別歳入歳出外現金		507,240,476	444,209,439		
歳入歳出外現金		78,508,804	27,508,804		51,000,000
府 税		41,174,534	41,174,534		
住 宅 敷 金		10,662,039	2,218,346		8,443,693
合 計		1,669,515,526	918,652,593	388,203	627,443,693

管 方 法

昭和52年12月31日現在(単位円)

訳				備 考
農 協	郵 便 局			
20,000,000	20,000,000			
	20,000,000			
44,332,617	18,698,420			大阪 24,223 736 大阪公 137 18,697,684
64,332,617	58,698,420			

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 済	
		前月末累計	本 月 分
市 税	4,269,988,000	2,483,861,538	△ 1,994,316 223,002,855
地 方 議 与 税	84,195,000	23,932,000	30,876,000
自 動 車 取 得 税 金 交 付 金	146,017,000	48,755,000	
国 有 提 供 施 設 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	71,382,000		71,382,000
地 方 交 付 税	2,838,057,000	2,569,924,000	147,920,000
交 通 安 全 对 策 金 特 別 交 付 金	16,900,000	19,133,000	
分 担 金 及 負 担 金	723,126,000	91,890,585	△ 204,640 482,211,345
使 用 料 及 手 数 料	199,455,000	122,590,260	△ 99,620 17,616,685
国 庫 支 出 金	4,278,650,000	1,571,621,000	403,906,778
府 支 出 金	1,586,361,000	184,494,921	51,931,393
財 産 收 入	515,132,000	129,217,563	162,177,757
寄 附 金	5,100,000	400,000	
繰 入 金	100,000		
諸 收 入	2,915,315,000	642,916,072	△ 1,305 82,241,605
市 債	3,309,554,000	297,100,000	10,000,000
繰 越 金	426,513,957	426,513,957	
合 計	21,426,745,957	8,615,949,896	△ 2,299,881 1,550,138,418

調 査

昭和52年12月31日現在(単位円)

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する収入割合
	過	不 足	
計			
2704870,077		1,565,117,923	63.35
54808,000		29,387,000	65.10
48,755,000		97,262,000	33.39
71,382,000			100.00
2584,716,000		248,341,000	91.23
19,133,000	2,233,000		113.21
573,897,290		149,228,710	79.36
140,107,325		59,347,675	70.25
1,975,527,778		2,303,122,222	46.17
236,426,314		1,349,934,686	14.90
291,395,320		223,736,680	56.57
4,000,000		47,000,000	7.84
		100,000	
725,156,372		2,190,158,628	24.87
307,100,000		3,002,454,000	9.28
426,513,957			100.00
10,163,788,433		11,262,957,524	47.44

歳 出

科 目	予 算 額	支 出 済	
		前月末累計	本 月 分
議 会 費	174,658,000	95,980,337	37,182,285
総 務 費	1,890,207,000	1,119,589,484	△ 1,382,660 259,276,206
民 生 費	462,180,800	2,514,972,717	△ 1,333,241 672,049,293
衛 生 費	1,412,855,000	756,992,539	△ 108,884 151,618,682
労 働 費	73,311,000	41,846,275	△ 407,075 18,024,874
農 林 水 産 業 費	275,628,000	48,211,634	19,367,449
商 工 費	176,799,000	120,831,625	24,132,027
土 木 費	5,143,455,957	1,355,270,545	△ 22,300 372,311,185
消 防 費	424,732,000	226,894,756	80,532,929
教 育 費	3,769,807,000	1,862,363,350	△ 78,900 284,911,627
公 債 費	2,043,284,000	1,323,400,326	49,532,820
諸 支 出 金	668,751,000	206,003,000	46,154,905
災 害 復 旧 費	6,450,000	56,103	1,202,300
予 備 費	50,000,000		
前年度繰上充用金	695,000,000	691,646,506	
合 計	21,426,745,957	10,364,059,197	△ 3,333,060 2,431,689,582

調

書

昭和52年12月31日現在(単位円)

額	予 算 残 額	予算に対する支出割合
計		
133,162,622	41,495,378	76.24
1,377,483,030	512,723,970	72.87
3,185,688,769	1,436,119,231	68.93
908,502,337	504,352,663	64.30
59,464,074	13,846,926	81.11
67,579,083	208,048,917	24.52
144,963,652	31,835,348	81.99
1,727,559,430	3,415,896,527	33.59
307,427,685	117,304,315	72.38
2,147,196,077	1,622,610,923	56.96
1,372,933,146	670,350,854	67.19
667,550,905	1,200,095	99.82
1,258,403	5,191,597	19.51
	50,000,000	
691,646,506	3,353,494	99.52
127,924,157,19	8,634,330,238	59.70

監査報告第5号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和52年12月分本市水道部企業出納員扱について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和53年2月28日

監査委員 西 口 喜 一 郎
同 竹 下 義 章

記

- 1 検査実施日 昭和53年2月28日
- 2 検査の対象 昭和52年12月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による12月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、12月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

12月分月次合計残高試算表

12月分月次合計残試算表

昭和52年12月31日現在

借			貸		
残高	合計	本月計	勘定科目	本月計	合計
			資産の部		
			土地		
321,262,864	321,262,864		建物		
188,852,469	188,852,469		構築物		
226,837,141	226,837,141		機械及装置		
283,361,574	283,361,574		量水器	654,400	
95,137,501	95,137,501		車輜及運搬器具	471,100	
13,001,653	13,426,653		工具器具及備品	63,000	
229,397,077	229,397,077		建設仮勘定	1,070,798	425,000
228,415,928	228,523,079	104,671,586	水利権		1,070,798
360,000	360,000		電話加入権		
91,500	202,500		現金		111,000
210,000	210,000				
95,634,186	283,708,748	255,402,195	普通預金	218,904,046	2,741,453,300
	269,796,853	218,904,046	当座預金	218,904,046	2,697,968,532
127,795,571	607,645,743	479,210,400	未収金	66,143,535	479,850,172
344,588,887	170,874,669	8,487,290	貯蔵品	34,256,047	136,415,782
			仮払金		
60,000	60,000		借地権		
135,000	135,000		投資有価証券		
230,000	230,000		保管有価証券		
	55,000,000		短期貸付金		55,000,000
			負債の部		
	178,588,570	20,713,360	未払金	8,487,290	185,238,300
			未払費用		6,654,730
	85,000,000		一時借入金	10,000,000	1,652,200,000
	2,167,400	828,000	前受金	2,708,000	4,471,7610
	66,559,473	15,717,382	預り金	12,892,282	69,222,703
					2,668,230

				預り担保有価証券				2300,000	2300,000
				減価引当金	385,430			47,995,401.2	47,956,858.2
				退職引当金				7,196,000	7,196,000
				資本の部					
				自己資本					
				借入資本				11,980,823.5	11,980,823.5
				資本剰余	28,991,417			2,974,143,746	2,945,152,329
				利益剰余	275,904,944			5,842,200	1,667,794,220
				費用の部					
				原水及浄水				455,000	455,000
				配水及給水	57,102,284			50	50
				受託工事	20,925,576				
				業務	1,968,693.1			37,966	37,966
				総係	1,431,564.7			21,070	21,070
				減価					
				資産減耗	39,570				
				支払利息及企業債取扱諸費	6,827,397				
				雑支出					
				その他の営業費用	169,090				
				過年度損益修正損					
				収益の部					
				給水収益	317,600			47,850,270	51,113,571
				補償					
				受託工事収益				205,500	35,936,509
				その他の営業収益				469,440	27,256,795
				受取利息				281,250	7,556,716
				雑収益				228,720	1,664,265
				固定資産売却益					
				過年度損益				81,440	81,440
				加人				11,276,000	11,271,000
				合計	79,860,292.4			1,450,674,792	675,196,169.2
675,196,169.2	145,067,477.92	50,000							

12月分予算執行報告書甲

昭和52年12月31日現在 (収入)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		12 月	累 計	
(1) 水道事業収益	90,103,900	12,320,208	69,585,756	20,545,244
1 営業収益	73,080,900	50,057,110	57,357,335	15,723,565
1 給水収益	66,630,900	47,532,670	51,038,031	15,592,869
2 受託工事収益	36,000,000	20,550,000	35,936,509	68,491
3 その他の営業収益	28,500,000	469,440	27,256,795	1,243,205
2 営業外収益	17,013,000	7,814,970	121,930,981	48,199,019
1 入金	150,000,000	72,640,000	112,710,000	37,290,000
2 受取利息	7,130,000	281,250	7,556,716	△ 426,716
3 雑収益	3,000,000	223,720	1,664,265	1,335,735
4 他会計補助金	10,000,000	0	0	10,000,000

3 特別利益	100,000	0	81,440	18,560
1 過年度損益修正益	100,000	0	81,440	18,560
① 資本的收入	687,033,531	5,842,200	78,157,500	608,876,031
1 企業債	562,500,000	0	32,000,000	530,500,000
1 企業債	562,500,000	0	32,000,000	530,500,000
2 工事負担金	82,533,531	5,842,200	46,157,500	36,376,031
1 工事負担金	82,533,531	5,842,200	46,157,500	36,376,031
3 負担金	450,000	0	0	450,000
1 他会計負担金	450,000	0	0	450,000
4 補助金	37,500,000	0	0	37,500,000
1 国庫補助金	37,500,000	0	0	37,500,000
収入合計	1,588,072,531	129,044,280	773,743,256	814,329,275

乙書報告執行算分予 12月

現在 昭和52年12月31日

(支)

出)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		12 月	累 計	
① 水道事業費用	1,227,825,000	118,611,495	737,917,414	489,905,586
1 營業費用	949,950,000	111,784,098	604,494,039	345,455,961
1 原水及浄水費	501,512,000	56,647,284	336,182,757	165,329,243
2 配水及給水費	120,575,000	20,925,576	88,873,960	36,701,040
3 受託工事費	36,000,000	0	29,351,440	6,648,560
4 業務費	102,310,000	19,686,931	75,478,992	26,831,008
5 総係費	80,875,000	14,315,647	56,161,116	24,213,884
6 減価償却費	83,668,000	0	0	83,668,000
7 資産減耗費	510,000	39,570	39,570	470,430
8 その他の營業費用	25,000,000	169,090	23,406,204	1,593,796
2 營業外費用	276,575,000	6,827,397	133,161,765	143,413,235
1 支払利息及企業債取扱諸費	276,525,000	6,827,397	133,161,765	143,363,235
2 雑支出	50,000	0	0	50,000

3	特別損失	300,000	0	263,610	36,390
1	過年度損益修正損	300,000	0	263,610	36,390
4	予備費	1,000,000	0	0	1,000,000
1	予備費	1,000,000	0	0	1,000,000
①	資本の支出	840,559,913	104,789,288	432,312,534	408,247,379
1	建設改良費	782,102,913	104,789,288	403,321,117	378,781,796
1	事務費	25,113,153	6,600,201	18,380,107	6,733,046
2	拡張工事費	626,801,229	92,518,640	317,849,412	308,951,817
3	改良工事費	31,061,000	1,175,286	22,278,587	8,782,413
4	配水管整備事業費	30,135,000	0	3,150,000	26,985,000
5	光明台水道施設建設費	47,080,531	3,306,661	3,296,940	14,111,126
6	營業設備費	2,912,000	1,188,500	8,693,606	13,218,394
2	企業債償還金	58,457,000	0	28,991,417	29,465,583
1	企業債償還金	58,457,000	0	28,991,417	29,465,583
	支出合計	2,068,384,913	223,400,783	1,170,231,948	898,152,965

和泉市水道事業損益計算書(12月分)

(昭和52年12月1日より 昭和52年12月31日まで)

1. 営業収	益		
① 給水	収益	4,753,267 0円	
② 受託工事	収益	2,055,000 0円	
③ その他	の営業収益	469,444 0円	5,005,711 0円
2. 営業	費用		
① 原水	及び浄水	費用	5,664,728 4円
② 配水	及び給水	費用	2,092,557 6円
③ 受託	工事	費用	0 円
④ 業	務	費用	19,686,931 1円
⑤ 総	係	費用	14,315,647 7円
⑥ 減	価償却	費用	0 円
⑦ 資	産減耗	費用	39,570 0円
⑧ その他	の営業費用		169,090 0円

營業損失				61,726,988円
3. 營業外收益				
① 加 入 金	72,640,000円			
② 受 取 利 息	281,250円			
③ 雑 收 益	223,720円			
④ 他 会 計 補 助 金	0円	73,144,970円		
4. 營業外費用				
① 支払利息及び企業債取扱諸費	6,827,397円			
② 雑 支 出	0円	6,827,397円		66,317,573円
当月分經常利益				4,590,585円
5. 特別利益				
① 過年度損益修正益	0円	0円		
6. 特別損失				
① 過年度損益修正損	0円	0円		0円
当月分純利益				<u>4,590,585円</u>

資 金 予 算 表

昭和53年1月10日

科目 \ 月次	12月執行済額	1月予定額	2月予定額	3月予定額
前月繰越金	59,346,037	95,844,000	19,844,000	18,642,000
営業収益	67,711,845	65,000,000	65,000,000	70,000,000
営業外収益	78,144,970	6,000,000	6,000,000	6,000,000
前年度未収金	127,450	3,000,000	2,000,000	600,000
企業負債	0	0	0	75,000,000
工事負担金	5,842,200	5,000,000	5,000,000	5,000,000
一時借入金	100,000,000	0	430,000,000	370,000,000
預り金	454,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
前年度繰越金	0	0	0	0
前受金	2,664,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
計	249,944,465	81,000,000	510,000,000	528,600,000

支	營業費用	110,229,741	55,000,000	55,000,000	70,000,000
	營業外費用	6,827,397	0	13,178,000	108,791,000
	前年度未払費用及未払金	0	0	0	0
	建設改良費	72,048,028	70,000,000	23,000,000	108,000,000
	貯藏品	20,713,360	30,000,000	10,000,000	60,000,000
	企業債償還金	0	0	8,024,000	21,442,000
	一時借入金返還	0	0	400,000,000	166,200,000
	預り金返還	3,240,100	1,000,000	1,000,000	1,000,000
	前受金	387,690	1,000,000	1,000,000	1,000,000
	計	213,446,316	157,000,000	511,202,000	536,433,000
出					
	収支差引額	95,844,186	19,844,000	18,642,000	10,809,000

監査報告第6号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和52年12月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和53年2月28日

監査委員 西 口 喜 一 郎
同 竹 下 義 章

記

- 1 検査実施日 昭和53年2月28日
- 2 検査の対象 昭和52年12月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による12月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、12月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

12 月分月次合計残高試算表

昭和52年12月31日現在 12月分月次台計残高試算表 和泉市立病院事業会計

借		方		貸		方	
残高	台計		勘定科目	台計		残高	
	累計	当月		当月	累計		
150,995,865	150,995,865		資産の部				
240,415,659	240,415,659		土地				
284,8487	284,8487		建物				
3,330,000	3,330,000		構築物				
49,369,525	49,369,525		車両				
138,124	138,124		機械及備品				
9,499,235	9,499,235		有価証券				
			投資				
			減価償却引当金		73,670,840	73,670,840	
52,732,995	441,739,7242	201,137,932	普通預金	205,494,628	4,364,664,247		
121,864,184	570,581,194	55,679,752	未収金	65,839,576	44,871,7010		
15,573,713	242,461,637	34,129,510	貯蔵品	33,988,888	226,887,924		
812,079	5,344,040	1,951,377	前払金	1,951,377	453,1961		
43,100,000	43,100,000		定期預金				
16,094,000	142,708,871		過年度未収金		126,614,871		
			負債				
	205,000,000		一時借入金	100,000,000	3,150,000,000	1,100,000,000	
	165,635,270	22,278,090	未払金	34,129,510	226,965,790	61,330,520	
			仮受金				
	9,182,3588	15,964,286	預り金	23,638,415	107,547,669	15,724,131	
	987,8000	608,000	予納金	190,000	1,046,8000	590,000	
	924,102	808,034	固定負債		17,865,971	16,941,869	
	2,024,0000		公立病院特例債		283,440,000	263,200,000	
	535,12,805		過年度未払金		535,12,805	0	

				資本の部					
				自己資本					
				借入	4,485,000			228,141,371	228,141,371
1,001,356,862	1,001,356,862			繰越欠損				1,869,030,689	1,857,546,854
				資本剰余				1,118,000	1,118,000
				収益の部					
		9,2372		入院		330,161,175		370,671,505	370,579,133
		267,977	28,119	外来		28,927,011		264,786,930	264,518,953
		2,500		その他		252,5282		17,556,904	17,554,404
				受取利息				347,202	347,202
				他会計補助					
				患者外給食		63,1800		5042,600	5042,600
		540		その他		98,048		770,643	770,103
				国庫補助				1,275,000	1,275,000
				費用の部					
537,120,706	537,120,706		146,048,834	給与					
238,746,612	238,746,612		350,096,999	材料					
68,309,504	68,447,854		825,4601	経費				138,350	
				減価					
				資産					
2,135,320	2,135,320		44,400	研究					
78,610,093	79,164,887		2,577,182	支払利息及び企業債取扱諸費				554,794	
5,026,164	5,026,164		545,894	患者外給食材料費					
				特別					
1,660,511,853	1,660,511,853		1,390,000	建設				20,240,000	
4,293,590,980	1,869,561,076	530,430,710	530,430,710	合計				1,869,561,076	4,293,590,980

1 2 月 分 予 算 執 行 報 告 書

昭和52年12月31日現在

和泉市立病院事業会計

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		12 月	累 計	
病院事業収益	1,067,768,000	65,175,197	680,327,395	387,440,605
1. 医療収益	923,928,000	64,445,349	652,652,490	271,275,510
1. 入院収益	545,272,000	33,016,175	370,579,133	174,692,867
2. 外来収益	345,850,000	28,903,892	264,518,953	81,331,047
3. その他医療収益	328,060,000	25,252,822	175,544,044	15,251,596
2. 医療外収益	103,360,000	729,848	743,4905	95,925,095
1. 受取利息配当金	1,600,000		347,202	1,252,798
2. 他会計補助金	88,437,000			88,437,000
3. 患者外給食収益	9,868,000	631,800	5,042,600	4,825,400
4. その他医療外収益	996,000	98,048	770,103	225,897
5. 国庫補助金	2,459,000		1,275,000	1,184,000
3. 特別利益	40,480,000		20,240,000	20,240,000
病院事業費用	1,517,575,000	192,475,610	924,948,399	592,626,601
1. 医療費用	1,312,629,000	189,352,534	841,312,142	471,316,858
1. 給与	788,748,000	146,043,834	537,120,706	251,627,294
2. 材料	379,829,000	35,009,699	238,746,612	141,082,388

3. 經	費	123,174,000	8,254,601	63,309,504	59,864,496
4. 減	價 却	15,637,000			15,637,000
5. 資	產 減 耗	1,000			1,000
6. 研	究 研 修	5,240,000	4,400	2,135,320	3,104,680
2. 醫	業 外 費 用	204,645,000	3,123,076	83,636,257	121,008,743
1. 支	私利息及ひ企業債取扱諸費	197,213,000	2,577,182	78,610,093	118,602,907
2. 患	者 外 給 食 材 料 費	7,432,000	545,894	5,026,164	2,405,836
3. 特	別 損 失	1,000			1,000
4. 予	備 費	300,000			300,000
資	本 的 收 入	2,262,323,000		1,233,113,000	1,029,210,000
1. 他	會 計 出 資 金	59,223,000		20,813,000	38,410,000
2. 企	業 債	2,203,100,000		1,212,300,000	990,800,000
資	本 的 支 出	2,302,803,000	6,183,034	1,250,509,917	1,052,293,083
1. 建	設 改 良 費	2,248,243,000	1,698,034	1,218,786,082	1,029,456,918
1. 看	護 婦 宿 舍 割 賦 金	1,233,000	308,034	924,102	308,898
2. 器	械 備 品 購 入 費	515,700,000		3,957,000	511,743,000
3. 病	院 增 設 事 業 費	1,706,210,000	1,390,000	1,213,904,980	492,305,020
4. 看	護 婦 宿 舍 增 設 事 業 費	25,100,000			25,100,000
2. 企	業 債 償 還 金	1,408,000	4,485,000	1,148,3835	2596,165
3. 公	立 病 院 特 例 債	40,480,000		20,240,000	20,240,000

1 2 月 度 月 次 損 益 計 算 書

昭和 52 年 12 月 31 日

和 泉 市 立 病 院 事 業 会 計

科 目	当 月		累 計
	当 月	累 計	
1. 医 業 收 益	円	円	円
人 院 收 益	33,016,175		370,579,133
外 来 收 益	28,903,892		264,451,895
そ の 他 医 業 收 益	2,525,282		17,554,404
計		64,445,349	652,652,490
2. 医 業 費 用			
給 与 費	146,043,834		537,120,706
材 料 費	35,009,699		238,746,612
経 費	8,254,601		68,309,504
減 価 償 却 費			
資 産 減 耗 費			
研 究 費	44,400		213,5320
計		189,352,534	841,312,142
3. 医 業 外 收 益			
受 取 利 息			
配 当 金			
他 会 計 補 助 金			
計		△124,907,185	△188,659,652

患者外給食収益	631,800		5,042,600	
その他医業外収益	98,048		770,103	
国庫補助金			1,275,000	7,434,905
計		729,848		
4. 医業外費用				
支払利息及び企業債取扱諸費	2,577,182		7,861,093	
患者外給食材料費	545,894		5,026,164	
雑損				
計		8,123,076		83,636,257
経常利益		△127,300,413		△264,861,004
5. 特別利益				
6. 特別損失				20,240,000
当月分純利益		△127,300,413	当月迄の純利益	△244,621,004
上記当月分収益中	健保未収金.....	55,679,752 円		
上記当月分費用中	未払金.....	34,129,510 円		

資 金 予 算 表

昭和52年12月末

和泉市立病院事業会計

区分	科 目	12月の執行済額	1 月 予 定	2 月 予 定
収	事業収益	75,358,140	72,000,000	72,000,000
	固定資産売却代金			
	企業債			
	過年度未収金			
	一時借入金	100,000,000		
	預り金	23,638,415	8,000,000	8,000,000
	他会計繰入金			38,707,000
	前払金戻入	1,951,377		
	期間外収益			
	予納金	190,000		
入	仮受金			
	合 計	201,137,932	80,000,000	118,707,000

支	事業費	158,509,841	77,967,000	87,978,000
	建設改良費	1,698,034		
	企業債償還金	4,480,034	1,688,000	914,000
	貯蔵品購入費	22,278,090	25,000,000	25,000,000
	過年度未払金			
	一時借入金返還			
	預り金還付	15,964,286	12,000,000	8,000,000
	前払金	1,951,377		
	期間外費用			
	予納金還付	608,000		
出	仮受金還付			
	合計	205,494,628	116,650,000	121,892,000
	収支差引	△ 4,356,696	△ 36,650,000	△ 3,185,000
	前年度又は前月より繰越	57,089,691	52,732,995	16,082,995
	翌年度又は翌月へ繰越	52,732,995	16,082,995	12,897,995
差引				

監査報告第7号

定期監査（第2次分）の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項に基づく昭和52年度定期監査（第2次分）を別記要項により執行した。

その結果を同条第8項及び第9項の規定により別冊のとおり報告する。

昭和53年2月24日

監査委員 西 口 喜一郎
同 竹 下 義 章

昭和53年度和泉市水道事業会計予算各条文毎の説明書

第 2 条

項	目	本年度予定	前年度当初予定	増 △ 減
1.	給水戸数	34,800 戸	33,727 戸	1,073 戸
2.	年間総給水量	10,436,897 m ³	9,771,485 m ³	665,412 m ³
3.	一日平均給水量	28,594 m ³	26,771 m ³	1,823 m ³
4.	主要な建設改良事業	382,000 円	585,000 円	△203,000 円

第 3 条

項	目	本年度予定	前年度当初予定	増 △ 減
水道事業	収益	1,376,558 円	870,409 円	506,149 円
水道事業	費用	1,345,225 円	1,140,242 円	204,983 円
純	利益	31,333 円	△269,833 円	301,166 円

第 4 条

項	目	本年度予定	前年度当初予定	増 △ 減
資本	的収入	495,500 円	662,500 円	△167,000 円
資本	的支出	621,249 円	781,269 円	△160,020 円
不	足額	125,749 円	118,769 円	6,980 円

第 5 条

項 目	本 年 度 予 定	前 年 度 当 初 予 定	増 △ 減
和泉市水道第3回拡張事業	325,000 円	504,500 円	△179,500 円
配水管整備事業	18,000 円	26,000 円	△ 8,000 円
配水管更生事業	16,000 円	0	16,000 円

第 6 条

項 目	本 年 度 予 定	前 年 度 当 初 予 定	増 △ 減
一時借入金の限度額	2,000,000 円	2,000,000 円	0

第 7 条

項 目	本 年 度 予 定	前 年 度 当 初 予 定	増 △ 減
原水及び浄水費	462,655 円	326,558 円	136,097 円
支払利息及び企業債取扱諸費	287,645 円	276,525 円	11,120 円

第 8 条

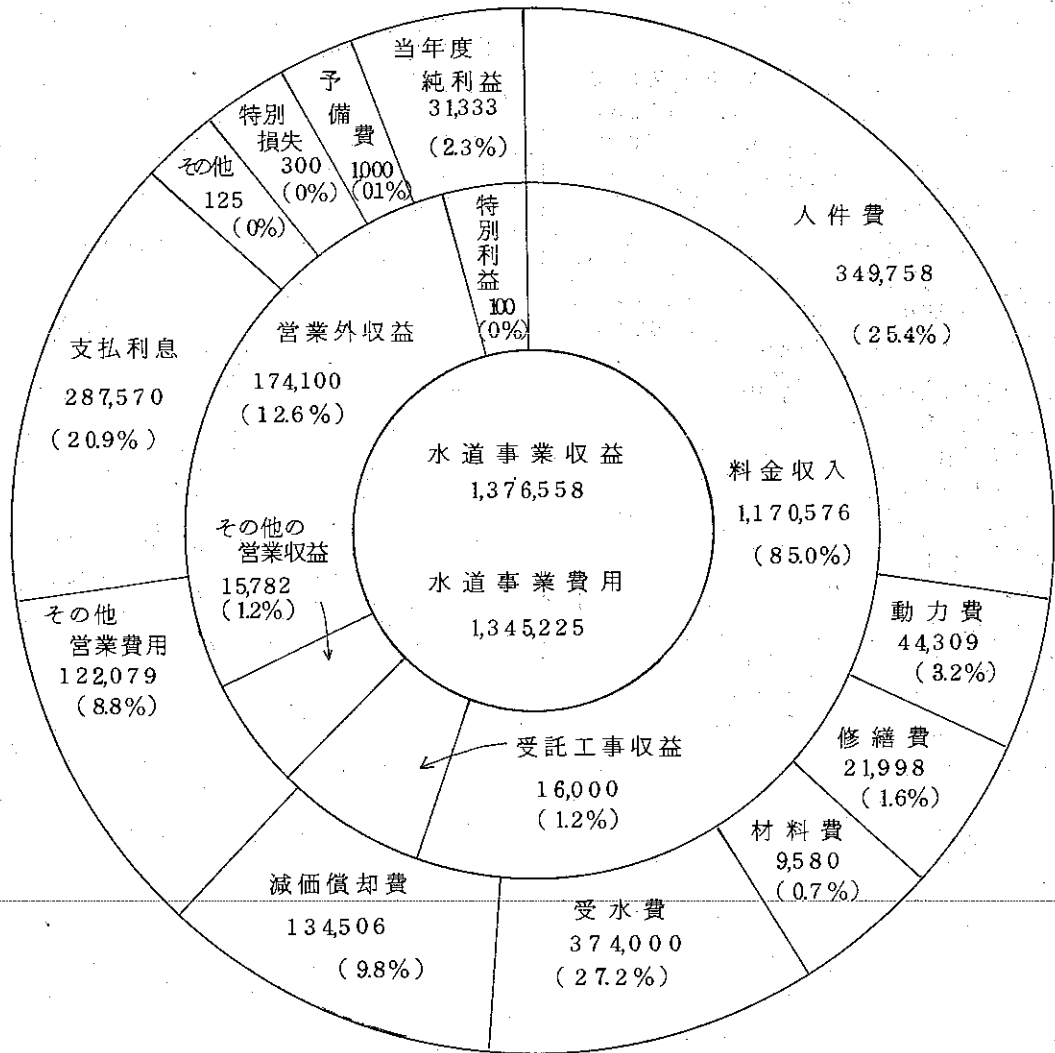
項 目	本 年 度 予 定	前 年 度 当 初 予 定	増 △ 減
職員給与	390,678 円	369,173 円	21,505 円
交際費	500 円	500 円	0

第 9 条

項 目	本 年 度 予 定	前 年 度 当 初 予 定	増 △ 減
たな卸資産購入限度額	132,153 円	218,908 円	△ 86,755 円

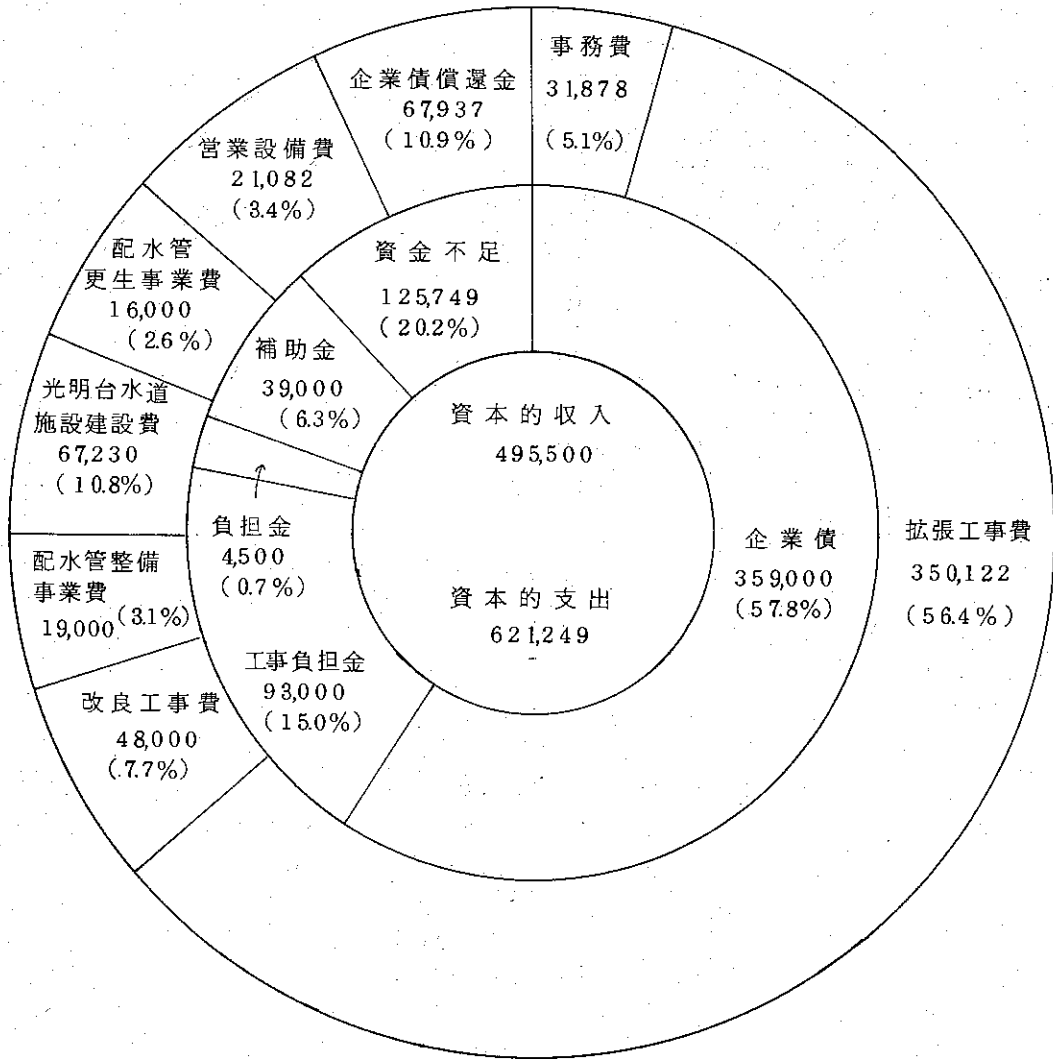
予 算 第 3 条

(単位千円)



予 算 第 4 条

(单 位 千 円)



昭和53年度予定損益計算書

(単位千円)

水道事業費用 拾参億四千五百貳拾貳万五千円)		水道事業収益 (拾参億七千六百五拾五万八千円)	
営業費用 1,056,230	営業外費用 287,695	営業収益 1,202,358	営業外収益 174,100
	特別損失 300		特別利益 100
	予備費 1,000		
当年純利益 3,333			

昭和53年度予定貸借対照表

(単位千円)

負債・資本合計 (五拾七億八千四百八拾壹万四千円)		負債合計 (六億九千参百四拾八万参十円)		資本合計 (五拾億五千九百拾九万八千円)		当年純利益 3,333
固定負債 17,196	流動負債 676,287	自己資本金 119,803	借入資本金 367,275	剰余金 1,267,445	当年純利益 3,333	
固定資産 563,860		流動資産 152,954		資産合計 (五拾七億八千四百八拾壹万四千円)		

○ 議長（柳瀬美樹君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第1号より第7号までの報告を終わります。

○

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第9より日程第11までは「財産取得について」でございまして、一括上程いたします。「市立鶴山台南小学校校舎」と「市立信太中学校水泳プール」及び「不燃性廃棄物埋立処分用地」の以上三議案については、いずれも同種の議案でありますので、これを一括議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第 25 号

財 産 取 得 に つ い て

市立鶴山台南小学校校舎として次の建物を取得するについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年和泉市条例第 14 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

昭和 53 年 3 月 16 日提出

和泉市長 池 田 忠 雄

1. 場 所 和泉市鶴山台四丁目 1 番 1 号
2. 構造及び面積 鉄筋コンクリート造 2 階建 590㎡
3. 取得予定価格 56,070,000 円
5. 契約の相手方 東京都千代田区九段一丁目 14 番 6 号
日本住宅公団
大阪市城東区森之宮一丁目 6 番 85 号

日本住宅公団関西支社

理事・支社長 扇 谷 弘 一

議案第26号

財産取得について

市立信太中学校水泳プールとして次の建物を取得するについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

昭和53年3月16日提出

和泉市長 池田 忠 雄

1. 場 所 和泉市鶴山台一丁目1番1号
2. 構造及び面積 鉄筋コンクリート造水泳プール 25m6コース
水面積 25m×13m=325㎡
3. 取得予定価格 38,316,400円
4. 契約の相手方 東京都千代田区九段一丁目14番6号
日本住宅公団

大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

日本住宅公団関西支社

理事・支社長 扇 谷 弘 一

議案第 27 号

財 産 取 得 に つ い て

不燃性廃棄物埋立処分用地として次の用地を取得するについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年和泉市条例第 14 号）第 3 条の規定に基づき、議決を求める。

昭和 53 年 3 月 16 日提出

和泉市長 池 田 忠 雄

1. 土地の所在地及び数量

和泉市松尾寺町 2164 - 82 他 2 筆 12,809㎡

2. 買収予定価格

149,590,872 円

3. 買収の相手方

和泉市府中町 2 丁目 7 番 5 号

和泉市土地開発公社

理事長 池 田 忠 雄

和泉監第47号

昭和53年2月28日

和泉市長 池田忠雄 殿

和泉市議会議長 柳瀬美樹 殿

和泉市監査委員 西口喜一郎 ㊟

同 竹下義章 ㊟

昭和52年度定期監査（第2次分）結果報告

地方自治法第199条第3項の規定に基づき昭和52年度定期監査を実施したので
その結果を同条第8項の規定により次のとおり報告する。

1. 監査の対象

今回は次の各課（かい）を対象に昭和52年度（4月～12月）の事務事業の執行状況等について監査を実施した。

- | | | |
|------------|-----|-------|
| ◎ 教育委員会事務局 | 総務課 | 学校教育課 |
| ◎ 財 務 部 | 管財課 | |
| ◎ 産業衛生部 | 農林課 | 交通公害課 |
| ◎ 市 民 部 | 保育課 | 保険年金課 |
| ◎ 市長公室 | 企画課 | |
| ◎ 建 設 部 | 計画課 | 下水道課 |

2. 監査の実施期間

昭和53年1月20日～2月16日

3. 監査の結果

各課（かい）の事務事業及び予算の執行状況については、おおむね適正に処理されていることが認められたが、全般的に事務処理過程において、一部関係文書帳票類に不整備・未整理の事例が散見された。今後充分に留意され遺憾なき執行を期するものである。

なお、詳細は次のとおりである。

○ 教育委員会事務局管理部総務課

1. 事務の概

当課は教育委員会の運営、教育委員会全体の予算、決算の総括処理及び教材関連整備等を所管する庶務係（5名）と学校施設の整備、維持管理及び補助金事務等を所管する施設係（3名）及び用地担当（2名）により構成されており、課長（次長兼務）以下11名の職員が配置されている。

2. 事務の執行状況

(1) 教育施設の整備・維持管理について

(イ) 児童生徒の増加あるいは、既存設備の老朽化等に対応するため、本年度においても各学校の新増築及び補修整備を行っているが、これらの実施状況は適正に執行されていた。

なお、取得した教育財産は下表のとおりである。

昭和52年度（4月～12月）に取得した教育財産一覧表

取得資産名	資産の規模	取得年月日	取得価格	備考
鶴山台南小学校仮設教室	軽量鉄骨造平家建 261.06㎡	S52.4.25	円 8,987,000	(普通3)
北池田幼稚園園舎 (新築)	鉄筋コンクリート造 平家建 504㎡	S52.5.31	円 70,250,000	(保育室3 遊戯室1 その他管理諸室)
郷荘中学校校舎 (増築)	鉄筋コンクリート造三 階建 1,151.92㎡	S52.7.20	円 109,695,000	(普通4) (特別4)
緑ヶ丘小学校プール (新設)	大プール・小プール 972.91㎡	S52.7.15	円 44,410,000	(大25m×13m) (小10m×5m)

(ロ) 本年度においても一部水道使用料に大幅な変動がみられる学校があることから今後も引きつづき定期的な点検等を実施し、適正管理を期するよう各学校に指導されたい。

(2) 教育施設等の使用状況について

教育施設（行政財産）の目的外使用許可の有無及び使用料の徴収状況、また教員住宅の入居家賃の徴収状況について関係書類を調査した。目的外使用については3中学校において電柱敷等の占用を許可しており、許可条件に基づき占用料が納入されていた。なお、他に使用許可期限が終了し、所要の措置がなされていないケースが見受けられたが、財産管理に遺漏なきよう期せられたい。教員住宅については現在入居戸数が4戸で、使用料の徴収は適正になされていた。

○ 教育委員会事務局管理部学校教育課

1. 事務の概要

当課は小中学校の就学関係事務、教職員人事等及び幼稚園、小中学校の運営管理を所管する学事係（5名）、学校保健業務、体育行事を所管する保健体育係（4名）及び学校給食の運営指導を所管する給食係（5名）の3係で構成されており、課長以下15名の職員が配置されている。

2. 事務の執行状況

(1) 各種補助金の交付事務について

当課所管の本年度12月末現在の各種補助金の交付状況は次表のとおりであるがこれら補助金の申請、交付手続及び内容の適否について関係書類の調査を行ったがそれぞれ当該補助金交付規則あるいは規程に基づきおおむね適正に執行されているものと認めた。

補助件名	交付先	交付金額	交付年月日
学校保健会運営費	和泉市学校保健会	400,000	S52.10.6
和泉市薬剤師会	和泉市薬剤師会	40,000	52.10.6
修学旅行引卒者	小学校16校・中学校7校	934,000	52.10.17
学童共済	和泉市学童共済会	1,398,825	52.6.29

補助件名	交付先	交付金額	交付年月日
各種体育大会選手派遣	小学校体育連合	160,000	S52.12.5
〃	中学校体育連合	358,000	52.12.5
遠隔離生徒通学援助費	横尾中学校対象生徒	2,138,400	各学期ごと
私立幼稚園就園奨励費	幼稚園児保護者	13,798,000	52.11.4
私立幼稚園保育料	同上	20,570,000	52.11.26

(2) 委託事務事業について

当課においては、行政協定に基づく児童・生徒の他市への通学委託をはじめ各種検診及び学校警備等、事務事業の多くを委託により実施している。

これら委託事務事業の契約手続及び委託料の算定・支出方法の適否について、契約書等関係書類の調査を行ったが、おおむね適正に執行されているものと認めた。

○ 財務部管財課

1. 事務の概要

当課は公有財産の総括事務及び普通財産の管理処分ならびに庁舎、車輛の管理等を所管する管財係（13名）と物品の購入、記録管理及び用品調達基金に関する業務等を所管する用度係（6名）の2係で構成されており、課長以下21名の職員が配置されている。

2. 事務の執行状況

(1) 財産管理について

普通財産のうち私人等に貸付けている財産は13件となっており、うち4件については有償貸付、他は無償貸付である。

これら普通財産の貸付手続、賃貸料の決定及び徴収状況の適否について契約書等関係書類の調査を行ったが、おおむね適正に執行されていた。

また公有財産の記録管理についても、その中心となる公有財産台帳により整理されていた。

(2) 公用車の管理について

市保有の公用車は監査当日現在101台であり、うち34台が当課において集中管理されており、他については各部課へ長期貸付車として貸付けている。

これら公用車による自動車事故は本年度7件発生しているが、そのいずれもが自損事故等軽微な内容のものであった。また事故処理についても、全国市有物件災害共済会に対し所要の手続をとり、保険請求がなされており、適正に処理されていた。今後も引きつづき公用車の安全運行について十分な指導と督励をなされたい。

(3) 物品の購入手続について

当課は各課からの請求による物品の購入業務を担当しているが、物品の購入にあたっては単価契約、随意契約あるいは指名競争入札等、それぞれ適正かつ有利な方法により指名業者のうちから適当な業者を選定し行っており、これら入札及び契約手続については、おおむね適正に執行されていた。なお、業者選定にあたっては地元業者の育成を図る意味からも支障のない限り、市内業者を参加させるよう配慮されたい。

○ 産業衛生部農林課

1. 事務の概要

当課は農林業関係諸団体の育成指導、振興、構造改善事業、畜産関係業務等を所管する農林係（7名内1名は畜産担当）と、土地改良、ため池整備事業等の業務を所管する工事係（6名）の2係で構成されており、課長以下15名の職員が配置されている。

2. 事務の執行状況

(1) 農業団体等に対する委託費、補助金の交付手続及び内容の適否について関係書類を調査の結果、それぞれ当該補助金交付規程に基づき、おおむね適正に執行されていることを認めた。

(2) 土地改良事業、ため池整備事業等の執行状況について

当事業等については、事業費の大部分を国・府補助金、地元分担金によりまかなわれているが、これら補助金の交付申請手続及び分担金の徴収手続並びに事業執行に関する契約等の処理は適正に行われていることを認めた。

なお、市単独土地改良事業（水路・農道等）の実施についても、補助金交付規程に基づき適正に執行されていた。

○ 産業衛生部交通公害課

1. 事務の概要

当課は交通安全思想の啓もう、市民交通傷害保険、交通安全対策等を所管する交通対策係（5名）と公害対策の連絡調整、啓もう、公害防止指導、苦情相談処理等を所管する公害対策係（7名）の2係で構成されており、課長以下13名の職員が配置されている。

2. 事務の執行状況

(1) 市民交通傷害保険に関する事務について

保険加入手続等について関係書類を調査した結果、適正に処理執行されていることを認めた。加入状況等については下表のとおりで、加入人員は51年度9,434人に比し700人の増加となっている。更に加入推進されるよう啓もうに努められたい。

市民交通傷害保険加入状況 (昭和52年12月末現在)

区 別	年間保険料	加入人員	保険料総額	市負担金
一 般	480円	6,650人	3,158,720円	0円
児 童	300	2,554	757,900	454,740
老 人	300	911	270,600	162,360
生活保護受給者	300	19	5,625	3,375
合 計		10,134	4,192,845円	620,475円

なお、保険金支払状況は、36件645,000円（昭和52年12月末現在）である。

また、自動車臨時運行許可手続等（392件）の事務処理の執行についても適正であった。

(2) 交通安全施設（区画線、防護柵、歩道、道路反射鏡等の設置）及び公害測定工事関係実施状況について関係書類に基づき監査を実施したが、おおむね適正に執行されていることを認めた。

(3) 公害処理について

昭和52年4月～12月における苦情処理状況は下表のとおりである。

（昭和51年度101件）。

苦 情 処 理 状 況 （S52年4月～S52年12月）

種類 処理状況	大 気	汚 水	騒 音	振 音	悪 臭	その他	合 計
	件	件	件	件	件	件	件
苦 情 件 数	26	14	26	5	11	12	94
解 決 件 数	23	14	21	4	8	12	82
解 決 率 (%)	88.5	100.0	80.8	80.0	72.7	100.0	87.2

○ 市民部福祉事務所保育課

1. 事務の概要

当課は保育園、母子寮、助産施設の入所措置決定及び保育園の運営等を所管する保育係（7名）と保育園、児童遊園の建設事業計画、維持管理及び課の庶務等を所管する管理係（2名）の2係で構成されており、課長以下13名の職員が配置されている。

2. 事務の執行状況

(1) 保育料の決定手続について

保育料決定の基準となる所得税、市民税額の把握が適確に行われているか、また保育料の決定手続の適否について、本年度措置決定されたものの中から一部保育園を抽出してその決定状況を調査するとともに、本年度減免された11件の内容につ

いてもあわせて調査したが、ともに適正に行われていることを認めた。

(2)

(イ) 保育委託、助産施設の入所決定及び費用徴収について

本年度4件の保育委託と、堺市などから6件の受託及び助産施設入所者(16名)に関する入所決定手続、負担金徴収状況の適否について、関係書類の調査を行った。負担金はそれぞれ定められた基準に基づき徴収されており、未納はなく適正に執行されていた。

(ロ) 助産施設の確保について

従来当該入所措置については、全て市外の施設に委託して来ているが、市立病院で対処出来るよう推進につとめられたい。

(3) 行政財産の目的外使用について

当課所管の行政財産を使用許可しているが、これらに関する使用許可手続及び使用料の徴収状況について、関係書類の調査を行った。本年度使用許可状況は府中児童遊園の一部他6件となっており、使用許可手続及び許可条件に基づく使用料の納入状況は適正であった。

(4) 施設の維持管理について

(イ) 各保育園の修理工事関係の実施状況について関係書類を調査したが、おおむね適正に執行されていることを認めた。

(ロ) 一部の保育園において水道使用料が例月に比して著しく高くなっているのが見受けられた。これは、漏水又は水量調節管理上等の原因が考えられるが、今後定期的な点検等を実施し、適正管理を期するよう各園に指導されたい。

○ 市民部保険年金課

1. 事務の概要

当課は国民健康保険の給付及び被保険者資格に関する業務等を所管する業務係(10名)、保険料の賦課、収納及び納付組合等の指導育成等を所管する賦課徴収係(13名)及び国民年金に関する事務を所管する国民年金係(10名)の3係で構成されており、課長以下35名の職員が配置されている。

2. 事務の執行状況

(1) 不当利得金等の徴収状況について

不当利得及び第三者行為による保険給付については、その相当金額をその者より徴収することとなっているが、これらに関する徴収手続の適否について関係書類の調査を行った。不当利得等にかかる徴収金のうちで一部未徴収のものがみうけられたが、未徴収部分についてもすべて所要の手続がなされており、おおむね適正な執行状況であったが、今後ともその徴収に鋭意努力されたい。

(2) 滞納処分状況について

国民健康保険法による時効は2年間と定められていることから、時効中断のため差押処分を執行し、債権の保全に努めている。これら差押処分の執行手続等の適否について調査を行った。本年度差押処分件数は73件で、うち15件については、保険料の完納等により差押処分の解除がなされていた。これら一連の手続はおおむね適正であったが、今後差押処分については、金銭債権の消滅時効の規定に充分留意され執行にあたられたい。

(3) 助産費、葬祭費の給付手続等は適正に執行されている。なお、当費用は資金前渡の方法で処理されており、資金の保管、精算は規則に基づき適正になされているものと認めたが、給付状況の適確性を期するため、受払簿を整備する等善処されたい。

○ 市長公室企画室企画課

1. 事務の概要

当課は市政総合企画調整及び災害対策計画の策定業務等を所管する企画係(3名)、行政境界、行政協定、事務改善組織管理及び庁内報の編集発刊等を所管する事務管理係(3名)、文書管理、公印管理及び指定統計業務等を所管する庶務係(3名)の3係で構成されており、課長以下11名の職員が配置されている。

2. 事務の執行状況

(1) 開発関係事業等の計画推進調整業務にかかる事務的処理は適切になされていた。なお、行政境界に関する適正化には努力されているところであるが、更に調整推進を図られるより期するものである。

- (2) 災害見舞金制度については12月末現在6件(1件2万円)を適用しているが、見舞金の申請、支給手続等の事務処理は適正に執行されていた。
- (3) 文書の受発送業務、郵券類の受払状況、庁内報の編集発刊、指定統計、議事、例規公告式等を適切に処理されていた。

○ 建設部計画課

1. 事務の概要

当課は用途地域の指定及び都市計画、街路計画の策定、設計施行等に関する業務を所管する都市計画係(5名)と都市計画公園、自然公園の設計、施行及び維持管理等に関する業務を所管する公園緑地係(4名)の2係で構成されており、課長以下11名の職員が配置されている。

2. 事務の執行状況

(1) 都市計画街路事業について

本年度における主な事業は、和泉中央線街路整備事業をはじめ5線であるが、うち2線は日本住宅公団に工事委託しており、他の2線は物件補償、用地買収である。

これら事業に関する執行状況の適否について工事一件書類、その他関係書類に基づき監査を実施したが、おおむね適正に執行されていた。都市計画事業については諸般の事情により執行が遅延しているものがみられるが、今後とも事業の早期実施に努められたい。

(2) 公園整備事業等について

本年度においては、肥子池・旭両公園の用地買収事業をはじめ、光明池公園整備事業を日本住宅公団に工事委託して執行されている。このうち肥子池公園については公園用地7,278㎡のすべての買収が完了している。これら事業の執行及び各公園の管理清掃等の委託業務の実施状況について契約書等関係書類に基づき監査したが、おおむね適正に執行されていた。

○ 建設部下水道課

1. 事務の概要

当課は公共下水道、都市下水路、浸水対策事業等の計画策定、設計実施等及び南大阪湾岸北部流域下水道事業等に関する業務を所管しており、課長以下6名の職員が配置されている。

2. 事務の執行状況

本年度における主な事業は、都市下水路事業として府中北幹線整備事業ほか1件、浸水対策事業においては惣ヶ池用排水路整備事業ほか1件となっている。また、光明池地区公共下水道整備事業については、日本住宅公団に事業委託して執行されている

これら事業に関する執行状況の適否について、工事一件書類、その他関係書類に基づき監査を実施したが、おおむね適正に執行されていた。一部事業について諸般の事情により執行が遅延しているものがみられるが、今後とも事業の早期実施に努められたい。

なお、南大阪湾岸部流域下水道事業は大阪府施行で現在事業を実施中であるが、事業費の $\frac{1}{6}$ 相当額を本市以下6市1町で負担しており、本年度の負担金は162,075,000円となっている。

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。
- 教育次長（広岡史郎君） それでは、ただいま御上程いただきました議案第25号及び議案第26号（4ページ～7ページ）の「財産取得について」提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。

御提案申し上げました理由は、この2議案は、いずれも日本住宅公団の立てかえ施行により建設し、すでに公用を開始しております市立鶴山台南小学校及び市立信太中学校の建物を、相手方、日本住宅公団との契約によって取得するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の御議決をお願いいたしますのでございます。

次に、内容について御説明申し上げます。

議案第25号、鶴山台南小学校校舎ですが、本件は、すでに昭和50年8月30日完成し公用を開始しており、本年度国庫補助金3,311万8千円の交付を受け、市の財産として取得いたしますのでございます。

構造及び面積は、鉄筋コンクリート造2階建て590平米、普通教室6教室、取得価格は5,607万円を予定しております。

なお、財源内訳は、国庫補助金3,311万8千円、起債1,570万円、一般財源725万2千円で、国庫補助以外の一般財源相当額は、昭和75年までの年利6.5%、半年賦元金均等払いによって償還することといたしております。

次に、議案第26号、信太中学校水泳プールでございますが、本計は、すでに昭和50年6月30日完成し、公用を開始しており、国庫補助金633万7千円の交付を受け、市の財産として取得いたしますのでございます。

構造及び面積は、鉄筋コンクリート造、水面積325平米 25m6コースで、取得価格は3千8百31万6千6百40円を予定しております。

なお、財源内訳は、国庫補助金6百33万7千円、府補助金6百33万7千円、府補助金8百4万6千7百円、一般財源2千3百57万2千9百40円で、昭和61年度までの年利6.5%半年賦元金均等払いによって償還することといたしております。

以上 議案第25号、議案第26号の「財産取得について」の提案理由並びに内容の説明を終わります。 よろしく御審議の上、原案を可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 産業衛生部長（山本俊兼君）

続きまして、ただいま御上程いただきました議案第27号「財産取得について」提案の理

由並びにその内容を御説明申し上げます。

本件は、かねてより計画の不燃性廃棄物の埋立処分地の用地に関するもので、昭和50年度に15筆3万2千5百81平米を市土地開発公社から取得いたしました。当時、3筆が未了となっていたものでございます。以後、関係各位の深い御理解と御協力によりまして昨年4月、市土地開発公社にて先行買収をしていただきました。このたび、和泉市が土地開発公社から財産取得しようとするものでございます。

内容は、和泉市松尾寺町2164-82他2筆、土地面積1万2千8百9平米(約3千8百74坪)を総額1億4千9百59万8百72円で、買収の相手方は、和泉市土地開発公社でございます。

この財産取得が終わりますと、おかげをもちまして計画の用地買収面積4万5千3百90平米に加えて、借地の土地3千81平米、合計4万8千4百71平米(約1万4千6百62坪)が全部確保でき、完了するものでございます。

なお、この計画用地の立地状況は御存知のように、納花町の青葉台団地の手前から大野町の通称、3差路のところに通ずる旧紀州街道沿いで、この付近には民家もなく、約40mの谷間を囲み、約45万立米の廃棄物が埋立処分可能と考えられます。今後、堰堤工事その他付帯工事等施行に関する実施設計等を進めるとともに、これらの工事関係の財源確保にも鋭意努力を重ね、廃棄物処理に対処してまいりたく存ずる次第でございますので、議員の皆様方におかれましても、今後ともよろしく御指導、御援助を賜りますよう切にお願い申し上げます。簡単ですが、議案第27号「財産取得について」の提案の理由並びに内容の御説明を終わります。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決御決定くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長(柳瀬美樹君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 21番(直村静二君) 鶴山台南小学校の校舎の取得、これはたしか2階建てで178坪程度で立てかえ施行であった。それが、国庫補助がついたので、今回買い取るということですがこれで全部立てかえ施行の分は完了したと判断していいのだろうか。

○ 議長(柳瀬美樹君) 鶴山台南小学校の校舎の取得、これはたしか2階建てで178坪程度で立てかえ施行であった。それが、国庫補助がついたので、今回買い取るということですが、これで全部立てかえ施行の分は完了したと判断していいのだろうか。

○ 議長(柳瀬美樹君) 答弁。

○ 教育次長(広岡史郎君) お答えいたします。

なお、未買収の分がでございます。それは鉄筋コンクリート2階建て6百25平米、普通教室6教室が未買収でございます。

○ 21番(直村静二君) 未買収ということは、さらにまた、一定の時期に国庫補助がついたときに買収する予定である。それで全部終了ということですか。

○ 教育次長（広岡史郎君） 昭和54年度に資格が出ますので、国庫補助対象として買収計画を立てております。

○ 21番（直村静二君） それから信太中学校プール、これも立てから施行の扱いだと思います。

しかし、信太の中学校が鶴山台にいつてしまった、ということは、いわゆる大規模開発の公団関係、つまり公団との協定、そこで財源を生み出して中学校を持っていて、プールも立てかえ施行した。それを今回買い取ったという形が歴然としている。これは教育施設だけならいいが、これ以外にもまだ、住民要求が出てきますから、これはこれとして認めますが、実際はきちんとしたものが出てこないかんとおもいます。

意見としておきますが、今後、光明池の問題もありますので、その点でちよっと聞いただけです。

最後に、不燃物の件は、これで全部完了したんだという提案理由、非常に結構だと思えます。問題は、今後の公害関係の対策、この点のことは十分やっていくという立場から、公害防止の審議会ですべて具体的にどういふことが予想されるか。

今後の対処の仕方について若干お答え願いたい。

○ 産業衛生部長（山本俊兼君） ただいま直村議員さんから用地買収完了後のこれらの利用についての公害問題の御質問でございます。

御存知のとおり、廃棄物処理法におきまして、特に昨年3月15日、これらの政令の改正があったわけでございます。特に政令改正の内容といたしましては、処理地の利用につきまは万全を期する。具体的には公害の出ないように、特に、水質関係等の問題、悪臭等に一定の基準が示されてございます。本市としても、これらの処理基準に見合った施設をまずつくっていかねばならない。このように考えてる次第でございます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 他に。

○ 20番（田中包治君） 議案第27号の廃棄物処理用地の買収について、私はいさゝか疑義があります。というのは御存知のとおり、和泉市で発生する不燃廃棄物は当然、和泉市内で処理しなくてはならない。これはわかるんです。ところが、地元に対して全然説明もなく、ただどうだ、こうだ、もろに受けるのが私たちの内田町です。これははっきりしてる。この中で、市が買うたからやりますと高圧的にやられるなら、あくまでも、私は反対せざるを得ない。そして、不燃物が果たして和泉市だけのものであるのかということすらまだ判明していない。説明をするとかで地元の説明もなく、ただ、買おうと思うんだから、という話だけではね。私も聞きました。しかし、全然、危ないという話も聞いて

いない。そこに私は大きな問題点があると思う。

すでに中山製鋼がこの土地を買っている。それから、聞くところによると、まだもう一軒、大阪の廃棄物処理の会社の人々が市長のところへ行って話したら、市長は、地元の議員や市民の了解を得たらよろしい、と言ったと聞いています。

こういう現実の中で、いかに皆さん方が強行しようとも、私はどうしても理解できない。したがって、この問題ははっきりするまで、この議案は一応、保留してもらいたいと思います。

○ 議長（柳瀬美樹君） 答弁。

○ 産業衛生部長（山本俊兼君） ただいま田中議員さんの御質問にお答え申し上げます。

お説のとおり、本件事業の執行につきましては、当然、地元近隣関係機関の御理解、御協力を得なければできないものだと、われわれは胸に抱いておるわけでございます。昨日5月から7月にかけて、関係地区の方々に一定の説明を申し上げております。ただその時点では、具体的な、たとえば公害防止対策等検討中でございましたので、和泉市としても、いろいろ廃棄物処理法によりまして、一般廃棄物は和泉市の責任において処理しなければならない。そのためには、こういった用地等の必要性を御説明申し上げてきたわけでございます。これが具体化につきましては、お説のとおり、当然地元関係者等にもいろいろ計画の内容等も御説明申し上げ、御理解と御協力をお願いしたいと考え、われわれは事業を進めていかなければならない、かように存じておる次第でございますので、よろしく御願ひ申し上げます。

○ 20番（田中包治君） 問題は、市長初め関係者は、すべてあの辺で不燃焼廃棄物を捨てるんだということですよ。内田の下は池です。そして、流れる水は全部内田へくる。それを全然考えなくて、地元の人や市会議員が納得したら、大阪府のどこの都市でもやるんだと言ってる。ここに問題があると言ってるんです。この点、はっきりしてください。

○ 産業衛生部長（山本俊兼君） 先ほど申し上げましたように、ただいま御審議いただいている用地は、和泉市の事業として計画したものでございます。したがって、大阪府なり、そのあたり云々というよりもまずもって、この処理地利用計画というものを十分煮詰めまして、無論、ただいまおっしゃってます取水、水使用等の関係の方々も含めまして御相談申し上げ、また御協力を得ながら進めていく。こういう基本姿勢に立っておりますので、今後ともよろし

くお願い申し上げます。

- 20番(田中包治君) 私は、そんなつまらん理屈を聞こうと思ってません。問題は、あの周辺を全部大阪府の不燃焼物処理地として市が考えてるということです。

市長もそう言ってる。そうでしょう。わずかの金欲しさに市民を犠牲にしようとしている。これが一つの基本にあるんですよ。そこらに問題があると言ってる。地元の了解もなくやるならやってください。そのかわり裁判闘争なり、あらゆる方法で対抗しますよ。だから、私は、ある程度話が済むまで待てと言ってる。やるならやってもよろしい。

- 市長(池田忠雄君) 田中議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

本件につきましては、不燃性廃棄物処理地としての御提案を申し上げ、先ほど来、部長が御説明申し上げておられますとおり、地元関係者と十分御協議させていただき万全を期してまいりたい。こういうふうに存じておるわけでございます。

なお、処理地について陳情をいただいたことはございます。ただし、それについても十分現課とも打ち合わせし、あるいは地元住民の十分な御納得の上に立たなければできないものでございます。市といたしましては、十分慎重に対処してまいりたい。許認可の問題は大阪府でございますけれども、やはり地元としての意見というものがございしますので、その辺は十二分に現課ともども配慮し、大阪府にも意見を申し上げている。こういう経過でございまして、議員さん御指摘のように、何か地元、その周辺を全部産業廃棄物の処理地にするということを申し上げたことはございません。この点は、明確に御説明させていただきたいと思っております。

- 20番(田中包治君) この問題は、どんぶり勘定にやればできるんだ。公権力でできるんだということで意図し、そして、この廃棄物が和泉市だけなら、わしも理解して運動しますよ。和泉市以外もやることははっきりしてきた以上、われわれは、どうしてもあくまでも反対し、引き続き裁判もやります。あそこはうちの用水路です。だから、法廷にかけてでも闘いますよ。そういうやり方をするのなら、われわれは話し合いも応じないし、徹底的に闘います。

- 議長(柳瀬美樹君) 他に。

- 15番(横田憲治郎君) 本件については、補正でも財源措置が出てきますので、むしろここでは、用地取得の問題という立場で若干お伺いしたいと思います。

まず、財源の内訳を先に聞かせてください。

- 議長(柳瀬美樹君) 答弁。

- 産業衛生部長(山本俊兼君) 今回、御提案申し上げております財源の関係でござい

ますが、これも御存知のとおり、50年度の予算で公有財産取得の予算措置をお願いしてあるわけでございます。当時15筆の買い戻しをいたしまして、3筆の関係について未了であった。したがって、今回の3筆について土地開発公社から買い戻し、財源といたしましては50年度に予算措置をお願いし、51・52年度の繰り越しをお願いしております。これが7千7百28万4千円でございますが、これに加えて、次の補正予算第6号をお願いしております7千2百30万7千円を御議決いただきました場合、これによりまして土地開発公社から取得をいたしたい、かように存する次第でございます。さらに、これらの財源等につきましては、起債をもって充ちたいと考えております。

- 15番(横田憲治郎君) 全額起債ですか。
- 産業衛生部長(山本俊兼君) 全額ではございませんが、約92.3%、ほとんどが起債でございます。
- 議長(柳瀬美樹君) 他に。
- 2番(天堀博君) まず、3筆残ったということ今回買収、それと、借地の3千81平米についてちょっと聞かせていただきたい。

それから、開発公社が昨年9月でしたか、その取得原価が何ぼかということ。

それから、農免道路を通っていくことになるわけですが、その点では、先般の市議会でも農家の方々に迷惑のかからんようにという点で話が出とったと思うんですが、その辺の確認をひとつお願いしたい。揮発油税の関係での農免道路で、農家の方々に利用されるという点、ちょっとお伺いしたいと思います。

- 議長(柳瀬美樹君) 答弁。
- 産業衛生部長(山本俊兼君)

ただいま御提案申し上げてるのは、3筆でございます。また、借地の関係につきましては、一部地主の意向、また、立地条件といたしましては、比較的平たんの方に当たりますので、本市の事業執行上、その土地をどうしても必要といたします。地主の御意見等を拝聴いたしまして、一部3千81平米を無償で借地するということで、御協力をいただいた次第でございます。

それから、農免道路との関係、特に農家の御協力という御質問でございますが、本件につきましても、以前、昨年5月から7月にかけて、関係機関にいろいろ御協力御説明をお願いする中で、特に御承知かと思いますが、松尾山愛護会という組織がございます。そのあたりにも、これらの計画の内容等も御説明申し上げるところござい

ます。ただ先ほど申し上げましたように、この計画の具体化につきましては、重ねて関係機関にも御説明を申し上げ、御相談もさせていながらやっていきたいという姿勢をとっております。

なお今回、御提案申し上げております取得原価につきましては、平米当たり1万8百90円でございます。坪当たり約3万6千円総額1億3千9百49万10円でございます。

- 議長（柳瀬美樹君） 他に。
- 8番（成田秀益君） この会社の立てかえ施行の分、利息は払ってますか。
- 議長（柳瀬美樹君） 答弁。
- 教育次長（広岡史郎君） 毎年度の利息は予算計上させていただき、御審議をいただいております。
- 8番（成田秀益君） これは当初の話し合いの中で、利息もそっちで持てということだったんですが、その後、そうなったらやむを得ませんが、大体、当初三分ぐらいと言っていましたか……。
- 教育次長（広岡史郎君） 年利6.5%でございます。
- 8番（成田秀益君） 上がってきたらしょうがないが、これは本当はそういうことではなかったんですが、それが途中でいつ変わったか知りませんが、5者協定とかいろんな問題の中で、いわゆる鶴山台方式とか、ちゃんと協定書があった。それがいつ変わったか知りませんが、そういうことは、今後、行政としてはないようにお願いしたい。市長、そういうことで御注意をお願いしたいと思います。
- 議長（柳瀬美樹君） 他に質疑御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。
- 20番（田中包治君） 私は立場上、反対いたしますので、採決してください。
- 議長（柳瀬美樹君） 本件に対し反対者がありますので、挙手により採決いたします。
本件に賛成の方は挙手願います。
（挙手多数）
賛成多数でありますので、議案第25号、議案第26号及び議案第27号を原案どおり可決決定いたします。

-
- 議長（柳瀬美樹君） ここでお昼のため1時まで休憩いたします。（午後零時10分休憩）

(午後1時10分再開)

- 議長(柳瀬美樹君) 午前に引き続き会議を開きます。

- 議長(柳瀬美樹君) 日程第12「前収入役に係る退職手当の加給について」を議題といたします。議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第28号

前収入役に係る退職手当の加給について

さきに死亡退職した前収入役に係る退職手当については、一般職の職員の例により算定した額のほか、和泉市職員の給与に関する条例(昭和38年和泉市条例第16号)第28条第3項ただし書の規定により次に掲げる額を支給する。

昭和53年3月16日提出

和泉市長 池田忠雄

前職名	氏名	議決による退職手当額
収入役	橋本 炳	3,500,000 円

- 議長(柳瀬美樹君) 提案理由の説明を願います。
- 市長(池田忠雄君) ただいま御上程を申し上げました議案第28号「前収入役に係る退職手当の加給について」の提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。

前収入役橋本炳氏は、御承知のように昭和43年2月29日、氏の長年にわたる豊富な行政経験とその手腕を高く評価され、和泉市の収入役に選ばれて以来、本市発展のために御尽力をいただいたのでございますが、このたび病魔の犯すところとなり、一日も早からぬ回復を願ったにもかかわらずそのかいかなく、去る1月19日、御逝去されました。ここに謹んで哀悼の意を表しますとともに、氏の過去10年間にわたる収入役としての御

貢献に深く感謝申し上げ、その功績に報いるべく、和泉市職員の給与に関する条例第28条第3項ただし書の規定により、通常の退職手当のほか、350万円を加給いたしたく、ここに御提案申し上げる次第でございます。

何とぞよろしく御審議の上、可決御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 21番（直村静二君） 提案の説明については、それなりにわかりますが、若干お聞きしたいのは、通常の退職金は当然ですが、死亡退職というケース、そういう場合に350万円の加給の一定の根拠があるんじゃないかならうかという、その辺のところをちょっと……。算定基準といってもあってなきか。功労金的なものになるのかどうか。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁

- 人事課長（稲田順三君） お答え申し上げます。

一般の退職金につきましては、公務外死亡を適用いたしまして1・25倍、すなわち475万円支給しております。今回の加給金は、前助役等の加給等を勘案しながら、市の独自の判断において、350万円という額を決めさせていただいたという状況でございます。

- 21番（直村静二君） 私が議会に出てから死亡退職、こういう加給金というケースは過去にあったかどうか、私は記憶ないんですが、その点

○ 人事課長（稲田順三君） 過去、死亡退職はなかったと思います。

- 21番（直村静二君） そうすると、何と云うか、普通退職された方でこういう加給金が出た場合は、本人の手元に入りますが、この場合は家族にいくということですね。その点の考慮は、具体的にどんなふうなされてるか、新しいケースですので、その辺のところをちょっとお聞きしたい。単なるつかみ金というかこうじゃなく、何年で、そして家族にいく、その辺は別に何もありませんか。

○ 人事課長（稲田順三君） 先ほども申し上げましたように、普通退職の方には1年1号という形になってますが、一応、公務外死亡という形で1.25倍支給しておりまして、加給金については、そういう配慮はしておりません。

- 議長（柳瀬美樹君） 他に質疑御意ないものと認めて、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御意議ないものと認め、議案第28号を原案どおり可決決定いたします。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第13「昭和52年度和泉市一般会計補正予算（第6号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第29号

昭和52年度和泉市一般会計補正予算（第6号）

昭和52年度和泉市の一般会計補正予算（第6号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ816,221千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19,410,685千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の追加及び変更は「第3表地方債補正」による。

昭和53年3月16日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 交通安全対策		16900	2,233	19,133
特別交付金	1.交通安全対策特別交付金	16,900	2,233	19,133
7. 分担金及負担金		722,126	4,537	726,663
	2.負 担 金	696,979	4,537	701,516
8. 使用料及手数料		199,455	240	199,695
	2.手 数 料	3,551	240	3,791
9. 国庫支出金		3,240,090	84,060	3,324,150
	1.国 庫 負 担 金	1,564,610	△ 27,040	1,537,570
	2.国 庫 補 助 金	1,644,434	111,100	1,755,534
10. 府支出金		1,338,193	118,333	1,456,526
	1.府 負 担 金	109,544	5,979	115,523
	2.府 補 助 金	1,146,464	111,252	1,257,716
	3.府 委 託 金	81,157	1,102	82,259
12. 寄附金		51,000	22,468	73,468
	1.寄 附 金	51,000	22,468	73,468
14. 諸収入		2,905,315	36,050	2,941,365
	4.受 託 事 業 収 入	94,260	27,500	121,760
	5.雑 収 入	2,630,743	8,550	2,639,293
15. 市債		2,201,514	548,300	2,749,814
	1.市 債	2,201,514	548,300	2,749,814
歳 入 合 計		18,594,464	816,221	19,410,685

2. 歳 出

(単位千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総 務 費		1,872,172	284,712	2,156,884
	1. 総務管理費	1,203,318	283,840	1,487,158
	4. 選 挙 費	38,359	734	39,093
	5. 統計調査費	9,110	138	9,248
3. 民 生 費		4,445,936	△ 246,07	4,421,329
	1. 社会福祉費	1,475,291	39,542	1,514,833
	3. 生活保護費	1,240,581	△ 64,149	1,176,432
4. 衛 生 費		1,335,571	122,315	1,457,886
	1. 予防衛生費	398,864	44,612	443,476
	2. 環境衛生費	871,815	77,703	949,518
6. 農 林 水 産 業 費		275,628	1,686	277,314
	1. 農 業 費	269,802	1,686	277,314
8. 土 木 費		3,170,353	418,368	3,588,721
	2. 道路橋梁費	452,855	132,545	585,400
	4. 都市計画費	1,081,194	285,823	1,367,017
10. 教 育 費		3,181,819	13,747	3,195,566
	1. 教育総務費	340,356	1,990	342,346
	2. 小学校費	1,398,115	3,376	1,401,491
	3. 中学校費	671,885	4,805	676,690
	4. 幼稚園費	332,186	2,576	334,762
	6. 保健体育費	14,356	1,000	15,356
	歳 出 合 計	18,594,464	816,221	19,410,685

第 2 表 繰越明許費

(単位千円)

款	項	事業名	金額
土木費	道路橋梁費	細街路整備事業	61,054

起債の目的	補				正				補				正				後		
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				限度額	起債の方法	利率	償還の方法				限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
				資金区分	償還期限	据置期間	償還の方法				その他	資金区分	償還期限	据置期間				償還の方法	償還の方法
道路橋梁 整備事業	千円 74,000	普通 貸借 又は 証券 発行	年% 以内 100	年 以内 25	年 以内 3	年賦又は半 年賦元利均 等又は当初 発行額の3 %以上半年 賦償還	左記の条件 の範囲内に おいて借入 先に融通条 件がある場 合、その条 件に従うこ とができる 但し、財政 の都合によ り償還期限 及び据置期 間を短縮し 若しくは繰 上償還又は 借り換える ことができる。	千円 78,500	同上	年% 以内 83	年 以内 25	年 以内 3	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
環境改善整 備道路事業	51,400	同上	8.3	25	3	同上	同上	137,200	同上	8.3	25	3	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
都市計画 事業	260,000	同上	8.3	25	3	同上	同上	406,700	同上	8.3	30	5	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
義務教育施 設整備事業	648,748	同上	8.3	25	3	同上	同上	666,648	同上	8.3	25	3	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
計	2,201,514							2,749,814											

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入

科 目	補正前の額	補 正 額	計 額	節 分		明 細
				区 分	額	
⑥ 交通安全対策特別交付金	16,900	2,233	19,133			
(1) 交通安全対策特別交付金	16,900	2,233	19,133			
1. 交通安全対策特別交付金	16,900	2,233	19,133	1. 交通安全対策特別交付金	2,233	交通安全対策特別交付金追加
⑦ 分担金及負担金	722,126	4,537	726,663			
(2) 負担金	696,979	4,537	701,516			
3. 土木費負担金	544,548	4,537	549,085	2. 土木費負担金	4,537	住宅供給公社負担金
⑧ 使用料及手数料	199,455	240	199,695			
(2) 手数料	35,551	240	35,791			

科目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3. 農林水産業 手数料	580	240	820	2. 家畜診療 料	240	家畜診療料追加
⑨ 国庫支出金	3,240,090	84,060	3,324,150			
(1) 国庫負担金	1,564,610	△27,040	1,537,570			
1. 民生費国庫 負担金	1,551,895	△27,405	1,524,490	2. 老人医療 費負担金	23,914	老人医療費負担金追加
				4. 生活保護 費負担金	△51,319	更正 減
2. 教育費国 庫負担金	12,715	365	13,080	2. 中学校費 負担金	365	教材費負担金追加
(2) 国庫補助金	1,644,434	111,100	1,755,534			
4. 土木費国庫 補助金	1,294,811	105,200	1,400,011	1. 都市計画 費補助金	105,200	泉大津阪本線整備事業補助金追加 91,000

							府中北幹線整備事業補助金追加 22,000 小田第2幹線整備事業補助金更正減 △7,800
6. 教育費国庫補助金	257,285	5,900	268,185	1. 小学校費補助金	3,106	理科教育費補助金追加 488 養護教育就学奨励費補助金追加 37 緑ヶ丘小学校プール新設事業費補助金追加 381 (仮称)光明台第一小学校給食費整備費補助金 2,200	
⑩ 府支出金	1,338,193	118,333	1,456,526	2. 中学校費補助金	2,794	理科教育費補助金追加 239 石尾中学校給食室整備費補助金 912 (仮称)光明台中学校給食室整備費補助金 1,643	
(1) 府負担金	109,544	5,979	115,523	2. 老人医療費負担金	5,979	老人医療費負担金追加	
1. 民生費負担金	108,419	5,979	114,398				
(2) 府補助金	1,146,464	111,252	1,257,716				

科 目	補正前の額	補 正 額	計	節 金 額		説 明
				区 分	金 額	
1. 総務費 府補助金	40,256	、 2500	42,756	5. 交通安全 施設整備費 補助金	2500	納花山原石尾線歩道設置事業補助金 追加
2. 民生費 府補助金	258,718	422	259,140	1. 社会福祉 費補助金	290	在宅老人機能回復訓練事業補助金 追加 236 同和地区老人福祉施設運営費 補助金追加 54
				6. 共同浴場 整備費 補助金	132	共同浴場整備事業補助金追加
3. 衛生費 府補助金	114,692	3,800	118,492	1. 保健衛生 費補助金	3,800	同和地区保健増進事業補助金
4. 農林水産業費 府補助金	116,110	820	116,930	3. 農業振興 費補助金	820	園芸団地整備事業補助金等追加 1,142 温州みかん改植等促進緊急対策事業 補助金更正減 △322
6. 土木費 府補助金	467,592	37,664	505,256	3. 環境改善 整備事業補 助金	37,664	換地造成事業補助金

7. 教育費 府補助金	97,052	1,309	98,361	1. 小学校費 補助金	100	研究指定校補助金
				6. 就学援助 費補助金	1,209	義務教育特奨奨励費補助金
10. 公債費 府補助金	12,085	64,737	76,822	1. 公債費 補助金	64,737	公債費補助金追加
(3) 府委託金	81,157	1,102	82,259			
1. 総務費 府委託金	80,939	1,102	82,041	1. 総務管理 委託金	130	土地取引状況調査委託金
				3. 選挙費 委託金	834	参議院議員通常選挙委託金追加
				4. 統計調査 費委託金	138	就業構造基本調査委託金追加 10 工業統計調査委託金追加 39 大阪府農業統計調査委託金追加 89
(12) 寄附金	51,000	22,468	73,468			
(1) 寄附金	51,000	22,468	73,468			

科 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 一般寄附金	51,000	22,468	73,468	1. 一般寄附金	22,468	一般寄附金追加 千円
(4) 諸 収 入	2,905,315	36,050	2,941,365			
(4) 受託事業 収 入	9,4260	27,500	121,760			
1. 土木費受託 事業収入	66,000	27,500	93,500	2. 都市計画 費受託収入	27,500	惣々池水路整備事業費受託事業収入 追加
(5) 雑 入	2,630,743	8,550	2,639,293			
1. 雑 入	2,630,743	8,550	2,639,293	4. 雑 入	8,550	(仮称) 光明台第一小・中学校建設事業等収 入 7,150 鶴山台団地周辺交通安全施設整備費 1,500 参議院議員選挙電話設置保証金 更正減 △ 100
(15) 市 債	2,201,514	548,300	2,749,814			
(1) 市 債	2,201,514	548,300	2,749,814			

1. 総務債	253,488	220,000	473,488	1. 退職手当債	220,000	退職手当債追加
3. 衛生債	3,200	73,400	76,600	2. 不燃性塵芥処理地取得事業債	73,400	不燃性塵芥処理地取得事業債
4. 土木債	851,400	237,000	1,088,400	1. 道路橋梁債	4,500	市道整備事業債追加
				4. 環境改善道路整備事業債	85,800	信太16号線整備事業債 63,000 換地造成事業債 228,000
				5. 都市計画事業債	146,700	泉大津阪本線整備事業債追加 77,200 府中北幹線整備事業債追加 35,000 小田第2幹線整備事業債更正減 △・500 南大阪湾岸北部流域下水道整備事業債追加 35,000
6. 教育債	859,448	17,900	877,348	1. 小学校債	17,000	鶴山台南小学校増築事業債追加 3,300 緑ヶ丘小学校プール新設事業債追加 13,700

科目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
				2 中学校債	900	石尾中学校給食室整備事業債 千円
歳入合計	18,594,464	816,221	19,410,685			

2. 歳出

科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	説明	
				特定財源		一般財源	区分			金額
				国府支出金	地方債					
② 総務費	1,872,172	284,712	2,156,884	3,602	220,000	△ 100	61,210			
(1) 総管理費	1,203,318	283,840	1,487,158	2,630	220,000		61,210			
1. 一般管理費	868,005	281,787	1,149,792		220,000		61,787			
(1) 給与費	799,669	281,787	1,081,456		220,000		61,787	3. 職員手当	281,787 退職手当追加	

科 目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳				節 分 額 千円	明 説 千円
				特 定 財 源			一般財源 千円		
				国府支出金 千円	地方債 千円	その他 千円			
(3) 就業構造 基本調査費	175	10	185	10			8. 報償費 10	調査員報償費追加	
(6) 商工業統計 調査費	1,573	39	1,612	39			8. 報償費 39	調査員報償費追加	
(7) 農林業統計 調査費	1,596	89	1,685	89			8. 報償費 89	調査員報償費追加	
③ 民 生 費	4,445,936	△ 24,607	4,421,329	△ 21,004		△ 3,603			
(1) 社会福祉費	1,475,291	39,542	1,514,833	30,315		9,227			
7. 老人医療 助 成 金	378,704	39,287	412,991	29,893		9,394			
(1) 老人医療 助 成 金	378,704	39,287	412,991	29,893		9,394	13. 委託料 545	医療費審査支払事務 委託料追加	
10. 共同浴場費	12,890	255	13,145	132		123	20. 扶助費 38,742	老人医療扶助費追加	
(1) 共同浴場 運 営 費	12,890	255	13,145	132		123	15. 工事 請負費 255	共同浴場営繕工事費 追加	
③ 生活保護費	1,240,581	△ 64,149	1,176,432	△ 51,319		△ 12,830			

2. 扶助費	1,169,291	△ 64,149	1,105,142	△ 5,1319			△12830			
(1) 扶助費	1,169,291	△ 64,149	1,105,142	△ 5,1319			△12830	20. 扶助費	△ 64,149	更正減
④ 衛生費	1,335,571	122,315	1,457,886	3,800	73,400		45,115			
(1) 予防衛生費	398,864	44,612	443,476	3,800			40,812			
1. 予防衛生 總務費	278,384	44,612	322,996	3,800			40,812			
(2) 予防衛生 總務費	192,823	44,612	237,435	3,800			40,812	19. 負担金 補助及 交付金	44,612	病院事業補助金追加 398,62 同和地区保健増進 事業補助金 4,750
(2) 環境衛生費	871,815	77,703	949,518		73,400		4,303			
2. 伝染病予防 対策費	77	4,117	4,194				4,117			
(2) 伝染病 対策費	5	4,117	4,122				4,117	13. 委託料	4,117	伝染病患者処置委 託料 58 伝染病患者收容事 務基本委託料 4,059
4. 塵芥処理費	308,938	73,586	382,524		73,400		186			

科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区	節 金額	説明
				財源			一般財源			
				特定財源	地方債	その他				
国府支出金										
(1) 農芥処理費	211,318	73,586	284,904		73,400		186	13. 委託料	不燃性塵芥処理地処理量及び雑木等伐採委託料	
								17. 公有財産購入費	不燃性塵芥処理地用地購入費	
⑥ 農林水産業費	275,628	1,686	277,314	820		240	626			
(1) 農業費	269,802	1,686	271,488	820		240	626			
3. 農業振興費	98,911	948	99,859	820			128			
(1) 農業振興費	21,341	948	22,289	820			128	11. 需用費	○消耗品費 追加 350 ○印刷製本費追加 62	
								19. 負担金補助及交付金	園芸団地整備事業補助金追加 856 温州みかん改植等促進緊急対策事業補助金更正減 Δ320	

4. 畜産業費	2885	332	8217				240	92			
(1) 家畜衛生費	485	332	817				240	92	11. 需用費	332	○ 医薬材料費追加
5. 農地費	87874	406	88280					406			
(7) 老施設池 事業費	11,223	406	11,629					406	19. 負担金 補助及交 付金	406	梨本池工事負担金 追加 396 大阪府土地改良事業 団体連合会負担金 追加 10
⑧ 土木費	3,170,353	418,368	3,588,721	142,864	237,000	32,000	65,04				
(2) 道路橋梁費	452,855	132,545	585,400	37,664	90,300	4,500	81				
2. 道路維持費	109,205	9,075	118,280		4,500	4,500	75				
(1) 道路維持 補修費	89,205	9,075	98,280		4,500	4,500	75		5. 工事 請負費	9,075	市道付帯及び舗装新 設工事費追加
4. 環境改善施 設整備事業費	208,481	123,470	331,951	37,664	85,800		6				

科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
(3) 信太16号 線(地区内 3号線)道 路整備事業 費	0	63,000	63,000	0	63,000	0	0	17. 公有財 産購入費	63,000	用地購入費
(4) 換地造成 事業費	0	60,470	60,470	37,664	22,800	0	6	17. 公有財 産購入費	60,470	用地購入費
4. 都市計画 費	1,081,194	285,823	1,367,017	105,200	146,700	0	6,428			
1. 都市計画 総務費	66,847	3,455	70,302	0	0	0	3,455			
(8) 都市計画 総務費	49,23	3,455	8,378	0	0	0	3,455	28. 繰出金	3,455	公共用地先行取得事 業特別会計繰出金
3. 街路事業 費	209,324	174,850	384,174	91,000	77,200	0	6,650			
(4) 泉大津阪 本線街路整	41,772	174,850	216,622	91,000	77,200	0	6,650	13. 委託料	850	測量委託料

備事業費										17. 公有財產購入費	174,000	用地購入費追加
4. 下水道 總務費	257,003	31,609	288,612		35,000			△3,391				
① 下水道 總務費	257,003	31,609	288,612		35,000			△3,391	19. 負担金補助及交付金	81,609	31,609	南大阪湾岸北部流域 下水道事業負担金 追加 31,583 下水道各種負担金追加 26
5. 浸水対策 費	69,816	26,586	96,402				27,500	△ 914				
(1) 惣ヶ池水路 整備備事業費	49,605	26,586	76,191				27,500	△ 914	15. 工事請負費	24,165	24,165	水路整備工事費追加
8. 都市下水 路費	80,018	49,323	129,341		34,500			623	22. 補償補項及賠償費	2,421	2,421	物件補償費追加
(1) 府中北幹 線整備備事業費	47,536	53,763	101,299		23,000			△4,237	15. 工事請負費	53,763	53,763	管架築造工事費追加

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節 区	節 金 額	明 説
				特 定 財 源			一般財源			
				国府支出金	地方債	その他				
(2) 小田第2階 線整備事業費	32,482	△ 4,440	28,042	△ 8,800	△ 500		4,860	15. 工事請負費	△ 4,440	更 正 減
(0) 教 育 費	318,181.9	13,747	3,195,566	7,574	17,900	△ 8,820	△ 2,907			
(1) 教育総務費	340,356	1,990	342,346	1,209			781			
3 教育指導費	26,367	1,990	28,357				1,990			
(1) 教育指導費	25,914	1,990	27,904				1,990	14. 使用料及賃借料	1,990	府立養護学校通学児童生徒用自動車借上料追加
(2) 小学校費	1,398,115	3,376	1,401,491	3,206	17,000	△ 4,800	△ 12,030			
3. 教育振興費	31,267	76	31,343	625			△ 549			
(2) 就学奨励費	11,804	76	11,880	37			39	20. 扶助費	76	養護教育就学奨励費扶助費追加
4 学校建設費	788,905	3,300	792,205	2,581	17,000	△ 4,800	△ 11,481			

(2) 鶴山台南小 學校整備 事業費	5,4518	3,300	57,818		3,300				17. 公有財産 購入費	3,300	校舎買収費追加
2. 中学校費	67,1885	4,805	676,690	3,159	900	△4,020	4,766				
1. 学校管理費	228,394	2,087	230,481				2,087				
(3) 維持補修費	40,901	2,087	42,988				2,087		23. 償還金利 子及割付料	2,087	信太中学校用地及び 校舎買収費償還金 追加
3. 教育振興費	27,762	408	28,170	604			△ 196				
(2) 就学奨励費	15,439	408	15,847				408		20. 扶助費	408	遠距離通学生徒通学 費扶助費追加
4. 学校建設費	377,221	2,310	379,531	2,555	900	△4,020	2,875				
(4) 石尾中学校 増築事業費	1,180	2,310	3,490	912	900		498		15. 工事 請負費	2,310	給食室増築工事費
(4) 幼稚園費	332,186	2,576	334,762				2,576				
1. 幼稚園 管理費	250,515	2,576	253,091				2,576				

科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国庫支出金	地方債	その他				
(2) 一般管理費	55,466	2,576	58,042				2,576	19. 負担金補助及交付金	2,576	私立幼稚園保育料補助金追加
(6) 保健体育費	1,4356	1,000	15,356				1,000			
1. 保健体育費	1,4356	1,000	15,356				1,000			
(2) 市民グラウンド費	499	1,000	1,499				1,000	15. 工事請負費		市民グラウンド整備工事費
歳出合計	18,594,464	816,221	19,410,685	202,393	548,300	233,320	42,208			

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込に関する調

(単位千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末現在高見込額		当該年度中増減見込				当該年度中 現在高 見込額	
		借入	事業費繰 越による 延伸分	計	当該年度中起債見込額				当該年度中 元金償還 見込額
					補正前の額	補正額	補正後の額		
1. 普通債	15,876,474	18,184,264	1,108,040	19,292,304	20,996,614	3,283,300	24,279,914	5,875,223	21,132,695
(3) 衛生	757,151	829,815	12,200	842,015	3200	73,400	76,600	62,764	85,585
(6) 土木	1,104,704	1,628,417		1,623,417	851,400	237,000	1,088,400	200,259	251,158
(9) 教育	899,748	974,032	280,760	1,002,169	859,448	17,900	877,348	238,648	1,066,039
3. その他	352,400	486,950		486,950	100,500	220,000	320,500	6100	80,350
(1) 退職手当	352,400	313,750		313,750	100,500	220,000	320,500	6100	628,150
一般会計合計	16,327,959	18,776,503	1,108,040	19,884,543	22,015,114	543,300	27,498,114	6,007,977	22,033,560
公共用地 先行取得費	72,000	72,000		72,000	74,500	△ 2,500	72,000		144,000
総計	16,399,959	18,848,503	1,108,040	19,956,543	22,760,114	545,800	28,218,114	6,007,977	22,177,560

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。
- 財務部長（宇沢清君）それでは、ただいま御上程いただきました議案第29号「昭和52年度和泉市一般会計補正予算（第6号）」につきまして、提案の理由並びに内容を御説明申し上げます。

説明の前にまことに恐れ入りますが、訂正個所がございますので、御訂正方よろしく願います。16ページ「第2表 繰越明許費」（仮称）「和泉第4団地建設事業2億6千8百98万2千円」及び「図書館建設事業2億8千5百16万6千円」とありますのを、削除をお願いいたします。

それでは、提案の理由に移らせていただきます。今回の補正予算につきましては、国の景気刺激政策における政府補正予算による建設事業費の追加と、一部退職手当の追加補正が主なものでございます。

それでは、内容について御説明申し上げます。（11ページ）

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に八億1千6百22万1千円をそれぞれ追加いたしまして、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ94億1千68万5千円といたすものでありまして、款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表のとおりでございます。

第2条は、繰越明許費を定めるもので、第2表に計上いたしましたように、細街路整備事業6千5百4千円を、工事の進捗状況等を勘案いたしまして、翌年度で執行できるように定めるものでございます。

第3条は、地方債の補正でございまして、事業費の追加等によりまして、起債を増額するものでございます。事業ごとの個々の借入れ条件等は、第3表のとおりでございます。

続きまして、事項別明細書により、歳入歳出予算の個々の内容について御説明申し上げます。（30ページ）

総務費でございます総務管理費につきましては、職員の退職金の追加、交通安全施設費の追加等といたしまして2億8千6百65万、公害対策費の減額2百81万円、差引き2億8千3百84万円を計上いたしました。

選挙費につきましては、選挙用備品購入費として73万4千円。

統計調査費につきましては、調査員報償費の追加といたしまして、13万8千円をそれぞれ計上いたしました。

以上が総務費でございまして、総額2億8千4百71万2千円を追加計上いたしました次第でございます。

民生費につきましては、老人医療助成金及び共同浴場管繕工事費といたしまして、3千9百54万2千円を追加計上、生活保護費の扶助費6千4百14万9千円を減額計上いたしましたので、差し引き2千4百60万7千円の減額と相なる次第でございます。

次に、衛生費でございます。予防衛生費につきましては、病院事業補助金追加及び同和地区保健増進事業補助金として、4千4百61万2千円を追加計上いたしました。

環境衛生費につきましては、伝染病患者収容及び処置委託料並びに不燃性塵芥処理地の用地購入費等といたしまして、7千7百70万3千円を計上いたしました。

以上が衛生費でございます。総額1億2千2百31万5千円を計上いたしました次第でございます。

次に、農林水産業費でございますが、農業費につきましては、農業振興費の追加、家畜衛生費の追加、老朽溜地事業費の追加等といたしまして、百68万6千円を計上いたしました。

次に、土木費でございます。道路橋梁費につきましては、市道維持補修費の追加、信太16号線（地区内3号線）整備事業費及び換地造成事業費といたしまして、1億3千2百54万5千円を計上いたしました。

都市計画費につきましては、公共地先行取得事業特別会計繰出金3百45万5千円、泉大津阪本線街路整備事業費の追加1億7千4百85万円、南大阪湾岸北部流域下水道事業負担金及び下水道各種負担金の追加3千60万9千円、惣ヶ池水路整備事業費の追加2千6百58万6千円、府中北幹線整備事業費の追加5千3百76万3千円、小田第2幹線整備事業費の減額4百44万円等といたしまして、差し引き2億8千5百82万3千円を追加計上いたしました。

以上が土木費でございます。総額4億1千8百36万8千円を追加計上いたしました次第でございます。

次に、教育費でございますが、総額千3百74万7千円を追加計上いたしましたものでございます。教育総務費につきましては、府立養護学校通学児童生徒用自動車借上料といたしまして、百99万円を追加計上いたしました。

小学校費につきましては、養護教育就学奨励費扶助費及び鶴山台南小学校舎買収費として、3百37万6千円を追加計上いたしました。

中学校費につきましては、信太中学校用地及び校舎買収費償還金、遠距離通学生徒通学費扶助費並びに石尾中学校増築事業費といたしまして、4百80万5千円を追加計上いたしました。

幼稚園費につきましては、私立幼稚園保育料補助金2百57万6千円を追加計上いたしました。

保健体育費につきましては、市民グラウンド整備工事費として、百万円追加計上いたしました。

以上で歳出予算の事項別の内容でございますが、総額八億1千6百22万1千円の追加と相なる次第でございます。

続きまして、これら歳出に充当いたします歳入予算について御説明申し上げます。

(21ページ)

まず初めに、交通安全対策特別交付金でございますが、交通安全対策特別交付金の確定に伴いまして、2百23万3千円を追加計上いたしました。

次に、分担金及び負担金でございますが、負担金といたしまして、住宅供給公社負担金4百53万7千円を計上いたしました。

次に、使用料及び手数料でございますが、家畜診療料の追加として、24万円追加計上いたしました。

次に、国庫支出金でございます。国庫負担金につきましては、老人医療費負担金及び教材費負担金の追加といたしまして2千4百27万9千円、生活保護費負担金の更正減額5千31万9千円、差し引き2千7百4万円の減額計上と相なるものでございます。

国庫補助金につきましては、泉大津阪本線整備事業補助金追加9千百万円、府中北幹線整備事業補助金追加2千2百万円、小田第2幹線整備事業補助金減額7百80万円、小学校費補助金追加3百10万6千円及び中学校費補助金追加2百79万4千円、差し引き1億1千10万円を追加計上いたしました。

以上が国庫支出金でございますが、差し引き8千4百6万円の追加計上と相なる次第でございます。

次に、府支出金でございます。

府負担金につきましては、老人医療費負担金5百97万9千円を追加計上いたしました。

府補助金につきましては、交通安全施設整備費補助金追加2百50万円、社会福祉費補助金及び共同浴場費補助金の追加42万2千円、衛生費補助金の追加3百80万円、農業振興費補助金の追加82万円、換地造成事業補助金3千7百66万4千円、小学校費補助金10万円、就学援助費補助金百20万9千円及び公債費補助金百20万9千円及び公債費補助金の追加6千4百73万7千円をそれぞれ計上いたしました。

府委託金につきましては、総務管理委託金、選挙費委託金及び統計調査費委託金の追

加といたしまして、百10万2千円を追加計上いたしました。

以上が府支出金でございまして、総額1億1千8百33万3千円を追加計上いたしました次第でございます。

寄附金につきましては、一般寄附金2千2百46万8千円を追加計上いたしました。

次に、諸収入でございますが、惣ケ池水路整備事業費受託事業収入の追加2千7百50万円、(仮称)光明台第1小・中学校建設事業等収入7百15万円、鶴山台団地周辺交通安全施設整備費百50万円、参議院議員選挙電話設置保証金の減額10万円、差し引き3千6百5万円を追加計上いたしました次第でございます。

次に、市債でございますが、5億4千8百30万円を追加計上いたしてでございます。これは歳出の事業費予算と関連いたしまして、適債事業に対し、充当率を勘案しそれぞれ計上いたしましたものでございます。

以上が補正予算の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定いただきますようお願い申し上げます。

○ 議長(柳瀬美樹君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 一番(寺田茂君) 歳入歳出一括で、2、3点お聞きしたいと思います。

まず歳入面で、最後に言われた市債が5億4千8百30万円、今度の補正の総額が8億1千6百22万円に対して相当な割合になるんですが、これの具体的な見通しをひとつお聞かせ願いたい。

それと歳出の点で、信太16号線(地区内3号線)の6千3百万円、特定財源とありますが、特定財源しか補てんできないのか。他の補助金はあるのかなのか、この点が1つ。

それと、幼稚園費(42ページ)の問題で私立幼稚園保育料補助金2百57万6千円となっていますが、これは一般財源なんですか、これらの点、各財源内訳についてお聞きしたい。

○ 議長(柳瀬美樹君) 理事者答弁。

○ 財務部次長(麻生和義君) お答え申し上げます。

市債が今回の補正予算で財源の大半を占めてるということですが事実そのとおりでございます。具体的に説明せよというお話でございますが、28ページから事項別明細書により記載しておりますように、今回、歳出の事業費の補正等によりまして起債を計上いたしてございます。退職手当債2億2千万円、これは職員の臨時優遇措置に伴う起債でございます。不燃焼物廃棄処理地の取得債につきましては、午前中御議決いただきました用地の財源でございます。

土木債につきましては、道路並びに下水関係の事業の起債でございまして、同和対策事業並びに今回の国の景気刺激策の一環として補正が行われた財源の一部に充当すべく措置いたしております。それから、教育債につきましては、これも先ほど御議決いただきました鶴山台関係の財源でございます。

それと、緑ヶ丘小学校のプールが起債の対象になったということでございます。それと石尾中学校給食室整備でございますが、これも国の補正に伴って事業を施行しようとするものでございます。

起債関係につきましては、そういった理由で補正させていただきました。

○ 一番（寺田茂君） それはわかっているんです。ただ、交付税の算定になるのがどれくらいあるかということだけ聞いておきましょう。

○ 財務部次長（麻生和義君） お答え申し上げます。

退職手当債につきましては、特別交付税の対象になります。これは当該年度の翌年度すなわち53年度の特別交付税の算入になります。

衛生債、土木債の1と4の道路関係については、交付税算入の該当はございません。5の都市計画事業債1億4千6百70万円につきましては、元利償還の2分の1相当分だと思いますが、交付税算入ということでございます。

それと、小学校債の鶴山台、緑ヶ丘は、すべて交付税算入の事業費補正ということでございます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 建設部次長（森保君） 2点目の御質問の信太16号線の6千3百万円（36ページ）の補正でございますが、たまたま景気浮揚策によって国庫補助がつかしました。

本年度6千3百万円につきましては、国債消化になってございます。

補助金の今後の見通しですが、53年度、54年度、55年度各2千百万円、計6千3百万円の補助がついてございます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 教育長（葛城宗一君） 簡単にお答え申し上げます。

今回、私立幼稚園の保護者負担軽減のための保育料補助金の不足額を計上いたしました。これは一般財源市単独によって、月2千5百円を交付する不足金額でございます。当初に千8百93万3千円を計上しておりましたが、該当者等の増加に伴って今回、2百57万6千円の補正をお願い申し上げ、最終的には、保護者軽減負担金が2千96万9千円となる見込みでございます。

- 1番(寺田茂君) 地区内3号線、これはわかりました。3年で6千3百万円の補助対象になるということですが、利子については市単費で補っていくということですか。
- 建設部次長(森保君) 利子につきましても、国債分でございますので、これも補助の対象になってございます。
- 1番(寺田茂君) 私立幼稚園の該当者は、何人ぐらいふえてますのか。
- 教育次長(広岡史郎君) 当初予定しておりましたのが7百8人今回、決算見込みで73名増加の7百81名となります。
- 1番(寺田茂君) 仮に幾らふえても補正するんですか、どこまでということがないでしょう。70何人かふえたということですが、その辺では、どうしてもというところもあるでしょう。
- 教育次長(広岡史郎君) 当初見込みから73名増加したということとして、5歳児のみの対象ということでございます。特に年間3万円給付される方が大幅に増加しているということでございます。
- 1番(寺田茂君) 大体、5歳児ということを知っていました。次は小学校へ入るという教育的な立場からこうしてあるんでしょう。結構です。
- 議長(柳瀬美樹君) 他に。
- 21番(直村静二君) 1つは、29ページの泉大津阪本線7千7百20万円、用地購入費ということですが、具体的に教えてほしいのですが、いままでどのぐらい進んで、あとどれだけいくんかということです。
2点目は、28ページの換地造成事業債2千2百80万円が、36ページの関係では換地造成の用地取得費になってますね。これについては、ちょっと説明を聞いておかないとわからない。つまり開発公社で換地対策のために公共用地を取得、公社が造成もするんでしょう。一般会計でこの換地造成事業債、中身は用地買収ということですね。そうすると、公社でやっとなる換地対策の用地買収合わせて造成は公社の費用でやる。その場合、換地対策ですから売り先がありますね。その兼ね合いを明確にしたいと思います。
以上2点です。
- 議長(柳瀬美樹君) 答弁。
- 計画課長(山崎琢磨君) 泉大津阪本線についてお答え申し上げます。
泉大津阪本線の全体事業といたしましては、用地が5千百平米のうち4千2百平米ほどを公社の先行並びに買い戻しをやっておりまして、ただいま御審議いただいております件については、景気刺激策によりまして、約2千4百平米を追加して買い戻しをさせ

ていただきたいという議案でございます。

なお、今後の進め方でございますが、真中ほどに1件まだ残ってございまして、本年度中の買収は若干困難と思っておりますので、来年度交渉いたしまして、できるだけ築造をやっていきたいという考え方を持ってるものでございます。

- 21番(直村静二君) 1件残ってるというのが、阪和線から東ですか、西ですか。
- 計画課長(山崎琢磨君) 泉大津阪本線は現在、警察のところから黒鳥公園に入る間約5百50mでございます。都市計画道路では、そういう名称を使っております。市道では、府中阪本線と言っております。都市計画道路の名称としては、1本の路線を連続してるという意味でございまして、泉大津側は、泉大津中央線と言っていますが、延長してるという意味で、泉大津から阪本へ行くという路線名になってるということでございます。

- 21番(直村静二君) 通常泉大津阪本線と言えば、府中の北の踏切から阪本へ行く道と理解しておりましたが、参考までにあれは何線と言うの。

- 建設部次長(森保君) お答申し上げます。

ちようど泉大津粉河線と平行して走ってるのが府中阪本線です。

いまの課長の答えてるのは、府中黒鳥線のことです。

- 議長(柳瀬美樹君) 次。

- 改良事業部次長(逢野一郎君)

換地造成の件につきましてお答え申し上げます。

この件につきましては、環境改善整備事業促進に伴う持ち家対策の一環として、公社が伯太町1丁目298の15に8筆、それと池上町824番地の7筆の換地造成を行っております。その件につきましては、本年度、府の補助対象といたしまして公共用地、いわゆる道路用地でございます。伯太町の面積が4百38・71平米、事務費、工事費の6百50万円、金利を合計して4千4百40万2百26円、それと、池上町の1部、府の予算の関係上1部になっておるわけですが、用地分百51・17平米、事務費、利子等千6百9万6千6百90円を対象に公社の造成の土地を買い戻そうとするものでございます。

その補助基準といたしましては、4千7百8万円となったのでございますが、その8割分が補助金、あと2百28万円が府の貸付金となったわけでございます。

- 21番(直村静二君) 私の聞きたいのは、公社が用地を取得して宅地造成したわけでしょう。その分を今度市が買い戻す場合、予算に出てやるということだったら理解で

きる。ここで造成費ということ、造成事業債で中身は用地購入費、この換地は相手方に売る、無償提供ではないですね。その辺のところをもう少し明快に御説明願いたい。一般会計に金がきたから買う。市の所有にして一般に売るといことですか。

- 改良事業部長（林徳次君） 先ほど私の方の次長が申し上げたとおりですが、さらに再質問がございましたので、筋道を申し上げますと、名称は、なるほど換地造成事業費に対する補助金なり、起債でございます。ただし、そのうちのいわゆる公共施設、この際は道路分、将来は市道になるわけでございますが、道路分の用地費と、その築造費に対しまして、一定の大阪府が制度を設けている補助金が導入される。あるいはそれに伴う補助金でございます。御指摘のとおり、民間に売り渡しますのは、当然、公社サイドで原価計算してそれぞれ分譲が行われる。いわゆる換地造成の用地という、2つの性質に分かれると御理解願いたいと思います。

今後、造成の内容によりましては、道路のみならず、ちびっ子広場、一定の開発要綱による小公園を築造いたします。宅造もでございますが、それらも公共施設として、買い戻しの対象にされます。この際は、道路だけでございます。

この道路敷のうち、用地については、今回は、大阪府の補助枠が私どもの事業費に見合うだけの補助金がございます。当面、完成したうちの御提出申し上げた額についてのみ補助、それに応じた起債がついたということでございます。御疑念の残りはどうなるのか、当然、来年度の枠をもってすべてを完成する。その2カ年にわたる買い戻しをもって、2カ所の宅地造成のうちの道路分については完了する予定でございます。

- 21番（直村静二君） 換地として先行取得したその中の道路というのは、換地全体の四角に切って真中に道路をつくるんやったら宅地分譲の道路ですか。市道になるための道路用地は、端が道路になるという意味ですか。結局、道路といってもどの辺を言うのかわからない。

- 改良事業部長（林徳次君） 宅造いたします地域内に、その区域に応じて、1本だけ縦貫する道路で事足りる造成の形態もでございます。それから、何本かの行きどまりになる道路の枝がつく造成もでございます。それは地形によつて設計いたします。先ほど申し上げましたように、和泉市の宅地開発要綱どおり、もちろん技術基準とか一切満足する形で設計するわけでございます。そういった中身でございますので、すべて基準にマッチした道路を築造いたしますので、すべて将来は市道になるという前提がございます。したがって、換地造成に伴う道路敷のすべては、用地、築造費とも府補助、起債の対象にして買い戻しをする、これが原則でございます。

○ 21番(直村静二君) そうすると、換地対象地域として買収しても、その中の市道とかは、公共用地ということで、府の補助がある。残りは分譲という形になる。そのためこういう名称で造成債となるのですな。日ごろ現課へ行って聞かんと、質問しなかったらわからない。

○ 議長(柳瀬美樹君) 他に。

○ 20番(田中包治君) まず最初に、12ページの国庫負担金減額の2千7百4万円の減額された理由。

第2点には、地方債の退職手当債ですが、年率が8.3ということになってます。御存知のとおり、公定歩合が3.5とすると、何か政府の改策にタッチしてないから、そういう高い金利を払わなければならないのか、この点を詳細に説明願いたい。政府その他もなってますので、こころがどうしても理解できない。

もう一点、国庫負担金の中で老人医療費の負担金追加として2千3百91万4千円が入ってる。ところが、生活保護費の負担金が5千百31万9千円の減額になってるが、どういう意味なのか、ちょっと理解できない。

それからもう1つ、歳出の中で幼稚園費、5千5百46万6千円という金を出してるわけです。最近よく新聞等に報道されるように、私立幼稚園の園児の水増しをやってるとか聞くわけですが、この指導監督はどういうふうにやってるのか。奨励金との関係もありますので、ちょっと御説明願いたい。

○ 議長(柳瀬美樹君) 答弁。

○ 市民部次長(青木孝之君) 国庫負担金の生活保護費負担金の減額につきましては、昭和52年度の当初6月ごろに、10月ごろに医療費の改定があり、約15%アップされるという厚生省の指導がございまして、予算措置をさせていただいたものでございます。ところが、医療費の改定が53年2月まで延びまして、結果的に9.6%に落ち着いたということで、一応、その差額分について減額をお願いするものでございます。

○ 20番(田中包治君) 生活保護費というのは、老人医療費との兼ね合いになってるので、6千4百14万円ですね、減額はね。片方で扶助費が出てる。

○ 市民部次長(青木孝之君) 歳出の老人医療扶助費につきましては、これは老人の人口の急激な伸びと、さらに、医療費の2月改定に伴って不足を生じたものでございまして、いずれにしても、歳出につきましては国6分の4、府6分の1の補助がありまして、残り6分の1の分の補正をお願い申し上げたいものでございます。

○ 20番(田中包治君) そくて問題なのは、いまの話を知ると6月で決まってるのに

なぜいまごろ補正するんですか。なぜもっと早く出さなかったのですか。

○ 市民部長（内田繁君） 医療費の改定につきましては、6月ごろから音さたがあったのですが、去る12月の医療審議会の中で2月1日から実施ということで、その結果に基づいて、このように補正をさせていただかなければいけなくなりましたので、今回、御提案申し上げた次第でございます。そういう事情でございます。

○ 20番（田中包治君） ちょっと理解できないのですが、生活保護費の負担金の減でしょう。この5千百30万円は、あなたの言われてるのは、老人医療費負担金追加の問題、どういう関係なんですか。

○ 市民部長（内田繁君） これは別でございます、生活保護費の扶助費は、生活保護費の中の医療保護の分でございます。それが当初、15%の医療費の値上げが厚生省から指示され、それで予算も組みなさいということでした。ところが、医療費の改定がずれて2月1日から9.6%となったので、今回、そのままこれを置いておくのも予算上ぐあい悪いということで一応、減額させてもらったということでございます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 財務部次長（麻生和義君） 2点目の借り入れ条件の8.3%という率が高いのではないかという御指摘、ごもっともでございます。すでに御案内のとおり、公定歩合が0.75下がって8.5%になっております。しかしながら、ここで御議決をいただきたいのは8.3%、あくまでも以内でおさめるということでございますが、通常縁故債と申しますのは、大体8%前後が相場となっております。

ここに資金区分として政府その他となっておりますが、再建団体の退職手当債につきましては、おおむね政府資金がつくやに聞いておりますが、普通の団体は、縁故資金が認可される見通しでございます。本市の場合、政府資金がつくか、縁故資金がつくか、いまのところ、ちょっとさだかではございませんが、縁故資金になった場合、償還期限が7年となるわけでございます。そして、7年後にもう一度認可を得、もう7年の延長で14年ということでございます。当然、その時点での金利情勢等、現在では未知数ですが、御議決は、通常ベースの縁故債の利率8.3でお願いしたいといった観点から、こういった条件で補正予算を計上した次第でございます。

以上でございます。

○ 20番（田中包治君） 8.3が常識だと思うが、退職手当債については、政府の政策である減員合理化ということで、それが認められれば、政府債が適用されるシステムだと思います。

そうすると、この問題と非常に食い違いがあるのではないか。縁故債は都市銀行から借るんでしょ。そうすると別に政府は関係ないと思います。

○ 財務部次長（麻生和義君） お答え申し上げます。

本市の場合は多分、縁故資金ということで、都市銀行なり、地方銀行等の資金の認可になる模様でございますが、いわゆる政府の地方債計画に退職手当債等の枠がございまして、政府資金がつく場合もあります。枠外にはみ出してしまふ場合もございまして。

そういった観点から、御議決をいただくときには、政府並びにその他の金融機関ということをお願いしてるわけでございます。

それから、政府の退職減員の施策の問題でございますが、本件の退職手当関係の起債につきましては、特別交付税で特定の項目がございまして、翌年度、すなわち53年度の特別交付税で算入していただくということで、これは交付税法上ははっきりした項目がございまして。そういった観点から、政府の方では縁故資金として認可しても、特別交付税の中で財源の確保は行われていくといった現行の財務制度があるわけでございます。

以上でございます。

○ 20番（田中包治君） まだわからないが、定員減ということで政府債が発行される政府が貸してあげようということでしょう。

まあ、いろんな条件がありますが、和泉市のは政府の施策に沿っておらないということで、政府債が少なくて縁故資金がふえる、こういうシステムで繰り返されることは間違いないですね。

○ 財務部次長（麻生和義君） お答え申し上げます。

政府の施策に沿わんから、政府資金がつかずに縁故資金に回るといったことでございませぬ。政府の地方債計画が毎年、定められてるわけでございまして、全国の起債の要望額を取りまとめ、上級団体で整理、認可されるわけでございまして、その枠からはみ出る枠外については縁故資金に回ると私どもは認識いたしてございまして。

○ 20番（田中包治君） 最後に聞きますが、そうすれば、大体どのぐらいの政府債が入りまんね。3億2千万円の中で。

○ 財務部次長（麻生和義君） お答え申し上げます。

審議いたしますのは大阪府の地方課ないしは自治省でございますので、いまここで政府債が幾ら縁故債が幾らということは、残念ながら、ちょっと私からは申し上げかねます。退職手当債の場合、再建団体以外の団体については、おおむね縁故資金がつく見込みであるといった情報をいただいております。

- 20番(田中包治君) ちよっとおかしい。議会へ出すのは政府その他となってる。
- 財務部次長(麻生和義君)お答え申し上げます。

地方債計画の中に政府資金の枠がある場合、政府資金が認可されるわけでございますので、政府、その他の金融機関ということで御議決をいただきたいわけでございます。

- 20番(田中包治君) 理論的にもおかしいのは、退職手当というのは、行政指導の中で定員を減らして合理化しなさい。これが主なんです。そのために特別優遇条例とかをつくってる。そこらの関係で、あなた方が言われるほとんどが縁故債であるなら、何もごたごた言う必要はない市独自で金借れまんね。ただ私が言いたいのは、そういったシステムの中で政府の言うようにします。ということで定数条例の改正も出してるんでしよう。それに政府債がつかんということになれば問題がある。

- 助役(坂口禮之助君) 私からお答えいたします。

議員さんのおっしゃっておられます御趣旨につきましては、私たちも同感でございます。政府の施策というよりも、むしろ地方自治体の健全化計画の中で、そういった退職手当債というものが許可されるという方途があるわけでございまして、当然、低利の政府債にしていただいでしかるべきだという御議論は、私も全く同感でございます。

ただ、先ほどから次長が何回も御説明申し上げておりますように私たちのように再建団体に転落しておらない団体に対する退職手当債の許可の場合、政府資金は重点的に再建団体に回されてしまい、不足が生じた場合、縁故債になるという可能性が非常に強うございます。今回の場合も、縁故債か政府債か明確ではございませんが、われわれとしては、政府債をお借りできるように鋭意努力をいたすつもりでございますが、総枠の中で不足した場合、やはり縁故債を借らざるを得ないこととなりますので、こういう両方いけるような形の御提案をお願いしたものでございます。その間の事情を御容察賜りたいと思ひます。

それから、市中銀行から地方自治体が自由に借れるということではございません。現行制度は、あくまでも、自治大臣なり、大阪府知事が許可しなかった場合、こういう地方債を歳入として組み入れられるような借入金は、現在の地方財政法上ではできないわけでございます。そういう意味合いから、今回、たとえば縁故債でございまして、そういう方途に乗っかる以外道はないという現状でございますので、事情をよく御賢察賜りたいと思ひます。

- 20番(田中包治君) 助役言うことはわかりますが、再建団体になったら全部政府債だと、これは当然ですよ。再建団体になったら、いまのような優遇条例の退職金規定はできませんよ。そんなにわからんことは言っていない。あなたがそう言うなら、全部縁故債か

となる。許可がどうたらこうたらという話よりも、実際、私たちが考えなくてはならぬのは、結局優遇条例そのものが政府の施策と相反してる。そう認定したら話が合う。

○ 助役（坂口禮之助君） たとえば、この退職債の許可となる条件としては、必ずしも優遇条例の適用云々ではなく、定数をきちんと減らし、議会の議決案件として定数条例を議決していただく、このようなことが、退職債の許可条件の中に明確に出てるわけでございます。したがって、優遇条例にかかっている。かかってないということは論外でございませぬ。

○ 20番（田中包治君） 私が言ってるのはそうじゃない。いわゆる国家公務員などの退職の普通の場合は政府債でいける。ところが、優遇条例とか、幾らかのプラスアルファの問題が、いろいろ財政がこれくらい窮迫してるのにお前とこは金あるやかないか、ということて金をくれない、こういうことでしょう。

○ 助役（坂口禮之助君） そうではございません。この退職手当債の額の算定の基礎になりますのは、先ほどからお話のございます国家公務員の場合でも、病気退職のような場合は、優遇措置を講じてございます。その講じております優遇策の基準を、そのまま退職手当の計算の基礎に考えていただけるわけなんです。したがって、余分な優遇条例を出してるから退職手当債を許可する。しないとかいう問題ではございません。国の場合も優遇措置の基準を設けてございます。それに乗っかって退職手当債の計算も行われてございます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 教育次長（広岡史郎君） 42ページの幼稚園保育料補助金に係る御質問にお答えいたします。

一般管理費5千5百46万6千円は、すべて幼稚園保育料の補助金ではございませんで、賃金とか報償費、旅費、需用費、役務費等が含まれております。今回、追加をお願いしております額を合わせ総額2千96万9千円と相なるものでございます。

それから、管理をどうしてるかという御質問ですが、各私立幼稚園から名簿の提出を求め、まず最初に5歳児のチェックを住民票等を照合して行います。その後、所得状況によって補助金の額が決まるわけでございますので、その世帯の所得状況等を綿密に調査、行ってるのが実態でございます。

○ 20番（田中包治君） 一般管理費として5千5百46万円、この中で追加として2百57万6千円、負担金補助及交付金でしょう。補助も交付も一緒、旅費も入ってるというが、私立幼稚園の何の旅費ですか。

○ 教育次長（広岡史郎君） 先ほど私が申しあげましたのは、一般管理費5千5百46万6千円の中には、賃金、報償費、旅費、需用費等が含まれてるということでございまして、この19の負担金補助及交付金の中には、旅費は含まれておりません。

○ 20番（田中包治君） 追加が2百57万6千円、これは全部私立幼稚園の保育料の補助金の追加でしょう。間違いないですね。

ぞしたら問題になるのは、水増しがありますね、和泉市の幼稚園かどうか知りませんがモンロー主義的に余りわれわれとは縁のない幼稚園やないかと思うが、2百73名かかってましたね。ぞしたら5千5百46万円の中に占める保育料は何ぼかということです。

○ 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

いま、部長がお答え申し上げましたのは、一般管理費の中には、公立幼稚園運営費のいろいろ諸経費を含んでるということでございます。議員さん御指摘の19の負担金補助及交付金の中の、市が私立幼稚園に対する就園奨励制度による補助金あるいは保護者負担格差に対する市単独補助金等が含まれておりまして、両方合わせて3千6百80万9千円に相なるわけでございます。今回、補正をお願い申し上げておりますのは、市単独で、5歳児に限って年間3万円を助成しております不足分相当額の補正をお願い申し上げてるものでございまして、これに要する経費が当初計上と今回の補正を合わせ、2千96万9千円になるということを御説明申し上げるものでございます。

○ 20番（田中包治君） 私が言ってるのは奨励制度、国、府で最高7万円、去年までは5万円だと思うが、これはわかっています。私立へ入ったらいろいろあってね。

その合計が3千6百80万円になるということでしょ。う。「そうすると、私立幼稚園協会とか、そういうところかなり金が流れてますね。それをはっきりしてもらわんと、次のときの予算の問題にもからんでくると思う。なぜこういう制度の問題があるのかということですよ。

○ 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

就園奨励制度と申しますのは、市が行うことによつて国が三分の一、府が6分の1、合わせて2分の1の助成の伴う、所得段階に応じて、4.5歳児に対する就園奨励制度でございまして。

一方、市単独で公立の少ない中で、5歳児の保護者負担軽減ということで、月2千5百円を支給しております。

それ以外、私学助成については、私学連合会等あるいは公立との教職員研修、お互いの交流研修を行う諸経費として80万円、90万円交付している以外には、私学には、

直接私立幼稚園連合会に対する助成、他は保護者負担軽減措置でございまして、他は、一切私学には助成しておりません。

- 20番(田中包治君) 非常に数字的に3万円で計算しても合わないと思います。だから、奨励費が何ぼ、私立幼稚園の保育料補助金が何ぼかということはわからない。私立幼稚園協会に出してるのは、文部省基準に合わせて一校区一幼稚園ということで、私立が要請したらそこでチェックされるということですし、チェック機関の私立幼稚園協会というのは……。そこらに非常に問題がありやせんか、問題にせないかんと思います。1校区に公立も私立もないから申請する。そしたら、私立幼稚園協会という美名に隠れてチェックする。文部省なりが承認してないところに80万も90万も金を出してるのはおかしい。

それと、奨励費が何ぼで、私立保育料補助が何ぼ、この点をはっきりしてください。

- 教育長(葛城宗一君) お答え申し上げます。

制度としては、私学の許認可については、大阪府企画部の私学課で行っております。

公立幼稚園については、もちろん、学校教育法に基づくものでございまして、府の教育委員会でその許可一切の取り扱いをしてるわけでございます。

また、お説の就園奨励に要する助成金は、52年度は、5万円から最低7千円まで5段階で、該当者は、4.5歳児が9百80名所要経費が千5百84万円でございまして、2分の1の7百92万円が、国庫あるいは府助成として配慮されております。

私立幼稚園に要した経費は7百81名、今回の補正でお願い申し上げております補正と合わせ、2千96万9千円と相なるわけでございます。これらを合計して、就学奨励費市単独の5歳児助成が3千6百80万9千円、これが一般管理費の中の負担金補助及交付金として計上されてるといふ事情でございまして、御理解いただきたいと思っております。

- 議長(柳瀬美樹君) 他に質疑御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、議案第29号を原案どおり可決決定いたします。

- 議長(柳瀬美樹君) 次に、日程第14「昭和52年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第30号

昭和52年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

昭和52年度和泉市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ98,072千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,330,586千円とする。
2. 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

昭和53年3月16日提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 国庫支出金		1,347,022	52,908	1,399,930
	1. 国庫負担金	1,138,101	52,908	1,191,009
5. 府支出金		28,680	4,246	32,926
	1. 府補助金	28,680	4,246	32,926
8. 繰越金			40,918	40,918
	1. 繰越金		40,918	40,918
歳入合計		2,232,514	98,072	2,330,586

2. 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 保険給付費		2,105,343	98,072	2,203,415
	1. 療養諸費	2,079,183	98,072	2,177,255
歳出合計		2,232,514	98,072	2,330,586

国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入

科 目	補正前の額	補正額	計	節		明 細
				区 分	金 額	
④ 国庫支出金	1,347,022	52,908	1,399,930			
(1) 国庫負担金	1,138,101	52,908	1,191,009			
1. 事務費負担金	45,936	3,933	49,869	1. 現年度分	3,933	事務費負担金追加
2. 療養給付費負担金	1,092,165	48,975	1,141,140	1. 現年度分	48,975	療養給付費負担金追加
⑤ 府支出金	28,680	4,246	32,926			
(1) 府補助金	28,680	4,246	32,926			
2. 老人医療費波及分補助金	16,036	2,549	18,585	1. 老人医療費波及分補助金	2,549	老人医療費波及分補助金追加
3. 障害者医療費波及分補助金	3,493	1,697	5,190	1. 障害者医療費波及分補助金	1,697	障害者医療費波及分補助金追加
⑧ 繰越金		40,918	40,918			
(1) 繰越金		40,918	40,918	1. 繰越金	40,918	繰越金
歳入合計	2,232,514	98,072	2,330,586			

2 歳 出

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節 区 分	金 額	説 明
				特 定 財 源						
				国府支出金	地方債	その他	一般財源			
(2) 保険給付費	2,105,343	98,072	2,203,415	57,154			40,918			
(1) 療養諸費	2,079,183	98,072	2,177,255	57,154			40,918			
1. 療養給付費	1,907,909	83,761	1,991,670	53,221			30,540	19. 負担 金補助及 交付金	診療報酬保険者負 担金追加	
3. 高額療養 給付費	143,716	14,311	158,027	3,933			10,378	19. 負担 金補助及 交付金	診療報酬保険者負 担金追加	
歳 出 合 計	2,232,514	98,072	2,330,586	57,154			40,918			

○ 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。

○ 財務部長（宇沢清君） ただいま御上程いただきました議案第30号「昭和52年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」についての提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

補正予算総額歳入歳出9千8百7万2千円を追加し、歳入歳出予算総額23億3千58万6千円とするものであります。

今回の補正は去る2月1日、平均9.6%の医療費点数改正並びに和泉市内の病院の増設による入院件数の増及び医療技術の向上による医療費負担増によるものでございます。

以上が、今回の補正予算の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定いただきますようお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 21番（直村静二君） 国庫支出金5千2百万円、府支出金4百24万円はわかりませんが、繰越金とは、どこから繰り越してくるの。

○ 議長（柳瀬美樹君） 答弁。

○ 保険年金課長（森利治君） 繰越金につきましては、先ほど御承認をいただきました51年度の決算額に基づきまして、4千万円の繰り越しを生じたものでございます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 他に質疑御意見ないものと認め、これを終わります。お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第30号を原案どおり可決決定いたします。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第15「昭和52年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第31号

昭和52年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第2号)

昭和52年度和泉市の公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ955千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ75,455千円とする。
2. 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

- 第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表繰越明許費」による。

(地方債の補正)

- 第3条 既定の地方債の変更は「第3表地方債補正」による。

昭和53年3月16日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市債	1. 市債	74,500	△ 2,500	72,000
	1. 市債	74,500	△ 2,500	72,000
2. 繰入金			3,455	3,455
	1. 一般会計繰入金		3,455	3,455
歳入合計		74,500	955	75,455

2. 歳出

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 公共用地先行取得事業費		74,500		74,500
	1. 公共用地先行取得事業費	74,500		74,500
2. 公債費			955	955
	1. 公債費		955	955
歳出合計		74,500	955	75,455

第2表 繰越明許費

(単位千円)

款	項	事業名	金額
公共用地先行取得事業費	公共用地先行取得事業費	公園用地先行取得事業費	164

第3表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後									
	限度額	起債の方法	利率	債 還 の 方 法			限度額	起債の方法	利率	債 還 の 方 法				
				資 区	金 分	償 還 期 限				置 期 間	償 還 の 方 法	資 区	金 分	償 還 期 限
都市計画 事業債	74,500 千	普通貸 借又は 証券発 行	年% 以内	資 区	金 分	償 還 期 限	置 期 間	償 還 の 方 法	資 区	金 分	償 還 期 限	置 期 間	償 還 の 方 法	そ の 他
				政 府	政 府	20	3	年賦又は半 年賦元利均 等元金均等 又は当初発 行額の3% 以上半年賦 償還	政 府	政 府	20	3	年賦又は半 年賦元利均 等元金均等 又は当初発 行額の3% 以上半年賦 償還	左記の条件の 範囲内におい て借入先に融 通条件がある 場合その条件 に従うことが 出来る。 但し財政の都 合により償還 期限及び据置 期間を短縮し 若しくは繰上 償還又は借り 換えることが できる。

公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入

科 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
① 市 債	7,450	△ 2,500	72,000			円
(1) 市 債	7,450	△ 2,500	72,000			
1. 市 債	7,450	△ 2,500	72,000	1.都市計画事業債	△ 2,500	公園用地先行取得事業債更正減
② 繰入金		3,455	3,455			
(1) 一般会計繰入金		3,455	3,455			
1. 一般会計繰入金		3,455	3,455	1.一般会計繰入金	3,455	一般会計繰入金
歳入合計	7,450	955	75,455			

2. 歳出

科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説明	
				特定財源		一般財源			
				国府支出金	地方債	その他	一般財源		
(1)公共用地先行取得事業費	7,450		7,450		△2,500		2,500		
(1)公共用地先行取得事業費	7,450		7,450	△2,500			2,500		
1.公園用地先行取得事業費	7,450		7,450	△2,500			2,500		
								2.給料 1,396	一般職員給
								3.職員手当 307	職員手当
								4.共済費 273	職員共済費
								11.需用費 4	○消耗品費
								15.工事請負費 520	施設工事費
①公債費		955	955				955	17.公有財産購入費 △2,500	更正 減
(1)公債費		955	955				955		
1.利子		955	955				955	28.償還金利子及割引料 955	長期債利子
歳出合計	7,450	955	7,455	△2,500			955		

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。
- 財務部長（宇沢清君）ただいま御上程いただきました議案第31号「昭和52年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第2号）」についての提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、一般職給与費並びに長期債利子等、後年度において補助対象経費となる事務費について補正すべく、予算案を御提案申し上げた次第でございます。

それでは、内容について御説明申し上げます。（48ページ）

第一条でございますように、既定の歳入歳出予算の総額に95万5千円をそれぞれ追加いたしまして、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ7千5百45万5千円といたすもので、款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第一表のとおりでございます。

第二条は、繰越明許費を定めるもので、第二表に計上いたしましたように、公園用地先行取得事業費1.6万4千円を、進捗状況等を勘案いたしまして、翌年度で執行できるように定めるものでございます。

第三条は、地方債の補正でございますが、起債対象経費の減額により、起債を減額いたすものでございます。借入れ条件等は、第三表のとおりでございます。

次に、事項別明細書によりまず歳出から御説明申し上げます。（53ページ）

初めに、公共用地先行取得事業費でございますが、御年度に補助対象経費となる一般職給与費及び事務経費等として2百50万円を計上し、用地購入費2百50万円を更正減額いたしました次第でございます。

次に、公債費でございますが、昭和52年度中に借り入れた起債の年度内利子分95万5千円を計上したものでございます。

以上が、歳出予算の事項別の内容でございますが、総額95万5千円の追加と相なる次第でございます。

続きまして、これに充当いたします歳入予算について御説明申し上げます。

初めに、市債でございますが、対象経費の減額に伴い2百50万円を更正減額いたしました。

また、一般職給与費並びに利子等相当分を一般会計より繰り入れたすべく、3百45万5千円を計上いたしました次第でございます。以上が補正予算の内容でございます。

よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定いただきますようお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

- 21番(直村静二君) 95万5千円の公債費の利子、具体的に繰越明許費16万4千円ですか、16万4千円繰り越して明年度で執行、残りは使ったということですが、具体的に説明のときに場所を言いなさいと言っておいたが、これではどこの公園かわかりませんな。具体的な物件の説明。
- 議長(柳瀬美樹君) 答弁。
- 計画課長(山崎琢磨君) お答え申し上げます。

この件につきましては、当初予算に計上されておったものでございますが、黒鳥山公園展望台の下が対象でございます。これは全体といたしまして、都市計画事業でやるという前段階において先行取得するもので、全体面積六千平米でございます。この公債費の利子でございますが、52年末借り入れたものの利息でございます。

なお、繰越明許費の16万4千円につきましては、都市開発資金の貸付に関する法律に基づいて建設省から直接借り入れました概算借り入れとして7千2百万円でございますが、実態といたしましては、用地の進捗状況によりまして7千83万6千円で契約いたすということございまして、あとの借り入れ分16万4千円を後年度で消化いたしたいということでございます。残額を53年で施行いたしたいということでございます。

- 議長(柳瀬美樹君) 他に質疑御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、議案第31号を原案どおり可決決定いたします。

○

- 議長(柳瀬美樹君) 次に、日程第16「昭和52年度和泉市水道事業会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第 32 号

昭和 52 年度和泉市水道事業会計補正予算（第 2 号）

- 第 1 条 昭和 52 年度和泉市水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。
- 第 2 条 昭和 52 年度和泉市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条第 1 項第 4 号中「585,000 千円」を「480,000 千円」に改める。

第 3 条 予算第 3 条に定めたる収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
			入
第 1 款 水道事業収益	901,039 千円	35,591 千円	936,630 千円
第 1 項 営業収益	730,809 千円	54,591 千円	785,400 千円
第 2 項 営業外収益	170,130 千円	△19,000 千円	151,130 千円
			出
第 1 款 水道事業収益	1,227,825 千円	△55,547 千円	1,172,278 千円
第 1 項 営業費用	949,950 千円	△39,487 千円	910,463 千円
第 2 項 営業外費用	276,575 千円	△16,060 千円	260,515 千円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額)	
		入	出
第1款 資本的収入	642,500千円	△105,400千円	537,100千円
第1項 企業債	530,500千円	△64,500千円	466,000千円
第2項 工事負担金	70,000千円	△17,300千円	52,700千円
第4項 補助金	37,500千円	△28,600千円	18,900千円
第1款 資本的支出	757,877千円	△18,441千円	628,465千円
第1項 建設改良費	699,420千円	△13,441千円	565,008千円

第5条 予算第5条中起債の限度額「504,500千円」を「459,000千円」に「26,000千円」を「7,000千円」にそれぞれ改める。

第6条 予算第7条中原水及び浄水費「369,958千円」を「335,058千円」に支払利息及び企業債取扱諸費「276,525千円」を「260,465千円」にそれぞれ改める。

第7条 予算第8条中職員給与費「389,764千円」を「386,064千円」に改める。

第8条 予算第9条中「231,408千円」を「191,484千円」に改める。

第9条 予算第9条の次に次の一条を加える。

(継続費)

第 10 条 継続費の総額及び年割額を次のとおり改める。

変 更 前		変 更 後	
変 額	年 度	変 額	年 割 額
3,187,000 円	昭和 41 年度	3,464,000 円	昭和 41 年度
	昭和 42 年度		昭和 42 年度
	昭和 43 年度		昭和 43 年度
	昭和 44 年度		昭和 44 年度
	昭和 45 年度		昭和 45 年度
	昭和 46 年度		昭和 46 年度
	昭和 47 年度		昭和 47 年度
	昭和 48 年度		昭和 48 年度
	昭和 49 年度		昭和 49 年度
	昭和 50 年度		昭和 50 年度
	昭和 51 年度		昭和 51 年度
	昭和 52 年度		昭和 52 年度
			昭和 53 年度
			昭和 58 年度

昭和 58 年 8 月 16 日 提出

和泉市長 池田 忠雄

昭和52年度水道事業会計予算実施計画

1. 収益的収入及び支出

収入

款	項	目	予 定 額 (千)	備 考
1. 水道事業収益	1. 営業収益		986,630	
			785,400	
		1. 給水収益	715,000	水道料金及び量水器使用料
		2. 受託工事収益	39,500	給水装置の新設、増設及び修繕等の受託工事収益
		3. その他の営業収益	30,900	材料売却収益並びに消火栓維持管理補償金及び設計審査、竣功検査、材料検査手数料
	2. 営業外収益		151,130	
		1. 加入金	130,000	新規水道加入金
		2. 受取利息	8,130	預金利息及び有価証券利息
		3. 雑収益	3,000	不用品売却その他雑収益
		4. 他会計補助金	10,000	一般会計補助金
3. 特別利益			100	
	1. 過年度損益修正益		100	過年度損益修正益

支 出

款	項	目	予定額 (千円)	備 考
1. 水道事業費用	1. 営業費用		1,172,278	
			910,468	
		1. 原水及び浄水費	466,612	原水の取水並びに浄水の維持及び作業に要する費用
		2. 配水及び給水費	121,245	配水、給水に要する費用
		3. 受託工事費用	39,500	受託工事に要する費用
		4. 業務費	99,228	検針、調定、集金、その他業務の運営に要する費用
		5. 総係費	78,000	事業活動全般に関連する費用
		6. 減価償却費	80,668	固定資産の減価償却費
2. 営業外費用		7. 資産減耗費	210	固定資産の除却損並びに棚卸資産減耗損
		8. その他の営業費用	25,000	材料売却原価
			260,515	
		1. 支払利息及び企業債取扱諸費	260,465	企業債の利息及び一時借入金利息
3. 特別損失		2. 雑支出	50	雑支出
			300	
4. 予備費		1. 過年度修正損	300	過年度損益修正損
			1,000	
		1. 予備費	1,000	予備費

2. 資本的收入及び支出

収 入

款	項	目	予 定 額	備 考
1. 資本的收入	1. 企 業 債		537,100 円	
			466,000 円	
	2. 工事負担金	1. 企 業 債	466,000 円	和泉上水道第3回拡張事業及び配水管整備事業債
			52,700 円	
	3. 負 担 金	1. 工事負担金	52,700 円	配水管布設工事負担金
			4,500 円	
	4. 補 助 金	1. 負 担 金	4,500 円	消火栓新設に伴う一般会計負担金
			18,900 円	
		1. 国庫補助金	18,900 円	排水処理施設整備国庫補助金

支 出

款	項	目	予 定 額 (千円)	備 考
1. 資本的支出	1. 建設改良費		623,465	
			565,008	
		1. 事務費	25,000	第3回拡張事業に要する事務費
		2. 拡張工事費	455,000	第3回拡張事業に要する工事費
		3. 改良工事費	39,061	改良工事に要する工事費
		4. 配水整備事業費	7,500	配水管整備事業に要する工事費
2. 企業債償還金		5. 光明水道施設建設費	22,547	光明水道施設建設費
		6. 営業設備費	15,900	営業に係る諸資産購入費
			58,457	
		1. 企業債償還金	58,457	企業債の元金償還金

昭和52年度水道事業会計資金計画

(単位 千円)

区分	当年度予定額	区分	当年度予定額
受入資金	2,172,822	支払資金	2,164,618
1. 事業収益	847,255	1. 事業費用	1,086,400
2. 前年度未収金	96,063	2. 前年度未払金	55,070
3. 企業負債	498,000	3. 建設改良費	647,691
4. 工事負担金	52,700	4. 企業負債還金	58,457
5. 負担金	4,500	5. 一時借入金返済	300,000
6. 補助金	13,900	6. 前受金払出	10,000
7. 一時借入金	570,000	7. 預り金返済	7,000
8. 前受金	10,000		
9. 預り金	7,000		
10. 繰越金	73,404	差引	8,204

1. 総括

給与費明細

区 分	職員数		給 与				法定福利費	合 計
	特別職	一般職	報酬	給料	賃金	手当等		
補 正 後	0	85	2,900	168,340	140	134,295	40,583	346,258
資本勘定支弁職員	0	9	0	19,260	0	16,024	4,662	39,946
合 計	0	94	2,900	187,600	140	150,319	45,245	386,204
補 正 前	0	85	3,300	168,340	266	137,595	40,583	350,084
資本勘定支弁職員	0	9	0	19,260	0	16,024	4,662	39,946
合 計	0	94	3,300	187,600	266	153,619	45,245	390,030
損益勘定支弁職員	0	0	△ 400	0	△ 126	△ 3,300	0	△ 3,826
資本勘定支弁職員	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	△ 400	0	△ 126	△ 3,300	0	△ 3,826
手当等の内訳	調整手当	15,869	扶養手当	7,229	通勤手当	7,768		
	期末手当	71,292	勤勉手当	19,384	時間外勤務手当	10,702		
	管理職手当	3,482	夜間勤務手当	1,748	特殊勤務手当	4,449		
	住居手当	2,856	児童手当	540	退職給与金	5,000		
一般職員1人当り	区 分		1 人 当 り 給 与 費					
給与費の状況	補 正 後	3,541千円						
	補 正 前	3,576千円						

2. 給料及び手当等の増減額の明細

区分	増減額	増減額の増減事由別内訳	説明	備考	
給料	甲 0	1. 給料改定に伴う増加分		給与改定の状況 給与の改定率 給与改定実施期間	
				補正後 {	給与改定率 7.0 % 給与改定実施時期 昭和 5 2 年 5 月
				補正前 {	
		2. 普通昇給に伴う増加分		平均昇給率 (昇給期) (職員数)	
				4 月 人 7 月 人 昇給期別職員数 1 0 月 人 1 月 人	
		3. 特別昇給に伴う増加分		特別昇給等の状況 昇給期間の 短縮月数 (職員数)	
				0	

				補正後 { 0 補正前 { 0
	4.その他の増減分	0		職員の異動状況 現に在職する職員数 (その他) (計) 補正後 94人 0人 94人 補正前 94人 0人 94人
手当等	1.特殊勤務手当の増減分			特殊勤務手当の状況 (1人平均月額) (事務員) (技術員) 補正後 4,000円 4,000円 補正前 4,000円 4,000円
	2.期末勤勉手当の増減分	0		期末勤勉手当の支給率 補正後 { 6月 12月 3月 計 支給率 1.9 2.6 0.5 5.0 補正前 { 6月 12月 3月 計 支給率 1.9 2.6 0.5 5.0
	3.その他の増減分	△3,300	時間外勤務手当	

昭和 52 年度水道事業予定貸借対照表

(昭和 58 年 3 月 31 日)

		資 産 の 部	
I. 固 定 資 産			
(i) 有 形 固 定 資 産			
イ・	土 地		323,417
ロ・	建 物	270,650	
	建物減価償却引当金	<u>20,399</u>	250,251
ハ・	構 築 物	3,722,477	
	構築物減価償却引当金	<u>371,374</u>	3,351,103
ニ・	機 械 及 び 装 置	631,837	
	機械及び装置減価償却引当金	<u>118,835</u>	513,002
ホ・	量 水 器	101,817	
	水量水器減価償却引当金	<u>30,207</u>	71,610
ヘ・	車 輜 及 び 運 搬 具	13,427	
	車輜及び運搬具減価償却引当金	<u>7,729</u>	5,698

(単位 千円)

ト・工具器具及び備品	26,789			
工具器具及び備品 減価償却引当金	<u>11,968</u>	14,821		
チ・建設仮勘定		631,473		
有形固定資産合計			5,161,874	
(2) 無形固定資産				
イ・水 利 権		310		
ロ・電話加入権		91		
無形固定資産合計			401	
(3) 投 資				
イ・投資有価証券		135		
投資合計			135	
固定資産合計			5,161,911	
2. 流動資産				
(1) 現金預金		8,204		
(2) 未収金		89,375		
(3) 保管有価証券		2,300		
(4) 貯蔵品		<u>29,366</u>		
流動資産合計			<u>129,245</u>	
資産合計			<u>5,291,156</u>	

負債の部

3. 固定負債		
(1) 引当金	12,196	
固定負債合計		12,196
4. 流動負債		
(1) 一時借入金	570,000	
(2) 前受金	19,043	
(3) 預り金	4,944	
(4) 預り担保有価証券	2,300	
流動負債合計		596,287
負債合計		608,483

資本の部

5. 資本金		
(1) 自己資本金	119,803	
(2) 借入資本金		
1. 企業債		
資本金合計	3,381,687	
6. 剰余金		3,501,490
(1) 資本剰余金		
1. 国庫補助金		17,848
ロ. 府補助金		9,778

ハ・工事負担金

1,579,288

ニ・負担金

25,500

ホ・受贈財産評価額

60,372

資本剰余金合計

1,692,736

(2) 欠損金

イ・当年度未処理欠損金

275,905

繰越欠損金年度末残高

235,648

当年度純損失

511,553

欠損金合計

511,553

剰余金合計

1,181,183

資本合計

4,682,673

負債資本合計

5,291,156

昭和52年度水道事業会計予算実施計画明細説明書

1. 収益的収入及び支出

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 目		明 細
					節	金 額	
1. 水道事業収益		901,089	35,591	936,680			
	1. 営業収益	780,809	54,591	785,400			
	1. 給水収益	666,809	48,691	715,000	給水収益	48,691	給水収益追加
	2. 受託工事収益	36,000	3,500	39,500	受託工事収益	3,500	受託工事収益追加
	3. その他の営業	28,500	2,400	30,900	手数料	△ 100	手数料更正減
	収益				材料売却収益	2,500	材料売却収益追加
2. 営業外収益		170,130	△ 19,000	151,130			
	1. 加 入 金	150,000	△ 20,000	130,000	加 入 金	△ 20,000	加入金更正減
	2. 受 取 利 息	7,130	1,000	8,130	貸付金利息	1,000	貸付金利息追加

(単位 千円)

収 入

支出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目		明 細
						節	金額	
1. 水道事業費用	1. 營業費用	1. 原水及び 浄水費	1,227,825	△55,547	1,172,278			
			949,950	△39,487	910,463			
			501,512	△34,900	466,612	手 当 等	△ 700	手当等更正減
						被 服 費	△ 300	被服費更正減
						備 消 品 費	△ 300	備消品費更正減
						動 力 費	△ 1,600	動力費更正減
						薬 品 費	△ 1,000	薬品費更正減
						受 水 費	△26,000	受水費更正減
						請負工事費	△ 5000	請負工事費更正減
						手 当 等	△ 400	手当等更正減
						被 服 費	△ 130	被服費更正減
						備 消 品 費	△ 300	備消品費更正減
						修 繕 料	△ 1,000	修繕料更正減
						材 料 費	△ 1,500	材料費更正減
						請負工事費	4,000	請負工事費追加
		2. 配水及び 給水費	120,575	670	121,245			

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 明 細					
						節	金額	備 考			
2. 營業外費用	3. 受託工事費	業務費	36,000	3,500	89,500	請負工事費	3,500	請負工事費追加			
						報酬	△ 400	報酬更正減			
						手当等	△ 1,400	手当等更正減			
						被服費	△ 182	被服費更正減			
						印刷製本費	△ 1,100	印刷製本費更正減			
						手当等	△ 800	手当等更正減			
						賃金	△ 126	賃金更正減			
						旅費	△ 100	旅費更正減			
						修繕料	△ 1,200	修繕料更正減			
						保険料	△ 100	保険料更正減			
2. 營業外費用	4. 業 務 費	102,310	△ 3,082	99,228	公 課 費	△ 49	公課費更正減				
					有形固定資産 減価償却費	△ 3,000	有形固定資産減価償却費更正減				
					固定資産除却費	△ 300	固定資産除却費更正減				
					企業債利息	△ 5,900	企業債利息更正減				
					一時借入金利息	△ 9,600	一時借入金利息更正減				
					企業債手数料 及び取扱諸費	△ 560	企業債手数料及取扱諸費更正減				
					1. 支払利息及 び企業債取 扱諸費	△ 16,060	260,515	260,515	260,515	260,515	260,515
					276,575	△ 16,060	260,515	260,515	260,515	260,515	260,515
					276,525	△ 16,060	260,465	260,465	260,465	260,465	260,465
					83,668	△ 3,000	80,668	80,668	80,668	80,668	80,668
510	△ 300	210	210	210	210	210					
80,375	△ 2,375	78,000	78,000	78,000	78,000	78,000					

收入

2. 資本的收入及び支出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	各目		備考
						金額	備	
1.	資本的收入		642,500	△105,400	537,100			
		1. 企業債	530,500	△ 64,500	466,000			
2.	工事負担金	1. 企業債	530,500	△ 64,500	466,000	企業債	△64,500	企業債更正減 配水管整備 第3回拡張45,500円9,000円
			70,000	△ 17,300	52,700			
3.	補助金	1. 工事負担金	70,000	△ 17,300	52,700	工事負担金	△17,300	工事負担金更正減
			37,500	△ 23,600	13,900			
		1. 国庫補助金	37,500	△ 23,600	13,900	国庫補助金	△23,600	国庫補助金更正減

支出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	各目		備考
						金額	備	
1.	資本の支出		757,877	△134,412	623,465			
		1. 建設改良費	699,420	△134,412	565,008			
2.	拡張工事費		560,000	△105,000	455,000	請負工事費	△48,100	請負工事費更正減
						路面復旧費	△81,000	路面復旧費更正減
						材料費	△22,000	材料費更正減

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 明 細		
						節	金額	備 考
						補償金	△ 3,900	補償金更正減
		3.改良工事費	31,061	8,000	39,061	請負工事費	9,000	請負工事費追加
						路面復旧費	△ 2,000	路面復旧費更正減
						材料費	1,000	材料費追加
		4.配水管整備事業費	26,900	△ 19,400	7,500	請負工事費	△10,200	請負工事費更正減
						材料費	△ 9,200	材料費更正減
		5.光明台水道施設建設費	34,547	△ 12,000	22,547	印刷製本費	△ 191	印刷製本費更正減
						請負工事費	△11,809	請負工事費更正減
		6.営業設備費	21,912	△ 6,012	15,900	量水器費	△ 6,012	量水器費更正減

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。
- 水道部長（田中稔君） それでは、ただいま上程されました議案第32号「昭和52年度和泉市水道事業会計補正予算（第2号）」について、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

今回、補正いたします主な理由は、改定料金による昭和53年2月、3月分に係る給水収益の追加と、決算見込みに基づいての受託工事収益のほかの補正、その他資本収支につきましても、企業債が確定に伴い補正の必要が生じたので、それぞれについて御提案申し上げる次第でございます。

まず、その内容について申しますと、第二条は、主要な建設改良事業であります和泉市上水道第3回拡張事業の本年度事業費5億8千5百万円を4億8千万円に改めるもので、第四条及び第五条並びに第十条と関連するものでございます。

次に、第三条、収益的収入及び支出について申しますと、営業収益で給水収益4千8百69万1千円、受託工事収益3百50万円及び材料売却収益2百50万円の追加と、手数料更正減10万円でございます。

次に、営業外収益では、他会計への資金融通による受取利息百万円の追加と、光明台団地の入居おくれによる加入金2千万円の更正減でございます。

以上の結果、営業外収益千9百万円の更正減となり、補正後の水道事業収益は9億3千6百63万円と相なるものでございます。

一方、支出につきましては、まず、追加いたします主なるものとしては、受託工事費で3百50万円、山荘配水池防水工事に係る請負工事費4百万円の計7百50万円であります。

一方、更正減するものとしましては、光明台団地の入居おくれによるもの及び夏季の府営水道給水制限等で受水費、動力費、薬品費で2千8百60万円、時間外勤務手当等で職員手当3百30万円、工事遅延による固定資産の減価償却費3百万円、修繕料ほかで千2百8万7千円の計4千6百98万7千円で、差し引き営業費用3千9百48万円減額補正をいたすものであります。

また、営業外費用では、先ほど申しました工事のおくれたことにより、企業債の借入れが予定より約2カ月間延伸したこと及び2回にわたる金利の引き下げにより、企業債及び一時借入金利息等で千6百6万円減額し、補正後の水道事業費用11億7千2百27万8千円といたす次第であります。

次に、第4条では、資本的収支の補正でありまして、収入面において、企業債の確定

に伴い6千4百50万円、住宅公団光明台団地造成おくれによる工事負担金千7百30万円、排水処理施設整備に係る補助基本額の変更に伴い国庫補助金2千3百60万、合計1億5百40万円減額補正し、資本的収入を5億3千7百10万円とするものでございます。

また、支出面につきましても、企業債更正減に見合う工事費として拡張工事費1億500万円、配水管整備事業費千9百40万円、工事負担金更正減に伴う光明台水道施設建設費千200万円、新設給水工事の伸び悩みによる営業設備費6百1万2千円をそれぞれ減額するとともに、配水管布設工事として、改良工事費800万円追加するものであります。

以上の結果、1億3千4百41万2千円減額補正となり、資本的支出を6億2千3百46万5千円といたすものでございます。

次に、第5条でございますが、企業債の確定に伴いまして、第3回拡張事業債、5億4百50万円を4億5千900万円に、配水管整備事業債2千600万円を700万円にそれぞれ改めるものであります。次に第6条でございますが予算第7条に定めた各項の経費の流用できる金額の補正でありまして、今回の補正により原水及び浄水費3億6千9百95万8千円を3億3千5百5万8千円に、支払利息及び企業債取扱諸費2億7千6百52万5千円を2億6千46万5千円にそれぞれ改めるものであります。

次に、第7条でございますが、予算第8条に定めた職員給与費でありまして、今回の減額補正により、職員給与費の額3億8千9百76万4千円を3億8千6百6万4千円に改めるものでございます。

次に、第8条は、予算第9条に定めた棚卸資産の購入限度額2億3千40万8千円を今回の補正により1億9千48万4千円に改めるものでございます。

次に、第10条において、予算第9条の次に1条を追加して第10条とし、継続費の総額及び年割額を変更しようとするものであります。

総額につきましては、31億8千700万円を34億6千400万円に改め、年割額を変更しようとするものでありまして、前述いたしました企業債の減額補正に伴い、昭和52年度の年割額5億8千500万円を4億8000万円に改め、残事業を昭和58年度に繰り延べ施行予定いたしておるものであります。

これの計画変更につきましては、大阪府との協議で排水処理施設を2カ年継続事業とし完成年次を1カ年延長して53年度と変更するものであります。また、総額の変更前と変更後の差額2億7千700万円につきましては、当初計画と実施計画との差額並びに配水管布設延長増加による工事費の増額でございます。

以上が、今回上程させていただきました水道事業会計補正予算の概要でございますが、

これらの詳細につきましては、71ページ以下に記載しておりますので、何とぞよろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 2番（天堀博君） 今回の補正は、光明台の住宅入居のおくれ、その他に伴うものを中心としての減額補正ということですが、70ページの当年度純損失を合わせますと、赤字額が5億1千百55万3千円となっているわけですね。それで、2月、3月と2カ月間の料金改定による増しか見込めていないわけですから、すぐに赤字解消ができないのは当然ですが、61ページの資金計画を見ますと、5億7千万円の一時借入金をしてます。赤字が5億1千万円ですから、その辺とのかかわりと、帳簿上こうなっているが、実質上、どの程度の一時借入金を見込まなければならぬのか、明らかにしなければ出したい。

また、この状況で赤字の解消のために料金改定をやられたということですが、今後、3年間で解消するという見込みについて、自信のほどがあるのかどうか、その辺を確認しておきたい。

- 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。
- 水道部総務課長（中辻寿夫君）

一時借入金の件についてお答えいたします。

当年度純損失2億3千5百64万8千円を追加して欠損金の累計額が5億1千百55万3千円、当初、料金改定時に御提案申し上げました計画は、約4億8千6百万円でしたが、その差2千5百万円ほどございます。これは料金改定が1月1日からの予定が1カ月延長なった関係で、2千万円余を翌月へ繰り延べております。

なお、5億1千百万円の累積欠損金に対する一時借入金5億7千万円でございますが資金需要といたしまして、料金を調定しても、実際に収入いたしますのが約1カ月おくれて現金化する関係で、資金収支の関係で、累積欠損金額よりもある程度多くなるということでございます。

なお、収支の関係でございますが、本補正予算では、約2千5百万円の悪化ということでございますが、55年度末には、資金収支で6千万近い資金余裕ができる計画を立てております。

- 水道部長（田中稔君） お答え申し上げます。

赤字解消の自信のほどはどうかということでございますが、現段階におきましては、私どもは、昭和55年度末で不良債務、いわゆる実質赤字を全額解消する予定でございます。

ます。これは経済情勢に大きな変動がない場合でございまして、パニック等の大きな変動が起こりますと、また、計画も予定どおりにはまいらないかも知れませんが、現状のままですと、昭和55年度末をもって解消したい、かよう考えております。

○ 2番(天堀博君) われわれ値上げについては非常に不本意ですが、赤字解消には十分企業内努力もやっただくということと一時借入についても、実質上何ほかという点ではお答えがなかったのですが、お答えいただけるなら、……。

○ 水道部長(田中稔君)お答え申し上げます。

5億に近い、正確には4億6千万円の資金不足ですが、水道料金を調定しても、すぐに入ってこないという関係もございまして、常時、5億余の一時借入金が必要でございします。

なお、一時的には起債の前借り等を含めると、10億に近い借り入れをしなければならぬ月もありますが、常時、5億余は必要だということですよ。

○ 2番(天堀博君) 一時借入金についても、慎重に行っていたきたいという意見を申し上げておきます。

○ 議長(柳瀬美樹君) 他に。

○ 21番(直村静二君) 山荘の貯水池の漏水対策、かなり前から出てるんです。住民に聞いても知らんという。いつ知って、実際の漏水は何トンになって、その損失は推定何ぼ。今後は、その漏水対策を完璧にやるのかどうか。その点でも収益を上げることを考えてもらわないかん。そのてんまつをちょっと。

○ 議長(柳瀬美樹君) 答弁。

○ 水道部次長(福本喬久君) 山荘配水池の漏水につきましては、ことし初めごろに相当量の漏水ということで、当初、昨年末には一応、場内の配管漏水ということで試掘等をして調査した結果、配水池の壁部からの漏水ということが判明したので、先月より漏水防止の工事をやっております。今月末には全部完了する予定でございします。

容量は3千2百トンでございしますが、修理工事が長期にわたりますので、約2カ月程度要しますので、今月末には全部完了する予定でございします。漏水量は、日量約40トン前後と判明しております。

○ 議長(柳瀬美樹君) 他に。

○ 15番(横田憲治郎君) 71ページの営業収益で受託工事収益の追加と、営業外収益で加入金の更正減が出てますが、この関連を御説明いただきたい。

○ 議長(柳瀬美樹君) 答弁。

○ 水道部総務課（中辻寿夫君）

受託工事収益の追加につきましては、府の施設、三木の警察官舎とか府立高校並びに養護施設等の一部受託工事がありましたので、追加させていただきました。

なお、加入金の減額につきましては、光明台団地で8百10戸見込んでおりましたが入居のおくれ等もございまして、約6百戸を52年度に収入しましたが、あとの2百戸は、入居がおくれて待ってくれということで53年度にした関係で、約2千万円の減額と相なった次第でございます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 他に質疑御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御意議ないものと認め、議案第32号を原案どおり可決決定いたします。

○ 議長（柳瀬美樹君）

ここで暫時休憩いたします。

（午後8時6分休憩）

(午後8時40分再開)

○ 議長(柳瀬美樹君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○

○ 議長(柳瀬美樹君) それでは、日程第17「昭和52年度和泉市病院事業会計補正予算(第8号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

昭和51年度和泉市病院事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 病院事業収益	1. 医業収益		1,067,768 円	12,138 円	1,079,906 円	
			928,928	△25,870	898,558	
		1. 入院収益	545,272	△26,272	519,000	
		2. 外来収益	345,850	4,675	350,525	
		3. その他医業収益	32,806	△3,773	29,033	
	2. 医業外収益		103,860	37,508	140,868	
		1. 受取利息配当金	1,600	300	1,300	
		2. 他会計補助金	88,487	39,862	128,299	
		4. 患者外給食収益	9,868	△2,054	7,814	

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 病院事業費用	1. 医療費用		1,517,575 ^円	△84,302 ^円	1,433,273 ^円	
			1,312,629	△63,616	1,249,013	
		1. 給与	788,748	△53,593	735,155	
		2. 材料	379,829	△27,865	351,964	
		3. 経費	123,174	8,129	131,303	
		5. 資産減耗費	1	10,450	10,451	
		6. 研究研修費	5,240	△737	4,503	
			204,645	△20,686	183,959	
		1. 支払利息及び 企業債取扱諸費	197,213	△20,314	176,899	
		2. 患者外給食 材	7,432	△372	7,060	
2. 医療外費用						

昭和52年度和泉市病院事業会計資金計画

区	分	当年度予定額	区	分	当年度予定額
受入資金		4,626,228 ^円	支払資金		4,599,181 ^円
1. 医療収益		745,558	1. 医療費用		1,157,942
2. 医療外収益		9,610	2. 医療外費用		183,660
3. 出資		20,813	3. 建設改良費		2,247,010
4. 他会計補助金		38,707	4. 企業債償還金		14,080
5. 企業債		2,203,100	5. 看護婦宿舍割賦金		1,233
6. 国庫補助金		1,275	6. 特例債償還金		40,480
7. 一時借入金		1,300,000	7. 一時借入金		800,000
8. 繰越未収金		126,615	8. 繰越未払金		53,513
9. 繰越b		100,000	9. 繰越b		101,263
10. 特別利益		40,480			
11. 前期繰越金		40,070	差引		27,047 ^円

1. 総括

給与与費明細書

区分	一般職員数	給与					法定福利費	合計
		報酬	給料	賃金	手当	計		
補正後 得益勤定 支弁職員	204人	32,868 ^円	334,520 ^円	0 ^円	286,781 ^円	654,119 ^円	81,086 ^円	785,155 ^円
補正前 得益勤定 支弁職員	284	36,277	351,682	210	310,448	698,617	90,131	788,748
比較	△ 30	△ 3,409	△ 17,162	△ 210	△ 23,717	△ 44,498	△ 9,095	△ 53,593
手当の内訳	調整手当	28,320 ^円		通勤手当	10,981 ^円		時間外勤務手当	17,815 ^円
	扶養手当	5,740		期末手当	105,645		宿直手当	3,014
	管理職手当	13,686		勤勉手当	44,467		夜間勤務手当	2,371
	特殊勤務手当	49,544		住居手当	4,121		児童手当	60
	退職給与金	967					合計	286,731

一般職員1人当り給与費の状況

区分	分	1人当り年間給与費
補正後		3,756千円
補正前		3,797千円

初任給の状況

区分	学歴	医療職(+ 医師)	医療職(口 医療技術員)	医療職(口 看護婦)	医療職(口 准看護婦)	行政職 (事務員)	行政職 (労務員)
53年1月1日現在	高卒	1円	1円	1円	102,200円	95,900円	85,000 ^円
	大卒	193,600	116,800	118,400	-	115,700	91,900~105,400

52年10月1日現在	高卒				102,200	95,900	85,000～95,900
	大卒	193,600	116,800	118,400		115,700	91,900～105,400

平均給料月額及び平均年令の状況

区	分	医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	医療職(四)	行政職	行政職
		(医師)	(医療技術員)	(看護婦)	(看護婦)	(事務員)	(事務員)
53年1月1日現在	平均給料月額	282,213円	171,246円	166,291円	138,672円	178,845円	149,814円
	平均年令	37歳2月	32歳7月	38歳1月	29歳4月	34歳0月	40歳1月
52年10月1日現在	平均給料月額	261,805円	155,991円	151,725円	126,689円	174,537円	140,326円
	平均年令	37歳4月	32歳1月	36歳2月	28歳6月	35歳6月	38歳11月

備考

等級別職員数の状況

区	分	医療職(一)		医療職(二)		医療職(三)		医療職(四)		行政職		行政職	
		(医師)	(医療技術員)	(看護婦)	(看護婦)	(事務員)	(事務員)	(事務員)	(事務員)	(事務員)	(事務員)	(事務員)	(事務員)
53年1月1日現在	等級	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	特1	1	2	4	特1	1	1	3	1	1	1	1	1
	1	7	3	1	1	3	1	2	1	2	1	2	2
	2	12	7	2	2	7	2	3	5	3	5	3	3
53年1月1日現在	3	2	8	3	3	20	3	22	4	6	4	4	10
	4	1	4	4	4	4	4	30	5	6	5	5	18
	計	23	計	24	計	34	計	52	計	22	計	計	28

52年10月1日現在									
特1	1	特1	2	特1	2	特1	1-甲 1-乙	1	1-甲 1-乙
1	5	1	2	1	4	1	2	1	2
2	11	2	7	2	7	2	3	5	3
3	2	3	7	3	17	3	4	5	4
4		4	5	4	2	4	5	4	5
計	19	計	23	計	32	計	37	計	27

2. 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減分(円)	増減額の増減事由別内訳(円)	説明	備考
給料	△17,162	5. 職員数の変動に係る増減分 △17,162	新陳代謝に係る増減分 △598 ^円 欠員補充・定数増等に係る増減分 △16,564 ^円	職員数の異動状況 (現に在職する職員数) (その他) 補正後 188人 21人 204人 補正前 157人 77人 234人 増減 26人 △56人 △30人 採用退職の状況等 昭和51年度中の退職者数 11人 昭和52年度中の採用者数(見込) 63人 昭和52年度中の退職者数(見込) 4人

区分	増減分(円)	増減額の増減事由別内訳(円)	説明	備考																					
手当	△28,717	486		<p>特殊勤務手当の状況(1人平均月額;単位円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>医師</th> <th>看護婦</th> <th>准看護婦</th> <th>医療技術員</th> <th>事務員</th> <th>労務員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補正後</td> <td>121,375</td> <td>14,111</td> <td>14,162</td> <td>9,632</td> <td>12,809</td> <td>6,575</td> </tr> <tr> <td>補正前</td> <td>113,157</td> <td>11,546</td> <td>12,445</td> <td>8,536</td> <td>12,548</td> <td>6,210</td> </tr> </tbody> </table>	区分	医師	看護婦	准看護婦	医療技術員	事務員	労務員	補正後	121,375	14,111	14,162	9,632	12,809	6,575	補正前	113,157	11,546	12,445	8,536	12,548	6,210
区分	医師	看護婦	准看護婦	医療技術員	事務員	労務員																			
補正後	121,375	14,111	14,162	9,632	12,809	6,575																			
補正前	113,157	11,546	12,445	8,536	12,548	6,210																			
		2. 期末勤勉手当の増減分 △24,525		<p>期末勤勉手当の支給率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支給期</th> <th>6月</th> <th>12月</th> <th>3月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給率(月)</td> <td>1.9</td> <td>2.6</td> <td>0.5</td> <td>5.0</td> </tr> </tbody> </table>	支給期	6月	12月	3月	計	支給率(月)	1.9	2.6	0.5	5.0											
支給期	6月	12月	3月	計																					
支給率(月)	1.9	2.6	0.5	5.0																					
		3. その他の増減分 372	△調整手当 △扶養手当 時間外手当 通勤手当等																						

昭和52年度和泉市病院事業予定貸借対照表

(昭和53年3月31日現在)

(単位 千円)

資産の部

1. 固定資産

(1) 有形固定資産

1	土地		150,996
2	建物	2,225,506	
	建物減価償却引当金	<u>50,199</u>	2,175,307
3	構築物	2,946	
	構築物減価償却引当金	<u>793</u>	2,153
4	車輜	3,330	
	車輜減価償却引当金	<u>1,113</u>	2,217
5	器具備品	599,809	
	器具備品減価償却引当金	<u>31,052</u>	568,757
6	建設仮勘定		137,430
	有形固定資産合計		3,036,860

(2) 投資

1 投資有価証券

138

2	長期貸付金	9,499	
	投資合計	<u>9,687</u>	
	固定資産合計	3,046,497	
2.	流動資産		
(1)	現金預金	27,047	
(2)	未収金	298,780	
(3)	貯蔵品	15,496	
(4)	前払金	<u>767</u>	
	流動資産合計	342,090	
	資産合計	<u>3,388,587</u>	
	負債の部		
3.	固定負債		
(1)	特例債	242,960	
(2)	その他固定負債	<u>1,683</u>	
	固定負債合計	259,598	
4.	流動負債		
(1)	一時借入金	1,800,000	
(2)	未払金	65,583	
(3)	その他流動負債		
	1 預り金(共済基金)	8,100	

2 預り金	<u>6,615</u>	
その他流動負債合計		<u>9,715</u>
流動負債合計		<u>1,375,298</u>
負債合計		<u>1,634,891</u>

資 本 の 部

5. 資本金		
(1) 自己資本	261,551	
(2) 借入資本		
1 企業債		
資本金合計	<u>2,845,751</u>	
6. 剰余金		3,107,302

(1) 資本剰余金		
1. 補助金		
(2) 利益剰余金	(353,367)	
(当年度純損失)		
当年度未処理欠損金	1,354,724	

利益剰余金合計		<u>△1,353,606</u>
剰余金合計		<u>1,753,696</u>
資本合計		<u>3,388,587</u>
負債資本合計		<u>3,388,587</u>

昭和51年度和京市病院事業会計補正予算説明書

収益の収入及び支出

収入

(単位 千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 明 細		
					節	金額	備 考
1. 病院事業収益		1,067,768	12,138	1,079,906			
	1. 医療収益	928,928	△25,370	898,558			
		1.入院収益	545,272	△26,272	519,000	入院収益	△26,272
2. 外来収益	345,850	4,675	350,525				
					外来収益	4,675	初診料追加 136 再診料追加 1,783

支 出

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 明 細	
					節	金額
1. 病院事業費用		1,517,575	△84,302	1,433,273		
		1,312,629	△63,616	1,249,013		
1. 医療費用	1.給与費	788,748	△53,593	735,155		
					(給料)	△17,162
					医師給	△ 6,852
					看護婦給	628
					准看護婦給	△ 3,086
					医療技術員給	△ 511
					事務員給	△ 1,099
					労務員給	△ 6,242
					(手当)	△19,684
					医師手当	△11,064
					看護婦手当	1,251
					准看護婦手当	△ 5,246
					医療技術員手当	143
					事務員手当	191
					労務員手当	△ 4,959
					(賃金)	△ 210
					(報酬)	△ 3,409
					嘱託医師	△ 2,551
						嘱託医師報酬更正減 △ 1,656

款 項	目 目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 明 細			
					節	金 額	備 考	
3.経 費		128,174	8,129	131,303				
					旅費交通費	△ 826	職員出張旅費更正減 △ 826	
					消耗備品費	10,317	病棟用追加 外來用追加 計	7,800 2,517 10,317
					光熱水費	3,918	電気使用追加 ガス使用料追加 計	3,555 363 3,918
					燃料費	△ 1,076	重油更生減	△ 1,076
					印刷製本費	△ 717	診療関係印印更正減	△ 717
					通信運搬費	△ 214	電話料更正減	△ 214
					委託料	△ 2,948	院内清掃委託料更正減	△ 2,948
					諸会費	△ 188	医師会費等更正減	△ 188
					雑費	△ 187	諸雜費更正減	△ 187
5.資産減耗費	1	10,450	10,451					
					固定資産 除却費	10,450	増改築事業に伴う建物撤去 及び器具除却損 10,450	

2. 医業外費用	6. 研究研修費	5,240	△ 737	4,503					
					研究材料費	△ 160	研究材料費更正減	△ 160	
					図書費	100	医学図書追加	100	
					旅費	△ 577	医師、医歴技術員学会出張 旅費更正減	△ 577	
					研究雜費	△ 100	研究雜費更正減	△ 100	
		204,645	△ 20,686	183,959					
	1. 支払利息及 ひ企業債 取扱諸費	197,213	△ 20,814	176,899	企業債利息	△ 4,757	企業債利息更正減	△ 4,757	
					一時借入金 利息	△ 15,557	起債前借入利息追加	1,087	
							一時借入金利息更正減	△ 16,594	
							計	△ 15,557	
					患者外給食 材料費	△ 372	職員給食材料費更正減	△ 372	
	7,432	△ 7,432	7,060						

○ 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。

○ 病院事務局長（平野誠蔵君）

議案第83号「昭和52年度和泉市病院事業会計補正予算（第3号）」について御説明申し上げます。まことに恐縮でございますが、議案書の78ページ、89ページの表題の年度の表示が、52年度を51年度と誤ってミスプリントいたしております。ごく初歩的な不手際をおわび申し上げ、御訂正方お願い申し上げます。

産婦人科の病棟開設が医師の確保などの事情から新年度となりましたこと、また、新館に移転の前後期間、一時的に収入院患者が減少いたしましたこと、これらの事情に対応いたしまして、職員の増員の留保、薬品など診療材料購入の削減を行いましたことなどによりまして、収益的収入及び支出の予定額について補正が必要となり、第3号補正予算案を御提出申し上げます。

補正予算第2条は、業務の予定量の変更であります。入院患者数は、産婦人科病棟開設の延期及び新館移転の際の一時的な減少によりまして、年間延べ四万八千九百20人1日平均百34人の予定に対し、年間で5千9百69人、1日平均16人減少見込みとなり、年間延べ4万2千9百51人、1日平均百18人と改めるものであります。

外来診療は、新館移転の際も休診をせずに継続して診療を行い、1月9日から産婦人科外来診療を開始いたしましたので、診療患者数年間延べ9万3千7百90人、1日平均3百16人の予定に対し、年間3百89人、1日平均1人強とわずかながら増加見込みとなり、年間延べ9万4千79人、1日平均3百17人に改めるものであります。

第3条は、収益的収入及び支出予定額の補正であります。収入で、医業収益2千5百37万円の更正減額、医業外収益で8千7百50万8千円の追加、これらを合わせた病院事業収益総額は、既決予定額10億6千7百76万8千円に千2百13万8千円を追加し、10億7千9百90万6千円に補正するものであります。

支出につきましては、医業費用6千3百61万6千円、医業外費用2千68万6千円のいずれも更正減額でございまして、両費用を合わせた事業費用総額は、既決予定額15億1千7百57万5千円から8千4百30万2千円減額いたしまして、14億3千3百27万8千円と補正するものであります。

補正後の収益的収支は、3億5千3百86万7千円の単年度決損と見込まれ、補正前決損見込み額4億4千9百80万7千円に対しまして、9千6百44万円欠損額軽減となります。また、52年度末累積欠損金額は13億5千4百72万4千円、累積不良債務額10億3千8百20万8千円に達する見込みであります。

昭和52年度は新館オープンに備え、医師、看護婦等の職員を大量に充足したこともありまして、過渡期として費用増大を来し、多額の欠損見込みと相なりますが、速やかに新館運営を軌道に乗せ、病床利用率の向上等、極力単年度収支の改善に向けあらゆる努力を尽くす所存でございます。

次に、補正の内容について御説明申し上げます。

収入につきましては、医業収益は、冒頭申し上げました患者減少によります減収と、2月1日診療報酬の引き上げによります2月、3月増収を相殺し、入院収益2千6百27万2千円の更正減額、外来収益は、診療報酬引き上げと、わずかながら患者増加によりまして4百67万5千円の追加、その他医業収益では、入院患者減に伴う室料差額収入4百46万円の減額、予防接種、診断証明書等68万7千円の追加、差し引き3百77万8千円の更正減額であります。

医業外収益は、受取利息30万円の減額、一般会計補助金3千9百86万2千円の追加、職員増員予定の削減による患者外給食徴収金2百5万4千円の減額であります。

支出につきましては、医業費用で給与費5千3百59万3千円、材料費2千7百86万5千円、研究研修費73万7千円のそれぞれ更正減額、経費8百12万9千円、資産減耗費千45万円の追加であります。給与費、材料費の更正減額は、職員増員予定数の削減並びに薬品等診療材料購入量の削減によるものでありまして、職員は計画数2百34人に対しまして、現員2百3名にとどめ、採用に際しましては、採用時期を極力新館オープン直前まで引き延ばし、また、一時パート制の応用あるいは若い看護婦による充足等、人件費増高抑制に努めた次第であります。

経費は、新館オープンに必要な備品器械購入費千31万7千円、新館維持管理のエネルギーとなる電気ガス使用料3百91万8千円、合計千4百23万5千円の追加であります。旅費、燃料費、印刷製本費等各経費の節減に努め、6百10万6千円の更正減額、差し引き8百12万9千円の追加であります。

資産減耗費は、病院増改築事業遂行の必要から小児科のプレハブ棟、木造の管理棟、当直室、元の霊安棟、ボイラー用重油タンク等建物構築物7件、建物延べ面積5百56平米及び旧電話交換設備を除却処分し、減価償却残存額千45万円を除却損として計上したものであります。

医業外費用では、支払利息2千81万4千円、患者外給食材料費37万2千円のいずれも更正減額であります。支払利息減額は、昨年末の金利の引き下げ及び企業債、一時借入金の借入額減少によるもので、患者外給食材料費は、職員増員予定数削減により

材料購入減となるものであります。

第4条は、議会の議決を経なければ流用できないことと定めております職員の給与費

第5条は、たな卸資産購入限度額につきまして、予算補正に伴いまして、それぞれの金額を改めるものであります。

以上のほか、78ページ以下に説明書などの資料を添付いたしておりますので、何とぞ御参照賜りまして、よろしく御審議の上、本補正予算案を可決御決定くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 2番（天堀博君） 公立病院の医療充実あるいは健全な運営ということは、重要だろうと考えるわけです。たとえば病院名は申しませんが、和泉市内のかなり大手の私立病院に入院した場合、大部屋でも、毎日点滴をやっていくだけで、5日間に5万円ほどかかるとか聞いております。その点、公立病院の充実は、非常に大切だと考えるわけですが、一般会計の繰り入れなどで救っていくことも重要であると同時に、やはり企業としての病院の努力も肝心だという点を意見として申し上げておきたいのと、そういう中で産婦人科が新年度にずれ込んだこと等で入院が減少した、医師の確保などに困難があったということで、努力していただいたことだろうと思います。しかし同時に、新館移転のとき、一時的に患者数が減少したことも理由に挙げられておるので、そのようなことは、当初からわかっていたんじゃないかと思うわけですが、その点はどうなるのか。もしわかっていたとすれば、安易にどんぶり勘定みたいに予算を組んでおき、後でぐあい悪くなったので減らすのは問題じゃないかと思うわけです。

なぜそんなことを言うかと言いますと、一般会計のように、執行しなかったということとで金が残っていたということじゃないでしょう。1つの商売という事業ですから、できるだけ新館がオープンして病院の規模が大きくなければ、それだけ入院患者も外来もふやして利益を上げていかなければならないのですから、その点をお聞きしたいわけです。

さらに2点目としては、年度末の欠損が約13億になんなんとするわけですが、この赤字の解消見込み、先ほど水道も決意を聞きましたが、どういうふうに考えてるのか、お聞きしたが、どういうふうに考えてるのか、お聞きしたいと思います。

- 議長（柳瀬美樹君） 答弁。
- 病院事務局長（平野誠蔵君） お答え申し上げます。

最初の産婦人科の開設が予定よりおくれたこと、それから、新館の移転前後に入院患

者の減少があったが、これは当初からわかっていなかったのかということですが、もちろん、ある程度は予想はしておりました。産婦人科の開設につきましては新館オープン時点で早くやりたいという構えでありました。もちろん、最初から開けない状態のままです。予算を組んだわけではなく、あらゆる努力を院長等を中心に行ったわけですが、いろいろ大学等の事情がございまして、結果として外来1月、入院4月ということになったのでございます。

新館移転前後の入院患者減につきましては、やはり患者さんの移転でございますので、なるべくお帰り願えるような患者さんはお帰りいただくという配慮もあり、結果として、予期以上の減少となったという事情でございます。その後逐次ふえ、一時的な現象というふうに御承知いただきたいと思っております。

それから、2番目の累積赤字の解消策でございますが、毎回御質疑があり、抽象論ばかり繰り返してはいるのですが、確かに52年、53年両年度において赤字が急増し、その対策に非常に苦慮いたしておるわけでございます。今後の見通しといたしましては、医業収支よりも、医業外の支払利息、元金償還が非常に累増を来してくることはほぼ必至であるということでございます。当面、その医業外のところ辺までは、とうていわれわれとしても手が届かないのでありますが、何を言いましても、根本的には、経営の本体である医業収支そのものについて、黒字とまではいかななくても、少なくとも、収支均衡の線まで最短距離で努力しなければならないと考えております。本年後期の百二床の開設等もあわせ、この辺を最大課題にして病院長以下、取り組んでいるところでございます。よろしく御賢察願いたいと思っております。

○ 議長（柳瀬美樹君） 他に。

○ 15番（横田憲治郎君） 参考資料で拝見して医療職のうち看護婦さんですが、高齢化がかなり進んでるわけですが、給与費の問題を中心とした若年化もさることながら、医療技術、看護技術の問題もあわせ、バランスを考えていかなければならないむずかしい問題の要素があると思うんです。提案理由の説明でも若干申されておりましたが、いまま質疑があったように、病院会計運営の健全化という基本的な命題に立ちつつ、看護婦さんの確保の問題、さらに、基準看護という基本的な位置づけ、そういうものから医療職のうちの看護婦さんについて、どのような考え方で臨んでいこうとされているのか、ちょっと基本的な事項についてお伺いしておきたいと思っております。

○ 議長（柳瀬美樹君） 答弁。

○ 病院事務局長（平野誠蔵君） 先ほどの説明では、努めて若い人件費負担のかから

ない看護婦の採用に努めたと申し上げましたが、これはうそ偽りではございません。

ただ問題は、看護婦制度の中には、正看と准看がございまして、基準看護とか看護技術のレベルの問題で、どうしてもわれわれの病院の層として必要なのは、正看護婦でございます。この場合、どうしても、やや年齢層が准看護婦に比べて高くなります。まず当面、正看護婦と准看護婦のバランスを図らないと、基準看護の基準には達してるわけでございますが、損なわれるという事情もございまして、まず看護婦対策といたしましては、新進気鋭の者をそろえることを1つの最大の目標といたしております。

○ 議長（柳瀬美樹君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありません。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

・御異議ないものを認め、議案第33号を原案どおり可決決定いたします。

○

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第18「教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第 24 号

教育委員会委員の任命について

次の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律
(昭和 31 年法律第 162 号) 第 4 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求める。

昭和 53 年 3 月 16 日 提出

和泉市長 池田 忠雄

住 所
氏 名
生年月日
職 業

議案第24号参考資料

〔1〕 地方教育行政の組織及び運営に関する歩律(昭和31年法律第162号)抜粋

(任命)

第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育
学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有するものうちから
地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2. 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

(1) 準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者

3. 委員の任命については、そのうち3人以上(前条ただし書の規定により委員の数
を3人とする町村にあっては、2人以上)が同一の政党に所属することとなつて
はならない。

(任期)

第5条 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任者の
残任期間とする。

2. 委員は、再任されることができる。

(兼職禁止)

第6条 委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関して
置かれる委員会の委員若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員と兼ねること
ができない。

〔Ⅱ〕 前任者の任期満了日

教育委員会委員	任期満了日
山 本 泰 三	昭和53年3月17日

○ 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 市長（池田忠雄君） ただいま御上程いただきました議案第24号「教育委員会の任命について」提案の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本市教育行政について格段の御協力をいただいております山本泰三氏が、本年の本月17日をもって任期満了と相なり、後任について人選を進めてまいりましたところ、今般山本泰三氏は、六年有余の経験に加えて熱心な方であり、要請を続けてまいりましたところ内諾を得ましたので、教育委員に選任いたしたく、御提案申し上げた次第でございます。

山本氏は御承知のとおり、昭和46年10月、議会の御同意をいただき、前任者の残任期間教育委員に就任、昭和49年3月18日再任され、就任以来、委員長職務代理を務めておられます。住所は寺田町250番地の1、明治44年1月3日のお生まれで、大阪府立鳳中学を出て天王寺師範学校を御卒業後、教職につかれ、指導主事、学校長を歴任され、現在農業に従事されておられます。

山本氏は、本市教育委員として適任と存じますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、任命について議会の皆様方の御同意を賜りますようお願い申し上げます、提案の理由にかえさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものを認め、議案第24号を原案どおり同意することに決めます。

この際、任命同意を受けました委員さんからのごあいさつをお受けいたします。

（教育委員就任あいさつ）

○ 教育委員（山本泰三君） 大変貴重なお時間を拝借してまことに恐縮でございますが、このたび、教育委員を再度御同意をいただきまして、ありがたく厚く御礼申し上げます。大変ふつつか者で至らんとお多いと思いますが、本市教育向上発展のためにいささかでもお役に立てばと念じておる次第でございます。どうかよろしく御指導のほどをお願い申し上げます、御礼を申し上げます。

（拍手）

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第19より第21までは「工事請負契約締結について」でございますので、一括上程いたします。「（仮称）和泉第4団地Bブロック建設工事」

「（仮称）和泉第4団地Dブロック第二期建設工事」、 「（仮称）和泉市立図書館新築工事」、以上、三議案については、いずれも同種の議案でありますので、これを一括議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第34号

工事請負契約締結について

(仮称)和泉第4団地Eブロック建設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和泉市条例第14号)第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和53年3月16日提出

和泉市長 池田 忠雄

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | (仮称)和泉第四団地Eブロック建設工事 |
| 2 契約者 | 和泉市長 池田 忠雄 |
| 3 入札の方法 | 指名競争入札 |
| 4 契約金額 | 168,000,000円 |
| 5 契約の相手方 | 和泉市府中町3-3-19
株式会社 福本工務店
代表取締役 福本 恭一 |
| 6 工期 | 自 昭和 年 月 日(議決の日)
至 昭和53年12月20日 |
| 7 契約保証金 | 8,400,000円 |
| 8 保証人 | 和泉市旭町37の4
株式会社 竹内建設
代表取締役 竹内 務 |

議案第34号参考資料

(仮称)和泉第四団地Eブロック建設工事概要

- | | |
|--------|---|
| 1 工事場所 | 和泉市旭町145番地 |
| 2 敷地面積 | 2,092m ² |
| 3 工事種別 | 新 築 |
| 4 構造 | 鉄筋コンクリート造 4階建
住宅18戸 1棟(作業所12戸)
延床面積 1,518m ² |

(仮称)和泉第四団地E70.7建設工事



議案第 35 号

工事請負契約締結について

(仮称)和泉第四団地Dブロック第2期建設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和泉市条例第14号)第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和58年3月16日提出

和泉市長 池田 忠雄

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | (仮称)和泉第四団地Dブロック第2期建設工事 |
| 2 契約者 | 和泉市長 池田 忠雄 |
| 3 入札の方法 | 指名競争入札 |
| 4 契約金額 | 190,000,000円 |
| 5 契約の相手方 | 大阪市浪速区浪速町東1-8-1
株式会社 榎並工務店
代表取締役 榎 並 昭 |
| 6 工 期 | 自 昭和 年 月 日(議決の日)
至 昭和58年12月20日 |
| 7 契約保証金 | 9,500,000円 |
| 8 保 証 人 | 貝塚市鳥羽183-1
株式会社 藪内工務店
取締役社長 藪 内 豊 吉 |

議案35号参考資料

(仮称)和泉第四団地Dブロック第2期建設工事概要

- | | |
|--------|---|
| 1 工事場所 | 和泉市幸町88番地 |
| 2 敷地面積 | 1,788m ² |
| 3 工事種別 | 新 築 |
| 4 構 造 | 鉄筋コンクリート造 4階建
住宅24戸 1棟
延床面積 1,581m ² |

(仮称)和泉第四団地D7B-12期建設工事

府道 大阪和泉線南線

北

幸小学校

住宅 24戸

敷地範囲

大町六丁目



議案第36号

工事請負契約締結について

(仮称)和泉市立図書館新築工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和泉市条例第14号)第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和53年3月16日提出

和泉市長 池田 忠雄

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | (仮称)和泉市立図書館新築工事 |
| 2 契約者 | 和泉市長 池田 忠雄 |
| 3 入札の方法 | 指名競争入札 |
| 4 契約金額 | 227,500,000円 |
| 5 契約の相手方 | 和泉市箕形町437の4
小野林建設株式会社
代表取締役 小野林 徳一 |
| 6 工 期 | 自 昭和 年 月 日(議決の日)
至 昭和53年8月30日 |
| 7 契約保証金 | 11,375,000円 |
| 8 保 証 人 | 和泉市北田中町219
大高建設株式会社
代表取締役 奥 野 喜八郎 |

議案第36号参考資料

(仮称)和泉市立図書館新築工事概要

- | | |
|----------|--|
| 1 工事場所 | 和泉市府中町931の1 |
| 2 敷地面積 | 4,850m ² |
| 3 工事種別 | 新 築 |
| 4 構造及び規模 | 鉄筋コンクリート造地上2階建
建築床面積 923m ² 延床面積 1,965m ² |

建築設備・電気・給排水・空調・エレベーター（荷物）・浄化槽

1階，交関ホール・開架室・児童開架室・自動車文庫書庫並びに車庫・機械室・便所他

2階，事務室・書庫・展示資料室・資料室・視聴覚室・集会室
自習室・湯沸場・便所他

○ 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 改良事業部長（林徳次君） ただいま御上程いただきました三議案のうち、議案第34号並びに議案第35号は、いずれも私の所管でございますので、御説明申し上げます。

議案第34号につきましては、かねて建設を進めてまいりました（仮称）和泉第四団地のうち、Eブロックに建設工事をしようとするものでございまして、工事請負契約を締結いたしたく、御提案申し上げた次第でございます。

内容につきましては、指名競争入札によりまして、契約金額1億6千8百万円をもちまして、契約の相手方、市内府中町の株式会社福本工務店代表取締役福本恭一と契約しようとするものでございます。

なお、工期につきましては、御議決をいただきました日から昭和53年12月20日までといたしたく、契約保証人についても記載のとおりでございます。

続きまして、工事の概要を御説明申し上げます。

なお、位置図でございますが、別のつづりになっておりますので、申しわけございませんが、あわせて御参照いただきたいと思います。

工事の概要を申し上げますと、工事場所は、和泉市旭町145番地でございまして、あようどかねて建設をいたしました和泉第四団地の南隣に計画公園、旭公園が築造中でございまして、その真東側、府道泉南線に面した土地でございます。

敷地面積2千92平米の地上に鉄筋コンクリート造四階建一棟住宅が2階から4階まで18戸、1階に作業所12戸、延べ床面積千5百18平米のものを予定いたしておる次第でございます。

引き続きまして、議案第35号について御説明申し上げます。

本件も、同じく（仮称）和泉第四団地Dブロックの第二期建設工事につきまして、請負契約を締結しようとするものでございます。

内容でございますが、指名競争入札によりまして、契約金額1億9千万円、契約の相手方、大阪市浪速区浪速町に所在いたします株式会社覆並工務店代表取締役覆並昭と契約しようとするものでございます。工期は、御議決の日から昭和53年12月20日までを予定しております。保証金、保証人につきましては、記載のとおりでございます。

本件の工事概要でございますが、同じく位置図は、別のつづりの二枚目でございますので、御参照願いたいと思います。

昨年御議決をいただき建設工事を進めており、間もなく建設の運びになっております幸小学校前のDブロック第一期分に引き続きまして、隣り合わせました全く同じ形式の住宅を建設する予定でございます。

内容といたしましては、敷地面積千7百88平米の地上に鉄筋コンクリート造四階建これは全部住宅でございます。1棟24戸、延べ床面積千581平米のものを予定しております。

なお、前の35号議案とともに、住宅は従来と全く同じパターンのものでございまして、いわゆる3DKタイプを予定しております。また、いずれも改良住宅でございます。

以上、概要を申し上げまして、何とぞよろしく御審議賜りまして可決御決定いただきますようお願い申し上げます。

- 建設部次長（森保君） 引き続きまして、ただいま御上程いただきました議案第36号「工事請負契約締結について」の提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。

かねてから懸案でございました（仮称）和泉市立図書館新築工事の請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして提案しようとするものでございます。

その内容でございますが、請負金額2億2千7百50万円、契約の相手方、和泉市箕形町437の4、小野林建設株式会社代表取締役小野林徳一と締結しようとするものでございます。工期は、御議決を得ました日から昭和53年8月30日までとし、工事場所は、和泉市府中町931の1、現在の市民体育館の東側で、敷地面積4千8百50平米、構造及び規模は鉄筋コンクリート造地上2階建、建築床面積9百23平米、延べ床面積千9百65平米でございます。

なお、工事概要等につきましては、参考資料のとおりでございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定いただきますようお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 21番（直村静二君） 一、二点（仮称）和泉第四団地Eブロック工事の件ですが、

住宅が18戸、作業所が12戸の四階建てですが、先ほどの説明で1階が作業所、それから住宅18戸の1棟ということですが、具体的に住宅として世帯分離などでそうなるのか、作業所12戸となると住宅との差が6戸、その辺で何世帯入るのか、それとも何事業体になるのか、ちょっとわかりにくいので、その辺の御説明が第一点。

それと、作業所といっても、店舗に切りかわることもあり得るんじゃないかということ。ここへ入ってもらった以上は分譲ではない賃貸ですから変更もあり得るだろうし、さらに、この12戸の作業所と18戸の住宅、四階建てというと、ちょっと構造的にわかりにくい。

もう1つは、対象の問題ですが業者から申請が出てるのは何件あるのかです。その辺の説明を願いたい。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 改良事業部長（林徳次君） まず、お尋ねの構造の問題ですが、先ほど簡単に申し上げ、おわかりにくかったかと存じます。2階から4階までワンフロア、6戸ずつでございます。全部で18戸でございます。1階は同じスパンですが、ちょうど縦長住宅の中央に柱があってツインの形で2列になります。方角は、正確には西と東に面する作業所で12戸になります。建物の形としては、1階だけ張り出しているという設計ではなく、ズボットと一棟全く同じ形でございます。

それから、入居対象の問題ですが、最後に一言、御説明申し上げましたように、改良住宅であり、改良対象の作業所でございます。

いわゆる環境改善整備事業の地区指定をした対象権利者の希望される方を収容するということでございます。したがって、通常、作業所で軽作業等を営んでおられる方で、いわゆる改良住宅を希望する方が入居される。1階の作業所を1つ、それから、2ないし3階の住宅を1つということになるわけでございます。数としては12戸ですので、3階はフリーの改良住宅になるというふうに考えていただきたいと思います。

○ 21番（直村静二君） 12戸と18戸の差は、3階のフリーだということですね。

○ 改良事業部長（林徳次君） 従来の店舗づきをやってまして完成しております幸団地の（仮称）第2団地でございます。あれの店舗は8戸で住宅は24戸、店住一体という考え方、と申しますよりも、現実には1階に店舗があると2階に住宅がないと不便なので作業所と住宅一体ということで配置しておりますので、いまの例でいきますと、24戸で8店舗ですから、あとの16戸は、一般的な改良入居を行うということで、現在までやってきております。作業所についても、全く同様の規定がございますので、同様の措

置をしております。

- 21番(直村静二君) 作業所で営業しない6戸の人も入るといふことですね。
- 改良事業部長(林徳次君) そうです。
- 21番(直村静二君) 具体的には、厳密な意味で店舗に転換する場合、周囲の状況等でね。公的な団地ですから、基準はつくってあると思いますが、変更はどんなものができるかということですね。
- 改良事業部長(林徳次君) 位置づけた作業所は、あくまでも作業所でございますして店舗に変更する計画予定はございません。
- 21番(直村静二君) 実際問題、店舗なら採算がとれない…。
- 改良事業部長(杯徳次君) 店舗にしても、対象権利者が納得され、そこでたばこ屋の営業が可能であろうという納得づくで配置をし、契約して入ってもらう。長い目で考えると、一定の社会的な変動等があった場合成り立たなくなる場合がありますので、やむを得ず業種変更を認めるということが将来考えられるとしても、現時点短期間でこれを変えていくことはあり得ないということでございます。
- 21番(直村静二君) いまの議案からいくと、たとえばAという方が入る。作業所はある、住居についても一戸ということですね、二戸を1人がもらうことにはならんわけですね。Aさんが除却の対象であることからすれば、ここへ住まなしようがないことになる。同時にAという方が規模が大きいので、同じ地区内で営業してるという可能性がありますが、世帯分離などで団地に家はあつた、作業所はある、別に家もあるという場合、そんなケースは考えられますか。
- 改良事業部長(林徳次君) 該当者の権利の状態によりましては、例外的に御指摘のようなケースが起り得る可能性はございます。たとえば持ち家を希望される権利の方がたくさん80%以上ございますが、たとえば1つの世帯で親子夫婦で7,8人も2世帯以上構成できる場合、世帯分離に該当される方であれば、改良住宅に年寄り夫婦がお住みになり、若い御夫婦は持ち家の分譲で住宅をお建てになってお住みになる。世帯になるわけでございます。作業所では1カ所お渡しするわけで、持ち家の方でも自分でどんなものをフリーでおやりになるのか、もちろん、用途地域の制限があるので、簡単にはできないのですが、一般論としては、そういう可能性はあります。
- 21番(直村静二君) 前にやった改良関係で何件ぐらいありますか、作業所としてね。

○ 改良事業部長（林徳次君） 作業所としては、そういう実例はございません。店舗については、1,2の事例はございます。

○ 21番（直村静二君） 住宅と作業所の家賃は込みですか。

○ 改良事業部長（林徳次君） 別です。

○ 21番（直村静二君） 仕上がった段階で大体家賃は何ぼ。

○ 改良事業部次長（逢野一郎君）

従来の住宅家賃については、8千5百円を徴収していますが、店舗あるいは作業所につきましては規模が若干変わることがございますので、一応、平米家賃で徴収しております。単価的には、ちょっと資料の持ち合わせがございませんので、後日また、報告させていただきます。

○ 議長（柳瀬美樹君）他に。

○ 18番（赤阪和見君） 図書館の工事請負契約締結につきまして、先ほど、参考資料に詳しく、と言いましたが、全然詳しくない。特にお聞きしたいのは、この書庫、最終的に閲覧する場所ではなく、蔵書の冊数の予定と広さ、それをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 指導部次長（橋本昭夫君） お答え申し上げます。

参考資料にレイアウトの面積等の記載がないことをおわび申し上げます。

御質問の蔵書を収納する書庫でございますが、これは自動車文庫用の書庫と、それから、買いかえ用の図書を蔵書としてしまっておく2通りの書庫がございます。最終的には、10万冊の収容ができる部屋を用意いたしました。実際的には、動く移動式の書庫ですので、部屋の面積は、大体百50平米程度で充足いたします。

○ 18番（赤阪和見君） この前も一般質問でいろんな形でお伺いもし、指摘もしてきましたが、所管の厚生文教委員会にも諮られたと思うんですが、内容等は全くわからず非常に残念です。建つことは嬉しいのですが、その中で皆さんの意見をよく聞いて、やはり同じお金を使う限りは、よりよきものをとらろうと思いますので、今後、そういうことのないようにお願いいたします。

それともう1つ、期間ですが、議決から8月30日まで5カ月間で2億2千万円の仕事をやるわけですが、早急に建ててもらいたいのはやまやまです。しかし、さきの2件は、12月20日と大きな余裕を見ている。金額的にもこちらの方が大きいのですが、大丈夫なのか。急ぐことによっていろんな問題が出ないかどうか、また、設計管理はど

こがやるのか、そういう点についてちょっとお聞きしたい。

- 建設部次長（森保君） お答えいたします。

工期につきましては、十分担当課とも協議してございます。建築の関係につきましては建築課の方で準備してやってございます。

- 議長（柳瀬美樹君） 他に。

- 12番（藤原要馬君） 図書館の建築については異議はないのですが、私は去年、建設委員長をしているとき非公式に聞いたわけですが、この請負業者については、以前、問題があったので、今後は入社を停止する、ということをお聞きしたんです。それからまだ一年もたつたのに、このたびの入札で指名し、契約を締結してるといふことです。われわれはその後、何の解決がついたということも聞いていないわけですが、なぜこのたびの入札に指名業者として認定したのか、私は疑問に思っています。そこらを解決がついてやられたのかどうか、お尋ねしたいと思うんです。

- 議長（柳瀬美樹君） 答弁。

- 建設部次長（森保君） お答えいたします。

そういった件はございましたが、その後の2,3件につきましては、指名を外してございます。今回につきましては、一応、応札、入札させましたが、その点につきましては、今後10分相談してやっていきたいと思っております。

- 12番（藤原要馬君） いまの次長の答弁ですが、解決ついたらような答弁ではないと思う。やはり指名停止処分をした限りは、何ぼかの期間を置くべきやと思うんです。何回入札停止させたのか知りませんが、2回や3回指名を停止した。それで済むもんかどうか。内容的には、非公式で聞いただけで深くはわかりませんが、正式に停止すると聞いたので、入札停止をするには相当の問題があったと思う。それを解決がついたなれば非公式で結構ですから、それは解決しました、と知らせてもらって当然やないかと思う。

また期間にしても、そういう処分をしたなれば、一年か二年か知らんが、そのぐらいの期間を置かなければいかんのではないか。ただ、自分らの思感だけで、もうこれぐらいでええだろうということなら、非公式でもわれわれの耳に入れるなということ。この問題については、きよりは深く追求しませんが、後刻、詳細に知らせ願ったら結構ですので終わります。

- 21番（直村静二君） 前の建設委員長が知っておって、いまの建設委員長は申し送りで聞いてませんよ。

- 12番（藤原要馬君） いま申し上げましたように、非公式で聞いてあるので、建設委

員会でやってないので、公に私も聞いてないので、一応お尋ねしているわけです。処分したということになれば、もう少し的確にやらんといかんし、その問題が解決ついたらついたような方法をとらなければいけないと考へてるわけです。

- 議長（柳瀬美樹君） ここで皆さんにお諮りいたします。本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御意議ないようですので、本日の会議時間は、延長することに決しました。

暫時休憩いたします。

（午後4時45分休憩）

（午後5時47分再開）

- 議長（柳瀬美樹君） 休憩前に引き続き会議を聞きます。
なお、休憩前の藤原要馬議員の質問に対し、答弁に訂正と陳謝したい旨の申し出がありましたので、これを許可します。

- 建設部次長（森保君） 藤原議員さんの質問に対し、私の答へに舌足らずの点がございまして、長時間御迷惑をかけたことをおわび申し上げます。

本業者は、工事等には過失はございませんが、52年7月ごろ不穏当な発言があり、7月から約4カ月、事実上指名を停止しております。その後、市の方で嚴重な注意をしまして、今後、かようなことのないようにということで誓約書を入れてございます。その点ひとつよろしく御了解いただきまして、お願い申し上げます。

- 12番（藤原要馬君） 私がお聞きしてるのは、停止したんではないかとお聞きしてる。停止であつたら困ると思う。どんなことであつたか知らんがね。その業者に不穏当なことがあつたなれば、これは注意して自肅させておつたが、改俊の情があらわれた。だから、今度は入札させたというんならわかるが、指名停止となると処分になりますわね。もうちよつと議会ですから、全議員さんが納得できるような御答弁を願わないかと思ひます。助役さん、あんたは建設部長代行らしいから、ひとつ……。

- 助役（坂口禮之助君） 私からお答へ申し上げます。

非常にいろいろと長時間御迷惑をおかけし、まことに申しわけございません。先ほど森次長からも御説明申し上げましたとおり、本業者につきましては昨年7月ごろ、いろいろと不穏当な発言等がございまして、業者としてもっと慎むべきであるということで嚴重に注意をいたしながら、その間ある一定期間、業者自身も非常に自肅をしまして、指名等についても、事実上は御遠慮していただいていたという経過がございまして。

その間、当局の方でも再三注意を与える中、改俊の情が著しく、その姿勢等も改まってきましたので、今後、そのようなことは絶対に行わない、忠実に業者としての義務を履行いたします。ということの誓約書を取ってございまして、それに基づきまして、昨年の12月ごろから指名の中に入れるような措置をとらせていただいているわけでございます。

事実上は、今回初めてのケースになりましたが、そういう経過の中で十分反省もし忠実に義務履行を行うということで誓約いたしておりますので、その間の事情をひとつ御賢察賜りまして、本議案についてもよろしく御同意を賜りたく存ずる次第でございます。

- 12番（藤原要馬君） いま、助役さんの答弁を聞きまして、私も一応、本人が改俊の情著しく謙虚にやっているということでございますので、今後、二度とこういうことのないように、これは市長も十分注意してもらって、和泉市の業者は、われわれが育成しているかいかんと思いますので、そういうことがあると、今後は協力できないと思いますのでひとつ十分な御注意を与えていただきたいと思います。

私はこれで終わります。

- 議長（柳瀬美樹君） 坂上議員。

- 28番（坂上國治君） 先ほどから何回も発言を求めてるんですが、いろいろ各議員さんからの質問が多かったために、ようやく番付がいままいったところでございます。

ここで一言申し上げたいのは、まあ、藤原議員さんの思いつきでのあとを拾うて、ということではないんです。私もこの件について、以前の議会で申し上げた、絶対にそういう業者にやらせるべきでないよね。まだ記憶に新しいと思うんですけど、われわれ、常任の建設委員会の一員としてやらせてもろうてるんですが、これは今後大きな問題を残すんじゃないかという気もするわけです。先ほどから、藤原議員さんにいろいろ教えてもろうたとおりにいま、助役から説明があったわけです。はっきりと教えてもろうたとおりに言われてるんですけど、これは本心から自覚したのではなく、こう言わんことには、議会がおさまらんだろうという助役の策であろうと私は察してるわけです。

だから、本件については、私としてはこれを取り下げて、そして再度入札し、気持のええ業者にやりかえてほしいと思うんです。

それと、12戸、24戸という建設の問題についても、随意契約のような形になってるんじゃないか。建物の数は片方がちようど半分、金額もきっちり12戸の方は半分。こんなことはあり得ないと思うんです。指名競争入札でやったと言うてますけれども、これはなれ合いで随意契約のような形じゃないかと思うんです。

それともう1つは、現在、いろいろ事業を進めておる建物は全部入ってるのか。相当空

き家があるかのように聞いてるんですけど、もしそうであれば、できるだけ道路問題に集中してやってほしいと思うんです。せっかく金を入れて建てた家が、まだ空き家が相当あるのに、道路の方は、ほとんどと言っていいほど進んでない。だから、道路問題にもっと力を入れてやってこそ、この環境改善整備事業が早くでき上がるように思うんですけど、そこらの辺についてひとつ御答弁願いたい。

第一点の分については、あくまでも、ひとつ再入札という形をとってほしいと思うんです。以前申し上げたことをあんたら、肝に銘じてるんかどうか。私は肝に銘じてないと思うんです。肝に銘じていたら、まず、所管の委員会で、実はこうだということの報告、あんたら、委員会をどない思うてるんか知らんが、御承知のように4つあるんです。

これは26名の議員さんが4つに分かれ、議会の代表としてその任に当たってるんです。

そこらの辺、これはたびたび申し上げてるように、理事者の議会軽視が原因だと思うんです。余りにも、議会をなめ過ぎてるからこうなる。こんなこと、いちいち教えんでも、あんたらはわかってるやろうが、議会とはどんなもんかということです。物事、何でも、市長にしてもろうたら、と世間では言うてますが、市長と同等の権利を持ってるんです。何ほ提案しても、議会を通らなんだら何もできませんよ。それを忘れて議会を軽視することは、和泉市の発展を妨げることになるんです。現在なってるんです、何もかも、そこらを市長なり、助役なり、理事者の最高機関だから、そこから一遍肝に銘じてひとつ答弁を願います。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 助役（坂口禮之助君） 第一点につきまして、私からお答え申し上げたいと存じます。

御指摘の点、まことに痛み入るわけでございますが、先ほど来御説明申し上げておりますように、当業者も非常にその後、改俊の情が著しいということでございます。

こうして一応の手續を追ってまいっておるところでございますので、今後、この議会において御指摘いただいております本業者に対すること並びに今後の指名競争入札等に対する諸般の問題点につきましては肝に名じ、十分に業者の監督等も関係部局に徹底してやらすようにいたしてまいりたいと存じますので、何とぞひとつ御賢察いただきまして本契約議案に対して御同意をいただきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 改良事業部長（林徳次君） 第2点以下の御質問にお答え申し上げます。

まず、議案34号及び35号に関係いたします入札の形につきましては、去る18日の月曜日、議案34号については6社、35号についても6社を指名して、厳正な指名競争入札を執行したものでございます。

なお、内容でございますが、ただいま御指摘の12戸ということですが、先ほども御説明申し上げましたが、1棟の中の1階部分に作業所が12戸ございまして、2階以上に18戸、合わせて1棟の工事でございます。

それから、もう1つの方は、住宅のみ14戸の工事でございます、概算の御質問ですので、1戸当たりの単価で御説明申し上げ御理解をいただきたいと思っております。

Eブロックの作業所の場合は、住宅のように床をかいなり畳を入れたり、内装の建具等の関係がございませんので、12戸を住宅4戸並みと換算すると、1戸当たり7百77万円強かかっております。

次のDブロック2期分の24戸、1戸当たり金額が約8百万円でございます、その差約23万円でございます。これは主として基礎のくい打ち工事の単価差が、地形の関係で大きく出たものでございまして、割り高、割り安というアンバランスはないと判断しております。

第3点の入居の問題ですが、いままで建設してまいりました第一団地、それから(仮称)第二、第三団地、現在の幸団地ですが、そのうち店舗をリンクしている部分は空き空はございますが、それ以外は、すべて満タン入居の状況でございます。それから、御参考までに申し上げますが、近々、8月中旬に完成直前になっております第4団地Dブロック40戸につきましては、完成に先立ちまして、すでに募集段階でほとんど予約入居が決まっている状況でございます。

以上、住宅関係2点の御質問にお答えいたします。よろしく願いいたします。

○ 議長(柳瀬美樹君) 市長。

○ 市長(池田忠雄君) いろいろ御指摘をいただいております、いま、助役からもお答え申し上げましたとおり、こうしたことの起きないよう、私ども、今後とも最大の努力をさせていただきます。こういうふうに考えます。

御指摘肝に銘じて今後とも執行させていただきたいと存じます。

なお、住宅に伴います道路のおくれ、御指摘のとおりでございます。今後とも、道路のおくれにつきましては、環境改善では最もかなめでございます。

この点についても鋭意努力させていただき、環境改善の実を上げてまいりたい。このように存じます。御指摘いろいろ恐縮でございます。肝に銘じて今後、執行させていただきたいと存じますので、よろしく願い申し上げます。

○ 28番(坂上國治君) 口ではどんなことでも言えますけど、本当に性根が入ってるかと言うたら、入ってないという答えが先に出ると思う。私の舌足らずのために林部長の方からいろいろ言われてるが、私は、EとかDとかじゃなく、上げ足をとるようなかっこうで説明をなさったけど、結局、もっと正しく住宅18戸、作業所12戸と言ったらくわかったんでしょ、24戸と書いてるから、わしもそれを出したんです。

しかし、これらの問題についても、きっちり半分になってますやろう。入札価格がね。

○ 改良事業部長(林徳治君) いいえ、2千2百万円の差でございます。

○ 28番(坂上國治君) 私の間違いですか。

○ 改良事業部長(林徳次君) 9百50万円は、契約保証金でございます。

○ 28番(坂上國治君) これは私の方のミスですから、おわび申し上げます。

それで第1点の問題については今後のものは取り下げ、小野林建設には、おりにいただき、次から入札に加えるのはいいと思うが、この際だけはおりにいただき、明朗なことでやってほしいと思う。市長、どうですか。入札したんやから仕方ないという。しんぼうしてくれというあんた方の答弁、これはおかしいぜ。あんたらの責任でやったんやから、きれいにこれをやめさせましょう。次から改めて所管の委員会等にそれを正式に発表し、そこで、そんならこれからということであつたら聞こえると思う。だから、これは絶対に取り下げしてほしいと思います。

私、初めて言うてるんやなく、以前にも相当突っ込んだ質問をしてあると思う。ところが、あんた方はそれを聞き入れずに、また、これをやったということは、私個人でなく、議会軽視ですよ。今後こういうことがあつたら困るんで、今度だけはミスと認めて絶対に議会を軽視しておりませんという形の中で、ひとつこれを取り下げしてほしいと思います。よう取り下げんと言ふんやつたら、あんた方業者から何ほほど上手してもろうてんかいなど、疑いの気持がかかりますからね。そんなことのないように、しかもそれでもやるんだと言ふんなら、いたし方ない、やりなさいよと言います。そのかわり後に残ってくる諸問題については、なかなかそうたやすく解決しませんよ。

だから、さっきも助役さんが藤原さんから教えてもろうたとおりに言うたんやから、はい、わかりました。そうします。と言つたら楽ですわ。それしか言うことないんやから、こんだけ懇切丁寧に言うてんやから、はい、そないします。と、あんた、言いなはれ、後で落札してくれる人がなかつたら困るが、業者は皆手を受けて持つてるんやから、別にそうより好みしていただくんでも、何ほでも私はやってくれると思います。私の言うたこと、ひとつあんたが、そないします。と言つたら早う済みますので、ひとつそな

い言うてくれますか。

- 市長（池田忠雄君） 坂上議員さんの御質問にお答え申し上げたいと存じます。

いろいろと御指摘いただいておりますことは肝に銘じ、今後とも執行してまいりたいと存じます。

なお、先ほどから助役なりお答えさせていただき、お願いもさせていただいてることでございます。どうかひとつ本件につきましては、いろいろと御指摘もいただいておりますけれども、何とか御理解と御協力をいただきますよう、ひとえにお願い申し上げたいと存じます。よろしくお願いを申し上げます。

- 28番（坂上國治君） わしの言うことを1つも聞いてない。さっき言うたのと同じことです。それで済むんかということですよ。

物事、悪かったら悪かったで、謝ったら済むんかということですよ。済みませんよ。済むと思ったら当てが違いますよ。別にこれをどうしてどうということはないけど、余りにもあんた方の態度そのものが気に入らん。議会をさえ済んだら、議会中は黙って聞いて、頭さえ下げとったら済む。議会済んだらこっちのもんやと市長、思うてるんやろう。

- 市長（池田忠雄君） 思ってません。

- 28番（坂上國治君） 思うてないと言わないかんから言うてるだけで、あんたは思うてる。せやなかったら、そんなことできるかいな。論より証拠で明らかや。

私は、別に議会を大事にしてくれと言うてないが、やはり議会がなければ何事もできないという、あんた方の気持があったらね。ところが、議会をしりに敷いてる。

そういう行政をやって12万市民が幸せになれるかどうかですよ。これはあんたの試練のときでもあるし、この際、改めて、わかりました、再入札します、と言いなさいと教えてやってる。簡単にそれを言うたら済むことを言わんから、そないなってくる。市長、答えてください。同じこと言うたらあかんぜ。

- 市長（池田忠雄君） 重ねての御要望、まことに恐縮でございます。御指摘は十二分に私たちも肝に銘じ、本件の執行に当たりたいと存じております。本件につきましてはいろいろ行き届かない点もございますが、先ほども申し上げた経過でございますので、何とかひとつ御理解、御協力をいただきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

- 28番（坂上國治君） それやったらね、あんた、わしと何ぼでもやろうか。あんたが同じことばかり言うんやったら、わしも同じことばかり言うぜ、3月中でもやりま

すよ。同じこと言いなさんと教えてあげた。もう少し素直になりなさい。助役が藤原議員さんに教えてもろうたとおりに言うてんやから、今度は、助役が本心から言うてるんやったら、もっと早いうちに出た言葉や。ところが、教えてもろうて言うた言葉や。だから、わしもあんたに教えてやってるんやから、いつまでもやらなしようがない。わしも、議員としての立場で聞いてるんやから、言う権利があるぜ。やりましようよ。

○ 議長（柳瀬美樹君） 私から理事者に厳重に注意いたしますので、暫時休憩いたしますので、よろしく願います。

（午後6時17分休憩）

（午後9時35分再開）

○ 議長（柳瀬美樹君） 大変長らくお待たせいたしました。休憩前に引き続き会議を開きます。

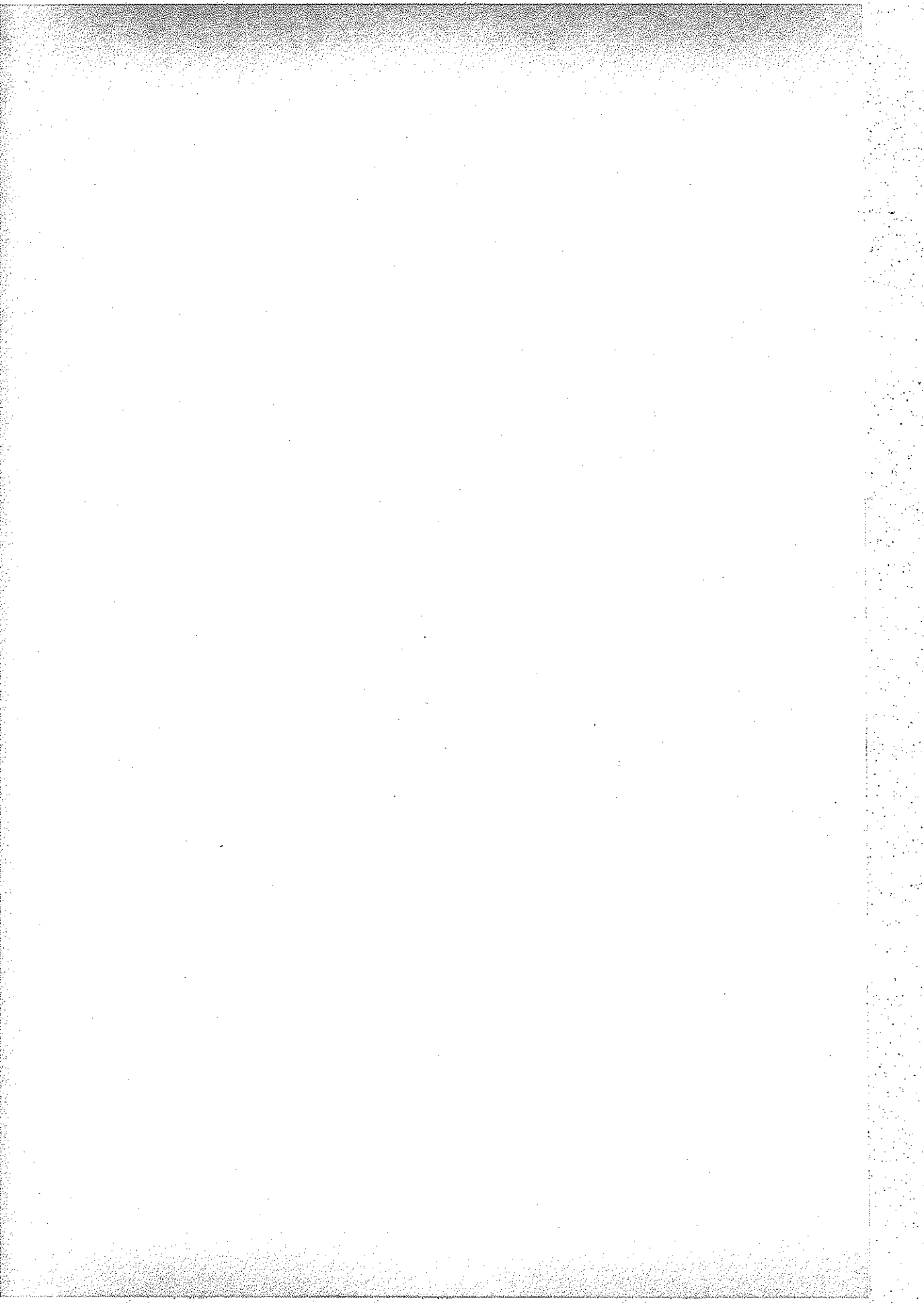
お諮りいたします。明17日は休会で予算委員会となっておりますが、本日に引き続き議案審議を行うよう、日程を変更することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないようですので、さよう決定いたします。明日も定刻御参集くださいますようお願いいたします。長時間、まことにありがとうございました。以上で散会いたします。

（午後9時36分散会）

第 5 日



昭和53年8月17日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員（24名）

1番	寺田	茂君	16番	木下	甲子三君
2番	天堀	博君	18番	池辺	秀夫君
3番	橋本	佳行君	19番	貝淵	博治君
5番	仁井	明君	20番	田中	包治君
6番	大谷	昌幸君	21番	直村	静二君
8番	成田	秀益君	22番	勝部	津喜枝君
9番	松下	定君	23番	三井	正光君
10番	山口	義一君	25番	竹内	修一君
11番	上代	卯之松君	26番	柳瀬	美樹君
12番	藤原	要馬君	27番	竹下	義章君
13番	赤阪	和見君	28番	坂上	國治君
15番	横田	憲治郎君	29番	藤原	利一君

欠席議員（2名）

7番	金沢	勝君	17番	富山	敏治君
----	----	----	-----	----	-----

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職名	氏名	職名	氏名
市長	池田忠雄	病院長	竹林淳
助役	坂口禮之助	病院事務局長	平野誠蔵
収入役	中塚白	“ 次長兼管理課長	藤原光夫
市長公室長	西川喜久	水道部長	田中稔
“ 次長兼企画室長	杉本弘文	“ 次長	福本喬久
秘書広報課長	竹田明郎	消防長	和田増義

財 務 部 長	宇 沢 清	" 次長兼消防署長	湯 川 行 雄
" 次長兼 財 政 課 長 事 務 取 扱	麻 生 和 義	教 育 委 員 長	堀 内 由 延
同 和 対 策 部 長	佐 原 行 雄	教 育 長	葛 城 宗 一
" 次 長	生 田 稔	" 次長兼管理部長	広 岡 史 郎
市 民 部 長	内 田 繁	" 次長兼指導部長	乾 武 俊
" 次長兼 福 祉 事 務 所 長	青 木 孝 之	管 理 部 次 長	松 村 吉 堯
産 業 衛 生 部 長	山 本 俊 兼	指 導 部 次 長	橘 本 昭 夫
" 次 長	富 田 宏 之	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	味 谷 日 吉
建 設 部 次 長	森 保	" 事 務 局 長	岸 田 秀 仁
改 良 事 業 部 長	林 徳 次	監 査 委 員	西 口 喜 一 郎
" 次 長	逢 野 一 郎	監 査 事 務 局 長 兼 公 平 委 員 会 事 務 局 長	向 井 洋
解 放 総 合 セ ン タ ー 所 長 兼 総 務 課 長 事 務 取 扱	萩 本 啓 介	農 業 委 員 会 事 務 局 長	信 田 種 行
用 地 担 当 参 事, 土 地 開 発 公 社 事 務 局 次 長	岩 井 益 一	※ 課 長 級 の 職 員 は、議 案 等 の 説 明 の 必 要 に 応 じ て 出 席 さ せ る。	
用 地 担 当 参 事, 土 地 開 発 公 社 事 務 局 次 長	中 西 淳 富		

○
 本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中 野 満 男

○
 本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	吉 岡 昭 男
次 長	吉 田 種 義
議事係長	西 垣 宏 高
議 事 係	佐 土 谷 茂 一
議 事 係	山 本 雅 俊

○
 本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和53年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月17日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘要
1	議 案 第34号	工事請負契約締結について((仮称)和泉第四団地Eブロック建設工事)	別冊P.1
2	議 案 第35号	工事請負契約締結について((仮称)和泉第四団地Dブロック第2期建設工事)	別冊P.3
3	議 案 第36号	工事請負契約締結について((仮称)和泉市立図書館新築工事)	別冊P.5

(午前11時40分開議)

- 議長(柳瀬美樹君) 議員の皆さんには、昨夜遅くまで御審議いただき、何かとお忙しいところ連日多数御出席賜り、ありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま出席されている議員さんは、22名でございます。金沢議員さんから欠席届が出ております。遅刻届の議員さんはございません。そのほかの方につきましては、間もなくお見えになることと思います。現在22名でございます。

- 議長(柳瀬美樹君) ただいまの報告どおり、出席議員数22名をもちまして議会は成立しておりますので、本日の会議を開きます。

- 議長(柳瀬美樹君) 日程第1より日程第3までは、きのうから御審議を願っております「工事請負契約締結について」引き続き質疑を行います。

坂上議員。

- 28番(坂上國治君) ゆうべは、私のために皆さん方に遅くまでおつきあい願ひまして、まことに御迷惑をおかけいたしましたことをおわび申し上げます。

本件につきましては、いろいろと市長に対して申し上げてきたはずでございますけれども、他の議員さん方もいろいろ意見があろうということで考えておったんですけども、ここまで時間も費やして、十分市長が肝に銘じておるんだという御意見を伺っておりますので、今後、一生懸命に12万市民の親としての務めを十分果たしてもらいたいということを要望するとともに、きの

うの答弁の中に、業者からの一札が入っておるんだということを聞いておったんですけども、それがあつたら一遍読み上げていただいて、お聞かせ願いたいということを要望して、私は終わります。

○ 議長（柳瀬美樹君） 助役。

○ 助役（坂口禮之助君） 昨夜来、いろいろと私たちの不手際のために長時間御審議を煩わしまして申しわけないと存じております。この席をお借りいたしまして深くおわび申し上げる次第でございます。今後、このような不手際を二度と繰り返さないように、担当者を含め懸命に努力をいたしてまいりたいと存じますので、その点ひとつ平に御容赦を賜りたく存ずる次第でございます。

昨日、いろいろと御議論になりました議案第86号に関係いたしまして、業者からその当時、こうしたことを2度と繰り返さないということについての誓約書の調書でございます。いま、その文面を読み上げろという御指示がございましたので、私読み上げさせていただきますが、「誓約書、私儀、このたびは、一時の感情からとはいいながら、個人を誹謗するような不穏当な発言をいたしましたことについて、いたく恥じ入ると同時に、深く反省いたしているところでございます。したがいまして、今後は貴市から何らかの御指示がありますまで、貴市発注の工事は一切御辞退させていただくとともに、今後、このようなことはいたさないことを誓います。

昭和52年8月10日

和泉市箕形町487番の4 小野林建設株式会社代表取締役 小野林 徳一
和泉市長 池田 忠 雄 殿

以上のような内容でございます。よろしく申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 直村君。

○ 21番（直村静二君） この件ですね。請負契約、市立図書館、基本的に私は賛成なわけです。しかし、きのうからこの請負業者についての問題ということになりました。しかも、理事者の答弁は非常にあいまいだった。処分をしたということですね。いま読み上げた文書は、なぜ昨日出せなかったのか。そうすれば今日、このような会議を開かなくても、議会の日程はスムーズにいくということを、私は非常に強く感じるわけです。

ですから、私は、青少年のための図書館、美しい希望を与えるもの、それを何らかの問題を起こした業者が請け負うたと、しかも、議会で問題になったということは、汚点を残したというふうに思うんです。しかし、その業者が誓約書を入れてると、しかも昨年度8月10日。私も建設委員会の副の方を承っておりますので、そういう責任上、建設委員会の方を無視していけないということで、強く議長を通じて申し入れて、私は早速見せてもらいましたけど、あれは非常に紙

はきれい、インクも新しい。8月10日いいますと、9、10、11、12、1、2、3、7カ月ですね。私は、きのう言うと思ったときにできなかったという点で、一定の問題があると思います。

さらに、いまの文書の中で、個人に対する誹謗、さっぱりわからないですね。公職にある個人を誹謗したのかどうか、これはさっぱりわかりません。しかも、個人に対する誹謗でこれだけ8月10日に取ってるんですね。私に対する誹謗、ばり雑言した、これは取っても私知りまへんで。私は決算委員会で問題にしたら、早速私にきました。そのときは、ここまで言わなかった。今度これを取った。行政の主体性の確立、これは結構なことだと思います。助役さん、私、何にも知らんと思ってるんですね。まあ、それはいいとして、よく肝に銘じてもらいたい。

さて、個人の誹謗でこうなってるんですから、これから指名の問題について、建設委員会で十分審議を理事者にさせていただくという態度をまずとってもらえるかどうか、この点の確約をしてもらいたいと思います。

あわせて、私は注文として申し上げておきますが、現在、市が道路の買収にかかっている。市内の指名業者が、本人自身の土地の買収にかかると、途端に物件建ててるでしょう。これ、強制収用せないかん対象になったらどうするか。一個人の誹謗でさえもこうやってちゃんと取ってるんですから、これから指名という問題について、市の行政に刃向かい、個人の自由があるとはいえ、初めから結果が決まって買収に入って、その上に、もう値の計算までせないかんという。物件を建てて抵抗するというのは、これは指名業者です。

そういう点がありますので、この案件とは離れておりますが、しかし、請負関係ですから、これは私に加えられたばり雑言についての業者は、何ら取ってない。それは大分時間的に経過ありますから言いません。個人の誹謗でこれだけの文書を取って、これから行われる買収問題についてのそれは、指名業者が建物建ててやっ取る。こういう問題も当然、指名業者はずしていくというような、やっぱり行政の主体性の確立こそが、建設業界に対して、市としての姿勢を示すのが大事やという点では、これは非常にいい機会であったと私は思うてます。これにこりて、もっと主体性のあるものをやってもらいたいということです。

さらに最後の一言として、事務代行として助役さんは開発公社、建設部長の行政の主体性の確立という点、早くこの点は、機構上の改革もして新年度に臨んでもらいたい。これを早急にやってもらおうと同時に、いま出された文書を、建設委員もしくは全議員に早急に配ってもらいたい。全議員については議長判断してもらって、まず、建設委員の8人に、それをコピーして配ってもらいたいということを申し上げます。これは配ってもらえますな。

○ 議長（柳瀬美樹君） これは業者のことでもありますので、この書類の取り扱いについては、

先ほど直村議員に言うたとおり、私たち正副議長に一任をしていただきたいと、こう思います。

○ 21番(直村静二君) だから、建設委員のメンバーには、それをコピーして配ってほしいということです。

○ 議長(柳瀬美樹君) 正副議長に一任をしていただきたいと思います。

○ 21番(直村静二君) 結構です。

○ 議長(柳瀬美樹君) ほかに質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第34号、議案第35号、議案第36号を原案どおり可決決定いたします。

○

○ 議長(柳瀬美樹君) ここで、去る10日上程いたしました昭和53年度一般会計及び公共下水道事業特別会計の地方債の残高見込みに関する調書に一部修正箇所がある旨申し入れがありましたので、理事者の説明を許可いたします。

○ 財務部次長(麻生和義君) お許しを得て、修正箇所をお願いをいたしたいと思います。御説明申し上げます。

去る10日、上程申し上げております53年度の一般会計と、公共下水道事業特別会計の地方債の残高に関する調書でございます。昨日、御議決賜りました議案第29号、「昭和52年度和泉市一般会計補正予算(第6号)」の成立に伴いまして……。

○ 12番(藤原要馬君) 議長、これ、いまやってるけど、予算委員会でやったらええん違うの。きょうの議会、この3件だけでやってるでしょう。それに何でこの議会でそんな……。

○ 議長(柳瀬美樹君) 申し入れがありましたんで、許可したわけです。

○ 12番(藤原要馬君) 修正は予算委員会の中でやればいいでしょう。きょうは、これが残ったからやったけども、これ、なかったら、それ、どこで説明します。これは予算委員会で説明したら、それでええんでしょ。こんなんに時間とることないと思います。

○ 議長(柳瀬美樹君) わかりました。そしたら、そのようにさしてもろてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

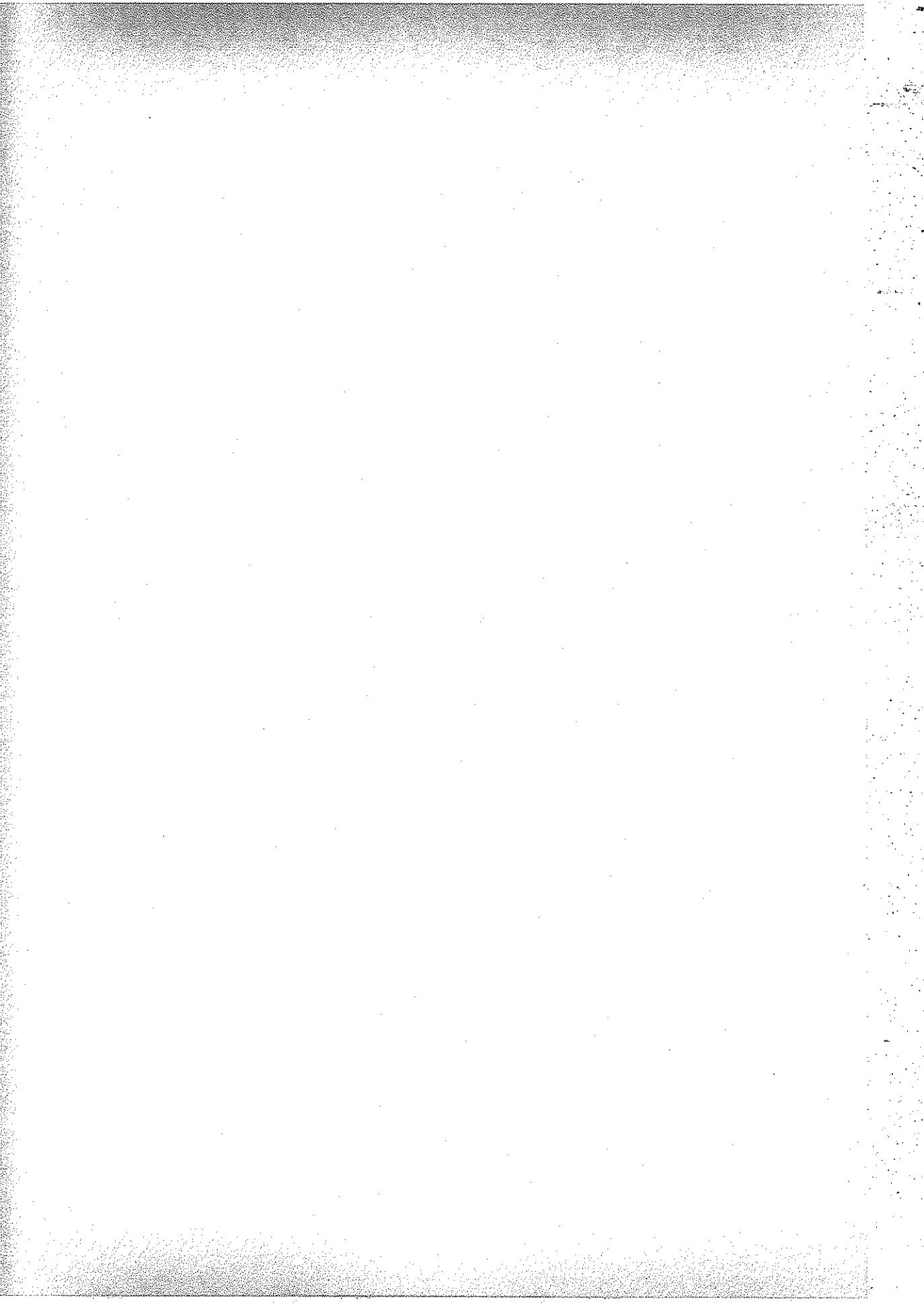
そのようにさせていただきます。

以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

なお、きのうから議会運営について、委員の皆さんには、大変御迷惑をおかけいたしましたことをおわび申し上げます。長時間、どうもありがとうございました。

(午前11時55分散会)

第 6 日



昭和53年3月29日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 寺田 茂君 | 16番 木下 甲子三君 |
| 2番 天堀 博君 | 17番 富山 敏治君 |
| 3番 橋本 佳行君 | 18番 池辺 秀夫君 |
| 5番 仁井 明君 | 19番 貝淵 博治君 |
| 6番 大谷 昌幸君 | 20番 田中 包治君 |
| 7番 金沢 勝君 | 21番 直村 静二君 |
| 8番 成田 秀益君 | 22番 勝部 津喜枝君 |
| 9番 松下 定君 | 23番 三井 正光君 |
| 10番 山口 義一君 | 25番 竹内 修一君 |
| 11番 上代 卯之松君 | 26番 柳 瀬 美樹君 |
| 12番 藤原 要馬君 | 27番 竹下 義章君 |
| 13番 赤阪 和見君 | 28番 坂上 國治君 |
| 15番 横田 憲治郎君 | 29番 藤原 利一君 |

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職	名	氏	名	職	名	氏	名
市	長	池田	忠雄	" 次長兼財政 課長事務取	麻生	和義	
助	役	坂口	禮之助	同 和対策部長	佐原	行雄	
収	入 役	中塚	白	" 次長	生田	稔	
市	長 公室長	西川	喜久	市 民 部 長	内田	繁	
市	兼 長 企 画 室 次 長	杉本	弘文	" 次長 兼福祉事務所	青木	孝之	
秘	書 広 報 課 長	竹田	明郎	産 業 衛 生 部 長	山本	俊兼	
財	務 部 長	宇沢	清	" 次長	富田	宏之	

建 建 部 次 長	森 保	" 次長兼消防署長	湯 川 行 雄
改 良 事 業 部 長	林 徳 次	教 育 委 員 長	堀 内 由 延
" 次 長	逢 野 一 郎	教 育 長	葛 城 宗 一
解放総合センター所長 兼総務課長事務取扱	萩 本 啓 介	" 次長兼管理部長	広 岡 史 郎
用地担当参事、土地開 発公社事務局次長	岩 井 益 一	" 次長兼指導部長	乾 武 俊
用地担当参事、土地開 発公社事務局次長	中 西 淳 富	管 理 部 次 長	松 村 吉 堯
病 院 長	竹 林 淳	指 導 部 次 長	橘 本 昭 夫
病 院 事 務 局 長	平 野 誠 蔵	選挙管理委員会委員長	味 谷 日 吉
兼 管 " 理 次 長 長 課 長	藤 原 光 夫	事 務 " 局 長	岸 田 秀 仁
水 道 部 長	田 中 稔	監 査 委 員	西 口 喜 一 郎
" 次 長	福 本 喬 久	監 査 事 務 局 長 兼公平委員会事務局長	向 井 洋
消 防 長	和 田 増 義	農 業 委 員 会 事 務 局 長	信 田 種 行

※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

○

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中 野 満 男

○

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事 務 局 長	吉 岡 昭 男
次 長	吉 田 種 義
議 事 係 長	西 垣 宏 高
議 事 係	佐 土 谷 茂 一

議 事 係 山 本 雅 俊

本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和53年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月29日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1	議 案 第 1 2 号	和泉市公共下水道事業特別会計設置条例制定について	P 3
2	議 案 第 1 3 号	和泉市下水道条例制定について	P 5
3	議 案 第 1 4 号	和泉市高額療養費資金貸付基金条例制定について	P 25
4	議 案 第 1 5 号	和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について	P 29
5	議 案 第 1 6 号	和泉市職員の育児休業に係る給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について	P 33
6	議 案 第 1 7 号	和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	P 36
7	議 案 第 1 8 号	和泉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例制定について	P 44
8	議 案 第 1 9 号	和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定について	P 48
9	議 案 第 2 0 号	和泉市営住宅条例の一部を改正する条例制定について	P 51
10	議 案 第 2 1 号	青年学級の開設について	P 54
11	議 案 第 2 2 号	和泉、泉大津都市計画事業第2版和国道葛の葉土地区画整理事業施行に関する事務委託の廃止について	P 56
12	議 案 第 2 3 号	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	P 57
13	議 案 第 5 号	昭和53年度和泉市一般会計予算	別 冊
14	議 案 第 6 号	昭和53年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算	別 冊

日 程	種 別 及 び 番 号	件 名	摘 要
15	議 案 第 7 号	昭和53年度和泉市土地区画整理事業特別会計予算	別 冊
16	議 案 第 8 号	昭和53年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算	別 冊
17	議 案 第 9 号	昭和53年度和泉市公共下水道事業特別会計予算	別 冊
18	議 案 第 10 号	昭和53年度和泉市水道事業会計予算	別 冊
19	議 案 第 11 号	昭和53年度和泉市病院事業会計予算	別 冊
20	報 告 第 1 号	和泉市土地開発公社昭和53事業年度事業計画書類の提出について	P 1
21	請 願 第 1 号	和泉市中心身障害児（者）の福祉に関する請願	別 紙
22	決 議 第 1 号	元号制の法制化に関する決議	別 紙

（午前10時27分開議）

- 議長（柳瀬美樹君） おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには、年度末何かとお忙しいところ、多数御出席賜りましてまことにありがとうございます。それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

（市会事務局長報告）

- 市会事務局長（吉岡昭男君） 御報告申し上げます。ただいま出席の議員さんは、22名でございます。なお、欠席並びに遅刻の届け出の議員さんはございません。その他の方につきましては、間もなくお見えになることと思います。現在、22名でございます。
- 議長（柳瀬美樹君） ただいまの報告どおり、出席議員数22名をもちまして議会が成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。
- 本日の議事日程は、お手元に印刷配布してあるとおりでありますので、御了承賜りたいと存じます。

- 議長（柳瀬美樹君） それでは、これより議案審議に入ります。日程第1「和泉市公共下水道事業特別会計設置条例制定について」より、日程第19「昭和53年度和泉市病院事業会計予算」までの19議案を一括議題といたします。

本件につきましては去る3月14日、この審査を予算審査特別委員会に付託し、長期間慎重審議をいただいておりますので、その審査の経過並びに結果を田中委員長より報告をお願いいたします。

（予算審査特別委員会委員長報告）

- 予算審査特別委員会委員長（田中包治君） それでは、予算審査特別委員会の審査の概要を申し上げます。

去る3月14日の本会議におきまして、昭和53年度和泉市一般会計予算、国民健康保険事業特別会計予算、土地区画整理事業特別会計予算、公共用地先行取得事業特別会計予算、公共下水道事業特別会計予算、水道事業会計予算、病院事業会計予算並びに関連する諸議案12件についての審議を予算審査特別委員会に付託されました。慎重審議いたしました経過並びに結果につきまして、その概要を取りまとめて御報告申し上げます。

3月17日の議会終了後委員会が開かれ、正副委員長の互選が行われたのでありますが、その席において不肖、私が委員長に、松下定氏が副委員長に選任されまして、20日より審議に入ることを決めて、その日の委員会を終わりました。

20日は、委員全員出席のもとに、市長以下助役、収入役、教育長及び関係部課長の出席を求めて審議に入りました。

まず、審議の進め方についてお諮り申し上げましたところ、一般会計、特別会計、企業会計並びに関連議案の順に行うことで賛同を得ました。これに基づき、一般会計予算の歳出から款を追って審議に入りました。

それでは、議会費よりその内容について申し上げます。

第1点は、印刷製本費227万3000円で、会議録は何冊印刷し、どういう関係のところへ回しているのか。第2点は、旅費の減額についてそれぞれ質問があり、第1点の会議録については、過般の決算委員会にも御指摘がございまして、ただいま議長とも相談いたしており、阪南各市、大阪府下の状況等を調査し、その結果が間もなく出るものと回答があり、第2点の旅費の減については、議員の活動行事、研修会等を始末したということではなく、自主的に勘案した上で予算に計上しました。との回答があり、その他1、2点の御指摘がありましたが、それぞれ説明を受けて、議会費を終わりました。

続いて、総務費についての審議に入り、まず、給与費の中の非常勤嘱託員の報酬について。

負担金の内容について質問があり、非常勤嘱託員の報酬について、診療所の医師に対する報酬であり、秘書費の備品購入費は、現在、市長公室で管理している乗用車の買いかえで、昭和46年に購入したもので、すでに7年間使用し、走行距離も8万キロを超えているので、本年度で買いかえたく予算に計上した、旨回答がありました。

また、負担金については、全国市長会、近畿市長会、大阪府市長会等、その内容について説明がありました。

次に、予算全般にわたって、報償費として講師謝礼が組まれているが、その内容は、どの質問に対し、講師謝礼については、職員の研修に当たっての経費であり、根拠については、2時間当たり5000円、4時間1万円という計算で計算し、年間40回ぐらいを計画している。

広報費については、非常勤嘱託員報酬についてと、盲人用テープレコーダーの現在台数、目標台数、利用状況について質問があり、これに対し、非常勤嘱託員報酬は、全市民を対象にした同和啓蒙活動を進めるため、地域の実情に明るい方を相談員とし、連携を密にしながらよりよい効果に努めているが、その相談員1名の報酬である。

盲人テープレコーダーについては、現在48台あり、本年度購入ができれば59台となり、目標としては70台である。利用されている方は52名で、そのうち貸し出し台数は42台である、旨回答がありました。

財産管理費の建物解体工事についてはどこか。車両管理費の燃料費の購入方法。自動車借上料等についての質問があり、建物解体工事費は、南池田小学校講堂と、横山、芦部小学校舎の解体工事費であり、燃料費については、自動車のガソリン購入で、これは市内業者ガソリン組合と年間契約によって購入している。

自動車借上料については、主に教育委員会と衛生関係の予防注射用に使用する車の借上料である、旨の回答があった。

次に、企画費については、施策推進費として50万円の予算化がされているが、これは中央丘陵を中心としたものと思う。市民、議会、理事者が一体となって、本市の地域構造を大幅に大胆な発想でもって変えていくという着想こそ、自治を守っていく立場からも重要な大きな課題と思うが、どのように考えるのか。

これに対し、本市財政は非常に悪化している。この状態が長く続くようなことになれば、財政運営は極点に達する。そのようなことから、財政構造等の基盤を長期的な視野に立って改善すべきである。そこで、単に住宅だけの開発でなく、総合的な見地から地域整備を目指して計画を進めている。53年度中には、関係機関と提携し、一応の目途を引き出ししていきたい。現在、いろんな角度から調査を進めているところであり、まとも次第、関係各位の御審議を得

たいと考えております。との答弁があった。

諸費については、町会連合会活動補助金の算定基礎について質問があり、これについては、連合会に20万円、校区には4万5000円、単位町会には4万円をそれぞれ活動費として交付している、旨回答があり、次に、市民税賦課費の堺、岸和田たばこ組合負担金の内容及び堺営業所に属する本市の区域についてと、本市は広大な市域を有しながら、たばこ組合にしる、関西電力の営業にしる、二つに分かれている。市民にとって不便であり、行政面からも対処すべきである。

これに対し、負担金は、たばこ消費税の増収確保を図るため、毎年負担しているものである。

堺営業所に属する本市の区域は、大別して信太、幸、南北池田、横山校区である、旨回答があり、後者については、公共的な性格を持った事務所等を集積させてくことも、本市発展のためには必要な施策であります。今後、関係当局に対しても折衝を重ねてまい、旨答弁がありました。

固定資産税賦課費の資産評価システム研究センター負担金の内容について質問があり、これは資産評価に対してのデータの分析あるいは職員の研修会等の開催に係る負担金である、旨の回答がありました。

選挙費については、光明池土地改良区総代選挙は何年ごとにあるのか、財源内訳は、の質問に対し任期は4年で、53年9月21日で任期満了である。財源は、特定財源である、旨回答がありました。

次に、総合的な見地から、本年度予算案の編成について理事者の見解が問われた。その内容は、本予算案は、全般的にながめると、非常にアンバランスとしか見られない。12万市民に対する公平な編成をしたと思ってるのか。総務費関係を見てもわかるように、町会関係の補助金と支部助成金のバランス、また、解放会館の光熱費と当庁舎の光熱費との比較等のバランス、補助金等については、12万市民から成る各種団体の役員さんたちは大変苦労されているが、これでよいのかどうか。各種団体の補助金を見直す意思があるのか。われわれ26名の議員が審議していくのだから、市民の代弁している身にもなってもらいたい。理事者は安易に考えているのではないか。これら一例にすぎないが、まず、理事者の答弁をいただきたいと、理事者の姿勢に対し強い指摘がありました。

これに対し、本年度の予算編成については、本市の現在の財政規模の中で鋭意、創意工夫をこらし精査した結果であり、財政難の中で行き届かない点多々あると思いますが、私たちは、私たちに配慮の上立って、精いっぱい努力を傾注して御提案申し上げた次第である。

アンバランスの指摘につきましては、私たち理事者は一生懸命検討したもので、特別措置法

下において、本市としては、同和行政の推進は、最重点施策として従来からとっている。

なお、本案編成に当たっては、もちろん現課を交えて意見を聞き、検討させていただいた次第である。今後も一層厳しく全般にわたって精査してまいりたい。

また、補助金等につきましては、昨年、特に審議会をつくっていただき十分御検討願ったわけであり、本年もその上に立って、昨年と同額ぐらいに計上させていただいておりますので、その点、何とぞ御賢察を賜りたい、との答弁がありました。

続いて、歳入を見ても、雑入については、実際収入される見通しが無いのに計上されている。これは架空の歳入としか受け取れない。入の見込みが無いものと思う。これらの点についても、順を追って審議していく中でただしていく、との強い指摘があり、終わりました。

次に、同和対策総務費で、解放同盟和泉支部助成金について、どのような使い方で、その効果はどうか。また、同和対策促進費の委員報酬及び構成メンバーはどのようになっているのか。また、どのような活動をしているのか、との質問がありました。

これに対し、和泉支部助成金については、事務費449万9000円、支部行事費687万3000円、全国行事費897万4000円、府連行事費139万5000円、泉州行事費42万5000円、婦人部117万4000円、青年部76万9000円、教宣部289万1000円、合計2700万円になっている、旨の答弁がありました。

さらに、和泉支部の全体の予算は幾らか、との再質問があり、これに対し、支部員の会費等もあり、具体的な中身については現在精査中で、市として対処するのは2700万円である、旨の答弁がありました。

また、市同促の委員報酬、メンバーについては、3月中に発足を予定している市同促委員の報酬で、30名以内である、旨の答弁がありました。

続いて、同和関係の質問で、総務費の中に同和対策費が組まれているが、これは別に一つの予算費目を設けるべきではないか。また、昭和53年度の予算総額は約175億で、そのうち同和関連の経費は幾らになるのか。また、支部助成金の内容の掌握はされているのか、との質問がありました。

これに対し、同和対策費を別途予算項目で組んでいる市はほとんどなく、本市におきましても、総務費の中で予算費目を設けているのが実情でございますので御賢察いただきたい、旨の答弁がありました。

続いて、同和関連の経費については、すべてを含め約49億円である、旨の答弁がありました。

また、支部助成金の内容については十分掌握しており、結果については、毎年5月にその内

容の報告を受けている、旨の答弁がありました。

解放総合センター運営費では、光熱水費の電気使用料は1956万円となっているが、本庁の電気使用料は990万円で母屋より多いが、どうなっているか。警備委託料はどうなっているか、との質問があり、光熱水費については、昨年5月の開設以来の実績を踏まえ、推計の上計上させていただいたものであり、本庁舎との比較については、本庁舎とセンターでは、設置されている設備の相違があり、たとえば本庁の暖房は重油を使用しているが、センターの場合、冷暖房はすべて電気を使用しているなどの相違があり、比較はなかなかできにくい、旨の答弁があり、また、警備委託料については、午後5時から翌日の午前9時までの間、1名の夜間警備を委託しており、予算については、前年度並みに据え置いて計上させていただいて、旨の答弁がありました。

次に、センターの職員数は何人であるか。また、条例、規則を見ると、使用許可や使用料の減免などについて市長の定めるところとなっているが、市長は相談されているか。また、市長が認めれば減免してくれるか、との質問があり、職員数は、現在36人であり、使用料の減額については、条例では市長への委任が多く、施行規則の範ちゅうにおいて、事務専決規程によって日常事務段階で処理されている。現在、半額、全額、無料の3段階に分かれている。規則上で判断しがたいものについては、所長から市長に判断を仰ぐことになっている、旨の答弁がありました。

隣保館運営費については、まず、隣保館はどこを指すのか。非常勤嘱託は何人で、どういう仕事をしているのか。同和対策事業活動補助金1200万円は、どのような活動に出しているか。センターとの関係で隣保館の将来はどうか、等の質問がありました。

まず、隣保館は、幸隣保館と王子隣保館であり、非常勤嘱託は8名で、そのうち1名が王子隣保館で勤務している。仕事の主な内容は、各種相談業務や各種要求組合の指導育成及びこれに関する諸事務をやっており、また、事業活動補助金については、国、府の行政指導方針もあり、部落解放に立ち上がった地域住民の生活環境、社会福祉、教育の向上を初めとする地域の低位性をなくすための自主的な要求組織の学習活動など、日常活動を保障していこうとするものである。本年度については、21団体から293項目の要望が出され、必要性、事業効果など検討し、予算計上させていただいた、旨の答弁がありました。

次に、隣保館の将来については、現在の扱いでは、センターは、国の補助は隣保事業の部類になっているが、隣保館の位置づけと婦人会館との複合機能を持ったものとして位置づけられている。幸、王子隣保館は、センターの分室のような扱いでセンターの管理下にあるが、地域住民と密着してそれぞれなじみが深く、講習講座等熱心に催しており、将来の活動の実態の中

では検討もするが、現在は、引き続いて存続させていきたい、旨の答弁がありました。

交通安全対策費について、委託料の委託先及び工事請負費の駅前自転車整理仮設集積場の整地代についての質問があり、まず、委託先については、交通安全のための街頭指導活動等を和泉交通安全協会に委託している、旨の説明があり、また、自転車仮設集積場については、現在、和泉警察署前の都市計画道路用地に仮設しておりますが、これらの利用計画から、和泉中学校横の泉大津美原線の高架下の市有地を仮設置場とする計画で整地しようとする、旨説明があり、次に、交通安全施設費の委託料の歩道設置工事の設計及び調査委託料についての質問があり、このことについて、北信太駅南3番踏切の改良計画に50万円と、府中阪本線の歩道設置計画の設計及び調査委託料として25万円を計画している、旨説明がありました。

次に、工事請負費について、府中阪本線の歩道設置工事とほかの事業と関係があるのか、ないのか、及び寺田観音寺線並びに黒鳥観音寺線の事業内容と、自衛隊官舎裏の山荘に至る三差路周辺の交通安全対策についての質問に対し、まず、府中阪本線については、府中町中央通りの御館山公園の少し南から芦部町の方に向かって約500メートルで、ほかの事業とは何も関係がなく、市の単独事業である、旨の説明があり、また、寺田観音寺線については、唐国箕形線ですでに歩道の設置ができて三井団地の手前の交差点からの延長で約200メートルと、黒鳥観音寺線について、黒鳥町から山荘に至る自衛隊官舎裏の三差路から消防署の方に向かって約100メートルを計画し、なお、この3差路の周辺の整備もあわせて検討している、旨の説明がなされた。

さらに、街路灯の設置計画及び道路反射鏡の管理についての質問に対して、街路灯については、唐国箕形線等に計画し、道路反射鏡の管理については、交通のパトロールカーに常時はしごを積み込み、職員の手で補修できるものは常に修理に心がけ、新設または取りかえ工事の際は、破損のことも十分考慮に入れて設置している、旨の説明がなされた。

また、サービスセンター設置についての経過はどうなっているのか、との質問に対し、サービスセンター設置研究委員会としては、昨年27日に事務改善研究委員会に対して、中間報告として、本市財政状況と行政サービスの両面を検討する中、第1段階として、最初4カ所のセンター設置をもって、さらに、住民の需要が最も高い市民課の窓口交付事務を模写電送方式で進めるべきである、と報告したが、これに対する人件費、センターの維持管理費及び機器導入のための回線工事費並びに回線使用料等の経費が幾らかかるのか研究願いたいし、堺市において採用しているミニ市役所的機能についても研究されたい、との再度の研究依頼があったので、現在、これについて進めているところである、との回答があり、総務費を終わりました。

引き続き、民生費の審議に入りました。まず、身体障害者扶助費関係の資料をいただける

かどうか。また、身体障害者解放センターの運営について。また、手をつなぐ親の会からいろんな授産施設について要望等が出ているが、それに対しての補助金等をどう考えているか、について質問があり、第1点目の身体障害者の扶助費について、後日、資料をお渡しする、との回答がありました。

第2点目の身体障害者給付金の増額された内容については、身体障害児については、1級の障害児1万5000円を1万7000円に、2級の障害児1万2000円を1万4000円に、3級の障害児8000円を9000円に、また、身体障害者については、1級の障害者8000円を9000円に、2級の障害者7000円を8000円に、3級の障害者3000円を4000円に、また、精神薄弱児知能指数35以下については1万5000円を1万7000円に、知能指数36から75については6000円を7000円に、精神薄弱者知能指数35以下については8000円を9000円に、知能指数36から75については2000円を3000円に改正いたしました。

なお、53年度より等級を拡大し、身体障害児4級について5000円、身体障害者4級について2000円の給付を新しく設けました。

第3点目の身体障害者解放センターの運営状況については、昭和51年度途中の開園であり、当初は、機能訓練を重点に力を入れて、重度障害児を主体にやっております。そのほか講習会も開いて、一般教養などの事業もやっております。

第4点目の手をつなぐ親の会については、10万程度の補助金を助成させていただくように予定しております。

また、授産施設についての嘆願書につきましては、内容及び規模等がはっきりしない点がありますので、それらを精査しながら十二分に検討いたしたいと考えておりますし、聞き及ぶところでは、本年度より府において小規模授産施設補助制度が新設されるようで、これらの補助を受けられるように努力したい、との答弁がありました。

次に、老人健康診査の通知書はどのように手渡しているのか。健康診査の委託先はどこなのか。診査料は実績によって支払うのか。また、老人クラブの補助費は、どのぐらいの組織の範囲の中で補助金を出しているのか。老人友愛訪問補助金はどこへ出して、だれが友愛訪問しているのか。また、老人解放センターの運営はどのようにやっているのか。また、老人が入院する場合、差額のベット代、部屋代がどこからも手当てできないことで、貧困の老人家庭で困るわけで、これらの家庭への考え方並びに今回、老人医療費の所得制限が改正された場合、何人の人が該当し、その人たちの補助はどうするのか、との質問に対し、第1点の老人健康診査通知書につきましては、その地域の民生委員さんをお願いをして手渡しております。

また、健康診査の委託先につきましては、和泉市の医師会に加入されておられる医院にお願いしております。

また、診査料につきましては、実績により支払いをしております。

第2点目の老人クラブの補助金については、市内の老人クラブ129クラブに交付しております。

また、老人友愛訪問につきましては、寝たきり老人に対して、各地域の老人クラブが訪問して慰問なり、激励する事業であり、その事業に対して助成しているものである。

第3点目の老人解放センターの運営利用状況についての質問があり、これについては、51年度現在の利用者数は、2700人から2800人ほどであり、最近では、1日平均100人前後の利用者がある、との回答がありました。

また、老人であれば、だれでも利用できるか、との質問に対し、地域外老人については、事前に校区の老人会会長より連絡をいただいて来所していただくようにしている。地域内の老人については、地域老人団体であるしあわせ会に入会している人を主に利用していただいている。現在、地域老人は約720人おり、そのうちしあわせ会会員は660人であり、その70人ほどについては加入されていない。

この回答に対し、少なくとも、地区内の老人全体に対し解放すべきである、との意見が出され、また、これら各施設の利用について、市としての統一見解を出すよう意見が出されました。

これに対し、今後、各施設に設置されてある各運営委員会の中で十分検討していきたい、との回答がありました。

第4点目の貧困老人家庭入院に対するベッド代等の差額については、生活保護家庭とか、身内のないということ入院看護が必要のある場合させていただいてるもので、指摘の件につきましては、今後の福祉施策として、財政事情を踏まえながら十二分に考えてまいりたい。

また、老人医療費の所得制限改正に対する該当者は約117名程度で、これに対する市単独で救済するとなれば相当の金額になりますので、今後、財政事情を勘案しながら検討していきたい、との答弁がありました。

次に、生活保護家庭数について、52年度はどれくらいあったのか、現在、どれくらいか。また、扶助費についての内容資料をいただけるか、との質問に対し、生活保護家庭数は、52年度は687世帯で、3月1日現在741世帯。

また、生活保護扶助費につきましては、後日、参考資料としてお渡しいたします、との答弁がありました。

次に、国民年金の保険料は、53年度に引き上げがあるのか、との質問に対し、現在、1カ

月2200円の保険料が、53年度より2730円に引き上げがある、との答弁がありました。

児童福祉総務費の助産施設収容扶助費とはどういうものか、と質問があり、これは児童福祉法で定められた制度で、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けられない妊産婦を入所させるもので、30件分の予算を計上している、との答弁がありました。

次に、保育所費について、保育料改正を幾ら見ているか。また、同和保育料関係の資料はいつ提出されるか。乳幼児解放教育研究委託料とは何か。昨年度より増額されているのはなぜか。さらに、児童育成保育事業助成金についての質問がありました。

これに対し、保育料改正による増収は、公立、民間合わせて約1530万円、平均11%の改定を予定している。

同和保育料関係の資料は、できるだけ早く提出する。

乳幼児解放教育研究委託料とは、保母の自主的な研究会で、それに対する助成で、昨年度は6月議会で補正された、と答弁があり、児童育成保育事業助成金とは、無認可保育所の児童に対する助成で、1人1カ月5500円支給する。との回答があり、引き続き、保育所入所決定で、入所できなかった人に対する広報とPR。企業保育に対する行政指導。民間保育所の建設育成についての質問がありました。

入所できなかった人に対する広報と、企業保育に対する行政指導については、質問の趣旨を尊重し検討する。

民間保育所の建設については、和氣に引き続き、光明台、信太、鶴山、黒鳥校区に財政事情を踏まえながら、1年1カ所を目標に取り組む、と答弁がありました。

さらに、共働きで子供を連れて仕事に行ってる人が、保育所に入れにくいことに対する考え方と、老朽園舎の建てかえ計画について質問がありました。

保育園の入園については、措置の必要度の高い者から入園決定を行っているが、定数が限られている中で、相当必要度の高い人でも待機願わざるを得ない、という回答があり、また、老朽園の建てかえについても、必要性は十分理解しつつも、現下の財政事情のもとでの困難性を述べ、一層努力する、と答弁があった。

また、同じく南池田第1と第2保育園の建てかえについて質問がありました。

これに対しても、両園とも相当老朽化し、第2保育園については、がけくずれ等もあって危険性が強いことも十分理解し、1日も早く建てかえできるよう努力する、と答弁がありました。

次に民間保育所の運営費と措置費について、保育園の営繕工事費について質問がありました。

これに対し、和氣に建設中の民間保育所については、予算は、4月開園を前提に計上しているが、諸般の事情によりおけているが、設置者に督促し、1日も早く開園できるよう努力す

る。

また、宮繕工事については、各園長の申し出を担当者が点検し、緊急度の高いものから順次行っている、と答弁がありました。

次いで、児童遊園管理費について、管理業務委託料と新設工事費について質問がありました。

管理業務委託料については、各町会長さんに委託をお願いし、新設工事費は、本年度1カ所を計画しており、現在のところ、3カ所程度要望されているが、いまのところ、まだ決定していない、旨の答弁がありました。

共同浴場費につきましては、共同浴場管理運営委託料の内容は何か。委託先はどこか、等の諸点について質問があり、まず、委託料の内容については、現在、地区内に共同浴場が4浴場あり、旧村当時からの長い歴史の中で運営してまた経過があり、昭和44年以来、同和対策の一環として施策が実施されており、現行入浴料金は大人30円、小人20円であり、共同浴場の1カ月当たりの収支を浴場運営委員会が認定し、赤字相当分を委託しているもので、委託先については、王子温泉は王子町会に、旭温泉、中央温泉は幸校区連合町会に、丸笠温泉は解放同盟和泉支部にそれぞれ委託している、旨の答弁があり、民生費を終わりました。

次に、衛生費につきましては、予防衛生総務費で同和地区保健増進事業補助金475万円の内容及び支出先について質問があり、大阪府における同和対策の一環として、住民の疾病に対し、医療費自己負担を軽減することにより健康管理の増進を図るもので、減免率は、同和地区住民については自己負担額の50%、地区外住民については20%で、補助対象実支出額475万円の10分の8、すなわち380万円を府から補助を受けているもので、支出先については、和泉診療所運営委員会に対し支出している、旨の答弁がありました。

次に、母子衛生費につきましては、食糧費の66万6000円及び妊産婦扶助費525万円の内容及び支出先について質問があり、まず、食糧費につきましては、大阪府の補助制度があり、妊産婦に対し9カ月、乳幼児に9カ月、合計で最高18カ月間、無料で牛乳を1日1本支給するための費用で、対象は、生活保護世帯、市町村民税非課税世帯、前年の所得税が非課税の世帯及び同和対策の一環として、同和地区住民の妊産婦及び乳幼児が対象であり、また、妊産婦扶助費につきましては、同和地区に居住する者が出産する場合に、市が母子の保健衛生と福祉の向上を目的として行う妊産婦対策給付制度で、国保世帯には15万5000円、社会保険の世帯には9万5000円を支給するもので、それぞれ10分の8の府補助がある、旨の答弁がありました。

次に、診療所費で和泉診療所運営費補助金1500万円と、和泉診療所運営貸付金3100万円について質問があり、まず、和泉診療所補助金につきましては、同和地区住民の疾病に対

する予防及び治療に万全の措置を講じ、健康増進を図る目的で設置している。和泉診療所会計が2000万円程度の赤字が見込まれておりますが、経費の節減等運営努力をお願いし、1500万円補助するものである、旨の答弁がありました。

また、和泉診療所貸付金につきましては、1日平均100名から110名の患者があり、この保険収入が3カ月おくれで歳入されることもあって、この間の薬剤購入等運営経費として貸し付け、年度末には返済願うものである、旨の答弁がありました。

次に、休日急病診療所運営費で出務医師に市立病院の医師も出務しているのか。また、管理医師はどこのだれに委託しているのか、との質問があり、まず、昭和51年11月、休日急病診療所開設以来、地区医師会の御協力を得ており、また、市立病院の医師も地区医師会のB会員であり、内科医師については出務願っている、との答弁がありました。

次いで、管理医師については、地区医師会会長の佐々木先生に委託している、旨の答弁がありました。

環境衛生費の委託料の中で、市が委託している一般廃棄物の清掃業者が何業者あるのか。また、清掃業者に対して行政指導が適切に行われているのか、の質問があり、市が現在、委託している清掃業者の数は十業者で、その内訳は、塵芥処理業者が6社、尿尿処理業者4社である。

また、清掃業者に対する行政指導については、毎月、定期的に清掃業者会議を開き、市民からの苦情が出ないよう、特に強力な指導を行っている、旨の答弁がありました。

次いで、松尾山処分地についての地元説明会は十分に行われているのか。また、尿尿のくみおくれは、業者処理対象範囲が大きすぎるのではないか。それと、山間部地区には、別途山間料金を支払っており、くみ取りが困難であるということでは理由にならない。また、塵芥の従量制の収集については、料金の問題で市民から苦情があるように思うが、その点どうか、との質問があり、松尾山処分地については、5月、7月にかけて関係町会、関係機関に対して概略説明をしておりますが、今後も具体的に関係者に説明を申し上げるとともによく協議を重ね、地元の深い御理解と御協力を得られるよう進めてまいりたい。

また、尿尿のくみ取り範囲の決定については、塵芥と違って種々の経過から、市で範囲を決めるということについては、今後十分検討していく必要がある。

塵芥の従量制収集については、条例に定められた基準により行っていますが、現実には排出される塵芥の量が、その都度多少の違いがあることから、問題が生じないように、料金のことも含めて業者指導を行っている、との答弁がありました。

次いで、そ族昆虫医薬費について、ネズミが少なくなっている昨今、ゴキブリ殺虫薬を購入して配布してはどうか、との質問があり、その点については、各関係団体とよく協議して配布

等対処してまいりたい、旨の答弁があり、衛生費を終わりました。

なお、審議の進め方については、委員会当初お諮りし、賛同を得て順次、慎重審議をしてまいりましたが、日程等の関係から、残りの審議の進め方を変更し、予算と関連する議案とを並行して審議する旨をお諮りいたしましたところ、これに異議なく、残りの審議は、予算と関連議案を並行して進めていくことに決定した次第であります。

労働費については、まず、失対話所底地の所有権はどこにあるのか。また、原材料費を例にとって、失対事業と土木道路維持との関連について。さらに、人夫賃金については、人数及び今後の見通しについては、面積257平米の市有地であり、失対事業と土木道路維持との関連については、両者は、いずれも土木課維持係の管轄下であり、実務的には両者を併用しておりますが、工事内容によりその主体性を明確化しているものであり、また、失対事業の件数と今後の見通しについては、現在、失対人員は34名、甲、乙に分けて賃金を支払っておりますが、全体的に高齢化しており、今後減少の一途をたどり、自然消滅するのではないか、との答弁があり、労働費を終わりました。

農林水産業費については、総括的問題として農林課の職員数、営農指導の技術職員も少ないのではないか、増員すべきである。米の生産過剰による転作がやかましく言われているが、市の考え方はどうか。農協合併に対する歳出が計上されていないが、これに対する基本的な考え方はどうなのか。農家に交付されている補助金等で農協を通じているものがあると思うが、農協の不正問題との関連はどうなのか、との質問に対し、職員数については、多忙は毎日ではありますが、農林行政に精通した職員と、園芸高校出身者の配置により、少数精鋭主義をもって日常業務を処理しており、また、構造改善事業の実施に当たっては2名の増員を図っております。

稲転については、米の生産過剰を解消しようとする必要性はわかりつつも、国が示す今回の施策には多くの問題があり、農業団体とも協調して、価格安定対策等について国、府に対して強く改善を求める考えであります。

農協合併研究会に対する予算については、長期にわたる合併研究においても話し合いの進展が見られないため、今回は、予算計上を見合わせましたが、1市1農協に対する考え方は変わっており、今後も一層推進に努力したいと考えております。

農協を経由する補助金については、国から農協中央会、農協を経て農家に交付される補助金は、補助金取扱要領に基づき、農家の預金口座へ数日のうちに振り込まれるもので、その日には、市、農家へもそれぞれ別途通知があります。

また、市から農業団体等に交付する補助金については、農協を通ずる場合にあっても、農業

団体と常に密接な連絡をとっているので、今回のような不正事件とは関連しないと確信しております、との答弁があり、これに関して、市独自の農振施策に対する考え方及び農協合併については進展がないとして、このまま打ち切るのか。また、南池田農協を初めとする農協指導はどうするのか、との質問に対し、土地基盤の整備と近代化の促進を図るとともに、農業改良普及所からのより一層の技術指導援助を受けて進めていきたい。

また、合併問題については、決して打ち切るのではなく、1市1農協を基本としてさらに研究推進を図りたい。

また、不正事件に対する指導については、金融面等の経営問題は大阪府の所管する事項で、直接指導することはできないが、1市1農協とした大きな組織のもとで、相互牽制をしていけるような体制づくりへと進めていきたい、との答弁を得ました。

続いて、農道、水路、ため池の重要性と早期改修及び市の施策として若い後継者を育てることをどう考えているのか。2番目として、都市近郊におけるミニ開発と用排水路が大きな問題となっているが、131ページにおいてゼロとなっているのはなぜか、との質問に対し、後継者問題については、昭和52年度から国の農業後継者育成対策事業を導入して補助財源の活用を図り、農協、農家、教育関係者等により基礎計画を検討中であります。

また、ため池等の早期改修は、農業振興と防災の見地から最優先事業として取り組んでいますが、1カ所のため池で3年、5年を要するのが現状であります。131ページの水路事業費については、府の財政事情からして、府単独補助事業による改修の見通しは非常に暗いため、国費事業による施行協議中であります、との答弁があり、これに関して、ため池、水路等の早期改修と、兼業化の進む農家からの受益者負担金の軽減に対する要望があり、農林水産業費の審議を終わりました。

次に、商工費の審議の概要について申し上げます。まず、消費者相談体制は、観光行政に対する基本姿勢は、職業転換対策事業の内容について、また、市単独融資の貸し付け枠の拡大について、の質問があり、消費者相談体制については、消費者問題に精通した相談員を5名配置するとともに、市民の便宜を図るため、第1、第3金曜日に、市民相談室において消費者の苦情処理相談を実施している。旨の説明があり、これに対し、相談窓口を常設すべき旨の意見がありました。

観光行政については、財団法人商工業振興会において観光地の整備を図るとともに、公園管理の面からも施設の管理、整備を図る、旨の答弁があり、また、職業転換対策事業の内容については、大阪府の制度で、同和対策の一環として、不安定就労者に対し最高1人10万円を限度として貸し付け、安定した職業に就職するために実施している制度である、旨の回答があり、

これに対し、不況の長期化に伴い、市内で不安定就労者が増加している現状にかんがみ、対象範囲の拡大をすべき旨の要望がありました。

また、市単独融資の貸し付け枠の拡大については、市の貸し付け枠の拡大よりも、大阪府信用保証協会における保証枠の拡大が先決問題であり、現在、大阪府及び府信用保証協会に対し強く要望している、旨の説明がありました。

雇用対策の一環として実施している給源地に対する対策についての質問に対し、市内企業は、不況の長期化に伴い非常に厳しいものがあるが、和泉市の産業 照会など、雇用就労実態の調査研究のために一定の予算計上をしている、旨の説明がありました。

同和対策として実施している技能習得に伴う生活保障費の対象人員及び単価、実績について、業種別構造改善事業内容及び交付先、小規模企業対策費の内容及び交付先、勤労青少年ホームの今後の運営方針について、また、市単独融資の預託先及び53年度の目標枠について質問があり、生活保障費は、技能習得期間中における所得の喪失または減額した所得に対し、要綱に基づき、世帯主に対し1日1000円を支給しているものであり、20名を見込み予算計上した、旨の説明があり、また、業種別構造改善事業については、大阪府の制度により国際経済情勢の強い影響を受けている業種で緊急産地診断の結果、業界ぐるみで新製品の共同開発、知識集約化等体質改善を図る業界に対し、事業経費の2分の1を助成している。また、この助成金のうち3分の2については、大阪府より補助金として交付されており、当市では、大阪府人造真珠事業協同組合に交付している、旨の説明がありました。

また、小規模企業対策費については、市内小零細企業に対する経営指導経費の一部として、和泉市商工会に交付している、旨の説明がありました。

また、勤労青少年ホームの今後の運営方針については、近々予定しているホーム運営委員会において一定の方針を審議していただく予定である、旨の説明がありました。

また、銀行預託金については、2行3支店に6000万円預託し3億円の貸し付け枠があり、本年度貸し付け目標額は2億円である、旨の答弁があり、商工費に関する審議を終わりました。

次に、土木費と関連する議案第20号「和泉市宮住宅条例の一部を改正する条例制定について」を一括審議を行い、まず、生活道路の維持管理の方針及びこれが本年度予算の中に算入されているのか、との質問に対し、この問題は過般来、所属委員会において検討され、これに基づいて実態の把握に努めた結果、その大半をつかむことができましたので、本年度予算内の道路維持費の中に一部、この工事対象費を含んでいる、との答弁がありました。

次に、地区内道路整備事業費のうち、物件補償費の内容について説明されたい、との質問があり、この補償費については、地区内道路のうち、府費補助対象に該当する地区内4号、5号、

7号の3線上にある3件ないし4件の物件補償が含まれており、補助率は8割である、との答弁がありました。

さらに、この問題について、府費補助のみでなく、国府補助がなぜつかないのか、との質問に対し、地区内道路整備工事全般の補助形態の説明があり、今後、さらにこの種の補助の効率的な利用を考えたい、との答弁がありました。

次に、防衛施設周辺整備事業としての上代伏屋線整備事業の内容について、工事概要の説明及び今後の見通しについて説明が求められ、すでに工事を完成した1300メートルについては供用を開始しており、今後、市道信太2号線との接点まで道路築造を進める計画があり、この中で本年度工事の内容説明がありました。

また、この事業については、別に全体的な工事の遅延があるのではないかと、事業予算の獲得について、国に対してより強気に働きかけてはどうか、との質問があり、できるだけ当初計画どおり工事を進めるよう努力し、また、国に対する働きかけも趣旨に沿っていききたい、との答弁がありました。

続いて、東松尾川河川改修事業の進捗状況について質問があり、工事予定延長約1600メートルのうち、現在までに740メートルの改修が完工しておりますが、従来より行ってきた府費補助対象から、本年度より国府補助対象に切りかえて事業を行っていくとのことで、本年度は、70メートルから80メートルの改修を行う、との答弁がありました。

また、水路費についても、この中に下水関係及び農業用水路関係の予算が含まれているのか、との質問については、それぞれ関連性はあるが、予算としては、単に水路改修をするためのもので、両者関係は含まれていない。しかし、この予算執行については、関係課と十分協議したい、との答弁がありました。

次に、都市計画関係では、まず、肥子池公園事業の概要説明の質問があり、本年度予算で全体面積1ヘクタールの2分の1の5000平米の埋め立て、整地、植樹等を行い、来年度、水路等周辺の整備を勘案しながら、残り5000平米の工事をやりたい、との答弁がありました。

続いて、自然公園の管理における区域、内容及び管理体制の強化等について質問があり、自然公園とは、金剛生駒園定公園の中で本市に係る部分、すなわち横尾山を中心とした周辺の整備を行おうとするもので、管理体制についても、今後、一元化を含めて関係部課内の調整を行っていききたい、との答弁がありました。

また、公園管理の人夫賃の内容説明及び今後増加するであろう市内各地の公園管理に身体障害者の採用はできないものか。さらに、これらの公園に誕生、入学、就職等の記念植樹を計画してはどうか、との質問に対し、公園管理の現状説明があり、管理人の採用については種々検

討を加えたい。また、記念植樹についても検討したい、旨説明がありました。

次に、街路事業整備のうち、和泉府中北通線の工事内容説明、特に既買収の拡幅部分の整備について本年度完了するのか、との質問については、指摘のとおり、本年度対象210メートルについて整備を行う、との答弁がありました。

続いて、泉大津阪本線の道路拡幅部分に残っている物件についての買収予定に対する質問に対しては、本年度において買収できるよう努力する、との説明がありました。

次に、和泉中央線の開通時期と、現在工事中の終点について説明を求められましたが、すでに完成している桑原橋、までに続いて、間もなく終点の市道観音寺寺田線の接点まで完成するので、その後、警察と協議を終えて使用開始をしたい、との説明がありました。

また、光明池春木線の計画についても説明を求められましたが、今回の工事は、光明池団地内のみである、との説明がありました。

下水道関係では、浸水対策事業伯太北排水路について、その工事内容と予算の内訳についての質問があり、これについては、この事業は、基地周辺の障害防止事業の一環として、全延長349メートルを計画するもので、すでに52年度143メートルの完成を見ているが、53年度中に残り206メートルの工事を予定しており、予算内訳としては、大半は自衛隊基地内での工事で、防衛庁施設関連として若干ながら周辺の民地対策工事がある関係上、90%の国府補助事業である、との答弁がありました。

続いて、府中北幹線の集水区域及び年次別事業計画並びに当該年度の工事実施個所についての説明が求められましたが、これについては都市下水路で、府中駅を中心とした44ヘクタールの区域の雨水排水を処理しようとするものですが、すでに49年度より事業着手しており、全延長1284メートルのうち、現在までに434メートルが完成しており、今後、57年までに府中駅前まで完成させる予定であり、53年度は、日鉄ロープ前から粉河線を横断し、府中病院の裏までの工事を予定している、との説明がありました。

また、信太山演習場水路全体計画調査事業費の内容についても質問がありましたが、この事業費は、演習場周辺に散在する水路が、埋設等により十分に機能が果たせない状態にあるため、これらについて十分に調査し、抜本的な水路改修を行うための調査費である、との答弁がありました。

住宅費については、一般向け市営住宅建設の計画について質問がありましたが、現下の財政事情から一般向け市営住宅の建設は困難であり、府住宅供給公社が府中4団地の中に計画している約700戸の府営住宅への入居について、100%和泉市民を対象とするので、当面、これらに依存していきたい、との答弁がありました。

さらに、住宅管理費のうち、工事費の内容について説明を求められましたが、これは雨漏り等応急に処置しなければならない工事に充当する、との説明がありました。

また、改良住宅の現行家賃と、家賃限度額についても質問がありました。現行家賃のうち、単年度維持管理費に充当するのは5割程度であります。家賃限度額と現行家賃にはかなり差がある、との答弁がありました。

また、道路管理の面から、市道国分横山線の道路占用について、今後、占用部分を通路として建築確認が提出された場合、その内容を十分把握して指導されたい、との要望がありました。

次に、改良事業部関係でございますが、まず、非常勤嘱託員の業部内容について質問があり、これについては、改良事業部公用車の運転手並びに改良事業実施上必要とする住宅入居等、諸問題の解決に携わる相談員である、旨答弁がありました。

また、改良住宅建設事業費の中に、どうして公用車の運転手が張りついているのか、との問いについては、改良事業部の予算は、補助事業の性格上、予算科目は総括して設定している、旨説明がありました。

次に、改良地区内の事業進捗状況について、買収状況並びに入居状況及び地区外転出件数について質問があり、まず、買収状況については、地区内の買収対象物件は2296件であり、そのうち601件はすでに買収しているので、未買収は1695件となっている。

また、改良住宅入居状況については、52年度事業一部工事中も含め、522戸建設されるものであり、現在入居済み並びに入居予約者を合わせ398戸が確定しておりますので、地区外へ転出した件数は、おおむね200件程度と考えられる、旨答弁がありました。

これに関連して、改良住宅全体の建設戸数と今後の建設戸数について質問があり、これに対しては、全体の計画戸数は1690戸であり、現在、一部工事中も含めて522戸が建設されるので、今後の建設予定戸数としては1168戸となる、旨の答弁がありました。

さらに、53年度当初予算に計上されている改良住宅建設事業費13億余円に対する住宅建設戸数等の質問については、改良住宅120戸建設に必要な用地費等包含した事業費である、旨の答弁があり、土木費と関連する議案第20号「和泉市営住宅条例の一部を改正する条例制定について」を終わりました。

次に、消防費について、消防施設費の救助工作車1500万円の購入に関連して、消防力を充実することは基本的に了とするが、内容的にこれを使いこなす体制が必要であり、この運用についてどう考えているのか。

また、3名の退職に伴う補充については、何名の職員を採用する方針か、との質問があり、これに対し、工作車の購入目的、装備の概要を説明の上、機材の運用は災害状況に応じ、他の

ポンプ車等の隊員を乗車出動させる等の臨機の処置をすることで、特別に要員の張りつけは現在考えていない。

また、採用人員の件は、定数95名を90名で運営しているが、消防の立場で、定数まで充足を図りたいと願っておりますが、現下の財政事情も考え、若干の補充を市長部局にお願いし協議中であり、近日中に結論を出したい旨の答弁があり、また、財政事情は理解するが、消防行政と施設人員の一体となった充実に鋭意努力するよう要望がありました。

次に、消防団費について、団員の処遇は十分か。また、人員問題とからんで救急車の使用可能台数、配置場所等の運用状況及び価格などの質問があり、これに対し、団費については、現状では報酬、その他で十分でないかもわからないが、団員の御苦勞にこたえるよう精いっぱい努力している。

救急車については、本署に2台集中配置しており、今後の山手の開発状況とあわせ、分散配置を考えている、との答弁に対し、本署から横山方面まで遠方であり、住民は不安を感じているので、納花にある出張所に救急車を配置するよう要望がありました。

これに対し、人員配置等諸般の事情もあるので、今後、十分煮詰めていきたいと答弁があり、消防費を終わりました。

次に、教育費と関連する議案第18号「小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第21号「青年学級の開設について」を一括審議を行い、まず、教職員事務服費と52年度のクラブ活動費との関係、小中学校備品費について質問がありました。

第1点、教職員事務服費、クラブ活動費については、学校教職員のトレーニングウェアの上下でありまして、教育現場でのより効果的な制服であり、3年に1着の貸与となっており、クラブ活動備品は、本年度小中学校とも教育振興費で措置させていただいている、との説明がありました。

次いで、青少年問題協議会、障害児教育、サマースクールの計画、南王子村文書の現況と和泉市史第3巻の編集、校区年齢別人口統計業務委託、L・L教室について質問がありました。

第1点、青少年問題協議会については、昭和52年度事業として、委員25名で構成されており、総会1回、専門委員会2回の開催で、青少年の環境浄化を諮問し、昭和53年度に答申いただける運びとなっている、との答弁があり、第2点目の障害児教育については、憲法に保障されている基本的人権の尊重に基づき、御両親の意見の上で教育の場を広く開放しており、就学猶予者数については、市内で9名となっている、との説明があり、サマースクールでは、夏休み40日間のうち、25日を旧山手中学校にて集団活動を規律正しく指導し、子供会活動を定着させるとともに、スポーツ、学習を通じて地域ぐるみの連帯及び交流を深める活動との

説明があり、他の地域でのサマースクールの実施については、今後十分検討してまいりたい、と答弁がありました。

南王子村文書では、1巻は9000円、2巻1万円、3巻1万円であり、4巻についても1万円を予定いたしております。

なお、売り払い残書につきましては、今年度計画いたしております図書館の蔵書として、他市との交換図書館の計画を持っております、との答弁があり、和泉市史第3巻、明治以後については、各業界での資料はある程度収集可能ですので、刊行について今後、検討してまいりたい、との説明がありました。

第2点での校区年齢別人口統計業務委託は、市民課の住民情報係を通じ南大阪電子計算センターに委託し、校区の人口、年齢別を調査し、適正均衡のとれた校区編成のための資料といたしており、町別年齢別人口調査委託料との関連で重複部分がないか十分調整してまいりたい、との説明があり、また、L・L教室は、現状郷荘中学校と富秋中学校の2校に設置されており、他の中学校についても、今後、設置するよう検討していきたい、との答弁がありました。

次いで、私立幼稚園就園奨励費補助金、私立幼稚園整備費及び連絡協議会補助、幼稚園の管繕工事費について質問がありました。

私立幼稚園就園奨励での補助金は、家庭の経済的理由により就園困難な園児の保護者に対して援助する制度で、前年度所得から7万円、5万5000円、3万円、2万5000円となっており、本年度では、それぞれ70人、80人、300人、470人となっており、平均は3万円となっている、との答弁があり、私立幼稚園に対する90万円の補助金は、公私立の幼児教育のあり方について、公私立の教職員ともどもの研修及び交流を図っていくべきための補助であります、との説明がありました。

幼稚園の管繕工事費では、木造園舎の雨漏り等での保育面、破損等での園児の保健管理面を考慮し、緊急度の高いものから取り組んでまいりたく、今年度は、南松尾幼稚園の建設事業は債務負担をお願いしていますが、横山幼稚園については、小学校校舎の整備とあわせて取り組んでまいりたい、との説明があり、南松尾幼稚園建設の規模及び建築費では、定員80名で2教室、遊戯室及び管理室で建築面積312平米、3213万円、平米当たり単価10万円となっている、との答弁がありました。

次に、観音寺遺跡の復元と埋蔵文化財の保存、公民館の維持管理、婦人会等各種団体の補助金増額についての質問がありました。

公民館では、南池田、北松尾、南横山の3館があり、昭和52年度でも補修の工事等進めてまいっており、今後の管理においても十分配慮してまいります、との答弁があり、婦人会への

補助金では、活動も活発であり、大きな団体である婦人会に期待しているところ大であります
が、市が補助金を支出している団体は数多くあり、現状の財政状態の中では、なかなか思うよ
うにまいません。ただ、婦人会に対しての補助金増額は、検討してまいるべきと考えており
ます、との答弁がありました。

次に、鶴山台団地を含めての信太中学校区での公立幼稚園建設について質問があり、現状か
らは、公立幼稚園一園建設すべきであるとの考え方は変わっておりませんし、緊迫した財政事
情の中でも計画を立ててまいるべきである、との答弁がありました。

最後に、市民グラウンド南部建設計画について質問があり、以前に現地の借地、整地工事の
見積もりをいたし、いろいろな角度から検討してまいりました。借地としてお願いできても、
年間の借地料が高額に見積もられ、整地工事費では、ただ、グラウンドとして使用可能程度で
も1700万円から1800万円が必要で、計画にすぎずに至っております。本件はさること
ながら、別途で、別な手段でグラウンド確保も考えており、御趣旨を体し実現に取り組んでま
います、との答弁があり、教育費と関連する議案第18号「和泉市立小学校及び中学校設置
条例の一部を改正する条例制定について」と、議案第21号「青年学級の開設について」の2
議案を終わりました。

- 議長（柳瀬美樹君） お諮りいたします。ただいま委員長報告の途中であります。委員長
報告が相当長いため、ここでひとまず休憩いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、暫時休憩いたします。

（午後零時休憩）

○

（午後1時30分再開）

- 議長（柳瀬美樹君） 午前に引き続き会議を開きます。
午前中の委員長報告を続けてお願いいたします。
- 予算審査特別委員長（田中包治君） それでは、午前に引き続きまして、委員長報告をいたし
ます。
続いて、公債費、諸支出金、予備費につき一括審議に入りました。
まず、公債費について、地方債の現在高のうち、同和関連起債について、10条現定の拡大
はどうか。
まず、公債費の現在高のうち、同和関連起債は113億7600万円であり、また、措置法

10条規定の拡大については、同和行政に関する起債の元利償還金を全額、交付税の基準財政需要額に算入されるべく必死に要望しているものであり、当面、特別交付税等の上積み为国に強く働きかける、という回答があり、公債費を終わりました。

諸支出金、予備費については別に質問がなく、債務負担行為について、幸保育園建設事業と南松尾幼稚園建設事業については、格差があるのではないか。また、債務負担行為の查本的な考え方についての質問があり、まず、幸保育園については、零歳児より5歳児の定員120名で、規模は1200平米、建設単価は19万円。南松尾幼稚園については定員80名で、規模は321.8平米で、建設単価は10万円である。

また、債務負担行為の基本については、当該年度の現計支出を伴わないもので、将来に現金支出の負担を伴うものについては、議会の議決を得て将来負担の行為をすることとされている、旨の回答がありました。

最後に、今年度、災害復旧費が計上されていないが、災害が起きたときどう対処するのか、という質問があり、これに対し、災害が発生した場合、予備費を充用して適切なる措置を講じていく、旨の回答がありました。

これにて一般会計の歳出予算の審議を終わりました。

次に、一般会計の歳入と、これに関連する議案第19号「和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定について」を一括して審議に入りました。

まず第1点は、市税の伸びを見ているが、地元産業衰退という事情の中で、どのようにして市税を見積もったか、との質問がありましたが、普通徴収分4億3619万1000円を計上いたしました。昭和52年度決算見込額4億4000万円となっており、こういう経済情勢の中で一応、調定の伸びは見ておらず、横ばいという見通しのもとで計上し、特別徴収分は、昭和52年度決算見込額が11億5800万円を見込み、給与改定分6.9%の伸びを予算計上させていただきました。

固定資産税については、農地から宅地等の見込額を、昨年実績に8.6%のアップを見込んでございます。

家屋については、昨年実績より13.7%アップを、償却については、不況により休業及び廃業等がございますので、マイナス11%を減額見込みとして予算に計上させていただき、現況の厳しい不況の中であるので、全力を傾けてこれの確保を図ってまいりたい、と答弁がありました。

第2点では、固定資産税の同和減免を基本的にどのようにされるのか、に対し、大阪府市長会で統一的な見解が示されておりまして、そういった面についての減収については、財政当局

としては、特別交付税等の財源獲得で努力してまいり、府市長会等ともよく協議を重ねてまいりたい、との答弁がありました。

第3点目は、民生費の児童福祉費負担金保育料の増収分についてであります。今回、改定をお願いしております保育料増収分については、約1500万円を見込んでおります。率については11%、対前年に対しても11%の引き上げ率で、国の52年度の徴収基準に対して、約90%ということで計算しております、との答弁がありました。

第4点目は、使用料及手数料の中で、解放総合センター使用料110万円と市民会館の収入を明示されたい、との質問に対し、110万円計上させていただいておりますが、市民文化ホールで100万円、解放会館の方で10万円という内訳を持っております。

市民会館との比較ということですが、市民会館では192万円計上しており、解放総合センターより80万円ほど上回っておる現況であり、昨年5月以来開設いたしまして、いままでの使用状況等を勘案して予算に計上させていただいた金額で、53年度確実に収入できる、という回答がありました。

第5点目は、幼稚園条例で3年連続改正ということですが、市の理事者の考え方を披瀝されたい、旨の質問があり、これに対し、幼稚園保育料の負担につきましては、いろいろ御指摘をいただいておりますが、負担の基準をどこに置くかについては非常にむずかしいことであり、保護者に御負担していただけるものは、児童、幼児に直接処遇する人件費、保健衛生費、あるいは教材材料費等、これらは利用者の御負担いただける範囲ではなかろうかという答申でありまして、本市の財政事情等を勘案して、現在の基本的な考えとしては、消費的経費の3分の1を御負担いただくことが最高の限度である、との回答がありました。

第6点目は、同和関連施策で約50億ほどになっているが、これに対する国の補助、府の補助は幾ら入るのか、との質問に対し、53年度の同和対策関係の諸経費、事業費、運営費、人件費、元利償還、すべての経費を集計すると約49億円であり、このうち国府補助金として、53年度予算化いたしておりますのは13億4000万円であり、府の補助金につきましては、8億5300万円であり、国、府で全体の44.5%である、との回答がありました。

次に、財産売払収入で2億5500万円の収入が出ておりますが、過去からの問題もある中で、これら処分についてどう対処しようとするのか、基本的な考え方をお伺いしたい、との質問があり、これに対し、財源がないからといって安易に処分するということは、遺憾に存ずる次第でございます。市民的コンセンサスも得る必要があろうと思っておりますが、処分については、所管の総務委員会の委員さんにも御協議をお願いし、あらゆる手段を講じて理解を得てまいりたい、との回答がありました。

次に、一般保育園と同和保育園との差が余りにも大き過ぎるので、なぜ上げないのか、その根拠を聞かせてほしい、との質問があり、同和保育園の保育料については、同対審答申の精神に基づきまして、大阪府同和保育基本方針の決定に対処して、保護者の負担を軽減する意味から、毎年、幾らかの額を上げているのですが、そういう点の格差が出ておるといのが、いまの実態である、との答弁がありました。

次に、老朽園とりっぱな園と一緒に保育料を取っているが、是正する気はないか、との質問があり、老朽化した園舎でも新しい園舎でも、保育の内容は全く同じような保育であり、ただ施設の設備程度については多少の差がありますが、保育内容は一緒でございます。財政事情が許すならば建てかえていくという構想を持って、できるだけ老朽園をなくしていきたい考えを持っている、との答弁がありました。

次に、土木使用料で電柱使用料を徴収しているが、この財政難の折から、電柱の広告料を取る考えはないか、との質問に対し、歳入面について本当にありがたい御提案をいただき、電柱1本700円になっております。広告によってある程度の収益が上がるということに対しても、今後十分に検討いたし、阪南各市課長会とも諮っていききたい、との回答がありました。

次に、煙草消費税が前年度より1億221万1000円ふえている見込みと、電気税7498万円増収、逆にガス税が167万4000円の減とあるが、それぞれの説明を、との質問があり、煙草消費税の1億221万1000円の増でございますが、煙草消費税の課税標準額が改正され、前年当初予算に比較しての伸びでございます。昨年度途中より1本当たりの単価が、4円67銭4厘から6円70銭1厘と改正されております。

電気税につきましては、電気製品の普及に伴いまして、かなりの調定の伸びが示されてまいり、逆にガス税につきましては、電気関係の電気製品の伸びに反し、ガス関係が若干、毎年調定減となっており、理由といたしましては、電気製品の普及に伴う減であると考え次第です、との回答がありました。

そのほか、各委員より数点にわたり質問が出されましたが、それぞれ回答を得、一般会計の歳入と、これに関連する議案を終わりました。

続いて、関連議案3件、議案第14号「和泉市高額療養費資金貸付基金条例制定について」、議案第15号「和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について」と、議案第16号「和泉市職員の育児休業に係る給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について」の3議案を一括審議に入り、高額療養費貸付金条例制定したのだから、広く有効的に使えるようにしていただきたい、との質問があり、御主旨を十分踏まえて、この制度をせっかく制定させていただいたので十分対処してまいりたいと思います、との回答があり、他に質疑がなく、

一般会計予算並びにその関連議案の審議を終わりました。

次に、国民健康保険事業特別会計予算並びに議案第17号「和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」の一括審議の経過と内容を御報告いたします。

まず、保険料引き上げを全面撤回する意思はないか。保険料率の内容及び阪南各市との保険料額の比較はどうか。一定所得以下で限度額に係る者及び低所得者に対する配慮はどうか。医療費9・6%引き上げによる支出増は幾らか、との質問がありました。

まず、第1点について、医療費の引き上げ、その他諸要素を勘案するとき、大幅な財源不足を来すものであり、保険料引き上げはやむを得ない実態に至っており、御理解をいただきたい、旨回答がありました。

第2点について、保険料率は、所得割100分の552、均等割9000円、平等割1万2960円に改正し、資産割は、現行100分の108に据え置くものであります。

また、阪南各市との比較は、1人当たり調定額にして、最高は堺市の26800円、最低は岸和田市の2万2500円、それ以外の市は、2万4000円前後であります。本市は、2万4500円の見込みであり、阪南各市の平均的な額となる、旨回答がありました。

第3点については、今回の料率改正については、特に低所得者の負担の許容額に留意したものでありますが、実施に当たっては、各被保険者の実態に即するよう対処していきたい、旨回答がありました。

第4点について、医療費改定に伴い、1カ月約1700万円の支出の増加となる、旨回答がありました。

次に、土地地区画整理事業特別会計並びに関連する議案第22号「和泉、泉大津都市計画事業第2阪和国道葛の葉土地地区画整理事業施行に関する事務委託の廃止について」を一括審議に入りました。

まず、去る3月6日に事業廃止について行った地元との話し合いの中で、地元では、国道及び府道の用地買収について了解しているのか。また、用地買収後の問題についても協力が得られるのか。さらに、要望について市は回答しているのか、等の質問がありました。

これに対し、第2阪和国道は、1日も早く完成させなければならない。このため諸般の事情から土地地区画整理の事業廃止を行い、用地買収に切りかえざるを得なくなったが、12年という歳月の経過もあり、後々の問題についても円満に解決しなければならないので、市議会第2阪和国道対策委員会とも協議を行い、地元の問題については、誠意をもって対応したい、との答弁がありました。

これに対し、去る1月26日、27の両日にわたり建設省へ陳情に行ったときの経過からし

て、市当局は事業を廃止するとの考え方であるようだが、3月22日来庁した地元代表に対する回答はどうなっているのか、と市の見解をただしたのに対し、3月22日に町会長及び対策委員長から要求書が出ているが、行政側として、即刻回答することもできないので、2、3日の間にさせてもらうことにしている、との答弁がありました。

続いて、第2阪和国道の早期完成は、すべての市民の願うところであるが、市当局から地元へ回答が行われていない時点で議案を審議することには問題があり、第2阪和国道対策委員会としても責任があるので、市の主体性の中で態度を明らかにしてほしい、との発言がありました。

本委員会では、以上の経過の中で審議を行うことはできないとの判断から審議を中止し、その間に調整されるよう市に要請することになりました。翌日再開した委員会で、事務局が第2阪和国道対策委員の各委員を訪問し、市からの回答について説明したとの確認をして、審議を進めることになりました。

この中で、第2阪和国道の早期完成については、用地買収方式への方針変更は基本として了解するが、昭和53年度予算との関係、事業費等に対する国府補助の有無について質問があり、これに対して、経常事務的経費の計上と、用地買収に際し、地元に対し有利な条件を設定する等のための予算であり、国府補助の対象にはならない、との答弁があり、これを終わりました。

続いて、公共用地先行取得特別会計の審議に入りました。公園の全体計画はどうなっているのか。このうち未買収地はどれほどか。これらの買収年次計画と、今回の買収はどのぐらいか、との質問がありました。

この件は、52年度から黒鳥山公園の用地の先行取得を行っているものであり、この公園は全体計画約12・1ヘクタール、未買収面積は約5・3ヘクタールであって、土地利用が十分なされていない区域から買収していくよう考えており、53年度買収しようとする面積は約0・26ヘクタールである、との説明がありました。

また、市道黒鳥観音寺線沿いの家の建ち並んでいる区域はどのように考えるか。事業実施不可能なら変更すべきではないか、との質問に対して、この区域の買収計画は相当年月を要しなければならないが、周辺の地価の高騰と、多くの物件に対する財政状態からすると非常に困難であり、検討の必要もあろうが、よりよい計画の担保ができない現時点では変更を考えていない、との回答がありました。

これについて、この地区の事業実施に伴う財政投資の効率化等からして計画変更も検討しては、との要望があり、この審議を終わりました。

公共下水道事業特別会計予算並びに関連する議案第12号「和泉市公共下水道事業特別会計

設置条例制定について」を一括して審議に入りました。

まず、公共下水道事業特別会計のうち、泉北環境整備施設組合文担金の内容はどのようなものか、との質問があり、この内容は、泉北公共下水道管渠整備事業費と処理場の一部増改築費及びこれら事業費に対する起債の償還元利並びに処理場の維持管理に対する本市の分担額を計上しているものである、との答弁がありました。さらに、その内容についても、資料を提出するよう要請がありました。

次に、条例の使用料 35 円の算出根拠についての質問に対し、使用料条例の適用地域は、日本住宅公団光明台地区と泉北ニュータウンのうち和泉市域分で、算出根拠は、この地区の汚水を処理委託している。泉北処理場における過去 3 年間の実質処理経費と、周辺の一般くみ取り料金等を勘案して算定したものである、との答弁がありました。

次に、条例第 23 条には、「特別の理由により」と規定されているが、現在、この対象者があるかどうか、との質問に対し、特別の理由とは、生活困窮等により料金支払いが困難なものを対象にしているが、現在、本市においてはその対象者はいない、との答弁がありました。

次に、近隣都市における料金制定の状況についての質問があり、これに対し、大阪府下あるいは全国的にも、処理場設置の年度、規模あるいは条例制定の年度等により差異はあるが、使用の状況により累進制料金体系を採用している市が大半である、との答弁がありました。

次に、泉北環境の料金はどの程度か、との説明を求められましたが、これについては、現在、1 立米当たり 16 円であるが、この根拠は、昭和 47 年当時の泉大津市における料金体系を参考にして制定されたものであるが、今後、周辺都市との状況の比較で改定される可能性もあるのではないか、との説明がありました。

さらに、条例第 19 条の料金制定に関しては、現在、施設が完成しているもの、また、工事中のもの、その他周辺地域等のバランスを十分考えた料金制定がされるべきであるが、今回の料金については、これらが精査検討されていないと考えられるのでよく検討されたい、との意見がありました。

また、別にこの料金については、近隣市との比較においてやや高いので修正してはどうか、との意見もありました。

さらに本市の場合、下水処理について数多くの方式があり、一貫していないので、各方式間に不公平のないよう考慮されたい、との要望があり、公共下水道事業特別会計並びに議案第 12 号「和泉市公共下水道事業特別会計設置条例制定について」を終わりました。

次に、水道事業会計予算について、審議の概要を申し上げます。

まず、当年度純利益 3133 万 3000 円計上しているが、計画どおり再建できるのか。ま

た、一般会計よりの補助金1000万円は少なすぎるため、再建はすべて住民負担にゆだねられているのではないかと、との質問に対し、大きな経済変動がない限り、55年度末には、不良債務を解消する予定である。

また、水道事業会計は、独立採算制をたてまえとしており、補助金の増額は、現在の一般会計の財政状態ではむずかしい。

また、受託工事収益はもっと見込めないのか。府道等を掘削するには期間がかかるから、本管工事と同時に給水工事を施行すべきではないのか。また、縁故債の借りかえはどの程度進んでいるのか、との質問に対し、受託工事収益は、そのときの受託の工事量によって変動するもので、本年は、社会経済情勢を考え、少なく見積もりました。

また、本管工事と同時に給水工事を行うよう市でも指導しているが、給水工事の申し込みは需要家のため、必ずしも同時に施行できるとは言えない。

また、縁故債の借りかえについては、鋭意努力しているが、債券を発行している関係上、繰り上げ償還は非常にむずかしく、現在、府へ働きかけて低利の短期資金を受け入れるべく努力している。との答弁があり、審議を終わりました。

次に、和泉市病院事業会計予算並びに関連する議案第23号、「一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」の審議の概要を報告申し上げます。

まず、昭和53年度は病院本館の改造があり、いわば事業の過渡的な年度であるとの見地から、収支予算については、52年度補正のように、予定が相違することのないようにすべきだが、この点はどうか。また、赤字補てんをどのように考えるのか、との質問があり、これに対し、53年度中途には、本館改造後102床を開設する計画であるが、当初予算は、すでに稼働している新館201床に対する予算措置を行い、新館の運営実績等を十分点検し、慎重に検討を行い、年度途中で改造後の102床開設に伴う収支予算の補正をお願いすべく予算編成を行ったので、御指摘の点は十分留意し、慎重に対処してまいりたい。

また、一般会計からは、困難な財政事情の中で昨年度と同額の繰り入れをいただいております、53年度は、残念ながら収支均衡は望めないが、事業完了後の54年度以降には、まず、医業収支の改善に向け全力を挙げ努力したい、旨の答弁がありました。

続いて、特殊勤務手当の改正を機会に、入院患者の心づけの廃止を掲示する等、患者の気がね、気遣いをなくすよう考えてもらいたい。また、公立医療機関として、保健、予防の面にも力を注ぐべく、冊子なりパンフレットを窓口へ備えつける等を考えてはどうか。また、本館の改造について、外装をこの機会に行えないのか、との質問があり、これに対し、患者さんの善意まで拒むことはできないが、金銭はかたく辞退しており、御指摘の主旨は院長とも相談して、

今後とも留意していきたい。

また、保健、予防についても、当面は、臨床医療の整備充実を第1義としているが、公立病院としての役割から、今後、果たしていかなばならない問題であり、検討してまいりたい。

本館の外装については、予算的に許されるならば、この際、施行したい考えである、旨の答弁があり、それぞれの点に配慮するよう要望があり、病院事業会計予算並びに議案第23号「一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」を終わりました。

以上で一般会計予算、特別会計予算、企業会計予算並びに関連議案12件の質疑も出尽くしましたが、委員より提起された問題点を肝に銘じ本委員会に臨むようにと要請があり、本委員会に対する運営上の意見もありましたが、各委員の御協力をお願いし、順次、採決に入りました。

まず、「和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定について」を、寺田議員外1名より提出された修正案を議題とし、提案理由の説明を受け、本修正案の採決に入り、賛成少数により本修正案を否決いたしました。

次に、昭和53年度一般会計予算並びに関連議案第14号、15号、16号、18号、19号、20号、21号を一括採決に入り、お諮りいたしましたところ反対があり、意見として、同和関係の件費及び施設の運営費がアンバランスであり、不公平が通っている。さらに、個人給付についても、窓口一本化は取り除かれたと見ているが、解放同盟を窓口にするという内容が含まれている。今回の予算にある高額療養及び学校建設等、賛成のできる条例もあるが、基本的には正されていない点があり、全体として賛成できない旨述べられました。

また、次に意見として、本予算委員会の審議を通じて、われわれは市財政を守り、市民生活の向上を念じ、厳しい試練を迎えた行財政運営のもとで、市長以下理事者の基本姿勢と対応の具体策を究明してきました。未曾有の財政危機の現下にあるとはいえ、次の諸点を提起し、市長初め理事者に対し、早急に対応するよう強く付言いたすところであります。

その1つは、財政運営健全化に対し、現行の地方財政度の抜本的改革を強力に中央に要求する一方、市行政の主体性のもとに、財政計画へ理事者、議会人が一丸となって財政対策委員会を設置し対処するよう、その2は、本年度予算の歳入に多額の臨時収入を見込んでいるが、宅地開発者の事業遂行を円滑化し事業収入を図るとともに、財産処分については、財産の有効利用に十分考慮されたい。

その3、同和事業に要した起債の元利償還金の金額を地方交付税へ算入し、交付税の獲得に全力を傾注するとともに、各種国府補助事業に対する超過負担解消へ詳細な実態をさらけ出し、

所期の目的達成へ努力せよ。

その4、保育料改定については、昨年に続くもので遺憾である。受益者負担に頼りがちで、福祉を置き去りにすることのないよう配慮し、公共料金改定に当たっては、今後審議会を設けてここ数年は改定すべきでない。

その5、同和対策事業を最重点施策として取り組むことは認識するものの、事業遂行上、市民コンセンサスを得ることが重要なことで、このため市同促を早期に発足させ、市民合意を得ることと、同和対策の諸経費が多額に上っているが、行財政に支障を来さないよう配慮すべきである。

その6、いま、市民は不況のもと、生活防衛に必死になっており、幾ら財政難とはいえ、福祉は後退させてはならない。また、市民環境向上のための諸施策の充実について具体的な目標設定を行い、着実に実現するよう、最後に、各種団体助成については、団体の育成は、ひいては市民参加の民主行政を進める母体となるものであり、この意味から、各種団体へ十分な活動助成をすべきである。

以上、7点について、市理事者に対し強く要望するところである、との意見があり、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決いたしました。

次に、国民健康保険事業特別会計予算並びに関連議案を議題とし、横田議員外6名より国民健康保険事業会計についての修正案が提出され、本件を議題として採決に入り、全員異議なく本修正案を可決いたしました。

続いて、本修正部分を除く原案と関連議案について採決に入り、異議なく可決決定いたしました。

続いて、土地区画整理事業特別会計予算並びに議案第22号の関連議案を一括して採決に入り、全員異議なく可決決定いたしました。

次に、「公共用地先行取得事業特別会計予算の採決に入り、全員異議なく可決決定いたしました。

次に、公共下水道事業特別会計予算並びに関連議案第12号及び第13号を一括して採決に入り、反対者があり、採決の結果、賛成多数で可決決定いたしました。

続いて、和泉市水道事業会計予算の採決に入り、反対の方もあり、採決の結果、賛成多数で可決決定いたしました。

次に、和泉市病院事業会計予算と関連議案第23号を一括して採決に入り、原案どおり可決いたしました。

以上で、当予算特別委員会に付託された全議案の審議を終わった次第でございます。何とぞ

速やかに可決決定くださるようお願い申し上げます、報告を終わります。

- 議長（柳瀬美樹君） ただいま委員長より詳細な報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を省略し、直ちに討論に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。それでは、討論に入ります。反対の方からお願いいたします。

- 22番（勝部津喜枝君） 先ほどの委員長報告に対し、共産党議員団を代表しての反対の討論を行います。

3年連続の公共金値上げ、住民福祉無視、むだな同和予算の見直しが行われていないなど、市民を無視した無茶な提案は、日程を大きく変更した予算委員会の審議にも見られますように、理事者の責任が厳しく問われるものと考えております。今日の地方財政危機が長引く不況の中で税増収の期待ができず、大量の地方債発行など借金財政が一段と強くなってきております。さらに重要なことは、政府自身がこの財政危機が長期に続くことを認めながら、たとえば地方交付税率32%の引き上げ、全国知事会でも、また、全国的な国民的合意とも言われている40%への引き上げもいまだ認めようとはせず、一層厳しい状況の中で、福祉抑制が押しつけられております。本市においてはこうした状況の中で、さらに、逆差別の同和予算、むだな同和予算を見直すことなく、財政危機を克服する道は避けて通ることはできない課題であると考えております。

こうした中で共産党議員団は、12万市民の立場から、今回の予算委員会審議等を通じまして、不公正、不誠実な予算案として、さらに、市政のずさんさが明らかになったものとして、今回の議案第5号「昭和53年度和泉市一般会計予算」案には、反対の立場を申し上げたいと思います。

さらに、議案第6号「昭和53年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算」並びに議案第17号「和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」は、まず第1点、低所得層への負担が過大にならないよう、今後十分な注意。第2点、一般会計からの十分な補てんを行うこと。第3点、国に対する抜本的な要望を強めることなどの意見を申し上げまして、最高限度額17万円に対しましては、不満はございますけれども、わが党も修正案に賛成し、一定の改善がなされておりますので、賛成いたします。

続いて、議案第7号「和泉市土地区画整理事業特別会計予算」並びに議案第22号「和泉、泉大津都市計画事業第2阪和国道葛の葉土地区画整理事業施行に関する事務委託の廃止について」は、賛成いたします。

議案第 8 号「昭和 53 年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算」については、賛成いたします。

続いて、議案第 9 号「昭和 53 年度和泉市公共下水道事業特別会計予算」、議案第 12 号「和泉市公共下水道事業特別会計設置条例制定について」、議案第 13 号「和泉市下水道条例制定について」は、他市に比べても高く、市内でのばらつきもあり一貫性がないなど、これら議案に対しては、反対をいたします。

続いて、議案第 10 号「昭和 53 年度和泉市水道事業会計予算」につきましては、昨年末も審議されました値上げ案が基本に組まれておることなどで、反対をいたします。

続いて、議案第 11 号「昭和 53 年度和泉市病院事業会計予算」、議案第 23 号「一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、年度途中で旧館改装の予定もあり、建設途上であるという基本的な考え方もありまして、意見としては、52 年度補正予算審議の中で見込み違いなど出ておりますが、運営努力を意見として申し上げ、賛成いたします。

引き続きまして、議案第 14 号、「和泉市高額療養費資金貸付基金条例制定について」、第 15 号「和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について」、第 16 号「和泉市職員の育児休業に係る給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、第 18 号「和泉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例制定について」は、賛成いたします。

議案第 19 号「和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定について」は、とりわけ大阪府下で一番高い料金になっており、3 年連続の公共料金値上げの 1 つとして、さらに、入園料徴収という新しい父兄負担の道を開いており、共産党が予算委員会にも修正提案を提出いたしておりますけれども、市長の独走をチェックする議会としても、こうした 3 年連続の値上げを許していることについては、非常に残念なことだと考えておりますので、この第 19 号議案につきましては、反対をいたします。

さらに、議案第 20 号「和泉市営住宅条例の一部を改正する条例制定について」、第 21 号「青年学級の開設について」は、賛成をいたします。

以上、共産党議員団を代表いたしまして、各議案に対する態度表明を行いました。

- 議長（柳瀬美樹君） 次に、賛成の方、お願いいたします。
- 7 番（金沢勝君） 昭和 53 年度予算並びに関連議案について、賛成の立場から意見を申し上げたいと存じます。

本予算は御承知のとおり、長期的な経済不況で円高という、まことに不安定かつ厳しい情勢の中であって編成されたものであり、理事者各位の苦勞と努力のあったことは、十分理解する

ところであります。

しかし、われわれ市民代表の立場に立った場合、現下の市民生活は、大きな不安と動揺に脅かされている現状であります。市財政の健全化も、市民生活にとって欠くべからざる要素であります。これらを公共料金の値上げをもって充てることは厳に慎むべきであり、これが財源確保については、超過負担の解消を図るはもとより、国、府に対し、当市財政の充実、健全化を強く求めるべきであると存するのであります。

また、予算内容においても、一部公正を欠く面も指摘するところではあります。今後の財政運営に当たりましては、十分配慮されて予算執行に臨まれるべきであると、私は考えるのであります。

また、本市の立地条件からいたしまして、地域開発の推進を初めとする諸問題が山積しております。しかし、事態はますます深刻化を来している現状にあつては、もはや模索を続ける情勢ではなく、市民需要に対応する新しい施策の実現を図るべきときであると考えます。理事者各位におかれましては、この厳しい現実を真剣に受けとめ、積極的に対処し、効果的かつ計画的な行政の推進を図り、もって理事者一丸となつて、12万市民の福祉向上に邁進せられんことを切に期待をいたすものであります。

私は、賛成の立場からいささか意見を申し上げ、昭和53年度予算並びに関連議案に対しまして、賛成するものであります。終わります。

○ 議長(柳瀬美樹君) 以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。日程第1より日程第19までを、予算委員長報告どおり可決するに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。よつて、議案第5号より議案第23号までの19議案は、委員長報告どおり可決されました。予算特別委員の皆さんには、連日にわたり、なおかつ、たびたび時間延長を願つて夜遅くまで慎重御審議を賜りまして、まことにありがとうございました。

○ 議長(柳瀬美樹君) 次に、日程第20「和泉市土地開発公社昭和53事業年度事業計画書類提出について」を議題といたします。

報告を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

報告第1号

和泉市土地開発公社昭和53事業年度事業計画書類提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、和泉市土地開発公社の昭和53事業年度の事業計画に関する書類を別冊のとおり報告する。

昭和53年3月10日提出

和泉市長 池田忠雄

報告第1号参考資料

〔Ⅰ〕 地方自治法（昭和22年法律第67号）抜すい

（財政状況の公表等）

第243条の3略

2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

（注） 「第221条第3項の法人」とは、次に掲げるものである。

- （1） 普通地方公共団体が設立した地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社並びに普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している民法第34条の法人、株式会社及び有限会社
- （2） 普通地方公共団体がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上に相当する額以上の債務（借入金の元金若しくは利子の支払の保障又は損失補償を行うこと等）を負担している民法第34条の法人、株式会社及び有限会社

〔Ⅱ〕 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）抜すい

（法人の経営状況を説明する書類）

第173条 地方自治法第243条の3第2項に規定する政令で定めるその経営状況を説明する書類は、当該法人の毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類とする。

- 議長（柳瀬美樹君） 報告の説明を願います。
- 用地担当参事（岩井益一君） ただいま御上程いただきました報告第1号「和泉市土地開発公社昭和53事業年度事業計画書類提出について」の御説明を申し上げます。

まず、土地開発公社の運営につきましては、さきに御議決を賜りました昭和53年度和泉市一般会計予算の執行方針に基づき、効率的な資金運用と、諸事業を効果的かつ円滑に実施するために必要な用地の取得及び処分並びに関連する諸事業を、市長部局との密接な連携を保ちつつ、全力を上げて厳正に業務を執行する決意でございます。

また、土地開発公社の運営につきましては、市議会を初め、住民各位からの厳しい御批判、御指摘のあった点を謙虚に反省し、公社経営の当面の緊急課題解決に当たりましては、最近の社会経済情勢の推移から、経営圧迫の要因となっている資産を、行政の主体的指導をもって計画的処分により投下資金の回収を図り、借入金の減少と金利負担の経減に最大の努力をいたします。御指導、御鞭撻を伏してお願いを申し上げます。

それでは、内容の御説明を申し上げます。別冊の公社予算書の1ページをお開き願います。

第1条は、総則でございます。

第2条は、収入支出予算の総額及び款項の区分と金額を定めるものでございまして、昭和53事業年度における予算の総額を収入支出それぞれ84億1600万4000円とし、その内訳は、第1表のとおりであります。前年度当初予算額に比較して10億4631万1000円の減額で、約11%の減でございます。

第3条は、借入金の限度額を定めるものでございます。これはさきに御可決賜りました一般会計の債務負担及び債務保証に基づく事業を執行するに必要な資金を借り入れにより調達するもので、本年度は、限度額36億4500万円と定めるものでございます。

次に、予算の科目別の御説明の前に、本事業年度における事業計画の内容について御説明を申し上げます。12ページをお開き願います。

まず、公共用地の先行取得事業計画の内訳でございます。和泉市の委託事業分としては、前年度未執行に終わりました(仮称)郷荘小学校の新設用地、前年度からの継続事業として、(仮称)池上小学校新設用地として1万9071平米を初め、環境改善整備事業に係る用地として1万7926平米並びに公法に基づく買い上げ用地等で1000平米、合計3万7997平米を33億6924万4000円でもって取得しようとするものであります。

次に、すでに先行取得いたしております用地等の処分計画でございます。12ページでございます。市施行分の公共事業用地として、住宅地区改良事業に係る住宅建設用地1万1463平米を初め、公園用地、道路用地、南池田小学校体育館新設用地等として、合計で5326平米を19億6951万1000円で譲渡を予定いたしました。また、公共事業に係る代替用地等として、5万6041平米を22億9547万8000円でもって関係者へ分譲を予定いたしました。

なお、さきに申し上げましたように、保有資産の処分について、効果的に処分するため全力を注ぎます。

次に、先行取得した用地を学校建設事業及び換地対策事業等に資するため、適正な整備水準による宅地造成工事を施行するもので、2万6700平米を9254万円の経費で予定いたし

ました。

なお、事業の執行に当たっては、都市計画等関係法令に整合するよう、市長部局との十分なる調整を前提といたします。

引き続きまして、これら事業を執行するに必要な予算の大綱について御説明を申し上げます。5ページでございます。

まず、支出の部でございます。市委託先行取得事業である環境改善整備事業用地、学校用地、公共用地等の取得に必要な経費として33億7624万4000円を、土地造成費として、(仮称)池上小学校用地造成工事費4554万円、換地対策事業用地工事費延べ2万6700平米の造成工事費7754万円、土地造成工事に伴う実施設計委託料で500万円、(仮称)池上小学校新設用地等の遺跡調査費1500万円をそれぞれ計上し、第1款の事業費34億7378万4000円と相なり、前年度当初予算額と比較いたしますと9億8480万9000円の減額でございます、22%の減でございます。

第2款(7ページ)の管理費でございますが、これは用地取得業務及び財産管理業務並びに工事施行業務等に関連する間接経費でございます、その主なものは、職員給料等の人件費で1億8922万円を計上いたしました。前年度当初予算額と比較いたしますと1849万8000円の増加となりますが、その主なものは、52年度人事院勧告による給与改定に伴う職員給与の増額でございます。

9ページの第3款、借入金償還金として42億5000万円を計上いたしました、その内訳は、残債借入金及び本年度新規借入金に対する支払利息として9億5000万円、元金償還金として33億円を予定いたしました。

なお、金利負担の軽減を図るため、優良市場からの資金導入等の開拓と相まって、資金の効率的な運用を第1義として財政再建に当たるとともに、借り入れ利率につきましても、これの軽減に一層の努力を重ねます。

第4款、予備費に300万円を、第5款、次年度への繰越金、これは54年3月末日現在の現金預金及び未収金の予定額から、未払金予定額を差し引いた額に相当するものでございますが、予算額として5億円を計上させていただき、支出の合計額は、84億1600万4000円と相なる次第でございます。

引き続きまして、これらの支出予算を随います収入予算の主たる内容について御説明を申し上げます。4ページをお開き願います。

まず、第1款の事業収入につきましては、さきに申し上げました事業計画に基づく土地建物等売却収入として、42億6498万9000円を計上いたしました、なお一層の収入増加

を図るため、関係機関と協議を重ねます。

次に、第2款、借入金として、36億4500万円を計上いたしました。これはさきの支出予算の合計額から、収入予算の事業収入及び第3款の事業外収入601万5000円並びに第4款、前年度からの繰越金5億円を加えた収入額を差し引いた不足額に相当する金額を、借入れにより賄おうとするものでございます。

なお、本借入れにより53事業年度末の借入金残金は、122億7400万円に達するものと見込まれ、52事業年度末の見込み額と比較いたしますと、3億4500万円の増加となりますが、その主たる理由は、学校用地取得費10億4830万1000円の土地売り払いが、54事業年度以降になるためでございます。

また、年度内の資金運用をより効率的に図ることにより、可能な限り新規借入金の増加を防ぐ所存でございます。

以上、収入予算合計84億1600万4000円と相なり、支出予算合計額と均衡いたします。

なお、11ページに資金計画書、14ページ以降に予定損益計算書、予定貸借対照表を添付させていただいておりますので、御参照いただきたいと思います。

終わりに、昌頭に申し述べました公社運営のより健全化と早期再建にあらゆる努力を尽くすことを重ねてお誓いし、報告第1号の御説明を終わります。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 21番（直村静二君） さしあたり、この予算書によりますと、52年度末の赤字1億3021万4000円、そして、53年度末が1億1375万6000円と下がっている。ちょっと赤字が減るという計算が出てる。そうすると、今後、さらに赤字が出ると予想してるのに、それほど出ないということですね。若干減るといのは、いわゆる不良土地の売却がうんともうかるという計算でやったのか、これがまず1点。あとまだ2、3点あります。
- 議長（柳瀬美樹君） 答弁。
- 用地担当参事（岩井益一君） お答えいたします。

まず第1点、14ページの損益計算書の当年度純損失が昭和53年3月末で1億3021万4000円、54年3月末では、1億1375万6000円と若干減るのではないかという御指摘でございます。この点につきましては、まず、53年3月末につきましては、一応、現在の段階では、いわゆる経常損失に対する赤字見込みでございまして、保有財産処分に伴う臨時損失といえますか、特別損失といえますか、その点は織り込んでございませぬ。したがって、この分については、実際の経常損失見込み額というふうに御理解いただきたいと思います。

それから、54年3月末の損益計算書、確かに計数的には御指摘のとおり、下がるわけですが、この分についても、一応、経常損失だけを見た損失見込み額でございまして、実際問題といたしまして、53年度につきましては、土地建物売却収入を23億2268万9000円計上させていただいております。これはほぼ決算に近い数字でございまして、ここから左の欄の売却原価と事務管理費が出てますが、それとの対比で出てきた数字でございます。

それから、54年3月末につきましては、一応、いまのところは、42億6498万9000円の売却収入を見込んでますので、こういう事情から、確かに数字面においては減少するわけですが、実際は厳しく見詰めていかなければならない、かように申し上げたいと思います。

- 21番(直村静二君) 私も公社特別委員の1人ですから、余り詳しく言いたくないんですが、基本的な点は明らかにしてほしいということで質問しました。

次は、12ページの環境改善整備事業用地1万7926平米、これを先行取得するのに22億、つまり坪40万8000円、ということは、環境改善は坪40万8000円で買収するんだ、こういう単純計算になりますね。そうすると、同じ12ページの下の改良住宅用地は坪46万8000円、6万円の差が出てくる。金利、一般管理費を加えて6万円高く売ったり買ったりするのか、その点の説明をしてもらいたい。

- 用地担当参事(中西淳富君) ただいまの環境改善整備事業用地1万7926平米のほかに不良住宅の補償151戸分を予定いたしてございまして、すべて22億2094万3000円が宅地の価格ではございません。不良住宅の補償というのも加味してございます。

下の改良住宅用地では、不良住宅16戸、良住宅2戸、もう1つは、第4団地分の不良住宅142戸、その合計でございます。

- 21番(直村静二君) 市長ね、なぜこの質問したかと言うと、こういう予算ではどんぶり勘定で、いちいち指摘して、初めてこの中に良とか不良とかが入ってるということがわかる。市長に提言したいが、これからの予算関係については3つに区分してほしい。たとえば簡単に言いますと、まず、不良用地の売却分という項目を挙げてもらいたい。それから、学校用地、公共用地とか、明らかに売り渡してできる目的のはっきりしたものを2番目に、同和関連は一貫してね。そうしないと、質問して、初めて実はこうなってるのかということでは困ると思うんです。前からの問題ですので、こんなどんぶり勘定で、聞かんとわからない。幸い、特別委員会があるのでわかっていますが、いま問題になってる公社の用地問題については、少なくとも3つに分けて出してもらわないかん。

それはひとつ後でお答え願うとして、さて、ここで出ております売却分22億、先般も質問したがお答えがなかったが、ぜひ答えてもらわないかん。22億のうち1億余、物件は7件と

いう限定ができるかどうか、はっきり教えてください。この間の市長の答弁では、一般質問で道義的責任しかない。あとは全部やめたり死んでもうた、残ってるのは道義的責任だよね。どの部分売るのかということまではっきりしてもらわんと困る。ここではちょっと分けて前進してはいますがね。

○ 助役（坂口礼之助君） 私からお答えいたします。

12ページの事業計画につきまして、8種類に仕分けするようという御指摘でございますが、事業計画では、そのように集約して記載してございますが、5ページの収入支出予算の支出の部をごらんいただきましたら、環境改善整備事業用地の総事業費22億余ですが、説明では、土地とか建物の金額、そのうちの物件の補償費は幾らと仕分けいたしてございます。学校用地並びに公共用地についても、それぞれ説明の点を細かく記載いたしてございますので、ひとつこの点で御理解賜りたいと思います。

それから、第2点の土地売却収入で予定しているうちの換地対策等の用地の明細について、本席で説明せよという御意見でございますが、特別委員会で私からもお願い申し上げましたように、いわゆる売却を予定いたしております物件は、この積算の基礎として持っております。しかし、いわゆる公共的な目的を持った土地として取得してまいった用地でございます。まず、その前段で公共目的の廃止の手続が必要でございます。いわゆる公共目的を廃止いたしまして、普通財産という性格のものにしてから、初めて一般売却するということが考えられるわけでございます。

なお、事前に細かい内容を御説明申し上げますと、売却に伴う諸般の問題がからんでまいりますので、本件につきましては、この積算基礎に予定しております物件は7件であるということと御理解賜りたいと思います。

○ 21番（直村静二君） 7件は大体すべて不良物件が入ってるということに解釈してええわけですね。今年度の売り上げ42億、そのうち22億、約半分は当てにならない、売り先がない。その1億何ぼだけが同和関係であるということを含んでますね。

また、特別委員会でも追及しますが、市長にお聞きしたいが、先ほどの道義的責任、私は正直言ってわかりません。昭和46年に買ったものが不良用地として残っている、49年も不良用地として残っているという点、少なくとも、協会から公社へ変わった当時から、どなたが退職。死亡されたか。あなたの答弁では、死んだり、退職されたりでひっかかるものがない。あなたは最近の人ですから、前は知りませんが、そういう道義的責任とあっさりおっしゃる。いままで8役やった方で、どなたが死んで、また、退職されたか、道義的責任はとってもらわないのか。口で道義的責任があります、と言うだけではね。これから不良債務として出てくるので、

一定の社会的制裁、市民的批判、行政的な処罰なり、ありとあらゆる責任で道義的責任を果たしてもらわないかん。この前のあなたの答弁では、西川局長の専務理事が課長になった、それでしまいと。そんな専務理事を課長に処分したぐらいで済まないと思うんです。何と言ったって職員、その上にはったえらい人がね、その部下だったんですからね。それでしまいとはね。

46年と49年に3役の方、はっきりと氏名は記録として出してもらって、その人については追及できません、職員ではありません、ということにしてもらわんといかん。すべての責任は、西川局長を降等して終わり、赤字は出ました、ということではね。あなたがどんな発想で道義的責任と言ってるんか知らんが、3役と明快におっしゃったからね。死亡されたり、退職とかおっしゃいましたが、7件の物件がはっきり出る。赤字は経常の赤字だ、あと何ぼ出るかわからんということですが、西川局長の降等降格処分、あと3役については道義的責任の報告することができないのか。

○ 議長（柳瀬美樹君） 坂上君。

○ 28番（坂上国治君） 関連です。先ほど不良という名前のついた土地の処分ということで、その不良と名前のついた土地は、どこどこかということを確認に教えてほしいと思うんです。仮に、私が市の方に買収された土地も不良の中へ入ってるのかどうか。そこらの辺も一遍お聞かせ願いたい。御答弁のいかんによっては、突っ込んでお聞きしたいと思います。

○ 助役（坂口礼之助君） 坂上議員さんのちょっと不良と申しあげましたことは、不用でございまして、公共目的が廃止されて、公共事業としては不用になる土地という意味でございまして、不良という土地は持ってございませぬ。すべて公共目的を持って一応買ってございまして、その予定しておりました公共用地の張りつけがなくなったので、公共事業には不用になった土地という意味でございまして。したがって、現時点では、まだ、公共目的がきちんと廃止されておられない現状でございまして、内容等については申しあげがたい、とお答えしたわけでございまして。公共の目的が廃止されることによって、初めて不用な土地になるという手順を追わなければならないと思います。その点で現時点では、公共目的の廃止を先にやっていただくように、順を追って事を進めていくということですが、決して不良という土地はございませぬ。私の説明がそのように聞かれたということではございませぬ、これは全くの誤りでございまして、改めて御訂正を申しあげたいと思います。

○ 28番（坂上国治君） 私の聞き間違いであったかもわかりませんが、いろんな問題について、私も若干申しあげたいことがあるのですが、いま、他の議員さんの質問中でございまして、また、後からさせていただきます。

○ 21番(直村静二君) 不良とか不用といっても、事務上、法的な面でのことであって、不良な土地はありませんと言うが、青少年総合グラウンド、あれは不良じゃないんですか、売り先がないんでしょう。損失分でしょう。そういう点で、不良とか不用とかは、手続上の公共用地の廃止をしてから、ということでしょう。

市長、道義的責任と言うが、西川局長を降格しただけで終わり、私の質問したように8役まで、退職したり死亡された人のほかに残ってる人、これはあなたの権限でいけるんじゃないか。

○ 市長(池田忠雄君) お答え申し上げたいと存じます。

一般の一般質問で本件についてもお尋ねがございました。私の方からお答えさせていただいたのでございます。確かに私、お答え申し上げましたように、いろいろと前回の特別委員会の中で御精査をいただいてまいりました。いろいろと行き届かない点が多々あった中で、一定の当時の西川局長を処分させていただいたわけでございます。

それだけでいいのかという御質問の御趣旨でございます。私なりに種々あらゆる面から検討させていただいたわけでございますが、問題は、当時の諸事情から判断いたしまして、46年当時は土地騰貴の時点でございまして、非常に値上がりがきつい時期であったので、当時の開発協会といたしましては、迅速な土地取得を要するというので、いちいち理事会に諮って取得することではなく、当時の8役で迅速に執行していくという申し合わせもあったことは事実でございます。そういう意味合いから、その当時の8役で迅速な土地取得を行ってこれたという経過もあるわけでございます。

したがって、当時の公社の理事の責任についてのお尋ねでございますが、1人の局長の処分だけでいいのかのお尋ねでございますが、いろいろ法的な面など、あらゆる面を精査検討させていただきましたが、当時の状況、そうした取り決め等からいたしまして、他の理事について処分するということは、至難なことでございます。その当時から担当しておりました、執行してまいりました局長については、計画性、綿密さを欠いたということで、一定の処分をさせていただいたのでございます。

もちろん、私も理事会で嚴重注意もし、また、理事会としても猛反省しておりまして、何とか処分に向かって邁進することによって襟を正す中で、公社を再建してまいりたいという決議もさせていただいてるわけでございます。その後、いろいろ特別委員会にも引き続いて御指導、御協議をいただいとるところでございまして、肝に銘じて執行に当たってまいりたいという決議の上に立って、再建に取り組んでる最中でございます。

したがって、他の理事に対する処分については、処分権者としての市長の立場では、当時の状況からして処分の対象にならない、至難であるという見解を申し上げた次第でございます。

道義的な責任については、これから一生懸命公社運営を適正に行う中で、財産処分等によって公社の健全化を期してまいりたい、こういう立場でございますので、御賢察賜りたく存じます。

○ 21番(直村静二君) 意見だけ。問題は、46年と49年の2回やってるからです。連続してますから、そう簡単に処分できない、至難だけだというだけでは片づかないと思ってますから、今後ともこういう赤字が出てくる、その責任、結着のつけ方については、あなたも腹に締めてもらいたいと思います。

○ 議長(柳瀬美樹君) 他に。

○ 12番(藤原要馬君) 一言、ここで申し上げておかなければならないと思いますが、私は46年当時、副理事長をしておりました。しかし、私たちの購入した土地では、不用なものは1つもないわけです。すべて市長から要請があったものを買ってます。それが不用というのは、納得いかないと思います。

私の責任となると、どういうことになるのか知りませんが、処分方法となると、どういう処分を行うのかわかりませんが、はっきり処分対象になるなれば、処分していただいて結構です。処分対象として、どういう方法で処分になるのか、はっきりお教え願いたい。

市長が私を処分できないだろうと思しますので、委員会には、当時の自分の適切なる指導監督しておらなかった、皆さんに御迷惑をかけました、ということで一応、謝罪してあるはずです。議会から選出された副理事長として、46年当時のものが、われわれが去ってからも残ってきたことに問題が出てきたので、早急に処分しなければならない、やれと言ったのにやらなかった。府のグラウンドとしてできん場合は、市のグラウンドとしてやります、ということが要請書の中にあるじゃないですか。なぜ市が青少年のグラウンドとしてやらなかったか、これは1つの問題があると思うんです。それを放置して、当時のわれわれに責任を課するのほもってのほかだと思います。はっきりしてください。いつまでも、こんな、何か責任を問われるようなことでは困ると思しますので、私に責任があって処分対象になるなれば、大いにしていただいて結構です。これだけ申し上げておきます。

○ 議長(柳瀬美樹君) お諮りいたします。ここで休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないようですので、暫時休憩いたします。

(午後3時10分休憩)

○

(午後 4時再開)

- 議長(柳瀬美樹君) 休憩前に引き続き会議を続行いたします。
- 28番(坂上国治君) 休憩前にいろいろ各議員さんから発言があった公社の問題について、ちょっと市長さんにお伺いしたいと思います。

一般質問を通じていろいろ各議員からも指摘があったとおり、現在の公社の先ほども言い違いか、聞き間違いかも知れませんが、私は、確かに不良と聞いたが、それは不用地やったということがあったんですが、その物件を今後、どうしても処分しなければならぬ現状やと思うんです。ところが、その処分が現在に至るもまだなかなかできないというのが実態やと思うんです。なぜできないかという問題については、先般も市長に申し上げたと思うんです。

市長は手前勝手な答弁で、いつも3役云々と言ってるわけですが、私は、そうやないと思うんです。これは仮に決裁に判を押したのか、押してないのか知らんが、私は、理事という名のついた人の連帯責任やと思うんです。法的に云々と言われてますが、しからば、前の西川局長は法的にどうなるんか。恐らく法的にどうこうということではなく、市長の配慮でやったと思うんです。せやから、他の死んだ人とか、あんたの部下以外の人は、絶対にあんたは処分する資格はないと思うんです。

だから、私が前回は申し上げましたように、できるだけそういうふうにして、軽い、重いは別として、これは処分に値するんじゃないかということをお願いしたと思うんです。そして、いよいよ皆が一致協力して、この開発公社の土地問題については、このままの状態ではおけばだんだん金利もかさんでくるんやから、ひとつ市長もここまで思い切った全理事に対して処分したんだ、だから、ひとつ皆さんも協力して、ということで、われわれも皆さんに呼びかけて、ともにこの土地を売却していくように力を入れようやないかということをお願いした。それが私の趣旨やったと思うんです。

ところが現段階では、ほかの人はそれに値しないんだということで、西川前局長1人だけの処分、さらに、先ほども聞いたところ、くどくどと法的にはどうだ、云々ということです。私が申し上げたように、法的には、いかに市長といえども、西川局長にそれだけの法的な処分はできないと思う。あんたがやったんだろうということを申し上げたんです。

これは皆が早く売りなさい、売りなさい、大きな損やということはわかってるんです。ところがいまの段階では、売りなさい、しかし、損して売ってもろうたら困りますよ、というひもがついてる、ひもつきですわ。損して売らんようにしてくれという、売れんわけですわ。だから、市長がこれをどういうふうにして、皆が全会一致で歩み寄って売らんかんことはわかってる。そしたら、どうなるかくらいは考えてほしいと思う。このままの状態ですら、いつ

までたっても、売rinaさい、しかし、損して売ったらいけませんよ、という言葉が絶えず出てくると思う。それをなくすためにどうしたらええのかということをも十分考えてほしいと思うんです。

それで深くは申しません。時間も相当経過してますし、予算委員会も長い間やったことで皆さんもお疲れやと思いますので、市長の今後、こういうふうにしていきたいという所信をひとつ聞かせていただき、できるだけ納得していきたいと思いますが、答弁いかんによっては、また、質問させてもらうことにして、ひとつ市長の所信をお聞かせ願いたいと思います。

○ 議長（柳瀬美樹君） 市長。

○ 市長（池田忠雄君） 事をわけての御質問でまことに痛み入ります。おっしゃるとおり、私たち公社の理事会といたしましては、こうした諸問題について、議会の皆さん方に煩わしてまいりました経過がございます。こうした上にとつて、何とか全力を挙げて公社の再建に当たってまいりたい、こういう決意でございまして、現在、公社の特別委員会にもるる御相談させていただきながら再建に当たっている矢先でございます。

おっしゃるとおり、その当時の理事としても、道義的責任は痛感しておるわけでございます。人事処分についての過般来のお尋ねでございましたが、法的な問題、いろんな意味からして、人事処分として該当するのはむづかしい、できないというふうに私、申し上げてまいったわけでございます。

しかし、いま道義的責任を痛感している中、これからの公社の再建にどう当たるか、そのためには、何らかの措置が必要ではないかという御指摘でございます。十二分に御趣旨のほどを体してよく検討させていただきたい、こういうように存じます。

なお、特別委員会でもいろいろ煩わし、協議させていただきまますとともに、また、特別委員さんもおられますのでよく協議させていただきたい、かよう存じておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○ 28番（坂上国治君） いま、答弁をいただきましたが、これからひとつ、ということですが、先般私が申し上げましたときに、仮に市長がこれをまともに受けて、そして、そういう行動をとっておったとしたら、もうそんなもんは早く済んでしもうて、鳥も鳥も飛んでしもうて、現在は、その不用地の何ぼかは恐らく売却されてあるだろうと思うんです。これはまあ、言うてみたら、市長の場合は螢光灯みたいなもので、ちょっと遅かったと思うんです。だから、いまからだんだんおくれることによって、大きな金利がかさんでいくんだということを十分踏まえて、ひとつ特別委員の皆さんとも協議の上、できるだけ早いこと、そういう不用地については処分し、金利のかさまないような方法に考えていっていただきたい。

しかし、こう申し上げながらも、私はどうも不安なんです。受け返事はええんやけど、肝に銘じてとかどうとかね、非常に実行力に乏しいという点だけ、非常に私は懸念するものでありますけれども、今度こそは、いよいよ肝に銘じてということ聞いてますので、ひとつそれを信用しておきます。よろしく願いしておきます。これで私、要望にとどめて終わります。

- 議長（柳瀬美樹君） 成田君。
- 8番（成田秀益君） 簡単にやります。

7物件を処分するということですが、どこですか。物件の名称は言えんということならしょうまへんが……。

なぜそれを聞いたかと言いますと、その当時は行政目的で買収した。いわゆる租税特別措置法の税法上の問題が生まれてくると思う。5年以上たつてると、まあ、時効ということもあるでしょうが、5年以内となると、何千万円かの基礎控除の税金の還付をだれがするんか、元の地主さんは恐らくせんだろうと思う。行政財産を普通財産に切りかえないきませんし、必ず5年以内なら、税務署にも皆書類があると思います。そういうことになってきたときにどう扱うか。ひょっとすると、還付せないかんことが起こるんじゃないか。私、素人でよくわからないんですが、その点どうなんですか。

- 議長（柳瀬美樹君） 答弁。
- 助役（坂口礼之助君） 私からお答えいたします。

行政目的が不用になったものを、普通財産として処分する形態をとっていかざるを得ないという、1つの手続上の問題でございます。しかし、われわれの方では、処分する段階では、できるだけ仮に目的が変わっても、公共あるいは公的な機関によってこの土地を考えていただくことを主眼に考えていきたいと思っております。特別委員会でもいろいろ御指摘を受け、むやみやたらに売るという考え方はすべきでないという強い御指摘もございます。したがって、原則的には、そういう公共目的に使用していただけるように、あるいは公共的な団体に利用方法を考えていきたい形で処分を考えております。

しかし、普通財産として処分せざるを得ない物件が出るかもしれません。その段階では、そのケース、ケースに応じて当然、事前に国税局とも協議を整え、特別措置法の適用云々の問題についても、事前協議を整えていくという考え方でございます。監督官庁から、そのような御指導をいただいております。旧地主さんに御迷惑をかけることのないように配慮させていただきたいと存じます。

- 8番（成田秀益君） その点については、専門的に研究されておることと思いますが、少なくとも緊急度、必要度の高いものから行政財産として買収するわけでしょう。学校用地なんか、

4月までに開校せないかん場合は、10万円でも12万円でも、緊急の場合は買う。それでも議会は納得するだろうと思う。

今度の場合はその逆で、たとえば消防の用地なんか4カ所ぐらい、その目的で買ったケースがあったと思うんです。これなんか、非常に行政姿勢としては問題があるんじゃないかと常々思っていたんですが、私は委員を退いておりますので、その後についてはわかりませんが、これは行政の責任、行政財産を普通財産に落とすことは問題があると思うんです。その辺についての見解をひとつ、市長、助役さんはよく御存知だと思いますので……。

- 助役（坂口礼之助君） 消防署の関係で4カ所も買うてあるという御指摘ですが、私は、そういうことは、一切関知いたしてございません。行政目的を持って租税特別措置法できちんとした買った土地につきましては、当然、租税特別措置法の適用を受けてございます。消防署の用地4カ所を、租税特別措置法の適用を受けて買ったということはございません。これは私が引き継いだ後の書類精査の段階でも、そのようなことはございません。ひとつ御訂正いただきたいと思えます。

それから、御指摘の公共目的を持って買った土地を、安易に普通財産に落として処分する姿勢については、御指摘をいただくとおりでございます。本当に公共目的を持って買収した土地は、当然、公共目的に利用するように全力を挙げるべきであるという考え方は、依然として持っております。しかし現実には、議会筋からもいろいろ御指摘をいただきますように、その目的物が、目的のとおり利用されずに長年、経過してる現実でございます。やはり処理方法は、当然考えていかなければなりません。利子等もだんだん巨額に上っていく半面がございますので、やはり一定の目的を持って買われた土地でございますけれども、その目的どおり、ここ数年で使用の可能性がないと思われるものにつきましては、そうした一定の御批判がありましても、やはり普通財産に落として、公社経営の健全化を図っていくために、一般競争入札で売却していかざるを得ないというふうにご考慮しておるわけなんです。その点につきましては、特別委員会も設置していただいておりますし、安易な考え方で処分する気持はございません。委員会でも十分事前の協議を重ねながら当たっていきたく存じております。御理解いただきたいと思えます。

- 8番（成田秀益君） それでは、要望だけ申し上げておきます。

和泉市土地株式会社ではないんですから、そういう面で、不用地だから処分しなければいけないんだという、不見識な行政があってはならないと考えてるんです。今後の公社の運営、私は、公社なんかいい方いいと思ってるんですけど、そんな二重行政的なものはね。急にそんなことを言ってもどうにもなりませんから、ひとつ十分に当初方針どおり行政目的でやれるも

の、緊急度の高いものをやっていただきたいことを希望して、終わります。

○ 議長（柳瀬美樹君） 坂上君。

○ 28番（坂上國治君） ちょっと助役さんにお聞きしたいんですが、私も要望だけで終わっておこうと思ったんですが、公共の用に供するために買った土地がほとんどだと思うんです。ところが、いつまでも処分されずに不用のままでおいて持ってる。もし、仮に元の地主さんが、いわゆる所有者だった人から、それを返してほしいという場合、ほかへ売るよりも優先的に返す方途があるのかどうか。本人さんに受ける気持ちがなければ別として、受け入れ体制さえあれば、これは優先的に地主に返すのかどうか、そこら辺のことをひとつ答弁してくれますか。

○ 助役（坂口禮之助君） 答えいたします。

○ いまの御指摘でございますが、現在、和泉市の土地開発公社でどのような扱いにもっていくかにつきましては、具体的に協議はしてございませんが、国有財産などで聞いておりますと、民間から買い上げた土地が不用になった場合、元の地主さんから買い戻したいという希望があれば、一般競争入札という手続ではなく、地主さんに優先してお返しするということは、国有財産法の上ではございます。それが直ちに本市の公社の持つ土地に適用するかどうかにつきましては、ちょっと私の個人的な見解では困りますので、いずれまた、十分当該土地の処分段階で、そうしたことも勘案しながら対応していきたいと存じます。

○ 28番（坂上國治君） いま、助役さんにお聞きしたところ、自分の一丁見ではいかんと、ごもっともだと思います。それで、そういう会合のあったときなど、ひとつこういう意見があったということを十分皆さんにお諮り願ひまして、いつまでもこのままの状態であれば、私も非常に困りますので、ひとつそこらの辺を考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 他に質疑御意見ないものと認め、報告第1号を終わります。

○

○

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第21「和泉市心身障害児（者）の福祉に関する請願」を議題といたします。

請願を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

和泉市心身障害児（者）の福祉に関する請願

紹介議員

和泉市議会議員

赤 阪 和 見

和泉市議会議員

	三	井	正	光	㊟
同	田	中	包	治	㊟
同	木	下	甲子	三	㊟
同	坂	上	國	治	㊟
同	横	田	憲治	郎	㊟
同	大	谷	昌	幸	㊟
同	藤	原	利	一	㊟
同	成	田	秀	益	㊟
同	仁	井		明	㊟
同	貝	淵	博	治	㊟
同	竹	内	修	一	㊟
同	山	口	義	一	㊟
同	寺	田		茂	㊟
同	直	村	静	二	㊟
同	竹	下	義	章	㊟
同	橋	本	佳	行	㊟
同	金	沢		勝	㊟
同	上	代	卯	之松	㊟

和泉市心身障害児（者）の福祉に関する請願

(請願の主旨)

1. 多目的小規模通所センターへの助成金の交付
2. 心身障害児（者）の対策審議会の設置

(請願理由)

貴職に於かれましては、私ら親の会の主旨に御賛同下され御厚礼申し上げます。

就きましては、私らの子弟が養護学校を卒業したが職につけない者や、在宅重症者に社会参加の喜びを与える多目的小規模通所センターは、岸和田市、河内長野市を初め、各市ですで行っています。又大阪府が53年度予算案に新規事業の一つとして府下6ヶ所のセンターにその運営費を助成すると発表、市当局が認めているセンターに限るとあります。私ら親達はこの目的を達成するため、会が自力でセンターの設置に只今取り組んで居ります。小規模と雖も障害児の生きがいを満たすべく努力致して居ります。

又心身障害児（者）の障害度、障害種別、家庭事情等々各人各様のケースが異って居りますので、専門の対策審議会の設置を願ひ、私らのよき相談相手に成って載く事を切望し、市議会に対し請願申上げる次第であります。

昭和53年3月29日

和泉市心身障害児（者）

手をつなぐ親の会

代表者 山下 宜 男 ㊟

代表者 森 本 和 見 ㊟

他 2,949名

和泉市議会議長

柳 瀬 美 樹 殿

- 議長（柳瀬美樹君） 紹介議員の趣旨説明を簡単に願ひます。
- 13番（赤阪和見君） 社会的ハンデを背負った青少年が、施設卒業後、各家庭に閉じ込めり、学校で身につけた教育、療育、養育が日に日に後退していくのは、親として見るに忍びないことであります。

本市におきましても、小規模ながらも多目的な通所センターをつくらうとしております。何とぞ皆様方の温かい御支援をよろしくお願い申し上げるとともに、本請願の御採択のほどを切にお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

本件につきましては、十分な調査検討の必要があると思ひますので、所管の委員会に付託し、閉会後も審査を賜りたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、本件を厚生文教委員会に付託することに決めます。委員の皆さんには、まことに御苦勞でございますが、よろしく願ひいたします。

○

- 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第22「元号制の法制化に関する決議」を議題といたしま

す。

決議文を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

決議第1号

元号制の法制化に関する決議

上記の議案を別紙のとおり提出する。

昭和53年3月29日提出

和泉市議会議員

仁	井	明
三	井	正光
上	代	卯之松
竹	内	修一
田	中	包治
池	辺	秀夫
貝	淵	博治
藤	原	要馬
金	沢	勝
藤	原	利一
大	谷	昌幸
坂	上	國治
成	田	秀益
山	口	義一
松	下	定

元号制の法制化に関する決議

明治・大正・昭和という我が国の元号（一世一元）制は、戦後新皇室典範制度のため、その法的根拠が曖昧なまま今日に至っております。

「大化」以来、1,300有余年、絶えることなく続いてきた元号は、天皇を象徴とする独立国日本の伝統であり、国民統合の重要な柱であります。よって元号制を速やかに法文化されるよう強く要望する。

昭和53年3月29日

和泉市議会

- 議長（柳瀬美樹君） 提案の趣旨説明を簡単に願います。
- 5番（仁井明君） 「元号制の法制化に関する決議」につきまして、局長の朗読どおりでございますので、議員の皆さん方には、何とぞよろしく願います。
- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 1番（寺田茂君） いま、上程されましたこの決議につきましては、共産党はこの決議に対して、国民投票の重要な柱が、まず、民主主義を一段と進めることにあると考えております。私たち日本民族の歴史が、大きな意義のあるものと思われております。
また御承知のように、あの痛ましい一連の侵略戦争は、天皇を象徴することによって引き起こされた、大きな間違いであったというふうに考えております。この法制化の問題につきましては、天皇制を誇大視した、象徴した決議というふうに思いますので、共産党は反対の立場を表しまして、裁決をお願いしたいと思います。
- 議長（柳瀬美樹君） 本件について反対意見がありますので、挙手により採決いたします。本件について、決議することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数でありますので、決議第1号を原案どおり決議することに決めます。

○

- 議長（柳瀬美樹君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました議案審議が全部終了いたしました。

この際、お諮りいたします。本定例会はこれにて閉会いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、本定例会を閉会することに決めます。

○

- 議長（柳瀬美樹君） この際、市長のあいさつを願います。

（市長あいさつ）

- 市長（池田忠雄君） 閉会に当たりまして一言、御礼を申し上げます。

去る10日に本年第1回定例会をお願い申し上げ、昭和53年度一般会計予算を初め特別会計、企業会計各予算と、これに関連いたします条例制定等、多数の重要議案を御提案申し上げ

ましたところ、議員の皆様方には、公私とも御繁忙の折にもかかわりませず、長期間にわたり慎重御審議を賜り、御可決、御承認をいただきましたことを衷心より厚く御礼を申し上げる次第でございます。

なおまた、予算委員会の皆さんには、お疲れのところ連日にわたり御審議を煩わし、深く感謝申し上げます。

ここに成立を見ました昭和53年度予算によりまして、市政各般にわたり所期の施策を推進し、市政の進展と市民福祉の向上発展に寄与してまいりたいと念願するものでございます。

本議会を通じ、あるいは予算委員会の審議の過程におきまして、御指摘をいただきました諸事項、御要望に対しましては、十分これを尊重させていただき、特に各団体等に対する補助金について、早急に所定の手続を経て対処してまいりたいと存じます。今後の予算執行に当たりましては、私はもちろん、職員一同打って一丸となり、御意見を体して遺憾なきよう慎重を期してまいる所存でございます。議員の皆様方におかれましても、市政運営について、今後、なお一層の御支援、御協力をお寄せ賜りますよう、お願い申し上げます。

終わりに、皆様方のますますの御健康と御活躍を祈念いたしまして、はなはだ簡単でございますが、心を込めての御礼のごあいさつといたします。どうも本当にありがとうございました。

○

(議長あいさつ)

○ 議長(柳瀬美樹君) 一言、御礼を申し上げます。

本定例会は、去る10日開会以来、20日間の長期にわたり昭和53年度当初予算並びに関連議案など多数の重要議案の審議に当たりまして、議員の皆様方には、公私きわめて御多用中にもかかわらず、連日にわたり慎重御審議を賜りましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。

なお、予算特別委員の皆様方には、お疲れのところ、当初予算を初め関連の全議案を慎重審議のため数日、時間延長を願い、夜遅くまで御審議をいただき、昨日、終了していただきましたことありがとうございます。

ここで理事者に一言、申し上げておきますが、議会の都度たびたび注意し、各議員さんからも強い指摘のあった答弁は、今後は、ないように心がけてもらいたいと思います。提案する限りは、十分研究した上、自信のある議案を提案していただくよう、お願い申し上げます。特に53年度は財政危機に直面している中、精査検討されていることと思いますが、再三指摘されているようにまだまだ不十分であり、今後、これらを十分配慮されるよう要望いたします。

本定例会を通じて、議長として、不手際な点多々あったことと思いますが、御協力のおかげをもちまして本日、閉会の運びに至りましたことを感謝申し上げます。あいさつにかえる次

第でございます。長期間まことにありがとうございました。

(午後4時37分閉会)



会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

和泉市議会議長

〃 副議長

〃 署名議員

〃 署名議員

〃 署名議員